DS
835
T57
1914
V.2

CHENG YU TUNG
EAST ASIAN LIBRARY
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY
130 St. George Street
8th FLOOR
TORONTO, CANADA M5S 1A5

Digitized by the Internet Archive
in 2011 with funding from
University of Toronto

http://www.archive.org/details/yakubundainihons02toku

譯文大日本史

貳

鈴木藏書
No.
1462

DS
835
T57
1914
V. 2

LIBRARY
FEB 15 1967
UNIVERSITY OF TORONTO

譯文大日本史第二册目次

卷の四十一

本紀第四十一

後朱雀天皇……一

卷の四十二

本紀第四十二

後冷泉天皇……八

卷の四十三

本紀第四十三

後三條天皇……二一

卷の四十四

本紀第四十四

白河天皇……三〇
卷の四十五
本紀第四十五
堀河天皇……四六
卷の四十六
本紀第四十六
鳥羽天皇……六九
卷の四十七
本紀第四十七
崇德天皇……八九
卷の四十八
本紀第四十八

近衛天皇……一一二
卷の四十九
本紀第四十九
後白河天皇……一二六
卷の五十
本紀第五十
三條天皇……一三九
卷の五十一
本紀第五十一
六條天皇……一四九
卷の五十二
本紀第五十二

高倉天皇……一五四
卷の五十三
本紀第五十三
安德天皇……一八〇
卷の五十四
本紀第五十四
後鳥羽天皇……一九六
卷の五十五
本紀第五十五
土御門天皇……二二四
卷の五十六
本紀第五十六

順德天皇……二三八

卷の五十七

本紀第五十七

仲恭天皇……二五一

卷の五十八

本紀第五十八

後堀河天皇……二五六

卷の五十九

本紀第五十九

四條天皇……二六八

卷の六十

本紀第六十

後嵯峨天皇……二八〇
卷の六十一
本紀第六十一
後深草天皇……二九〇
卷の六十二
本紀第六十二
龜山天皇……三〇九
卷の六十三
本紀第六十三
後宇多天皇……三二四
卷の六十四
本紀第六十四

伏見天皇……三三六
卷の六十五
本紀第六十五
後伏見天皇……三四九
卷の六十六
本紀第六十六
後二條天皇……三五三
卷の六十七
本紀第六十七
花園天皇……三六一
卷の六十八
本紀第六十八

後醍醐天皇…上……三六九

卷の六十九

本紀第六十九

後醍醐天皇…下……三九一

卷の七十

本紀第七十

後村上天皇……四〇七

卷の七十一

本紀第七十一

長慶天皇……四二七

後龜山天皇……四二九

卷の七十二

本紀第七十二
後小松天皇…上……四三五
卷の七十三
本紀第七十三
後小松天皇…下……四五八
卷の七十四
列傳第一
后妃一
神武媛蹈鞴五十鈴媛皇后……四七〇
妃吾平津媛……四七〇
綏靖五十鈴依媛皇后……四七〇
安寧渟名底仲媛皇后……四七〇
懿德天豐津媛皇后……四七一
孝昭世襲足媛皇后……四七一
孝安押媛皇后……四七一
孝靈細媛皇后……四七一

妃倭國香媛……四七一
妃絚某弟……四七一
春日千千速眞若媛……四七一
孝元鬱色謎皇后……四七二
妃埴安媛……四七二
開化伊香色謎皇后……四七二
妃丹波竹野媛……四七二
妃姥津媛……四七二
鸇媛……四七二
崇神御間城媛皇后……四七二
妃遠津年魚眼眼妙媛……四七二
妃尾張大海媛……四七二
垂仁狹穗姫皇后……四七三
日葉酢媛皇后……四七四
妃渟葉田瓊入媛……四七五
妃眞砥野媛……四七五
妃薊瓊入媛……四七五
迦具夜媛……四七五
苅幡戸邊……四七五
弟苅幡戸邊……四七五
景行播磨稻日太郎姫皇后……四七六
八坂入媛皇后……四七六

妃水齒郎媛……四七七
妃五十河媛……四七七
妃高田媛……四七七
妃日向髪長大田根……四七七
妃襲武媛……四七七
妃御刀媛……四七七
妃五十琴姫……四七七
稻日稚郎姫……四七七
迦具漏比賣……四七七
仲哀
神功皇后……四七七
妃大中姫……四七八
妃弟媛……四七八
應神
仲姫皇后……四七八
妃高城入媛……四七八
妃弟姫……四七八
妃宮主宅媛……四七八
妃小甂媛……四七九
妃弟姫……四七九
妃絲媛……四七九
妃日向泉長媛……四七九
妃兄媛……四七九
迦具漏媛……四八〇

仁徳磐之媛皇后……四八〇
八田皇后……四八一
妃日向髪長媛……四八二
履中草香幡梭皇后……四八二
妃黒媛……四八二
嬪大姫郎姫・高鶴郎姫……四八三

卷の七十五

列傳第二

后妃二

反正皇夫人津野媛……四八八
弟媛……四八九
允恭忍坂大中姫皇后……四八九
衣通郎姫……四九一
安康中蒂媛皇后……四九二
雄略草香幡梭皇后……四九三
妃葛城韓媛……四九四
妃吉備稚媛……四九四
妃童女君……四九四
顯宗難波小野皇后……四九五
仁賢春日大娘皇后……四九五
糠君娘……四九五

武烈春日娘子皇后……四九五
繼體手白香皇后……四九五
妃目子媛……四九六
妃稚子媛……四九六
妃廣媛……四九六
妃麻績娘子……四九六
妃關媛……四九六
妃倭媛……四九六
妃荑媛……四九七
妃廣媛……四九七
安閑春日山田皇后……四九七
妃紗手媛……四九八
妃香香有媛……四九八
妃宅媛……四九八
宣化橘仲皇后……四九八
妃大河內稚子媛……四九八
欽明石姬皇后……四九八
妃倉稚綾姬……四九八
妃日影皇女……四九九
妃堅鹽媛……四九九
妃小姉君……四九九
妃糠子……四九九

敏達廣姫皇后……四九九
額田部皇后……四九九
夫人老女君……五〇〇
夫人菟名子……五〇〇
用明穴穗部人間皇后……五〇〇
嬪石寸名……五〇〇
廣子……五〇〇
崇峻妃小手子……五〇〇
舒明寶皇后……五〇一
夫人法提郎媛……五〇一
蚊屋采女……五〇一
孝德間人皇后……五〇一
妃小足媛……五〇一
妃乳娘……五〇一
天智倭姫王皇后……五〇一
嬪遠智娘……五〇一
嬪姪娘……五〇二
嬪橘娘……五〇二
嬪常陸娘……五〇二
色夫古娘……五〇二
黒媛娘……五〇二
越道君伊羅都賣……五〇二

宅子娘……五〇二
弘文妃十市皇女……五〇二
耳面刀自……五〇二
天武鸕野皇后……五〇三
妃大田皇女……五〇三
妃大江皇女……五〇三
妃新田部皇女……五〇三
夫人氷上娘……五〇三
夫人五百重娘……五〇三
夫人大蕤娘……五〇三
額田姫王……五〇三
尼子娘……五〇四
縠媛娘……五〇四

卷の七十六

列傳第三

后妃三

文武藤原皇后……五〇七
嬪紀竈門娘……五〇八
嬪石川刀子娘……五〇八
聖武藤原皇后……五〇八
夫人縣犬養廣刀自……五一一

夫人藤原氏……五一二
夫人藤原氏……五一二
夫人廣岡古那可知……五一二
淳仁後宮粟田諸姉……五一二
光仁皇后……五一二
高野皇后……五一三
夫人藤原曹子……五一四
尾張女王……五一五
縣犬養男耳……五一五
島姫……五一五
桓武藤原皇后……五一五
藤原皇后……五一六
妃酒人内親王……五一六
夫人藤原吉子……五一六
夫人多治比眞宗……五一七
夫人藤原小屎……五一七
女御紀乙魚……五一七
女御百濟敎法……五一七
橘常子……五一七
橘御井子……五一七
坂上春子……五一八
紀若子……五一八

坂上又子……五一八
藤原上子……五一八
藤原河子……五一八
河上好……五一八
百濟敎仁……五一八
百濟貞香……五一九
藤原東子……五一九
藤原南子……五一九
中臣豐子……五一九
橘田村子……五一九
多治比豐繼……五一九
百濟永繼……五一九

卷の七十七

列傳第四

后妃四

平城藤原皇后……五二五
妃朝原內親王……五二五
妃大宅內親王……五二五
尙侍藤原藥子……五二五
伊勢繼子……五二六
葛井藤子……五二六

紀魚員……五二六
嵯峨橘皇后……五二六
妃高津內親王……五二八
妃多治比高子……五二八
夫人藤原產子……五二九
夫人藤原緒夏……五二九
女御大原淨子……五二九
女御百濟貴命……五二九
更衣秋篠高子……五二九
更衣山田近子……五二九
更衣飯高宅刀自……五三〇
尙侍百濟慶命……五三〇
笠繼子……五三〇
大原全子……五三〇
高階河子……五三〇
交野女王……五三〇
文室文子……五三一
廣井氏……五三一
上毛野氏……五三一
安倍楊津……五三一
田中氏……五三一
粟田氏……五三一

惟良氏……五三一
長岡氏……五三一
布勢氏……五三一
當麻氏……五三一
紀氏……五三一
內藏氏……五三一
甘南備氏……五三一
淳和皇后……五三一
皇后……五三二
女御永原氏……五三三
女御橘氏子……五三三
尙藏緒繼女王……五三四
大中臣安子……五三四
大野鷹子……五三四
橘船子……五三四
丹墀池子……五三四
清原春子……五三四
仁明藤原皇后……五三四
藤原皇后……五三五
女御滋野繩子……五三六
女御藤原貞子……五三六
更衣紀種子……五三七

更衣三國氏……五三七
藤原賀登子……五三七
藤原小童子……五三七
高宗女王……五三七
百濟永慶……五三七
山口氏……五三七
文德藤原皇后……五三八
女御藤原古子……五三八
女御東子女王……五三八
女御藤原年子……五三八
女御藤原多可幾子……五三九
女御藤原是子……五三九
更衣紀靜子……五三九
滋野岑子……五三九
滋野奥子……五三九
藤原今子……五三九
藤原列子……五三九
伴氏……五三九
多治氏……五三九
淸原氏……五三九
菅原氏……五四〇

布施氏……五四〇

卷の七十八

列傳第五

后妃五

清和藤原皇后……五四五
女御藤原多美子……五四六
女御平寛子……五四六
女御嘉子女王……五四六
女御源濟子……五四六
女御源貞子……五四六
女御隆子女王……五四六
女御兼子女王……五四七
女御忠子女王……五四七
女御藤原賴子……五四七
女御藤原佳珠子……五四七
女御源嚴子……五四七
女御源暄子……五四七
女御源宜子……五四七
更衣藤原氏……五四七
更衣在原氏……五四七
更衣藤原氏……五四七

更衣藤原氏……五四七
更衣佐伯氏……五四七
橘氏……五四七
藤原氏……五四八
王氏……五四八
藤原氏……五四八
賀茂氏……五四八
大野氏……五四八
陽成後宮姉子女王……五四八
藤原氏……五四八
紀氏……五四八
伴氏……五四八
佐伯氏……五四八
光孝王皇后……五四八
女御藤原佳美子……五四九
女御平等子……五四九
女御藤原元善……五四九
更衣讃岐氏……五四九
王氏……五四九
布勢氏……五四九
多治氏……五四九
宇多藤原中宮……五四九

藤原皇后……五五〇
女御橘義子……五五〇
女御菅原衍子……五五〇
女御橘房子……五五〇
更衣源貞子……五五〇
尙侍藤原褒子……五五〇
藤原氏……五五〇
王氏……五五一
藤原氏……五五一
醍醐藤原皇后……五五一
妃爲子內親王……五五一
女御源和子……五五二
女御藤原仁善子……五五二
女御藤原能子……五五二
女御藤原和香子……五五二
更衣藤原淑姫……五五二
更衣源周子……五五二
更衣藤原鮮子……五五三
更衣藤原桑子……五五三
更衣源封子……五五三
更衣滿子女王……五五三
更衣源貞子……五五三

更衣藤原氏……五五三
源氏……五五三

卷の七十九

列傳第六

后妃六

朱雀女御熙子女王……五五六
女御藤原慶子……五五六
村上藤原皇后……五五六
女御藤原述子……五五七
女御徽子女王……五五八
女御莊子女王……五五八
女御藤原芳子……五五八
更衣源計子……五五九
更衣藤原祐姫……五五九
更衣藤原正妃……五六〇
尙侍藤原登子……五六〇
冷泉皇后……五六一
藤原皇后……五六一
藤原皇后……五六二
女御藤原忯子……五六三
圓融藤原皇后……五六三

藤原皇后……五六三
藤原皇后……五六四
尊子內親王……五六六
藤原皇后……五六六
華山女御藤原忯子……五六七
女御藤原姚子……五六八
女御藤原諟子……五六八
女御婉子女王……五六八
平平子……五六九
一條藤原皇后……五六九
藤原中宮……五七一
女御藤原義子……五七四
女御藤原元子……五七四
女御藤原尊子……五七五

卷の八十

列傳第七

后妃七

三條藤原中宮……五七七
藤原皇后……五七八
女御藤原氏……五八〇
尙侍藤原綏子……五八〇
後一條藤原中宮……五八〇

後朱雀皇后……五八一
藤原中宮……五八二
藤原皇后……五八二
女御藤原生子……五八三
女御藤原延子……五八三
後冷泉中宮……五八四
藤原皇后……五八五
藤原皇后……五八五
後三條中宮……五八六
藤原皇后……五八七
女御藤原昭子……五八七
女御源基子……五八七
掌侍某氏……五八八
藤原氏……五八八

卷の八十一

列傳第八

后妃八

白河藤原中宮……五九一
女御藤原道子……五九二
典侍藤原經子……五九二
源師子……五九二

藤原氏……五九三
源氏……五九三
藤原氏……五九三
源氏……五九三
源氏……五九三
祇園女御……五九三
堀河中宮……五九四
女御藤原苡子……五九四
王氏……五九五
藤原氏……五九五
藤原氏……五九五
鳥羽藤原中宮……五九五
藤原皇后……五九七
藤原皇后……五九八
橘氏……五九九
藤原氏……五九九
藤原氏……五九九
藤原氏……五九九
紀氏……五九九
崇德藤原中宮……五九九
源氏……六〇〇
藤原氏……六〇〇

近衞藤原皇后……六〇〇
藤原中宮……六〇一
後白河藤原中宮……六〇二
平皇后……六〇二
女御源懿子……六〇三
女御藤原琮子……六〇三
藤原氏……六〇三
高階榮子……六〇三
藤原成子……六〇四
坊門局……六〇四
紀氏……六〇四
源氏……六〇四

卷の八十二

列傳第九

后妃九

二條中宮……六〇九
藤原中宮……六〇九
伊岐氏……六一〇
某氏……六一〇
中原氏……六一〇
高倉平中宮……六一〇

掌侍平氏……六一一
典侍藤原殖子……六一二
典侍藤原氏……六一二
藤原氏……六一二
藤原氏……六一二
葵前……六一四
後鳥羽藤原中宮……六一四
典侍某氏……六一五
藤原重子……六一五
源在子……六一五
藤原氏……六一六
藤原氏……六一七
源氏……六一七
尾張局……六一七
丹波局……六一七
土御門藤原中宮……六一七
典侍源通子……六一七
掌侍高階氏……六一八
掌侍源氏……六一八
源氏……六一八
藤原氏……六一八
源氏……六一八

藤原氏……六一八
源氏……六一八
某氏……六一八
某氏……六一八
某氏……六一八
丹波局……六一八
某氏……六一九
順德藤原中宮……六一九
藤原氏……六一九
藤原氏……六一九
藤原氏……六一九
宰相局……六一九
仲恭後宮某氏……六一九
後堀河藤原皇后……六一九
藤原中宮……六二〇
藤原中宮……六二〇
典侍藤原氏……六二一
典侍藤原氏……六二一
四條女御藤原彥子……六二一

卷の八十三

列傳第十

后妃十

後嵯峨藤原中宮……六二四
更衣藤原氏……六二五
典侍平棟子……六二五
掌侍藤原氏……六二六
御匣殿藤原氏……六二六
藤原氏……六二六
藤原氏……六二六
藤原氏……六二六
藤原氏……六二六
藤原氏……六二六
源氏……六二七
後深草藤原中宮……六二七
典侍藤原氏……六二七
御匣殿藤原房子……六二七
三善忠子……六二七
藤原愔子……六二八
藤原相子……六二八
藤原成子……六二八
龜山藤原皇后……六二八
藤原中宮……六二八
女御藤原位子……六二九

典侍藤原雅子……六二九
典侍藤原氏……六二九
典侍平氏……六二九
藤原瑛子……六三〇
藤原禖子……六三〇
藤原壽子……六三〇
資子……六三〇
藤原氏……六三〇
藤原氏……六三〇
藤原氏……六三〇
藤原氏……六三一
源氏……六三一
廊御方……六三一
督局……六三一
買川……六三一

卷の八十四

列傳第十一

后妃十一

後宇多皇后……六三四
典侍藤原忠子……六三五
源基子……六三五

掄子……六三五
瑞子……六三六
藤原氏……六三六
藤原氏……六三六
藤原氏……六三六
伏見藤原中宮……六三六
藤原經子……六三七
藤原季子……六三七
藤原氏……六三七
藤原英子……六三七
掌侍某氏……六三八
源氏……六三八
藤原氏……六三八
治部卿局……六三八
西御方……六三八
後伏見女御藤原寧子……六三八
藤原氏……六三八
藤原氏……六三九
高階氏……六三九
治部卿局……六三九
右京大夫局……六三九
後二條藤原中宮……六三九

尙侍藤原頊子……六三九
掌侍平氏……六四〇
御匣殿藤原氏……六四〇
藤原氏……六四〇
藤原宗子……六四〇
平氏……六四〇
新大納言局……六四〇
花園典侍藤原氏……六四〇
藤原實子……六四〇
藤原氏……六四一

卷の八十五

列傳第十二

后妃十二

後醍醐藤原中宮……六四四
中宮……六四四
藤原廉子……六四五
女御藤原榮子……六四五
典侍藤原親子……六四六
藤原爲子……六四六
藤原實子……六四六
藤原守子……六四六

源親子……六四六
菅原氏……六四七
藤原氏……六四七
藤原氏……六四七
大納言局……六四七
權中納言局……六四七
民部卿局……六四七
坊門局……六四七
左衞門督局……六四七
近衞局……六四八
某氏……六四八
後村上女御……六四八
敎子……六四九
後龜山中宮……六四九
後小松後宮藤原資子……六四九
藤原氏……六四九
附　北朝の后妃
光嚴後宮壽子內親王……六四九
懽子內親王……六五〇
藤原秀子……六五〇
藤原氏……六五〇
崇光女御藤原氏……六五〇

典侍源資子……六五一
後光嚴後宮藤原仲子……六五一
內侍橘氏……六五一
右衞門佐局……六五一
藤原氏……六五一
後圓融後宮藤原嚴子……六五二
藤原康子……六五二
典侍藤原今子……六五三

卷の八十六

列傳第十三

皇子一

神武の四子
手研耳命……六六一
神八井耳命……六六二
彥八井耳命……六六三
岐須美美命……六六三
安寧の二子
息石耳命……六六三
磯城津彥命……六六三
懿德の一子
武石彥奇友背命……六六三

孝昭の一子
天足彦國押人命……六六三
孝安の一子
大吉備諸進命……六六四
孝靈の四子
日子刺肩別命……六六四
彦五十狹芹彦命……六六四
彦狹島命……六六五
稚武彦命・孫 吉備武彦命……六六五
孝元の四子
大彦命……六六七
少名日子建猪心命……六六八
彦太忍信命……六六八
武埴安彦命……六六八
開化の三子
彦湯産隅命……六六八
彦坐王……六六九
建豐波豆羅和氣命……六六九
崇神の六子
彦五十狹茅命……六七〇
倭彦命……六七〇
五十日鶴彦命……六七〇

豐城入彥命……六七〇
子 八綱田……六七〇
孫 彥狹島王……六七一
大入杵命……六七一
八坂入彥命……六七一
垂仁の十一子
譽津別命……六七二
五十瓊敷入彥命……六七三
大中津日子命……六七三
稚城瓊入彥命……六七三
鐸石別命……六七三
池速別命……六七三
祖別命……六七四
五十日足彥命……六七四
膽武別命……六七四
磐衝別命……六七四
袁邪辨王……六七四
景行の五十四子
櫛角別王……六七五
大碓皇子……六七五
日本武尊……六七六
五百城入彥皇子……六八三

忍之別皇子……六八三
稚倭根子皇子……六八四
大酢別皇子……六八四
五十狹城彦皇子……六八四
吉備兄彦皇子……六八四
神櫛皇子……六八四
稻背入彦皇子……六八四
武國凝別皇子……六八四
日向襲津彦皇子……六八五
國乳別皇子……六八五
國背別皇子……六八五
豐戸別皇子……六八五
豐國別皇子……六八五
五十功彦命……六八五
眞若王……六八五
彦人大兄王……六八五
大江王……六八五
豐門入彦命……六八五
稚屋彦命……六八五
武國皇別命……六八五
眞稚彦命……六八五
天帶根命……六八五

大曾色別命……六八五
五十河彦命……六八五
石社別命……六八六
大稲背別命……六八六
武押別命……六八六
不知來入彦命……六八六
曾能目別命……六八六
十市入彦命……六八六
襲小橋別命……六八六
色己焦別命……六八六
熊津彦命……六八六
息前彦人大兄水城命……六八六
熊忍津彦命……六八六
櫛見皇命……六八六
武弟別命……六八六
草木命……六八六
稚根子皇子命……六八六
兄彦命……六八七
手事別命……六八七
大我門別命……六八七
豐日別命……六八七
三川宿禰命……六八七

豐手別命……六八七
倭宿禰命……六八七
豐津彥命……六八七
五百木根命……六八七
弟別命……六八七
大焦別命……六八七

卷の八十七

列傳第十四

皇子二

仲哀の三子
麛坂皇子……六九二
忍熊皇子……六九三
譽屋別皇子……六九四
應神の十子
根鳥皇子……六九四
稚野毛二派皇子……六九四
額田大中彥皇子……六九四
大山守皇子……六九五
去來眞稚皇子……六九六
皇太子菟道稚郎子……六九六
隼總別皇子……六九八

大葉枝皇子……六九八
小葉枝皇子……六九八
堅石王……六九九
仁德の二子
住吉仲皇子……六九九
大草香皇子……六九九
子　眉輪王……七〇〇
履中の二子
磐坂市邊押磐皇子……七〇一
御馬皇子……七〇二
反正の一子
高部皇子……七〇三
允恭の三子
皇太子木梨輕……七〇三
境黑彦皇子……七〇四
八釣白彦皇子……七〇四
雄略の二子
磐城皇子……七〇四
星川稚宮皇子……七〇四
繼體の六子
大郎皇子……七〇五
椀子皇子……七〇五

耳皇子……七〇五
厚皇子……七〇五
菟皇子……七〇五
中皇子……七〇五
宣化の二子
上殖葉皇子……七〇五
火焰皇子……七〇六
欽明の十三子
箭田珠勝大兄皇子……七〇六
石上皇子……七〇六
倉皇子……七〇六
蠟觜鳥皇子……七〇六
椀子皇子……七〇六
石上部皇子……七〇六
山背皇子……七〇六
櫻井皇子……七〇六
橘本稚皇子……七〇六
茨城皇子……七〇六
葛城皇子……七〇七
埿部穴穗部皇子……七〇七
橘麻呂皇子……七〇八
敏達の六子

押坂彥人大兄皇子……七〇八
竹田皇子……七〇九
尾張皇子……七〇九
難波皇子……七〇九
春日皇子……七〇九
大派皇子……七〇九
用明の六子
聖德太子廐戶……七一〇
子　山背大兄王……七一七
麻呂子皇子……七二二
來目皇子……七二二
殖栗皇子……七二三
田目皇子……七二三
茨田皇子……七二三

譯文大日本史第二册目次終

譯文大日本史

權中納言從三位源光圀　修
男權中納言從三位綱條　校
玄孫權中納言從三位治保重校
山路彌吉謹譯
西田敬止謹校

卷の四十一

本紀第四十一

後朱雀天皇

後朱雀天皇、諱は敦良、後一條帝の同母弟なり（扶桑略記・百鍊鈔・今鏡。）寛弘六年十一月二十五日丙子、外祖左大臣藤原道長が上東門第に生れ（日本紀略・百鍊鈔・帝王編年記。）七年正月、親王となる（日本紀略・今鏡・一代要記・帝王編年記。）八年十一月、袴を著る（皇年代略記。）長和四年十二月、始て書を讀み（日本紀略・皇年代略記。）寛仁元年八月、立ちて皇太弟となり、三年八月、冠す（日本紀略・小右記。）長元九年四月十七日乙丑、後一條帝崩ず。群臣、昭陽舍に就きて、劒璽を皇太弟に奉る。皇太弟、踐祚す（左經記・百鍊鈔・毘沙門堂所藏記。）關白左大臣賴通・右大臣兼右近衞大將

藤原實資・內大臣兼左近衞大將藤原敎通、並に故の如し公卿補任。 五月十九日丙申、後一條天皇を葬る左經記・一代要記。 秋七月十日丙戌、天皇、位に大極殿に卽く。時に年二十八扶桑略記・一代要記。按ずるに、本書に、竝に丙戌を以て十四日となせり。今、干支を推して、百錬鈔・天祚禮祀職掌錄に從ふ。 九月六日辛巳、後一條皇后藤原氏崩ず大鏡裏書・扶桑略記。 十九日甲午、皇后を葬る大鏡裏書。冬十月二十九日癸酉、御禊し、十一月十七日辛卯、大嘗す扶桑略記・一代要記・帝王編年記。 二十八日壬寅、皇女良子を卜定して齋宮となし、娟子を齋院となす扶桑略記・一代要記。 十二月二十二日丙寅、皇子親仁・尊仁を以て、並に親王となす帝王編年記・皇年代略記・皇代記。 是の歲、夏より秋に至るまで、疱瘡流行せり榮華物語。

長曆元年丁丑、春正月二十九日壬寅、藤原嫄子を以て女御となす編年殘編・一代要記。 二月十三日丙辰、禎子內親王を立てゝ中宮となす扶桑略記・公卿補任○一代要記・編年殘編に、三日に係けたり。 三月甲戌の朔、中宮を改めて皇后となし一代要記・公卿補任。 女御嫄子を立てゝ中宮となす扶桑略記・公卿補任・榮華物語。 夏四月十三日乙卯、攝津能勢郡、始て銅を貢す百錬鈔○扶桑略記に、三月に係けて日あらず。帝王編年記に、四月十一日に係けたり。 二十一日癸亥、改元す扶桑略記・百錬鈔・帝王編年記・公卿補任。 閏月八日庚辰、雹を雨らす扶桑略記・百錬鈔。 五月十五日丙辰、安樂寺の訴を以て、左衞門權佐藤原隆佐を太宰府に遣はして、權帥藤原實成を推問せしむ。 二十日辛酉、但馬守源則理を土左に、刑部大輔相奉姓闕けたり。を伊豆に流す扶桑略記。實成は、百錬鈔に據る。 秋八月三日壬申、攝津の貢銅を七社に奉る扶桑略記・濫觴鈔。 十一日庚辰、賀茂社に行幸す玉蘂嘉禎元年。 十七日丙戌、皇子親仁を立てゝ皇太子となし扶桑略記・百錬鈔・今鏡。 內大臣藤原敎通を以て傅となす公卿補任。 九月三日壬寅、流星ありて、亂れ墜つ百錬鈔。 十三日壬子、參議藤原良賴を伊勢に

遣はして、幣を大神宮に奉らしめ、又使を分ちて、幣を二十一社に奉らしむ 伊勢公卿敕使例。 冬十月二十三日辛卯、上東門院に賀陽院に覲ゆ 今鏡・玉蘂嘉禎元年。賀陽院は、今鏡に據る。 十一月、封百戶を大神宮に奉る 扶桑略記。 十二月八日乙亥、石淸水宮に謁す 帝王編年記に、三月九日に係けたり。今、玉蘂嘉禎元年に從ふ。 九日丙子、源則理等を召し還す 扶桑略記。 十三日庚辰、章子內親王を納れて皇太子の妃となす 扶桑略記・女院小傳。

二年戊寅、春正月二日己亥、上東門院に覲ゆ 今鏡。 夏五月、中納言兼太宰權帥藤原實成、名を除かる 公卿補任・一代要記・尊卑分脈○扶桑略記・百錬鈔に、二月に係けたり。 六月十四日己卯、請雨經法を修すること七日 祈雨日記。 冬十二月二十日壬午、春日社に行幸す 一代要記・帝王編年記。

三年己卯、春二月十八日己卯、延曆寺の僧徒、朝廷將に園城寺の僧明尊を以て座主となさんとするを聞き 百錬鈔。 關白賴通が第に詣りて之を訴ふるもの三千餘人、門を守りて去らず。兵士をして、之を驅らしめ、首惡を捕へて、獄に下す 扶桑略記・百錬鈔。 三月十六日丁未、延曆寺の僧徒、賀陽院を火く。索捕して、獄に下す 扶桑略記。 夏五月十九日己酉、參議藤原經任を伊勢に遣はして、宸筆の宣命、金銀の獅子・狛犬を大神宮に奉り、祭主大中臣佐國が罪あることを告げしむ 伊勢公卿敕使例。金銀の獅子・狛犬は、皇代記に據る。 六月二十六日乙酉、前祭主大中臣佐國を伊豆に流す 百錬鈔・古今著聞集○扶桑略記に、四月晦に係けたり。 二十七日丙戌、禁內火く。天皇、之を太政官の朝所に避け、秋七月十三日壬寅、京極院に徙御す 扶桑略記・百錬鈔。 十九日戊申、大中臣佐國を召し還す 扶桑略記・百錬鈔・古今著聞集。 二十三日壬子、弗豫 扶桑略記○古今著聞集に、二十四日となせり。 二十六日乙卯、天

下に大赦す扶桑略記。八月二十八日丁亥、中宮藤原氏崩ず扶桑略記・百錬鈔・水左記承暦元年○諸書に、葬、闕けたり。十二月十三日己巳、藤原生子を以て女御となす編年殘編。

長久元年庚辰、春正月丙辰の朔、日、之を食することあり扶桑略記・百錬鈔二條紀。二十七日壬午、上東門院に東北院に覲ゆ扶桑略記。夏四月三日丁亥、賀茂社の靈木の仆れたることを軒廊に卜ふ。五日己丑、幣を二十一社に奉りて、旱災を禳ふ。十日甲午、盜、前肥後守藤原定任を殺す。敕して、關を閉ぢて搜索せしめ、符を諸國に下して、之を購はしむ。二十七日辛亥、伊勢の怪異を軒廊に卜ふ。五月二日丙辰、京師、盜賊、弓箭を帶びて往來し、連夜火を行ち、又群僧ありて、行人を殺掠す。賞を設けて、之を捕へしむ。二十二日丙子、盜、宮中に入りて、御衣を竊む春記。是の月、京師、暴に死するもの多く、之を久しくして止まず扶桑略記。秋七月二十六日己卯、京師、大風ありて、八省院の含嘉堂倒る。是の日、豐受大神宮の西殿・寶殿、悉く倒る百錬鈔○古事談に、二十七日に係けたり。天皇、伊勢に幸せんの志あり、而して未だ果さゞるに、會此の災ありたれば、憂懼殊に甚しく、親ら宣命を書し、毎夜、拜して且つ之を讀む百錬鈔に資房記を引ける。九月八日庚申、地大に震ふ扶桑略記。九日辛酉、京極院火く。天皇、之を法成寺に避け百錬鈔に資房記を引ける。扶桑略記に、十日に係けたり。故正三位藤原惟憲が家に遷御す扶桑略記。神鏡、災に罹りたれば、其の燼餘を收む百錬鈔に資房記を引ける、中右記寛治八年・神皇正統記・古今著聞集。十二日甲子、諸卿を召して、神鏡の事を議せしむ百錬鈔。二十七日己卯、參議藤原良頼を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしめ、又幣を石清水・賀茂・松

尾・平野に奉る伊勢公卿勅使例。冬十月二十二日甲辰、内大臣藤原教通が一條第に徙御す春記、百錬鈔に、扶桑略記〇十二日に係けたり。宇佐宮の神人、蹕を犯して上訴す。是の日、初て新宮を營む。辛亥の晦、地大に震ふ春記〇扶桑略記に、十一月朔に係けたり。十一月十日辛酉、改元す扶桑略記・百錬鈔・帝王編年記。十八日己巳、左兵衛佐定長、藏人典藥助信房を凌辱したるに坐して、籍を削らる定長・信房、並に姓闕けたり。十二月十三日甲午、園城寺の圓滿院を慶す。十六日丁酉、齋宮寮の倉の火けたることを軒廊に卜ふ春記。二十五日丙午、平野に行幸す扶桑略記。宮に還るに及び、和泉の民、路に闌訴す。二十八日己酉、左近衛陣火く。瀧口淸原定淸、之を撲滅す。二十九日庚戌、外記に敕して、荷前の諸使の多く事故と稱して事に從はざるものを詰問せしむ春記。是の歳、藤原實成が位を復せり公卿補任・尊卑分脈・一代要記〇扶桑略記に、長曆三年七月二十六日に係けたり。

二年辛巳、春二月二十日己亥、致平親王薨ず。二十一日庚子、北野に行幸す扶桑略記。三月四日癸丑、花宴、親しく擬文章生を試みる扶桑略記・百錬鈔・今鏡。夏五月十一日己未、廷議して、諸宗の僧をして、園城寺の、戒壇を建てんと請ひたることを論ぜしむ扶桑略記・百錬鈔。秋七月二十日丁卯、地震ふ。八月三日庚辰、大原野に行幸す。二十七日甲辰、松尾に行幸す。九月十三日己未、大安寺火く扶桑略記。冬十月十四日庚寅、祇園社火く一代要記。十一月九日甲寅、天變を以て、天下に大赦す。十二月十九日甲午、宮成りて、徙御す。是の日、攝津、始て紺青を獻ず扶桑略記〇濫觴鈔に、紺青を獻ずるを以て、十一月の事となせり。

三年壬午、春正月二十四日己巳、圖書寮火く百錬鈔。夏五月十四日丙辰、東大寺の大佛像の故な

くして濕ひたることをトふ。六月癸酉の朔、日、之を食することあれども、雨ふりて見えず。秋七月、上東門院違豫なるを以て、相撲節を停む扶桑略記。八月二十日辛卯、清涼殿に宴す百錬鈔。九月二十一日辛酉、關白賴通が賀陽院第に行幸して、競馬を觀る扶桑略記・百錬鈔。閏月九日己卯、清涼殿に宴す百錬鈔。冬十月九日己酉、藤原延子を以て女御となす扶桑略記。十二月八日丁未、禁中火く。天皇、之を太政官の朝所に避く扶桑略記・百錬鈔。

四年癸未、春正月、諸節會を太政官廳に行ふ百錬鈔。三月二十三日庚寅、一條院に徙御す扶桑略記・百錬鈔。夏五月丁卯の朔、日、之を食することあり扶桑略記。天下、大に旱す。八日甲戌、請雨經法を神泉苑に修すること七日。十三日己卯、雨ふる扶桑略記。七日は、祈雨日記・請雨經法記に據る。六月八日癸卯、始て官幣を日吉社に奉る年中行事。九月九日癸酉、文章生・學生を弓場殿に試みる扶桑略記・百練鈔○今鏡に、三月に係けたり。十一月二日丙寅、右大臣藤原實資、右近衛大將を罷め、二十七日辛卯、權大納言藤原通房、右近衛大將を兼ぬ公卿補任・一代要記。十二月甲午の朔、一條院火く。天皇、之を關白賴通が賀陽院第に避く。二十一日甲寅、東三條院に徙御す扶桑略記・百錬鈔。是の歲、甘露降り皇年代略記・歷代皇紀。牛、兩頭の犢を產めり扶桑略記。

寛德元年甲申、春三月四日丙寅、賀茂社の怪を軒廊に卜ふ中右記天仁元年。夏四月二十七日戊午、權大納言兼右近衛大將藤原通房薨ず扶桑略記・一代要記・帝王編年記・尊卑分脈○公卿補任に、二十四日となせり。五月八日己巳、關白賴通疾めるを以て、天下に大赦す。二十五日丙戌、弗豫。六月三日癸巳、京師訛言あるを以て、坊巷の居人、門を

閉ぢて出でず扶桑略記。四日甲午、大般若經を大極殿に讀ましむ吉記養和元年。正月より是の月に至るまで、天下疾疫ありて、死するもの路に盈てり。秋八月七日丙申、宋商張守隆等、但馬に至る。使を遣はして之を存問せしむ○百錬鈔に、六日に係けたり。今鏡には、以て高麗人となせり。二十七日丙辰、幣を二十二社に奉りて、旱疫を祈る。冬十月九日丁酉、上東門院違豫なるを以て、天下に大赦す。十六日甲辰、上東門院の疾を視る。二十七日乙卯、一萬僧を供養して、上東門院の疾を禱ふ扶桑略記。十一月二十四日壬午、改元す百錬鈔・皇代略記・一代要記・公卿補任○扶桑略記に、十二月に係けたり。十二月二十日丁未、弗豫扶桑略記。

二年乙酉、春正月五日壬戌、敍位を停む。十日丁卯、天下に大赦す扶桑略記。是より先、天皇、除目を視るとき、大人を四季屏風の上に見、驚悸して疾を得たり古今著聞集。十六日癸酉、大漸、位を皇太子に讓る扶桑略記・百錬鈔・榮華物語。大漸は、榮華物語・古事談に據る。尊號を上りて太上天皇と曰ふ皇年代略記・皇代略記。十八日乙亥、薙髮す百錬鈔・皇年代略記。法名は精進行皇年代略記。東三條院に崩ず。年三十七扶桑略記・百錬鈔。香隆寺に火葬して、御骨を圓敎寺に藏め扶桑略記・百錬鈔・皇代記。後朱雀院と稱す。天皇、頗る睿明なり。然れども、關白賴通、權を專にす。故を以て、垂拱して成を仰ぎ、施爲する所なかりき。世以て憾となせり神皇正統記。

譯文大日本史卷の四十一終

譯文大日本史卷の四十二

本紀第四十二

後冷泉天皇

後冷泉天皇、諱は親仁、後朱雀帝の長子なり。母は贈皇太后藤原氏。萬壽二年八月三日壬子、外祖前太政大臣道長が京極第に生れ扶桑略記。道長の第は、皇代記・皇代略記・小右記に據る。未だ幾ならずして恃を喪ふ。後朱雀帝、尚東宮に在り、故を以て上東門院に養はる榮華物語。四年四月、袴を著き榮華物語・歴代皇紀。長元五年、入りて東宮に居り榮華物語。七年十月、始て書を讀む皇年代略記・皇代記。九年四月、後朱雀帝踐祚するとき、出でゝ高陽院に居る榮華物語。十二月、親王となり皇年代略記・帝王編年記。長暦元年七月、禁中に冠し扶桑略記〇榮華物語に、八月に係けたり。三品を授けられ今鏡・皇代記・皇年代略記。八月、立ちて皇太子となり扶桑略記・今鏡・愚管鈔・一代要記。明年正月、凝華舍に徙る扶桑略記。寛德二年正月十六日癸酉、皇太子、京極第より東三條院に入りて、受禪す扶桑略記・愚管鈔・百錬鈔・榮華物語。京極第より入るは、百錬鈔に據る。後朱雀帝を尊びて太上天皇と曰ひ皇年代略記。尊仁親王を立てゝ皇太弟となす皇年代略記・編年殘編。關白左大臣賴通・右大臣藤原實資・內大臣兼左近衞大將藤原敎通、並に故の如し公卿補任・一代要記。是の日、京極第に還る百錬鈔・毘沙門堂所藏記・園太曆貞和四年。十八日乙亥、上皇崩ず扶桑略記・皇年代略記・百錬鈔・今鏡。二月二十一日戊申、後朱雀天皇を葬る皇年代略記・皇代略記。是の月、大白鳥あり、西七條侍從池に集りて、鳴くこと、飯あり菜なし

と曰ふが如し。古事談。 夏四月八日甲午、天皇、位に大極殿に即く。時に年二十一。扶桑略記・今鏡・歴代皇紀・皇代略記〇百錬鈔に、十日に係けたり。 六月十三日丁卯、太政官の朝所に行幸す。百錬鈔。 秋七月、旱するを以て、請雨經法を修すること二七日。祈雨日記・請雨經法記。 八月十日癸亥、但馬守源章任が、宋人張守隆の貨物を奪ひたることを廷議す。百錬鈔〇本書に、章任が姓闕けたり。今、扶桑略記に據りて之を補ふ。 十一日甲子、所生の尚侍藤原氏を追尊して皇太后と曰ふ。今鏡・大鏡裏書・中右記嘉承二年。 二十七日庚辰、京極院に還御す。 冬十月六日戊午、太宰府管國の訴を以て、右衛門權佐藤原實綱を遣はして、權帥藤原重尹が罪狀を推問せしむ。百錬鈔。太宰府管國の訴は、扶桑略記・公卿補任に據る。 十一月二十三日甲辰、權大納言藤原賴宗を以て右近衛大將を兼ねしむ。公卿補任・尊卑分脈〇一代要記・帝王編年記に、十月に係けたり。 十二月十三日甲子、贈皇太后の國忌を置く。今鏡・中右記嘉承二年。 十六日丁卯、太政官の朝所に徙御す。〇扶桑略記・百錬鈔・一代要記。

永承元年丙戌、春正月十八日己亥、右大臣藤原實資薨ず。扶桑略記・公卿補任。 二月二十日辛未、太宰權帥藤原重尹を罷む。扶桑略記〇公卿補任に、前年に停任を書したれども、月日あらず。 二十四日乙亥、大織冠の像破裂す。多武峯緣起。 二十八日己卯、太政官の朝所火く。天皇、之を大膳職に避く。扶桑略記・中右記寛治八年〇百錬鈔に、十八日に係け、榮華物語に、三月となせり。 三月辛巳の朔、日、之を食することあり。扶桑略記。 十日庚寅、嘉子内親王を卜定して齋宮となす。尊卑分脈・皇胤紹運錄。 二十四日甲辰、禖子内親王を卜定して齋院となす。一代要記・編年殘編。 夏四月四日甲寅、大膳職より内大臣藤原教通が二條第に遷御す。扶桑略記・百錬鈔。 十四日甲子、改元す。扶桑略記・愚管鈔・百錬鈔。 是の月、殿上歌合す。帝王編年記。 五月二十七日丙午、京師、洪水あり。扶桑略記。 秋七月十日戊子、章子内親王を立てゝ中宮となす。扶桑略記・今鏡・榮華物語・

後冷泉天皇

中右記大治五年。八月四日辛亥、北野祭、贈皇太后の國忌に當りたるを以て、改めて是の日を用ふ百錬鈔・年中行事祕鈔。冬十月八日甲寅、宮成りて、遷御す。二十五日辛未、御禊し、十一月十五日辛卯、大嘗す扶桑略記・一代要記。二十七日癸卯、內大臣藤原敎通を以て皇太弟傅となす公卿補任・一代要記。十二月十九日甲子、皇太弟、元服を加ふ扶桑略記・百錬鈔・皇代記・皇年代略記。二十四日己巳、興福寺火く扶桑略記・百錬鈔・一代要記・帝王編年記。

二年丁亥、春正月、後朱雀帝の忌月なるを以て、踏歌節を罷む今鏡。三月八日壬午、石淸水宮に謁す玉蘂嘉禎元年。夏四月二十三日丁卯、賀茂社に行幸す帝王編年記・玉蘂嘉禎元年。是の日、御祖社の幣殿火く帝王編年記。六月、旱、月を踰ゆ扶桑略記。秋八月癸卯の朔、內大臣藤原敎通を以て右大臣となし、權大納言藤原賴宗を內大臣となす公卿補任・一代要記○扶桑略記に、七月二十一日となせり。九月八日己卯、大風あり扶桑略記。冬十二月二十四日甲子、筑前人淸原守武、私に宋に往きたるに坐して、佐渡に流さる扶桑略記、西宮記に宗金記を引ける。筑前人は、百錬鈔に據る。是の歲、造興福寺長官已下を補せり歷代皇紀。

三年戊子、春三月二日庚子、興福寺を慶す。夏五月二日己亥、太宰府、新羅曆を獻ず扶桑略記・百錬鈔。秋七月十日丙午、藤原歡子を以て女御となす一代要記。冬十一月二日丙申、禁內火く。天皇、之を太政官の朝所に避け扶桑略記・百錬鈔・帝王編年記。神鏡を松下の曹司に安ず扶桑略記・帝王編年記。十日甲辰、京極院に徙御す百錬鈔。十六日庚戌、太宰府、宋曆を獻ず扶桑略記。

四年己丑、春正月甲午の朔、日、之を食することあり扶桑略記・百錬鈔二條紀。二月十四日丁丑、釋奠、

脩子内親王薨じたるを以て、講論・宴座を罷む（園太暦貞和四年。）十八日辛巳、興福寺の北圓堂・唐院・傳法院火く（扶桑略記・百錬鈔・皇年代略記。）三月十九日辛亥、敦平親王薨ず（扶桑略記○一代要記・皇胤紹運録に、十八日となせり。）肥後の阿蘇社火く。夏六月二十三日甲申、皇后・皇太弟の居る所の閑院火く。秋九月十七日丁未、幣を賀茂に奉りて、神主成貞が前年害に社中に遭ひたることを謝す（百錬鈔。）冬十一月九日戊戌、殿上歌合す（扶桑略記・百錬鈔・帝王編年記・今鏡。）

○古今著聞集に、十日となし、榮華物語に、二年に係けたり○一代要記に曰く、是の月二十七日、春日に行幸すと。然れども、諸書に見ゆる所なし。故に書せず。

五年庚寅、春正月二十五日癸丑、興福寺の訴を以て、大和守源頼親を土佐に（扶桑略記・百錬鈔。）其の子前加賀守頼房を隠岐に流す（扶桑略記。）三月、太宰府の安樂寺火く（扶桑略記・百錬鈔・皇年代略記。）夏六月十六日辛未、中山社を創め、冷泉院の石神を祭る（百錬鈔。古事談・公事根源を參取す。）秋七月三日戊子、冷泉院火く、之を撲滅す。九月、歸化宋人張守隆を但馬に安置す（百錬鈔。）冬十月七日辛酉、地震ふ（扶桑略記。）十三日丁卯、上東門院に東北院に覲ゆ（扶桑略記・百錬鈔○玉蘂嘉禎元年に云く、永承二年四月十二日、上東門院に覲ゆと。而して、他書に見ゆる所なし。且つ百錬鈔に、此を以て践祚の後始て覲ゆとなせり。故に取らず。）十八日壬申、天地變多く、妖怪數見るゝを以て、天皇、親ら文を作りて、泰山府君を祭る（朝野群載。）十一月癸丑の朔、日、南至し（扶桑略記。）群臣、表賀す。十六日戊辰、詔して曰く、玄德の天道を動すものは、明聖の緯なり。蒼穹の帝念に應ずるものは、古今の常なり。是を以て、不言の化に依り、璇衡以て正しく、有道の政に協ひ、玉燭爰に和ぐ。朕、謬りて、庸璅を以て、忝なく洪基を纂ぎ、徒に日愼の誠に切なれども、時雍の敎を致し難し。廼者、公卿奏して言す、今年十一月朔旦冬至、天の紀を

得、終りて復始ると。菲薄を慙づと雖も、適〻禎祥に遭ふ。倩〻思ふに、眇身の天祐を受くるは、亦忠臣の皇猷を助くるに因れるなり。須らく衆庶と斯の休徴を享くべし。天下に大赦すべし。但常赦の免さゞる所、及び官物を欠負せるの類は、赦の限に在らず。爵を授け物を賜ふこと、一に舊典に遵へ。庶はくは、四海無偏の惠澤を分ち、一章不違の冥符を益さんと。醍醐報恩院所藏賀表○長暦を按ずるに、十一月、甲申朔大盡、癸丑晦は冬至。而して、閏月甲寅朔は、本書表賀の下に癸丑と注し、赦詔の下には戊辰と注せるを考へ、併せて扶桑略記・百錬鈔を考ふるに、蓋し當時暦博士賀茂道平が議に從ひ、閏を移して十月に在らしめ、仍て小盡となせるならん。故に、今本書に從ひ、癸丑を以て十一月朔冬至となし、戊辰を十六日となす。　十二月二十七日己酉、藤原寛子を以て女御となす中右記文治二年。

六年辛卯、春正月八日庚申、小一條院薨ず扶桑略記・大鏡裏書・百錬鈔。　鹿ありて、禁中に入る扶桑略記・帝王編年記。　二月十三日甲午、皇后を尊びて皇太后と曰ひ公卿補任・一代要記。　女御藤原寛子を立てゝ皇后となす扶桑略記・公卿補任・一代要記○今鏡に、十日に係けたるは誤なり。　三月二十四日乙亥、木雞を作らしめ、製造の優劣を較べて戲となす。之を雞合と謂ふ。夏四月十六日丙申、法成寺の五大堂、故なくして壞る百錬鈔。　五月五日甲寅、菖蒲根合して扶桑略記・百錬鈔・榮華物語。宴樂すること終日、帝、親ら笛を吹く百錬鈔・古今著聞集。　六月五日甲申、筑前の彌勒寺火く扶桑略記・百錬鈔・帝王編年記。　秋七月七日乙卯、大風あり百錬鈔。　十九日丁卯、冷泉院成りて、徙御す扶桑略記・百錬鈔○略記に曰く、是の月十一日、太政官朝所より大膳職に徙ると。然れども、百錬鈔・榮華物語を併せ考ふるに、天皇、京極院より冷泉院に徙れり。其の太政官朝所に御し、及び大膳職に徙りしことは、他に見る所なし。故に取らず。　冬十月七日乙酉、敬子女王を卜定して齋宮となす皇胤紹運錄○按ずるに、齋宮記に、四年となせるは誤なり。　是の冬、疾疫流行し、年を踰えて止まず扶桑略記・帝王編年記。

七年壬辰、春正月二十六日癸酉、千僧をして觀音經を大極殿に讀ましめて、疫を禳ふ

扶桑略記・帝王編年記。三月十九日甲子、藏人玄蕃助藤原隆成、藏人右衞門少尉藤原定俊を傷けたるに坐して、籍を削らる。夏四月五日庚辰、仁王會を豐樂院に修す。五月六日庚戌、上東門院の疾を六條第に視て、天下に大赦す扶桑略記。癸酉の晦、神祠を天安寺の東に創め、御靈會を修して、以て疾疫を禳ふ百錬鈔。六月十七日庚寅、一千僧をして金剛壽命經を大極殿に讀ましむ。癸卯の晦、不豫扶桑略記。秋八月二十五日丁酉、長谷寺火く扶桑略記・百錬鈔・帝王編年記。冬十月十九日辛卯、群臣を冷泉院の釣臺に宴す今鏡・百錬鈔。十一月壬寅の朔、日、之を食することあり扶桑略記。二十九日庚午、參議源經成を伊勢に遣はし、幣を大神宮に奉らしめて、天變を禳ひ、又幣を二十一社に奉る伊勢公卿敕使例。是の歲、天下、疾疫あり百錬鈔。

天喜元年癸巳、春正月十一日壬子、改元す扶桑略記・公卿補任・百錬鈔・帝王編年記。二月十日庚辰、住吉社火く百錬鈔。夏四月、始て幣を中山社に奉る年中行事・公事根源。秋七月、不豫。二十日丁巳、皇居に忌あるを以て、關白賴通が賀陽院第に徙御す扶桑略記・榮華物語○按ずるに、略記に、丁巳を丙辰に作りたれども、今、干支を推して之を訂す。又按ずるに、百錬鈔に、八月二十日となせり。是の年、閏は七月に在り。八月二十日は、適丙辰に當る。而して、榮華物語・略記に、並に七月となせり。今、之に從ふ。八月十四日庚戌、天下に大赦して、天變を禳ひ不豫を禱ふ。冬十月丙申の朔、日、之を食することあり。十一月六日辛未、皇太弟の居る所の藤原能長が三條第火く扶桑略記。

二年甲午、春正月八日癸酉、賀陽院火けて、冷泉院に徙御し扶桑略記・百錬鈔・榮華物語○寺社雜事記に、七日となせり。二月十六

日庚戌、又關白賴通が四條第に徙御す扶桑略記・百錬鈔。　夏四月、客星、觜參に出で、天關を孛ひ、大なること歲星の如し一代要記・明月記寛喜二年。　秋七月十一日壬申、敦儀親王薨ず一代要記。　九月二十一日辛巳、京極院に遷御す扶桑略記○百錬鈔に、二十二日となせり。　冬十二月八日丁酉、京極殿火く。天皇、之を民部卿藤原長家が三條第に避け扶桑略記・榮華物語・百錬鈔。　二十八日丁巳、四條第に徙御す扶桑略記・百錬鈔。

三年乙未、春三月十八日丙子、左近衛少將藤原忠俊が雜色、禁中に入り、刃を挺して御座に逼る。藏人源齊賴等、之を捕獲す。　夏四月二十六日甲寅、貴布禰社を改造す百錬鈔。　六月七日甲午、冷泉院を毀ち、其の材を運びて、一條院を造る扶桑略記・百錬鈔・皇年代略記。　秋八月二十一日丙午、東寺の塔に震して、災あり扶桑略記・東寺長者補任・皇年代略記。　冬十月二十五日己酉、圓乘寺を慶す扶桑略記・百錬鈔・皇年代略記。

四年丙申、春二月二十二日甲辰、一條院成る。天皇、四條第より徙御す扶桑略記・百錬鈔・皇年代略記。　閏三月二十七日己酉、群臣を淸涼殿に召して、歌を作り樂を奏せしむ中殿御會部類記。　秋七月二十八日戊申、彗星、東方に見る一代要記・山槐記治承二年○百錬鈔に、八月四日となせり。　八月三日壬子、是より先、陸奥の俘囚安倍賴時、亂を作せり。前陸奥守鎭守府將軍源賴義に命じて、之を討たしむ帝王編年記。　二十八日丁丑、星・月、晝見る平戶記延應二年。　九月十九日戊戌、鹿ありて大内に入りたることを卜ふ扶桑略記。　冬十一月二十八日丙午、石淸水宮に謁す鳩嶺年代記。

五年丁酉、夏四月十四日庚申、大極殿の鴟尾墮つ扶桑略記・百錬鈔。　十六日壬戌、鹿ありて、修明門の陣屋

の棟に上る扶桑略記・帝王編年記。　秋八月乙巳の朔、日、之を食することあり。四日戊申、彗星、東方に見る、長さ丈餘。十日甲寅、東山・東海の二道に官符して、糧を陸奥に運ばしむ。九月二日乙亥、鎭守府將軍源賴義、奏して言す、安倍賴時誅に伏したれども、餘黨未だ平がず。請ふ、諸國の兵を徵し、並に糧穀を輸られんことをと。冬十一月、賴義、賴時が子貞任と戰ひて敗績す扶桑略記。　壬寅の晦、崇福寺を慶す扶桑略記・百錬鈔・一代要記。　十二月二十五日丁卯、源賴義を以て復陸奥守となし、源齊賴を出羽守となして、安倍貞任を討たしむ扶桑略記・陸奥話記○百錬鈔に、賴義を陸奥守となすを以て、前年十二月二十五日に係け、齊賴を出羽守となすを以て、明年四月二十五日に係けたり。

康平元年戊戌、春二月二十三日甲子、省試す。二十六日丁卯、禁内火け、延きて大極殿・中院・朝集堂に及ぶ扶桑略記・百錬鈔。　是の後、京師、數火く百錬鈔。　三月七日丁丑、中院の災を軒廊に卜ふ。十三日癸未、災ありたるを以て、幣を大神宮に奉る。十五日乙酉、幣を石清水已下七社に奉る。二十日庚寅、仁王會を豐樂院に修す。二十一日辛卯、使を山陵に遣はす玉海治承元年。　夏六月二十七日丙寅、正子内親王を卜定して齋院となす齋院記・一代要記。　秋七月二十五日癸巳、法琳寺大元堂の前の地、陷ること長さ三十餘丈、廣さ三丈餘扶桑略記・百錬鈔。　八月二十九日丁卯、改元す扶桑略記・百錬鈔・玉海治承元年。　冬十一月二十八日乙未、參議藤原經季を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしめ伊勢公卿勅使例・扶桑略記。　天變・地震を禳ふ伊勢公卿勅使例。　十二月十六日壬子、信濃言す、霖雨ありて、神御坂頽れたりと扶桑略記。

二年己亥、春正月丙申の朔、日、之を食することあり扶桑略記・百錬鈔・二條紀。　八日癸卯、一條院火けて、

扶桑略記・百錬鈔・帝王編年記・中右記嘉保元年。壷切劒焚く百錬鈔。天皇、火を上東門院の室町第に避け、二月八日癸酉、關白賴通が三條第に遷御す扶桑略記・百錬鈔。三月八日壬寅、賴通疾めるを以て、天下に大赦す。夏五月二日乙未、大風洪水あり。秋七月十日壬寅、宸筆の仁王經を慶讚し、八講を修す扶桑略記。十二日甲辰、大風ありて、官舍・民屋、多く壞る。是の歲、盜、累に火を皇居に行てり百錬鈔。

三年庚子、春三月二十五日甲寅、上東門院に白河院に觀ゆ扶桑略記・百錬鈔・康平記を參取す。夏五月四日辛卯、興福寺火く百錬鈔・康平記・帝王編年記・歷代皇紀。六月二日己未、河內言す、盜、礒長山田陵を發きたりと。十八日乙亥、地震ふ。二十二日己卯、旱するを以て、赦す扶桑略記。秋七月十七日癸卯、關白賴通、左大臣を罷め、右大臣藤原敎通を以て左大臣となし、內大臣藤原賴宗を右大臣となし、權大納言藤原師實を內大臣となす公卿補任。是の月、越前言す、宋商林表・侯改、敦賀津に至る。請に依りて本國に安置せりと扶桑略記〇百錬鈔に、林表を林養に作り、侯改を俊政に作れり。八月二日戊午、伊勢守藤原義孝、大神宮の御厨を燒きたるに坐して、土佐に流さる百錬鈔。土佐は、扶桑略記に據る。十一日丁卯、賀陽院成りて、徙御す扶桑略記・百錬鈔・康平記・行類鈔。冬十月十九日甲戌、不豫なるを以て、天下に大赦す扶桑略記。十一月二十七日壬子、彗星、南方に見る山槐記治承二年〇一代要記に、東方に作れり。

四年辛丑、春二月八日壬戌、式部卿敦貞親王薨ず山槐記治承二年・尊卑分脈。夏五月六日戊子、地震ひ、七日己丑、又震ふ。八日庚寅、赦す。二十二日甲辰、一千僧をして仁王經を豐樂院に轉讀せしむ。六月壬子の朔、日、之を食することあり扶桑略記。秋七月二十一日壬寅、東北院を慶し扶桑略記・康平記。天下

に大赦す扶桑略記。冬十一月二十五日甲戌、備中の吉備津彦社火く扶桑略記・百錬鈔。二十九日戊寅、出雲の杵築社倒る百錬鈔。十二月二十日己亥、賴通を以て太政大臣となし、關白は、舊に仍る公卿補任・一代要記・歴代皇紀（扶桑略記に、十三日となせり。）

五年壬寅、夏四月十一日戊子、左大臣藤原敎通、左近衛大將を罷め、二十二日己亥、内大臣藤原師實、左近衛大將を兼ぬ公卿補任・康平記。二十七日甲辰、石淸水宮に謁し康平記・僧綱補任。二十八日乙巳、宮に還る康平記。五月二十二日戊辰、競馬・騎射を觀る扶桑略記・百錬鈔。騎射は、百錬鈔に據る。秋七月十三日戊午、賀茂社に行幸す康平記。九月二日丙午、關白賴通、太政大臣を罷む公卿補任。是の月、安倍貞任、誅に伏す扶桑略記・百錬鈔・陸奥話記。其の弟宗任等、族を率ゐて降り、賊徒悉く平げり扶桑略記・陸奥話記。冬十二月二十八日辛丑、前加賀守源賴房が位を復す扶桑略記。

六年癸卯、春二月十六日戊子、安倍貞任等が首を京師の西獄門に梟す水左記・扶桑略記。二十七日己亥、源賴義及び子義家・義綱・淸原武則等が軍功を賞して、官爵を進むること差あり扶桑略記・百錬鈔。二十八日庚子、地震ひ、壬寅の晦、又震ひ、三月十一日癸丑、又震ふ扶桑略記。二十二日甲子、豐樂院火く扶桑略記・百錬鈔・中右記嘉保元年・寺社雜事記。是の月、興福寺の僧靜範、狹城盾列池後陵を發きて、寶物を盜めり百錬鈔。是の月は、扶桑略記に據る。夏五月十三日甲寅、使を遣はして、之を檢せしむ。庚午の晦、深草陵の鳴りたることを軒廊に卜ふ。冬十月十七日甲申、僧靜範を伊豆に、其の黨十六人を諸國に流す扶桑略記・百錬鈔。是

後冷泉天皇

の月、實相院を延暦寺に創む扶桑略記・百錬鈔・僧綱補任○叡岳要記に、五年に係けたり。　十二月十五日壬午、狹城盾列池後陵を修め、寶物を還し藏めて、廢朝すること三日百錬鈔○三日は、東大寺要錄に據る。　是の歳、旱したり百錬鈔。

七年甲辰、春三月、伊豫守源頼義、降虜を以て陸奧より至る。朝議、降虜の京に入ることを許さず扶桑略記・百錬鈔。　二十九日乙丑、官符して、降虜安倍宗任・正任・眞任・家任、並に家屬を伊豫に朝野群載○扶桑略記に、閏月に係けたり。　僧良昭を太宰府に安置せしむ扶桑略記・百錬鈔。　是の月、太宰府言す、大風ありて、筑前筥崎宮の濱殿倒れ、壓死せるものありと扶桑略記○百錬鈔に、二月に係けたり。　夏四月十九日乙酉、雹を雨らす、大さ梅李の如し。二十三日己丑、之を軒廊にトふ扶桑略記。　五月十三日戊申、太宰府の觀世音寺火く扶桑略記・一代要記。　秋九月十三日乙亥、東北院に行幸す。　十六日戊寅、前下野守源頼資、上野介橘惟行と私鬭し、宅を燒き人を殺したるに坐して、佐渡に流さる。　冬十二月五日丙申、改めて源頼資を土佐に流す扶桑略記。十九日庚戌、右大臣藤原頼宗、右近衞大將を罷め、二十六日丁巳、權大納言源師房、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・一代要記。

治暦元年乙巳、春正月五日乙丑、右大臣藤原頼宗罷む扶桑略記・公卿補任・帝王編年記。　二月三日癸巳、前右大臣頼宗薨ず公卿補任・一代要記。　十九日己酉、金光明經一千部を延暦寺の中堂に慶す。　三月二十四日甲申、地震ふ扶桑略記。　夏四月十四日癸卯、參議源隆俊を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉り、災異を禳はしむ伊勢公卿勅使例。　是の月、旱す。　五月七日丙寅、地大に震ふ。　十二日辛未、大般若經を禁中に讀ましめて、雨

を祈り、三合厄を禳ふ。扶桑略記。　十三日壬申、請雨經法を修すること七日。祈雨日記・請雨經法記。　十七日丙子、幣を二十一社に奉る。二十三日壬午、孔雀經を神泉苑に讀ましめ、大般若經を東大・興福の二寺、及び龍穴に讀ましむ。扶桑略記。　六月三日辛卯、内大臣藤原師實を以て右大臣となし、權大納言源師房を内大臣となす。扶桑略記・公卿補任。　二十四日壬子、大和の十市・高市の二郡、雹の大さ寸餘なるを雨らす。扶桑略記。秋八月二日己丑、改元す。水左記・扶桑略記・百錬鈔・公卿補任。　二十八日乙卯、伊勢の怪を軒廊に卜ふ。中右記天仁元年。　九月二十五日壬午、天皇、親ら金字法華經を書し、八講を禁中に修して、扶桑略記・今鏡。　後朱雀帝の冥福を薦む。扶桑略記。　冬十月十八日丙午、法成寺に行幸して、佛堂を慶するを觀る。扶桑略記・百錬鈔。　天下に大赦す。但神社の爲に訴へられ、及び火を放てる者は、赦の限に在らず。扶桑略記。

二年丙午、春三月六日庚申、彗星、東方に見る。扶桑略記・百錬鈔・一代要記。　二十八日壬午、春日社大に鳴る。扶桑略記。　是の夜、惠我藻伏山岡陵、震動して光あり。扶桑略記・一代要記。　夏四月甲申の朔、彗星、西方に見る。扶桑略記・百錬鈔。　八日辛卯、地震ふ。五月十三日丙寅、伊勢の神宮、及び齋宮寮、雹の大さ鷄子の如くなるを雨らす。秋七月二日甲寅、流人源頼資・僧靜範等を赦す。十八日庚午、白雲二道、東西、天に亘る。冬十月十六日丁酉、釣臺に御し、船を泛べて樂を奏す。扶桑略記。　十一月二十日庚午、參議藤原泰憲を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ。伊勢公卿勅使例。　二十八日戊寅、太宰府の觀世音寺を慶す。扶桑略記・百錬鈔。　十二月二十七日丁未、主殿寮火く。扶桑略記〇百錬鈔に、十七日となせり。

三年丁未、春正月十日己未、日吉社火く扶桑略記・百錬鈔・山槐記治承二年〇一代要記・歴代皇紀・帝王編年記・永昌記嘉承元年、並に二十九日となせり。二月二十五日癸酉、興福寺の金堂を災す水左記・扶桑略記。秋八月九日乙卯、主計寮火く扶桑略記・百錬鈔。十六日壬戌、參河、圖して犢の四牙七足にして、肩・尻・尾各二なるを進む扶桑略記。冬十月五日庚戌、宇治の平等院に行幸して、關白頼通が別業に讌し扶桑略記・百錬鈔・公卿補任・一代要記〇榮華物語に、九日となせり。今鏡・帝王編年記には、十五日。七日壬子、宮に還る〇今鏡・帝王編年記に、並に十七日に係けたり。二十二日丁卯、童舞を清涼殿に觀る扶桑略記・百錬鈔。十二月五日己酉、頼通、關白を罷む。特に敕して、政事を咨詢す公卿補任・一代要記。十二日丙辰、不豫なるを以て、幣を二十二社に奉る扶桑略記・今鏡。

四年戊申、春正月甲戌の朔、日、之を食することあり扶桑略記・百錬鈔二條紀・今鏡。二月二十三日丙寅、仁和寺の性信親王をして、孔雀明王法を禁中に修せしむること三七日、以て不豫を禱ふ扶桑略記〇本書に、三月となせり。今干支を推して、仁和寺御傳に從ふ。三月二十八日庚子、天下に大赦す扶桑略記。夏四月十四日乙卯、幣馬を諸社に奉る扶桑略記・史官記。十六日丁巳、左大臣藤原敎通を以て關白となす公卿補任・扶桑略記〇百錬鈔・補任一說・史官記に、並に十七日に係けたり。十七日戊午、皇太后を尊びて太皇太后と曰ひ、中宮を改めて皇太后と曰ひ、皇后を中宮と曰ふ。準三宮藤原歡子を立てゝ皇后となす公卿補任・一代要記。十九日庚申、天皇、賀陽院に崩ず。年四十四水左記・扶桑略記・百錬鈔。船岡の西の野に火葬して、御骨を圓敎寺に藏め、後冷泉院と稱す扶桑略記・百錬鈔・一代要記・皇年代略記。

譯文大日本史卷の四十二終

譯文大日本史卷の四十三

本紀第四十三

後三條天皇

後三條天皇、諱は尊仁、後朱雀帝の第二子なり。母は陽明門院扶桑略記・百錬鈔・今鏡。長元七年七月十八日乙巳、春宮亮源行任が第に生れ日本紀略後一條紀。九年十二月、親王となり皇年代略記・帝王編年記。長暦二年十一月、袴を著皇年代略記。長久元年十二月、宮に入りて帝に謁す。甫て七歳、進退度あり、觀る者、嗟歎せざるは莫かりき春記。三年十一月、始て書を讀む榮華物語・今鏡・皇年代略記。寛德二年正月、後冷泉帝受禪して、立ちて皇太弟となり、永承元年十二月、冠す。治暦四年四月十九日庚申、後冷泉帝崩ず。關白敎通、公卿侍臣を率ゐて、劒璽を閑院に奉り、皇太弟、踐祚す扶桑略記・百錬鈔○按ずるに、天皇、是より先、閑院に在り。諸書に、年月を載せざれば、今考ふる所なし。關白左大臣敎通・右大臣兼左近衞大將藤原師實・內大臣兼右近衞大將源師房、並に故の如し公卿補任。五月五日丙子、後冷泉天皇を葬る扶桑略記・帝王編年記・皇年代略記。六月二十一日辛酉、鼠ありて、乘輿より出づ、之を卜占す扶桑略記。二十四日甲子、肥後の阿蘇山、雪を雨らす。二十六日丙寅、閑院より大納言藤原信長が大宮第に徙御す扶桑略記・百錬鈔。秋七月二十一日辛卯、天皇、位に太政官廳に卽く。時に年三十五後三條帝卽位記・扶桑略記・百錬鈔。官廳に卽位すること、此に

始る一代要記。八月十四日甲寅、大極殿を造る扶桑略記。皇子貞仁を以て親王となす扶桑略記・百錬抄・皇代記・中右記大治四年。九月四日癸酉、關白敎通が二條第に遷御す扶桑略記・百錬鈔。冬十月二十八日丁卯、御禊す扶桑略記・經信記。是の月、土佐言す、僵樹あり、自ら起立せりと。出羽言す、浪、井より涌きたりと扶桑略記・百錬鈔。十一月二十二日辛卯、大嘗す扶桑略記・經信記。十二月十一日己酉、二條第火く、之を閑院に避く。累代の内印、多く亡せたり扶桑略記・百錬鈔。二十八日丙寅、大宮第に遷御す扶桑略記・百錬鈔・經信記。

延久元年己酉、春正月己巳の朔、日忌なるを以て四方拜・小朝拜を停む園太暦貞和五年。二月九日丙午、俊子内親王を卜定して齋宮となす一代要記○帝王編年記に、四月二十八日に係けたり。十七日甲寅、太皇太后に號を上りて陽明門院と曰ふ扶桑略記・水左記・女院小傳。二十三日庚申、敕すらく、寛德二年以後、新置の莊園は、一切之を罷めよ。二年前に在るものと雖も、劵契明かならずして、國務を妨ぐるものは、宜しく停止すべしと扶桑略記・百錬鈔○一代要記に、正月に係けたり。三月十五日壬午、石淸水宮に謁す扶桑略記・園太暦文和二年。道に在りて乘輿損壞す。十六日、癸未、宮に還るとき、乘輿又壞る扶桑略記。夏四月七日癸卯、内印を鑄る扶桑略記・歷代皇紀。十三日己酉、改元す扶桑略記・百錬鈔・一代要記・皇代記。二十八日甲子、貞仁親王を立てゝ皇太子となし扶桑略記・百錬鈔・一代要記・皇代記・中右記大治四年。右大臣藤原師實を以て傅となす公卿補任。六月五日庚子、乘輿の壞れたるを以て、幣を二十一社に奉る百錬鈔。二十一日丙辰、大宮第より賀陽院に徙御す扶桑略記・百錬鈔。秋七月乙丑の朔、日、之を食することあり扶桑略記。三日丁卯、皇太后を尊びて太皇太后となし、中宮を皇太后となす公卿補任・一代要記・帝王編年記。馨子内親王を立てゝ中宮となす

公卿補任・帝王編年記〇扶桑略記に、六月十九日に係けたり。十八日壬午、諸國の御廚贄・後院御贄を停む扶桑略記。二十二日丙戌、始て御廚子所をして菜蔬を進めしむ扶桑略記・百錬鈔。八月乙未の朔、前駿河守平維盛・檢非違使源家宗等を大和に遣はして、釜摩多山の賊致親姓闕けたり。を捕へしむ。九日癸卯、賀茂社に行幸す扶桑略記。十三日丁未、關白敎通、左大臣を罷む公卿補任・一代要記。十六日庚戌、陽明門院に覲ゆ扶桑略記。二十二日丙辰、右大臣藤原師實を左大臣となし、內大臣源師房を右大臣となし、大納言藤原信長を內大臣となす公卿補任。

九月七日庚午、大風雨、廬舍を壞る扶桑略記・東寺長者補任〇歷代皇紀に、九日となせり。冬十月二十八日辛酉、佳子內親王を卜定して齋院となす帝王編年記・編年殘編。是の月、大神寶使を發す。閏月四日丁卯、致親、誅に伏す扶桑略記。十一日甲戌始て記錄所を太政官の朝所に置く百錬鈔。十一月癸巳の朔、日、南至し、公卿、表賀す醍醐報恩院所藏賀表。八日庚子、豐受宮の戶鎖して開かざるを以て、參議藤原良基を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ朝野群載・伊勢公卿敕使例。二十四日丙辰、詔して曰く、二曜璧を合すれば、則ち居諸運行の度を愆ることなし。五緯珠を連ぬれば、則ち陰陽推步の期を失はず。故に、寰海風晏にして、潛鱗、春水の波に躍り、邊塞雲晴れて、賓鴻、秋日の影に翥る。星序廻り環りて、發斂相應ずるものなり。朕、嗣ぎて昌基を守り、謬りて大位に登る。日、一日を愼み、年、二年に及べり。朝晡飡を忘れて、璇璣の未だ洽からざらんことを恐れ、夜分寢を輟めて、玉燭の調ひ難からんことを思ふ。廼者、公卿奏して言す、寶曆改元の年に當り、朔旦冬至の日を迎へ、天の紀を得、終りて復始ると。忝なく膺籙

の初に臨み、適嘉瑞の至るあり。薄徳の運を慙づと雖も、猶希代の祥を慶ぶ。誠に是王者延祚の義、唯宗祧の祉福を降すのみに非ず、抑人臣の扶持を致すに在り。兆民と斯の休徴を共にせんことを思ふ。天下に大赦すべし。爵を敘し物を賜ふこと、一に舊典に準ぜよ。庶はくは、靈貺を九有に施し、禎符に一章に答へんと醍醐報恩院所藏詔書。十二月二十八日庚寅、太宰府言す、宇佐宮鳴りたりと扶桑略記。

二年庚戌、春正月二十五日丁巳、地震ふ扶桑略記。是の日、檢非違使を遣はして、盾列南北の陵域に狩獵剪伐する者を逮捕せしむ扶桑略記・百錬鈔。二月七日戊辰、絹布の制を定め、宇佐宮の鳴りたるを占ふ。十二日癸酉、禁中火く、主殿寮屬、之を撲滅す。十四日乙亥、近江の今年の日次御贄を停め、筑摩御厨を廢し、高砂御厨をして菜蔬を進めしめ、魚を獻ずることを停む。二十六日丁亥、陽門門院に閑院に覲ゆ扶桑略記。是の日、延暦寺の總持院火く扶桑略記・帝王編年記〇按ずるに、百錬鈔に、三月二十六日に係け、略記一說に、三月二十七日となせり。三月二十三日甲寅、關白敎通を以て太政大臣となし、職は、舊に仍る公卿補任・一代要記・歷代皇紀。是の月、太宰府言す、天南に聲あり、鼓の如しと。夏四月十二日壬申、使を備前に遣はして、銅・金・青・綠青を檢察せしむ。扶桑略記。秋八月十四日壬申、敕して、權大納言源隆國・參議源經信、及び辨・外記・史已下を遣はして、岩淸水の放生會を修せしめ扶桑略記・百錬鈔〇歷代皇紀に、十五日となせり。著して恒典となす扶桑略記・帝王編年記・公事根源。二十二日庚辰、春日社に行幸す園太曆文和二年。冬十月十四日辛未、感神院火く扶桑略記・百錬鈔・小朝熊神鏡沙汰文〇按ずるに、榮華物語には、祇園行幸の後に在り。恐らくは非ならん。二十日丁丑、地大に震ひて扶桑略記・百錬鈔。廬舍多く壞れ、二十三日庚辰、又震ふ扶桑略記。十一月四日辛

卯、感神院の火けたることを軒廊に卜ふ小朝熊神鏡沙汰文。七日甲午、上東門院疾めるを以て、天下に大赦す扶桑略記・朝野群載。二十一日戊辰、地震ふ扶桑略記。十二月二十六日壬午、圓明寺を慶し、車駕、臨幸す扶桑略記・百錬鈔・帝王編年記。皇太子、從ふ扶桑略記・帝王編年記。

三年辛亥、春正月十六日壬寅、一千僧をして觀音經を太政官に轉讀せしめ、以て疾疫を禳ふ。二月四日庚申、流星ありて、紫宮に入る、大さ疊の如し。星あり、雲に似て光あり。三月五日庚寅、宮を造る扶桑略記。九日甲午、藤原賢子を納れて皇太子の妃となす今鏡・榮華物語。十七日壬寅、光氣あり、月の如くして、東より西に亘る扶桑略記。二十七日壬子、修理左右宮城使を置く百錬鈔。源基子を以て女御となす扶桑略記。夏六月三日丙辰、圓明寺を改めて圓宗寺となす百錬鈔。二十九日壬午、圓宗寺の常行堂・灌頂堂を慶し、車駕、臨幸す扶桑略記・百錬鈔。秋七月十二日乙未、親ら侍臣に詩を試みる百錬鈔。八月十日壬戌、關白教通、太政大臣を罷む公卿補任・一代要記・歷代皇紀。十七日己巳、皇子實仁を以て親王となす扶桑略記に、十二日に係けたり。今、干支を推して、編年殘編に從ふ。二十一日癸酉、春日社に行幸す一代要記。二十八日庚辰、宮成りて、徙御す扶桑略記・百錬鈔。冬十月二十九日庚辰、日吉社に行幸す百錬鈔・一代要記・扶桑略記○按ずるに、帝王編年記・歷代皇紀に、二年十一月となせるは誤なり。日吉社の行幸、此に始まる百錬鈔・一代要記。十二月六日丙辰、清涼殿に宴す百錬鈔。

四年壬子、春二月二十日庚午、天皇、東庭に下りて、大神宮を遙拜すること、三日にして止む百錬鈔。三月二十六日丙午、稻荷・祇園に行幸す。稻荷・祇園の行幸、此に始まる扶桑略記・百錬鈔・帝王編年記・一代要記・皇代記。夏四月、

後三條天皇

大極殿成り、十五日甲子、臨御して、宴を設け樂を作し扶桑略記・百錬鈔・歴代皇紀。詩を賦し今鏡。王公以下に物を賜ふこと差あり扶桑略記。二十三日壬申、始て日吉祭を修す公事根源。秋七月、六月より是の月に至るまで、疱瘡流行せり扶桑略記・百錬鈔に、九月に係けたり。八月十日丙戌、沽價法を定む百錬鈔。九月二十九日甲戌、斗升法を定め、長保の例を用ふ扶桑略記○按ずるに、扶桑略記・東寺長者補任○帝王編年記に、二年の事となせども、今取らず。又按ずるに、長保の例は考究する所なし。故に、一條紀に書せず。冬十月二十五日庚子、圓宗寺に行幸して、初て法華・最勝の二會を修し扶桑略記・百錬鈔。二十七日壬寅、又圓宗寺に幸す扶桑略記。十一月九日甲寅、畿内に官符して、私に鷹鷂を養ひ、近郊に縱獵することを禁ず朝野群載。甲戌の晦、御願寺一字を、延曆寺及び圓城寺・東寺に創む。是の月、鹿、禁中に入る、之を西山に放てり。十二月七日辛巳、一萬僧を供養す扶桑略記。八日壬午、不豫榮華物語。位を皇太子に讓りて、飛香舍に徙御す扶桑略記・百錬鈔・一代要記○飛香舍は、榮華物語に、弘徽殿に作れり。尊號を上りて太上天皇と曰ふ扶桑略記・一代要記・皇年代略記・太上天皇、尊號を辭すれども、白河帝、從はず一代要記。出で、二條第に居る扶桑略記・百錬鈔・榮華物語。世に一院と稱す榮華物語。五年二月、陽明門院・聰子内親王と、石淸水・住吉・天王寺に幸す百錬鈔・一代要記・愚管鈔。關白敎通已下、多く扈從す愚管鈔・榮華物語。四月、病劇し、圓宗寺に御して終焉せんことを欲すれども、果さず榮華物語。但馬守源高房が大炊御門第に徙御し扶桑略記・百錬鈔。是の月、薙髪す扶桑略記・百錬鈔・榮華物語。法名は金剛行百錬鈔・帝王編年記・皇胤紹運錄・台記久安三年。初め圓城寺、戒壇を建てんことを奏請したれども、延曆寺、之を沮みたるを以て、其の奏を可さず、又大僧都勝範を以て天台座主となせり。故を以て、圓城寺の僧徒、之に平ならざりき。法皇、以爲らく、新

羅明神の祟にて疾を致せりと。自ら祭文を作りて之を禱へども、驗なし扶桑略記。五月七日庚戌、法皇、大炊御門第に崩ず。年四十扶桑略記・百錬鈔・歴代皇紀・皇年代略記。神樂岡の南に火葬し一代要記。御骨を禪林寺に藏め一代要記・歴代皇紀・皇年代略記。國忌を圓宗寺に置き中右記永久二年。後三條院と稱す。初め後朱雀帝、遺詔して、位を後冷泉帝に傳へ、次を以て帝に及さんと欲す。而れども、帝、外戚の援なければ、事、殆ど寢みたるに、大納言藤原能信が言に賴りて、立ちて東宮となることを得たり愚管鈔・今鏡。尚方に劒あり、壺切と名け、必ず東宮に傳ふ。帝、皇太弟となるに及び、關白賴通、肯て上らずして曰く、縱ひ位を靑闈に正すと雖も、藤氏の出に非ざるよりは、則ち得べからずと。帝、之を聞きて曰く、一劒何か用ひん、我焉を欲せずと江談鈔。即位の後に及びて、敎通、之を上れり續古事談○按ずるに、百錬鈔に曰く、康平二年正月八日、一條院火け、壺切も亦焚けたりと。而も續古事談の載する所此の如し。蓋し其の後改飾して之を獻ぜしならん。其の東宮に在るや、孤立して援なし。一日、罪人あり、逃れて宮側に匿れたり。別當源經成、檢非違使等を率ゐて逮捕せんとするに、其の逸して宮中に入らんことを恐れ、合圍して宮に及び、經成、親ら兵を執りて、中門の廊に在り。宮臣驚愕し、帝、起ちて衣を更ふ。少時にして事定り、圍を撤して去れり。世、儲位に變あるかと疑ひ、帝も、亦安せず。時に、行親といふ者あり、善く相す。嘗て曰く、皇太弟、必ず大位を踐まん、誰か動搖することを得んと。果して其の言の如くなりき今鏡。僧成尋、問ひて曰く、殿下、常に北斗を拜するかと。帝曰く、月に必ず一たび拜す。敢て踐祚を祈るに非ず。而も、時ありて或は念ふ、位に卽かば則ち云云せんと欲すと。自ら省みるに、

此の念や不忠に萠せり。因て之を拜して以て過を悔ゆるのみと。成尊、感泣して去れり。御府に應神帝の玉冠を藏めたり。歷世の天子、卽位する每に必ず之を冠す。而も其の制適せず。唯帝の之を冠するや、宛も爲に制したるが如し。帝、常に焉を喜べり古事談○按ずるに、本書、卽位を大嘗に作れり。今、東齋隨筆に從ふ。儲位に在ること二十餘年、藤原氏の擅權を見て、心、甚だ平ならず。又數事に緣りて怨を賴通に積みたれども、含忍して發せず。位に卽くに及びて、痛く其の權を抑へ、之が政柄を奪へり。賴通、退きて宇治に居り、帝の威嚴を憚りて、蹤跡を斂藏せり。敎通、台輔に居ると雖も、員に備れるのみ榮華物語・愚管鈔を參取す。是の時、權貴、多く莊園を占め、民の蠹害をなせり。帝、其の家に命じて、各契券を上らしめ、記錄所を置きて、虛實を檢覈せり愚管鈔・神皇正統記。量制を審にせんと欲し、命じて新に器を作らしめ、藏人頭藤原資仲をして之を督せしむ。帝、自ら簾竹を抽き、截りて之が準となす。成るに及びて、資仲等、藏人出納の小舍人を率ゐ、殿庭の沙を量りて之を試み、而して穀倉院の米を取りて之を量れり東齋隨筆。後世遵用して、之を延久宣旨升と謂ふ愚管鈔。又方櫃の一斛を容るゝを造り、石を以て錘となし、其の輕重を衡る。其の器、傳へて穀倉院に在り東齋隨筆。後冷泉帝の末年、風俗華侈、下吏の車と雖も、之を飾るに金を以てせり。帝、其の幣を革めんと欲す古事談。卽位の初、石淸水に幸するとき、都人士女、出でゝ鹵簿を觀る。車、金色せる者あれば、帝、爲に鑾輿を駐めて、命じて盡く剔り去らしむ。唯乳母の乘る所は、請ひて僅に免るゝことを得たり。後、賀茂に幸するときは、絕て金もて車を飾れる

者なかりき。今鏡。 専儉素を尙び、御扇は檜柄藍紙を用ひ、靑魚の頭を炙りて胡椒を塗り、以て御膳に充てたり。古事談。 其の圓宗寺を造るとき、國用を損ぜんことを慮り、務て質朴に從へり。今鏡。 性、犬を惡む。宮中、一犬あり、命じて之を外に放たしむ。京師・諸國、傳へ聞きて、或は犬を殺して迎合する者あり。帝、聞きて大に驚き、令を下して禁止せり。古事談。 少きより學を好み、才能絶倫。續往生傳・續古事談。 禁祕記鈔を著せり。仁和寺書籍目錄。 旁佛乘に通じ。續往生傳・古事談。 又好みて笙を吹く。禁祕鈔。 或、大江匡房に問ひて曰く、主上の文才、誰にか比せんと。對へて曰く、殆ど江佐國に抗衡せりと。續古事談。 一條帝以來、政、相門に歸し、朝憲、稍弛めり。續往生傳。 帝、剛健嚴明にして、牽制を受けず。榮華物語。 精を勵まし治を圖り、躬機務を親せしかば、俗、淳素に反り、規模、大に定り。續往生傳。 公道に是從ひ、請託行はれず、理、苟も合はざれば、則ち太后の言ふ所と雖も、猶肯て從はざりき。是より皇綱再び張り、群下肅然たり。榮華物語。 帝、位を東宮に傳へ、院に居て政を決せんと欲す。然れども、位を去りて、未だ幾ならずして崩ぜり。愚管鈔。 賴通、嘆じて曰く、帝にして早く崩じたるは、邦家の不幸、斯より甚しきは莫しと。古事談・續往生傳。 大江匡房謂らく、敎化の世に被ること、隆を承和・延喜に比すべきなりと。續往生傳。

譯文大日本史卷の四十三終

譯文大日本史卷の四十四

本紀第四十四

白河天皇

白河天皇、諱は貞仁、後三條帝の長子なり。母は贈皇太后藤原氏扶桑略記・百錬鈔。天喜元年六月十九日丁亥、生れ一代要記・中右記・大治四年○百錬鈔に、二十九日となせり。今鏡・帝王編年記には、二十日。康平六年十二月、始て書を讀み皇代記。治暦元年十二月、閑院に冠し、四年八月、親王となり一代要記・中右記大治四年。延久元年四月、立ちて皇太子となり扶桑略記・百錬鈔・中右記大治四年。四年十二月八日壬午、昭陽舍に受禪し一代要記・百錬鈔・中右記大治四年○按ずるに、愚管鈔に、或は十月六日受禪に作れるは誤なり。皇弟實仁親王を立てゝ皇太弟となす扶桑略記・百錬鈔。關白敎通・左大臣兼左近衞大將藤原師實・右大臣兼右近衞大將源師房・內大臣藤原信長、並に故の如く、師實を以て皇太弟傅となす公卿補任。十二日丙戌、後三條帝を尊びて太上天皇と曰ふ扶桑略記・皇代記・一代要記。二十九日癸卯、天皇、位に大極殿に卽く。時に年二十扶桑略記・百錬鈔・一代要記・中右記大治四年。

延久五年癸丑、春二月十六日庚寅、淳子女王を卜定して齋宮となす帝王編年記。二十日甲午、上皇、石淸水宮・住吉社・四天王寺に幸し、二十七日辛丑、宮に還る扶桑略記・百錬鈔。三月十一日甲寅、篤子內親王を卜定して齋院となす一代要記・中右記永久二年。十八日辛酉、上皇、不豫なれば、大赦す。夏四月甲戌の朔、

日、之を食することあり。二日乙亥、怪雲、東西に亘る扶桑略記。七日庚辰、上皇に覲えて、醫藥に侍す扶桑略記・百錬鈔・玉海建久三年。二十一日甲午、上皇、落髪す扶桑略記・百錬鈔・一代要記・古事談○東寺長者補任に、二十八日となせり。癸卯の晦、法皇に覲ゆ扶桑略記・古事談・玉海建久三年。五月甲辰の朔、五百僧を院内に召して、法華經千部を轉讀せしめ、以て法皇の病を禱ふ扶桑略記。六日己酉、所生藤原氏を追尊して皇太后と曰ふ扶桑略記・中右記嘉承二年。七日庚戌、法皇崩ず扶桑略記・百錬鈔。十七日庚申、後三條天皇を葬る扶桑略記・皇代記。是の月、大水あり百錬鈔。秋七月二十三日甲子、藤原賢子・藤原道子を以て女御となす今鏡・一代要記。九月十六日丙辰、將に豐樂院を造らんとするを以て、前關白頼通が高倉第に遷御す扶桑略記。冬十月、宋主趙頊、僧成尋に附して、金字法華經・大藏經、及び錦二十段を獻ず百錬鈔。

承保元年甲寅、春正月二十日戊午、地震ひ、二十二日庚申、又震ふ。二月二日庚午、前關白頼通薨ず。十二日庚申、地震ふ。三月二日己亥、雪を雨らす。九日丙午、怪雲、天に亘る扶桑略記。夏六月九日乙亥、延暦寺の僧徒、衆を率ゐて、園城寺の堂宇を焚く帝王編年記。十六日壬午、天皇、高倉第より凝華舍に還御す扶桑略記。凝華舍は、百錬鈔に據る。太皇太后に號を上りて二條院と曰ふ扶桑略記・女院小傳。二十日丙戌、女御藤原賢子を冊して中宮となし扶桑略記・帝王編年記。皇太后を尊びて太皇太后と曰ひ、皇后を皇太后と曰ひ、中宮馨子内親王を皇后と曰ふ帝王編年記・公卿補任○一代要記に、二十二日となせり。二十八日甲午、參議源經信を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉り、厄災を祈禳せしむ伊勢公卿敕使例。秋七月十六日壬子、凝華舍よ

り清涼殿に徙御す。百錬鈔。　八月二十三日戊子、改元す。冬十月三日丁卯、上東門院崩ず。扶桑略記・百錬鈔。　六日庚午、上東門院を葬る。扶桑略記・大鏡裏書。　甲午の晦、御禊し、十一月二十一日乙卯、大嘗す。扶桑略記・一代要記・皇代記。

十二月八日辛未、齋子女王を卜定して齋院となす。帝王編年記。

二年乙卯、春正月十九日壬子、左大臣藤原師實が東三條第に行幸し、皇子敦文を以て親王となす。扶桑略記。　二月、延暦寺の僧、園城寺の僧と、戒壇を建つることを爭ひて相鬭ふ。一代要記。　三月八日庚子、中納言藤原實季を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしめて、災異を禳ふ。伊勢公卿勅使例。　十四日丙午、石清水宮に謁す。鳩嶺年代記・玉蘂・嘉禎元年。　夏四月二十三日甲申、賀茂社に行幸す。玉海・承安三年○帝王編年記に、三月に係けたれども、日あらず。玉蘂嘉禎元年に、二十二日癸未となせり。　閏月、諸宗の僧を弘徽殿に召して、大藏經を轉讀せしむ。　二十八日己未、散位源基宗、罪あり、名を除きて、佐渡に流さる。扶桑略記。　五月二十四日甲申、後冷泉贈皇太后藤原氏の陵を廢して、贈皇太后藤原氏の陵を置く。百錬鈔。　六月、贈皇太后の國忌を置く。中右記・嘉承二年。　秋七月十一日辛未、金字大般若經を石清水に慶讃す。八月庚寅の朔、日、之を食することあり。○按ずるに、後拾遺往生傳に、帝、預め仁和寺の性信に勅して、日食の災變を消さんことを祈らしむ。此の日、晴天なるに、忽にして雨ふりて見えずと。仁和寺御傳・孔雀經御修法記、並に曰く、孔雀經法を飛香舍に修すと。附して以て參考に備ふ。　十一日庚子、少内記藤原爲定、恣に播磨の官倉を發き、百姓を炮殺せしに坐して、名を除きて常陸に流さる。扶桑略記。　十三日壬寅、法勝寺を白河に創む。扶桑略記・古事談・一代要記○百錬鈔に、六月に係けたり。　十四日癸卯、賀陽院に遷御す。扶桑略記・百錬鈔。　二十八日丁巳、競馬を觀る。百錬鈔・古今著聞集。　九月二十五日甲申、關白教通薨ず。水左記・扶桑略記・百錬鈔・公卿補任。　冬十月九日丁酉、彗星見る

一代要記・中右記長承元年。十五日癸卯、左大臣藤原師實を以て關白となす扶桑略記・公卿補任・百錬鈔。十九日丁未、百僧を大極殿に召して、大般若經を轉讀せしむること三日、以て民庶の暴死を禳ふ水左記・扶桑略記。二十一日己酉、大赦す扶桑略記。二十七日乙卯、關白師實、左近衛大將を罷む水左記・公卿補任・一代要記。十二月七日甲午、春日社に行幸す一代要記・庭槐鈔○辨官補任に、八日となせり。十五日壬寅、右大臣源師房を以て皇太弟傅を兼ね、左近衛大將に轉ぜしむ。內大臣藤原信長、右近衛大將を兼ぬ公卿補任・一代要記。十六日癸卯、皇弟輔仁を以て親王となす一代要記。是の月、關白師實、皇太弟傅を罷む公卿補任・一代要記○二書に、日闕けて、他に攷ふる所なし。

三年丙辰、春正月戊午の朔、日、之を食することあり百錬鈔・應保二年。七日甲子、節會す。舞姬、殿に上りしに、舞殿、故なくして倒る水左記。九日丙寅、地震ふ。三月四日己未、石清水宮に謁す扶桑略記。夏四月九日甲午、伊勢神宮の百枝松の倒れたることを軒廊に卜ふ水左記。二十三日戊申、賀茂社に行幸す扶桑略記・園太曆貞和四年○百錬鈔に、二十六日となせり。是より每年三月、石清水に謁し、四月、賀茂に幸し、以て定式となす扶桑略記。六月十三日丁酉、金剛壽院を慶す水左記・百錬鈔。秋七月二十三日丁丑、六條宮を造る。八月癸丑の晦、宮成りて、車駕、臨幸す園太曆貞和二年。冬十月二十日癸卯、松尾・北野に行幸す辨官補任。二十四日丁未、大井河に行幸し扶桑略記・百錬鈔・今鏡。嵯峨野に獵す今鏡。公卿・侍臣、皆從ふ扶桑略記。十二月二十一日癸卯、賀陽院より六條宮に徙御す百錬鈔・園太曆貞和二年。

承曆元年丁巳、春二月五日丙戌、香椎廟火く扶桑略記・百錬鈔・帝王編年記。十一日壬辰、陽明門院に覲ゆ

玉葉嘉禎三年。十七日戊戌、右大臣兼左近衛大將皇太弟傳源師房薨ず公卿補任・扶桑略記。二十六日丁未、日吉社に行幸す玉海別記・公卿補任。三月九日己未、石淸水宮に謁して、封五十戸を加ふ扶桑略記〇按ずるに、源平盛衰記に云く、是の春、藍婆鬼あり、京師に充滿し、人家の小兒を捉ふ。因て子日會を停むと。事、怪誕に渉る。故に取らず。夏四月九日戊子、參議藤原師通を以て左近衛大將を兼ねしむ公卿補任・扶桑略記。二十一日庚子、權中納言源資綱を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ伊勢公卿勅使例。五月四日癸丑、詔して曰く、近者、乾坤屢〻變動の異を呈し、華夷の間、疾疫の憂あり。其の災沴を消すは肆眚に如かず。天下に大赦すべし。常赦の免さざる所のものも、咸く之を赦除せよ。蓋し刑法を三木の下に除き、禍殃を萬柳の外に拂ふなり。而して、所司懈緩して、下に頒つこと稽留せば、方に明恩の心に違ひ、已に昧爽の義に非じ。宜しく施行の符を待たずして、早く厚免の例に隨ふべしと朝野群載。五日甲寅、書を宋主に報じ、物を贈る百錬鈔。秋七月十七日乙丑、香椎廟火けたるを以て、廢朝すること五日帝王編年記・百錬鈔。二十三日辛未、右中辨藤原正家を宇佐に遣はす。丁丑の晦、百座仁王講を大極殿に修すること三日。是の月、旱す〇按ずるに、百錬鈔・一代要記・帝王編年記に、並に云く、是の年旱せりと。而して、月を書せず。水左記八月四日の條に曰く、六月十四日以後、天久しく雨ふらず。今夜、雨ふると雖も、稼穡に益なしと。故に是の月に係く。八月九日丙戌、孔雀經法を禁内に修す。十六日癸巳、非常赦す。十七日甲午、式部卿敦賢親王薨ず〇扶桑略記に、七月に係けたり。十九日丙申、天皇、不豫、及び痘瘡流行するを以て、幣を二十二社に奉る。九月六日癸丑、敦文親王薨ず〇扶桑略記・一代要記・榮華物語に、八月の事となせり。十六日癸亥、陽明門院の三條東洞院宮火く水左記。冬十月九日丙戌、六條宮より賀陽院に徙御す水左記・百錬鈔・扶桑略記。十一月十一

日戊午、盜、梅宮に入りたることを軒廊に卜ふ水左記。　十七日甲子、改元す水左記・扶桑略記・百錬鈔・一代要記。　二十三日庚午、六條宮に行幸して、方忌を避く水左記。　十二月丁丑の朔、祇園・稻荷に行幸す水左記・扶桑略記。　六日壬午、幣を梅宮に奉る水左記。　十八日甲午、法勝寺を慶し、車駕、臨幸す扶桑略記・水左記・百錬鈔・仁和寺御傳。　二十四日庚子、封一千五百戸を法勝寺に給ふ。　閏月、天皇、賀陽院より大内に還御す水左記○按ずるに、本書閏十二月二十三日の條に曰く、主上、當に二十五日を以て、内裏に還御すべしと。而して、其の後還御の明文なし。故に日あらず。百錬鈔に、十一月二十八日となせるは、蓋し閏字を脱せるならん。　是の歲、疱瘡流行せり榮華物語・百錬鈔・帝王編年記。

二年戊午、夏四月二十八日辛未、清涼殿に御して、歌合す扶桑略記・今鏡・一代要記○按ずるに、百錬鈔に、晦に係け、榮華物語に、二月の事となし、歷代皇紀に、承保二年の事となせるは、並に誤なり。　五月五日戊寅、雨水あり扶桑略記・百錬鈔。　六月十八日庚申、流人源基宗・藤原爲定、逃れて京師に歸りたるを以て、再び基宗を下野に、爲定を常陸に流す扶桑略記。　秋八月二日癸卯、媞子内親王を卜定して齋宮となす一代要記・玉海治承二年。　二十七日戊辰、大内より賀陽院に徙御す。　二十八日己巳、競馬を見る扶桑略記・百錬鈔。　冬十月三日甲辰、始て大乘會を法勝寺に修す扶桑略記・百錬鈔・後拾遺往生傳。　六日丁未、法勝寺に行幸して、僧に官位を授くること差あり扶桑略記。　十六日丁巳、咒詛の故を以て、檢非違使に敕して、威儀師恩紹・奉膳高橋信季を捕へて、之を鞫問せしむ百錬鈔。　十一月二十五日乙未、大内に還御す扶桑略記。

三年己未、春二月二日辛丑、京師火く。　十八日丁巳、伊勢内宮の外院火けて扶桑略記・百錬鈔。　印鑰及び累代の文簿、蕩盡せり。二十五日甲子、右中辨藤原通俊を伊勢に遣はして、之を檢察せしめ扶桑略記。　廢朝する

こと五日（扶桑略記・百錬鈔。）　三月八日丁丑、參議藤原伊房を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ（扶桑略記・伊勢公卿敕使例。）

夏五月二十九日丙申、權中納言藤原實季を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ（伊勢公卿敕使例。）

六月二日己亥、延暦寺の僧數百人（○百錬鈔に、千餘人に作れり。）甲を擐き兵を執りて、感神院に入り、祇園別當讓補の事を訴ふ。敕して、諸衞・檢非違使等に令して、之を拒ぎ、山に還らしむ（扶桑略記・百錬鈔。）　二十七日甲子、洪水、伊勢の外院の屋五區を漂はす（扶桑略記○百錬鈔に、五月に係けたり。）　秋八月、是より先、右兵衞尉源重宗、散位源國房と、兵を搆へて美濃に戰ふ（扶桑略記。）　十七日壬子、前下野守源義家に敕して、之を討たしむ（扶桑略記、百錬鈔。）

是の月、相模國人權大夫爲季、押領使景平を殺す。景平が族、兵を發して爲季を攻む（水左記○二人の姓闕けたり。）

冬十月十四日己酉、七佛藥師法を仁壽殿に修す（後愚昧記永德元年。）　十一月三日丁卯、皇子善仁を以て親王となす（百錬鈔・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。）　十二月二十四日戊午、太皇太后の四條宮火く（扶桑略記・百錬鈔。）　甲子の晦、大赦す（扶桑略記。）

四年庚申、春正月二十四日戊子、權大納言源顯房を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ（伊勢公卿敕使例。）

二月六日庚子、賀陽院火けて、大内に還御す（扶桑略記・百錬鈔○按ずるに、帝王編年記に、三月六日に係けたり。又按ずるに、扶桑略記に、二年十一月大内に還御すとして、其の後、賀陽院に幸することを書せず。未だ何年月に在ることを詳にせず。）　九日癸卯、高倉殿火く（水左記。）　十四日戊申、三條宮火く（扶桑略記・百錬鈔。）

是の春、京師、數火けたり（扶桑略記。）　夏四月二十三日丙辰、關白師實が堀川第に行幸し、二十八日辛酉、西洞院に還御す（百錬鈔。）　五月十一日癸酉、堀川第に遷御す（經信記・百錬鈔。）　六月十九日庚

戌、洪水あり扶桑略記。　二十日辛亥、六十僧をして大般若經を紫宸殿に讀ましむ。　秋八月六日丙申、盜、神宮の衣服を竊みたるを以て、使を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ經信記。　十四日甲辰、內大臣藤原信長を以て太政大臣となし、權大納言藤原俊家を右大臣となし、權大納言藤原能長を內大臣となし、皇太弟傅を兼ねしむ扶桑略記・水左記・公卿補任○補任に、能長が傅を兼ぬるを以て、二十二日に係けたり。　二十二日壬子、權大納言源顯房を以て右近衞大將を兼ねしむ公卿補任。　閏月五日甲子、高麗王、太宰府に牒して、方物を獻じ、醫を求む。朝議、牒狀、禮を失へるを以て之を却く經信記・續本朝文粹。　二十日己卯、越前言す、宋商孫忠、明州の牒を齎して敦賀津に至れりと。使を遣はして、其の牒を取らしむ扶桑略記○按ずるに、百錬鈔に、孫忠、或は孫思達に作り、本書に、孫吉忠に作れり。今、經信記・朝野群載に從ふ。　是の月、月、心星を犯せり經信記。　九月九日戊戌、宋牒至る扶桑略記。　冬十月二十三日辛巳、閑院火く百錬鈔・寺社雜事記。　十一月己丑の朔、日、之を食することあり。十二月二十四日壬午、大赦す扶桑略記。

永保元年辛酉、春二月戊午の朔、權中納言源師忠を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ伊勢公卿勅使例。　十日丁卯、改元して水左記・扶桑略記。　赦し、老人・僧尼に穀を給ふ水左記○按ずるに、本書に云く、治安元年の例を用ふと。今之に據る。三月三日庚寅、孔雀經法を弘徽殿に修す孔雀經御修法記。　五日壬辰、興福寺の僧數千、多武峯に入りて、民家三百餘區を燒く扶桑略記○百錬鈔に、六日に係けたり。　多武峯の僧、大織冠の像を負ひ、逃匿して僅に免る扶桑略記・百錬鈔・經信記。因て興福寺別當公範を罷め、首惡を逮捕して、獄に繫ぐ扶桑略記。　是の月、大織冠の像破裂し、墓鳴れ

り。經信記。　夏四月十五日壬申、園城寺の僧徒、兵數百を率ゐて、日吉祭使を凌辱し、祭事を遂げしめず。扶桑略記・水左記。○兵數百は、略記に據る。　二十八日乙酉、延暦寺の僧徒、兵を率ゐて、園城寺に赴く。園城寺の僧徒、出でゝ之を拒ぐ。兵各數千、陣を列ねて未だ戰はず。晩に及びて、延暦寺の僧徒引き去る。扶桑略記。　五月十八日甲辰、幣を丹生・貴布禰に奉りて、晴を祈る。經信記。　六月五日庚申、使を遣はして、日吉祭を修せしむ。扶桑略記・水左記。　園城寺の僧徒、衆を率ゐて之を邀ふ。扶桑略記。　九日甲子、延暦寺の僧數千、園城寺に入りて、堂社・房宇二千餘區を燒く。扶桑略記・百錬鈔・古事談に參取す。○愚管鈔に、四日に係けたり。　十八日癸酉、使を園城寺に遣はして檢察せしむ。扶桑略記。　秋七月二十一日丙午、參議源俊明を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ。伊勢公卿勅使例。　八月乙卯の朔、園城寺の僧數千、將に延暦寺を燒かんとす。檢非違使に勅して、之を禁せしむ。水左記。　六日庚申、使を遣はして、幣を日吉に奉り、僧徒の戰爭を告げしむ。山僧、以て園城寺の僧と爲し、邀へて之を射る。官使、禮を畢ふること能はず、僅に免れて還れり。扶桑略記。　十日甲子、三條宮を造る。　十二日丙寅、一千僧をして仁王經を大極殿に讀ましむ。　十八日壬申、日吉祭を修す。二十日甲戌、延暦寺・園城寺に勅して、僧徒の兇魁を捕へしむ。水左記。　二十一日乙亥、皇太弟、元服を加ふ。水左記・扶桑略記・百錬鈔。○一代要記に、十五日となせり。　九月十三日丙申、園城寺の僧三百ばかり、夜に乘じて延暦寺を攻む。延暦寺の僧、擊ちて之を殲す。扶桑略記・水左記。　十四日丁酉、檢非違使に勅して、武士を率ゐて禁内を警衞せしめ、水左記。　又勅して、檢非違使及び前下野守源義家を園城寺に遣はして、凶徒を逮捕せしむ

十五日戊戌、延暦寺の僧徒・園城寺を燒く扶桑略記・水左記・一代要記。二十日癸卯、幣を九社に奉りて、僧徒の擾亂を告ぐ。是より先、園城寺の凶魁、走りて牛尾山を保つ。二十四日丁未、前陸奥守源賴俊を遣はして、之を捕へしむ水左記。冬十月十四日丁卯、石淸水宮に謁す水左記・百錬鈔。源義家・源義綱に敕して、乘輿に扈從せしめ、以て僧徒に備ふ水左記。十九日壬申、賀茂社に行幸す水左記・經信記。十一月十八日辛未、始て日吉社を以て二十二社に列す百錬鈔・建內記嘉吉元年。十二月四日丙辰、春日社に行幸す水左記・經信記○一代要記に、五月卅日となせり。源義家、家兵を率ゐて、朱雀門の西に候す水左記。十九日辛未、省試す經信記。

二年壬戌、春二月十九日辛未、最勝會を圓宗寺に修し、以て永式となす年中行事・元亨釋書。三月二十八日己酉、仁王百講を修す續本朝文粹。夏五月二十日庚子、狹城盾列池上の陵樹の焚けたるを以て、幣を石淸水に奉りて之を告げ扶桑略記。廢朝すること三日百錬鈔。秋七月、四月より雨ふらずして、是の月に至れり扶桑略記。十一日庚寅、孔雀經法を神泉苑に修す祈雨日記・東寺長者補任。十六日乙未、請雨經法を神泉苑に修す扶桑略記・祈雨日記○帝王編年記に、二十六日に係けたり。二十八日丁未、孔雀經法を東寺に修すること二七日永昌記嘉承元年・祈雨日記・東寺長者補任。二十九日戊申、大內火く。內膳司の大炊屋に起り、延きて神嘉殿に及ぶ。天皇、之を太政官の朝所に避け、遂に六條宮に徙り扶桑略記。八月三日壬子、關白師實が堀河第に遷御す百錬鈔。七日丙辰、大に雨ふる東寺長者補任・祈雨日記・元亨釋書。冬十月二日己酉、右大臣藤原俊家薨ず公卿補任・扶桑略記。九日丙辰、彗星見る山槐記治承二年。十七日甲子、熊野の僧徒三百餘人、神輿を奉じて京師に至り、尾張人の其の徒を殺

したることを訴ふ扶桑略記・帝王編年記。十一月十四日辛卯、内大臣兼皇太弟傅藤原能長薨ず公卿補任・扶桑略記。二十一日戊戌、孫忠に附して、宋に報牒す百錬鈔○按ずるに、本書承暦四年閏八月、朝議、宜しく報牒すべからずとあり。然れども、經信記の去年十月二十五日の條に、此の事を議するを載せたれば、蓋し前議を改めたるならん。二十七日甲辰、仁和寺に行幸して扶桑略記・後拾遺往生傳。喜多院を慶す百錬鈔・後拾遺往生傳。十二月九日乙卯、大納言源俊房を以て右大臣となす公卿補任・歴代皇紀○扶桑略記に、八日甲寅となせり。一代要記・帝王編年記には、十九日。十日丙辰、權中納言源俊明を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ伊勢公卿勅使例。是の歳、大に旱して、天下饑饉し扶桑略記・百錬鈔。宮室を營造するを停めたり百錬鈔。

三年癸亥、春正月七日癸未、六條院に幸し、十一日丁亥、宮に還る江家次第。二十六日壬寅、右大臣源俊房を以て左大臣となし、權大納言源顯房を右大臣となし、權大納言藤原師通を内大臣となす公卿補任・一代要記・歴代皇紀○扶桑略記に、十九日となせり。二月十三日己未、仁和寺の性信親王に勅して、孔雀經法を六條宮に修せしむ後拾遺往生傳○仁和寺御傳に、三月となせり。二十八日癸卯、富士山焚く扶桑略記。冬十月癸酉の朔、法勝寺に行幸して九層浮圖を慶し扶桑略記・百錬鈔。非常赦す吉部秘訓鈔。

應德元年甲子、春二月七日丙子、改元す扶桑略記・百錬鈔・一代要記・歴代皇紀。詔に曰く、朕、夙に玄珠を受け、嗣ぎて寶籙に膺る。小量にして域中の大に應じ、陋質にして天下の尊に處る。春氷を深淵に履み、重を負ひて歩を失ひ、秋霧を連山に被り、故を革めて蹤を傳ふ。方に今、青祇、仁を施し、漸く三陽の半に及び、甲子、暦を開く、宜しく一元の初を愼むべし。夫の寢を廢し食を忘れんよりは、豈に徳を

修め妖を防ぐに如かん。須らく漢策を建元の徽號に尋ね、又殷綱を宥過の洪慈に解くべし。其永保四年を改めて應德元年となし、天下に大赦す。常赦の免さゞる所の者は、此の限に在らず。又高年及び鰥寡・孤獨・篤癃にして、自ら存すること能はざる者は、量りて賑給を加へよ。庶はくは、渥澤を圓蒼の下に降し、將に薰風を淳素の基に扇がんとすと改元記。　十一日庚辰、六條宮より三條宮に徙御す百錬鈔・行類鈔○按ずるに、公卿補任に、是より先、堀河第より六條宮に遷ることを載せたり。然れども、其の年月考ふ可らず。故に書せず。又按ずるに、承暦四年、三條宮火けたり。其の後の營造、諸書考ふる所なし。　夏四月十日己卯、權中納言源雅實を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ伊勢公卿勅使例。　十一日庚辰、園城寺の金堂を造る扶桑略記・一代要記。　秋八月二十六日癸巳、大風ありて、平野の社樹折れ、神殿破損す除目大成鈔。　九月二十二日己未、中宮藤原氏崩ず扶桑略記・百錬鈔・榮華物語○今鏡に、二十三日となせり。　冬十月丁卯の朔、中宮を葬る今鏡。

二年乙丑、春二月二十一日乙酉、高良社火く百錬鈔。　二十六日庚寅、勝樂院を慶す歴代皇紀・百錬鈔。　三月十五日戊申、雪を雨らす。夏四月二十七日庚寅、日、薄蝕して血の如し扶桑略記。　秋七月、京師の民、街毎に小祠を建て、榜して福德神と曰ひ、或は長福神・白朱社と曰ひ、貴賤競ひ集り、置酒して縱飲す。檢非違使に勅して、之を毀たしむ百錬鈔。　八月二十九日庚寅、圓光院、及び法勝寺の常行堂を慶す扶桑略記・百錬鈔。　是の月、太宰府言す、高良社の石硯及び高座に金花を生じたりと百錬鈔。　是の秋、太宰府言す、阿蘇宮に雪ふれりと朝野群載。　冬十一月八日戊戌、皇太弟薨ず扶桑略記・一代要記・歴代皇紀。　十四日甲辰、高良

社の怪異を占ふ百錬鈔。　十二月二十二日壬午、園城寺の常行堂を慶す扶桑略記。

三年丙寅、春正月十九日戊申、日、赤くして光なし扶桑略記。　夏六月二十六日壬子、檢非違使に勅して、西京の田稻三百餘町を刈り、以て牛馬に食ましむ扶桑略記・百錬鈔。　秋七月、九條以南の鳥羽山莊百餘町を規して、離宮を造り、近臣以下庶人に至るまで、宅地を賜ふ。五畿七道に徭役を課して、池を穿ち山を築く。宏敞鉅麗、營構、巧を極む扶桑略記。　九月十六日辛未、參議藤原通俊、後拾遺和歌集を上る本集序・拾芥鈔。　冬十月十日甲午、園城寺の金堂を慶す扶桑略記・一代要記。　二十日甲辰、東寺の五層浮圖を慶す扶桑略記・後二條關白記。　十一月七日辛酉、權中納言源雅實を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしめ、災異を弭めんことを祈る伊勢公卿敕使例。　二十六日庚辰、善仁親王を立てゝ皇太子となし、即日、位を皇太子に讓る百錬鈔・扶桑略記。　十二月、尊號を上りて太上天皇と曰ふ續本朝文粹。　中宮崩じてより、悲悼特に甚しく、應德元年より是の歲に至るまで、節會・宴會、復臨御せざりき榮華物語・百錬鈔。　寛治元年二月、鳥羽宮成りて、遷御す。儀衞、在位の時の如し中右記・百錬鈔。　五月、宇治の平等院に幸して、淹留すること三日中右記・扶桑略記・百錬鈔。　攝政以下公卿從へり扶桑略記。　二年二月、高野山に幸し中右記・扶桑略記・百錬鈔。　路奈良を經て、供張甚だ盛なり。徧く佛塔・寺院に禮し、遂に高野に至り、釋空海の像を觀、僧をして經を講せしめ、敕して、阿闍梨を置き、大塔を營造せしめ、僧に粟帛を賜ふこと差あり扶桑略記。　十一月、延曆寺に幸して、留ること三日、三年五月、又幸して、淹留すること七日、一千僧をして讀經せしむ中右記。

十二月、近江の彦根の西寺に幸して扶桑略記・百錬鈔。觀音像に禮す扶桑略記。四年正月、熊野に幸して中右記・扶桑略記・百錬鈔。近郡の田圃百餘町を附す百錬鈔。十月、清水寺に幸して、留ること十五日中右記。六年七月、金峯山に幸して扶桑略記・百錬鈔。法華經一百部・金字五部大乘經・宸筆金字法華經等を藏め、袈裟を一百僧に賜ひ、阿闍梨を置く扶桑略記。嘉保二年、閑院を造る。六月、宮成りて、上皇、郁芳門院と、徙りて之に居る。是の後、屢鳥羽宮・六條宮・泉殿・大炊殿に徙御す中右記・百錬鈔。八月、鳥羽宮に前栽合し、百錬鈔・古今著聞集。權中納言藤原基忠を以て左隊長となし、參議藤原宗通を右隊長となし、各和歌を上らしめ、左大臣源俊房をして其の優劣を判せしむ古今著聞集。永長元年八月、郁芳門院崩ず。上皇、哀悼すること殊に甚しく、遂に落髪せり中右記大治四年・百錬鈔・今鏡・帝王編年記○元亨釋書に曰く、天皇、沙彌戒を隆命に受くと。皇胤紹運錄に曰く、法名は能覺と。而して台記・今鏡に、並に云ふ、戒を受けず、法名なしと。故に取らず。康和三年三月、鳥羽の證金剛院を慶す百錬鈔。天仁元年九月、百座仁王講を法勝寺の金堂に修す。十月、法勝寺に幸して、一千僧をして讀經せしむ中右記。二年四月、金字佛經を賀茂・石清水・春日・稻荷・日吉・祇園・北野・住吉の八社に藏む帝王編年記。是の歳、法勝寺の曼陀羅堂及び鳥羽塔を慶す百錬鈔。天永元年三月、法勝寺に幸して、金字大藏經を慶す永昌記○百錬鈔・帝王編年記に、五月に係けたり。二年五月、三十講を法勝寺に修す中右記。永久二年十一月、白河の蓮華藏院を慶し、大像九軀を安ず中右記・百錬鈔○蓮華藏院は、百錬鈔に據る。元永元年八月、鳥羽の倉廩を開きて、京師の飢民を振贍す。閏九月、熊野に幸して、大藏經を本宮に慶す中右記・百錬鈔。保安三年四月、小塔三十萬を造る、大さ各五寸。法勝寺に置き、舞樂して之を慶す

百錬鈔・一代要記。大治四年五月、端午の午時、敕して、護劍を鑄る。諸を重午の義に取るなり百錬鈔。七月、二條東洞院第に幸して、佛像三十軀を慶し、宮に還りて不豫中右記。七日癸未、法皇、三條烏丸第に崩ず。年七十七中右記・愚管鈔・百錬鈔。白河院と稱す○年中行事七月の條に云く、號を鳥羽院と上り、後、白河院と改めたりと。中右記に據れば、法皇、常に鳥羽宮に御せり。故に、往々鳥羽院と稱す。崩ずるに臨み、遺詔して白河院と曰へり。蓋し之を改むるに非ざるなり。扶桑略記に、或は六條天皇と稱せるは、時に六條宮に御せるを以ての故なり。衣笠山の東麓に火葬して、御骨を香隆寺に安ず中右記。天承元年七月、遺詔を以て、鳥羽の塔中に藏め百錬鈔○按ずるに、皇年代略記に云く、神樂岡山陵に葬ると。今、中右記に從ふ。國忌を法勝寺に置く仁和寺諸記鈔。帝、性、嚴にして溫雅、頗る後三條帝の風あり今鏡。信賞必罰、剛斷果決、政、宸衷より出で、相門、手を斂む。而も、愛惡意に任せて、官を授け職に任ずること、率ね舊典に遵はず中右記。源俊明・藤原顯隆等、最も親幸せられ、攝籙の臣と雖も、皆之を憚れり愚管鈔・今鏡。初め鳥羽帝の未だ生れざるや、堀河帝、病あり、人皆望を輔仁親王に屬せり。帝、之を聞きて曰く、朕、出家すと雖も、未だ嘗て戒を受け法名を制せず。主上、若し不諱あらば、朕、當に再び位を踐むべしと。既にして鳥羽帝生れ、其の志、遂に寢みぬ。堀河帝の崩ずるに曁び、乃ち鳥羽帝を立て台記康治元年○按ずるに、愚管鈔に載す、堀河帝崩じて、帝再び登極せんの志ありたれども、其の落飾せるの故を以て鳥羽帝を立てたりと。今、台記に從ふ。而して、機務は一に院中より出でたり。崇德帝の卽位に至るまで、四十餘年の間、刑賞黜陟、與り聞かざること莫く、凡て院宣を以て天下に號令し、別當・北面を置くこと、此に始れり中右記・今鏡・神皇正統記○別當・北面を置くは、愚管鈔に據る。嘗て曰く、天下、意の如くならざる者は、惟鴨河の水、雙陸の采、山法師のみと源平盛衰記。射を善くし、詩歌を好み、敕して、後拾遺和歌集・金葉和

歌集・續本朝秀句を撰ばしむ。篤く佛法を信じ、自ら金字大藏經を書し今鏡。法華經を釋增譽に元亨釋書。玄義文句止觀を釋良眞に受く今鏡。屢法勝寺に幸し、千僧をして讀經せしめ、大藏經を慶し、常に百燈を燃せり扶桑略記・百錬鈔・中右記・今鏡。其の金字大藏經を法勝寺に慶するとき、數雨に遭ひて果さず。帝、震怒し、雨を器に盛りて獄に下せり古事談・源平盛衰記。時人、之を雨禁獄と謂へり源平盛衰記。帝、前後四たび高野に幸し、八たび熊野に幸せり扶桑略記・百錬鈔・中右記。慶する所の畫佛、五千四百七十餘幅、丈六の佛像、一百二十七軀、等身の佛像、三千一百五十軀、三尺以下の佛像、二千九百三十餘軀、七寶塔、二十一基、小塔、四十四萬六千六百三十餘基なり中右記○按ずるに、百錬鈔・一代要記に、保安三年小塔三十萬基を供養すと。而して要記に又云く、大治三年十八萬基を供養すと。然れば則ち前後四十八萬基にして、之と合はず。嚴に天下の殺生を禁じ中右記・百錬鈔。鷹隼鸕鷀諸籠鳥を放ち百錬鈔。魚網八千八百餘張を燒き百錬鈔・歷代皇紀に、殿上の並に云く、諸國の羅網五千餘張を收め、紀伊より上る所の魚網を宮門の前に燒けりと。式條に載する所の諸國の貢魚を停め續本朝文粹所載の藤原敦光が一切經供養願文。殿上の臺盤と雖も、殆ど六齋日の如し。釋奠も亦素饌を用ひ、惟神厨のみ僅に舊式を存せり今鏡。釋奠に素饌を用ふるは、百錬鈔大治二年に據る。屢營造を事とし、國用凋喪し、國司の遷替、頗る舊典に乖き、定任の者三十餘國。萬石萬匹を上る者は、輒く國司たることを得、父子三四人、同時に並び任ぜられ、童稚の者も亦任ぜらるるを得ることあるに至れり。是の時、競ひて華麗を尙び、賤女子の如きも、亦文繡を服し、侈靡の風、此に至りて極れり中右記。

譯文大日本史卷の四十四終

譯文大日本史卷の四十五

本紀第四十五

堀河天皇

堀河天皇、諱は善仁、白河帝の第二子なり〇一代要記に、第一子となせるは誤なり。母は中宮藤原氏〇扶桑略記・愚管鈔・百錬鈔・今鏡・皇代記・皇年代略記。承曆三年七月九日乙亥、但馬守橘俊綱が第に生れ扶桑略記・皇年代略記〇今鏡に、二月十日となせり、八阪本平家物語には、十二月二十九日。拾芥鈔に曰く、鴨院に生ると。十一月、親王となり百錬鈔・一代要記・歷代皇紀。永保三年二月、袴を著る皇年代略記・歷代皇紀。是より先、關白師實が大炊第に居り、應德三年、十一月二十六日庚辰、堀河院に徙り扶桑略記立ちて皇太子となり百錬鈔・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。即日、堀河院に受禪し毘沙門堂所藏記・扶桑略記・後二條關白記・愚管鈔。關白師實を以て攝政せしむ公卿補任・扶桑略記・百錬鈔。太政大臣信長・左大臣源俊房・右大臣兼右近衞大將源顯房・内大臣兼左近衞大將藤原師通、並に故の如し公卿補任・一代要記。十二月二日丙戌、白河帝を尊びて太上天皇と曰ふ。詔に曰く、朕、幼沖を以て濫に神器に臨み、龜圖を翠嬀の水に受け、謬りて時龍に乘じ、駿命を黃軒の丘に承け、秋駕を馭するが如し。慭に叡託の旨に從ひ、未だ童蒙の情を決せず。太上天皇、德、蒼昊に侔しく、仁、黔黎に洽く、六合を胸襟に照らし、八荒を掌握に置き、長く有截の化を垂れ、遂に無窮の基を盛にせり。赫なる哉、聖猷萬古に冠たり。爰に大統を纖芥に比し、寶籙を錙銖と同じくし、濟川の重浪を顧みず、虛舟

を逐ひて梲を鼓き、空しく射山の片雲を指し、屣を脱して跡を尋ねんことを冀ふ。將聖の德、功成りて居らざる者歟、抑國、玄風を扇ぎ、道、粉澤を傳くるは、宜しく崇敬の舊章に率ひ、用て稱謂の新聽を殊にすべし。謹みて尊號を上りて、太上天皇となすと（續本朝文粹。）十九日癸卯、天皇、位に大極殿に卽く。時に年八歳（扶桑略記・帝王編年記○榮華物語に、十六日となし、歴代皇紀・一代要記・長門本平家物語には、二十九日。）卽日、堀河院に還る（後二條關白記。）

寛治元年丁卯、春二月十一日甲午、善子内親王を卜定して齋宮となす（中右記・帝王編年記。）十二日、乙未、京師火く。三月六日戊午、清涼殿に御して、馬を觀る（中右記。）夏四月七日戊子、改元す（中右記・愚管鈔○扶桑略記に、九日となし、一代要記には、十四日。歴代皇紀、帝王編年記には、並に十九日。）十九日庚子、使を宇佐に遣はす。二十三日甲辰、始て萬機に臨む（中右記。）五日庚辰の晦、詔して、三條・四條に隱居せる高年・篤癃・貧窮なる者に、鹽穀を賑はす（朝野群載。）秋七月、旱す。十六日乙丑、幣を丹生・貴布禰に奉り、十七日丙寅、經を龍穴に讀ましめ、二十九日戊寅、經を神泉苑に讀ましむること九日。八月七日丙戌、旱を卜ふ。九日戊子、幣を五社に奉る（祈雨日記。）十日己丑、請雨經法を神泉苑に修せしむること三日（祈雨日記・東寺長者補任。）冬十月二十二日庚子、御禊し、十一月十九日丁卯、大嘗す（中右記・扶桑略記・一代要記・帝王編年記。）十二月二十四日壬寅、始て書を讀む（中右記・扶桑略記・皇年代略記。）二十六日甲辰、省試す（中右記。）是の日、陸奥守源義家上言す、俘囚清原武衡、誅に伏せりと（中右記・百錬鈔○按ずるに、奥州後三年軍記に、寛治五年に係けたり。）二十八日丙午、雷なる（中右記・扶桑略記。）中宮を追尊して皇太后と曰ふ。二十九日丁未、大風ありて、京師火く（中右記。）

堀河天皇

二年戊辰、春正月十九日丁卯、上皇に大炊殿に觀え中右記・榮華物語・續古事談。樂を作し中右記。天皇、親ら笛を吹き續古事談。院の別當以下二十人の位を進め、伶人に物を賜ふこと差あり中右記。二月戊寅の朔、宇佐の神人、大貳藤原實政が宇佐の神輿を射たることを訴ふ百錬鈔。二十二日己亥、上皇、高野に幸す中右記・扶桑略記・百錬鈔。三月戊申の朔、上皇、宮に還る中右記。十日丁巳、上皇に鳥羽宮に觀ゆ中右記・榮華物語。夏五月十三日戊午、使を遣はして、神泉苑の池を疏し、雨を祈り、孔雀經を讀ましむること七日東寺長者補任。二十日乙丑、使を太宰府に遣はして、藤原實政を推問せしむ百錬鈔。六月二十六日辛丑、大學寮、孔廟の祭器・祭服を修めんことを請ふ、之を許す朝野群載。二十七日壬寅、一千僧を大極殿に延きて、讀經して雨を祈らしむ。秋八月七日庚辰、上皇に大炊殿に觀え中右記。相撲を觀る後二條關白記・中右記。冬十月八日庚辰、大神寶使を發す後二條關白記。十一月癸酉の朔、日、南至し、公卿、表賀す後二條關白記・中右記。二十日壬辰、詔して曰く、古明王の世、仰ぎて次舍を瞻、俯して晷儀を察す。照三照九の道、上元、愆ることなく、允文允武の基、中正、宜く擧れり。故に、漢の武帝の圖を受くる、辛巳の年賀するに堪へ、唐の太宗の曆を嗣ぐ、甲子の運差はざりき。蓋し是、皇天、瑞を呈して、聖人、之に則る所以なり。朕、謬りて幼齡を以て、忝なく寶命に膺り、七政、未だ璇衡の數を在ること能はず、四序、空しく銅管の和を失はんことを恐る。廼者、有司奏して曰く、今年十一月朔旦冬至、天の紀を得、終りて復始ると。倩々眇たる身を顧ふに、寧ろ章首に會はんや。若し宗祧の靈睠に非ずば、是臣佐

の攝行に依れるなり。天下と斯の休徵を共にせんことを思ふ。天下に大赦すべし。但常赦の免さゞる所、及び官物を欠負せるの類は、赦の限に在らず。爵を授け物を賜ふこと、一に舊典に準ぜよ。庶はくは、惠澤を四海に洽くして、嘉貺に八埏に答へんと醍醐報恩院所藏記。二十三日乙未、太政大臣信長罷む中右記・一代要記○公卿補任に、二十日となし、扶桑略記には、十二月十六日。二十八日庚子、上皇、延曆寺に幸す後二條關白記・中右記・扶桑略記。壬寅の晦、前太宰大貳藤原實政を伊豆に、前肥後守時綱を安房に時綱、姓闕けたり○扶桑略記に、前筑前守に作れり。大貳の廳官等八人を土佐に流す中右記○百錬鈔に、二十九日に係け、扶桑略記には、十二月朔。是の日、上皇、宮に還る後二條關白記・中右記。十二月十四日丙辰、師實を以て太政大臣となす。攝政、故の如し後二條關白記・中右記・公卿補任○扶桑略記に、十六日に係けたるは誤なり。是の日、八十島使を發す。十七日己未、使を石清水に遣はして、宇佐の神輿を射たることを謝せしむ中右記。

三年己巳、春正月五日丙子、天皇、元服を加ふ扶桑略記・中右記・愚管鈔・皇年代略記○長門本平家物語に、二年正月二十日となせるは誤なり。十一日壬午、上皇に覲ゆ。二十五日丙申、式部省の正廳火く。是の月、住吉社、鳴動せり中右記。三月十一日壬午、春日社に行幸し中右記・扶桑略記○園太曆文和二年に、二十一日に作れり。十二日癸未、宮に還る中右記。二十六日丁酉、殿上小弓合す中右記・百錬鈔。夏四月二十四日甲子、幣を石清水に奉る中右記。二十五日乙丑、攝政師實、太政大臣を罷む中右記・公卿補任・一代要記。五月八日丁丑、雨を丹生・貴布禰に祈る中右記。十三日壬午、孔雀經法を神泉苑に修すること九日祈雨日記。十九日戊子、幣を二十二社に奉る中右記・祈雨日記。二十日己丑、五龍祭を修す祈雨日記。二十一日庚寅、一千僧をして經を東大寺に讀ましめ中右記・祈雨日記。孔雀經法を東寺

に修せしむ。是の日、上皇、延暦寺に幸す。二十八日丁酉、上皇、宮に還る中右記・百錬鈔。 六月二十八日丁卯、令子内親王を卜定して齋院となす中右記・帝王編年記。 秋七月九日丁丑、孔雀經法を修して、雨を祈る祈雨日記。 冬十月、外祖母源隆子薨じたるを以て、廢朝すること三日。十二月二十二日戊午、上皇、近江彥根山の西寺に幸す。民間浮言す、西寺觀音の靈驗、是の年に限ると。都鄙の人士、群集せり中右記・百錬鈔。西寺は、扶桑略記に據る〇百錬鈔に、二十一日に作れり。 二十四日庚申、上皇、宮に還る中右記。 是の歲、旱したり中右記・百錬鈔。

四年庚午、春正月丁卯の朔、天皇、始て四方拜を行ふ。三日己巳、上皇に覲ゆ中右記。 二十二日戊子、上皇、熊野に幸す中右記・扶桑略記・百錬鈔・熊野略記。 二月十七日壬子、平野社に行幸し、二十三日戊午、大原野社に行幸す。二十六日辛酉、上皇、熊野より至る。二十八日癸亥、司天臺言す、客星見れたりと。三月二十六日辛卯、參議藤原保實を賀茂上下社に遣はして、始て神饌を奠す中右記・百錬鈔・帝王編年記。是より日毎に供し、以て永式となせり中右記。 夏四月十九日甲寅、鳥羽宮に詣り中右記・扶桑略記・百錬鈔。 文人を召して、詩を賦せしめ、擬文章生を試み扶桑略記・百錬鈔。 天皇、上皇に從ひ、船に御して宴樂す扶桑略記。 二十日乙卯、競馬・騎射を觀る扶桑略記・百錬鈔〇中右記に、二十六日に係けたり。 二十一日丙辰、宮に還る扶桑略記。 五月六日庚午、雨を丹生・貴布禰に祈る。六月九日壬寅、參議大江匡房を召して、漢書を讀ましむ中右記。 十五日戊申、京師の女子、一產三子一代要記・歷代皇紀。 二十一日甲寅、地震ふ中右記。 秋七月十三日丙子、神供田六百町を賀茂上下社に奉る百錬鈔・帝王編年記。 九月二十五日丙戌、天皇の厄年、及び天下に疾疫あるを以て、非常

赦す。冬十月六日丁酉、一千僧をして經を大極殿に讀ましむ(中右記)。二十七日戊午、松尾社に行幸す(中右記・園太暦文和二年)。十一月四日甲子、權大納言源雅實を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ(中右記・伊勢公卿勅使例)。七日丁卯、北野社に行幸す(中右記・園太暦文和二年)。十二月二十日庚戌、師實、攝政を罷めて關白となる(中右記・公卿補任○扶桑略記に、二十六日となせり)。

五年辛未、春正月六日丙寅、地震ふ(後二條關白記・中右記)。十二日壬申、大風ありて、八省院の西廊倒れ(中右記・扶桑略記・一代要記・歴代皇紀・百錬鈔)。春日社の神木、多く僵る(中右記)。十三日癸酉、上皇に大炊殿に覲ゆ(後二條關白記・中右記)。二十二日壬午、準母媞子内親王を尊びて皇后と曰ふ(後二條關白記○扶桑略記に、中宮に作れるは誤なり)。二月十一日庚子、上皇、日吉社に幸す(後二條關白記・中右記)。十七日丙午、上皇、高野に幸す(中右記・扶桑略記・一代要記・百錬鈔)。是の日、大に風ふき、十八日丁未、又風ふく(後二條關白記)。二十三日壬子、上皇、六條宮に還る(中右記)。三月五日甲子、地震ふ(後二條關白記・中右記)。八日丁卯、日吉社に行幸す(後二條關白記・中右記・扶桑略記)。是の日、清水寺火く(中右記・一代要記・歴代皇紀・百錬鈔)。夏五月己未の朔、日、之を食することあり。十二日庚午、一千僧をして經を大極殿に讀ましむ(中右記)。六月、前陸奥守源義家、弟義綱と、兵を構ふ。五畿七道に詔して、義家が家兵の京師に入ること、及び諸國百姓の私田の公驗を義家に附することを禁ず(百錬鈔)。秋七月九日丙寅、百座仁王會を紫宸殿に修す。八月四日庚申、齋宮疾めるを以て、幣を大神宮に奉る(中右記)。七日癸亥、地震ふ(中右記・扶桑略記)。八日甲子、上皇、土御門亭より六條院に徙御す(中右記)。冬十月三日戊午、稲荷・祇園の二社に行

幸す（中右記・園太暦文和二年。）　六日辛酉、殿上小鳥合す（中右記・古今著聞集○百錬鈔に、九月に係け、一代要記・歴代皇紀には、十一月。）　二十五日庚辰、準三宮篤子内親王を以て女御となす（中右記・一代要記。）　十二月十日甲子、幣を大神宮に奉りて、例幣の期を違へたることを謝す（中右記。）　十三日丁卯、大隅八幡宮火く（百錬鈔○帝王編年記・後愚昧記應安四年○一代要記・歴代皇紀に、並に六年四月に係けたるは誤なり。）

六年壬申、春正月甲申の朔、日忌を以て小朝拜節會を停め、殿に御せず（後二條關白記・中右記。）　二十三日丙午、始て除目を視る（後二條關白記・中右記・百錬鈔○歴代皇紀に、十二月に係けたるは誤なり。）　二月二十九日壬午、上皇に六條殿に覲ゆ（後二條關白記・中右記。）　三月六日己丑、京師火けて、十餘町に延燒す（中右記・扶桑略記。）　是の日、興福寺の僧、山城相樂郡賀茂邑の人と相惡み、其の邑の二百餘戸を燒く（扶桑略記。）　夏四月八日庚申、石清水・日吉の二社に怪異ありたるを以て、幣を奉る。六月七日己未、虹ありて、禁中に見る（中右記。）　辛巳の晦、太宰府言す、香椎廟の神殿に血ありと（百錬鈔。）　秋七月二日癸未、上皇、金峰山に幸す（扶桑略記・百錬鈔・帝王編年記。）　八月三日甲寅、諸國、大風ありて、伊勢の内外の神宮の殿廊倒れ、大水ありて、海溢れ、田を損じ、廬を壞り、民、多く死す（扶桑略記。）　二十一日壬申、權大納言源雅實を伊勢に遣はして、宸筆の宣命・神寶を大神宮に奉らしむ（伊勢公卿勅使例。）　二十八日己卯、日暈、虹の如し（扶桑略記。）　九月二十八日戊申、延暦寺の訴を以て、左少辨兼加賀守藤原爲房を貶して阿波權守となし（百錬鈔・辨官補任。）　宮内少輔高階仲實を安藝に流す。冬十一月十日己丑、地大に震ふ（扶桑略記。）

七年癸酉、春正月三日辛巳、上皇に六條殿に覲ゆ（後二條關白記・扶桑略記。）　十九日丁酉、準母皇后に號を上

りて郁芳門院と曰ふ帝王編年記・一代要記・女院小傳・貴女鈔。　二月十四日辛酉、地大に震ふ後二條關白記・扶桑略記。　二十日丁卯、因幡言す、僵樹、自ら起てりと百錬鈔。　二十二日己巳、女御篤子內親王を立てゝ中宮となす扶桑略記・公卿補任。　三月二十日丁酉、上皇、春日社に幸し、關白師實以下公卿悉く從ふ扶桑略記・後二條關白記。　夏五月八日甲申、尾張の火上姉子社の僵樹の自ら起ちたるを軒廊に卜ふ後二條關白記。　十四日庚寅、春日山、震動す百錬鈔。　二十六日壬寅、百座仁王會を大極殿に修す後二條關白記。　六月二十七日癸酉、上皇、丈六佛像を法勝寺に慶し、左右の獄徒六十人を免じ扶桑略記。　阿波權守藤原爲房を召し還す扶桑略記。阿波權守は、百錬鈔に據る。　秋八月六日辛亥、延暦寺の僧徒數千、座主良眞を攻めて其の宅を壞つ。　十八日癸亥、大雨洪水あり。　十九日甲子、良眞、兵數百を率ゐて、東塔の房舍を毀ち、將に西塔に及ばんとす。　西塔・横川の僧徒、蟄ちて之を走らせ、遂に良眞が弟子の房舍を毀ち、坂下の民家八十餘戶を焚く扶桑略記。　二十六日辛未、興福寺の僧徒數千、神木を奉じて京に入り、近江守高階爲家が、蒲生郡市荘の神人を侵掠したることを訴ふ扶桑略記。一代要記に、神木を奉ずるは、十月に係けたるは誤なり。　二十八日癸酉、高階爲家を土佐に流し、緣坐せる者、任を解き銅を贖はしむること差あり百錬鈔○扶桑略記に、二十七日となせり。　九月四日戊寅、西院皇后崩ず扶桑略記・一代要記・西院は、貴女鈔に據る○諸書に、葬闕けたり。　冬十月三日丁未、上皇及び郁芳門院、日吉社に幸し、關白師實以下扈從す中右記・扶桑略記。　二十三日丁卯、右大臣源顯房、右近衛大將を罷む一代要記・歷代皇紀○公卿補任に、六年十二月に係けたり。　二十七日辛未、北野の牛の斃れたることを軒廊に卜ふ中右記。　二十八日壬申、春日の御笠山に、屢光あり百錬鈔。　二

十九日癸酉、權大納言源師忠を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしめ（伊勢公卿敕使例。宸筆は、中右記に據る。）又幣を二十二社に奉りて、南北僧徒の凶暴を告ぐ（百錬鈔）。十一月三日丁丑、興福寺の僧徒、金峰山の僧と鬭ふ。四日戊寅、地震ふ。五日己卯、右大臣源顯房疾めるを以て、輕囚を免ず。十七日辛卯、顯房疾み、及び僧僧鬭へるを以て、童女を觀ることを停む。是の夜、春日社、大に鳴り、屢光あり、深草山陵鳴る（中右記）。二十日甲午、權大納言源雅實、右近衛大將を兼ぬ（公卿補任・中右記・扶桑略記）。是の夜、地震ふ（中右記）。二十一日乙未、興福寺の僧、又金峯山の僧と鬭ふ（百錬鈔）。二十七日辛丑、深草山陵の鳴りたることを軒廊に卜ふ。二十八日壬寅、一千僧をして經を延曆寺に讀ましむ。十二月十二日乙卯、幣を二十二社に奉りて、痘瘡を禳ふ（中右記）。二十一日甲子、內大臣藤原師通、左近衛大將を罷む（中右記・一代要記・歷代皇紀○公卿補任に、六年十二月に係けたり。）二十四日丁卯、參議藤原公定を遣はして、深草山陵に謝せしむ（中右記）。二十七日庚午、左大臣源俊房、左近衛大將を兼ぬ（中右記・扶桑略記・公卿補任）。是の年、出羽の賊平師妙・平師季等、守信明が館を燒き、資財を剽掠せり（信明、姓闕けたり。）陸奧守源義綱に敕して、之を討たしむ。是の冬、痘瘡盛に行はれ、年を踰えて止まず（中右記）。

嘉保元年甲戌、春正月三日乙亥、上皇に六條殿に覲ゆ（中右記・扶桑略記・古事談）。十六日戊子、陽明門院崩ず（扶桑略記・中右記・百錬鈔）。是の月、大に雪ふる（扶桑略記・中右記）。二月五日丁未、陽明門院を葬る。是の月、大鳥三あり、鳥羽宮の池に集る。辛未の晦、熾盛光法を修して、豫め日食を禳はしむ（中右記）。三月壬申の

朔、日、之を食することあり中右記・扶桑略記。八日己卯、是より先、平師妙・平師季、誅に伏せり。是の日、源義綱、其の首を持ちて京師に入る、之を西獄門の樹に梟す中右記。九日庚辰、關白師實罷む中右記・百錬鈔○公卿補任・歷代皇紀・一代要記に、八日となせり。内大臣藤原師通を以て關白となす中右記・百錬鈔・公卿補任。二十三日甲午、左大臣源俊房、左近衛大將を罷む中右記○一代要記に、二十二日となせり。二十八日己亥、權中納言藤原忠實、左近衛大將を兼ぬ中右記・公卿補任。閏月十二日癸丑、旱するを以て、幣を丹生・貴布禰に奉る。二十日辛酉、雨を神祇官に祈ること七日。二十三日甲子、雨ふる。是の日、詔して、輕囚を原す。夏四月七日丁丑、大神宮に猪矢ありたることを軒廊にトひ、使を遣はして、幣を奉らしむ。十五日乙酉、左衛門府火く。十九日己丑、大に雨ふる中右記。五月二十五日乙丑、前太宰權帥權中納言藤原伊房・前對馬守敦輔、姓闕私に僧を契丹に遣はして交關したるに坐し百錬鈔。敦輔は、中右記に據る。伊房は、位を貶し官を奪はれ百錬鈔・中右記・公卿補任。敦輔は、籍を削らる。六月五日甲戌、非常赦す。但安樂寺・彌勒寺・彥山の鬪亂者は、赦の限に在らず。是の夜、星、月に入り、地震ふ。六日乙亥、策試す。八日丁丑、省試す。二十五日甲午、旱するを以て、神泉苑の池を疏す。二十九日戊戌、雨を神祇官に祈る。秋七月二日辛丑、幣を丹生・貴布禰に奉る。八日丁未、經を龍穴に讀ましむること五日。十九日戊午、大に雨ふりて、連日止まず。二十六日乙丑、晴を丹生・貴布禰に祈る中右記。八月三日壬申、賭射を大極殿に觀る古今著聞集。十日己卯、晴を神祇官に祈る。十七日丙戌、參河守源惟淸、上皇を咒詛したるに

坐して、伊豆に流され、父仲季は周防に、弟顯清は越前に、仲清は阿波に、盛清は信濃に（中右記○百錬鈔に、仲季を仲宗に作れり。今、本書に從ふ。）　九月三日辛丑、前太政大臣信長薨ず。五日癸卯、右大臣源顯房薨ず（中右記・公卿補任。）二十三日辛酉、痘瘡流行するを以て、孔雀經・大般若經を御前に讀ましめ、仁王講・聖觀音法を宮中に修し、大般若經を祇園社に讀ましむ。冬十月二十四日壬辰、夜、內侍所の鈴、大に鳴り（中右記。）堀河院火く。天皇、之を大炊殿の東對に避け（中右記・百錬鈔。東對は、中右記に據る。）　十一月十一日己酉、西對に遷御す（中右記。）　十二日庚戌、大隅八幡宮火く（百錬鈔・帝王編年記。）　十三日辛亥、天皇、痘瘡を患ふ。十七日乙卯、神祇官に禱ること七日、十八日丙辰、七瀨祓・四界祭を修し、二十日戊午、幣を二十二社に奉る。二十三日辛酉、內侍所の數鳴りたることを卜ふ。二十四日壬戌、稻荷社の鳴り、出雲國社に怪異ありたることを軒廊に卜ふ。二十六日甲子、一千僧をして經を延曆寺の中堂に讀ましむ。二十七日乙丑、三萬六千神祭を修す（中右記。）　十二月十五日壬午、改元す（中右記・愚管鈔・百錬鈔・歷代皇紀○按ずるに、一代要記に、六日となせるは誤なり。）十九日丙戌、天皇、疾瘳えて、始て紫宸殿に御す。二十八日乙未、從四位下大江公仲、散位資俊が家を焚き、人を殺し財を竊めるに坐して、隱岐に流さる（資俊、姓闕けたり。）是の歲、秋冬、天下、痘瘡流行せり（中右記。）

二年乙亥、春正月二日己亥、上皇に覲ゆ（公卿補任。）　五日壬寅、始て天照大神を石灰壇に拜す（禁祕鈔。）

夏六月二十日甲申、幣を丹生・貴布禰に奉り、神泉苑の池を疏して、雨を祈る（中右記。）　二十六日庚寅、閑院成りて、上皇、徙御す（中右記・百錬鈔。）　秋八月八日辛未、上皇に閑院に覲え、相撲・舞樂を觀る。

十二日乙亥、近臣をして嵯峨野の草蟲を捕へて之を獻ぜしめ、宴を設けて歌を作らしむ古今著聞集。冬十月十八日庚辰、天變地震あるを以て、權大納言源雅實を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ伊勢公卿勅使例。 二十四日丙戌、延曆寺の僧徒、神輿を奉じて闕に詣り、美濃守源義綱が、其の徒を殺したることを訴ふ。中務丞源賴治、之を拒ぎ○百錬鈔に、賴治を賴經に作れるは誤なり。神人を射殺す百錬鈔・源平盛衰記。十一月、僧徒、神輿を中堂に奉じ百錬鈔。五壇法を修して、國家を詛ふ。勅して、神輿を奉じて山に還らしむ百錬鈔・歷代皇紀。

永長元年丙子、春正月十一日壬寅、上皇に六條殿に覲ゆ中右記。 十二日癸卯、五畿七道に勅して、神社の破壞せるを修めしむ朝野群載。 十八日己酉、觀音供を淸涼殿に修す中右記・元亨釋書。 承曆以後廢絶したりしが、是に至りて、之を復せり元亨釋書。 二十八日己未、六十僧をして經を紫宸殿に讀ましむ中右記。二月十五日丙子、梅宮の第一神殿火く永昌記嘉承元年。 十七日戊寅、石淸水宮の釜の鳴りたることを軒廊にトひ、三月七日丁酉、輕囚を免ず中右記。 十日庚子、熊野本宮火く百錬鈔・歷代皇紀。 十一日辛丑、群臣を禁內に召して、歌を作り樂を奏せしむ中右記・中殿御會部類記。 二十四日甲寅、殿上賭射を觀る中右記。 秋七月十二日己亥、侍臣をして田樂を爲さしむ。 十三日庚子、上皇、田樂を觀る。是より朝野、田樂盛に行はる古事談。 是の月、星ありて、西北に見れ、貫珠の如し歷代皇紀・皇年代略記。 八月七日甲子、郁芳門院崩ず○諸書に、葬闕けたり。九日丙寅、上皇、薙髮す中右記大治四年・百錬鈔・歷代皇紀。 九月二十五日辛亥、興福寺火く百錬鈔・一代要記・歷代皇紀・興福寺略年代記。 冬

十一月二十四日庚戌、地大に震ふ。船に御して、之を避く長秋記○百錬鈔に、十月に係けたるは誤なり。　十二月十五日辛未、興福寺を造る興福寺略年代記。　十七日癸酉、改元す愚管鈔・百錬鈔・一代要記。

承徳元年丁丑、春三月十八日壬申、春日社に行幸す一代要記。　夏四月二十六日己酉、祇園社に行幸す長秋記。　秋八月五日丙戌、風、孔廟の屋舎を壞る朝野群載。　九月辛亥の朔、彗星見る百錬鈔・一代要記・山槐記治承二年。　十七日丁卯、大神宮正殿の戸、鎖して開かざれば、幣を納むること能はず朝野群載。　二十三日癸酉、關白師通が二條第に行幸す園太暦文和二年。　冬十月十日庚寅、大神宮の戸の鎖して開かざることを軒廊に卜ふ朝野群載。　十一日辛卯、二條第より賀陽院に遷る園太暦文和二年・行類鈔。　十一月二十一日辛未、改元す愚管鈔・歴代皇紀・帝王編年記○百錬鈔に、十月十七日となし、一代要記・山槐記には、十二月。　二十五日乙亥、權大納言源師忠を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ伊勢公卿勅使例。

二年戊寅、秋八月三日戊寅、相撲を馬場殿に觀んと欲せしに、法皇、之を止めたれば、夜、密に之を觀る古今著聞集。　九月二十日乙丑、祇園の塔を慶す百錬鈔○一代要記に、十一月に係けたり。　二十六日辛未、法皇、閑院を毀ち、其の材を鳥羽宮に運びて、營構せしむ百錬鈔。　冬十二月八日壬午、藤原苡子を以て女御となす一代要記。

康和元年己卯、春正月三日丙午、法皇に覲ゆ長秋記。　四日丁未、六條院火く百錬鈔。　十三日丙辰、仁和寺覺行を以て親王となす。法親王、此に始る仁和寺御傳・元亨釋書○外記日記に、三日丙午に係けたり。　二十一日甲子、大學寮、孔廟

の祭器を修めんことを請ふ、之を許す朝野群載。二十四日丁卯、權大納言源俊明を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ外記日記・伊勢公卿敕使例。是の日、地震ふ長秋記。二月、京師、雨ふらずして、井水、皆涸る。三月四日丁未、太白、月を貫く。二十七日庚午、疫旱あるを以て輕囚を免ず外記日記。夏四月六日戊寅、上皇、尊勝陀羅尼を鳥羽南殿に慶す一代要記○按ずるに、年中行事に曰く、院の尊勝陀羅尼、此に始る。後世、正月を以て恆式となすと。附して以て考に備ふ。壬寅の晦、深草陵、鳴動す。五月二十三日乙丑、加賀國、牡牛、兩頭の犢を生めり外記日記。六月二十三日甲午、六十僧をして經を紫宸殿に讀ましむ長秋記・外記日記。是の日、法皇、鳥羽殿より法勝寺に遷御す外記日記。二十八日己亥、關白內大臣師通薨ず長秋記・公卿補任・愚管鈔・百錬鈔。秋八月二十三日癸巳、幣を二十二社に奉る長秋記。二十八日戊戌、改元す愚管鈔・百錬鈔・一代要記・歷代皇紀。冬十月二十日戊午、禎子內親王を卜定して齋院となす長秋記・帝王編年記・外記日記。二十六日甲子、地震ふ外記日記。

二年庚辰、春正月二日己巳、法皇に覲ゆ公卿補任。夏四月丁酉の朔、日、之を食することあり朝野群載・中右記保安元年。六月十九日甲寅、大內成りて、遷御す百錬鈔・行類鈔・歷代皇紀。秋七月十七日壬午、權大納言藤原忠實を以て右大臣となし、權大納言源雅實を內大臣となす大府記・公卿補任・一代要記。八月十六日庚戌、賀陽院に遷る百錬鈔。九月、中務丞源賴治を佐渡に流す歷代皇紀○尊卑分脈に、佐渡を土佐に作れり。冬十月、東寺の塔を慶す一代要記。

三年辛巳、春正月二日癸亥、法皇に鳥羽宮に覲ゆ長秋記・公卿補任。十日辛未、鳥羽宮に行幸し、二十五日丙戌、又幸し、二月壬辰の朔、又幸す百錬鈔。十三日甲辰、前關白師實薨ず公卿補任・長秋記・百錬鈔。三月

十日辛未、鳥羽に行幸す。庚寅の晦、法皇、證金剛院を慶す百錬鈔。夏四月辛卯の朔、日、之を食することあり長秋記。二十四日甲寅、鳥羽に行幸す。二十五日乙卯、法皇に朝して、證金剛院を觀る長秋記・百錬鈔○帝王編年記に曰く、五月四日興福寺火くと。興福寺略年代記・皇年代略記・歷代皇紀に據れば、永長元年九月興福寺火け、十二月營造すとあり。而も、此の歲又火けたることを載せず。故に取らず。六月二十五日甲寅、賀茂下社の戶の鎖して開かざることを軒廊にトふ。秋七月二日辛酉、幣を賀茂に奉る朝野群載。七日丙寅、對馬守源義親、鎭西を劫剽す、敕して、之を討つ百錬鈔。二十九日戊子、孔雀經法を東寺に修せしめて、雨を祈る祈雨日記・東寺長者補任。九月二十七日乙酉、鳥羽に行幸して、方忌を避く長秋記○按ずるに、此の前後鳥羽に幸すれども、本書に方違の文なし。惟此の日、方違を書せり。四年、鳥羽に行幸せるも、本書、亦方違の文なし。而して、中右記に、皆方違を書せり。此を以て之を推すに、是の歲、前後の行幸は、蓋し皆方違ならん。冬十月十日丁酉、大納言源俊明を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ長秋記・伊勢公卿敕使例。十一月二日己未、賀茂下社の西寶殿の戶の鎖して開かざることを軒廊にトふ朝野群載。五日壬戌、鳥羽に行幸し、十二月二十日丙午、又幸す長秋記。是の歲、京師に狐妖ありて、食具を朱雀門の東掖に陳設すること、饗を行ふの狀の如し。世に狐大饗と謂へり歷代皇紀に、三月五日に係け、續本朝文粹に載する所の大江匡房が狐媚記に據れば、其の妖一日に非ず。故に日月に係けず。

四年壬午、春正月二日戊午、法皇に鳥羽宮に觀ゆ。七日癸亥、鳥羽宮に行幸して、方忌を避け、十日丙寅、宮に還り、十九日乙亥、又幸す中右記・長秋記。二十六日壬午、等身五大尊像を清涼殿の南榮に慶す。二月丙戌の朔、鳥羽宮に行幸して、方忌を避け、二日丁亥、舞樂を觀、是の夜、宮に還る中右記。十五日庚子、鳥羽宮に行幸して、方忌を避け、十六日辛丑、宮に還る。十九日甲辰、六十僧をして

大般若經を清涼殿に讀ましむ中右記・長秋記。二十六日辛亥、法勝寺に行幸して、方忌を避く○長秋記に、二十五日に係けたり。三月七日壬戌、鳥羽宮に行幸して、方忌を避く中右記。十八日癸酉、鳥羽宮に朝して、法皇の五十算を賀し、宴を設けて舞樂す中右記・長秋記・今鏡・一代要記。二十日乙亥、船に御して宴樂し、是の日、宮に還る中右記。夏五月二日丙辰、鳥羽宮に行幸す長秋記。閏月二日丙戌、宮中の男女の和歌を善くする者をして、書を作りて其の優劣を判ぜしむ。之を艶書合と謂ふ長秋記・今鏡。十四日戊戌、鳥羽宮に行幸して、競馬を觀る長秋記○百錬鈔に、十五日に係けたり。二十五日己酉、競馬・騎射を賀陽院に觀る長秋記・百錬鈔。六月甲寅の朔、競馬を觀る長秋記。秋七月十六日己亥、豐受大神宮火く百錬鈔に、伊勢離宮院に作れり。今、大中臣系圖を併せ考へて之を訂す。十八日辛丑、大納言源俊明を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ二所大神宮例文。二十一日甲辰、尊勝寺を慶し百錬鈔・一代要記・歷代皇紀。車駕、臨幸す。詔して曰く、洛陽城の東、法勝寺の西、吉土を占めて伽藍を建て、良辰を撰びて齋筵を展ぶ。雲構甫て就り、忽ち翠華の幸臨を促し、風化徧く覃ぶ。宜しく黃砂の刑法を宥くすべし。其天下に大赦し、常赦の免さゞる所のものも、咸く赦除せよ。但伊勢大神宮幷に筥崎宮の訴に觸れたる輩は、赦の限に在らず。而して、所司、懈緩して、若し稽留を致さば、縱令、春澤の仁慶を施すとも、猶秋霜の嚴科に困まんことを恐る。抑有司、施行することを得ず、宜しく舍赦の徒を錄し、且つ肆眚の例に從ふべしと朝野群載。八月十六日戊辰、三萬六千神祭を大極殿に修す長秋記。十八日庚午、小野皇太后崩ず百錬鈔・一代要記・帝王編年記○諸書に、葬闕けたり。九月二十五日丁未、天皇、高陽院より內裏に遷御す長秋記。冬十月二十

八日己卯、前對馬守源義親を隱岐に流す百錬鈔○古事談に、明年に係けたり。十一月二十五日丙午、右大臣藤原忠實、左近衛大將を罷む公卿補任・一代要記・歷代皇紀。十二月二十九日己卯、風、日華門を壞る長秋記。

五年癸未、春正月二日壬午、法皇に鳥羽宮に覲ゆ公卿補任・外記日記。是の夜、仁和寺火く。二十一日辛丑、大風ありて、日華門傾頽す。三月十五日甲午、法皇に高陽院に朝す外記日記。二十六日乙巳、興福寺の僧徒、春日の神木を奉じて京に入り、講師信永・湛秀を罷めんことを訴ふ百錬鈔・一代要記・外記日記。夏四月十六日甲子、權大納言藤原家忠を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ伊勢公卿敕使例・外記日記。二十二日庚午、地大に震ひ、二十四日壬申、又震ひ、五月己卯の朔、又震ふ百錬鈔・外記日記。六月三日庚戌、非常赦す外記日記。七日甲寅、神祇官、南海道諸國の神社を修造せんことを請ふ、之を許す朝野群載。九日丙辰、皇子宗仁を以て親王となす大府記・百錬鈔・一代要記・歷代皇紀・外記日記。秋八月十三日庚申、神祇權大副大中臣輔弘、火を豐受大神宮に行ちたるに坐して、佐渡に流され大中臣系圖・外記日記。禰宜荒木田延綱、火を神館に行ちたるに坐して、伊豆に流さるるに、禰宜補任・百錬鈔○外記日記延綱を宣綱に作れり。十七日甲子、皇子宗仁親王を立てゝ皇太子となし外記日記・今鏡・立太子考・玉海治承二年。右大臣藤原忠實を以て傅となす公卿補任・外記日記。丙子の晦、晴を丹生・貴布禰に祈る中右記大治二年。九月六日壬午、參議源基綱を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしめ、輔弘を流したることを告ぐ伊勢公卿敕使例・外記日記。八日甲申、晴を丹生・貴布禰に祈る。十三日己丑、霖を卜ふ。十八日甲午、又晴を丹生・貴布禰に祈る中右記大治二年・外記日記。冬十月三日己酉、日吉の塔を慶す百錬鈔。十一月五日庚辰、石

清水宮に謁す（鳩嶺年代記・紀氏系圖・外記日記。）七日壬午、霖するを以て、幣を伊勢・平野・稻荷・祇園・北野に奉る（中右記大治二年・外記日記。）二十五日庚子、高野山の大塔を慶す（百錬鈔・外記日記。）十二月二十一日丙寅、内大臣兼右近衛大將源雅實、左近衛大將に轉じ、權大納言藤原家忠、右近衛大將を兼ぬ（公卿補任・一代要記・歴代皇紀・外記日記。）

長治元年甲申、春二月十日甲寅、改元して（公卿補任・愚管鈔・百錬鈔。）大赦す（一代要記。）三月二十四日丁酉、尊勝寺に行幸して、灌頂を修し、車駕、之に臨む。尊勝寺灌頂、此に始まる（百錬鈔・仁和寺御傳。）秋七月二十四日辛卯、神託ありたるを以て、使を齋宮に遣はす（百錬鈔。）八月壬寅の朔、宸筆法華八講を弘徽殿に修して、皇太后の冥福を薦む（百錬鈔・續本朝文粹。）冬十二月五日甲辰、天皇、内裏より堀河院に遷御す（百錬鈔・行類鈔。）十六日乙卯、權中納言源國信を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ（伊勢公卿敕使例。）

二年乙酉、春正月庚午の朔、延暦寺の僧徒數千、祇園の神輿を奉じて闕に詣り、園城寺の僧證觀を訴ふ。二日辛未、敕して、僧徒の請ふ所を許す。僧徒、神輿を奉じて還る（永昌記・百錬鈔・一代要記。）五日甲戌、法皇に大炊殿に朝す、皇太子從ふ（中右記・永昌記・古今著聞集。）三月五日壬寅、群臣を清涼殿に宴して、和歌を詠ぜしむ（百錬鈔・中殿御會部類記。）二十四日辛酉、使を遣はして、幣を鹿島・香取の社に奉らしむ（朝野群載。）夏六月八日癸酉、堀河院より内裏に還る。十四日己卯、御靈會、檢非違使中原範政が兵士、祇園の神人と鬪ふ。神人、闕に詣りて之を訴ふ（百錬鈔。）秋八月十三日丁丑、内大臣源雅實を遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ（伊勢公卿敕使例。）二十九日癸巳、是より先、太宰權帥藤原季仲、石清水別當光

清と、竈門の神輿を射、日吉の神人を殺せり。是の日、延暦寺の僧徒、日吉の神人、陽明門に詣りて之を訴ふ。九月十六日庚戌、二條院崩ず（百錬鈔○女院小傳・帝王編年記に、十七日に係け、諸書に葬闕けたり。）冬十月甲午の晦、日吉・祇園の神人、延暦寺の僧徒、神輿を奉じて、又陽明門に詣り、速に季仲・範政・光清等が罪を斷ぜられんことを請ふ（百錬鈔、一代要記○帝王編年記に曰く、三井寺證觀の事を以て、神輿、洛に入ると。）石清水の神人、待賢門に詣りて、光清を宥されんことを請ふ（百錬鈔。）十一月乙未の朔、權中納言兼太宰權帥藤原季仲が官を奪ひ（公卿補任。）光清が職を罷め、僧徒に諭して、山に還らしむ。三日丁酉、光清が職を復し（愚管鈔・百錬鈔。）檢非違使中原範政が官を奪ふ（百錬鈔。）十二月二十五日戊子、右大臣藤原忠實を以て關白となす。二十八日辛卯、藤原季仲を周防に流す（公卿補任・一代要記○百錬鈔に、二十九日に作れり。）

嘉承元年丙戌、春正月四日丁酉、彗星、西南に見る（百錬鈔・中右記長承元年・山槐記治承二年。）二月十七日庚辰、改めて藤原季仲を常陸に流し、其の子刑部少輔懷季・少納言實明が官を奪ふ。二十八日辛卯、參議藤原宗忠を後田邑山陵に遣はして、陵土を犯したることを謝せしむ（百錬鈔。）三月十一日癸卯、關白忠實、皇太子傅を罷め、内大臣源雅實を以て皇太子傅となす（公卿補任。）夏四月九日庚午、改元して、赦す（永昌記・公卿補任・一代要記・山槐記治承二年。）十二日癸酉、四角四界祭を修して、疫を禳ふ（永昌記。）是の日、賀茂別雷社火け、廢朝すること三日（永昌記・山槐記治承二年・一代要記・百錬鈔。）十三日甲戌、幣を賀茂上下社に奉る。秋七月庚寅の朔、日、之を食することあり（永昌記。）五日甲午、孔雀經法を東寺に修して、雨を祈る（永昌記・祈雨日記・東寺長者補任。）十九日

戊申、石淸水宮に、鼠、帳を齧み、蛇見れ、賀茂社の樹僵れ、梅宮に、盜、神衣帳を竊み、感神院鳴動し、及び炎旱することを軒廊に卜ふ。二十三日壬子、幣を伊勢已下七社、及び丹生・貴布禰に奉る。二十七日丙辰、法皇、石淸水宮に謁す永昌記。 九月十九日丁未、不豫。冬十月三日辛酉、幣を伊勢已下十社に奉り、六日甲子、輕囚を原す。十一月三日辛卯、使を宇佐に遣はして、竈門神に謝せしむ。四日壬辰、天皇、疾瘳え中右記。 十二月二十五日壬午、堀河院に徙御し中右記・永昌記。 丁亥の晦、輕囚を免ず。是の歲、仁王會・季御讀經を停め中右記。 天下、疾疫ありたり中右記・永昌記。

二年丁亥、春正月三日庚寅、法皇に內大臣源雅實が土御門第に朝す。十日丁酉、策試す中右記。 二月十一日戊辰、地震ふ。內大臣源雅實を伊勢に遣はして、宸筆の宣命及び神寶・神馬を大神宮に奉らしむ中右記・伊勢公卿勅使例。 二十六日癸未、省試す中右記。 三月五日辛卯、法皇に鳥羽宮に朝す中右記・百錬鈔。 六日壬辰、宴樂して和歌を詠ず。八日甲午、船に御して歌舞飲宴し、是の日、堀河院に還る。十一日丁酉、鴨御祖社に狐鳴き、竈門社震動し、高良社に蛇見れたることを軒廊に卜ふ。是の春、癘疫流行せり。比年、京師、神來りて舍宅を借ると訛言して、人多く居を遷しゝが、是に至るまで未だ止まず中右記。 夏四月七日癸亥、地大に震ひ中右記・永昌記。 十日丙寅、又震ふ永昌記。 二十二日戊寅、天下、咳を患ふるを以て、經を石淸水・賀茂以下十社、及び七大寺・延曆寺・園城寺に讀ましむること三日、諸國の諸寺は、一日、相撲使を罷む。二十八日甲申、賀茂御祖社に狐の鳴きたることを軒廊に卜ひ、是

の日、輕囚を免ず。五月十一日丙申、疾疫あるを以て、幣を二十二社に奉る。十九日甲辰、一千僧をして經を延曆寺の中堂に讀ましむ（中右記）。二十三日戊申、頃間、都下の庶人、礫を飛ばして街に相擊てり。是に至りて、檢非違使をして之を禁ぜしむ。二十六日辛亥、一千僧をして經を東大寺に讀ましむ。二十九日甲寅、百座仁王會を紫宸殿に修す。六月二十一日丙子、雷、十餘所に震して、京極殿の佛堂、災あり（中右記・百錬鈔）。堀河院の大木折れ、感神院の鳥居壞る（百錬鈔）。二十二日丁丑、感神院の樹、故なくして折る。二十五日庚辰、感神院の災異を軒廊にトふ（中右記）。秋七月十日甲午、不豫（一代要記・歷代皇紀）。孔雀經法を宮中に修すること七日（仁和寺御傳・孔雀經御修法記）。十二日丙申、散位賴貞（姓闕けたり）、香椎の神輿を射て神人を殺したるに坐して、佐渡に流さる（百錬鈔）。十九日癸卯、天皇、堀河院に崩ず。年二十九（百錬鈔・一代要記・歷代皇紀）。香隆寺に火葬し、堀河院と稱す（一代要記・歷代皇紀・帝王編年記・皇代記・皇年代略記）。永久元年、御骨を仁和寺の圓融院に奉安し（長秋記○皇代記に、醍醐寺に作れり。）國忌齋を尊勝寺に置く（仁和寺諸記抄・中右記永久二年）。天皇、臨御の日久しかりしかども、天下の事、皆上皇に決せられ、復乾綱を攬らざりき（今鏡）。然れども、心を政事に留め、諸司の奏案は、夜、必ず覆視し、疑ふ可きものあれば御批し、再び商議せしめたり。公卿の、追儺に當り疾と稱して、小朝拜に參する者あり。乃ち勅して家に歸らしめて曰く、彼、何ぞ病みて愈ゆることの速なると。上皇、之を聞き、以て過察と爲せり（續古事談）。嘗て左右に謂て曰く、普天の下、皆王民なり。遠民何ぞ疎く、近民何ぞ親しからん。一人の耳、周く四海の事を聞くことを得ず、是大患なり。卿等、聞けることあ

らば、告げて隱すことなかれと。一宮女、奏して曰く、所衆某あり、貧窶にして將に世を遁れんとすと。天皇、爲に愍然たり。乃ち僧良眞に敕して、臨時の禱を修せしめて曰く、其の修法及び日時は、他日之を命ぜん、豫め兵衞尉一人を賜ふ。師、宜しく有司に告げて之を任ずべしと。當時、兵衞尉たる者は、功錢五萬匹を出せり。良眞、既にして其の人を任じて功錢を收め、入りて修法の日時を請ふ。天皇曰く、聞く、所衆某、貧にして立つこと能はずと。朕、之を忍びざれども、王者は、人に私するに財を以てすべし、官を以てすべからざれば、宜しく師が意を以て、私に功錢を某に給ふべし。其の祈禱の如きは、自ら長日の修あらんと。良眞、感泣して曰く、何の大法祕法か、此の功德に過ぎん。況や、良眞が微力、何ぞ百分の一にも及ばんと、終に功錢を以て之に給せり源平盛衰記・長門本平家物語。　一日、隨身淸房姓闕けたり。に命じて、馬を走らしめたるに、淸房、誤りて墜ちて死せり。天皇、之を憫み、食邑を其の父に賜ひぬ源平盛衰記。　天皇、頗る文學を好み、和歌を能くす今鏡・神皇正統記。　是の時に當りて、源俊房。藤原通俊。大江匡房。藤原季仲等、朝に在り。天皇、以爲らく、人を得たること、古に愧ぢずと今鏡。　尤も音律に精しく、笙笛を善くせり。後笙は氣を損ずるを以て、惟笛のみを吹けり續教訓抄。　當時、其の妙に及ぶ者なし。源俊房曰く、式部卿宮薨ぜられてより後、五十餘年にして、再び上霧を聞けりと續教訓抄・體源抄。　嘗て神樂曲を伶人助忠に受けたり續古事談。　後世、神樂の說、天皇より傳れりと云ふ神皇正統記・續古事談。

譯文大日本史卷の四十五終

譯文大日本史卷の四十六

本紀第四十六

鳥羽天皇

鳥羽天皇、諱は宗仁、堀河帝の長子なり。母は贈皇太后藤原氏、康和五年正月十六日丙申、左少辨藤原顯隆が五條第に生れ（本朝世記・外記日記・皇年代略記・百錬鈔。）未だ幾くならずして、恃を失ふ。白河法皇、迎へて宮に入る（本朝世記・外記日記。）六月、親王となり、八月、立ちて皇太子となる（百錬鈔・一代要記。）長治二年十月、袴を內大臣源雅實が土御門第に著る（歴代皇紀・皇年代略記。土御門第は、玉蘂に據る。）嘉承二年七月十九日癸卯、堀河帝崩ず、法皇、皇太子に詔して、位を嗣がしめ（中右記・皇年代略記。）關白右大臣忠實を以て攝政せしむ。公卿、劒璽を大炊殿に奉る。是の日、皇太子、踐祚す（中右記・百錬鈔・皇年代略記。）左大臣源俊房・內大臣兼左近衞大將源雅實・權大納言兼右近衞大將藤原家忠、並に故の如し（公卿補任・一代要記。）二十四日戊申、堀河天皇を葬る。（一代要記・歴代皇紀・帝王編年記・皇年代略記。）冬十月十八日庚午、石清水宮に怪異あり、北野社の樹の僵れたることを軒廊にトふ。二十一日癸酉、敕して、諸國に課して八省を修む。法皇、僧をして千日講を修せしむ。是の月、炎旱して、井涸る。閏月十六日戊戌、感神院の釜の鳴りたることを軒廊にトふ。十一月壬子の朔、日、南至し、食に當りたれども、陰雲ありて見えず。三日甲寅、公卿、表賀す。十七日戊

辰、豐明節會を罷む。中右記。　二十九日庚辰、赦す。詔に曰く、珠緯、輝を連ねて、明王、延祚の祥を受け、銅管、律を正しくして、哲后、履長の慶を顯す。是を以て、圜丘に日を迎へて、南至を一隅に賀し。靈臺に雲を觀て、子來を萬國に懷ふ。誠に是、上は天符に協ひ、下は人望に從ふ者なり。朕、小量を以て、嗣ぎて大統を承け、齡、幼年に在りて、遙に徇齊の德を謝り、政、姫旦に委ねて、更に成周の風を思ふ。迺者、公卿、奏して言す、謹みて曆日を按ずるに、十一月壬子、朔旦冬至、列聖を經て値ひ難く、治世に鍾りて偶來ると。又或は翌日の舊儀を稽へ、或は陰曀の新瑞を議す。童蒙の心、少くして未だ識ることあらず、庸昧の質、獨何ぞ仁に當らん。豈に、祖宗の靈貺、臣佐保持の致す所に非ずや。抑、孝行は誼を存し、禮制は踰え難し。縱、飫宴を蒸々の誠に停むとも、何ぞ福應を蒼々の貺に忘れん。須らく兆庶と斯の休徵を享くべし、天下に赦すべし。但、常赦の免さゞる所、及び官物を欠負するの類は、赦の限に在らず。爵を敍し物を賜ふこと、一に恒典に準ぜよ。庶はくは、中黄の萠陽に達するに感じ、以て上玄の嘉祉を降せるに答へんと。續本朝文粹。　十二月壬午の朔、天皇、位に大極殿に卽く。時に年五歲。中右記・一代要記・歷代皇紀。禮畢りて、大炊殿に還る。是の日、準母令子內親王を尊びて皇后と曰ふ。中右記。　九日寅庚、六條殿に徙御す。中右記。　十三日甲午、所生の女御藤原氏を追尊して皇太后と曰ふ。中右記・百錬鈔。　十七日戊戌、大神宮の怪異を軒廊に卜ひ、二十八日己酉、又日吉社の怪異を卜ふ。是より先、隱岐の流人源義親、逃れて出雲に至り、目代を殺し、官物を掠めたり。中右記。

是に至りて、因幡守平正盛に敕して、之を討たしむ（中右記・東鑑治承四年。）天仁元年、戊子、春正月、諒闇なるを以て諸節會を停む（中右記。）源義親、誅に伏す。二十九日庚辰、但馬守平正盛、義親が首を持ちて京師に入る（中右記・百錬鈔・一代要記・歴代皇紀・帝王編年記。）二月十一日壬辰、賀茂下社に狐の鳴きたることを軒廊に卜ひ、十七日戊戌、又太宰府の怪及び日吉八王子の神殿鳴動し、犬の屢神殿に登りたることを卜ふ（中右記。）二十二日癸卯、使を山階・柏原・嵯峨・深草・後田邑・後山階・村上・香隆寺・宇治の諸陵及び後宇治墓に遣はして、卽位を告げしむ（中右記・朝野群載。）三月二日壬子、幣を日吉社に奉る。十六日丙寅、賀茂社の樹枝墜ち、川合・住吉の二社に狐の鳴きたることを軒廊にトふ。二十三日癸酉、延暦寺・園城寺の僧徒數千、訴ふるに東寺の僧、尊勝寺の灌頂阿闍梨となりたることを以てす（○一代要記・歴代皇紀に、尊勝寺灌頂を仁和寺に賜ふに作れり。）二十四日甲戌、六條堀河に震して、一奴、震死す。二十九日己卯、大奉幣使を發す。庚辰の晦、幣を二十二社に奉る。夏四月辛巳の朔、延暦寺の僧徒數千、甲を擐て、日吉の神輿を奉じて京に入る。敕して、檢非違使及び源平の兵士數萬を遣はして、之を禦がしむ。二日壬午、法皇、使を遣はして、之を諭さしむ。僧徒、神輿を奉じて山に還る（百錬鈔・一代要記に、三月晦に係けたり。）十一日辛卯、使を宇佐に遣はす。二十四日甲辰、伊勢豐受宮の鹿死し、及び賀茂社・感神院・高良社の怪異を軒廊に卜ふ。二十八日戊申、幣を伊勢・石淸水・賀茂・住吉・日吉・祇園に奉る。是の月、京師、盜多し。五月庚戌の朔、日、之を食することあり。七日丙辰、輕囚を免

ず。六月庚辰の朔、白雲二道ありて、天に亘る。十二日辛卯、賀茂社の震動、及び住吉、感神院の怪異を軒廊に卜ふ。十四日癸巳、雹を雨らし、延暦寺に震す。十七日丙申、幣を賀茂・住吉・祇園に奉る。二十三日壬寅、金字法華經・仁王經を賀茂社に慶す（中右記。） 秋七月七日乙卯、醍醐皇后藤原氏の國忌を廢して、贈皇太后の國忌を置く（中右記・百錬鈔○年中行事に、六月に係けたり。） 十八日丙寅、不動法を仁和寺に修すること七日（中右記○仁和寺御傳に、二七日に作れり。） 八月二日己卯、晴を丹生・貴布禰に祈る（中右記・朝野群載。） 三日庚辰、改元す（中右記・百錬鈔・一代要記・歴代皇紀。） 十五日壬辰、盾列池後陵・池上陵の鳴りたることを軒廊に卜ひ（中右記。歴代皇紀。） 輕四百餘人を免ず。二十日丁酉、使を盾列二陵に遣はし、諸所の鳴動したることを軒廊に卜ふ（中右記。） 二十一日戊戌、小六條殿より大内に徙御す（行類鈔。） 九月十日丁巳、興福寺の僧徒、多武峯に登りて、堂塔・民舍を燒く（百錬鈔に、十二日に作り、談峰記には、十一日。） 二十三日庚午、多武峰鳴動す。是より先、上野言す、七月より是の月に至るまで、麻間峰焚けて、沙礫・灰燼、田園を埋沒せりと。是の日、之を軒廊に卜ふ。冬十月四日、庚辰、天皇、始て石灰壇に拜す。六日壬午、災異屢見るゝを以て、非常赦す。但伊勢・石清水の訴ふる所の者は、赦の限に在らず（中右記。） 二十一日丁酉、御禊す（中右記・一代要記。） 二十八日甲辰、恂子内親王を卜定して齋宮となす（中右記・歴代皇紀・皇胤紹運錄。） 十一月四日庚戌、詔して、服御常膳を減ず（中右記。） 八日甲寅、官子内親王を卜定して齋院となす。二十一日丁卯、大嘗す（中右記・歴代皇紀・一代要記。） 二十八日甲戌、大内より大炊殿に還御す。十二月十九日甲午、法皇に六條殿に覲え、二十日乙未、宮に還る（中右記。）

二年己丑、春正月、贈皇太后の忌月なるを以て、踏歌節會を廢す百錬鈔。　二月二十五日庚子、法華八講を吉祥院に修し、著して恒典となす年中行事・公事根源。　是の月、左衞門尉源義忠、其の從者に殺さる。廷議、美濃守源義綱が男義明及び瀧口藤原秀方が所爲なるを疑ひ、檢非違使源重時に敕して、義明等を誅せしむ百錬鈔・帝王編年記・尊卑分脈○歴代皇紀・一代要記に、並に元年に係けたり。　義綱、亡げて近江の甲賀山に據る。　源爲義を遣はして、之を討たしめたるに、義綱降りたれば、之を佐渡に流す百錬鈔・尊卑分脈。　三月八日壬子、天變地殃を以て、權中納言藤原宗通を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ伊勢公卿敕使例。　夏四月二十七日辛丑、法皇に覲ゆ體源鈔。　秋七月甲辰の朔、大炊殿より內裏に遷御し百錬鈔。　九月二十一日壬戌、大炊殿に還る百錬鈔・園太曆文和二年。

天永元年庚寅、春正月、豐受大神宮の心柱倒る百錬鈔。　二月三日壬申、權中納言藤原宗通を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ伊勢公卿敕使例。　二十二日辛卯、法皇に六條殿に覲ゆ體源鈔○公卿補任に、二十五日となせり。　三月四日壬寅、雪を雨らすこと尺餘にして、寒きこと冬の如し○百錬鈔に、五日となせり。　十九日丁巳、省試す永昌記。　夏五月十三日辛亥、彗星、東方に見る百錬鈔○中右記長承元年十二日に作れり。　六月四日辛未、孔雀經法を鳥羽宮に修して、彗星を禳ふ仁和寺御傳・東寺長者補任。　丁酉の晦、七佛藥師法を禁內に修す後愚昧記元德元年。　秋七月十三日庚戌、改元す公卿補任・百錬鈔・帝王編年記・東寺長者補任○一代要記・歴代皇紀に、十五日となし、愚管鈔には、十六日。　丁卯の晦、僧靜賢が蠱を藤杜社に埋めて朝廷を咒詛したるを以て、流に處す。　冬十一月乙丑の朔、伊勢內宮の心柱倒る百錬鈔。

十二月七日辛丑、大納言源俊明を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ伊勢公卿勅使例。　十七日辛亥、最勝寺成る拾芥鈔。　是の歲、夏秋の交、洪水ありて、飢饉せり山槐記治承二年。

二年辛卯、春正月十九日壬午、法皇、一千僧をして經を法勝寺に讀ましむ○本書長承元年正月十一日の條に曰く、此、每年の常例なりと。而して、其の何年に肇りたることを載せず○年中行事を考ふるに、正月に、法勝寺の千僧御讀經を載せたれども、亦原始なし。蓋し白河帝在位の日、既に恒式となりたらんか。諸舊記を檢するに、此の後、崇德・近衞の朝に至るまで、春間、必ず此の事あり。其の恒例たること知るべし。故に、此の後書せず。　二十一日甲申、石淸水宮の死人を軒廊に卜ふ中右記。　二月甲午の朔、法皇に六條殿に覲ゆ中右記・長秋記。　五日戊戌、白雲二道、天に亘る中右記。　十一日甲辰、春日社に行幸し中右記・長秋記・一代要記、十二日乙巳、鳥羽宮に還御し、十四日丁未、宮に還る中右記。　二十一日甲寅、怪雲、東西に亘る。二十三日丙辰、大炊殿に怪あるを以て、內裏に遷御す。壬戌の晦○按ずるに、本書に、辛酉に作りたれども、今、干支を推して之を訂す。　法皇、石淸水宮に謁す。　三月十三日乙亥、白雲二道、天に亘る中右記。　十五日丁丑、賭射す中右記・長秋記。　齋院に死蛇ありしを軒廊に卜ふ。　二十七日己丑、地震ふ。　夏四月九日辛丑、大風雨ありて、伊勢外宮の門垣及び賀茂齋院の館舍倒れ、春日社の樹七十餘株僵れたれば、十二日甲辰、之を軒廊に卜ふ。　二十七日己未、內大臣源雅實が土御門第に徙御す。五月壬戌の朔、輕囚百人を免ず。九日庚午、幣を二十二社に奉る。　二十五日丙戌、再び伊勢の怪異及び齋院に死蛇ありしを軒廊に卜ふ。六月五日丙申、幣を大神宮に奉る中右記。　秋七月十六日丁丑、神泉苑に雩す永昌記。　二十七日戊子、雨を丹生・貴布禰に祈る永昌記・中右記。　八月十八日戊申、晴を丹生・貴布禰に祈る。　二十八日戊午、百座仁王會を紫宸殿に修

す。九月三日癸亥、興福寺の僧、東大寺の僧と鬪ひ、四日甲子、興福寺の僧、東大寺の民戶を燒く。十五日乙亥、放生會を修す。石淸水の神人、加茂の神人と鬪ひたるを以て、延びて此に及べるなり中右記。二十日庚辰、土御門第より賀陽院に徙御す中右記・園太曆文和二年。二十三日癸未、非常赦す。但伊勢・石淸水の訴ふる所の者は、赦の限に在らず。冬十月六日乙未、賀茂社・出雲杵築社・太宰府竈門社の怪異を軒廊に卜ふ。十一月十九日戊寅、下野守源明國、人を殺したるに坐して、佐渡に流さる中右記。十二月十四日壬寅、始て書を讀む中右記・長秋記・皇年代略記。戊午の晦、輕囚六十餘人を免ず中右記。

三年壬辰、春二月十一日戊戌、法皇に六條殿に覲え、十二日己亥、宮に還る中右記。十七日甲辰、石淸水の塔を慶す中右記・百錬鈔。三月十六日癸酉、六條殿に詣りて、法皇の壽六十を賀し中右記・百錬鈔・一代要記、十八日乙亥、宮に還る中右記。夏五月十三日己巳、賀陽院火けて百錬鈔・吉部祕訓鈔、六條殿に徙御す百錬鈔。六月十九日甲辰、大炊殿を造る園太曆貞和二年。冬十月十九日癸卯、大炊殿成りて、徙御す中右記・百錬鈔・園太曆貞和二年。是の月、伊豆の海上に火光ありて、鳴ること雷の如く、聲京師に聞え、月を踰えて止まず。十一月二日乙卯、豐受大神宮の怪異を軒廊に卜ふ。七日庚申、川合社の火けたることを卜ふ。八日辛酉、幣を賀茂社に奉る。十二日乙丑、川合社の光を軒廊に卜ふ中右記。十八日辛未、攝政忠實、右大臣を罷む中右記。公卿補任。二十七日庚辰、百座仁王會を紫宸殿に修し、伊豆の海の火を軒廊に卜ふ中右記。十二月十四日丁酉、忠實を以て太政大臣となす。攝政たること故の如し中右記・公卿補任・一代要記。十九日壬寅、車駕、法皇に從

ひて鳥羽に幸し、多寶塔を慶す〇百錬鈔に、鳥羽堂に作れり。二十五日戊申、輕囚を免ず。二十七日庚戌、大炊殿より内裏に徙御す中右記。

永久元年癸巳、春正月甲寅の朔、天皇、元服を紫宸殿に加ふ長秋記・百錬鈔・一代要記。紫宸殿は、長秋記に據る。八日辛酉、法皇に六條殿に覲えて長秋記・體源鈔。大炊殿に還御す長秋記。二月、疱瘡大に行はる歴代皇紀〇百錬鈔に、赤斑瘡に作れり。三月四日乙卯、武藏人横山隆兼、愛甲某を殺したるを以て、常陸・相模・上野・下總・上總の國司に敕して、其の黨二十餘人を討たしむ長秋記。按ずるに、本書に、隆兼は、横山黨と書して、其の名を載せず、愛甲某は、内記太郎と書せり。今、小野系圖に據る。二十二日癸酉、堀河帝の御骨を仁和寺の圓融院に移し藏む長秋記・百錬鈔。閏月壬午の朔、五壇法を内裏に修す仁和寺御傳。十六日丁酉、怪異・疾疫あるを以て、權大納言藤原宗通を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ長秋記・伊勢公卿敕使例。二十日辛丑、興福寺の僧徒五千、春日の神木を奉じて勸學院に抵り、佛匠圓勢が清水寺別當に補せられたるを訴ふ。二十二日癸卯、敕して、僧永縁を以て別當となし、僧徒に諭して、寺に還らしむ長秋記・外記日記。夏四月辛亥の朔、延暦寺の僧徒二千餘、清水寺の堂宇を毀ち、祇園・北野の神輿を奉じて大炊殿に詣り、興福寺の僧の、祇園の神人を陵辱したることを訴ふ中右記・長秋記・百錬鈔・歴代皇紀を參取す。檢非違使源光國・平正盛・左衞門尉源爲義をして、兵を率ゐて之を禦がしむ。法皇、僧徒に諭して、山に還らしむ長秋記。是より、二寺仇視し、將に兵を構へて相攻めんとして、京師、騷擾すれば、十二日壬戌、二寺に敕して、之を和解せしむれども、僧徒、詔を奉ぜず中右記。十四日甲子、攝

政忠實、太政大臣を罷む 公卿補任・一代要記。 十五日乙丑、幣を伊勢以下七社に奉る 中右記。 二十五日乙亥、幣を春日・大原野・吉田に奉り、二十七日丁丑、幣を石清水に奉り、並に僧徒の鬪亂を弭めんことを禱る 中右記・外記日記。 己卯の晦、興福寺の僧數千、將に延暦寺を攻めんとす。檢非違使平正盛・平忠盛・源重時を宇治に遣はして、之を邀へて栗前山に戰ひ、破りて之を走らす。檢非違使源光國・左衛門尉平盛重を西坂下に遣はして、延暦寺の僧徒を邀へしめたるに 中右記。栗前山は、百錬鈔・歴代皇紀に據る。 僧徒、既に京に入りて、祇園に屯せり 中右記・百錬鈔。 是の日、日吉社の怪異を軒廊に卜ふ 中右記。 五月庚辰の朔、僧徒、山に還る 一代要記・歴代皇紀。 六月十日己未、春日山鳴りて、社に光あり。十八日丁卯、幣を春日社に奉る 中右記。 秋七月十三日辛卯、改元して 長秋記・愚管鈔・百錬鈔・公卿補任・一代要記。 天下に赦す。八月四日壬子、大風雨ありて、伊勢内宮の殿舍・門垣倒れ、月讀宮・伊雜宮壞る 長秋記。 十八日丙寅、孔雀經法を内裏に修す 仁和寺御傳。 二十日戊辰、大風ありて、平野社の樹僵る。九月七日乙酉、不豫なるを以て大赦す。法皇、使を石清水・賀茂に遣はし、神寶を大神宮に獻じ、法を修して之を禱はしむ。冬十月五日癸丑、疾瘳えて、弓場始に臨む。十一日己未、松尾社に行幸す。十七日乙丑、北野社に行幸す 長秋記。 十二月二十二日己巳、僧仁寛、不軌を謀るに坐して、伊豆に流さる 百錬鈔・源平盛衰記。 二十六日癸酉、忠實、攝政を改めて關白となる 一代要記・百錬鈔・公卿補任。

二年甲午、春正月戊寅の朔、天皇、初て四方拜を行ひ、物忌を以て小朝拜を停む。五日壬

午、始て敍位に臨む。中右記。　二十七日甲辰、權中納言藤原宗忠を伊勢に遣はして、宸筆の宣命、神寶を大神宮に奉らしむ。中右記・伊勢公卿敕使例。　二月三日己酉、大風ありて、春日社の樹三百餘株僵る。十日丙辰、法皇に六條殿に覲え、置酒燕樂して、帝、親ら笛を吹く。十一日丁巳、宮に還る。十四日庚申、京師の民間に摺衣を服し及び博奕することを禁ず。中右記。　二十一日丁卯、始て法を蓮華藏院に修し、著して永式となす。年中行事。　二十七日癸酉、盜賊公行するを以て、仁王講を左右獄に修す。中右記。　夏五月八日壬午、孔雀經法を土御門内裏に修す。仁和寺御傳・孔雀經御修法記。　十六日庚寅、輕囚を免ず。十七日辛卯、重て檢非違使に敕して、摺衣を服する者及び盜賊・博徒を逮捕せしむ。六月八日辛亥、幣を奉りて、晴を祈る。十三日丙辰、賀茂社に死蛇ありたることを軒廊に卜ふ。十九日壬戌、地震ふ。秋七月六日己卯、延暦寺に院宣して、僧徒の兵仗を帶することを禁ず。八月癸卯の朔、幣を稻荷社に奉る。中右記。是の日、伊勢、大風ありて、豐受宮の千木折れ、門垣倒れ。中右記・百錬鈔。　二日甲辰、内宮の荒祭宮の千木折る。中右記。　三日乙巳、大炊殿火く。中右記・百錬鈔・帝王編年記・寺社雜事記。　天皇、之を從四位上藤原長實が萬里小路第に避け。中右記・百錬鈔。　八日庚戌、六條殿に遷御す。十四日丙辰、伊勢の風災を軒廊に卜ふ。二十二日甲子、幣を八社に奉る。中右記。　冬十月壬寅の朔、中宮崩ず。中右記・百錬鈔・一代要記○諸書に、葬闕けたり。　十一月五日丙子、權中納言源能俊を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ。中右記・伊勢公卿敕使例。　十四日乙酉、石清水宮に謁す。二十三日甲午、賀茂社に行幸す。中右記。　二十九日庚子、車駕、法皇に從ひて白河に幸し、蓮華藏

院を廢して中右記・百錬鈔・吉記承安三年。蓮華藏院は、百錬鈔に據る。非常赦す。十二月八日己酉、始て内侍所の神樂に臨む。二十九日庚午、伊勢・賀茂の怪異を軒廊に卜ふ。是の歳、京師、盜起りて劫掠を公行し、南海道の海賊、貢調を剽竊し、都鄙、騷擾せり中右記。

三年乙未、春二月十一日辛亥、法皇に白河殿に覲ゆ續教訓鈔。夏四月二十八日丁卯、内大臣源雅實を以て右大臣となし公卿補任・一代要記。大納言藤原忠通を内大臣となす公卿補任○一代要記に、十六日に係けたり。五月十四日癸未、鷹司洞院東大路の地陷る百錬鈔。二十一日庚寅、豐受宮の千木折れたることを軒廊に卜ふ中右記・長承元年・上卿故實。秋八月二十五日壬戌、六條殿より土御門内裏に遷御す百錬鈔。冬十一月二十六日辛卯、大炊殿成りて、徙御す百錬鈔・園太暦文和二年。

四年丙申、春二月十九日癸未、法皇に覲ゆ體源鈔。三月十三日丁未、大學助源高行、人を傷けたるに坐して、安藝に流さる。夏五月十六日己酉、宋牒至り及び阿蘇社の火けたることを廷議す。六月二十日壬午、賀茂社の多寶塔を廢して、宿禱に賽す百錬鈔。秋七月十二日癸卯、新制七條を下す朝野群載。八月十七日戊寅、大炊殿火けて、土御門第に遷御す百錬鈔○寺社雜事記に、十六日となせり。冬十月二十八日戊午、法皇、熊野に幸す百錬鈔・熊野略記○中右記大治二年の條に、二十六日となし、諸書に、還宮の日闕けたり。

五年丁酉、春正月八日丁酉、法成寺の東西塔。南大門、及び證菩提院火く。十三日壬寅、祇園少將の井神殿火く百錬鈔・三月二日庚寅、土御門殿を造る園太暦貞和二年。七日乙未、法皇に覲ゆ體源鈔。十五

日癸卯、右大臣源雅實を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ伊勢公卿勅使例。夏四月二十日戊寅、三條室町に遷御す圓太暦文和二年。五月五日壬辰、是より先、僧あり、詐りて源義親と稱して、越後人平永基に依れり。是の日、永基に勅して、捕へて之を送らしむ朝野群載。二十九日丙辰、鬪雞。鬪草を觀る百錬鈔。是の月、法皇、熊野に幸す一代要記〇還宮の日闕けたり。秋八月二十九日甲申、石清水宮に謁す圓太暦文和二年。九月丙戌の朔、大風、木を拔き、屋を發く。十四日己亥、二條堀河の皇后宮火く百錬鈔。冬十月二十日丙子、法皇、熊野に幸す中右記大治二年〇按ずるに、百錬鈔に曰く、十一月六日、法皇、熊野山に於て、御願塔を供養すと。蓋し十一月に至るまで、猶熊野に在りたるが如し。而して、還京の月日、諸書に、考ふる所なし。二十九日癸未、白河塔を慶す百錬鈔。十一月十日甲午、土御門殿成りて、徙御す百錬鈔・圓太暦貞和二年。二十一日乙巳、省試す朝野群載。十二月十七日庚午、藤原璋子を以て女御となす女院小傳。

元永元年戊戌、春正月二十三日丙午、百座仁王會を紫宸殿に修す中右記。二十六日己酉、女御藤原璋子を立てゝ中宮となす中右記・一代要記。二月九日辛酉、大和社火く中右記・百錬鈔。十日壬戌、法皇に白河殿に覲ゆ。二十一日癸酉、一千僧をして經を法勝寺に讀ましむ。三月十九日辛丑、三合厄なるを以て〇按ずるに、本書に、三合厄を凶年に作れり。今、伊勢公卿勅使例に據る。非常赦す。但、伊勢・石清水の訴ふる所の者は、赦の限に在らず。二十七日己酉、策試し、二十九日辛亥、省試す中右記。是の月、宋主趙佶、海商に付して書を送れり歴代皇紀・帝王編年記。海商に付して云々は、善隣國寶記に據る。夏四月三日乙卯、改元して中右記・百錬鈔・公卿補任・歴代皇紀。赦す中右記。九日辛酉、三合。星變・疾疫を以て、中納言源顯通を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ伊勢公卿勅使例。十二

日甲子、晴を丹生・貴布禰に祈る。二十八日庚辰、高良宮に蛇あり、鏡宮寺の門に鏡見れ、杵築社の鳴動したることを軒廊に卜ふ。中右記。六月、霖雨あり、河水泛溢して、人多く溺死せり。百錬鈔。秋八月九日己未、京師飢う。法皇、之を賑給す。中右記・百錬鈔。十二日壬戌、豐受宮の忌屋殿に蟲の生じたることを軒廊に卜ふ。二十三日癸酉、一千僧をして經を法勝寺に讀ましむ。二十七日丁丑、蟲の怪ありたるを以て、幣を大神宮に奉る。九月二十二日辛丑、金銀幣を大神宮に奉る。閏月六日乙卯、法皇、將に熊野に幸せんとするを以て、輕囚九十餘人を免ず。七日丙辰、法皇、熊野に幸す。十九日戊申、賀茂社に狐の鳴きたるを軒廊に卜ふ。二十三日壬申、七條火けて、十餘町に延燒す。冬十月五日癸未、法皇、熊野より至る。中右記。

十二月十七日甲午、最勝寺を慶し、車駕、臨幸す。百錬鈔・帝王編年記・元亨釋書。

二年己亥、春二月二日戊寅、右大臣源雅實、左近衞大將を罷め〇公卿補任に、正月二十八日となせり。六日壬午、內大臣藤原忠通、左近衞大將を兼ぬ。中右記・公卿補任・一代要記。十一日丁亥、法皇に白河殿に覲ゆ。三月八日甲寅、伊勢內外宮に穢ありたるを軒廊に卜ふ。是の春、天下飢饉して、民多く死亡し、京師、盜起りて、人を殺し火を行てり。夏四月九日甲申、雨を丹生・貴布禰に祈る。中右記。十四日己丑、仁和寺火く。中右記・長秋記・一代要記〇百錬鈔に、十三日となせり。五月六日辛亥、備前守平正盛をして盜賊を索捕せしむ。九日甲寅、豐受宮の御臼殿・忌屋殿に異蟲の生じたるを軒廊に卜ふ。十四日己未、一千僧をして經を延曆寺に讀まし

めて、疾疫を禳ふ。二十日乙丑、豐受宮の井に臭あることを軒廊にトふ。二十七日壬申、神泉苑の池を疏して、雨を祈る中右記。六月十九日甲午、皇子顯仁を以て親王となす中右記・長秋記・百錬鈔・一代要記。是の夏、旱す中右記・長秋記。秋七月十日甲寅、澍雨あり。十八日壬戌、豐受宮に蟲の怪あり、平野社の鳴りたることを軒廊にトふ。八月、霖す中右記。十七日辛卯、舞樂を觀る長秋記。二十七日辛丑、晴を丹生・貴布禰に祈る。九月二十七日庚午、法皇、熊野に幸す。冬十月十五日戊子、法皇、熊野より至る中右記。十一月癸卯の朔、賀茂社火けて、廢朝すること三日中右記・長秋記・百錬鈔・帝王編年記。二日甲辰、夜、大風雨ありて、北方に光あり中右記○本書に、庚辰に作りたれども、今、干支を推して之を訂す。十六日戊午、幣を賀茂に奉る中右記・長秋記。二十八日庚午、輔仁親王薨ず中右記・長秋記・歴代皇紀。

保安元年庚子、春二月二日癸酉、法皇に三條烏丸亭に覲ゆ。二十日辛卯、石清水宮に謁す。二十六日丁酉、賀茂社に行幸す。三月十五日乙卯、一千僧をして經を法勝寺に讀ましむ中右記。夏四月十日庚辰、改元す中右記・百錬鈔・一代要記・歴代皇紀。十九日己丑、堀河院火く中右記・百錬鈔。二十一日辛卯、大納言藤原家忠を伊勢に遣はして、宸筆の宣命、神寶を大神宮に奉らしむ中右記・伊勢公卿敕使例。是の月、園城寺、延暦寺と大津の地界を爭ひて、日吉の鳥居を毀つ中右記・百錬鈔。法皇、公卿をして其の曲直を議せしめ、僧徒を諭して、鳥居を建てしむ。六月八日丁丑、幣を石清水・賀茂・平野・稻荷に奉る。十六日乙酉、幣を大神宮に奉る。二十八日丁酉、非常赦す。秋七月十七日乙卯、孔雀經法を神泉苑に修して、雨を

祈る。中右記。二十一日己未、左近衛少將藤原實衡、兵部大輔藤原資信を殿上に毆ちたれば、實衡が籍を除き、資信を譴責す。八月二十三日辛卯、興福寺の僧徒、春日の神人、神木を奉じて勸學院に抵り、和泉守雅隆〇姓闕けたり。が神人を陵辱したることを訴ふ。中右記・百錬鈔。一代要記を參取す〇要記に、四月に係けたり。法皇、敕して、雅隆を罷め、僧徒を諭して、寺に還らしむ。戊戌の晦、宇佐宮の怪異を軒廊に卜ふ。冬十月戊辰の朔、日、之を食することあり。一千僧をして經を延曆寺に讀ましむ。三日庚午、法皇、熊野に幸し、二十二日己丑、熊野より至る。十一月七日甲辰、大神宮に死穢ありたるを軒廊に卜ふ。中右記。十二日己酉、法皇、關白忠實が文書を內覽することを罷む。中右記・公卿補任〇愚管鈔・百錬鈔に、並に十三日に係けたり。十四日辛亥、鹿ありて、北野社に入る。十二月丁卯の朔、石淸水宮、鳴動して光あり。二日戊辰、北野の怪を軒廊に卜ふ。十四日庚辰、幣を北野に奉る。二十日丙戌、夜、大風雨ありて、光あり。是の月、木幡山陵鳴れり。中右記。

二年辛丑、春正月十七日癸丑、關白忠實が文書を內覽することを復す。公卿補任。十九日乙卯、左大臣源俊房罷む。一代要記。二十二日戊午、關白忠實罷む。公卿補任。內大臣藤原忠通に敕して、文書を內覽せしむ。公卿補任・一代要記・百錬鈔。二月二十九日甲午、法皇に覲ゆ。公卿補任・體源鈔。三月五日庚子、內大臣藤原忠通を以て關白となす。公卿補任・一代要記・百錬鈔。十一日丙午、關白忠通、左近衛大將を罷む。十二日丁未、大納言兼右近衛大將藤原家忠、左近衛大將に轉じ、權大納言源有仁、右近衛大將を兼ぬ。公卿補任。二十六日己未、宋に

報牒せんことを廷議す。夏五月二十七日庚申、延暦寺の僧徒、觀音院・一乘寺を燒き、閏月三日丙寅、又園城寺を燒きて、堂宇、蕩盡せり（百錬鈔○一代要記・帝王編年記に、二日に係けたり。）　秋八月二十九日辛酉、權中納言源能俊を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ（二所大神宮例文。）　九月六日戊辰、伊勢、洪水ありて、豐受宮の正殿の下の天平瓮を漂はしたることを廷議す（百錬鈔。）　冬十月二十八日己未、春日社に行幸す（一代要記。）　十一月十二日癸酉、前左大臣源俊房薨ず（公卿補任・一代要記・帝王編年記。）

三年壬寅、春二月十日己亥、法皇に覲ゆ（醴源鈔。）　夏五月十四日辛未、白河の善勝寺に、蛇の、足を生じたるあり。秋七月二十二日戊寅、大學寮の孔廟壞る（百錬鈔。）　冬十二月六日辛卯、參議藤原實行を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ（二所大神宮例文○伊勢公卿敕使例に、二年に係けたり。）　十五日庚子、灌頂を最勝寺に置く（百錬鈔・一代要記・元亨釋書。）　十七日壬寅、右大臣源雅實を以て太政大臣となし、關白内大臣忠通を左大臣となし、大納言兼左近衞大將藤原家忠を右大臣となし、權大納言兼右近衞大將源有仁を内大臣となす（永昌記・公卿補任・一代要記。）

四年己卯、春正月五日己未、法皇に覲ゆ（醴源鈔。）　二十八日壬午、顯仁親王を立てゝ皇太子となし、是の日、天皇、位を皇太子に禪る（百錬鈔・一代要記・歴代皇紀。）　二月、尊號を上りて太上天皇と曰ふ（一代要記・歴代皇紀。）　是の後、或は白三條烏丸に徙御し、尋で白河殿に遷り、六月、二條東洞院の新宮に遷る（百錬鈔。）　舊河殿・三條西殿に御し、又白河北殿に御し（中右記・百錬鈔。）　遊幸する毎に、法皇と車を同じくす（今鏡・神皇正統記。）

例に、法皇の車には隨身なけれども、同車の故を以て、儀衞、式の如くせり今鏡。天治元年二月、法皇に從ひ白河に幸して、郊外の雪を觀る。內大臣源有仁以下、馬に騎りて扈從す百錬鈔。上皇、烏帽・直衣にて、馬を御して前行す。嵯峨上皇、嵯峨院に遷るとき、馬を御して出でたりしが、爾後、始て此の擧あり神皇正統記。閏月、法皇に從ひ法勝寺に幸して、花を觀る。後宮の嬪御、悉く飾車に乘り、攝政忠通、太政大臣雅實以下の公卿・扈從・前驅・後乘、衣服の綺靡なること、美を盡し、華を競へり今鏡・百錬鈔・帝王編年記。還りて白河殿に過りて飮宴し、群臣に命じて、和歌を作らしめ、歡を盡して罷む今鏡・百錬鈔・古今著聞集。十日、高野山に幸す百錬鈔・高野御幸記。大治元年十一月、法皇に從ひて熊野に幸す。十二月、又法皇と車を同じくして、雪を觀る。攝政以下從ふ百錬鈔。出でゝ西山・舟岡を歷。上皇、深紅を衷、直衣を被て、馬に騎りて前めり今鏡。二年二月、法皇に從ひて熊野に幸す。十月、法皇に從ひて高野山に幸す百錬鈔。四年七月、法皇崩ず。上皇、喪に居り、哀容、節に過ぐ台記天養元年。其の後、上皇、專ら萬機を理むること、一に法皇に效ふ今鏡・保元物語。天承元年二月、熊野に幸す兩院熊野御詣記。長承元年、得長壽院を創めて、觀音像一千軀を置き、三月、臨幸して、之を慶し、導師天台座主忠尋に穀一千石・錢一千貫・沙金一千兩を賜ひ、物を施すこと算なし源平盛衰記。保延二年三月、熊野に幸す。九月、金字五部大乘經を石淸水に慶す百錬鈔。三年七月、書を崇德帝に致して、尊號・封戶・隨身を辭す續本朝文粹〇一代要記に、元年十二月に係けたり。六年十月、春日社の五層塔を慶し、儀は、御齋會に準す百錬鈔。永治元年三月、薙髮す。

法名は、空覺。今鏡・百錬鈔・一代要記・帝王編年記。佛事を修すること五十日、多く僧徒に餽し、食を鳥獸に施す。今鏡。崇德帝、位を禪るに及び、稱して一院と曰ひ、崇德帝を新院と曰ふ。保元物語。康治元年五月、奈良に幸して、戒を東大寺に受け、又戒を延曆寺に受く。台記・百錬鈔○元亨釋書に、二年に係けたり。屢〻新院と樓船に御して宇治に遊び、或は車を同じくして京外に遊幸す。天養元年三月、熊野に幸す。十月、延曆寺に幸して、一千僧をして讀經せしむ。久安二年九月、四天王寺に幸して、舍利會を修す。三年三月、熊野に幸す。九月、四天王寺に幸して、萬燈會を修す。四年二月、熊野に幸す。台記。九月、四天王寺に幸して、阿彌陀佛の名を念ずること一百萬遍。台記・續教訓鈔。歲ごとに以て常となす。續教訓鈔。六年三月、美福門院と熊野に幸す。台記。仁平三年二月、熊野に幸して、金字大藏經を慶す。百錬鈔。久壽元年七月、鳥羽の新宮に徙御す。前太政大臣忠實、紙一千帖・布一千端・米一千斛を獻ず。台記。二年八月、不豫。台記。保元元年七月二日辛丑、法皇、鳥羽の安樂壽院に崩ず。年五十四。是の夜、安樂壽院の塔に葬り、以て山陵に擬し百錬鈔・一代要記・帝王編年記・皇代記。是の夜は、編年記・皇代記に據る。國忌を置き。仁和寺諸記鈔。鳥羽院と稱す。帝王編年記○按ずるに、保元物語に曰く、久壽二年冬、法皇、熊野に幸して、本宮證誠殿を拜せしに、恍惚として、神の帳中より手を出し、反覆して之を示すを見る。法皇悟らず、巫に命じて神を降さしめたるに、神、之に憑りて曰く、帝の壽、明年の秋を過ぐべからず。而る後、天下反覆すること、當に此の手の如くなるべしと。期に及びて、果して病を得、遂に醫療を命ぜずして崩ぜりと。愚管鈔に、亦此の事を載せたり。台記に據るに、久壽二年八月不豫にして、冬間、熊野に幸することを載せず。且つ事怪誕に渉る。故に取らず。天皇、嘗て帝範を菅原在良に受け、又天文に通じ。台記。善く催馬樂を歌ひ、音律に精しく、最も善く笛を吹く。台記・禁祕鈔・今鏡を參取す。其の四天王寺に幸せしとき、群臣、管絃を奏し、天皇、親ら笛を吹き、侍臣に謂て曰く、沙門にして笛を吹く、恐らく

は、嘲笑を取らんと、因て障子を以て座を蔽ふ台記・古今著聞集。人、其の音調に感じたりき台記。嘗て樂十曲を定めて、極樂土を讃し、月ごとに之を奏して、十樂講と名く續教訓鈔。平生の供佛・施僧、其の費、勝て計るべからず。古記を渉覽して、博く典故に通ぜり台記。嘗て曰く、檢非違使別當に任ずる者は、當に重代・才幹・成敗・容儀・進退・富有の六事を兼ね備ふべし。不らざれば則ち、職を與ふることを得ずと古事談。好みて容儀を修む。源有仁、亦修飾を好む。一時、風に化し、凡そ朝服の嚴稜なる、烏帽の額ある、皆此の時に始る神皇正統記。然れども、臣庶の奢侈を戒めたり。嘗て鳥羽南院に御して、法會を修したるに、童子の貼金衣を服せるを見て、攝政忠通に謂て曰く、美服は、朕が喜ばざる所と。忠通、檢非違使に下して之を罪せんことを請ふ。天皇曰く、之を釋して問ふこと勿れ。第遍く群下に告げて、此の意を知らしめよと。色を好みて內嬖多く、又男寵に耽りたり台記。前後三女院あり。美福門院、最も幸せられ、所出體仁親王を以て崇德帝の儲貳となし、逼りて位を讓らしむ。是を近衞帝となす。近衞帝の升遐するに及び、崇德上皇、復位の志あり。天皇、美福門院・關白忠通と謀りて、後白河帝を立て、其の子守仁親王を以て皇太子となせり。是に於て、崇德上皇、大に望を失ひ、陵土未だ乾かざるに、遂に保元の亂を致せり今鏡・愚管鈔・保元物語を參取す。讓位の後、凡そ三十四年、政を院中に決すること二十八年保元物語・今鏡。故に、後世、仙院の典章を擧ぐるに、白河・鳥羽の二帝を稱す神皇正統記。

譯文大日本史卷の四十六終

譯文大日本史卷の四十七

本紀第四十七

崇德天皇

崇德天皇、諱は顯仁、鳥羽帝の長子なり。母は待賢門院(中右記・百錬鈔・一代要記・歷代皇紀・皇年代略記。)元永二年五月二十八日癸酉、三條烏丸亭に生れ(長秋記・百錬鈔・一代要記・歷代皇紀。烏丸亭は、中右記に據る○百錬鈔鳥羽紀に、二十四日となし、今鏡には、十八日。)六月、親王となり(中右記・長秋記・百錬鈔・一代要記。)保安四年正月、袴を著(歷代皇紀・體源鈔・皇年代略記。)二十八日、壬午、立ちて皇太子となり(一代要記・歷代皇紀・皇年代略記。)即日、土御門殿に受禪し(百錬鈔・今鏡・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記・皇年代略記。)關白左大臣忠通を以て攝政せしむ。太政大臣雅實・右大臣兼左近衞大將藤原家忠・內大臣兼右近衞大將源有仁、並に故の如し(公卿補任・一代要記・歷代皇紀。)二月二日丙戌、鳥羽帝を尊びて太上天皇と曰ふ(一代要記・皇年代略記・歷代皇紀。)上皇、三條烏丸に遷る。十三日丁酉、上皇、白河殿に遷る(百錬鈔。)十九日癸卯、天皇、位に大極殿に即く。時に年五歲(崇德帝即位記・百錬鈔・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。)夏六月九日庚寅、守子女王を卜定して齋宮となす(帝王編年記。)十日辛卯、上皇、二條東洞院の新宮に遷る。是の月、太宰府、嘉禾の一莖三穗なるを獻ず(百錬鈔。)秋七月三日甲寅、孔雀經法を神泉苑に修して、雨を祈る(東寺長者補任。)十八日己巳、延曆寺の僧徒、日吉の神輿を奉じて京に入り(百錬鈔・一代要記・源平盛衰記。)越前守平忠盛が神人を殺したることを訴ふに、(源平盛衰記○一代要記、殺を捕に作れり。)兵を遣は

して之を邀へしに、僧徒、神輿を棄てゝ祇園に據る。忠盛及び左衛門尉源爲義、擊ちて之を走らせ（百錬鈔・一代要記・源平盛衰記。）神輿を赤山に送る（一代要記。）八月二十日庚子、悰子內親王を卜定して齋院となす（帝王編年記。）九月二日壬子、法皇、敕して、神輿を修めて日吉に還し（一代要記。）改めて祇園の神殿を造らしむ（百錬鈔・一代要記。）冬十月十五日甲午、御禊す（一代要記・歷代皇紀・皇年代略記。）十一月庚戌の朔、前下野守源仲正、源義親と僞り稱する者を捕へて、京師に入る（百錬鈔。）十八日丁卯、大嘗す（帝王編年記・皇代略記・皇年代略記○一代要記及び歷代皇紀に、十九日となせるは誤なり。）二十七日丙子、太宰府に敕して、神寶を檢し、祭祀を愼み、官舍を修めしむ（朝野群載。）

天治元年甲辰、春正月五日甲寅、法皇・上皇に覲ゆ（長秋記・公卿補任・古今著聞集○長秋記に曰く、二條殿に朝覲すと。諸書を參考するに、上皇、三條殿に御して二條殿に御するの文無し。疑ふらくは、轉寫の誤ならん。故に取らず。）二月六日甲申、賀茂社火く（一代要記。）閏月己酉の朔、地大に震ふ（百錬鈔。）夏四月三日庚戌、改元す（百錬鈔・愚管鈔・公卿補任・一代要記・歷代皇紀。）二十二日己巳、皇弟道仁を以て親王となす（歷代皇紀。）六月十五日庚申、始て祇園の臨時祭を修し、著して永式となす（百錬鈔・年中行事・公事根源。）秋七月七日壬午、太政大臣雅實罷む（公卿補任・一代要記。）冬十月二十三日丙寅、上皇、高野に幸す（高野御幸記・百錬鈔・帝王編年記。）十一月二日乙亥、上皇、三條殿に還御す（高野御幸記。）二十四日丁酉、中宮藤原氏に號を上りて待賢門院と曰ふ（一代要記・歷代皇紀・女院小傳。）是の月、勢田橋火く（歷代皇紀。）是の歲、法皇、前木工頭源俊賴に敕して、金葉和歌集を撰ばしめたり（八雲御鈔・敕撰次第・拾芥鈔。）

二年乙巳、春正月三日乙亥、法皇に覲ゆ（續教訓鈔。）二月、京師の女子、兒を產めるに、耳目各一に

して、上脣なく牙齒あり。夏六月、皇弟君仁を以て親王となす歷代皇紀。冬十月九日丙午、石清水宮に詣す公卿補任・鳩嶺年代記。 二十一日戊午、加茂社に行幸す公卿補任。 十二月五日壬寅、京師火く百錬鈔・續古事談。 二十七日甲子、鬼氣祭を內裏の諸門に修す百錬鈔。 是の歲、申て天下の殺生を禁じたり百錬鈔・帝王編年記。

大治元年丙午、春正月十七日癸未、非常赦す中右記大治二年。 二十二日戊子、改元す百錬鈔・愚管鈔・公卿補任・一代要記・帝王編年記。 二月二日戊戌、法皇、三條烏丸の新宮に遷る百錬鈔。 秋七月乙丑の朔、彗星、北方に見る中右記長承元年・百錬鈔・一代要記。 八月十日癸卯、法皇、室町殿に遷る百錬鈔。 冬十一月壬辰の朔、日、南至し、公卿、表賀す續本朝文粹。 七日戊戌、僧承玄、妙心、待賢門院を呪詛せるに坐して、流に處せらる百錬鈔。 九日庚子、法皇・上皇・待賢門院、熊野に幸す百錬鈔・熊野略記○還宮の日闕けたり。 十二月二十七日戊子、法皇・上皇・待賢門院、春日殿に遷る。是の歲、大に年ありき百錬鈔。

二年丁未、春正月三日癸巳、法皇・上皇・待賢門院に三條東洞院第に覲ゆ。十二日壬寅、法皇・上皇・待賢門院、白河に幸して、五層塔を慶す。二十一日辛亥、流星ありて、北に行きたり。二十四日甲寅、鼠、大神宮の柱の纒布を齧みたることを軒廊に卜ふ。二月三日癸亥、法皇・上皇・待賢門院、熊野に幸す中右記。 十四日甲戌、大內の醤司火け、延きて陰陽寮・勘解由使廳・宮內省・園韓神社、神祇官の八神殿、郁芳門・大炊寮南門・主水司、陰陽寮の鐘樓に及びて、悉く焚け、累代の古器、多く亡せたり中右記・百錬鈔を參取す。 二十七日丁亥、法皇・上皇・待賢門院、熊野より還る。三月二日壬辰、神

祇官及び園韓神社の火けたることを軒廊にトふ。十二日壬寅、法皇・上皇、法勝寺に幸して、愛染像百餘軀、七寶塔及び小塔一萬基を慶す中右記。十三日癸卯、東寺の寶藏火く東寺長者補任○百錬鈔に、九日となせり。十九日己酉、法皇・上皇、法勝寺の金堂に幸して、三層塔及び大威德像百餘軀を慶す中右記。三層塔は、百錬鈔に據る。二十四日甲寅、神祇官火けたるを以て、廢朝すること三日。夏四月六日、乙丑、恂子內親王を卜定して齋院となす。二十三日壬午、馬を七社に奉る。法皇・上皇、法勝寺に幸して、觀音像百餘軀を慶す。五月四日癸巳、大雨霖ありて、河水泛溢す中右記。二十六日乙卯、肥前神崎莊、鯨珠一顆を獻ず中原師遠記・百錬鈔。六月七日乙丑、輕囚を免ず中右記。是の夏、赤斑瘡流行せり山槐記治承二年。秋七月八日丙申、鼠、石淸水の神殿の帳を齧みたることを軒廊にトふ。十二日庚子○本書に、十三日に作りたれども、今、干支を推して之を訂す。幣を石淸水に奉る。十四日壬寅、法皇・上皇・待賢門院、東殿に御して、不動像一百軀・畫像一千鋪を慶す。十九日丁未、大風雨ありて、河溢る。二十四日壬子、幣を奉りて、晴を祈る。八月五日壬戌、霖を軒廊にトふ。七日甲子、帳を石淸水に奉り、晴を丹生・貴布禰に祈る中右記。十日丁卯、釋奠に素饌を用ふ百錬鈔。十四日辛未、太皇太后崩ず中右記・百錬鈔○一代要記・歷代皇紀に、十一日となし、帝王編年記には、十七日。二十一日、戊寅、四條太皇太后を葬る中右記。九月十一日、戊戌、中宮の產に臨めるを以て、輕囚五十餘人を免ず源平盛衰記○八坂本平家物語、七日となせるは誤なり。冬十月十二日戊辰、石淸水の寶匣の損壞せることを軒廊にトふ。十四日庚午、幣を石淸水に奉りて、寶匣の損壞せることを謝す。是より先、賀茂の神人、石淸水の

神人と鬪へり。是の日、幣を賀茂に奉りて、神人の罪を斷せんことを告ぐ。二十日丙子、晴を丹生・貴布禰に祈る中右記。丙戌の晦、法皇・上皇、高野に幸す中右記・百錬鈔・帝王編年記○一代要記・歷代皇紀に、並に元年に係けたるは誤なり。十一月三日己丑、使を宇佐に遣はす中右記。六日、壬辰、鴨河の隄を修む百錬鈔。霖雨水災を以て、幣を伊勢・平野・稻荷・祇園・北野に奉る。法皇・上皇、高野より至る中右記。十四日庚子、皇弟雅仁を以て親王となす中右記・百錬鈔・長秋記。十二月五日庚申、賀茂社に烏の棲まざることを軒廊に卜ふ。二十二日丁丑、輕囚八十餘人を兔ず中右記。二十五日庚辰、始て書を讀む中右記・長秋記。是の歲、京畿諸國、霖雨ありて、稼を傷ひ中右記。金葉和歌集成りて、之を上れり八雲御鈔・拾芥鈔。

三年戊申、春三月十三日丁酉、待賢門院、圓勝寺を慶し、車駕、臨幸す百錬鈔・一代要記・拾芥鈔。二十二日丙午、法皇、攝津有馬溫泉に幸す百錬鈔○還宮の日闕けたり。夏四月二十七日庚辰、春日社に行幸す園太曆延文五年。秋七月、陽明門に怪鳥あり。八月二日甲寅、大風雨ありて、陽明門倒る百錬鈔。冬十二月十七日丁卯、左大臣忠通を以て太政大臣となし、攝政、故の如し公卿補任・一代要記。二十八日戊寅、輕囚を兔ず中右記。此年、天下、竹實れり皇年代略記。

四年己酉、春正月庚辰の朔、天皇、元服を土御門南殿に加ふ百錬鈔・一代要記・歷代皇紀○南殿は、中右記・長秋記に據る。十六日乙未、藤原聖子を以て女御となす中右記・長秋記・一代要記。二十日己亥、法皇・上皇・待賢門院に三條東洞院第に覲ゆ中右記・長秋記。三月十六日甲午、最勝寺の五大堂火く長秋記・百錬鈔○長秋記に曰く、是の夜、月、軒轅宮を犯すと。疑ふらくは、錯誤あらん。故に取らず。

是の月、山陽・南海の二道、海賊起りたれば、法皇、備前守平忠盛に勅して、之を捕へしめたり[朝野群載]。夏四月十日戊午、攝政忠通、太政大臣を罷む[中右記・公卿補任]。五月十八日乙未、伊豫・土佐・加賀、稼穡登らざるを以て、復一年を給ふ[中右記・長秋記]。六月七日甲寅、非常赦す[○長秋記に、十日に係けたり]。十二日己未、國家多事、怪異頻に見るゝを以て、幣を伊勢・石清水に奉る。十三日庚申、晴を丹生・貴布禰に祈る[中右記]。十九日丙寅、星變あり、竹實り、三合年の後に閏ありたるを以て、百座仁王會を修す[長秋記]。二十五日壬申、流人源明國・源高行・僧仁寛を赦して、京師に還らしむ[中右記]。秋七月丁丑の朔、忠通、攝政を改めて關白となる[中右記・歷代皇紀○公卿補任に、六月に係けたれども、日あらず]。三日己卯、雙頭の蓮ありて、鳥羽宮の池に生ず[百錬鈔]。六日壬午、法皇、違豫[中右記]。七日癸未、法皇崩ず[中右記・愚管鈔・百錬鈔・一代要記・歷代皇紀]。十五日辛卯、白河天皇を葬る。十九日乙未、非常赦す[中右記]。閏月十日丙辰、無品道仁親王薨ず[中右記・百錬鈔]。十二日戊午、霖雨ありて、河溢る。十九日乙丑、晴を丹生・貴布禰に祈り、乙亥の晦、又晴を祈る。八月二十八日癸卯、石清水・北野の怪異を軒廊に卜ふ[中右記]。九月丙午の朔、日、之を食することあり[中右記・長秋記]。七日壬子、石清水の西寶殿の甕瓱の損壞したることを卜ひ、使を遣はして、之を謝せしむ。十日乙卯、流人十九人を召し還す。冬十月十九日甲午、平野に行幸す[中右記]。二十二日丁酉、皇弟本仁を以て親王となす[中右記・歷代皇紀・仁和寺御傳]。二十六日辛丑、伊勢内宮の寶殿の戶鎖ぢて開かざることを軒廊に卜ふ。十一月七日辛亥、大原野に行幸す。十二日丙辰、上皇、佛匠長圓を以て興福寺の大佛師となしたるに、

興福寺の僧徒、長圓を奈良坂に毆ちて之を傷けたれば、檢非違使を遣はして、首惡の僧徒を捕へしむ中右記・長秋記。二十九日癸酉、興福寺の首惡僧等を本國の舊寺に放還す中右記。甲戌の晦、地震ふ中右記・長秋記。十二月八日壬午、天皇、土御門烏丸殿より三條京極第に徙御す。十一日乙酉、幣を大神宮に奉りて、新に東寶殿の鑰を鑄たることを告ぐ中右記。

五年庚戌、春正月六日己酉、天皇、始て敍位に臨む。十九日壬戌、白河に行幸して、方忌を避く。二十四日丁卯、山科陵の鳴りたることを軒廊に卜ふ。二十六日己巳、始て除目を見る中右記。二月二十一日甲午、女御藤原聖子を立てゝ中宮となす中右記・帝王編年記〔愚管鈔に、天承元年二月九日となせるは誤なり。〕三月四日丙午、天皇、京極第より土御門殿に還御す中右記・百錬鈔。十九日辛酉、山城・大和・和泉・石見・長門・豐後等の國を賑恤す。二十五日丁卯、比年、天下の竹の枯るゝことを軒廊に卜ふ。夏四月二十五日丙申、松尾に行幸す中右記・長秋記。二十八日己亥、北野に行幸す。五月九日庚戌、權大納言源能俊を山科陵に遣はして、平忠盛が奴の陵樹を伐りたることを謝せしむ。十五日丙辰、賀茂社の樹の僵れたることを軒廊に卜ふ。六月三日癸酉、雨を丹生・貴布禰に祈る。十日庚辰、旱を軒廊に卜ひ、十六日丙戌、又山科陵の鳴りたることを卜ふ。二十六日丙申、雨を二十二社に祈る中右記。秋七月二日壬寅、非常赦す中右記・長秋記。但伊勢の神人の訴ふる所、及び山科陵の樹を伐りたる者は、赦の限に在らず。四日甲辰、經を神泉苑に讀ましめて、雨を祈ること三日中右記。十日庚戌、大炊御門・萬里小路殿火く中右記・百錬鈔

〇按ずるに、閏太曆文和二年に、院の御する所の春日殿の火けたることを載せたり。百錬鈔に據るに、元年十二月、上皇、春日殿に遷れり。萬里小路殿は、蓋し其の別稱ならん。

十一日辛亥、一千僧をして經を延曆寺に讀ましめて、雨を祈り中右記。 又、經を醍醐寺に讀ましむ中右記・祈雨御讀經記〇長秋記に、十二日に係けたり。 十五日乙卯、雨を東寺に祈る中右記・長秋記・東寺長者補任。 十六日丙辰、日吉社の樹の僵れたることを軒廊に卜ふ中右記。 十九日己未、雨ふる長秋記。 八月六日丙子、新修の璽匣を石清水に奉る中右記・百錬鈔〇長秋記に、七日に作れり。 九月四日癸卯、晴を丹生・貴布禰に祈る。 冬十月庚午の朔、上皇、三條東洞院第に觀ゆ。 四日癸酉、上皇、法勝寺に幸して、愛染像一百軀を慶す中右記。 七日丙子、彈正臺・左右京職・檢非違使に敕して曰く、狩獵の誡は、嚴制重疊なり。而るに、近日恣に制令に違ひ、私に鷹鷂を飼ひ、競ひて郊野に馳せ、猪鹿を屠ることを致す。之を憲章に諮るに、理、然るべからず。宜しく禁遏すべしと朝野群載。 十六日乙酉、豐受宮に穢あることを軒廊に卜ふ。 二十五日甲午、待賢門院の法金剛院を慶するを以て、赦す。 但伊勢の神人の訴ふる所及び山科陵の樹を伐りたる者は、赦の限に在らず中右記。 十一月四日癸卯、日吉に行幸す中右記・長秋記。 十二日辛亥、是より先、男子あり、源義親と稱して京に入れり。上皇、之を前太政大臣忠實が鴨院に處きしが、眞僞未だ決せず。是の日、檢非違使源光信、私怨を以て、兵を發して擊ちて之を殺し、其の從者に及べり。 二十三日壬戌、源光信及び其の黨を流し中右記・長秋記・百錬鈔。 其の弟右兵衞尉光保が官を奪ふ。 二十八日丁卯、上皇、熊野に幸す。 十二日庚辰、豐受宮の假殿の遷宮、穢を以て遲滯したることを軒廊に卜ふ中右記・長秋記。 十六日甲申、幣を大神宮に奉る。

二十一日己丑、上皇・待賢門院、熊野より還る中右記。 二十六日甲午、上皇、白河殿より三條西殿に徙御す中右記・長秋記・百錬鈔。

天承元年辛亥、春正月二日庚子、上皇に三條西殿に覲ゆ長秋記。 丁卯の晦、改元す長秋記・百錬鈔・公卿補任・一代要記・歴代皇紀。 二月三日庚午、上皇、熊野に幸す兩院熊野御詣記〇還宮の日闕けたり。 二十一日戊子、權中納言藤原實能を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ伊勢公卿勅使例。 二十二日己丑、晝御座劒失す百錬鈔。 三月十九日丙辰、稲荷・祇園に行幸す長秋記。 夏六月十七日壬午、上皇、五百僧をして金字大藏經を法勝寺に讀ましめ、白河天皇の冥福を薦む長秋記・百錬鈔。 秋七月三日丁酉、上皇、始て法華八講を法勝寺に置く長秋記・年中行事〇一代要記に、朔日に係けたり。 八日壬寅、上皇、鳥羽堂を慶して、赦す長秋記。 九日癸卯、白河天皇の御骨を鳥羽の塔に移し藏む長秋記・百錬鈔。 冬十月二十八日辛卯、祇園少將井の神殿火く百錬鈔。 十二月二十二日乙酉、右大臣藤原家忠を以て左大臣となし、内大臣源有仁を右大臣となし、權大納言藤原宗忠を内大臣となす公卿補任・一代要記。

長承元年壬子、春正月二日甲午、上皇に三條東洞院第に覲ゆ。 二十七日己未、秋篠山陵鳴り〇八幡愚童訓に、秋篠を以て神功皇后の陵となせり。附して以て考に備ふ。 春日社に穢ありたることを軒廊に卜ふ。 三月十一日壬寅、晝御座に白骨ありたること、及び齋院の怪異を軒廊に卜ふ中右記。 十三日甲辰、得長壽院成る中右記・百錬鈔・一代要記。 上皇、臨幸して之を慶す百錬鈔・源平盛衰記。 詔して曰く、太上天皇、鳳城の左、鴨水の東、三十間

の精舍を建て、一千軀の觀音を安じ、殊に良辰を擇びて、新に齋會を設く。爰に白業の勝因を增さんが爲に、忽ち金科の禁憲を宥す。天下に大赦すべし。常赦の免さゞる所の者も、皆悉く赦除す。而して、所司稽留して速に施行せずば、恐らくは、秋官の囚徒をして、遲く春澤の洪化を知らしめん。施行の符を待たずして、宜しく原免の例に從ふべしと（朝野群載。）夏四月辛未、權中納言源雅兼を伊勢に遣はして、宸筆の宣命及び神寶を大神宮に奉らしむ。十七日戊寅、伊勢・松尾の怪異を軒廊にトふ。閏月十六日丙午、敕すらく、頃者、疾疫蔓延して、華夷靜ならず。法力に非ざるよりは、何ぞ黎民を助けん。宜しく五畿七道に令して、國ごとに丈六觀音像を圖き、經六卷を寫さしめ、僧六人をして如法に轉讀せしむべしと。十七日丁未、一千僧をして經を法勝寺に讀ましむ。十八日戊申、豐受宮に蟲の生じたることを軒廊にトふ。五月九日戊辰、災異疾疫あるを以て、幣を二十二社に奉る。十九日戊寅、東三條殿に震す（中右記。）二十五日甲申、大神宮に死鼠あり、松尾社鳴動して光あることを軒廊にトふ（中右記・長秋記。）六月庚寅の朔、旱するを以て神泉苑の池を疏す。三日壬辰、雨を丹生・貴布禰に祈る（中右記。）二十三日壬子、太宰府言す、八幡宮に石二を生じ、各文あり、八幡と曰ふと（百錬鈔・歷代皇紀。）二十四日癸丑、幣を伊勢・松尾・稻荷に奉る（中右記。）是の月、淸水寺の側に兒あり、六耳・四臂・四足なりき（長秋記。）秋七月二十三日辛巳、三條烏丸・姉小路・室町の三宮火く（百錬鈔・園太曆文和二年。）八月十一日戊戌、改元す（百錬鈔・一代要記・歷代皇紀・公卿補任。）二十五日壬子、彗星、北方に出で（中右記・百錬鈔・一代要記に、二十

二日となせり。二十七日甲寅、轉じて東南に出づ中右記・山槐記治承二年○山槐記に云く、九月、天皇不豫と。而れども、中右記に載せざる所、故に書せず。九月七日甲子、孔雀經法を禁內に修して、以て之を禳ふ孔雀經御修法記。八日乙丑、地震ふ。十日丁卯、上皇、關白忠通・權中納言藤原忠宗・源雅兼・參議藤原顯頼等を召して、新制十四條を定めしむ。十一日戊辰、筑前の宗像社火く。二十日丁丑、伊勢の荒祭宮の千木折れ、伊佐奈岐宮の千木傾き、松尾社の樹僵れ鳥居損じたるを軒廊に卜ふ中右記。冬十月七日甲午、天皇、白河に幸して、寶莊嚴院を慶し百錬鈔・一代要記。非常赦す中右記。十四日辛丑、上皇、高野に幸す中右記・百錬鈔。十七日甲辰、幣を大神宮に奉る。二十日丁未、上皇、高野より三條烏丸に還御す。十一月戊午の朔、幣を松尾に奉る中右記。二十五日戊午、禧子內親王を卜定して齋院となす中右記・一代要記。是の歲、天下、癘疫ありき百錬鈔。

二年癸丑、春正月二日戊午、上皇に覲ゆ。二月二十日丙午、大神宮に死鹿ありたることを軒廊に卜ひ、夏五月六日庚申、又大神宮の楠木の枝折れ、豐受宮の供米遺失したることを卜ひ、二十四日戊寅、又賀茂社の樹の折れたることを卜ふ。六月甲申の朔、幣を賀茂に奉る。二日乙酉、豐受宮の樹僵れ、齋宮寮の南門の櫻僵れたることを軒廊に卜ふ。八日辛卯、幣を大神宮に奉る。十五日戊戌、太政官の東廳に震す。秋七月十日癸亥、夜、光怪あり。十四日丁卯、一條の北街に震して、震死せる者二人。十八日辛未、幣を賀茂に奉る中右記。二十一日甲戌、延曆寺西塔の學徒、中堂の僧と鬪ふ。二十三日丙子、敕して、檢非違使を坂本に遣はして、僧徒の首惡を捕へしむ中右記・長秋記。

八月七日己丑、豐受宮の損壞したることを軒廊に卜ふ中右記。　十六日戊戌、日月、光なし百錬鈔。　二十五日丁未、幣を大神宮に奉り、伊雜宮に穢あることを軒廊に卜ふ中右記。　二十八日庚戌、地震ふ中右記・長秋記。　是の月、霖雨、稼を傷く百錬鈔。　九月八日己未、晴を丹生。貴布禰に祈り、十五日丙寅、又晴を祈る中右記。　冬十二月、天皇、土御門殿より二條殿に還御す百錬鈔。　是の歲、怡子女王を卜定して齋院となす貴女鈔・齋院記○皇胤紹運錄・尊卑分脈に、壽永二年となせるは誤なり。

三年甲寅、春正月辛亥の朔、雨ふるを以て小朝拜を停む。五日乙卯、上皇に六條殿に覲ゆ。十三日癸亥、上皇・待賢門院、熊野に幸す中右記。　二月六日丙戌、上皇、熊野より後鳥羽殿に還御す中右記・長秋記。　十七日丁酉、天皇、上皇に從ひ法勝寺に幸して、金字大藏經を慶讚して中右記・長秋記・百錬鈔・一代要記○帝王編年記に、十二月に係けたるは誤なり。　非常赦す中右記・長秋記。　是の日、六條殿火く中右記・長秋記・百錬鈔。　三月十九日己巳、上皇の女御藤原泰子を尊びて皇后と曰ひ、上皇の準母令子內親王を太皇太后と曰ふ中右記・長秋記・一代要記。　是の月、京師の條路を修め、水を決して道を平にす百錬鈔。　夏五月四日癸丑、輕囚を免ず。　十日己未、石淸水宮に謁す中右記。　十五日甲子、賀茂社に行幸す中右記・長秋記。　十七日丙寅、京師、大水あり。二十八日丁丑、晴を丹生。貴布禰に祈る。　六月四日壬午、霖雨洪水を軒廊に卜ふ中右記。　七日乙酉、二條萬里小路殿に行幸す中右記・長秋記。　九日丁亥、幣を丹生。貴布禰に奉る。十四日壬辰、幣を伊勢。稻荷。平野。祇園。北野に奉りて、晴を祈る。十八日丙申、興福寺の金堂の佛像の白毫墜ちたることを軒

廊にトひ、二十三日辛丑、又金峯山の威神院の怪異を卜ふ。二十六日甲辰、幣を祇園に奉る。

七月二日己酉、夜、天に光あり。三日庚戌、伊勢内宮の松の枝折れ、及び豊受宮の鳥居を建てんことを軒廊にトふ中右記。　九月十二日戊午、大風、樹を抜き、屋を發く中右記・百錬鈔。　二十四日庚午、伊勢の荒祭宮に穢あることを軒廊にトひ、晴を丹生・貴布禰に祈る中右記。　冬十月二十日乙未、上皇・待賢門院、熊野に幸す中右記・長秋記。　二十五日庚子、一千僧をして經を延曆寺に讀ましめて、疾疫を禳ふ中右記。

十一月十一日丙辰、上皇・待賢門院、熊野より鳥羽殿に還御す。十二月十九日甲午、上皇、三條烏丸の新宮に遷る中右記・長秋記。　閏月乙巳の朔、日、之を食することあり。甲戌の晦、輕囚を免ず。

是の歳、風水。疾疫ありて、天下饑饉せり中右記。

保延元年乙卯、春正月乙亥の朔、日忌を以て小朝拜を停む中右記。　四日戊寅、上皇に二條萬里小路殿に覲ゆ中右記・長秋記。　七日辛巳、日忌を以て殿に御せず中右記。　二十日甲午、待賢門院の三條京極第火く中右記・長秋記・百錬鈔。　二月八日壬子、左大臣藤原家忠、左近衛大將を罷め公卿補任。　右大臣兼右近衛大將源有仁、左近衛大將に轉じ、權大納言藤原賴長、右近衛大將を兼ぬ中右記・公卿補任。　是の日、省試す。

十日甲寅、大神宮に穢あることを軒廊にトひ、十五日己未、又豊受宮の馬の斃れたるを卜ふ中右記。

二十七日庚未、上皇、春日に幸す中右記・長秋記○按ずるに、一代要記に、天皇行幸に作れるは誤なり。　三月十日癸未、雨を丹生・貴布禰に祈り、大神宮に數穢あることを軒廊にトふ。十一日甲申、雨ふる中右記。　十七日庚寅、上皇、

穀一千石を窮民に賑はす中右記・百錬鈔。一千石は、百錬鈔に據る。　十八日辛卯、地震ふ中右記。　二十七日庚子、上皇・待賢門院、仁和寺に幸して、北斗堂を慶す中右記・仁和寺御傳。　夏四月八日辛亥、西國、海賊頻に起り、貢調多く滯るを以て、備前守平忠盛に敕して、海賊を討たしむ中右記・長秋記・百錬鈔。　二十一日甲子、幣を二十二社に奉りて、疫を禳ひ晴を祈る中右記。　二十二日乙丑、非常赦す。　但海賊の黨與及び母を傷けたる者中原廣景は、赦の限に在らず。　霖を軒廊に卜ふ。　二十三日丙寅、上皇、百座如法仁王會を法勝寺に修す中右記・長秋記。　二十六日己巳、晴を丹生・貴布禰に祈る長秋記。　二十七日庚午、改元して、中右記・長秋記・一代要記・百錬鈔。　非常赦す中右記。　是の月、上皇、穀三千石を東西兩京の貧民に賑はす百錬鈔。　五月五日丁丑、法成寺の金堂の佛像の白毫墜ちたることを卜ふ中右記。　上皇、法勝寺に幸して、一日書寫大般若經を慶讃す中右記・長秋記。　六月六日戊申、二條萬里小路殿に行幸す中右記○長秋記に、二條殿より東洞院に幸すに作れり。　七日己酉、虹ありて、二條東洞院に見る長秋記。　是の夜、宮に還る中右記・長秋記。　十四日丙辰、平野社の穢を軒廊に卜ふ。　二十六日戊辰、災異・疾疫・霖雨あるを以て、幣を伊勢・稻荷・祇園・丹生・貴布禰に奉る。　秋七月九日庚辰、京師の數所に震す。　辛丑の晦、幣を奉りて、晴を祈る。　八月六日丁未、釋奠、疫あるを以て、宴を停め、霖雨、及び豐受宮の寶殿の千木折れたるを軒廊に卜ふ。　十二日癸丑、霖雨を以て、幣を伊勢以下の十社及び丹生・貴布禰に奉る中右記。　十九日庚申、平忠盛、海賊三十餘人を獲て京に入る長秋記・百錬鈔○中右記に、二十六人に作れり。　是の歳、春夏、飢饉し、盜賊連に起れり中右記・百錬鈔・續本朝文粹。

二年丙辰、春正月己巳の朔、物忌を以て小朝拜を停む。五日癸酉、上皇に一條萬里小路殿に覲ゆ。二十八日丙申、地震ふ。二月二十一日己未、上皇、熊野に幸す。二十三日辛酉、月、鎭星を犯す。三月十三日庚辰、上皇、熊野より後鳥羽殿に還御す中右記。 二十三日庚寅、上皇、勝光明院を慶し、天皇、臨幸して中右記・宇槐雜鈔・百錬鈔。 非常赦す中右記。 是の日、伊勢麻績機殿火く百錬鈔。是の春、天下、大に飢ゑ、道殣相望み、兒を棄つる者多し中右記。 夏五月十二日己卯、左大臣藤原家忠罷む公卿補任・一代要記。 十四日辛巳、前左大臣藤原家忠薨ず公卿補任○一代要記に、二十日となせり。 秋八月二十一日丙辰、天變。風水・飢疫あるを以て、中納言源雅定を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ伊勢公卿勅使例。九月十七日壬午、始て春日若宮祭を修す一代要記。 冬十月十五日己酉、天皇、上皇に從ひ、法金剛院に幸して、待賢門院の、三層塔及び金字大藏經を慶するを觀る百錬鈔。 十二月九日壬寅、右大臣源有仁を以て左大臣となし、内大臣藤原宗忠を右大臣となし、權大納言藤原賴長を内大臣となす公卿補任・一代要記。

三年丁巳、春正月癸亥の朔、雨ふるを以て小朝拜を停む中右記。 四日丙寅、上皇に覲ゆ中右記・續敎訓鈔・古今著聞集。 七日己巳、法勝寺に行幸す中右記・園太曆貞和三年。 二月十日壬寅、興福寺の僧徒七千餘、春日の神木を奉じて勸學院に入り、僧定海が權僧正玄覺を超えて僧正に任ぜられたることを訴ふ百錬鈔・一代要記。 兵士をして、禁內・院中を警衛せしむ百錬鈔。 十一日癸卯、僧正定海を罷め、玄覺を以て僧正に任ず中右記。

十六日戊申、僧徒、寺に還る百錬鈔。　十九日辛亥、法勝寺に行幸して、方忌を避け、三月二十七日己丑、又幸す。夏四月六日丁酉、非常赦す。十日辛丑、不豫、十五日丙午、疾愈ゆ。十七日戊申、幣を九社に奉る。五月九日庚午、白河に行幸して、方忌を避く。六月六日丙申、二條萬里小路殿に行幸し、七日丁酉、宮に還る。二十四日甲寅、虹の西河原宮に見れ、石清水宮の鳴動して光ありたるを軒廊に卜ふ。秋七月辛酉の朔、雨を丹生・貴布禰に祈る。二日壬戌、雨ふる中右記。　十五日乙亥、地大に震ひ中右記・百錬鈔。　十六日丙子、又震ふ百錬鈔。　八月二十二日壬子、上皇、日吉に幸し、二十三日癸丑、宮に還る。九月十三日壬申、白河に行幸して、方忌を避く中右記。　二十三日壬午、天皇、上皇・待賢門院に從ひ、仁和寺に幸して、競馬を見中右記・百錬鈔・古今著聞集。待賢門院は、百錬鈔に據る。、宴を張り樂を奏し百錬鈔・古今著聞集。　和歌を詠ず中右記・宇槐雜鈔・百錬鈔・古今著聞集○帝王編年記に、八月二十二日となせるは誤なり。　二十五日甲申、宮に還る。閏月戊午の晦、大神宮の戸の鎖して開かざることを軒廊に卜ふ中右記。　冬十月十五日癸酉、上皇、鳥羽の安樂壽院を慶して中右記。安樂壽院は、百錬鈔に據る。　非常赦す。但伊勢。石清水。日吉社の訴ふる所の者は、赦の限に在らず。十九日丁丑、上皇、熊野に幸す中右記○還宮の日闕けたり。　十二月十二日己巳、伊勢の神人の訴を以て、前主殿助平季盛を佐渡に流す中右記。百錬鈔を參取す。　十七日甲戌、法勝寺に行幸して、方忌を避く。二十二日己卯、幣を大神宮に奉る中右記。

四年戊午、春正月丁亥の朔、物忌を以て小朝拜を停む中右記。　二日戊子、上皇に六條殿に覲

ゆ（中右記・公卿補任。） 二十日丙午、伊勢外院の火けたることを軒廊に卜ふ。二十六日壬子、上皇・待賢門院、熊野に幸す（還宮の日闕けたり。） 是の日、法勝寺に行幸して、方忌を避く（中右記。） 二月二十三日己卯、賀茂社の神館、神宮寺の西塔及び待賢門院・四條西洞院第火く（百錬鈔） 二十四日庚辰、二條東洞院の内裏火く（百錬鈔・寺社雜事記。）是の日、深草の僵樹、自ら起く（百錬鈔○歴代皇紀・皇年代略記に、三月に係けたり。） 二十六日壬午、右大臣藤原宗忠罷む（公卿補任。）三月五日庚寅、京師、大火あり（百錬鈔） 十二日丁酉、孔雀經法を鳥羽宮に修す（孔雀經御修法記○元亨釋書に、是を十五日となせり。）十九日甲辰、天、物の狀胡麻の如きを雨らす（○孔雀經御修法記・元亨釋書に、並に云ふ、是の日、天、秬を雨らすと。） 二十一日丙午、蝦蟇、神泉苑に鬪ふ。夏四月十九日甲戌、天皇、小六條殿より土御門殿に遷御す（○按ずるに、此より前、小六條殿に徙りしこと、諸書考ふる所なし。蓋し一條内裏罹災の後にありしか。） 二十七日壬午、法金剛院に行幸して、競馬を觀る。六月二日丙辰、園城寺の僧徒、別當禪仁が房を燒き、禪仁、兵を發して鬪爭す。二十四日戊寅、雙頭の蓮ありて、勝光明院の池に生ず（百錬鈔） 秋七月十日甲午、上皇、命じて、孔雀經法を押小路殿に修して、雙頭の蓮の怪を禳はしむ（孔雀經御修法記○按ずるに、元亨釋書に、此を以て三月修する所の孔雀經法の効となせり。） 二十日甲辰、彗星、西北に見る（百錬鈔○一代要記に、明年に係けたり。）冬十月壬午の晦、殿上一種物す（百錬鈔・歴代皇紀。） 十一月二十四日丙午、土御門殿火けて（百錬鈔・續教訓鈔○寺社雜事記に、二十八日となせり。）累代の御笏（○按ずるに、笏は、蓋し物字の訛ならん。）象繪蝶丸焚く（○續教訓鈔に、蝶を、蟬に作れり。） 天皇、小六條殿に遷る（百錬鈔）

五年己未、春正月十五日丙申、昏霧、四に塞る（百錬鈔。） 二月二十一日壬申、權大納言藤原實能を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ（伊勢公卿敕使例○按ずるに、本書に、實能を定能に作れり。今、公卿補任に據りて之を訂す。） 三月九日

己丑、興福寺の僧徒、別當隆覺が房を燒く百錬鈔。夏五月庚辰の朔、幣を奉りて、雨を祈る古今著聞集。秋七月十六日甲午、皇弟體仁を以て親王となす宇槐雜鈔・一代要記・歷代皇紀。二十八日丙午、上皇の皇后藤原氏に號を上りて、高陽院と曰ふ一代要記・女院小傳。八月七日甲寅、土御門殿を造る關太曆貞和二年。十七日甲子、體仁親王を立て丶皇太子となし百錬鈔・歷代皇紀・一代要記・玉海治承二年○立坊次第に、皇太弟に作れり。內大臣藤原賴長を以て傅となす公卿補任。冬十月二十六日癸酉、成勝寺を慶して、車駕、臨幸す百錬鈔・帝王編年記・元亨釋書○拾芥鈔に、六日となせり。十一月九日丙戌、興福寺の僧徒、別當隆覺と鬪ふ古今著聞集。十二月二日戊申、檢非違使を奈良に遣はして、隆覺が黨與を捕へしむ百錬鈔。十四日庚申、左大臣源有仁、左近衞大將を罷む。十六日壬戌、內大臣兼右近衞大將藤原賴長、左近衞大將に轉じ、權大納言藤原實能、右近衞大將を兼ぬ公卿補任○賴長が左近衞大將に轉ずるは、一代要記に、二十六日となし、有仁が左近衞大將を罷むるは、歷代皇紀に、十六日となせり。

六年庚申、春正月二十三日己亥、石淸水宮火けて百錬鈔・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。寶器、悉く焚けたり後愚昧記・百錬鈔。二十六日壬寅、石淸水宮の火けたることを軒廊に卜ふ後愚昧記應安四年。二月二十二日丁卯、內大臣藤原賴長、左近衞大將を罷む公卿補任・一代要記○歷代皇紀に、十二月二十三日となせり。三月五日庚辰、使を宇佐に遣はす後愚昧記應安四年。十三日戊子、日、光なく、天、物の狀胡麻の如きを雨らす百錬鈔。二十八日癸卯、日吉の二宮・十禪師の神殿火く百錬鈔・一代要記・皇年代略記○歷代皇紀に、二十七日となせり。夏五月二十七日庚子、石淸水宮に謁す關太曆文和二年・後愚昧記應安四年。閏月甲辰の朔、賀茂社に行幸す關太曆文和二年。五日戊申、大山・香椎・筥崎等の僧徒・神人、太宰府の數千家を燒く。十六日

己未、法成寺・行願寺の塔に震して、災あり百錬鈔。二十五日戊辰、延暦寺の僧徒、園城寺の僧徒と闘ひて、園城寺を焼く百錬鈔・一代要記・歴代皇紀○帝王編年記に、四月四日となせり。冬十月十二日癸未、上皇に白河殿に覲ゆ古今著聞集。十一月四日甲辰、土御門殿成りて、小六條殿より徙御す百錬鈔・園太暦貞和二年。十二月七日丁丑、權大納言源雅定、左近衛大將を兼ぬ公卿補任・一代要記・歴代皇紀。

永治元年辛酉、春二月庚午の朔、日、之を食することあり三條内府記。三月八日丁未、參議藤原公能を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ伊勢公卿勅使例。十日己酉、上皇、薙髪す百錬鈔・今鏡・一代要記・帝王編年記・東寺長者補任。夏四月二十日戊子、前右大臣藤原宗忠薨ず公卿補任○一代要記に、二十二日となし、歴代皇紀には、二十三日。五月七日甲辰、杵築の神殿、故なくして倒る。二十一日戊午、法成寺の新堂倒る百錬鈔。秋七月十日丙午、改元す百錬鈔・一代要記・歴代皇紀・公卿補任○愚管鈔に、二十八日となせり。八月二十日乙酉、霖雨して洪水あり。九月二十五日庚申、京師、物の狀胡麻の如きを雨らす百錬鈔。冬十二月二日丙寅、皇子重仁を以て親王となす一代要記・歴代皇紀。七日辛未、天皇、位を皇太弟に禪る百錬鈔・今鏡・愚管鈔・一代要記・歴代皇紀・帝王編年記。天皇、雅より位を去るの意なけれども、法皇、美福門院を寵して、其の所生を立てんと欲す。故に、速に位を禪らしめたり今鏡・保元物語。法皇、旨を詔を書する者に諭し、皇太子を改めて皇太弟となさしむ。天皇、大に愕きて曰く、何ぞ遽に此の如くなる。須らく明日審議すべしと愚管鈔・今鏡を參取す。是の日、百官、班に就きて、詔書の出づるを待つ。天皇書を法皇に奉り、中使相繼げども、法皇、從はず。暮に及び、始て劍璽を昭陽舍に傳ふ今鏡。故を以

て、二宮協はず百錬鈔・保元物語。三條西洞院に徙御す。尊號を上りて太上天皇と曰ひ今鏡・歷代皇紀。新院と稱す今鏡・保元物語。後、鳥羽田中殿に遷る愚管鈔・保元物語。久壽二年、近衞帝崩じて嗣なし。上皇、以爲らく、重仁親王、常に統を受くべしと。輿議も亦親王に歸せり。美福門院、意に、上皇の近衞帝を咒詛せりと疑へり。故に其の胤息をして位を得させんことを欲せず、屢法皇に告げて、雅仁親王を立てんと欲す保元物語。關白忠通、亦之を慫慂せり古事談。法皇、其の言を納れて、遂に雅仁を立てたり。是を後白河帝となす。上皇、益之に平ならず愚管鈔・保元物語。保元元年七月、法皇、鳥羽宮に崩ず。上皇、入りて臨まんとして門に及べるとき、右衞門權佐藤原惟方、遺詔を奉じて、拒みて納れず。上皇、大に恚りて還り古事談。愚管鈔を參取す。左大臣藤原頼長に謂て曰く、古を以て今を揆るに、孝德、皇子ありと雖も、統を承けたる者は天智なり。淳和、皇子ありと雖も、祚を踐める者は仁明なり。華山は、一條に先ち、三條は、後朱雀に先てり。朕、菲德と雖も、先帝の嫡子なり。萬乘の位を忝なくし、上皇の尊に居る。皇統の係る所、重仁に非ずして誰ぞ。先帝、之を舍て、匪文匪武の小子を立つ。父子、憂を抱きて、徒に歲月を經たり。今や、先帝昇遐し給へり。朕、大事を擧ぐるに、何の憚ることか之あらんと。頼長、之を贊成す。謀、頗る外に泄れたれば、後白河帝、兵を徵して警備せり。時に鳥羽帝崩じて、僅に七日、法會を田中殿に修す。上皇、之に親臨せず、僞りて齋院の行啓となし、潛に入りて白河の前齋院の第に居る吉記、壽永三年、帝廟を立つるの文に據るに、前齋院は、上西門院なり。愚管鈔に按ずるに、白河中御門河原に佛堂あり、一千軀の阿彌陀像を安じて、棲敷殿と稱し、上皇、

出で丶之に居れりと。未だ孰か是なるを知らず。参議藤原敎長。右馬權頭藤原實淸。前山城守藤原賴輔。左衞門尉平家弘父子、焉に從へり。賴長、宇治より間道を取りて至り、左近衞中將源成雅。少納言藤原成隆。能登守藤原家長。藏人源賴憲。右馬助平忠正。前檢非違使源爲義等、將士一千餘人、來り赴く。禁闕、亦潛に兵を徵して警衞したれば、京師、騷然たり。上皇、齋院の第より北殿に入り、平忠正。源賴憲をして東門を守らしめ、源爲義をして西門を守らしめ、源爲朝をして西河原門を守らしめ、平家弘をして春日河原門を守らしむ。爲朝、策を陳じ、夜、高松殿を襲はんと欲すれども、賴長、從はず。後白河帝、下野守源義朝。安藝守平淸盛。兵庫頭源賴政等をして來り攻めしむ。時に、夜未だ明けず。義朝、火を上風に縱ちたるに、會西風沙を揚げ、煙燄、宮を掩へり。義朝等、火に乘じて奮擊したれば、守兵、拒ぐこと能はず。平家弘が子光弘、馳せて呼びて曰く、火勢甚だ熾にして、復支ふべからず。乘輿、宜しく速に出で丶之を避くべしと。上皇、倉皇として馬に上らんとすれども、而も騎るに勝へず。藏人平信實、重騎して扶掖し、爲義。忠正。家弘。光弘等、焉に從へり。如意山に至れば、山路嶮難、馬より下りて徒歩す。上皇、疲頓し、絕えて復蘇る。僧あり、瓶を攜へて過ぐ。家弘、水を乞ひて之を進めて、心神稍安ぜり。上皇、從者に謂て曰く、朕、神耗し力屈して復行くことを得ず。追兵此に及ぶとも、亦害を加ふるに至らじ。汝が輩、速に去れと。衆、固く從はんことを請へども、上皇、許さずして曰く、汝が輩去らず

ば、祇朕が累とならんのみと。諸將、已むことを得ず、涕泣して去れり。唯、家弘・光弘、背て去らず、扶掖して谷を下り、潛匿して暮るゝを待ち、夜に入りて遽に上皇を負ひ、東光寺の傍に至り、輿を覓めて之を奉じ、幸せん所を請ふ。曰く、阿波局が家に往かんと欲すと。至れば則ち門閉ぢたり。去りて左京大夫藤原教長が家に赴きたれども、亦人無し。夜深けて、知足院の僧房に入り、湯粥を進む。上皇、薙髮して（○一代要記・帝王編年記に、並に曰く、仁和寺に於て薙髮すと。未だ孰か是なるを知らず。）仁和寺に往く。覺性法親王、上皇を法務寛遍が坊に居らしめ、狀を以て聞す。後白河帝、式部丞源重成をして之を守らしむ（○按ずるに、本書に、式部大輔に作りたれども、今、尊卑分脈に據る。）遂に上皇を讚岐に徙し、重成をして道路を警衛せしむ。鳥羽を過ぎて陵を拜せんと欲すれども、重成、命を奉ぜず。帝、人をして、上皇の東洞院の書庫を檢せしめたるに、一匣あり、封縢すること甚だ牢し。發きて之を視るに、盡く夢を記せるなり。屢〻復位を夢み、夢みる每に必ず禱れり（保元物語）。八月、讚岐の松山に抵りて、宮を直島に造り、後、志度の鼓岡に徙せり（保元物語・源平盛衰記）。血を刺して親ら五部大乘經を書し（京師本杉原本保元物語・吉記壽永二年○半井本保元物語・長門本平家物語、並に墨書に作れり。）三年にして功畢り、覺性法親王に送り、安樂壽院に藏めんことを請ふ（保元物語）。親王及び關白忠通、爲に奏請すれども、帝、許さずして之を卻け還せり。上皇、大に恚りて曰く、朕、親ら佛經を書したるは、今生の爲にするに非らず。而も、之を藏むることを許さゞるは、但今生の仇たるのみに非ず、實に地下の怨たりと。乃ち自ら舌を齧みて血を出し、軸ごとに書して曰く、願くは大魔王となりて天下を惱亂せん。謹みて

五部大乘經を以て惡道に廻向せんと。是より、復髮を剃り爪を剪らず、褐衣垢膩、長頭巾して、慘悴骨立、居常忿々たり（保元物語・源平盛衰記○按ずるに、二書、並に曰く、經を海に沈むと。然れども、吉記壽永二年の文に曰く、上皇血書の大乘經、傳へて元性法印の所に在りと。海に沈むるの說は、恐らくは誤ならん。）長寛三年八月二十六日己卯、志度に崩ず。年四十六（百錬鈔・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記・長門本平家物語。）白峰に火葬す（保元物語。）世に讃岐院と稱す。治承元年七月、詔して、更めて崇德院と稱す（玉海・保元物語・紹運要略。）天皇の崩後、逆亂相繼ぎ、災變荐に至る。世、以て怨魂の祟る所となせり（保元物語。）壽永三年四月、後白河帝、勅して廟を春日河原に立て（吉記。）之を粟田宮と謂ふ。建久四年、勅して、毎歲八月、使を遣はして焉を祀らしむ（帝王編年記。）

譯文大日本史卷の四十七終

譯文大日本史卷の四十八

本紀第四十八

近衛天皇

近衛天皇、諱は體仁、鳥羽帝の第八子なり（愚管鈔・神皇正統記・一代要記・歴代皇紀〇百錬鈔・皇胤紹運錄・帝王編年記に、第六子となせり。）母は美福門院。保延五年五月十八日丁酉、生れ（今鏡・百錬鈔・一代要記・歴代皇紀・帝王編年記。）七月、親王となり、八月、立ちて皇太子となり（一代要記・歴代皇紀。）昭陽舍に居り（今鏡。）永治元年十月、袴を著る（玉蘂承久五年〇歴代皇紀に、十一月となせり。）十二月七日辛未、上皇の旨を以て、改めて皇太弟と稱し（愚管鈔・今鏡。）土御門殿に受禪し（百錬鈔・一代要記・歴代皇紀。）關白忠通を以て攝政せしむ。左大臣源有仁。内大臣藤原頼長。權大納言兼左近衛大將源雅定。權大納言兼右近衛大將藤原實能、並に故の如し（公卿補任・一代要記・歴代皇紀。）九日癸酉、崇徳帝を尊びて太上天皇と曰ふ（皇代記・皇年代略記〇一代要記に、七日に係けたり。）二十七日辛卯、天皇、位に大極殿に卽く。時に年三歲（百錬鈔・一代要記・歴代皇紀・帝王編年記。）中宮を尊びて皇太后と曰ひ、所生の女御藤原得子を皇后と曰ふ（公卿補任・一代要記。）

康治元年壬戌、春正月十九日癸丑、法皇、散位源盛行及び妻津守島子、皇后を咒詛したるを以て、之を土佐に流し（台記・百錬鈔。）巫朱雀を上總に。是の月、賭射を罷む。二月二十四日戊子、使を諸山陵に遣はして、卽位を告げしむ（台記。）二十六日庚寅、妍子内親王を卜定して齋宮となす（今鏡・帝王編年記。）

三月十六日己酉、園城寺の僧徒、延曆寺の堂坊を燒かんとす。延曆寺の僧徒、擊ちて之を郤く台記。百錬鈔に、十七日に係け、一代要記に、永治元年の事となせり。十七日庚戌、延曆寺の僧徒、大津の民家を燒かんとす。園城寺の僧徒、之を拒ぎて、殺傷頗る多し百錬鈔。夏四月二十八日辛卯、改元す台記・愚管鈔・百錬鈔・一代要記。五月四日丙申、法皇、奈良に幸し、六日戊戌、奈良より至る。十一日癸卯、法皇、延曆寺に幸す。十九日辛亥、法皇、延曆寺より白河殿に還御す台記。六月二十二日癸未、天皇、土御門殿より小六條殿に遷御す台記・外記日記。秋七月五日丙申、方忌を土御門殿に避く。十五日丙午、星、晝見る。八月三日癸亥、興福寺の惡僧十五人を勸學院に鞫問して、之を陸奧に逐ふ。九月二日辛卯、大風雨水ありて、屋を發き、廬を壞る台記。二十日己酉、小六條殿より土御門殿に還る。冬十月十九日戊寅、一本御書所に徙御す台記・園太曆文和二年。二十六日乙酉、御禊し台記・一代要記・歷代皇紀。十一月十五日癸卯、大嘗す一代要記。十九日丁未、土御門殿に還る台記・園太曆文和二年。十二月十五日、癸酉、天皇、初て紫宸殿に御す台記。

二年癸亥、春正月三日辛卯、法皇・上皇に小六條殿に覲ゆ。十四日壬寅、右近衞少將源成雅、山城前司藤原賴輔を鳥羽宮中に傷けたるに坐して、籍を削らる。二十一日己酉、省試す台記。二月十六日甲戌、賀茂の神宮寺を慶す百錬鈔。閏月五日壬辰、法皇・上皇、熊野に幸す。三月四日辛酉、法皇・上皇、熊野より還る台記。夏五月五日辛酉、大水、禁中に入る百錬鈔。七日癸亥、上皇、痘瘡を患ふ。十四日庚子、非常赦す。二十五日辛巳、列見、上皇の不豫、天下の痘瘡を以て、樂

を徹す。是の日、天皇、痘瘡を患ふ。六月六日辛卯、幣を二十二社に奉る。天皇、疾愈ゆ台記。二十一日丙午、太宰府の觀世音寺火く百錬鈔・一代要記・歷代皇紀。秋九月癸未の晦、待賢門院の居る所の室町三條宮火く。冬十月十日癸巳、地震ひ、十一日甲午、又震ふ台記。十四日丁酉、始て舍利會を仁和寺に修す台記・一代要記・仁和寺御傳。十九日壬寅、君仁親王薨ず。十一月二十四日丙子、地震ふ。二十八日庚辰、八十島使を發す台記。十二月九日辛卯、權中納言藤原成通を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ台記・伊勢公卿敕使例。

天養元年甲子、春正月五日丁巳、法皇に白河殿に覲ゆ台記。二月二十三日甲辰、改元す台記・公卿補任・百錬鈔・一代要記○愚管鈔に、二十二日となせり。三月二十二日癸酉、大仁王會を修す。二十七日戊寅、法皇、熊野より至る○本書に、幸日闕けたり。夏四月二十一日壬寅、太皇太后崩ず。庚戌の晦、太皇太后を葬る台記。五月九日己未、白河北殿火く台記・百錬鈔。二十六日丙子、東三條の大樓、風なくして折る台記。六月、上皇、左京大夫藤原顯輔に敕して、詞花和歌集を撰ばしむ袋草子・拾芥鈔。秋七月庚戌の朔、雙頭の蓮ありて、法勝寺の池に生ず百錬鈔。是の月、彗星見る山槐記。八月、不豫、十九日戊戌、非常赦す台記。二十三日壬寅、孔雀經法を禁中に修す仁和寺御傳・孔雀經御修法記。二十五日甲辰、蛇ありて石灰壇に墜ちたれば、之を卜ふ。戊申の晦、幣を伊勢以下九社に奉る。九月八日丙辰、興福寺の南圓堂、光ありて電の如く、多武峰の墓鳴る台記。冬十月十七日甲午、法皇・上皇、仁和寺に幸して、孔雀明王堂を慶す台記・百錬鈔。法皇・上皇は、台記

に據る。二十六日癸卯、白河の離宮成りて、法皇、四條殿より徙御す。十一月二十一日戊辰、天皇、始て五節の儀を觀る台記。

久安元年乙丑、春正月四日庚戌、法皇・皇后に六條烏丸の新宮に覲ゆ。五日辛亥、大風、屋を發く台記。二月六日壬午、大納言源雅定を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ伊勢公卿勅使例。三月、興福寺の僧、東大寺の僧と鬭ひて、坊舍を燒く。夏四月四日己卯、彗星、東方に見る○百鍊鈔・一代要記に、並に五日となせり。十日乙酉、星ありて、奎を孛ふ台記。孔雀經法を仁和寺に修して、彗星を禳ふ仁和寺御傳・孔雀經御修法記。二十三日戊戌、彗星、西方に見る。二十五日庚子、幣を二十二社に奉る台記。左大臣源有仁・内大臣藤原賴長・權大納言藤原實行・源雅定・藤原伊通・權中納言藤原宗能・前中納言藤原顯賴・參議藤原顯業に勅して、政治の得失を言はしむ台記・百鍊鈔。五月六日辛亥、一千僧をして仁王經を法勝寺に讀ましむ。八日癸丑、六十僧をして大般若經を紫宸殿に讀ましむ。一千僧をして觀世音經を東大・延曆の二寺に讀ましめて、星變を禳ひ除く。六月二日丙子、洪水あり台記。十一日乙酉、詔して、月次神今食の奠は、舊式に復す百鍊鈔。二十七日辛丑、百座仁王講を得長壽院に修す帝王編年記・元亨釋書。秋七月十日甲寅、權大納言藤原實行等に詔して、諸社の祭儀・幣物を議せしめて、各舊典に復す百鍊鈔。二十二日丙寅、改元す台記・公卿補任・愚管鈔・百鍊鈔・一代要記。二十六日庚午、興福寺の僧徒、金峯山を攻めたるに、金峯山の僧、拒ぎて之を破る台記○一代要記・歷代皇紀に、前年に係けたり。二十七日辛未、星變を以て相撲節を停む。八月十

四日丁亥、大風、樹を拔き、屋を發く台記。二十二日乙未、待賢門院崩ず台記・百錬鈔・歷代皇紀。二十三日丙申、待賢門院を葬る。九月十三日丙辰、興福寺の僧徒、又金峯山を攻む。冬閏十月三日甲辰、地震ふ。八日己酉、法皇、四天王寺に幸し、二十日辛酉、宮に還る。十一月壬申の朔、日、南至し、群臣、表賀す。紫宸殿に御して、百僚を宴す台記。九日庚辰、石淸水に謁し台記・園太曆文和二年。還りて鳥羽宮を過り、十一日壬午、宮に還る。二十二日癸巳、法皇、不豫台記。十二月三日癸卯、孔雀經法を鳥羽北殿に修す孔雀經御修法記。四日甲辰、賀茂社に謁す。七日丁未、非常赦す台記。

二年丙寅、春二月庚子の朔、法皇に小六條殿に朝す。五日甲辰、使を伊勢に遣はして、災異を禳はしむ。三月八日丁丑、前齋院の東洞院第に震して、災あり、故下野守源明國が兒、震死す百錬鈔。是の月、園城寺の僧、延曆寺の僧房を燒く。夏四月十四日癸丑、淸水寺火く百錬鈔○一代要記に、十六日となし、帝王編年記には、四年四月。五月九日丁丑、百座仁王講を大極殿に修す。十日戊寅、法皇、延曆寺に幸す台記。十二日庚辰、洪水ありて、河尾明神の社を漂はす百錬鈔。十九日丁亥、法皇、延曆寺より至る。秋九月十三日庚辰、法皇、四天王寺に幸し、十六日癸未、桂殿に還御す。冬十一月四日庚午、使を宇佐に遣はす。十六日壬午、大雷あり台記。十二月丙申の朔、彗星、西方に見る台記・百錬鈔・一代要記。

三年丁卯、春正月二日丙寅、法皇に朝す。八日壬申、星ありて、東方を孛ふ。十二日丙子、彗星、西南に見る台記○百錬鈔・一代要記に、西南を東方に作れり。十八日壬午、孔雀經法を仁和寺に修し、以て之を禳ふ仁和寺御傳・孔雀

經御修法記。 甲午の晦、左大臣源有仁罷む。二月十三日丁未、前左大臣源有仁薨ず台記・公卿補任。 二十二日丙辰、春日社に行幸し○一代要記に、三月に係けたり。 二十三日丁巳、宮に還る。三月二十八日辛卯、省試す台記○本書の是の月七日の條に、法皇未だ熊野より還らざるの文あり。而して、其の熊野に幸し、及び宮に還ること、皆見る所なし。今考ふべからず。 夏四月七日庚子、延暦寺の僧綱、法皇の宮に詣りて、越前國白山を領せんことを請ふ。事寢めて省みず台記・百錬鈔。 十四日丁未、法皇、兵を東河に耀して、延暦寺の僧徒に備ふ台記。 五月四日丙寅、法皇、敕して、白山を以て延暦寺に屬せしむ台記・百錬鈔。 六月十五日丁未、播磨守平忠盛及び其の子中務大輔清盛が從者、祇園の神人と鬪ひ、矢、神殿に注ぐ台記○一代要記・歷代皇紀に、十六日となせり。 十七日己酉、法皇・上皇、延暦寺に幸し、二十四日丙辰、宮に還る台記・百錬鈔。 二十八日庚申、延暦寺の僧徒、日吉の神輿を奉じて京に入り、平忠盛父子を訴ふ。法皇、之を諭す。僧徒、乃ち還る台記・百錬鈔・源平盛衰記。 壬戌の晦、龍ありて、勸修寺の池に見る。秋七月九日辛未、豐受大神宮の庫鑰の折れたるを軒廊に卜ふ。十八日庚辰、法皇、又兵を東河に耀して、延暦寺の僧徒に備ふ。二十日壬午、雨を丹生・貴布禰に祈る台記。 二十四日丙戌、法皇、公卿に敕して、平清盛が罪を議せしむ台記・百錬鈔。 二十七日己丑、幣を祇園社に奉る。八月十日辛丑、鳥羽南院に行幸す台記。 十一日壬寅、法皇に從ひて、鳥羽の佛堂を慶し台記・百錬鈔・元亨釋書・樂人補任。 非常赦す。但大神宮の訴ふる所、及び京師の盜賊、右兵衞尉源重俊を殺したる者は、赦の限に在らず。十二日癸卯、宮に還る。延暦寺の僧徒、平忠盛父子を以て流刑に處せられんことを欲すれども、座主行玄が力めて其の事を請はざる

を怒りて之を逐ひ、遂に其の房を毀てり。九月十二日癸酉、法皇、萬燈會を修す。十六日丁丑、法皇、鳥羽北殿に還御す。冬十月辛卯の朔、日、之を食することあり。十七日丁未、法皇、延暦寺の所司に命じ、兵を率ゐて、僧徒の首惡を捕へしむ。僧徒、之を拒ぎて、其の器仗を焚き、所司の坊を毀つ。庚申の晦、法皇、延暦寺の僧綱に敕して、僧徒に諭して行玄を迎へしむ。十二月十二日壬寅、始て孝經を讀む台記。

四年戊辰、春正月二十八日丁亥、左右衛門・左右兵衛の尉、左右馬の允、内舍人の員を定む百錬鈔。己丑の晦、大雷あり台記。二月十七日丙午、京師火く台記・百錬鈔。二十三日壬子、法皇、熊野に幸し、三月二十四日壬午、宮に還る台記。丁亥の晦、感神院火く台記・百錬鈔・一代要記・歴代皇紀・帝王編年記。夏四月三日庚寅、感神院の火けたるを軒廊に卜ふ台記。二十八日乙卯、權中納言藤原公敎を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ台記・伊勢公卿敕使例。五月、京師、訛言す、法勝寺の九層塔の上に、毎夜唱歌の聲ありと台記・古今著聞集。六月二十六日壬子、禁内火く台記・百錬鈔・寺社雜事記○一代要記・歴代皇紀に、二十四日に係けたり。天皇、之を攝政忠通が近衛第に避け、夜、四條東洞院第に遷る台記・百錬鈔。閏月五日辛酉、前太政大臣忠實、西海の產する所の綠毛龜を法皇に獻ず台記・百錬鈔・古今著聞集。九日乙丑、方忌を皇后の白河の離宮に避く台記。秋七月十七日壬寅、法皇・上皇に從ひ、法勝寺に幸して、攝政忠通が佛堂を慶するを觀る台記・百錬鈔・一代要記・帝王編年記。非常赦す。但火を禁内に放ち、神社の訴ふる所、及び右兵衛尉源重俊・大炊允清光姓闕けたり。を殺したる

者は、赦の限に在らず。八月十六日辛未、平野社に行幸し、二十二日丁丑、大原野社に行幸す。二十六日辛巳、興福寺の僧徒、將に京に入りて事を訴へんとす。法皇、兵を遣はして、之を宇治川に拒がしむ。二十七日壬午、法皇、前太政大臣忠實をして僧徒を諭さしめたれば、僧徒、寺に還る。九月十日乙未、法皇、四天王寺に幸し、二十三日戊申、宮に還る台記。冬十二月八日壬戌、大織冠の像破裂す多武峯緣起・台記久安六年。

五年己巳、春二月十三日丙寅、法皇に小六條殿に觀ゆ外記日記。三月二十日壬寅、延勝寺を慶し、車駕、臨幸す愚管鈔・百鍊鈔・一代要記・歷代皇紀・元亨釋書・拾芥抄・外記日記。夏六月六日丙辰、八條殿に幸して、祇園の神輿を避け、七日丁巳、宮に還る外記日記。秋七月、興福寺の僧、佐保南陵を發く百鍊鈔。二十八日丁未、內大臣藤原賴長を以て左大臣となし、大納言藤原實行を右大臣となし、大納言源雅定を內大臣となす公卿補任・一代要記。八月三日壬子、所生の皇后藤原氏に號を上りて美福門院と曰ふ一代要記・歷代皇紀・貴女抄・女院小傳。二十日己巳、松尾社に謁し、二十二日辛未、北野社に謁す外記日記。冬十月十一日己未、日吉社に行幸し、十二日庚申、宮に還る台記別記・兵範記。二十五日癸酉、攝政忠通を以て復太政大臣となし、職、舊に仍る台記別記・公卿補任。戊寅の晦、使を南都に遣はして、佐保南陵を檢察せしむ百鍊鈔。十一月九日丁亥、美福門院、熊野に幸す台記別記。二十五日癸卯、稻荷・祇園の社に行幸す台記別記・兵範記。戊申の晦、美福門院、熊野より至る台記別記。十二月十一日己未、法皇、四天王寺に幸して、念佛堂を慶す百鍊鈔還宮の日闕けたり。二十二日庚

午、東三條宮に遷御す台記別記・園太曆文和二年。是の日、軒廊の卜に、陰陽頭賀茂憲榮、少外記三善成重と鬪爭し、成重、官を奪はる百錬鈔。

六年庚午、春正月四日壬午、天皇、元服を東三條南殿に加ふ台記別記・愚管鈔・百錬鈔・一代要記・歷代皇紀。六日甲申、雷なり、雹を雨らす。十九日丁酉、藤原多子を以て女御となす台記。廣隆寺火く台記・百錬鈔・一代要記・歷代皇紀。二十日戊戌、法皇に六條殿に覲ゆ。二十二日庚子、東三條宮より四條東洞院宮に徙御す台記。二月二十七日甲戌、皇太后に號を上りて皇嘉門院と曰ふ台記・一代要記・歷代皇紀・貴女鈔・女院小傳。丁丑の晦、大に雨ふりて、賀茂河、泛溢す。三月五日壬午、法皇・美福門院、熊野に幸す台記。十三日庚寅、攝政忠通、太政大臣を罷む公卿補任・台記○一代要記・歷代皇紀、並に二月朔に係けたり。十四日辛卯、女御藤原多子を立てゝ皇后となす台記・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。夏四月丁未の朔、法皇・美福門院、熊野より至る。二十八日甲戌、省試す台記。藤原呈子を以て女御となす台記・女院小傳。五月十日乙酉、中納言藤原公教を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ台記・伊勢公卿勅使例。十八日癸巳、一千僧をして經を法勝寺に讀ましむ。二十七日壬寅、天皇、法皇に從ひ、法勝寺に幸して、美福門院の金字大藏經を慶讃するを觀る。雨ふりて、法會を修すること能はず○百錬鈔に、十日となせり。六月六日辛亥、美福門院の八條の離宮に行幸して、祇園の神輿を避け、八日癸丑、宮に還る台記。二十二日丁卯、女御藤原呈子を立てゝ中宮となす台記・一代要記・歷代皇紀・女院小傳。秋七月、京師、訛言す、近江國及び美濃國の山中、怪獸ありて人を食ふと百錬鈔。八月四日丁未、大風雨あり台記・百錬鈔。仁

壽殿・大學寮、孔廟の前舍、倒る百錬鈔。五日戊申、興福寺の僧徒數千、春日の神人二百餘、神木を奉じて京師に入り、勸學院に抵りて、別當の久しく闕けたることを訴ふ。檢非違使源光保に敕して、兵を率ゐて禁門を警衞せしめ、左衞門尉源賴賢をして法皇の宮を護らしめ、檢非違使平家弘をして上皇の宮を護らしむ。十日癸丑、僧徒、神木を勸學院に委てゝ還る。十六日己未、僧隆覺を以て興福寺別當となす台記・百錬鈔。二十日癸亥、大風雨あり台記。二十一日甲子、右大臣藤原實行を以て太政大臣となし、内大臣源雅定を右大臣となし、大納言藤原實能を内大臣となす台記・公卿補任。春日の神木、社に還る台記・百錬鈔。二十八日辛未、雨水あり。九月二十五日戊戌、月、太微に入り、太白を犯す台記。冬十月二日甲辰、法皇に從ひ、法勝寺に幸して、金字大藏經を慶讃するを觀る台記・百錬鈔・一代要記。非常赦す。但神社の訴ふる所及び威儀師覺仁は、赦の限に在らず○按ずるに、東大寺上座仁覺は、是より先、衆僧と鬪へり。此に據れば、覺仁は疑ふらくは、當に仁覺に作るべし。歷代皇紀・元亨釋書に據れば、當時、仁和寺の僧覺仁あり、權少僧都となり、屢宮に入りて法を修し、他の事故なし。恐らくは此の人にあらじ。八日庚子、百座仁王講を法勝寺に修す台記。十二月九日辛亥、攝政忠通、關白となる台記・公卿補任・愚管鈔・一代要記。二十八日庚午、大雷あり台記。是の歲、風水ありて、近江・安藝等の十一國、稼穡登らざりき台記・百錬鈔。

仁平元年辛未、春正月二日甲戌、法皇に朝す台記。二十六日戊戌、改元す台記・百錬鈔・一代要記・歷代皇紀。詔して、天下に大赦し、老人・僧尼の百歲已上に、穀四斛を賜ひ、九十已上は三斛、八十已上は二斛、七十已上は一斛。二月二十一日壬戌、木工權頭季兼が家に震して、災あり台記。三月二日

癸酉、喜子內親王を卜定して齋宮となす 台記・一代要記・帝王編年記・貴女鈔。 五日丙子、法皇・美福門院、熊野に幸す 台記〇還宮の日闕けたり。 九日庚辰、右大臣源雅定を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ 台記・伊勢公卿敕使例。 夏六月七日丙子、四條東洞院宮火く 歷代皇紀・一代要記・東寺長者補任・帝王編年記・皇年代略記・源平盛衰記〇百錬鈔・寺社雜事記に、六日となせり。 天皇、腰輿に御して、關白忠通が第に幸す 源平盛衰記。 秋七月八日丙午、大水あり 百錬鈔。 九月七日甲辰、賀茂社に謁す 古今著聞集。 冬十月十八日甲申、小六條殿火く 百錬鈔・帝王編年記〇按ずるに、一代要記・東寺長者補任に、七月十九日となし、本書に、並に皇居と云へり。然れども、忠通が第より小六條殿に徙りしこと、諸書載せざれば、考ふる所無し。 十一月二日戊戌、八條殿火く 百錬鈔・園太曆文和二年。 上皇、之を避けて、三條烏丸第に徙御す 百錬鈔。 十二月十五日辛巳、尊勝寺の塔を慶す 仁和寺御傳。

二年壬申、春正月二十二日戊午、權中納言藤原清隆を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ 台記・山槐記・伊勢公卿敕使例。 三月七日壬寅、鳥羽宮に詣りて、法皇の五十算を賀し 百錬鈔・今鏡・一代要記・歷代皇紀〇古今著聞集に、正月となせり。 等身佛像を造り、金字壽命經一百卷を寫し、六十僧をして之を慶讃せしめ、歌舞宴樂し、公卿、悉く陪せり 今鏡。 夏五月二日丙申、賀茂社に謁す 園太曆貞和三年。 秋九月十日辛丑、法皇・高陽院・美福門院、四天王寺に幸す 〇還宮の日闕けたり。 冬十月壬戌の朔、方忌を泉殿に避く 山槐記〇百錬鈔に、十一月朔となせり。

三年癸酉、春正月辛卯の朔、日、之を食することあり 百錬鈔。 二日壬辰、法皇に朝す 兵範記・公卿補任。

二月、法皇、熊野に幸す 百錬鈔・帝王編年記〇還宮の日闕けたり。 夏四月十五日甲戌、因幡堂・祇園・大政所、法家の書庫、火けて、書數萬卷焚けたり 兵範記・百錬鈔。 五月二十一日己酉、學生を東三條に試みる 百錬鈔・古今著聞集。 六月六日甲子、

左大臣藤原頼長、兵を賀茂に遣はして、南都の僧玄忠を捕へしめたるに、血、社の中門を汚せり。百錬鈔。是の月、天皇、不豫。兵範記。秋七月二十日丁未、雨を丹生・貴布禰に祈る。二十五日壬子、幣を石清水に奉りて、源勝が不敬を謝し。台記。幣を賀茂に奉りて、藤原頼長が不敬を謝し、中門・廻廊を改造せんことを告ぐ。百錬鈔。八月二日己未、證金剛院の池に雙頭の蓮を生ず。十日丁卯、釋奠に晴儀を用ひ、三省政あり。寛仁以後、久しく廢せられたりしが、是に至りて復行はる。台記・百錬鈔。是の月、天皇、疾瘳ゆ。兵範記。九月六日壬辰、月、斗の第五星を犯す。七日癸巳、太白、心の前星を犯し、九日乙未、又心の大星を犯す。台記。二十日丙午、大風雨、木を折り屋を發く。土御門の南殿、齋宮の野宮倒る。台記・百錬鈔○按ずるに、台記に云く、新に内裏南殿を造ると。百錬鈔に云く、新に内裏南殿を造ると。此の文に據れば、土御門殿は、當時皇居たりしこと知るべし。而して、其の宮成りて徙御せしこと、諸書闕けて、考ふる所なし。二十一日丁未、風災を占ふ。是の日、地震ふ。二十三日己酉、法皇不豫なるを以て、非常赦す。但神人の訴ふる所の者は、赦の限に在らず。台記・兵範記。是の月、天皇、目疾を患ふ。台記。

久壽元年甲戌、春正月甲寅の朔、目疾を以て殿に御せず。十一日甲子、雷なる。台記。夏四月、京師の兒女、笛を吹き鼓を撃ちて紫野社に詣で、夜巡禮と號す。敕して、之を禁ず。百錬鈔○帝王編年記に、三月に係けたり。五月癸丑の朔、日、之を食することあり。二十三日乙亥、去年稼穡登らざりしを以て、美作・備前・備中・備後・紀伊・淡路・阿波・土佐の八國の租の半を免ず。二十八日庚辰、右大臣兼左近衞大將源雅定罷む。公卿補任・台記・一代要記。六月二十日壬寅、省試す。二十四日丙午、土御門殿に遷す。

秋七月二十九日庚辰、法皇、鳥羽の新宮に徙御す。八月二日癸未、平野・日吉の社に怪異あることを軒廊に卜ふ。三日甲申、雨水あり、晴を丹生・貴布禰に祈る台記。九日庚寅、法皇、鳥羽の金剛心院を慶す。儀、御齋會に準して台記・百錬鈔・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。非常赦す。但院藏人宗清姓闕けたり。監物仲盛姓闕けたり。を殺したる者は、赦の限に在らず台記。十八日己亥、內大臣兼右近衞大將藤原實能、左近衞大將に轉じ、權中納言藤原兼長、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・歷代皇紀。九月十日庚申、法皇・高陽院・美福門院、四天王寺に幸す○還宮の日闕けたり。冬十月十二日辛卯、大神宮の怪異を軒廊に卜ふ台記。二十八日丁未、改元して台記・愚管鈔・百錬鈔・公卿補任・一代要記・歷代皇紀。赦す。但神人の訴ふる所の者は、赦の限に在らず。十一月七日丙辰、權中納言藤原重通を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ台記・伊勢公卿敕使例。十六日乙丑、皇后宮の大炊御門火く。二十六日乙亥、右衞門尉源爲義、其の子爲朝が鎭西に在りて橫暴なるに坐して、官を奪はる台記。

二年乙亥、夏四月三日己卯、太宰府に敕して、源爲朝を捕へしむ百錬鈔○保元物語に、爲義が罷むるを以て是の日に係けたり。五月丁未の朔、日、之を食することあり。十五日辛酉、左衞門尉源賴賢、春日の神人の訴を以て、官を奪はる台記。六月、大に飢う百錬鈔。秋七月、是より先、天皇、不豫なりしが、是に至りて大漸なり。三日戊申、非常赦す台記。二十三日戊辰、天皇、近衞殿に崩ず。年十七台記・愚管鈔・百錬鈔・一代要記・帝王編年記・毘沙門堂所藏記○京師本・鎌倉本保元物語に、八月十六日に係けたり。船岡山の西野に火葬し、權に御骨を知足院の常行堂に藏め、近衞院と稱し一代要記・歷

代皇紀・帝王編年記。國忌齋を延勝寺に置く仁和寺諸記。長寛元年十一月、御骨を鳥羽東殿の美福門院塔に奉安す百錬鈔。天皇、姿儀美しく、幼より和歌を好めり。嘗て法華二十八品に題して歌を作りしが、頗る古作者の風あり今鏡。在位の日、政事は、悉く法皇に出でたり。左大臣頼長、攝政忠通を嫉みて、法皇に譖す。天皇、之を惡みて忠通を親信せり。然れども、法皇を憚りて志の如くすること能はず、居常鬱鬱、積ること久しくして疾を成せり愚管鈔。天皇、石淸水に幸せしとき、中路に葬車ありて、陣の前を過ぎ、又賀茂に幸せしとき、天皇の髲髢、故なくして墮ちたれば、時人、以て不祥となしたりしが台記。幾くもなくして崩じたり。

譯文大日本史卷の四十八終

譯文大日本史卷の四十九

本紀第四十九

後白河天皇

後白河天皇、諱は雅仁、鳥羽帝の第四子にして、崇德帝の同母弟なり中右記・百錬鈔・今鏡・愚管鈔・一代要記○源平盛衰記・皇代略記に、第三子に作れり。大治二年九月十一日戊戌、三條殿に生れ中右記、百錬鈔・一代要記・歷代皇紀。三條殿は、中右記に據る。十一月、親王となる中右記・長秋記・一代要記。天承元年正月、袴を著皇年代略記・皇代略記。保延三年十二月、始て孝經を讀み中右記・今鏡・皇代畧記。五年十二月、冠す百錬鈔・今鏡・愚管鈔・一代要記・歷代皇紀。久壽二年七月二十三日戊辰、近衞帝崩ず。法皇、美福門院。關白忠通と議して、天皇を立つ今鏡・愚管鈔・保元物語を參取す。二十四日己巳、高松殿に踐祚す台記・百錬鈔・公卿補任・毘沙門堂所藏記・園太曆貞和四年○愚管鈔・一代要記・歷代皇紀に、並に受禪に作り、今鏡に、二十五日となせり。關白忠通。太政大臣實行。左大臣藤原賴長。內大臣兼左近衞大將藤原實能。權中納言兼右近衞大將藤原兼長、並に故の如し公卿補任・一代要記。二十六日辛未、月、太白を犯す台記。八月丙子の朔、近衞天皇を葬る台記・一代要記・歷代皇紀。五日庚辰、地震ふ。二十五日庚子、法皇、不豫。二十六日辛丑、六條坊門油小路に、物の人首にして犬身なるあり台記。九月二十三日丁卯、皇子守仁を以て親王となし、是の日、立てゝ皇太子となし台記・百錬鈔・立坊次第・帝王編年記。內大臣兼左近衞大將藤原實能を以て傅となす公卿補任。冬十月二十六日庚子、天皇、位に大極殿に卽く。時に年二十九台記・百錬鈔・一代要記・歷代

皇紀・皇年代略記。 二十九日癸卯、御禊し、十一月二十三日丁卯、大嘗す台記・百錬鈔・一代要記・歴代皇紀。 二十五日己巳、雷雨暴風あり。十二月甲戌の朔、天皇、始て紫宸殿に御す台記。 九日壬午、皇太子、元服を加ふ台記・愚管鈔・百錬鈔・一代要記・歴代皇紀。 十六日己丑、高陽院崩ず台記・百錬鈔・女院小傳○諸書に、葬闕けたり。

保元元年丙子、春正月二十六日戊戌、内大臣藤原實能、左近衞大將を罷め、三月四日乙巳、大納言藤原公教、左近衞大將を兼ぬ公卿補任・山槐記。 五日丙午、姝子内親王を以て皇太子の妃となす百錬鈔・女院小傳・山槐記。 十六日丁巳、偉鑒門災あり山槐記。 夏四月十九日庚寅、亮子内親王を卜定して齋宮となす一代要記・女院小傳。 二十七日戊戌、改元す公卿補任・一代要記・歴代皇紀・皇代略記○百錬鈔・帝王編年記に、二十三日となし、愚管鈔には、二十四日、皇年代略記には、二十八日。 秋七月二日辛丑、法皇崩ず百錬鈔・歴代皇紀・愚管鈔・一代要記・帝王編年記。 是の夜、鳥羽天皇を葬る帝王編年記・玉海安元二年。 三日壬寅、京師、流言す、上皇、兵を東三條殿に集めて高松殿を窺ふと。下野守源義朝に敕して、東三條殿留守少監物藤原光貞等を收へて之を鞫さしむ。 五日甲辰、彗星、東方に見る○見行本に、八日となし、一代要記には、十一日。 將軍塚鳴る五日は、諸異本保元物語に據る○見行本に、八日となせり。 是の日、上皇、兵を徵すを以て、道路騷擾す。 源義朝及び檢非違使源義康に敕して、禁内を警衞せしめ、檢非違使平基盛を宇治に、源季實を淀に、平維繁を粟田口に、平實俊を苦集滅道に、藤原助經を大江山に遣はして、諸國の兵士の甲を齎らして京に入る者を捕へしむ。 六日乙巳、平基盛、大和人源親治を獲て、西獄に繋ぐ。 八日丁未、左大臣藤原賴長、僧勝尊をして法を東三條殿に修して、國家を咒詛せしめたれば、源義朝をして勝尊を捕へしめ、廷議、賴長を

流に處す。九日戊申、上皇、白河の前齋院の第に徙御す保元物語。九日は、京師・杉原・鎌倉等の諸異本に據る○見行本に、十一日に作れり。十日己酉、白河北殿に遷る一代要記・歷代皇紀、京師・杉原・鎌倉・半井本保元物語。天皇、左衛門尉平信兼をして、藤原頼長を櫃河に要せしめたるに愚管鈔。頼長、間行して白河に入る。天皇、左近衞大將藤原公教・參議藤原光頼を遣はして、狀を美福門院に報せしむ。美福門院、安藝守平清盛を召して、禁內を警衞せしむ。十一日庚戌、皇居湫隘なるを以て、東三條殿に遷る。天皇、親ら劒璽を執りて腰輿に御し日は、百錬鈔・皇年代略記に據り、半井本に從ふ○本書に、日あらず。關白忠通・內大臣藤原實能以下文武の諸臣、焉に從ふ。黎明、源義朝・平清盛・兵庫頭源頼政・式部丞源重成・檢非違使源義康・源光信・源季實・平維繁・平實俊・藤原助經・平信兼、兵一千七百餘騎を率ゐて、白河北殿を圍み○京師本・杉原本に、四千五百餘騎に作り、鎌倉本には、二千三百騎。火を縱ちて、急に攻めて、大に之を敗る。上皇、親臣數人と潛に宮を出づ。檢非違使に敕して、上皇の三條烏丸宮、藤原頼長が壬生第、及び黨與の十二家を燒かしめ、源季實を宇治に遣はして、奈良の僧徒に備へしむ保元物語。天皇、高松殿に還御す京師本・半井本保元物語。關白忠通が氏長者を復し保元物語・公卿補任・愚管鈔。安藝守平清盛を以て播磨守となし、下野守源義朝を左馬頭となし、檢非違使源義康を藏人となす保元物語。十二日辛亥、上皇、薙髮す百錬鈔・一代要記・皇年代略記。式部丞源重成をして上皇を仁和寺に守らしめ、源季實をして藤原敎長・源成雅を廣隆に捕へしめて、之を獲たり。藤原成隆・藤原實清以下の將士、剃髮し、相繼ぎて出で降れり保元物語。十四日癸丑、藤原頼長死す公卿補任・百錬鈔・帝王編年記・保元物語。

十五日甲寅、彗星、五諸侯・三公を犯す一代要記。藏人右少辨藤原資長・權右少辨藤原惟方・大外記中原師業をして、源師光・俊通姓闕けたり。藤原家長を東三條に〇京師本保元物語に、師光・俊通なく、教長・成隆を載せたり。藤原成憲及び弟經憲・秦佐康を靭負廳に鞫問せしめ〇佐康、或は助安に作り、又資泰に作れり。今台記に據りて之を訂す。按ずるに、京師・杉原の二本保元物語に、並に曰く、瀧口秦助安をして盛憲・經憲を推鞫せしむと。台記を考ふるに、秦佐康は、左近府生公春が子にして、賴長に暢ふ所の瀧口十人の一人なり。此に據れば、則ち佐康は、賴長が黨なり。二本誤れり。今取らず。檢非違使平實俊をして重仁親王を東洞院に幽せしむ。十九日戊午、平家弘・源爲義・平忠正及び子弟黨類七十餘人を斬る〇百錬鈔・一代要記・歷代皇紀・皇年代略記に、並に十九日となせり。二十一日庚申、左史生中原師信等を奈良に遣はして、藤原賴長が墓を發き、其の屍を檢せしむ保元物語〇按ずるに、京師本保元物語に、師信を維範に作り、牛井本には、維俊。又按ずるに、京師本・杉原本に、二十五日に係け、一代要記・帝王編年記には、十一月。二十三日壬戌、上皇を讚岐に遷す保元物語・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記〇百錬鈔に、二十四日となせり。京師、流言す、平清盛・源義朝、將に戰はんとすと。朝野、騷擾す保元物語。八月三日壬申、藤原賴長が子兼長・師長・隆長及び黨與十三人を流す帝王編年記〇保元物語に、十四人に作れり。九月二日辛丑、源爲朝を捕へて、伊豆の大島に流す保元物語。八日丁未、中納言藤原公能、右近衞大將を兼ぬ。十三日壬子、內大臣藤原實能を以て左大臣となし、大納言藤原宗輔を右大臣となし、大納言藤原伊通を內大臣となす公卿補任・一代要記・歷代皇紀。冬十月二十日戊午、復記錄所を置き百錬鈔・帝王編年記。諸務を參決す今鏡・平治物語。二十六日甲子、敕して、今年の曆日を改定す百錬鈔・帝王編年記。二十七日乙丑、皇后を尊びて皇太后と曰ひ帝王編年記。中宮を皇后と曰ひ帝王編年記・女院小傳。女御藤原忻子を立て、中宮となす一代要記・帝王編年記。十一月十八日乙酉、京師の道路に兵仗を執ることを禁ず帝王編年記。今鏡を參取す。百錬鈔・是

後白河天皇

の歳、五畿七道に敕して、大内を造らしめたり愚管鈔・平治物語。

二年丁丑、春二月六日壬寅、尊勝陀羅尼を禁内に慶讃す。夏四月二十八日癸亥、直講經義を試みる。五月十四日戊寅、七寶塔を禁内に慶し、懺法を修す百鍊鈔。　甲午の晦、左大臣兼皇太子傅藤原實能罷む公卿補任・一代要記。　秋七月甲子の朔、大織冠の像破裂す談峰略記。　八月九日壬寅、太政大臣實行罷む。十九日壬子、右大臣藤原宗輔を以て太政大臣となし、内大臣藤原伊通を左大臣となし、權大納言藤原基實を右大臣となし、權大納言藤原公教を内大臣となす公卿補任・一代要記。　冬十月八日庚子、大内成りて、徙御す百鍊鈔・帝王編年記・閣太曆文和二年。　二十二日甲寅、造宮の諸國司七十二人の位を進む帝王編年記。今鏡を參取す。　十一月十三日乙亥、漏刻を置く○按ずるに、大治二年陰陽寮の漏刻焼けたり。蓋し此に至りて之を造れるならん。　十二月二十二日甲寅、敕すらく、今より以後、金神・方忌に拘ること勿れと百鍊鈔。

三年戊寅、春正月、美福門院に觀ゆ今鏡。　十日辛未、法勝寺に行幸して、修正す百鍊鈔・帝王編年記。　二十二日癸未、内宴を復す百鍊鈔・帝王編年記・古今著聞集○今鏡に、二十日に係けたり。　二月三日甲午、皇太后を尊びて太皇太后と曰ひ公卿補任○帝王編年記に、二年に係けたり。皇后を皇太后と曰ひ帝王編年記・女院小傳。　準母前齋院統子内親王を皇后と曰ふ女院小傳・後宮略傳。　十三日甲辰、弘徽殿に御して、鬭鷄を觀る百鍊鈔。　十四日乙巳、美福門院に觀ゆ玉蘂嘉禎元年。　二十八日己未、春日社に行幸す一代要記。月日は、閣太曆文和二年に據る。　三月十九日己卯、權大納言藤原經宗を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ伊勢公卿敕使例。　夏四月二十一日庚戌、關白忠通が家奴、參議藤原信賴を凌辱したるを

以て、其の家司平信範は、官を奪ひ、藤原邦綱は、籍を除き、隨身七人を檢非違使に下す。忠通、第に就きて門を杜ぐ。二十六日乙卯、鳥羽の離宮に行幸す。二十九日戊午、競馬を鳥羽に觀る〇帝王編年記に、二十九日、鳥羽に行幸して競馬を觀るとなせり。諸書、還宮の日闕けたり。 五月戊子の晦、內教坊の舞姬を觀る百錬鈔。 六月二十七日乙卯、孔雀經法を仁壽殿に修す仁和寺御傳。 丁巳の晦、相撲節を復す百錬鈔〇帝王編年記に、二十七日に係けたり。 秋八月十一日戊戌、天皇、位を皇太子に讓る今鏡・愚管鈔・百錬鈔・一代要記・帝王編年記。 尊號を上りて太上天皇と曰ふ一代要記・歷代皇紀。 高松殿に遷御す。

平治元年五月、五十講を高松殿に修す百錬鈔。 是より先、上皇、政を院中に聽くこと、鳥羽法皇の故事の如くせんと欲せしに今鏡・玉海養和元年。 嬖臣權中納言藤原信賴、前少納言藤原通憲と、每に相傾軋し、通憲を去りて權を專にせんことを圖り、左馬頭源義朝を引きて黨となせり。十二月、信賴、大納言藤原經宗・右近衛中將藤原成親・檢非違使別當藤原惟方等と、亂を作す平治物語。 信賴・義朝、兵を擧げて、夜、上皇の三條殿を犯す百錬鈔・一代要記・帝王編年記・平治物語〇按ずるに、八月、高松殿火けたり。蓋し其の後、三條殿に徙御したるならん。然れども、諸書考ふる所なし。 上皇、大に驚く。權中納言源師仲、車を進む。上皇、倉皇として上西門院と同載して、宮を出づ愚管鈔・平治物語。 信賴、式部丞源重成・檢非違使源光基・源季實等をして、上皇を擁して大內に入らしめ、一本御書所に幽す愚管鈔〇平治物語に云ふ、信賴・義朝・光泰・光基・季實等、上皇の車を擁せりと。按ずるに、信賴・義朝、未だ通憲が出奔したるを知らず、以て其の三條殿に在りとなして火攻したれば、則ち應に遽に大內に入るべからず。今取らず。 故に、重成・季實、之を護る。義朝等、火を三條殿に放ち、烟焰、天を蔽ふ。左兵衛尉大江家仲・右衛門尉平康忠、力戰して死し平治物語。 朝臣・宮女、火に赴き井に陷りて、死傷せる者多し

一代要記・歷代皇紀・平治物語。信頼、入りて大内に居り、分ちて諸將に命じて、嚴に諸門を守らしめ、二條帝を黒戸御所に徙し、藤原經宗・藤原惟方をして之を護らしめ、自ら大臣大將となり、遂に通憲を殺せり平治物語。既にして、經宗・惟方、賊に黨したるを悔い、帝に勸めて潛に太宰大貳平清盛が六波羅第に幸せしむ愚管鈔・平治物語。藏人右少辨藤原成頼、入りて上皇に奏して曰く、天皇、既に六波羅に幸し給へり。宜しく速に宮を出で給ふべしと。上皇、乃ち左衛門尉平泰頼をして、入りて寢室に居らしめ、服を變へ馬に乘りて、仁和寺に幸せり平治物語。既にして、清盛、信頼・義朝を討ち、皆誅に伏せり百錬鈔・帝王編年記・平治物語。永暦元年正月、仁和寺より、參議藤原顯長が八條第に還御す○山槐記を按ずるに、是の後、大炊御門殿に還御せり。而れども、其の年月、諸書考ふる所なし。時に棚閣に登りて以て眺望せんとすれども、經宗・惟方、詔を矯めて、板を以て之を蔽へり。上皇、悦ばず。經宗・惟方、謂らく、帝、當に政事を親らし給ふべし、宜しく上皇をして知らしむべからずと。上皇、之を聞きて震怒し、清盛を召して曰く、朕が抑鬱せるは、是の二人に由るなり。朕をして甘心することを得させよと。清盛、之を捕へて愚管鈔。平治物語を參取す。將に死に處せんとす。前關白忠通、一等を減じて之を流さんことを請ふ平治物語・今鏡。是より、清盛が威權漸く熾にして、顯官美職、咸く其の門に出づ神皇正統記。三日、日吉社に幸す。十月、熊野・日吉の社を東山に建つ○百錬鈔を按ずるに、新熊野社を建つること、帝王編年記に、應保二年に係けたり。公事根源に據れば、是の歳十月、新日吉社を建て、應保二年四月、始て祭を修す。蓋し二社同時に之を建てたるなり。編年記誤れり。應保元年、將に平等院を慶せんとせしとき、延暦寺、戒壇を建てんことを疑ひ、僧徒蜂起して遂に果さゞりしが、四月、延暦寺

に諭して、臨みて之を慶せり山槐記・百錬鈔。僧徒、猶疑ひ、戎服して東坂下に陣す山槐記、長寛二年、清盛をして蓮華王院を造らしめ愚管鈔。觀世音像一千軀を安じ帝王編年記。十二月、臨みて焉を慶す愚管鈔・百錬鈔・一代要記・帝王編年記。永萬元年七月、二條帝崩じ、皇太子、位に卽く。是を六條帝となす愚管鈔・百錬鈔・一代要記・帝王編年記・源平盛衰記。是の時に當りて、清盛が權勢赫奕たり。上皇、之を厭へり。二條帝を葬るに及び、延暦寺の僧、興福寺の僧と爭鬪す。延暦寺、兵を發して清水寺を燒く。京師、訛言すらく、上皇、延暦寺の僧徒をして清盛を討たしむと。上皇、六波羅第に幸して、親ら之を諭さんとすれども、清盛、疾と稱して拜謁せず源平盛衰記。仁安元年十月、上皇、皇子憲仁親王を立てゝ六條帝の皇太子となす百錬鈔・一代要記・歴代皇紀・帝王編年記・源平盛衰記。皇太子の帝に於ける、實に皇叔たり。帝は、年僅に三歳にして、太子は、六歳なり。時人、其の彝倫、敍を失へるを議せり源平盛衰記。十一月、鳥羽殿に徙御し兵範記。二年正月、法住寺殿に徙御す百錬鈔。三年二月、六條帝、位を皇太子に傳ふ。是を高倉帝となす玉海・愚管鈔・百錬鈔・一代要記・源平盛衰記。上皇を稱して一院と曰ふ平家物語・源平盛衰記。初め二條帝の、位に在りしとき、上皇、政に與るを得ざりしが、高倉帝の立つに及び、上皇、院に在りて、專ら機務を決し、近習以下北面に至るまで、官を遷し恩を加ふること、意の如くならざること莫し。然れども、是の時、清盛、積威を以て朝權を弄び、上皇、其の橫暴を嫉むと雖も、而も、制することを得ず源平盛衰記。嘉應元年三月、上皇、高野に幸す百錬鈔・一代要記・帝王編年記。太政大臣忠雅・內大臣源雅通以下、扈從す百錬鈔・一代要記。還りて清盛が福原別莊を過り百錬鈔。

是の後、屢焉に臨む。玉海・百錬鈔。六月、上皇、薙髮す。法名は行眞。百錬鈔・一代要記・源平盛衰記。戒を園城寺長吏覺忠に受く。二年、熊野に幸し、玉海。三山を巡行して、率堵婆を瀧本に建て、書して智證門院阿闍梨瀧雲坊行眞と曰ふ。源平盛衰記。四月、奈良に幸して、戒を東大寺に受け、玉海・百錬鈔・一代要記・帝王編年記〇東寺長者補任に、三月となせり。一千僧を會して、之を供養す。百錬鈔。承安元年十月、福原に幸して、淹留すること數日。二年七月、三條室町宮成りて、徙御す。三年五月、院内に鵯合す。權大納言平重盛、左の長たり、權中納言藤原邦綱、右の長たり。重盛・邦綱は、玉海に據る。十月、法住寺殿の新堂に徙御して、建春門院の、最勝光院を慶するを觀る。玉海・百錬鈔。四年三月、福原に幸し、遂に嚴島に幸す。玉海・百錬鈔・源平盛衰記。九月、今様合す。善く謠ふ者三十八を選びて、十五夜を限とし、大納言藤原師長・權中納言源資賢をして、其の優劣を判ぜしむ。十三夜に至りて、法皇、親ら一曲を唱ふ。世、傳へて之を稱せり。百錬鈔。安元二年三月、法皇、壽五十。高倉帝、慶壽の禮を法住寺殿に行ひて、宴樂歌舞す。帝、自ら笛を吹く。玉海・百錬鈔・帝王編年記・安元御賀記。四月、堂を法住寺殿に造りて、觀世音像一千一軀を安じ。百錬鈔。延暦寺に幸して、戒を座主明雲に受く。治承元年四月、七條殿の佛堂を慶し。法華八講を長講寺に修するに百日を限とす。玉海・百錬鈔。是の時、權大納言藤原成親、法皇に寵あり、藤原師光、亦法皇に親近せられ、頗る威福を張れり。成親、清盛を憾むることあり、師光と相結引して黨友を樹て、平氏を滅さんことを圖り、數法勝寺執行俊寛が鹿谷の別莊に會議す。源平盛衰記・平家物語。法皇、其の謀を聞き、密に往きて之に臨まんと欲す。僧靜賢、諫めて

止む源平盛衰記〇按ずるに、平家物語に云く、法皇、時に山荘に幸せりと。愚管鈔に、亦云く、前法勝寺執行靜賢、時に蓮華王院の執行たり。山荘を鹿谷に構ふ。法皇、屢游幸せり。成親・師光・俊寛等、就きて密事を謀れりと。此と大に異なり。未だ孰か是なるを知らず。既にして、事覺る。清盛、成親・師光等を收へて、或は流し或は殺し、將に法皇を鳥羽に幽せんとす。其の子重盛、切諫して止む。是より、法皇、清盛と益相猜忌せり源平盛衰記・平家物語。十二月、蓮華王院に幸して、五重の木塔を慶す玉海・百錬鈔・帝王編年記。二年六月、院内に角合す百錬鈔。十二月、往生講を修し玉海・百錬鈔。是より、月ごとに修す玉海。三年十一月、清盛、法皇の、重盛が舊領を收めたるを憾み、兵を率ゐて京師に入る。人情恟恟たり。法皇、憂懼し玉海・源平盛衰記。僧靜賢を六波羅に遣はして、清盛を慰諭せしむ源平盛衰記。清盛、猶釋然たらず、法皇を鳥羽殿に幽す百錬鈔・源平盛衰記。四年二月、高倉帝、位を皇太子に傳ふ。是を安德帝となす。時に清盛が子宗盛、法皇の爲に屢清盛に說く源平盛衰記。因て法皇を八條烏丸第に徙して、稍防衞を緩くす山槐記・源平盛衰記〇按ずるに、玉海に、内藏頭季能が家に作れり。百錬鈔には、俊盛が亭。未だ孰か是なるを知らず。會以仁王、兵を起し、清盛を討ちて、事敗れたり玉海・源平盛衰記。六月、清盛、遂に法皇を福原の新京に徙して玉海・百錬鈔。板屋に幽す源平盛衰記・平家物語。八月、源賴朝、兵を伊豆に起す。九月、源義仲、兵を信濃に起す東鑑・源平盛衰記。十一月、清盛、京師に還る。法皇、平重盛が六波羅の舊第に御す玉海〇源平盛衰記に、法住寺に作れり。十二月、權中納言平賴盛が第に徙御して、上皇と同じく居る玉海・百錬鈔。清盛、此より復近臣の入りて侍するを禁せず、美濃・讚岐を獻じて、政を聽くこと故の如くせんことを請ふ玉海。養和元年正月、上皇崩ず。安德帝、尙幼なれば、法皇、又萬機を聽斷す百錬鈔。閏二月、清盛薨ず。法皇、法住寺殿に遷る玉海・百錬鈔・帝王編

年記・平家物語。十二月、法住寺殿を蓮華王院の側に移して、徙御す源平盛衰記。壽永元年四月、延暦寺に幸して、金泥如法經を日吉社に慶す金泥は、百錬鈔に據る。京師、訛言す、法皇、僧徒に敕して平氏を討つと玉海・源平盛衰記・平家物語。兵士、内裏を警衞し源平盛衰記・平家物語。平重衡、法皇を迎へて還る百錬鈔・源平盛衰記・平家物語。二年七月、平宗盛等、源義仲が京師に迫るを聞き、將に西海に奔らんとす吉記・源平盛衰記・平家物語。法皇、夜、宮を出で、間道より延暦寺に幸す玉海・吉記・百錬鈔・源平盛衰記・平家物語。左馬頭源資時・檢非違使平知康等、從ひ吉記・源平盛衰記・長門本平家物語。園融房を以て行宮となす吉記・一代要記・源平盛衰記・平家物語。宗盛、遂に帝及び建禮門院を挾みて西に奔り玉海・吉記・百錬鈔・源平盛衰記・長門本平家物語。法皇、法住寺殿に還御す。源義仲・源行家等、京師に入る。法皇、敕して、平氏を討たしむ。義仲を以て左馬頭となし、越後守を兼ねしめ、行家を備後守となす。法皇、京師に主なきを憂へ、將に立つる所あらんとす。而して、三種神器なきを以て之を疑ひ、遂にトひて之を決す玉海・百錬鈔・源平盛衰記。源義仲、故以仁王の功を稱し、其の子北陸宮を立てんと欲す玉海・源平盛衰記。法皇、攝政基通・前關白基房・右大臣藤原經宗・右大臣藤原兼實と議して、皇孫尊成親王を立つ。是を後鳥羽帝となす玉海。源義仲、士卒を縱ちて輦下を侵掠せしむ玉海・源平盛衰記。十一月、法皇、延暦寺・園城寺の僧徒を徵して、義仲が横暴に備ふ源平盛衰記。義仲、遂に反して、法住寺殿を襲ひ、法皇を攝政基通が五條第に遷す玉海・百錬鈔・源平盛衰記。十二月、左馬權頭大江業忠が六條西洞院第に徙御す源平盛衰記。左馬權頭は、吉記に據り、大江は、長門本平家物語に據る○本書及び保暦間記に、並に大膳大夫に作れり。義仲、逼りて院宣を請ひて源頼朝を討たんとす。法皇、已むことを得ずして之を許す百錬鈔。

元曆元年正月、源賴朝、弟範賴・義經を遣はして義仲を討たしむ。義仲敗走す。義經等、京師に入りて、六條第を護る東鑑・源平盛衰記。法皇、遂に賴朝に敕して、平氏を討たしむ玉海・源平盛衰記。四月、白河押小路殿に徙御す玉海・吉記。文治元年八月、東大寺に幸して、大像を慶し、親ら點眼す玉海・山槐記・百錬鈔・一代要記・源平盛衰記○帝王編年記に、二年に係けたるは誤なり。是の時、源義經、京師を護衞せしが、兄賴朝と隙あり、叔父行家、亦賴朝に疎斥せられ、毎に之を怨めり。義經、遂に之と合し、十月、法皇の宮に至りて、賴朝を追討するの宣旨を下されんことを請ふ。法皇、又已むことを得ずして之を許せり。賴朝、兵を遣はし、撃ちて義經を走らす。故を以て、賴朝、法皇を憾み、肯て入朝せず。十一月、法皇、使を鎌倉に遣はして、賴朝に告諭せしめ、且つ院宣を諸國に下して、行家・義經を捕へしめ、以て其の意を悦ばしむ玉海・東鑑。賴朝、北條時政を京師に遣はして、守護・地頭を諸國に置かんことを請はしむ東鑑・源平盛衰記。十二月、賴朝、上書して、公卿を黜陟し、悉く行家・義經に黨したるもの丶官職を奪はんとす。法皇、意を曲げて皆其の請に従ふ玉海・東鑑。三年八月、灌頂を園城寺に受く玉海・一代要記。建久元年十一月、源賴朝、入朝して、屢法皇に謁し、陽に誠款を陳ぶ。法皇、大に悦び、之を遇すること極て厚し玉海・東鑑・愚管鈔。二年十二月、不豫玉海・東鑑。是より先、源賴朝、法皇の爲に復法住寺殿を造りしが、是に至りて成り、徙御す一代要記・東鑑。三年三月十三日乙酉、六條殿に崩ず玉海・百錬鈔。年六十六玉海・帝王編年記○一代要記・東鑑並に六十七に作れるは誤なり。蓮華王院の法華堂に葬る玉海・百錬鈔・一代要記・帝王編年記。後白河院と稱す。卽位の初、專ら藤原通憲に任じ、大内を造營し、

二條天皇

記錄所を置き、內宴・相撲の儀を復せり。世、傳へて之を稱せり今鏡・平治物語。法皇、素より佛を好み玉海位を去るの後、數石淸水・熊野・日吉・四天王寺等に幸して、修法・讀經、殆ど虛歲なかりき玉海・百錬鈔を參取す。院に在ること三十餘年、五帝を擁立したれども、皆幼沖なりしかば、擧措黜陟すること、白河・鳥羽二帝の如くなりき神皇正統記。然れども、是より亂逆相踵ぎ、武臣、制を專にし、大權一たび去りて復收むべからず愚管鈔。

譯文大日本史卷の四十九終

譯文大日本史卷の五十

本紀第五十

二條天皇

二條天皇、諱は守仁、後白河帝の長子なり。母は贈皇太后藤原氏今鏡・愚管鈔・百錬鈔・一代要記・歴代皇紀・神皇正統記。康治二年六月十七日壬寅、三條東洞院第に生れ一代要記・皇年代略記。未だ幾ならずして恃を失ひたれば、美福門院、之を宮中に鞠ふ今鏡。久安六年十二月、袴を著皇年代略記。仁平元年、仁和寺の覺性法親王に就きて學ぶ年月は、一代要記・皇年代略記に據る。幼にして敏慧、略倶舍の大義を曉る。久壽二年七月、後白河帝の位に卽くや、美福門院謂らく、天皇は長子なり、宜しく儲宮に居るべしと。廼ち使を仁和寺に遣はして、迎へて宮中に入る今鏡。九月、親王となり、卽日、立ちて皇太子となり台記・一代要記・帝王編年記・立坊次第・皇年代略記。十二月、高松殿に冠す台記・一代要記。高松殿は、皇年代略記に據る。保元三年八月十一日戊戌、皇太子、昭陽舍に受禪す愚管鈔・一代要記・歴代皇紀。昭陽舍は、百錬鈔・毘沙門堂所藏記に據る。關白忠通罷む。右大臣藤原基實を以て關白となし、太政大臣宗輔・左大臣藤原伊通・內大臣兼左近衞大將藤原公敎・權大納言兼右近衞大將藤原公能、並に故の如し公卿補任・一代要記・歴代皇紀。十七日甲辰、後白河帝を尊びて太上天皇と曰ふ一代要記・帝王編年記・皇年代略記。二十日丁未、昭陽舍より清涼殿に徙御す皇年代略記。冬十二月二十日丙午、天皇、位に大極殿に卽く。時に年十六今鏡・歴代皇紀・天祚禮祀職掌錄。大極殿は、帝王編年記・皇年代略記

に據る。

二十五日辛亥、好子内親王を卜定して齋宮となす（一代要記・帝王編年記。）

平治元年己卯、春正月三日戊午、上皇に高松殿に覲ゆ（山槐記・帝王編年記。）九日甲子、押小路第に行幸して、方忌を避け、一本御書所に還御し、十一日丙寅、宮に還る（山槐記。）十二日丁卯、舞姫を淸涼殿の東庭に觀る（山槐記・百錬鈔。）十六日辛未、右近衞少將源通家、藏人尹賴と殿上に相敺つに坐して罷められ、尹賴は、籍を除かる（山槐記〇尹賴、姓闕けたり。）二月十三日戊戌、上皇の準母皇后に號を上りて上西門院と曰ふ（山槐記・今鏡・後宮略傳。）十九日甲辰、押小路第に行幸して、方忌を避く（山槐記。）二十一日丙午、上皇の中宮を改めて皇后と曰ふ（公卿補任〇按ずるに、帝王編年記に、四月となせるは誤なり。）妃姝子内親王を立てゝ中宮となす（山槐記・公卿補任・帝王編年記・女院小傳〇按ずるに、今鏡に、二十四日となし、後宮略傳には、永曆元年正月、並に誤れり。）夏四月二十日甲辰、改元す（愚管鈔・百錬鈔・公卿補任・一代要記・帝王編年記。）五月二十九日壬午、國忌の廢置を廷議す（百錬鈔。）閏月三日丙戌、千僧をして經を東大寺に讀ましめて、雨を祈る（東大寺雜錄。）六月二十四日丙子、贈皇太后の國忌を東寺に置く（年中行事〇所生藤原懿子の皇太后を贈られたるは、蓋し卽位の後に在らん。然れども、諸書を檢するに、年月考ふる所なし。故に書せず。）秋七月十九日庚子、堀河天皇の國忌を置く（百錬鈔。）八月十六日丁卯、高松殿火く（百錬鈔・園太曆文和二年〇帝王編年記に、十五日に作れり。）是の秋、太宰府の竈門宮、播磨の伊和社火く（百錬鈔。）冬十月二十一日辛未、御禊す（一代要記・歷代皇紀・皇年代略記。）二十五日乙亥、式子内親王を卜定して齋院となす（帝王編年記・兵範記嘉應元年。）十一月二十三日癸卯、大嘗す（一代要記・歷代皇紀・帝王編年記・皇年代略記。）二十六日丙午、六條院・河原院・崇親院火く（百錬鈔。）十二月九日己未、白虹、日を貫く（平治物語。）權中納言藤原信賴・左馬頭源義朝反し、兵を率ゐて、夜、三條殿を襲ひ、火を

放ちて宮を焼き平治物語・愚管鈔・百錬鈔・一代要記・帝王編年記。上皇を一本御書所に幽す平治物語・愚管鈔・百錬鈔・帝王編年記。左兵衛尉大江家仲・右衛門尉平康忠、之に死す平治物語。信頼、遂に宮中に入りて、天皇を黒戸御所に遷す平治物語・愚管鈔。十三日癸亥、藤原信頼、前少納言藤原通憲を殺す平治物語。二十二日壬申、参議藤原俊憲を越後に流す公卿補任。二十五日乙亥、夜、天皇、潜に宮を出でゝ、太宰大貳平清盛が六波羅第に行幸し平治物語・愚管鈔・百錬鈔・帝王編年記。上皇、仁和寺に幸す百錬鈔○平治物語に、二十六日となせり。二十六日丙子、左衛門佐平重盛、藤原信頼・源義朝と、六條河原に戰ひて、大に之を敗る百錬鈔・愚管鈔・帝王編年記・平治物語を参取す。二十七日丁丑、藤原信頼、誅に伏す公卿補任・帝王編年記○百錬鈔に、二十六日に係けたり。二十八日戊寅、平清盛・平重盛等が功を賞して、官を授け爵を進め、藤原信頼が黨與七十餘人の官職を褫ぐ平治物語。己卯の晦、天皇、美福門院の八條第に遷御す百錬鈔・愚管鈔。

永暦元年庚辰、春正月庚辰の朔、朝を受けず帝王編年記・平治物語。四日癸未、源義朝、誅に伏す帝王編年記○平治物語に、三日となせり。六日乙酉、上皇、仁和寺より皇后宮大夫藤原顯長が八條第に徙御す平治物語。十日己丑、改元す愚管鈔・百錬鈔・公卿補任・一代要記・帝王編年記。二十六日乙巳、藤原多子を迎へて宮に入る帝王編年記。二月、流人藤原俊憲を召し還す公卿補任。三月十一日庚寅、前權大納言藤原經宗を阿波に源平盛衰記・愚管鈔○公卿補任・一代要記に、十二日に係けたり。前權中納言源師仲を下野に公卿補任・一代要記。前参議藤原惟方を長門に源平盛衰記・愚管鈔○公卿補任・一代要記に、十二日に係けたり。源義朝が子頼朝を伊豆に流す公卿補任・愚管鈔○帝王編年記に、二十日に係けたり。其の餘藤原信頼に黨したるものは、流に處すること差あり帝王編年記。二十五日甲辰、上皇、日吉社に幸す。夏四月十九日丁卯、兵革の故を以て、内

侍所の神鏡の韓櫃を改め造り、溫明殿に奉安して、神樂を奏すること三日。百錬鈔。　五月十五日壬辰、是より先、肥前人日向太郎通良反せり。平清盛、太宰大貳となり、敕を奉じて、討ちて之を平げ、是の日、首を京師に傳へたれば、上皇、鳥羽殿に幸して、之を觀る。源平盛衰記。　六月十四日辛酉、前出雲守源光保及び子備前守光宗、上皇に不利ならんことを謀るに坐して、薩摩に流さる。今鏡・百錬鈔・帝王編年記・源平盛衰記を參取す○今鏡に、日あらず。編年記に、十六日となし、盛衰記には、十五日、光保を載せず。　十九日丙寅、孔雀經法を押小路第に修す。孔雀經御修法記。　二十二日己巳、洪水ありて、日吉の二宮・十禪師の神殿を壞る。百錬鈔。　秋七月七日癸未、內大臣藤原公敎、左近衞大將を罷め、九日己酉、薨ず。山槐記・公卿補任。　二十日丙申、太政大臣宗輔罷む。公卿補任・一代要記。　二十二日戊戌、七佛藥師法を禁內に修すること七日。八日丙午の朔、日、之を食することあり。山槐記。　十二日丙辰、左大臣藤原伊通を以て太政大臣となし、右大臣基實を左大臣となし、關白は、舊に仍り、權大納言藤原公能を右大臣となし、權大納言藤原基房を內大臣となす。山槐記・公卿補任・一代要記。　十四日己未、內大臣藤原基房、左近衞大將を兼ぬ。公卿補任・一代要記。　二十日乙丑、石淸水宮に謁す。山槐記・鳩嶺年代記。　二十一日丙寅、車駕、還りて鳥羽殿を過り、二十二日、丁卯、大炊御門第に還御す。山槐記○按ずるに、是より先、八條第に遷御し、其の後、大炊御門に遷れるならん。月日は、諸書考ふる所なし。　二十七日壬申、加茂社に行幸して、騎馬を觀る。山槐記。　冬十月十二日丙辰、延暦寺の僧徒、事を訴ふるを以て、日吉の神輿を奉じて京に入る。十七日辛酉、僧徒の訴を以て、菅原資成を流し○資成が官職、考ふる所なし。　治部權少輔菅原貞衡が官を奪ふ。　二十三日丁卯、上皇、熊野に幸し百錬鈔。　十一月二十三

日丁酉、熊野より至り、美福門院崩ず。二十四日戊戌、美福門院を葬る。十二月十五日己未、八十島使を發す山槐記。十七日辛酉、高麗の對馬の商を拘留したることを廷議す山槐記・百錬鈔。二十七日辛未、大内に御す山槐記。

應保元年辛巳、春二月七日庚戌、鳥羽北殿火く園太暦文和二年。夏四月七日己酉、上皇、平等院を慶す山槐記・百錬鈔。二十二日甲子、變異を以て、參議平清盛を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ伊勢公卿敕使例・山槐記。六月、旱す。辛未の晦、經を神泉苑に讀ましむること五日、秋七月三日甲戌、雨ふる。六日丙午、七佛藥師法を禁中に修す山槐記。八月十一日辛亥、右大臣兼右近衞大將藤原公能薨ず山槐記・公卿補任・一代要記。十九日己未、權中納言藤原兼實、右近衞大將となる公卿補任・一代要記・歷代皇紀。二十日庚申、平野社に行幸す。二十五日乙丑、大原野社に行幸す山槐記。九月四日癸酉、改元す山槐記・愚管鈔・百錬鈔・一代要記・顯廣王記。天皇、痘瘡を患ふ。八日丁丑、幣を二十一社に奉りて、之を禱ふ山槐記。十三日壬午、内大臣藤原基房を以て右大臣となし、大納言藤原宗能を内大臣となす公卿補任・一代要記。十五日甲申、左馬權頭平敎盛○源平盛衰記に、賴盛に作れるは誤なり。右少辨平時忠、皇弟憲仁を立てゝ皇太子となさんことを謀るに坐して、官を奪はる山槐記・源平盛衰記。二十八日丁酉、上皇の親臣右馬頭藤原信隆・左近衞中將藤原成親等、事に坐して官を奪はる百錬鈔○本書に、信隆を伊隆に作れり。今、公卿補任に據りて之を訂す。冬十二月五日癸卯、權大納言藤原光賴を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ伊勢公卿敕使例。二十七日乙丑、藤原育子を以て女御となす尊卑分脈。

二年壬午、春正月戊辰の朔、日、之を食することあり百錬鈔。十六日癸未、節會、月蝕を以て殿に御せず園太暦延文元年。二十八日乙未、重仁親王薨ず一代要記。丁酉の晦、前太政大臣宗輔薨ず公卿補任。二月五日壬寅、中宮妹子を號して高松院と曰ふ公卿補任・貴女鈔・女院小傳○今鏡に、十三日となし、後宮略傳に、三年七月九日となせり。十九日丙辰、女御藤原育子を立てゝ中宮とす公卿補任・帝王編年記・達幸故實鈔○尊卑分脈に、二十九日となし、一代要記・扶桑略記、並に元年十二月十七日となせり。閏月十四日辛亥、孔雀經法を高倉殿に修す孔雀經御修法記・仁和寺御傳○按ずるに、二書、並に云ふ、土御門内裏御修法記註に云く、高倉は、前關白の亭なりと。百錬鈔に云く、三月二十八日、新造里内に遷幸す、本關白の第高倉殿に御せりと。未だ何年月を以て高倉殿に遷御したることを知らず。諸書、考ふる所なし。　三月七日甲戌、流人藤原經宗を召し還す百錬鈔・公卿補任。　十日丁丑、權中納言平清盛を熊野に遣はす帝王編年記。　二十八日乙未、二條院成りて、高倉殿より遷御す百錬鈔・帝王編年記。夏四月丙申の晦、始て新日吉祭を修す公事根源。　五月八日甲辰、能登守藤原重家、造言したるに坐して、籍を除かる百錬鈔。　二十七日癸亥、前右大臣源雅定薨ず公卿補任・尊卑分脈。　六月二日丁卯、上皇の親臣上總介源雅賢、事に坐して、官を奪はる帝王編年記○本書に、介を守に作れり。今之を訂す。　十八日癸未、前太政大臣忠實薨ず百錬鈔・公卿補任。　二十三日戊子、國家を呪詛したるを以て、上皇の親臣修理大夫源資賢及び子右近衛少將通家を信濃に、刑部大輔平時忠を出雲に、北面藤原範忠を周防に流す百錬鈔・愚管鈔・帝王編年記・源平盛衰記・公卿補任・尊卑分脈を參取す。秋七月二十八日癸亥、前太政大臣實行薨ず公卿補任・尊卑分脈。　八月十四日戊寅、稻荷社・祇園社に行幸す。是より先、祇園の部屋倒れたれば、臨幸して之を謝せんことを廷議し、始て神樂を奏す。冬十月九日壬申、方忌を勘解由小路殿に避く百錬鈔。　十七日庚辰、孔雀經法を禁内に修す孔雀經御修法記。

長寛元年癸未、春正月二日癸巳、上皇に法住寺殿に覲ゆ。二月十九日庚辰、上皇、熊野に幸す。三月十一日壬寅、皇后の大炊御門第火く。十四日乙巳、加茂社に行幸す。十五日丙午、上皇、熊野より至る。庚申の晦、小朝熊の神殿の鏡・神寶の失せたることを廷議し百錬鈔。是の日改元す百錬鈔・愚管鈔・帝王編年記・一代要記・公卿補任○歴代皇紀に、二十八日となせり。夏五月七日丁酉、春日・高倉及び梅小路・烏丸の女子、一産四子。九日己亥、延暦寺・興福寺の爭訟を以て、最勝講を罷む百錬鈔。六月八日丁卯、權中納言平清盛を伊勢に遣はして、宸筆の宣命、神寶を大神宮に奉らしむ伊勢公卿勅使例。九日戊辰、延暦寺の僧徒、園城寺を攻めて、堂塔房舍を燒く一代要記・歴代皇紀・百錬鈔・帝王編年記・皇年代略記。秋七月十三日壬寅、孔雀經法を禁内に修して、國家の安靖を祈る孔雀經御修法記・仁和寺御傳。冬十月二十三日庚辰、石清水宮に謁す鳩嶺年代記・百錬鈔。二十七日甲申、賀茂社に行幸す百錬鈔。十一月十日丁酉、權中納言平清盛を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ伊勢公卿勅使例。二十七日甲寅、地大に震ふ顯廣王記○本書に、此の條、三月の下に在りて、直に十二月に接せり。按ずるに、三月は壬辰朔にして、二十七日は則ち己未なり。十一月は戊午朔なれば、是の日の干支、本書と合へり。蓋し此の條は、十一月の事にして、中間脱簡あるなり。故に今此に書す。二十八日乙卯、近衞帝の御骨を鳥羽塔に移し藏む百錬鈔。十二月十三日己巳、西京火けて、左馬寮・眞言院・中和院・木工寮を延燒す顯廣王記。百錬鈔を參取す。十四日庚午、上皇、熊野に幸す顯廣王記○諸書、還宮の日闕けたり。二十六日壬午、延勝寺の阿彌陀堂を慶す百錬鈔。

二年甲申、春正月二十八日己未、紀伊の日前國懸社火く百錬鈔○帝王編年記に、二十六日に係けたり。二月十九日甲戌、前關白太政大臣忠通薨ず百錬鈔・公卿補任・歴代皇紀。二十六日辛巳、地大に震ふ一代要記。三月二十二日丁未、日前

國懸社の火けたるを以て廢朝す百錬鈔。夏四月二十六日庚辰、上皇、延暦寺に幸し百錬鈔・帝王編年記。一千僧をして經を中堂に讀ましめ百錬鈔。留ること七日帝王編年記。六月二十七日庚辰、流人藤原師長・源資賢及び子通家、菅原資成等を召し還す百錬鈔。二十九日壬午、幣を二十二社に奉る山槐記。秋八月五日戊午、天變を以て、孔雀經法を北院に修す孔雀經御修法記・仁和寺御傳。十九日壬申、石清水宮に謁す鳩嶺年代記。二十六日己卯、新院、讃岐に崩ず百錬鈔・愚管鈔・一代要記・歴代皇紀・帝王編年記。九月二十二日甲辰、興福寺の僧徒、萬僧讀經を東大寺に修して、國家の治安を祈る百錬鈔・一代要記・帝王編年記。冬閏十月七日戊子、關白基實、左大臣を罷む○愚管鈔・一代要記に、十七日に作れり。十三日甲午、内大臣藤原宗能罷む。二十三日甲辰、右大臣藤原基房を以て左大臣となし、權大納言藤原經宗を右大臣となし、權大納言藤原兼實を内大臣となす公卿補任○玉海に、經宗・兼實が任官を以て十七日に係けたり。十一月辛亥の朔、日、南至し、公卿、表賀す朔旦冬至記に光長記を引ける。十二月十七日丁酉、上皇、蓮華王院を慶す百錬鈔・愚管鈔・一代要記・帝王編年記。

永萬元年乙酉、春正月二日壬子、上皇に法住寺殿に覲ゆ山槐記・顯廣王記・達幸故實鈔。二月三日壬午、太政大臣伊通罷む。十五日甲午、前太政大臣伊通薨ず顯廣王記・公卿補任・一代要記・歴代皇紀。是の春、不豫源平盛衰記。夏四月十二日庚寅、近衞河原に、兒の二頭四手なるあり百錬鈔○顯廣王記に、二頭三足に作れり。二十二日庚子、上皇、延暦寺に幸して、留ること七日山槐記・顯廣王記・帝王編年記。二十四日壬寅、不豫なるを以て大赦す。二十七日乙巳、幣を奉りて、晴を祈る。戊申の晦、幣を伊勢以下十社に奉りて、疾を禱ふ山槐記・顯廣王記。五月己

酉の朔、孔雀經法を禁内に修す仁和寺御傳・孔雀經御修法記・一代要記。四日壬子、祭主大中臣師親、祭祀不敬に坐して、官を奪はる百錬鈔。丁丑の晦、參議平重盛を伊勢に遣はして、宸筆の宣命、神寶を大神宮に奉らしめて、不豫を禱ふ顯廣王記・伊勢公卿勅使例。六月四日辛巳、地震ふ山槐記・顯廣王記。五日壬午、改元す顯廣王記・百錬鈔・愚管鈔・公卿補任・一代要記。七日甲申、蓮華王院に醴泉涌き出づ帝王編年記・年代記殘編○百錬鈔に、八日となせり。十三日庚寅、廣隆寺を慶す顯廣王記・一代要記。是の夏、京師に杜鵑多く、鬪ひて殿上に墜つ。天皇、之を惡み、捕へて之を獄に入る源平盛衰記・古事談。

二十五日壬寅、大漸、皇子順仁を以て親王となし百錬鈔・顯廣王記・源平盛衰記、是の夜、立てゝ皇太子となす百錬鈔。天皇、位を皇太子に讓る今鏡・顯廣王記・百錬鈔・愚管鈔・源平盛衰記。尊號を上りて太上天皇と曰ひ一代要記・歷代皇紀・皇年代略記。新院と稱す百錬鈔・源平盛衰記。七月二十八日乙亥、二條院に崩ず。年二十三顯廣王記・百錬鈔・帝王編年記・公卿補任・源平盛衰記・皇年代略記○愚管鈔に、二十二日となし、平治物語には、二十七日。香隆寺に火葬し顯廣王記・百錬鈔・平家物語・源平盛衰記。二條院と稱す百錬鈔・皇年代略記。嘉應二年五月、御骨を三昧堂に藏む百錬鈔。帝、性沈重にして移らず今鏡。藤原經宗・藤原惟方を信任し愚管鈔。政事は、一に關白に詢り、上皇をして與り知らしめず百錬鈔。是に由りて、二宮協はず、近臣事を用ふるものは、上皇、之を逐ひ、上皇の嬖臣は、帝、之を貶黜し、放流相踵ぎて、人危懼を懷けり。上皇、嘗て平信範・平時忠が官爵を進めんことを請ひしに、帝、聽かずして曰く、天子に私親なし、上皇の言と雖も、而も、政豈に私すべけんやと、反て信範・時忠が官を奪ひ、其の請へる所の官は、藤原長方・藤原重方に授けたり源平盛衰記。上皇、蓮華王院を慶して、帝の之に臨まんことを欲したれども、帝、省みざ

りき。上皇、藏人平親範をして造寺の功を賞せんことを請はしめたれども、又肯て從はざりき。上皇、泣を灑ぎて曰く、何の惡む所ありてか此に至ると愚管鈔・長門本平家物語。時論、帝、政事に長じて孝道に短なりと謂へり源平盛衰記。

譯文大日本史卷の五十終

譯文大日本史卷の五十一

本紀第五十一

六條天皇

六條天皇、諱は順仁、二條帝の第二子なり百錬鈔・今鏡○帝王編年記・一代要記・皇代記・皇年代略記に、第一子に作れり。母は伊岐氏皇胤紹運錄・顯廣王記・神皇正統記・皇年代略記○源平盛衰記に、紀氏に作れり。長寛二年十一月十四日乙未、生れ百錬鈔・一代要記・帝王編年記・皇年代略記・皇胤紹運錄。中宮藤原氏、之を子養す皇胤紹運錄・皇年代略記・今鏡。永萬元年、二條帝、不豫、六月二十五日壬寅、詔して、親王となす百錬鈔・源平盛衰記。其の夜、立ちて皇太子となり百錬鈔。高倉殿に受禪し百錬鈔・愚管鈔・今鏡・源平盛衰記。高倉殿は、顯廣王記・毘沙門堂所藏記・皇年代略記に據る。關白基實を以て攝政せしむ。左大臣兼左近衞大將藤原基房・右大臣藤原經宗・內大臣兼右近衞大將藤原兼實、並に故の如し公卿補任・一代要記・歷代皇紀。二十九日丙午、二條帝を尊びて太上天皇と曰ふ顯廣王記・皇年代略記。秋七月二十七日甲戌、天皇、位に大極殿に卽く。時に年二歲顯廣王記・公卿補任・一代要記・皇代記・年代略記・天祚禮祀職掌錄に、二十六日となし、源平盛衰記に、六月に係けたるは誤なり。二十八日乙亥、上皇崩ず公卿補任・百錬鈔・一代要記・帝王編年記・源平盛衰記。八月丁丑の朔、大風ありて、會昌門壞る顯廣王記・百錬鈔。七日癸未、二條天皇を葬る顯廣王記・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。諸寺の僧徒會葬するに、榜を掲げて班をなしければ、延曆寺、興福寺の上に班したるを、興福寺の僧怒りて、延曆寺の榜を斫りて、以て之を辱しむ顯廣王記・平家物語・源平盛衰記。九日乙酉、延曆寺の僧徒、戎服して淸水寺に至り、其の堂宇を

火き、以て興福寺に報ゆ顯廣王記・百錬鈔・帝王編年記・源平盛衰記。京師、流言す、上皇、僧徒に敕して平清盛を討ち給ふと。清盛が子弟、六波羅に會議し、兵を聚めて自ら衞る。廷議、兵庫頭源賴政・檢非違使平信兼等をして郊外に陣せしめ、內藏頭平敎盛・若狹守平經盛等をして大內を衞護せしむ。上皇、清盛が第に幸して、親ら之を慰諭す源平盛衰記。平家物語を參取す。二十八日甲辰、六條烏丸第に行幸して、僧徒の擾亂を避く。丙午の晦、右中辨藤原俊經を興福寺に遣はして、僧徒を諭さしむれども、僧徒、詔を奉ぜず顯廣王記。九月十四日庚申、流人平時忠を召し還す百錬鈔・公卿補任。二十八日甲戌、兵を栗子山に遣はし、以て興福寺の僧徒に備ふ百錬鈔。是の月、八條宮火く東寺長者補任。冬十月二十七日癸卯、興福寺の僧徒、神木・神輿を奉じて京に入り、延暦寺の座主俊圓を流さんことを請ふ。二十八日甲辰、敕して、其の請を許す。僧徒、奈良に還り、京師、嚴を解く百錬鈔。十一月四日己酉、上皇、日吉社に幸す。十三日戊午、上皇、熊野に幸す〇本書に、還宮の日闕けたり。二十六日辛未、使を諸山陵に遣はして、即位を告げしむ顯廣王記。十二月二十五日庚子、皇叔憲仁を以て親王となす顯廣王記・百錬鈔・一代要記・皇年代略記。

仁安元年丙戌、春二月十六日庚寅、行願寺を慶す百錬鈔。三月二十二日乙丑、彗星、大微の右掖門に見れ、右執法を貫く一代要記。二十九日壬申、流人源師仲・藤原惟方を召し還す。夏六月、旱す。秋七月五日丙午、孔雀經法を神泉苑を修す。是の日、大に雨ふる。二十五日丙寅、應天門の廊、故なくして倒る。二十六日丁卯、攝政基實薨ず百錬鈔・公卿補任・一代要記。二十七日戊辰、左大臣藤原基房を以て攝

政せしむ公卿補任・百錬鈔○一代要記・歷代皇紀に、十六日となせり。　八月十七日戊子、攝政基房、左近衞大將を罷む公卿補任・一代要記・歷代皇紀。　二十七日戊戌、改元す百錬鈔・公卿補任・一代要記・帝王編年記・皇年代略記。　內大臣兼右近衞大將藤原兼實、左近衞大將に轉じ、大納言藤原忠雅、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・一代要記・歷代皇紀。　冬十月辛未の朔、日、之を食することあり兵範記。　十日庚辰、皇叔憲仁親王を立てゝ皇太子となし百錬鈔・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記・今鏡○愚管鈔に、二年十一月七日となし、平家物語には、八日、並に誤なり。內大臣藤原兼實を以て傅となす公卿補任・歷代皇紀。　二十日庚寅、參議藤原成頼が土御門東洞院第に行幸して、方忌を避け、二十一日辛卯、宮に還る兵範記○按ずるに、愚昧記立太子の條に、皇居は五條內裏云云と。此に據れば、宮に還るは、蓋し五條內裏ならん。然れども、還御の年月、諸書、考ふる所なし。藤原兼實、左近衞大將を罷む公卿補任・歷代皇紀。　二十七日丁酉、御禊す一代要記・歷代皇紀・帝王編年記・皇年代略記。　右大臣藤原經宗、左近衞大將を兼ぬ公卿補任・一代要記。　十一月三日癸卯、上皇、鳥羽殿に徙御す兵範記。　四日甲辰、攝政基房、左大臣を罷む。　十一日辛亥、右大臣藤原經宗を以て左大臣となし、內大臣藤原兼實を右大臣となし、權大納言平清盛を內大臣となす公卿補任・歷代皇紀。　十五日乙卯、大嘗す一代要記・歷代皇紀・帝王編年記・皇年代略記。　十二月八日丁丑、休子內親王を卜定して齋宮となす一代要記。　二十四日癸巳、皇太子の居る所の東三條第火く百錬鈔・帝王編年記。

二年丁亥、春正月十九日戊午、上皇、法住寺殿に徙御す愚昧記・顯廣王記・百錬鈔。　二十三日壬戌、車駕、五條內裏に還る顯廣王記○按ずるに、本書に、是より先、某所に遷幸したることを載せず。諸書、考ふる所なし。　二十八日丁卯、上皇に覲ゆ玉海・愚昧記・顯廣王記・百錬鈔。　二月十一日庚辰、內大臣平清盛を以て太政大臣となし、大納言藤原忠雅を內大臣となす玉海・山槐記・愚

味記・公卿補任・一代要記。十五日甲申、上西門院の居る所の松殿火く山槐記。十九日戊子、上皇、熊野に幸す。三月十三日辛亥、上皇、宮に還る山槐記・愚味記・顯廣王記。十六日甲寅、豐受宮の怪を軒廊に卜ふ山槐記。夏四月戊辰の朔、日、之を食することあり山槐記・顯廣王記○愚味記に云く、蝕せずと。六日癸酉、平野社の怪を軒廊に卜ふ。二十三日庚寅、方忌を鳥羽北殿に避く。五月戊戌の朔、上皇、日吉社に幸す山槐記。十七日甲寅、太政大臣清盛罷む公卿補任・山槐記。十九日丙辰、五條内裏に怪あるを以て、藤原邦綱が土御門第に遷御す愚味記・顯廣王記。二十八日乙丑、蚯蚓、齋宮に聚る、濶さ三尺、長さ一丈にして、皆死せり。六月五日辛未、之を軒廊に卜ひ、十九日乙酉、幣を二十二社に奉りて、之を禳ふ顯廣王記。二十三日己丑、延暦寺の所司・三綱、日吉の社司等、上皇の宮に詣りて、座主快修が山上の房舍を燒きたることを訴ふ百錬鈔。秋七月九日甲辰、軒廊、故なくして倒る愚味記・顯廣王記・百錬鈔○玉海に、十一日となせり。十三日戊申、不豫。十六日辛亥、天變怪異荐に見るゝを以て、北斗法を修して、之を禳ふ玉海。十七日壬子、雨を丹生・貴布禰に祈る顯廣王記。二十日乙卯、軒廊の倒れたるを卜ふ愚味記・顯廣王記。二十四日己未、怪雲、天に亘る顯廣王記。八月二十七日辛酉、大内より五條内裏に徙御す愚味記○按ずるに、是より先、大内に遷御したること、諸書に考ふる所なし。九月十五日己卯、晴を丹生・貴布禰に祈る顯廣王記。二十一日乙酉、上皇、熊野に幸す玉海・顯廣王記。二十七日辛卯、五條内裏火く。天皇、之を高倉殿に避け、甲午の晦、大内に徙御す玉海・愚味記・顯廣王記・百錬鈔。冬十月九日癸卯、五條内裏の火けたることを軒廊に卜ふ兵範記。十一日乙巳、上皇、熊野より至る。二十五日己未、上皇、

日吉社に幸して、留ること三日（玉海・愚昧記。）十一月十一日乙亥、大奉幣使を發す。十二月十六日己酉、八十島使を發す（顯廣王記。）二十二日乙卯、仁王大會を修す（愚昧記〇一代要記に、二十三日に作れり。）

三年戊子、春正月二十八日辛卯、攝政基房が第に行幸す（玉海。）二月十三日丙午、京師火けて、三千餘家を延燒す。十六日己酉、前太政大臣清盛疾めるを以て、非常赦す（百錬鈔・吉部祕訓鈔。）十九日壬子、天皇、位を皇太子に讓る（玉海・百錬鈔・愚管鈔・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記〇源平盛衰記に、二年に係けたるは誤なり。）尊號を上りて太上天皇と曰ひ（玉海・一代要記・歷代皇紀・皇年代略記〇毘沙門堂所藏記・愚昧記の四月九日の條を倂せ攷ふるに、讓位の後、仍土御門里亭に御せり。然れども、大内より里亭に還りたるは、年月考ふる所なし。）新院と稱す。未だ元服を加へずして太上天皇と稱するは、帝を以て始となす（愚昧記・平家物語・源平盛衰記。）安元二年七月、痢を患へ、出でゝ藤原邦綱が東山第に御す。十七日庚申、東山第に崩ず（顯廣王記・百錬鈔。一代要記・帝王編年記を參取す。）年十三。清閑寺に葬り（明月記〇一代要記に、栖霞寺となせり。）六條院と稱す（一代要記・帝王編年記。）

譯文大日本史卷の五十一終

譯文大日本史卷の五十二

本紀第五十二

高倉天皇

高倉天皇、諱は憲仁、後白河帝の第四子なり（一代要記○按ずるに、本書の一說及び皇代記・六代勝事記に、第二子と爲せるは、蓋し母の皇后たるを以て、故に、二條帝の次に序でたるなり。顯廣王記・百錬鈔等の諸書に、第三となせるは、第二子守覺薙髮したるを以て、之を諸皇子の後に列れたるならん。故に、四を以て三となせるなり。今、生年を推して之を書す。愚管鈔・神皇正統記等に、第五子となせるは誤なり。）。母は建春門院、應保元年九月三日壬申、生れ（山槐記・一代要記・帝王編年記○百錬鈔に、六日となせるは誤なり。）永萬元年十二月、親王となり（百錬鈔・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。）仁安元年十月、立ちて皇太子となる（百錬鈔・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記・愚昧記。）十二月、袴を著く（玉海・皇年代略記・玉蘂承久二年○皇代記に、二年に係けたるは誤なり。）二年十二月、始て孝經を讀む（玉海・愚昧記・皇年代略記。）三年二月十九日壬子、皇太子、七條殿より閑院に入りて受禪す（玉海・百錬鈔・愚管鈔・一代要記・歷代皇紀。七條殿は、毘沙門堂所藏記に據る。）攝政基房。左大臣兼左近衞大將藤原經宗。右大臣藤原兼實。內大臣兼右近衞大將藤原忠雅、並に故の如し（公卿補任・一代要記。）二十八日辛酉、六條帝を尊びて太上天皇と曰ふ。詔に曰く、朕、幼沖を以て、忝なく叡託を承け、皇統の寄輕からず。朝政を賢佐に委ぬと雖も、童蒙の心未だ決せず。何ぞ夕惕を眇身に忘れん。上は祖宗を欽ひ、下は黎元に慙づ。太上天皇、德、三才に法り、道、四表を光し、諸夏、皆日に就くの望を致し、卒土、旁く風に嚮ふの跡を通ず。而も、忽にして脫屣の思を抽で、更に守文の尊を謝り、宸居を帝宮に辭し、春秋に富

みて志を養ひ、仙遊を姑射に訪ひ、水石を尋ねて心を閑にす。至れるかな、將聖の道、大綠を纖芥にするもの歟。抑、禮に恒法あり、國に舊規を存せり。列代の彝範、何ぞ率由せざらん。宜しく尊號を上りて太上天皇となすべしと 玉海。 三月十一日癸酉、大内に御す 玉海・行類鈔。 十四日丙子、皇太后に號を上りて九條院と曰ふ 玉海○按ずるに、癸酉に作れるは誤なり。 二十日壬午、天皇、位に大極殿に卽く。時に年八歲 百錬鈔・一代要記・帝王編年記・天祚禮祀職掌錄。 所生の女御平滋子を尊びて皇太后と曰ふ 百錬鈔・一代要記。 夏四月七日戊戌、始て萬機に臨む。辛酉の晦、使を諸山陵に遣はして、卽位を告げしむ 愚昧記。 六月三日癸巳、上皇、延曆寺に幸して、留ること七日 愚昧記・百錬鈔。 秋七月十六日乙亥、車駕、大内より閑院に還る ○按ずるに、愚昧記に曰く、六月二十六日、大内より閑院に還幸すと。兵範記七月六日の條に據るに、天皇、仍大内に御せり。故に取らず。 十七日丙子、伊勢の月讀宮に穢あり、賀茂・平野の二社に怪異ありたることを軒廊に卜ふ 兵範記。 八月四日癸巳、一院に法住寺殿に覲ゆ 玉海・續敎訓鈔。 九日戊戌、左大臣藤原經宗、左近衛大將を罷む。十日己亥、内大臣藤原忠雅を以て太政大臣となし、大納言源雅通を内大臣となす。十二日辛丑、内大臣源雅通、右近衛大將を兼ぬ 公卿補任。 二十七日丙辰、惇子內親王を卜定して齋宮となす 一代要記・帝王編年記。 九月四日壬戌、大納言藤原師長、左近衛大將を兼ぬ 公卿補任・一代要記。 五日癸亥、一院、熊野に幸す。七日乙丑、大奉幣使を發す。十九日丁丑、孔雀經法を禁內に修すること七日。冬十月三日辛卯、天變及び諸社に怪あるを以て、幣を二十二社に奉る。六日甲午、一院、熊野より還る。十五日癸卯、大内に御す 兵範記。 二十一日己酉、御禊す。二十七日乙卯、閑院より還

り、十一月十三日庚午、大内に御す兵範記・愚味記。是の夜、中宮の居る所の土御門東洞院火く百錬鈔。二十一日戊寅、内大臣源雅通、右近衛大將を罷め、大納言藤原師長、左近衛大將を罷む百錬鈔・愚昧記・兵範記・公卿補任。二十二日己卯、大嘗す一代要記・愚昧記・兵範記。十二月十六日癸卯、源雅通・藤原師長、職に復す公卿補任。二十一日戊申、大神宮火く百錬鈔・愚昧記・兵範記。二十九日丙辰、之を卜占す兵範記。

嘉應元年己丑、春正月戊午の朔、大神宮火けたるを以て、元會に樂を徹し愚昧記。日忌して小朝拜を罷む園太暦貞和五年。十三日庚午、一院に法住寺殿に觀えて愚昧記。閑院に還御す百錬鈔。二十六日癸未、大神宮火けたるを以て、權中納言平時忠を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ伊勢公卿敕使例・吉部秘訓鈔。二月九日丙申、大風、木を折り屋を發き百錬鈔。賀茂上下社の館舍倒る愚昧記○兵範記に云ふ、是の日、上皇、熊野より還ると。然れども、幸日闕けたり。故に書せず。十三日庚子、皇太后、日吉社に幸す愚昧記・兵範記。十七日甲辰、大神宮の怪異を軒廊に卜ふ兵範記。二十七日甲寅、賀茂の風災及び蚯蚓の出でたることを軒廊に卜ふ愚昧記○兵範記に、伊勢の事となせり。三月十三日己巳、一院、高野に幸し愚昧記・百錬鈔・吉部秘訓鈔○皇帝紀鈔・東寺長者補任に、並に十四日となせり。二十三日己卯、宮に還る百錬鈔○本書に曰く、高野の歸路、平清盛が福原第に幸して、是の日、福原より還ると。而れども、福原に幸したる日闕けたり。今、考ふる所なし。夏四月八日甲午、改元す愚管鈔・百錬鈔・一代要記・公卿補任・皇年代略記○帝王編年記に、九日となせり。十二日戊戌、皇太后に號を上りて建春門院と曰ふ公卿補任・帝王編年記・女院小傳・院號定部類記に成賴記及び僞親記を引ける。二十六日壬子、石清水宮に謁す鴻嶺年代記・吉部秘訓鈔。二十八日甲寅、一院に覲ゆ。五月十九日乙亥、大内に御す百錬鈔。六月九日甲子、伊勢の遷宮なるを以て、使を遣はして、神寶を奉らしむ兵範記。十七日壬寅、一院、

薙髪す玉海・兵範記・百錬鈔。雨を丹生・貴布禰に祈る。十八日癸卯、神泉苑を疏す。二十一日丙午、又雨を丹生・貴布禰に祈る。二十三日戊申、非常赦す。詔に曰く、父の志を述ぶるは、孝子の道なり。朕、幼稚なりと雖も、之を仰慕せり。佛教を崇ぶは、哲后の政なり。朕、庸昧なりと雖も、之を庶幾せり。禪定仙院、宿福内に催し、明信外に潔く、機縁時ありて、新に定水を汾陽に湛ふること五十箇口、殊に善根を茨岫に殖う。其の歸法の叡慮を推すに、定て解寃の慈心にあらん。宜しく肆眚の深仁を施し、以て十力の加護を添ふべし。其天下に大赦す。常赦の免さゞる所のものも、咸く皆赦除せよ。抑陽光は遍く遠近を照す、霈澤、豈に薫蕕を別たんや。仍須らく未だ解由を得ざるの徒は、僧俗を論ぜず同じく以て原免すべし。庶はくは、蒼生の觀忻に依り、必ず白業の感應を彰さんと兵範記。流人十五人を召し返す。而も、興福寺の訴に係るもの僧惠信・宗覺等は、赦の限に在らず百錬鈔。是の日、閑院に還り兵範記・百錬鈔。經を室生・龍穴に讀ましむ。二十五日庚戌、經を神泉苑に讀ましむること三日、甲寅の晦、旱を軒廊に卜ひて、五龍を神泉苑に祭り、雨を丹生・貴布禰に祈る。秋九月九日壬戌、感神院の鏡二十一故なくして墮ちたるを軒廊に卜ふ。二十日癸酉、雨水あり、晴を丹生・貴布禰に祈る。冬十月十日壬辰、大内に御して、方忌を避け、十一日癸巳、閑院に還る。十五日丁酉、法皇・建春門院、熊野に幸す兵範記。二十日壬寅、僐子内親王を卜定して齋院となす愚昧記・兵範記・帝王編年記。二十二日甲辰、荒祭宮の怪異を軒廊に卜ふ兵範記。二十六日戊申、大神寶使を發す兵範記。十

一月五日丁巳、法皇・建春門院、熊野より至る愚味記。十二日甲子、大内に御す。法勝寺の塔に震す百錬鈔。二十五日丁丑、八十島祭使を發す愚味記。十二月二十三日甲辰、延暦寺の僧徒、日吉の神輿を奉じ、鼓譟して宮城に入り、神輿を建禮門の壇上に安じ玉海・愚味記。權中納言藤原成親を訴ふ。法皇、慰諭すれども、僧徒、詔を奉ぜず。二十四日乙巳、成親を備後に流したれば、僧徒、乃ち還りぬ玉海・百錬鈔・皇帝紀鈔・二代要記。備後は、公卿補任に據る○本書、並に備中に作れり。二十八日己酉、藤原成親が罪狀を奏すること實ならざりしを以て、權中納言平時忠を出雲に、藏人頭藤原信範を備後に流し、成親を召し還す玉海・愚味記・百錬鈔。

二年庚寅、春正月壬子の朔、日忌を以て小朝拜を罷む園太暦貞和五年。三日甲寅、法皇に法住寺殿に覲ゆ玉海・愚味記。四日乙卯、日吉社に光ありて、虹の如し百錬鈔。十四日乙丑、地震ふ愚味記。二十三日甲戌、閑院より還る愚味記・百錬鈔。二月六日丁亥、延暦寺の僧徒、再び訴ふるを以て、藤原成親が官を奪ひ、平時忠・藤原信範を召し還す玉海・百錬鈔・公卿補任。十一日壬辰、前内大臣藤原宗能薨ず。是の月、法皇、熊野に幸し、三月十四日乙丑、熊野より至る玉海○和漢合符に曰く、是の月十三日、法皇、高野に幸し、宿留すること百日と。諸書に、見る所なし。故に取らず。二十二日癸酉、春日社に行幸し、二十三日甲戌、宮に還る玉海・愚味記。夏四月二十八日戊申、藤原成親が官を復す公卿補任。是の月、伊豆介狩野茂光に命じて、源爲朝を大島に誅せしむ保元物語○尊卑分脈に、安元二年となせり。閏月十三日癸亥、大織冠の像破裂す源平盛衰記。月日は、多武峰略記に據る。五月十七日丙申、二條帝の御骨を三昧堂に移し藏む。十九日戊戌、大内に御す百錬鈔。二十七日丙午、陸奥人藤原秀衡を以て鎭守府將軍となす玉海。二十八日丁未、

孔雀經法を神泉苑に修して、雨を祈る。二十九日戊申、雨ふる玉海・東寺長者補任○百錬鈔に、晦に係けたり。　六月六日乙卯、太政大臣忠雅罷む玉海・公卿補任・一代要記。　十九日戊辰、閑院に還る百錬鈔。　私七月己卯の朔、日、之を食することあり。二十二日庚子、中務權大輔藤原經家・周防守信章○姓闕けたり。殿上に相毆ちたるに坐して、籍を除かる玉海○百錬鈔に、二十一日に係け、信章は、官を奪ひ、經家は、籍を除くとなせり。　八月六日癸丑、孔雀經法を閑院に修して、天變を禳ふ孔雀經御修法記。　八日乙卯、大風ありて、鳥羽の北門の樓倒る百錬鈔。　九月二十日丁酉、宋人來る。法皇、福原に幸して、之を覽る○還宮の日闕けたり。　二十七日甲辰、大内に御す玉海・百錬鈔。　是の月、京師、櫻・梅・桃・李、華さく百錬鈔。　冬十月九日乙卯、幣を二十二社に奉る玉海。　二十七日癸酉、赤氣、西方に見る百錬鈔。　十二月五日庚戌、石清水宮、鳴動すること三たび、聲鐘の如し鳩嶺宮寺緣事鈔。　十日乙卯、天變・怪異及び明年厄に値ふを以て、權中納言藤原邦綱を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ玉海・伊勢公卿勅使例。　十四日己未、攝政基房を以て太政大臣となす。攝政、舊に仍る玉海・公卿補任・吉部祕訓鈔○一代要記に、十七日となし、或は明年正月十五日となせるは誤なり。

承安元年辛卯、春正月三日戊寅、天皇、元服を紫宸殿に加ふ玉海・愚昧記・公卿補任・百錬鈔・歷代皇紀○一代要記に、十五日となし、和漢合符・平家物語には、五日。　十三日戊子、法皇に法住寺殿に覲ゆ玉海・愚昧記・源平盛衰記。　二十二日丁酉、赤光、南方に見る。二十八日癸卯、閑院に還る百錬鈔。　二月二十七日壬申、熒惑、東井を犯す。夏四月五日己酉、熒惑、輿鬼に入る玉海。　二十日甲子、攝政基房、太政大臣を罷む玉海・公卿補任。　二十一日乙丑、改元す玉海・百錬鈔・一代要記・公卿補任。

二十三日丁卯、平野社に行幸す。二十七日辛未、大原野社に行幸す。五月癸卯の晦、法皇、熊野に幸し、六月二十一日甲子、熊野より至る玉海。二十八日辛未、頌子内親王を卜定して齋院となす玉海・帝王編年記。秋九月十三日甲申、神樂を石清水宮に奉る鳩嶺宮寺縁事鈔。冬十月十日辛亥、多武峰の墓、鳴動す。十九日庚申、松尾社に行幸す玉海。二十三日甲子、法皇・建春門院、平清盛が福原第に幸す玉海・百錬鈔。庚午の晦、伊勢の別宮に死鹿ありたるを軒廊に卜ふ。是の月、太白、太微に入る玉海。十一月辛未の朔、法皇・建春門院、福原より至る百錬鈔。七日丁丑、北野社に行幸す吉記養和元年。二十三日癸巳、中宮の居る所の高倉殿火く清獬眼鈔に後清錄記を引ける。十二月二十六日丙寅、平徳子を以て女御となす玉海・帝王編年記・女院小傳。是の月、法皇、熊野に幸す玉海○年代記殘編に曰く、是の年九月十八日、光怪ありて、諸國を飛過せりと。然れども、他に見る所なし。附して以て考に備ふ。

二年壬辰、春正月六日乙亥、法皇、熊野より至る。十九日戊子、法皇に法住寺殿に覲ゆ玉海。二月五日甲辰、大内より閑院に還御す玉海・百錬鈔○按ずるに、去年正月大内より閑院に歸れり。其の後大内に幸したる月日、考ふる所なし。十日己酉、皇后を尊びて皇太后と曰ひ、中宮を皇后と曰ふ玉海。女御平徳子を立てゝ中宮となし玉海・女院小傳・後宮略傳○帝王編年記に、去年十一月に係けたるは誤なり。三月十五日癸未、法皇、清盛が福原第に幸し百錬鈔。二十日戊子、福原より至る。二十六日甲午、日吉社に行幸し、二十七日乙未、宮に還る玉海。二十九日丁酉、法皇、使を遣はして、清水寺を廢せしむ百錬鈔○和漢合符に、明年三月二十六日となせり。夏五月十三日辛巳、大内に御す。二十日戊子、雨水ありて、廬舍を壞る玉海。六月七日甲辰、天變及び神宮諸社に怪異ありたるを以て、内大臣源雅通を伊勢に遣はして、

宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ玉海・伊勢公卿勅使例○百錬鈔に、五日として云く、齋宮惇子内親王薨じたるを以て使を遣はすと。十七日甲寅、閑院に還る玉海・百錬鈔。秋七月九日丙子、伊豆國司奏す、番船ありて、嚴島に泊す。形、夜叉の如きもの五六人、島に登りて十餘人を傷殺せり。衆、之を殺さんと欲せしに、腋下より火を發し、禾稼を燒き、遂に逃れ去りたりと玉海○百錬鈔に、嚴島を隱岐島に作れり。二十一日戊子、三條殿成りて、法皇、徙御す。二十三日庚寅、三條殿に如き、二十四日辛卯、宮に還る。八月十七日癸丑、蚋ありて、閑院の南殿に集ること丈餘。二十日丙辰、三條殿に徙御して、蚋の怪を避く。九月、不豫玉海・百錬鈔。閑院の櫻、華さく百錬鈔。是の月、宋の明州刺史、書及び信物を法皇に奉る。廷臣、以爲らく、書辭無禮なり、當に卻くべしと。聽かず玉海。

冬十月五日庚子、孔雀經法を三條殿に修すること七日、以て不豫を禱ふ玉海・孔雀經御修法記・仁和寺御傳。八日癸卯、豐受宮の怪異を軒廊に卜ふ玉海。十三日戊申、法皇、福原に幸し玉海・百錬鈔。十九日甲寅、福原より至る。二十三日戊午、稻荷・祇園に行幸し玉海。十一月二十七日壬辰、閑院に還る百錬鈔。甲午の晦、藻壁門火く玉海・百錬鈔。十二月八日壬寅、伊勢の怪異を軒廊に卜ふ玉海。二十七日辛酉、興福寺の僧徒、神木を奉じて京師に入り、事を訴へんとすれば、兵を遣はして之を防がしむ百錬鈔。攝政基房、關白となる玉海・公卿補任。閏月乙丑の朔、疾瘳ゆ玉海。十日甲戌、雷なる百錬鈔。十二日丙子、幣を伊勢以下十二社に奉りて、疾の瘳えたるに賽す。十四日戊寅、法住寺殿に如きて、方忌を避け、十六日庚辰、宮に還る玉海。是の月、諸國訛言す、泰平と改元せりと。勅して、之を禁遏す百錬鈔。

高倉天皇

三年癸巳、春正月十三日丙午、法皇に法住寺殿に覲ゆ玉海・愚昧記。　癸亥の晦、法皇、熊野に幸し、二月二十四日丁亥、熊野より至る玉海。　三月二十日壬子、石清水宮に謁す玉海・愚昧記・鳩嶺年代記。　壬戌の晦、熒惑、歳星を犯す。是の月、法皇、書及び染革・沙金を宋に贈る。宋、復使を遣はして來らしむ玉海。

夏四月十二日甲戌、法住寺の北殿火く玉海・百錬鈔・園太暦文和二年。　十三日乙亥、賀茂社に謁す。六月十日辛未、白虹見る玉海・愚昧記。　二十二日癸未、雨を醍醐寺に祈る祈雨御讀經記。　二十五日丙戌、興福寺の僧徒、多武峯の堂舍を燒く玉海・吉記・百錬鈔。　二十九日庚寅、興福寺別當尋範を罷む玉海・百錬鈔。　辛卯の晦、三合尼及び天變を以て、幣を二十二社に奉る玉海。　秋七月三日甲午、經を神泉苑に讀ましめて、雨を祈る玉海・祈雨御讀經記。　六日丁酉、多武峯の墓鳴動す。是の月、月、房及び建星を犯す玉海。　八月七日丁卯、釋奠、多武峯の火けたるを以て、宴座を罷む玉海・百錬鈔。　十五日乙亥、皇后崩ず玉海・百錬鈔・一代要記・帝王編年記。　十六日丙子、皇后を葬る。二十二日壬午、歳星、太微の上將を犯し、月、東井を犯す玉海。　九月二十五日乙卯、童舞を法住寺殿に觀る百錬鈔。　冬十月四日癸亥、月、建星を犯す玉海。　五日壬子、法住寺の新堂成りて、法皇、徙御す。九日戊辰、火を多武峯に放ちたるを以て、興福寺の僧覺興を播磨に流す百錬鈔。　十一日庚午、歳星、太微の右執法を犯す玉海。　二十一日庚辰、車駕、建春門院に從ひて、最勝光院を慶す玉海・百錬鈔。　是の月、平清盛、經島を福原の輪田泊に築く帝王編年記○按ずるに、長門本平家物語・和漢合符・如是院年代記に、並に是の年に係けたれども、月なし。見行本平家物語に、應保元年二月始て築き、八月風水大に至りて之を壞るとあるは、誤なり。　十一月四日癸巳、興福寺の僧徒、春日の神輿を奉じて古津に至り、將に京に入りて、

覺興を召し還し、延暦寺の座主を流し、首として七大寺の莊園を沒せんと乞ひたるものを獄に下さんことを請はんとすれば、兵を宇治に遣はして、之に備へしむ玉海・百錬鈔。七日丙申、法皇、右大辨藤原俊經を宇治に遣はして宣諭せしむれども、僧徒、命を奉せず○百錬鈔に、六日に係けたり。十一日庚子、法皇、熊野に幸す玉海○百錬鈔に、十二日に係けたり。是の日、興福寺の僧徒に敕して、其の乞に從ふ。僧徒、敕を奉じて奈良に還る百錬鈔。玉海に參取す○玉海に、敕の下るを以て十二日に係けたり。十八日丁未、清水寺火く百錬鈔。十二月二日庚申、法皇、熊野より至る。二十五日癸未、法住寺殿に如きて、方忌を避け、二十六日甲申、宮に還る玉海。

四年甲午、春正月十一日己亥、法皇に法住寺殿に覲ゆ顯廣王記。十九日丁未、始て除目に臨む顯廣王記・百錬鈔。二十三日辛亥、法皇、日吉社に幸す顯廣王記。二月六日癸亥、法住寺殿に如きて、方忌を避け、鬪雞を觀る玉海・吉記○顯廣王記・百錬鈔に、五日に係けたり。法皇、建春門院に從ひて、船に御して最勝光院に幸し吉記。七日甲子、宮に還る玉海・吉記・顯廣王記・百錬鈔。二十一日戊寅、豐受宮・住吉社の怪異を軒廊に卜ふ吉記。二十五日壬午、皇嘉門院の居る所の九條殿火く○顯廣王記に、二十四日に係け、百錬鈔には、二十六日。三月七日甲午、法住寺殿に如きて、方忌を避け、十日丁酉、宮に還る玉海・吉記。十三日庚子、一千僧をして經を延暦寺に讀ましむ吉記。十六日癸卯、法皇・建春門院、福原に幸し、十九日丙午、遂に嚴島に幸す玉海○嚴島に幸することは、顯廣王記・吉記・百錬鈔・源平盛衰記に、十六日に係けたり。夏四月九日乙丑、法皇・建春門院、嚴島より至る顯廣王記・百錬鈔。十九日乙亥、藤花宴を勸學院に設け、學生をして詩を賦せしむ百錬鈔。二十二日戊寅、法住寺殿に如きて吉記・顯廣王記。方忌を避け、二十三日己卯、宮に

還る玉海。五月十一日丁酉、法皇、日吉社に幸して、淹留すること十日顯廣王記。十二日戊戌、豐受宮の怪異を軒廊に卜ふ。二十一日丁未、法住寺殿に如きて、方忌を避け玉海○方忌を避くることは、顯廣王記に、二十二日となせり。二十三日己酉、宮に還る玉海・顯廣王記。是の月、大に旱すれば玉海○源平盛衰記に曰く、春より夏に至るまで、大に旱すと。雨を諸寺に祈る東寺長者補任・祈雨御讀經記。二十四日壬戌、清涼殿の最勝講して、僧澄憲をして雨を祈らしむ。二十六日壬子、澍雨あり玉海○顯廣王記・百錬鈔・源平盛衰記に、修法及び雨日を書せること、小しく異同あり。今盡く註せず。六月五日庚申、幣を二十二社に奉る顯廣王記、清獬眼鈔に後清錄記を引ける。十三日戊辰、權中納言藤原邦綱が正親町第に行幸して玉海・顯廣王記。祇園の神輿を避け玉海。十六日辛未、宮に還る。十七日壬申、幣を二社に奉りて、雨を祈る顯廣王記。二十一日丙子、經を神泉苑に讀ましめ玉海・顯廣王記。二十七日壬午、幣を五社に奉りて、雨を祈る○玉海に、七社に作れり。然れども、本書、詳に社名を載せたり。今、之に從ふ。秋七月丙戌の朔、法住寺殿に如きて、方忌を避く顯廣王記。八日癸巳、内大臣源雅通、右近衛大將を罷め、權大納言平重盛、右近衛大將を兼ぬ玉海・公卿補任・一代要記。二十日乙巳、法勝寺の塔に震す百錬鈔。二十二日丁未、大内に御す顯廣王記。二十七日壬子、相撲節を復す玉海・百錬鈔○按ずるに、後白河帝、相撲節を復し、其の後之を廢したること、諸書、見る所なし。而して、此に至りて相撲節を復すといへば、則ち保元以後、再び廢せられたること明かなり。然れども、諸書に載せざれば、今攷ふる所なし。八月乙卯の朔、法住寺殿に如き、二日丙辰、相撲を觀て玉海・愚昧記・顯廣王記・百錬鈔・園太暦貞和四年。大内に還御す吉記・顯廣王記。十一日乙丑、車駕、閑院に還る吉記。冬十一月九日壬辰、大内に御す玉海・顯廣王記。十一日甲午、權大納言藤原實國を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ玉海・顯廣王記・伊勢公卿敕使例。癸丑の晦、閑院に還る顯廣王記。

安元元年乙未、春正月四日丙戌、法皇に法住寺殿に覲ゆ玉海・百錬鈔。 二月二十二日甲戌、地震ふ玉海。 二十七日己卯、内大臣源雅通薨ず公卿補任。 三月壬午の朔、不豫玉海○按ずるに、百錬鈔に曰く、疱瘡を患ふと。本書が攷ふるに、疱瘡に非ず。故に取らず。 五日丙戌、怪雲見る百錬鈔。 十一日壬辰、疾瘳ゆ。 十三日甲午、法皇、熊野に幸す○還宮の日闕けたり。 二十八日己酉、石清水宮に謁す。 夏四月十六日丁卯、賀茂社に謁す玉海。 五月二十七日丁未、建春門院、百日懺法を修するを以て、輕囚を免ず百錬鈔。 六月十二日辛酉、正親町第に行幸して、祇園の神輿を避く。 十七日丙寅、法皇、日吉社に幸して、淹留すること十日。 是の月、霖雨ありて、洪水、稼を傷く。 秋七月五日甲申、大神宮に穢あることを軒廊に卜ふ玉海。 十六日乙未、諸道に敕して、安樂寺の東南嶺に銅鋒を獲たることを勘へしむ百錬鈔○玉海に、十九日に係けたり。 二十八日丁未、改元す玉海・百錬鈔・公卿補任・一代要記・帝王編年記。

詔に曰く、元を建つるは、聖代の芳猷にして、芸緗、露を垂れたり。 故を革むるは、明時の彝典にして、竹簡、霜を經たり。 是を以て、握契提衡の君、繼體守文の主は、祥瑞に因りて以て基を開き、災異を謝して以て號を改めざるは無し。 朕、庸昧を以て、忝なく丕圖を受け、四海を以て家となすと雖も、滂流の化遍からず。 萬民を以て子の如くすと雖も、撫育の恩施し難し。 仁風未だ扇がざること、茲に八年。 去春以來、天下靖からず、疱瘡流行し、老幼厄困せるは、眇身の不德なればなり、黔首、何の辜かあらん。 宜しく赤縣の聽を易へ、以て請室の冤を除くべし。 其承安五年を改めて安元元年となし、天下に大赦す。 但常赦の免さゞる所、及び神社の訴に觸るゝものは、赦の限に在らず。 天下

の徭の半を復し、老人・僧尼に穀を給へ。庶はくは、惠化を金商の初に施し、特に凱樂を華夏の際に期せんと玉海。八月、伊勢の宮河の水、逆流す顯廣王記明年二月の條。九月二日庚辰、大風ありて玉海・山槐記。夜、天に光あり山槐記。十二日庚寅、大風、廬舍を壞る玉海・山槐記・百錬鈔・一代要記・帝王編年記。閏月六日甲寅、月、建星を犯す。七日乙卯、法皇・建春門院、熊野より至る○幸日闕けたり。九日丁巳、太白、心の大星を犯す。冬十月八日乙酉、幣を七社に奉りて、安樂寺に鉾を獲たることを告ぐ。十一日戊子、法皇、福原に幸す。十五日壬辰、法皇、福原より至る。十一月二十五日壬申、使を宇佐に遣はす玉海。二十八日乙亥、大納言藤原師長を以て内大臣となす玉海・公卿補任。十二月二十四日辛丑、地震ふ玉海。是の歲、春より夏に渉りて、疱瘡流行せり百錬鈔及び玉海の改元の詔文を參取す。

二年丙申、春正月三日己酉、法皇に法住寺殿に覲ゆ。六日壬子、月、鎭星を犯す。七日癸丑、月、畢を犯す。二月十一日丁亥、三條殿に如きて、慶壽の禮を試み、十八日甲午、閑院に還る玉海。是の月、盜、大極殿に入る、捕へて之を殺す顯廣王記。三月丙午の朔、日、之を食することあり玉海・顯廣王記。法勝寺の塔に震して、二男子、震死す玉海・百錬鈔。四日己酉、法住寺殿に詣りて、法皇の壽五十を慶し、六日辛亥、宮に還る玉海・顯廣王記・百錬鈔。九日甲寅、法皇・建春門院、有馬溫泉に幸す玉海・顯廣王記・百錬鈔○本書に、還宮の日闕けたり。按ずるに、帝王編年記・皇帝紀鈔に、並に四月二十七日に係けたるは誤なり。十九日甲子、上西門院藏人平盛方、中務少輔藤原爲綱を殺せるに坐して、佐渡に流さる。夏四月二日丁丑、法皇、法住寺の佛堂を慶するを以て、輕繫を免ず百錬鈔。

八日癸未、地大に震ふ。十九日甲午、法住寺殿に如きて、方忌を避く（玉海・吉記。法住寺殿は、吉記に據る。）二十七日壬寅、法皇、延曆寺に幸し（玉海・吉記・百錬鈔・帝王編年記・皇帝紀鈔。）戒を受けて留ること四日（玉海・吉記。）五月十二日丙辰、幣を二十二社に奉りて、國家の平安を祈る。二十七日辛未、法住寺殿に如き、二十八日壬申、宮に還る。癸酉の晦、仁王會を修して、地震・癘疫を禳ふ（吉記。）六月四日丁丑、雨を丹生・貴布禰に祈る（顯廣王記。）十二日乙酉、高松院崩ず（玉海・一代要記・歷代皇紀・皇帝紀鈔・帝王編年記〇吉記・顯廣王記・百錬鈔・女院小傳に、十三日となし、東寺長者補任には、十四日。）十八日辛卯、建春門院病めるを以て、天下に大赦す（玉海・吉記・顯廣王記・百錬鈔。）詔に曰く、肆眚は、延齡の嘉謨にして、三呼を中岳に徧くし、宥刑は、除病の祕術にして、十全に上池に伴ふ。母儀仙院、旬日以來、枕席寧きこと靡く、碧洞の裏、霧露の氣未だ晴れず、青帳の前、金玉の質豫まず。護持を大雄に仰ぐと雖も、冥助の及ぶこと遲く、救療を扁鵲に訪ふと雖も、效驗呈れ難し。宜しく此の雷雨の解を作し、以て彼の松柏の齡を獻ずべし。天下に大赦すべし。常赦の免さゞる所の者も、咸く之を赦除せよ。但伊勢大神宮の訴に觸れたる者は、赦の限に在らず。抑、太陽の照らす、何ぞ窪隆を嫌はん。滂沛の霑す、豈に林薄を分たん。仍て須らく未だ解由を得ざる者は、僧俗を論ぜず、同じく以て原免すべし。庶はくは、上天の至孝に感ずるに依りて、翌日を待たずして忽ち瘳ゆるを得んことを須たんと（吉記。）是の日、高松院を葬るに、（玉海・吉記〇顯廣王記に、十九日となせり。）二十三日丙申、暴風あり（玉海・百錬鈔。）二十八日辛丑、一千僧をして經を法勝寺に讀ましめて、建春門院の病を禱ふ（玉海・顯廣王記。）秋七月八日辛亥、建春門院崩ず（玉海・顯廣王記・百錬鈔・皇帝紀鈔・後宮略傳〇長門本平家物語

に、七日となせり。十日癸丑、建春門院を葬る玉海・顯廣王記。十七日庚申、上皇崩ず玉海・顯廣王記・百錬鈔・一代要記・歴代皇紀・皇帝紀鈔。二十二日乙丑、六條天皇を葬る帝王編年記・皇代紀〇按ずるに、一代要記・歴代皇紀に、即日葬るとなし、帝王編年記に、或は二十日葬るとなせり。未だ孰か是なるを知らず。八月二十七日己亥、太白、右執法を犯す。九月八日庚戌、月、牽牛の中央星を犯す玉海。十三日乙卯、法皇、四天王寺に幸して、留ること七日顯廣王記・百錬鈔。十九日辛酉、九條院崩ず玉海・百錬鈔・東寺長者補任〇顯廣王記に、十八日となし、一代要記・女院小傳には、七月八日、後宮略傳には、八月二十八日。諸書、葬闕けたり。月、東井を犯す。冬十月、熒惑、太微の上將を犯し、又右執法を犯す玉海〇按ずるに、本書に、上將を犯すを五日となし、又六日となし、右執法を犯すを二十三日となし、又二十五日となせり。故に日せず。十一月三日甲辰、法皇、笠置寺に幸して玉海・一代要記。留ること三日玉海。八日己酉、右馬寮廳の廐火く百錬鈔。十日辛亥、熒惑、左執法を犯す。十二月辛丑の晦、前兵衞尉源義經、延暦寺の僧を殺せるに坐して、佐渡に流さる玉海。是の歲、貴賤、夭死すること多かりき歴代皇紀。

治承元年丁酉、春正月、諒闇なるを以て廢朝す玉海。二十四日乙丑、内大臣藤原師長、左近衞大將を罷め玉海・公卿補任・一代要記。右近衞大將平重盛、左近衞大將に轉じ、權中納言平宗盛、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・一代要記。庚午の晦、朱雀院の鎭守石の神社火く百錬鈔。二月十九日己丑、天皇、疱瘡を患ふ玉海。二十四日甲午、幣を伊勢以下九社に奉りて、之を禱ふ玉海・顯廣王記。是の月、熒惑、太微に入り玉海。疱瘡流行す百錬鈔。三月五日乙巳、内大臣藤原師長を以て太政大臣となし、大納言平重盛を内大臣となす玉海・顯廣王記・公卿補任・一代要記。十四日庚申、法皇、福原に幸す。十七日丁巳、天皇、疾瘳ゆ玉海。十八日戊午、法

皇、一千僧を福原に供養すること三日玉海・顯廣王記。建春門院の冥福を資く。二十一日辛酉、熒惑、左執法を犯す。法皇、福原より至る〇顯廣王記に、二十二日に係けたり。二十五日乙丑、熒惑、右執法を犯す玉海。二十七日丁卯、皇嘉門院の九條宮火く玉海・百錬鈔。是より先、白山の僧徒、神輿を奉じて延暦寺に至り、加賀目代藤原師經が涌泉寺を燒きたるを訴ふ。法皇、座主に諭して之を止むれども、僧徒、命を奉せず、又加賀守藤原師高及び師經を罪せんことを請ふ源平盛衰記・平家物語〇按ずるに、涌泉は、見行本平家物語に、鵜川に作り、長門本に、温泉に作れり。蓋し一音の轉のみ。今、盛衰記に從ふ。乙巳の晦、師經を備後に流す玉海〇百錬鈔に、二十八日となせり。二 夏四月六日乙亥、皇嘉門院の居る所の冷泉高倉第火く百錬鈔。八日丁丑、法皇、七條殿の佛堂を慶するを以て、輕繋を釋す玉海・百錬鈔。十二日辛巳、軒廊倒る顯廣王記・仲資王記。十三日壬午、延暦寺の僧徒、日吉・白山の神輿を奉じて闕を犯し、又師高を流さんことを請ふ。廷議、内大臣平重盛・兵庫頭源頼政に命じて、之を禦がしむ。僧徒、神輿を陽明門に棄てゝ去る。勅して、神輿を祇園に安ず源平盛衰記。十四日癸未、都下、諠言すらく、僧徒又起ると。民庶、騒擾す玉海・源平盛衰記。天皇、腰輿に駕して法住寺殿に如きて、之を避け玉海・顯廣王記・源平盛衰記。十五日甲申、車駕、宮に還る玉海・百錬鈔。十八日丁亥、飇風、神泉苑に起り、三條大宮の人家、多く倒る顯廣王記・百錬鈔。二十日己丑、加賀守藤原師高を尾張に流し、神輿を射たるもの六人を獄に下す玉海・仲資王記・百錬鈔・源平盛衰記。二十八日丁酉、京師火け、延きて、大内・大極殿・八省院・會昌門・應天門・朱雀門・神祇官・民部省・主計寮・主税寮・式部省・眞言院・主水司・大膳職・大學寮・勸學院に及びて玉海・仲資王記〇長門本平家物語に、二十四日となせるは誤なり。百錬鈔・源平盛衰記・長門本平家物語に、宮省

官舍各異同あり。故に取らず。邸第坊市、二萬餘家を燒き一代要記。燒死するもの數千方丈記。天皇、腰輿に駕し、閑院より權大納言藤原邦綱が正親町第に徙りて、之を避け、二十九日戊戌、閑院に還る玉海・百鍊鈔。己亥の晦、夜、盜、假太政官中廳に入りて、火を放ち玉海・吉記・顯廣王記・仲資王記・百鍊鈔。資財を掠め、宿衞の士を傷く玉海・顯廣王記。五月五日甲辰、大內の火けたること及び穢の限を軒廊に卜ふ玉海。六日乙巳、中院火く玉海・百鍊鈔。十二日辛亥、延曆寺の僧徒、座主明雲が將に流に處せられんとするを聞きて、群起して擾亂し、宮城、戒嚴す顯廣王記。二十一日庚申、明雲を伊豆に流す玉海・顯廣王記・仲資王記・百鍊鈔・源平盛衰記・平家物語○皇帝紀鈔に、五日に係けたり。二十三日壬戌、明雲、粟津に至るとき、僧徒、之を奪ひて還る玉海・顯廣王記・百鍊鈔・源平盛衰記○一代要記・歷代皇紀、並に二十二日となせり。六月己巳の朔、平清盛、前左衞門尉藤原師光を殺す玉海・百鍊鈔・皇帝紀鈔。二日庚午、平清盛、權大納言藤原成親を備前に流す玉海・百鍊鈔・源平盛衰記・平家物語。五日癸酉、內大臣平重盛、左近衞大將を罷む玉海・公卿補任○一代要記には、六日。十二日庚辰、八條殿に如く玉海・顯廣王記・百鍊鈔。十五日癸未、幣を伊勢以下十社に奉りて、大極殿の火けたることを告ぐ。二十二日庚寅、日、薄く蝕す顯廣王記。二十六日甲午、閑院に還る百鍊鈔。是の月、平清盛、右近衞少將藤原成親・檢非違使平康賴・法勝寺執行俊寬を鬼界島に、及び其の黨蓮淨を佐渡に、山城守中原基兼を伯耆に、式部大輔章綱を播磨に○章綱、姓闕けたり。檢非違使惟宗信房を阿房に、平佐行を美作に流し平家物語○源平盛衰記・諸本平家物語、並に異同あり。故に取らず。藤原師高・右衞門尉藤原師親・左兵衞尉藤原師行を殺す百鍊鈔・源平盛衰記。秋七月五日壬寅、宸筆八講を閑院に修して百鍊鈔・一代要記。建春門院の冥福を薦む顯廣王記。九日

丙午、平清盛、藤原成親を殺す顯廣王記・百錬鈔○公卿補任に、十三日となし、平家物語には、十九日。 二十九日丙寅、諡を讃岐院に奉りて崇德天皇と曰ひ玉海・顯廣王記・百錬鈔・源平盛衰記。 國忌を置き顯廣王記○保曆間記に、八月三日となせり。 故左大臣藤原賴長に太政大臣正一位を贈る玉海・顯廣王記・百錬鈔○長門本平家物語に、三日となし、源平盛衰記には、八月三日。 八月四日辛未、改元す玉海・愚昧記・顯廣王記・仲資王記・百錬鈔。○歷代皇紀に、九日となせるは誤なり。 詔に曰く、朕、昧菲を以て嗣ぎて乾符を握る。俗を馭するに道疎くして、遙に三五の歩驟を隔つ。世を經むるに慮淺くして、未だ寰海の肅淸を致さず。爰に楡蹕の變眚に示し、梓愼の奏寔に繁し。況や、鐘、呂律に中ることを去り、大極殿に火ありて、百辟朝亨の舊基、灰燼空しく積み、一人夕惕の凝念、丹府無聊なり。政李の訛れるや、上祖宗の靈に懼れ、德華の薄き、下民庶の聽に愧づ。毎に其の治を顧みて、懷に惻隱す。方今、式て帝載に考へ、旁く皇猷を訪ひ、咎徵に依りて以て元を建て、厄會に驚きて以て故を革む。是皆己に克ちて禮に復り、物と更始するの義なり。其安元三年を改めて治承元年となし、天下に大赦す。但常赦の免さゞる所の者は、此の限に在らず。承安二年より以往の調庸未進の民の身に在るものは、之を免除し、穀を賜ひ物を給ふこと、一に舊典に準せよ。 庶はくは、蒼蠅市に告ぐるの聲に先ち、將に彩鳳閣に巣ふの翅を來さんとすと玉海。 十日丁丑、大學寮未だ成らざるを以て、官廳に釋奠す玉海・百錬鈔。 十四日辛巳、閑院を修むるを以て、八條院に徙御す玉海。 二十二日己丑、法皇、八講を成勝寺に修して、崇德天皇の冥福を資く玉海・百錬鈔。 是の月、熒惑、房を犯す玉海。 九月丁酉の朔、日、食に當れども、陰雲ありて見えず玉海・愚昧記。 十日丙午、天變・怪

巽を以て、權大納言藤原實房を遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしめ、金銀幣・神寶を諸社に奉る（伊勢公卿勅使例。）十三日己酉、法皇、熊野に幸す（顯廣王記・仲資王記。）二十六日壬戌、方忌を權大納言藤原邦綱が土御門第に避く（庭槐鈔。）冬十月三日己巳、晴を丹生・貴布禰に祈る（顯廣王記。）五日辛未、石清水宮に謁す（玉海・愚昧記・顯廣王記・仲資王記・鳩嶺年代記。）六日壬申、石清水より土御門第に還幸す（玉海・愚昧記・顯廣王記。）七日癸酉、法皇、熊野より至る（仲資王記。）八日甲戌、大極殿を經始し（玉海。）車駕、八條院に還る（玉海・愚昧記。）十四日庚辰、賀茂社に謁す（玉海・愚昧記・顯廣王記・仲資王記。）二十七日癸巳、地大に震ふ（玉海・愚昧記・顯廣王記・百錬鈔○一代要記に、十一月七日となせり。）二十八日甲午、功子内親王を卜定して齋宮となす（愚昧記・顯廣王記・帝王編年記○玉海に、二十七日に係け、一代要記に、明年の事となせるは誤なり。）十一月七日壬寅、地震を軒廊に卜ふ（玉海。）十二日丁未、八條院より閑院に還御す（玉海・顯廣王記・百錬鈔。）二十四日乙未、地震ふを以て、幣を伊勢以下九社に奉る（玉海・顯廣王記。）十二月十七日壬午、車駕、法皇に從ひ蓮華王院に幸して、五層塔を慶し（玉海・顯廣王記・皇帝紀鈔○百錬鈔に、十四日となせり。）非常赦す（玉海。）二十四日己丑、彗星、東南に見る（玉海・山槐記・百錬鈔。）

二十七日壬辰、大納言藤原實定、左近衞大將を兼ぬ（玉海・顯廣王記・公卿補任。）

二年戊戌、春正月四日己亥、法皇に、法住寺殿に覲ゆ（玉海・山槐記・顯廣王記。）七日壬寅、彗星、東南に見る（山槐記・百錬鈔○長門本平家物語に、東方に作れり。）十八日癸丑、孔雀經法を閑院に修して、彗星を禳ふ（醍醐雜鈔・東寺長者補任○孔雀經御修法記に、十六日となせり。）

三月五日己亥、法皇、熊野に幸す（玉海。）二十二日丙辰、春日社に行幸し（○一代要記に、七日に係けたり。）二十三日丁巳、宮に還る（玉海・庭槐鈔。）二十八日壬戌、法皇、熊野より至る（玉海。）夏四月癸巳の晦、法住寺殿に如

きて、方忌を避く庭槐鈔。六月十二日乙亥、土御門第に行幸して、祇園の神輿を避く。星ありて、晝隕つ山槐記。十七日庚辰、清涼殿に御して、侍臣を宴し、詩を賦せしむ山槐記・顯廣王記・百錬鈔・古今著聞集。中宮、身めることあるを以て、幣を嚴島社に奉る山槐記。二十三日丙戌、將軍塚、鳴ること鼓の如し山槐記・顯廣王記。二十七日庚寅、範子内親王を卜定して齋院となす山槐記・顯廣王記・女院小傳。閏月十一日癸卯、三條殿に如く山槐記・庭槐鈔・顯廣王記。二十一日癸丑、雨を丹生・貴布禰に祈る顯廣王記。二十七日己未、閑院に還る山槐記・庭槐鈔。秋七月、大赦す長門本平家物語。三日甲子、流人藤原成經、平康賴を召し還す長門本平家物語・源平盛衰記。八月十日辛丑、法皇、四天王寺に幸す顯廣王記○還宮の日闕けたり。二十四日乙卯、權大納言藤原邦綱を遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ顯廣王記・伊勢公卿敕使例。九月三日癸亥、熒惑、太微の上將を犯し、十六日丙子、右執法を犯す醍醐雜鈔。二十日庚辰、孔雀經法を閑院に修して、之を禳ふ孔雀經御修法記・醍醐雜鈔。是より先、延暦寺、堂衆の羣盜を聚めて學生と戰ひ、學生屢敗れたれば、之を討たんことを奏請す。冬十月四日甲午、法皇、平清盛に命じて、兵を遣はし學生を援けて堂衆を討たしめたるに、利あらず源平盛衰記。八日戊申、天變を以て、輕繫を免じ、流人多多良盛保等を召し還す。二十一日辛亥、法住寺殿に如き玉海○顯廣王記に曰く、六波羅殿に行幸して方忌を避くと。未だ孰か是なるを知らず。二十三日癸丑、宮に還る玉海・顯廣王記。十一月十二日辛未、中宮の產に臨めるを以て、輕囚を免ず玉海・山槐記。十三日壬申、月、畢の大星を掩ふ。十六日乙亥、太白、哭星を犯す。十八日丁丑、月、軒轅の右角星を掩犯す。二十一日庚辰、月、太微の右執法を犯す。二十九日戊子、熒惑、亢を犯す。

十二月三日壬辰、塡星、五車の卿星を犯す玉海。八日丁酉、皇子言仁を以て親王となす玉海・愚昧記・顯廣王記〇百錬鈔に、七日に係けたり。十五日甲辰、言仁親王を立て丶皇太子となし玉海・愚昧記・百錬鈔〇顯廣王記に、知仁に作れるは誤なり。左大臣藤原經宗を以て傅となす玉海・公卿補任。二十日己酉、法住寺殿に如きて、方忌を避け、二十一日庚戌、宮に還る玉海。是の歲、京師に盜多かりき顯廣王記。

三年己亥、春正月二日辛酉、法皇に法住寺殿に覲ゆ玉海・山槐記。二十三日壬午、法住寺殿に如きて、方忌を避け山槐記。二十六日乙酉、宮に還る玉海・山槐記・庭槐鈔。二月五日癸丑、法皇、熊野に幸す山槐記。二十六日甲寅、權大納言兼右近衞大將平宗盛罷む玉海・公卿補任。三月己未の朔、法皇、熊野より至る玉海。二日庚申、夜、光怪あり、飛びて京師を過ぎ玉海・百錬鈔。多武峯墓鳴動す山槐記。五日癸亥、方忌を七條殿に避け、七日乙丑、宮に還る玉海・山槐記・庭槐鈔。十一日己巳、內大臣平重盛罷む玉海・山槐記・公卿補任。十三日辛未、幣を奉りて、晴を祈る玉海。十五日癸酉、平野社に行幸す玉海・山槐記・庭槐鈔。二十二日庚辰、七條殿に如きて、方忌を避く夕拜至要鈔。二十六日甲申、幣を嚴島社に奉りて、中宮の平產に賽す玉海・山槐記。齋院卜定所火く玉海・山槐記・百錬鈔。二十七日乙酉、之を軒廊に卜ふ玉海・山槐記。夏四月三日辛卯、卜定所の火けたるを以て、幣を賀茂に奉る玉海。十七日乙巳、法住寺殿に如きて、方忌を避く玉海・山槐記。五月三日庚申、前左衞門尉源忠淸、弟を殺せるに坐して、佐渡に流さる。十四日辛未、祇園の僧、淸水寺の僧と鬪ひて、八坂の塔を燒く〇一代要記に、四月十四日となせり。二十五日壬午、一千僧をして經を法勝寺に讀ましむ玉海

山槐記・百錬鈔。二十八日乙酉、七條殿に如きて、方忌を避く。六月十二日己亥、土御門第に行幸して、祇園の神輿を避く（玉海・山槐記・庭槐鈔。）十四日辛丑、飈風、廬舍を壞る（源平盛衰記・長門本平家物語○見行本平家物語に、五月十二日となせり。）二十八日乙卯、車駕、宮に還る（玉海。）秋七月六日壬戌、法住寺殿に如きて、方忌を避く（庭槐鈔。）七日癸丑、晝晦くして、將軍塚鳴動す。是の夜、地大に震ふ（源平盛衰記。）二十五日辛巳、敕して、兵を遣はして、延暦寺の堂衆の山谷に據れる者を討たしむ。其の逃れて京師に入れる者は、檢非違使をして搜索せしめ、諸國に竄れたる者は、宰吏をして之を捕へしむ。乙酉の晦、前內大臣平重盛薨ず（玉海○按ずるに、公卿補任・百錬鈔・一代要記・帝王編年記・平家物語・源平盛衰記、共に八月朔となせり。蓋し諸書は、薨奏の日を書せり。而して、本書は、其の實を得たり。故に之に從ふ。）是の月、癘疫流行す（百錬鈔。）八月二十三日戊申、雨水あり（玉海。）二十七日壬子、石清水宮に謁す（玉海・庭槐鈔・鳩嶺年代記。）乙卯の晦、新制三十二條を下す（玉海・百錬鈔。）法皇、逆め冥福を修するを以て、輕繫を原す（百錬鈔。）九月五日庚申、賀茂社に謁す（玉海・百錬鈔。）十日乙丑、法皇・上西門院・八條院、四天王寺に幸し、二十一日丙子、三院、宮に還る。二十二日丁丑、權大納言藤原實國を遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ（玉海○伊勢公卿敕使例に、十二日に作れり。）冬十月五日丁亥、參議平敎盛に敕して、兵を遣はして堂衆を討たしめたるに、堂衆、走りて橫川を保つ（山槐記・百錬鈔。）十一日乙未、法住寺殿に如きて、方忌を避け、十二日丙申、宮に還る（玉海・山槐記。）二十五日己酉、藏人頭平經房を延暦寺に遣はして、堂衆に宣諭して、學生と講和せしむ（山槐記。）十一月二日丙辰、堂衆、西塔の房舍を焚く（山槐記・百錬鈔。）五日己未、諸社・諸寺に令して、僧徒の鬪亂を靖めんことを祈らしめ（百錬鈔。）

七日辛酉、幣を七社に奉りて、之を祈る玉海・百錬鈔。是の夜、地大に震ふ玉海・百錬鈔・山槐記・源平盛衰記・平家物語。十五日己巳、平清盛、關白基房を罷め、右近衛中將藤原基通を以て內大臣關白となす玉海〇山槐記に、十六日に係け、公卿補任に、基通を以て關白となすことは、十七日に係けたり。十七日辛未、清盛、太政大臣師長・權大納言源資賢以下北面に至るまで、法皇に親近せるもの三十九人の官職を奪ふ玉海・百錬鈔・皇帝紀鈔〇保暦間記・源平盛衰記に、四十二人に作れり。平家物語には、四十三人、山槐記には、四十人の姓名を載せたり。十八日壬申、清盛、前關白基房を貶して太宰權師となし玉海・山槐記・百錬鈔。前太政大臣師長を尾張に公卿補任〇本書に、十七日に係けたり。源資賢を丹波に流す山槐記。二十日甲戌、清盛、法皇を鳥羽殿に幽す玉海・山槐記・愚管鈔・百錬鈔・源平盛衰記〇歷代皇紀・帝王編年記に、十八日となせり。權中納言藤原良通、右近衛大將を兼ぬ玉海・公卿補任。是の月、五條河原に棄兒あり、手足各四山槐記。

四年庚子、春正月十日癸亥、前權大納言藤原邦綱が五條東洞院第に徙御す。中宮・皇太子、焉に從ふ玉海・山槐記・百錬鈔。二月五日丁亥、不豫玉海・山槐記。七日己丑、內侍所の鈴、故なくして墜つ山槐記。十六日戊戌、車駕、閑院に還り玉海・山槐記。中宮・皇太子は、留る山槐記。二十一日癸卯、天皇、位を皇太子に讓る玉海・山槐記・吉記・百錬鈔・愚管鈔。尊號を上りて太上天皇と曰ひ玉海・山槐記。新院と稱す玉海・山槐記・源平盛衰記。清盛が跋扈、法皇の幽閉より、皇威振はず、朝野、多事なり。上皇、常に之を憂へ、久しく位を遜らんと欲す。嘗て書を法皇に奉りて、竊に其を意を道へり。法皇、慰諭して懇に止めたれども、是に至りて遂に內禪す源平盛衰記。三月、正親町第に徙御す玉海・山槐記。上皇、清盛が意を悅ばしめ、以て法皇

の爲に難を紓くせんと欲す。以謂らく、清盛、嚴島神を崇信せり。若し車駕臨幸せば、則ち清盛當に歡喜すべしと。是に至りて、將に嚴島に幸せんとし、旨を清盛に諭せば、清盛、果して大に悅べり 平家物語・源平盛衰記。 園城寺の僧徒、之を聞き、延暦寺・興福寺の僧徒と、議して曰く、讓位の後は、先石清水・賀茂或は熊野・日吉に幸するを、今嚴島に幸するは何ぞやと 源平盛衰記・平家物語。園城寺・延暦寺・興福寺は、長門本平家物語に據る。京に入りて兩皇を挾み去らんと欲す。京師、騷擾す 玉海・山槐記。 清盛、使を遣はして、之を諭す 平家物語。其の夜、清盛が西八條第に幸し、鳥羽殿に過りて、法皇に覲え、相見て悲泣し、遂に嚴島に幸す 源平盛衰記・平家物語。 四月、清盛が福原第に至り 源通親嚴島御幸記・源平盛衰記・平家物語。 八條坊門の櫛笥第に還御す 山槐記。 六月、清盛、都を福原に遷す 玉海・百錬鈔・源平盛衰記・平家物語。 上皇、悒々として樂まず 平家物語。 七月、不豫、勅すらく、天下の事務、一切上聞すること勿れと 百錬鈔。 九月、又嚴島に幸す 玉海・百錬鈔・長門本平家物語。 清盛及び子宗盛等、駕に從ひ、上皇に迫りて誓書を作らしむ 源平盛衰記・長門本平家物語。 十一月、京師に還りて、權中納言平賴盛が六波羅第に御す 山槐記・平家物語。 法皇、幽せられてより、積憂、疾を成し、平氏の東大寺・興福寺を燒けるを聞くに及び、驚嘆して遂に大漸に至れり 源平盛衰記・平家物語を參取す。 養和元年正月十四日、上皇、六波羅第に崩ず。年二十一。東山の清閑寺に火葬し、高倉院と稱す 百錬鈔・一代要記・帝王編年記・皇帝紀鈔・源平盛衰記・平家物語。 帝、賢明にして仁孝 源平盛衰記・平家物語・神皇正統記を參取す。 慍色に形れず 源通親が高倉院升遐記。 建春門院崩じて、悲慕特に甚しく、寢膳を廢するに至れり 玉海・源平盛衰記。 服を除くに當りて、侍臣藤原泰通、御衣を進むれども、帝、服を釋くに忍びず、

絃然として涙下れり。泰通、亦悲みて自ら勝へず。左右の近侍、能く仰ぎ視るものなかりき。（源平盛衰記・長門本平家物語。）初め學を清原頼業に受け、才藻英發せり。（禁秘鈔。）治承中、侍臣を清涼殿に宴して、帝、詩を賦したるに、世、傳へて焉を稱せり。（古今著聞集。）兼て音樂を善くす。（神皇正統記。）笛を藤原實國に學び（長門本平家物語・禁秘鈔。）特に其の妙に造れり。（玉海。）帝、幼なかりし時、紅樹を獻ずるものあり。帝、極て之を愛し、藤原信成に命じて之を守らしめたりしが、一日、仕丁、信成が在らざるに乘じ、枝を斫りて薪となし、以て酒を煖めたり。信成、歸りて見て大に驚き、仕丁を縛せり。會〻帝、信成をして其の樹を上らしむ。信成、具に其の狀を奏し、叩頭して罪を請へり。帝、從容として曰く、唐詩に云へることあり。林間煖レ酒燒ニ紅葉一と、誰か仕丁に敎へて此の風流を作さしめたると、復問ふ所なかりき。（源平盛衰記。）帝、嘗て方忌を避けて、夜、女子の哭聲を聞き、人をして之を問はしめたるに、曰く、妾は、女官某氏に事ふ。某氏、素より貧にして一衣を營むこと極て艱し。今新に朝服を製せんとして、妾、今途に在りて、盜の爲に劫奪せられたり。再び之を製せんと欲すとも、某氏の力辦ずること能はじ。妾、辭の以て反命することなし。是を以て泣くのみと。其の人、還りて報ず。帝、惻然として曰く、朕、之を聞けり、堯の民は、堯の心を以て心となせりと。今、朕が不德、人をして姦盜を作さしむ。是朕が恥なりと。乃ち女子を召して、其の色樣を問ひ、中宮の御衣を賜ひて之を遣りぬ。其の寛惠なること、此の如くなりき（源平盛衰記・平家物語○長門本平家物語に、堀河帝の事となせり。）崩ずるに及び、朝野、哀惜せざるは莫し。法皇、歎じて曰く、帝をして久しく大位に在

らしめば、則ち延喜・天暦の治、以て復見るべかりけんを、遽然として早世し給ひしは、特朕が不幸なるのみにあらず、國家の衰弊なり。百姓、何にか憑らんと長門本平家物語。

譯文大日本史卷の五十二終

譯文大日本史卷の五十三

本紀第五十三

安德天皇

安德天皇、諱は言仁、高倉帝の第一子なり。母は建禮門院愚昧記・神皇正統紀・愚管鈔・百錬鈔・歷代皇紀。治承二年十一月十二日辛未、內大臣平重盛が六波羅第に生れ玉海・山槐記・歷代皇紀。重盛が第は、歷代皇紀に據る〇愚昧記に、二十七日に係けたり。十二月、親王となり、立ちて皇太子となる玉海・愚昧記・百錬鈔。皇代記・歷代皇紀・帝王編年記・一代要記。四年正月、袴を著る玉海・歷代皇紀。二月二十一日癸卯、皇太子、前權大納言藤原邦綱が五條東洞院第に受禪す玉海・山槐記。犬ありて、晝御座の茵を嚙み、鳩、夜御殿の御帳に入る源平盛衰記・長門本平家物語〇山槐記に、三月十四日となせり。關白內大臣基通を以て攝政せしめ、左大臣藤原經宗・右大臣藤原兼實・大納言兼左近衞大將藤原實定・權中納言兼右近衞大將藤原良通、並に故の如し公卿補任。二十七日己酉、高倉帝を尊びて太上天皇と曰ふ。詔に曰く、朕、童稚を以て、辱なく皇基を纂ぐ。叡託を承けて以て玉鏡を傳へ、春冰の薄に臨むに似たり。幼冲に在りて以て龍圖を撫し、覂駕の危を馭するが如し。太上天皇、澤四海に覃く、化八埏に被り、聖智を胸襟の底に研き、帝典を掌握の中に鑒みる。爰に撝謙撓むことなく、明德を禁闈の月に謝し、遜讓惟深く、浮遊に汾水の波に伴ふ。大なるかな哲后、功成りて身退くといへり。抑禮に彝則あり、國に舊章あり、列代の

照らす所、以て率由すべし。謹みて尊號を上りて太上天皇となすと山槐記。三月十六日戊辰、賀茂上社及び海橋立池に、蝦蟇、蛇と鬭ひ、噉みて蛇を殺せり百錬鈔。十九日辛未、上皇、嚴島に幸す玉海・山槐記・百錬鈔○源平盛衰記に、十七日となせり。夏四月九日辛卯、東洞院第より大內に徙御す玉海・山槐記・明月記・吉記・百錬鈔。是の日、上皇、嚴島より還る玉海・山槐記○源平盛衰記に、七日となせり。二十二日甲辰、天皇、位に紫宸殿に即く。時に年三歳玉海・山槐記・明月記・百錬鈔・天祚禮祀職掌錄。是の日、宮人、暴に高御廚子の後に死す源平盛衰記・長門本平家物語。辛亥の晦、飃風、廬舍を壞り、雷なりて雹を雨らす玉海・明月記・百錬鈔。五月十四日乙丑、伊勢・賀茂・平野の怪異及び飃風を軒廊に卜ふ山槐記。平清盛、法皇に請ひて、八條烏丸第に徙らしむ玉海・山槐記・百錬鈔・平家物語・源平盛衰記○平家物語に、十三日に係けたり。十五日丙寅、是より先、前兵庫頭源頼政、以仁王を奉じて兵を起し、清盛を討たんとし、令旨を諸國に下せり源平盛衰記・平家物語。是の日、朝議、以仁王を土佐に流さんとし、檢非違使源兼綱・源光長を遣はして、以仁王の高倉邸を圍ましむ。以仁王、園城寺に奔り、右兵衛尉長谷部信連を虜にす玉海・山槐記・百錬鈔・平家物語・東鑑を參取す。十八日己巳、園城寺の僧徒、延曆寺・興福寺に牒して、援を請ふ平家物語○源平盛衰記に、興福寺に牒するを以て、二十日に係け、延曆寺を、二十一日に係けたり。二十二日癸酉、源頼政、自ら其の家を火き、兵を率ゐて園城寺に據る山槐記・明月記・百錬鈔○東鑑に、十九日に係け、歷代皇紀には、二十日。天皇、清盛が八條坊門第に徙御す山槐記・明月記・百錬鈔。二十三日甲戌、源頼政、火を法皇の山科宮に縱ち山槐記・百錬鈔。興福寺の僧徒、園城寺に應ず源平盛衰記○平家物語に、二十一日となせり。二十五日丙子、清盛が請を以て、院宣を延曆寺に下して、園城寺を援けざらしむ源平盛衰記・長門本平家物語。二十六日丁丑、以仁王・源頼政、奈良

に奔る玉海・明月記・山槐記・百錬鈔○平家物語に、二十三日となし、源平盛衰記には、二十五日。藏人頭平重衡・右近衛權少將平維盛等を遣はして、二萬餘騎を將ゐて之を追撃せしめ玉海・山槐記。兵數は、東鑑・源平盛衰記に據る○東鑑に、知盛・維盛等となし、源平盛衰記に、知盛・重衡・通盛・忠度・行盛・清房となせり。宇治河に戰ふ。以仁王・源頼政、敗死す玉海・山槐記・東鑑・百錬鈔・源平盛衰記。二十七日戊寅、百座仁王會を太政官廳に修す玉海。辛巳の晦、戰功を賞して、敍任すること差あり玉海・山槐記・百錬鈔。六月二日癸未、淸盛、奏して、都を攝津の福原に遷す玉海・平家物語。三日甲申、車駕、福原に至り、權中納言平頼盛が第を以て宮となし、法皇は、參議平敎盛が第に御し、上皇は、淸盛が別第に御す。四日乙酉、天皇、淸盛が別第に徙御し、上皇、平頼盛が第に徙る玉海。九日庚寅、將に宮殿を營まんとするを以て、大納言藤原實定・參議源通親等を輪田に遣はして、地を相せしむ百錬鈔・源平盛衰記・平家物語。二十日辛丑、園城寺の莊園を收め、圓惠法親王の天王寺檢校を罷め、僧綱等の見任を解く玉海・百錬鈔○長門本平家物語に、二十一日に係け、保暦間記には、八月二十一日。二十一日壬寅、雙頭の蓮ありて、法勝寺の池に生ず山槐記・百錬鈔。二十三日甲辰、前權大納言藤原邦綱をして、周防に課して宮城を福原に營ましむ源平盛衰記・長門本平家物語○見行本平家物語に、九日となし、伊藤本・八坂本平家物語には、並に二十一日。秋七月八日戊午、流人源資賢及び子資時・信賢・孫雅賢、高階經仲・平親宗を召し還す玉海。山槐記・公卿補任を參取す○源平盛衰記に曰く、治承四年、前太政大臣師長を召し還すと。疑ふらくは、此の時ならん。然れども、月日あらず。平家物語に曰く、養和元年七月十四日、師長・資賢を召し還すと。今、考ふる所なし。姑く此に附す。十九日己巳、流星ありて、光炬火の如し百錬鈔。二十一日辛未、使を諸山陵に遣はして、即位を告げしむ山槐記。二十二日壬申、大織冠の像破裂す多武峰略記。二十五日乙亥、雨を十三社に祈る、八月六日丙戌、雨ふる。十七日丁酉百錬鈔○に、

十六日となせり。　興福寺僧綱の見任を解き、莊園を收む山槐記。　流人源頼朝、以仁王の令旨を奉して、兵を伊豆に起し、前檢非違使平兼隆等を殺す源平盛衰記・東鑑○按ずるに、盛衰記・平家物語に曰く、僧文覺、潛に院宣を齎らして頼朝に與ふと。神皇正統記に、亦曰く、頼朝、以仁王の令旨を奉ず、院も、亦密に之を諭して兵を起さしむと。然れども、玉海・東鑑に載せたる所の頼朝が上書に曰く、平家追討の詔を待たずと。愚管鈔に、亦曰く、文覺、人心を察し詔旨を矯む、實に之あるに非ずと。今取らず。　十八日戊戌、園城寺の僧徒の職任・莊園を復す山槐記・百錬鈔。　二十三日癸卯、大奉幣使を發す。　二十七日丁未、使を宇佐宮に遣はす山槐記。　相模人大庭景親、源頼朝と石橋山に戰ひて、之を敗る東鑑。　九月五日甲寅、右近衛權少將平維盛・薩摩守平忠度・參河守平知度等に敕して、兵五千餘騎を將ゐ、東海道・東山道の兵を發して、源頼朝を討たしむ玉海・山槐記○平家物語には、知度を載せず、五日を十八日に作りて、兵は三萬餘、源平盛衰記は、六日に係けて、兵は五萬餘。　七日丙辰、源義仲、以仁王の令旨を奉じ、兵を信濃に起して、頼朝に應ず東鑑。源平盛衰記を參取す。　二十一日庚午、上皇、嚴島に幸す玉海・百錬鈔。　冬十月六日乙酉、熊野前別當湛增、莊園を燒掠したるを以て、別當範智に敕して、之を執へしむ百錬鈔。範智は、仁和寺諸記鈔に據る。　上皇、嚴島より至る玉海・山槐記・源平盛衰記。　七日丙戌、流星ありて、福原の東北に隕つ山槐記・百錬鈔。　十三日壬辰、右近衛大將平宗盛が第に行幸して、方忌を避く山槐記。　二十日己亥、平維盛等、進みて富士川に軍す。　源頼朝、逆へて黃瀨川に至りしに、維盛等、戰はずして走れり玉海・平家物語・山槐記・東鑑を參取す○山槐記に、十九日となし、平家物語・源平盛衰記には、二十三日。　二十七日丙午、幣を諸社に奉りて、年穀を祈る山槐記。　戊申の晦、雷なりて雹を雨らす玉海・山槐記。　是の月、是より先、武田信義、兵を擧げて源頼朝に應じたり吉記。　駿河目代橘遠茂、兵三千を發して甲斐に赴かんとし、途に信義が兵と戰ひて敗死せり玉海・東鑑を

參取す。十一月五日癸丑、平維盛等、京師に還る玉海・歴代皇紀○山槐記に、六日に係け、百錬鈔には、三日、源平盛衰記には、十五日、平家物語には、八日。　近江以東の諸源、蠭起す歴代皇紀。　七日乙卯、東海・東山・北陸の三道に敕して、源頼朝を討たしむ吉記。　十一日己未、新都の宮成りて、徙御す玉海・百錬鈔・源平盛衰記○見行本平家物語に、十三日となし、長門本平家物語には、二十二日。　十八日丙寅、法を仁和寺に修して、上皇の不豫を禱ふ仁和寺諸記鈔。　二十三日辛未、清盛、奏して舊都に復し、車駕、福原を發して、藤原邦綱が宇治第に至り吉記・山槐記・百錬鈔。　二十四日壬申、邦綱が寺江第に至り玉海・山槐記・吉記。　二十五日癸酉、唐崎に至り吉記・山槐記。　二十六日甲戌、京師に入る。天皇、藤原邦綱が五條東洞院第に御し玉海・山槐記・百錬鈔・源平盛衰記・歴代皇紀。　法皇は、平重盛が六波羅の故第に御し、上皇は、平頼盛が第に御す玉海・山槐記・吉記・歴代皇紀○源平盛衰記に曰く、法皇、法住寺殿に御し、上皇、頼盛が第に御すと。平家物語に曰く、兩院、頼盛が第に御すと。　熊野・那智、地震ひて三日止まず山槐記。　戊寅の晦、仁王會を太政官廳に修して、亂の平がんことを禱る吉記・山槐記。　十二月二日庚辰、京師、戒嚴し山槐記・百錬鈔。　將士を分ち遣はして、東國の諸源を討たしむ。左兵衛督平知盛は近江よりし、右近衛權少將平資盛は伊賀よりし、伊勢守平清綱は伊勢よりす○源平盛衰記に、十一日に係け、長門本平家物語に、三日となし、清綱を清經に作れり。明月記に、清經・資盛・通盛・經正・忠度となし、而して、清綱を載せず。　知盛、前右兵衛尉山本義經・柏木義兼等と、近江に戰ひて、之を敗る玉海○東鑑に、朔に係けたるは誤なり。本書及び源平盛衰記に、十三日に作れり。東鑑の十日、義經等鎌倉に至るといふに據れば、則ち十三日に係けたるも亦誤なり。南都本平家物語に、三日に作り、長門本に、四日に作れり。未だ孰か是なるを知らず。姑く此に係く。　幣を伊勢以下十七社に奉りて、兵革を弭めんことを禱る○玉海に、十六社に作れり。　四日壬午、前關白基房を召し還す山槐記○源平盛衰記に、十一月二十三日となし、平家物語に、養和元年七月十四日となせり。　八日丙戌、法皇、平頼盛が第に徙御す山槐記・百錬鈔。

十一日己丑、延暦寺・園城寺の僧徒、義經に黨したるを以て、淡路守平清房等を遣はして、之を討たしむ玉海・百錬鈔。 十九日丁酉、孔雀經法を東寺に修して、上皇の不豫を祈る山槐記・孔雀經御修法記。 地震ふ玉海。 二十五日癸卯、藏人頭平重衡を遣はして、兵數千を將ゐて、興福寺・東大寺の僧徒を討たしむ玉海・山槐記・東鑑・百錬鈔○按ずるに、源平盛衰記に、三萬餘騎に作り、平家物語には、四萬餘騎。今、山槐記・東鑑に從ふ。 二十八日丙午、重衡、火を放ちて東大寺・興福寺を燒く玉海・山槐記・東鑑・源平盛衰記・平家物語・百錬鈔。

養和元年辛丑、春正月戊申の朔、兵革あり及び東大寺・興福寺の火けたるを以て、廢朝す百錬鈔・平家物語・源平盛衰記・園太暦貞和三年。 大和に敕して、興福寺の僧徒を捕へしむ。諸衞の官人以下、戎衣す園太暦貞和三年。 四日辛亥、東大寺・興福寺の僧綱以下の見任を解き、莊園を收む百錬鈔・源平盛衰記○平家物語に、五日に係けたり。 八日乙卯、前權大納言平宗盛を以て、畿內・伊賀・伊勢・近江・丹波等の總管となす百錬鈔○源平盛衰記に、二十五日に係け、長門本平家物語には、二十九日。

十四日辛酉、上皇崩ず。是の夜、高倉天皇を葬る百錬鈔・帝王編年記・増鏡・平家物語・源平盛衰記○按ずるに、一代要記に、二月二十七日葬るとなせるは誤なり。 二十八日乙亥、尾張、驛して言す、源行家、兵數千を將ゐて、尾張に入れりと源平盛衰記。日は、長門本平家物語・保暦間記に據る○本書に、二十四日となし、兵數千は、玉海に、數萬に作れり。 二月、平知盛・平通盛・平清經・平忠度、源行家を美濃の板倉に擊ちて、之を破る源平盛衰記・長門本平家物語○盛衰記に云ふ、是の月朔、知盛等、兵を發して東國に赴き、先山本・柏木を討ち、板倉に至りて行家を擊つと。然れども、去年十二月、知盛等、東國に赴きて、未だ師を回さず。且つ山本・柏木を討ちしは、去年に在り。則ち去年より此に至るまで、尚美濃・尾張の間に在り。而して、特に京師を發して之を討つに非ず。 七日甲申、公卿及び五畿七道の神社・佛寺に敕して、不動明王の像を圖き尊勝陀羅尼を寫して、兵禍を禳はしめ玉海・源平盛衰記・長門本平家物語。 左右京・諸司に敕して、

京師の戸口を注せしめ、使を美濃に遣はして、渡船を點檢せしむ（玉海）。九日丙戌、是より先、前武藏權守源義基、河內の石川城に據りて、源頼朝に應ぜしを、是の日、源季貞等を遣はして、討ちて之を斬らしめ（平家物語）、首を京師に傳へ、義基が弟義資・義廣を虜にして、左獄に下す（玉海・東鑑〇源平盛衰記・平家物語に、義基及び子義兼に作り、義資・義廣を載せず。）十二日己丑、平知盛・平清經、京に還る（源平盛衰記・保曆間記）。十三日庚寅、宇佐大宮司宇佐公通奏す、菊池・緒方・臼杵・戸次・松浦の黨、源頼朝に應じて、太宰府を燒きたりと（源平盛衰記。玉海・平家物語を參取す〇盛衰記に、原田種直、亦頼朝に應ずとあり。東鑑に據るに、種直、兵を募りて、菊池隆直・緒方惟能を伐てり。故に取らず。）十六日癸巳、伊豫奏す、河野通信、額西寂を殺し、國人、之に附くもの多しと（源平盛衰記・平家物語〇長門本平家物語に、十七日となせり。）十七日甲午、權中納言平頼盛が八條第に遷御す（玉海・百錬鈔）。是の月、肥後人原田種直、西海の兵二千を募りて、菊池隆直・緒方惟能を擊つ（東鑑）。閏月四日庚戌、前太政大臣清盛薨ず（玉海・明月記・東鑑・百錬鈔・公卿補任・帝王編年記・源平盛衰記・平家物語）。是より先、平宗盛、院宣を奉じて、將に東國に赴かんとせしが、清盛が疾を以て遂に果さゞりき（源平盛衰記）。十五日辛酉、平重衡・平維盛、一萬三千餘騎を將ゐて（玉海〇保曆間記に、六千餘騎に作れり。）、院宣を齎らし、東國を諭して、源頼朝を討たしむ（玉海・百錬鈔・東鑑・源平盛衰記〇保曆間記に、二十五日となし、盛衰記に、東海・南海・西海の三道に作れり。）二十五日辛未、法皇、鳥羽宮より法住寺殿に徙御す（玉海・百錬鈔・帝王編年記）。丙子の晦、犬ありて、晝御座劒の裝具を嚙む（百錬鈔）。是の月、熒惑、南斗を守る（玉海）。三月丁丑の朔、東大寺・興福寺の莊園、僧綱の官を復す（源平盛衰記・平家物語）。三日己卯、皇嘉門院の居る所火く（吉記・百錬鈔〇玉海に、四日に係けたり。）七日癸未、地震ひ、月、鎭星を犯す（吉記）。十日丙戌、平重衡・平

通盛・平維盛・平忠度等、源行家と洲股河に戰ひて、大に之を敗り、卿公義圓を斬る。十八日甲午、使を遣はして、東大寺・興福寺の火に遭ひたる處所を檢せしむ玉海。二十一日丁酉、皇嘉門院の居る所の右大臣藤原兼實が第火く玉海・吉記・百錬鈔。夏四月三日戊申、鎭星、輿鬼を犯す玉海。十日乙卯、八條第より閑院に遷御す。十四日己未、平宗盛に敕して、菊池隆直を討たしむ。五月四日己酉、春日社の第四殿の神鏡、自ら墜ちて壞る吉記・百錬鈔。六日辛巳、吉野の僧徒蜂起して、以仁王の子と稱するものあり。法皇、奈良の僧徒に敕して、索めて之を捕へしむ玉海。十九日甲午、明年、三合厄に値ふを以て、幣を二十二社に奉りて、之を禳ふ吉記。二十一日丙申、法金剛院火く吉記・百錬鈔。二十六日辛丑、伊勢神宮・日吉社の怪異を軒廊にトふ吉記。六月三日戊申、法皇、園城寺に幸す長門本平家物語。十日乙卯、雨を祈る吉記。是の夜、八條第に行幸して玉海・吉記、祇園の神輿を避け玉海。十五日庚申、閑院に還御す。敕して、三十五國に課して、興福寺を修造し、經を龍穴に讀ましむ玉海・吉記。十六日辛酉、雨を神泉苑に祈ること七日玉海・東寺長者補任。十八日癸亥、京師、光怪あり、鎭魂祭を禁中に修す。二十日乙丑、幣を石清水に奉る吉記。二十二日丁卯、雨ふる玉海・吉記。賀茂御祖社の竈鳴り、春日社の鏡破れたること、及び炎旱を軒廊にトふ吉記。二十五日庚午、客星、傳舍を守る明月記寛喜二年。二十六日辛未、詔を下して、東大寺を造る吉記・百錬鈔・一代要記。雙頭の蓮ありて、法勝寺の池に生ず吉記・百錬鈔。二十九日甲戌、玄宮北極祭を修す吉記。是の月、越後人城長茂、源義仲と信濃に戰ひて敗走す玉海・吉記・一代要記・皇帝紀抄○長茂兄弟の事蹟は、諸書、互に異同あり。説、本傳に見ゆ。

秋七月十四日戊子、改元して玉海・百錬鈔・公卿補任・一代要記・平家物語○保曆間記に、十七日に作れり。非常赦す玉海・源平盛衰記・平家物語。八月三日丁未、太白・辰星、相犯す玉海。前筑前守平貞能を以て肥後守となして、鎮西の叛者を討たしむ源平盛衰記・長門本平家物語。肥後守となすは、平家物語に據る○保曆間記に、是の月に係けて日あらず。一代要記に、是の年の冬に作り、見行本平家物語に、七月十四日に係けたり。五日己酉、犬の晝御座に矢したるを卜ふ吉記。九日癸丑、仁王會を太政官廳に修して吉記・源平盛衰記。天變・兵革を禳ふ源平盛衰記○平家物語に、七日に係けたり。十日甲寅、天變・兵禍、及び諸社に怪あるを以て、幣を伊勢以下二十二社に奉る吉記。十四日戊午、中宮亮平通盛・但馬守平經正に詔して、源義仲を討たしむ吉記・東鑑・本書、並に、十五日、經正京を發し、十六日、通盛京を發すとなせり。今百錬鈔に從ひ、詔下るの日に係く○源平盛衰記・保曆間記に、經正を教經に作れるは蓋し誤なり。十五日己未、藤原秀衡を以て陸奥守となし、平親房を越前守となし、城長茂を越後守となして、源頼朝・源義仲を討たしむ玉海・吉記・百錬鈔に參取す○源平盛衰記に、二十五日に係け、平家物語には、二月朔、東鑑には、十五日に係けて、長茂を資永に作れり。十六日庚申、信濃、亂を以ての故に馬を貢せず吉記・百錬鈔。伊勢守平清綱・上總介藤原忠清等を遣はして、源頼朝を討たしむ東鑑。二十日甲子、月、天關を犯す玉海○本書に、又曰く、十八日、畢の火星を犯すと。疑ふらくは脫誤あらん。故に取らず。九月六日己卯、平通盛、源義仲が兵と越前に戰ひて敗れ吉記・百錬鈔○長門本平家物語・源平盛衰記に、九日に係けて、越前を越後に作れり。退きて敦賀城に據り玉海・吉記。奏して、兵を益さんことを請ふ玉海。十四日丁亥、使を遣はして、金鎧を大神宮に奉らしむ玉海・吉記○百錬鈔に、十三日に係け、東鑑には、十九日、平家物語には、朔、源平盛衰記には、十一日。十八日辛卯、熒惑、哭星を犯す玉海。二十日癸卯、城長茂、奏して言す、北國悉く源義仲に屬し、募に應ずるものなしと源平盛衰記。二十八日辛丑、左馬頭平行盛・薩摩守平忠度を遣はして、數千騎を率ゐて平通盛を援けしむ百錬鈔・源平盛衰記を參取す○玉海に、二十七

日に係けたり。熊野の僧徒、鹿春山を塞ぎて、源頼朝に應じたれば、權中納言平頼盛を遣はして、之を討たしむ。是の月、三笠山に光怪あり玉海。冬十月十六日己未、加賀守平爲盛を遣はして、熊野の僧徒を討たしむ百錬鈔。十一月六日戊寅、雨ふりて井涸る。二十日壬辰、平通盛、京師に還る吉記○東鑑に、二十一日に係けたり。二十五日丁酉、高倉中宮に號を上りて建禮門院と曰ふ玉海・吉記・公卿補任・女院小傳・帝王編年記・源平盛衰記○平家物語に、十二月二十四日となし、保曆間記には、八月二十九日。十二月五日丁未、皇嘉門院崩ず玉海・百錬鈔・女院小傳・一代要記・歷代皇紀○源平盛衰記・保曆間記・長門本平家物語に、三日に係けたり。是の夜、皇嘉門院を葬る玉海。十三日乙卯、法皇、新造の法住寺殿に徙御す源平盛衰記・長門本平家物語。是の年、天下、大に飢ゑたり百錬鈔・皇帝紀抄・源平盛衰記・長門本平家物語。

壽永元年壬寅、春正月壬申の朔、諒闇なるを以て諸節會を停む長門本平家物語。二日癸巳、雷なる百錬鈔。十日辛巳、月、東井に入る。十三日甲申、月、鎮星を犯す養和二年記。十六日丁亥、踏歌節を罷む百錬鈔。二十三日甲午、歲星・熒惑、相犯す養和二年記。是の月、京師、飢疫し、盜、火を行ち、百姓、嬰兒を棄て、死者、巷に盈つ百錬鈔。吉記・養和二年記を參取す。二月五日丙午、月、畢を犯す養和二年記。十七日戊午、日前宮の怪異を軒廊にトふ。二十一日壬戌、太白、歲星を犯す平家物語・保曆間記に、太白、昴を犯すに作れり。三月四日甲戌、太白、熒惑を犯す吉記○養和二年記に、朔に係けたり。十三日癸未、月、太微に入る養和二年記。二十日庚寅、夜、盜、晝御座劍を竊む吉記・百錬鈔。夏四月十四日甲寅、法皇、延曆寺に幸し玉海・百錬鈔・長門本平家物語。十五日乙卯、宮に還る百錬鈔・長門本平家物語。二十四日癸巳、幣を二十二社に奉りて、飢疫を禳ふ平家物語○長門本平家物語に、五月二十四日となせり。五月十九日戊子、延

暦寺の僧永雲・顯眞、以仁王の子及び源仲綱が子を源義仲が所に送りたるを以て、永雲を薩摩に、顯眞を土佐に流す源平盛衰記。　二十七日丙申、改元す玉海・百錬鈔・公卿補任〇平家物語に、二十四日となせり。　六月十二日辛亥、大内に御して、祇園の神輿を避け、十五日甲寅、閑院に還る吉記・庭槐抄。　二十八日丁卯、攝政基通、内大臣を罷む玉海・公卿補任。　秋七月十一日己卯、法皇、孔雀經法を修するを以て、輕囚を免ず吉記・一代要記。　八月五日癸卯、平野・吉田の怪異を軒廊に卜ふ上卿故實。　十四日壬子、準母前齋宮亮子内親王を尊びて皇后と曰ふ吉記・一代要記・歴代皇紀。　冬十月二日己亥、大内に御し玉海。　檢非違使を遣はして、京中の民の、屋を毀ちて之を鬻ぐことを禁ず百錬鈔。　三日庚子、大納言平宗盛を以て内大臣となす玉海・公卿補任。　二十一日戊午、御禊節の旗、故なくして折れ、狂人ありて、御膳の幄に入る玉海。　十一月二十四日辛卯、大嘗す百錬鈔・一代要記・皇年代略記。　十二月二日戊戌、閑院に還る玉海。

二年癸卯、春正月十九日乙酉、最勝光院の八講を修して、先帝の冥福を薦め玉海。　著して式となす年中行事。　二月二十一日丙辰、法皇に法住寺殿に覲ゆ玉海・吉記・百錬鈔〇源平盛衰記に、二十日となし、長門本平家物語には、三日、保暦間記には、二十二日、見行本平家物語には、正月五日。　二十七日壬戌、内大臣平宗盛罷む公卿補任・一代要記・歴代皇紀・保暦間記〇平家物語に、二十一日となせり。　是の月、法皇、前皇太后宮大夫藤原俊成に敕して、千載和歌集を撰ばしむ千載和歌集序・拾芥抄。　三月二十三日戊子、雹を雨らす玉海。　夏四月五日己亥、大納言藤原實定を以て内大臣となす玉海・公卿補任。　九日癸卯、幣を伊勢以下十六社に奉りて、兵禍を禳ふ玉海。　十七日辛亥、右近衞中將平維盛・中宮亮平通盛・左馬頭平行盛・參河守平知

度・但馬守平經正・淡路守平淸房等を遣はして、兵十萬を率ゐて源義仲を討たしむ源平盛衰記・平家物語。一代要記を參取す。二十六日庚申、參議源通親を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ玉海・伊勢公卿勅使例。二十七日辛酉、平維盛等、燧城を拔きて越前を復す一代要記・源平盛衰記・保曆間記・長門本平家物語。五月二日乙丑、平維盛、源義仲が將林光明・富樫家經等と戰ひて、大に之を敗り、加賀を復す保曆間記・源平盛衰記○玉海に、三日となせり。三日丙寅、賀茂御祖社の羽蟻を軒廊に卜ふ玉海。十一日甲戌、平維盛等、源義仲と礪並山に戰ひて、敗績す。平知度・館貞康以下、死するもの五萬餘人源平盛衰記・平家物語・保曆間記を參取す。十五日戊寅、參議平親宗を佐保山陵に遣はして、東大寺の大像を燒きたることを謝せしむ。二十二日乙酉、雲あり、紅旗の如くして西南に見る。詔して、服御常膳を減ず。二十九日壬辰、神樂を內侍所に奏すること三夜、亂を靖めんことを祈る玉海。六月甲午の朔、平維盛・平通盛等、源義仲と篠原に戰ひ、敗績して逃れ歸る玉海・源平盛衰記○平家物語に、五月二十一日となせり。二日乙未、劍を諸社に藏む。三日丙申、幣を伊勢以下十社に奉りて、兵の利あらんことを禱る。法皇、日吉社に幸し、五日戊戌、宮に還る吉記。十一日甲辰、祭主をして亂を靖めんことを大神宮に禱らしむ百鍊鈔・源平盛衰記・保曆間記○見行本平家物語に、朔に係け、長門本平家物語に、二十一日に係けたり。法皇、一千僧をして藥師經を延曆寺に轉讀せしむ吉記・百鍊鈔・源平盛衰記○長門本平家物語に、二十一日に係けたり。十二日乙巳、大內に御して、祇園の神輿を避け、十五日戊申、閑院に還る吉記。十八日辛亥、肥後守平貞能、鎭西を定めて京師に還る吉記・一代要記・源平盛衰記○平家物語に、七月十四日となせり。法皇、百座仁王講を石淸水以下十社に修す。二十一日甲寅、使を柏原・園

宗寺・成菩提院・安樂壽院・淸閑寺の山陵に遣はして、亂の平がんことを禱らしむ（吉記）。秋七月八日庚申、源義仲が兵近江に入れるを以て、中外、戒嚴す（百錬鈔）。九日辛未、金峯山・多武峯の僧徒、源賴政が遺黨と、亂を作す。十六日戊寅、薩摩守平忠度を遣はし、兵を率ゐて丹波に赴かしむ。賀茂下社・祇園社の樗木、故なくして折る（吉記）。二十一日癸未、左近衞中將平資盛・肥後守平貞能等をして、兵一千餘騎を將ゐて近江に赴かしむ（玉海○一代要記・長門本平家物語・源平盛衰記に、二千餘騎に作り、吉記・百錬鈔には、三千餘騎）。二十二日甲申、源義仲、進みて延曆寺の總持院に據る（玉海・百錬鈔・一代要記・源平盛衰記○長門本平家物語に、十日となせるは誤なり）。權中納言平知盛・左近衞權中將平重衡、二千騎を將ゐて、近江に赴きしに（吉記・一代要記・源平盛衰記○盛衰記及び平家物語に、三千騎に作れり。按ずるに、平家物語に、又越前守平通盛・能登守平敎經、二千騎を將ゐて宇治に赴き、左馬頭平行盛・薩摩守平忠度、一千騎を將ゐて、淀に赴くことを載せたり。今、吉記・玉海に據りて之を考ふるに、是の時、忠度、丹波に在り。故に取らず。）義仲が京師に迫ると聞き、皆兵を引きて還る。知盛は、加賀人大田兼定等と粟津に戰ひて克たず、遂に京師に還る（源平盛衰記）。薩摩守平忠度、退きて大江山に次る（玉海）。二十四日丙戌、夜、法住寺殿に徙御し（○長門本平家物語に、六波羅に作れり。）法皇、延曆寺に幸す（玉海・吉記・百錬鈔○一代要記に、二十五日に作れり。）石淸水の寶殿の廊に震す（吉記・百錬鈔）。二十五日丁亥、天皇、神器を擁して西國に赴き、平宗盛、族を擧げて扈從す（玉海・吉記・百錬鈔・源平盛衰記・平家物語。愚管鈔・一代要記・歷代皇紀を參取す。）八月十七日己酉、車駕、太宰府に至りしに、太宰權少貳原田種直、及び菊池・臼杵・戸次・松浦等、行宮を營みて衞護す（源平盛衰記・長門本平家物語○按ずるに、見行本平家物語に曰く、菊池隆直、城に據りて出でず、九國の諸將、皆至らずと。又曰く、將に宮室を營まんとす。然れども、緒方維能が叛けるを以て果さずと。或は云ふ、種直が家に御すと。今、並に取らず。）原田種直を以て筑前守となし、菊池隆直を肥前守となす（源平盛衰記○長門本平家物語に、筑前守を肥前守に作り、肥前守を豐前守に作れり。）

二十日壬子、法皇、皇孫尊成をして京師に踐祚せしむ玉海・百錬鈔。九月、緒方惟能叛し、臼杵・戸次・松浦等、之に應ず。惟能、太宰府を犯せるを、肥後守平貞能・菊池隆直・原田種直等、博多に防ぎ戰ひて利あらず源平盛衰記・長門本平家物語○見行本平家物語に、季貞・盛澄、高野本庄に逆へ戰ふとなせり。天皇、腰輿に御して箱崎に幸し、公卿・宮人、徒歩して從ふ。箱崎より藤原秀遠が山鹿城に遷らんとして、船に御して柳浦に至り、宇佐宮に謁す源平盛衰記・平家物語。民部大輔紀光季、船百三十餘艘を奉りて、遂に讃岐に至りしに○平家物語に、光季を、刑部大夫通資に作れり。菊池胤益、阿波の材を運びて、行宮を屋島に造る○平家物語・保暦間記に、成能、行宮を營むに作れり。阿波人田口成良、一千餘騎を將ゐて來り屬し、四國の將士、悉く成良に應ぜしかば、成良を以て阿波守となす源平盛衰記。冬十月十二日癸卯、瀨尾兼康、倉光兼光を誘ひ殺して板藏に據りしを、源義仲、攻めて之を拔く源平盛衰記・平家物語。月は、一代要記・歴代皇紀に據る○本書に、閏十月の事となせり。閏月壬戌の朔、日、之を食することあり玉海・源平盛衰記。是より先、山陽・南海の十四國を復せり平家物語。是の日、左近衛中將平重衡・越前守平通盛・能登守平教經を遣はして、兵七千・戰艦二百艘を將ゐて、源義仲が將足利義淸・高梨高信・海野幸廣等と水島に戰ひて、之を斬る源平盛衰記・平家物語を參取す○平家物語に、重衡を知盛に作れり。十一月辛卯の朔、日、南至す玉海・吉記・百錬鈔・朔旦冬至記。九日己亥、平重衡、三百餘騎を將ゐて、惟資と東川に戰ひ、之を走らす吉記○惟資、姓闕けたり。二十九日己未、平教盛・平重衡、兵一萬を將ゐて、源行家と室山に戰ひて、之を敗り○平家物語に、教盛を知盛に作り、兵一萬を二萬となせり。備前・播磨を復す源平盛衰記。

十二月二十二日壬午、地震ふ吉記。

三年甲辰、春正月、天皇、屋島に在り、朝拜・諸節會を罷む〈平家物語。〉是の月、攝津の福原宮に徙御す〈愚管鈔・東鑑。〉讃岐の在廳、源氏と交通したれば、中納言平敎盛・越前守平通盛・能登守平敎經、擊ちて之を敗り、兵を進めて、源義嗣・源義久を淡路に擊ち、義嗣を斬り義久を虜にし、河野通信・沼田某を沼田城に擊ちて、沼田某を虜にす。通信、伊豫に走る。敎經、又安摩宗益・園部重茂を吹井浦に敗り、又河野通信・緒方惟能・海田宗親・臼杵維高等を今木城に攻めて、之を破る〈源平盛衰記・平家物語。〉二月五日甲子、源義經、三草山に入りて、左近衞中將平資盛を襲ふ。資盛、敗走す〈東鑑・源平盛衰記・平家物語。〉七日丙寅、源範賴・源義經、兵數萬を將ゐて、行宮を犯す。官軍、大に敗れ、平重衡、虜に就き、平通盛・平忠度・平知章・平師盛・平經正・平經俊・平業盛・平敦盛・平淸定・平淸房・平盛俊等、之に死し、天皇、船に御して屋島に遷る〈源平盛衰記・平家物語・皇王編年記・帝紀抄に、能登守敎經、此に戰死すとなせり。説、詳に本傳に注す。〉夏四月十六日甲戌、京師、元曆と改元す〈玉海・公卿補任・吉記・百錬鈔。〉冬十月、權中納言平知盛、安藝・周防を復す〈源平盛衰記。〉十二月七日壬戌、平行盛、佐佐木盛綱と、備前の兒島に戰ひて敗る〈東鑑〇源平盛衰記・平家物語に、並に九月二十六日となせり。〉

四年乙巳、春二月十八日壬申、源義經、尼子浦に至りて、守將櫻間良連を虜にし、進みて勝浦を攻めしに〈〇東鑑に、桂浦となせり。〉守將櫻間良遠、城を棄てゝ走る〈源平盛衰記。〉十九日癸酉、源義經、屋島を犯す。天皇、海に浮びて之を避く〈〇十八日、或は十七日・十九日となし、或は十八日となせり。説、義經傳に見ゆ。〉二十日甲戌、義經、火を放ちて民舍を燒

き、行宮、焚燬す〇平家物語に、十八日の事となせり。二十一日乙亥、天皇、志渡に次る。源義經、志渡を犯す〇平家物語に十九日に作れり。天皇、引島に幸し、田口成直、義經に降る源平盛衰記・平家物語を參取す〇東鑑に、引島を彦島に作れり。三月二十四日丁未、大に壇浦に戰ふ。田口成良、義經に降り、前內大臣平宗盛・權大納言平時忠・右衞門督平清宗等、虜にせられ玉海・東鑑・源平盛衰記・平家物語を參取す。中納言平敎盛・權中納言平知盛・參議平經盛・右近衞中將平資盛・左近衞少將平有盛・左馬頭平行盛・能登守平敎經等、之に死し源平盛衰記・平家物語。天皇、壇浦に崩ず。年八歲。神器、海に沈む玉海・東鑑・源平盛衰記・平家物語。文治三年夏四月、謚を奉りて安德天皇と曰ふ玉海・百錬鈔。建久二年、長門に敕して、阿彌陀堂を建てしめ、天皇の冥福を薦む玉海。

譯文大日本史卷の五十三終

譯文大日本史卷の五十四

本紀第五十四

後鳥羽天皇

後鳥羽天皇、諱は尊成、高倉帝の第四子なり。母は七條院（増鏡・百錬鈔・皇代記・一代要記。）治承四年七月十五日乙丑、生る（増鏡・皇胤紹運録・歴代皇紀〇一代要記・帝王編年記・皇代記に、十四日となせり。）壽永二年七月、平宗盛等、養和帝及び神器を挾みて西海に走る。法皇、源義仲・源行家に敕して、之を討たしめ、又平時忠に詔して、宗盛等を諭して、帝を京師に還さしむれども、宗盛、命を奉ぜず。是に於て、議して更に主を立てんとす（玉海・源平盛衰記。）議者謂ふ、故三條宮の子北陸宮、年既に長じ給へば、亂離の際、宜しく援立して以て國家を安ずべしと（源平盛衰記。）或は曰く、法皇、宜しく重て登祚せらるべしと。或は曰く、女主、統を承くること、故事なきに非ず。宜しく八條院を立つべしと（長門本平家物語。）法皇、高倉帝の諸子を擇びて之を立てんと欲す（源平盛衰記。）而して、二宮は、養和帝に從ひて西海に在り、三宮・四宮は、留りて京師に在り（源平盛衰記・平家物語。）八月、法皇、二皇子をトふに、三宮、吉なり。時に、法皇の寵姫丹後、奏すらく、妾、四宮出遊して、儀行幸の如く、手に松枝を執れるを夢みたりと。法皇、意動き、トに違ひて之を立てんと欲す（玉海〇本書に、丹後を丹波に作れり。今、姑く長門本平家物語・源平盛衰記に據る。）乃ち二皇孫を召し見るに、三宮は五歳、四宮は四歳。三宮、法皇を見て、怍ぢ啼きて進

まず、四宮は、卽ち法皇の膝に據れり。法皇、欣然として曰く、是眞に朕が孫なり、酷だ故院の幼時に似たりと。因て歔欷嗚咽す。丹後、傍より奬贊して曰く、大位は、當に速に決すべし、他に議すべからずと。源義仲、盛に故三條宮の功を稱して、北陸宮を立てんことを請ふ源平盛衰記。法皇、之を患へ、數使を遣はして之を諭せども、義仲、固く前議を執る。法皇、乃ち攝政基通・前關白基房・左大臣藤原經宗と之を議す。皆曰く、不可なり。然れども、義仲が議する所も、亦違拒し難ければ、宜しく再び之を卜ふべしと。是に於て、復二皇子及び北陸宮を卜ふに、四宮、大に吉、三宮は、吉凶相半し、北陸宮は、大に凶なり。議乃ち定る。法皇、敕して、平氏二百餘人の官爵を削る玉海〇一代要記に、百八十九人に作り、源平盛衰記には、百八十人。二十日壬子、四宮を立てゝ皇太子となす立坊次第・帝王編年記。袴を法皇宮に著、卽日、閑院に踐阼す玉海。劒璽を傳へずして踐阼するは、古來無き所なり玉海・增鏡・源平盛衰記。攝政基通、左大臣藤原經宗・右大臣藤原兼實・內大臣兼左近衞大將藤原實定・權大納言兼右近衞大將藤原良通、並に故の如し公卿補任。九月二日甲子、法皇、參議藤原脩範を伊勢に遣はし、幣を大神宮に奉らしめて、平氏を滅さんことを祈る平氏を滅さんことを祈るは、源平盛衰記に據る。十五日丁丑、法皇、日吉社に幸す百錬抄。十九日辛巳、法皇、左馬頭源義仲に命じて、平氏を討たしむ玉海〇源平盛衰記に、十五日となせり。是の月、法皇、始て兩部大法を金剛峯寺に修して、禍亂を弭めんことを祈る高野山所藏の釋如圓巡禮記。十月九日庚子、源頼朝が位を復す玉海・百錬抄。十二日癸卯、源義仲、瀨尾兼康を板藏に攻めて、之を破る平家物語・源平盛衰記。十三日甲辰、雷なる。十四日乙巳、

地震ふ玉海・百錬鈔。鎮星、大微に入る玉海。勅すらく、平氏の侵奪したる所の東海・東山二道の諸國の貢税、及び神社・佛寺、王臣の家領・莊園は、各本主に還附せよと百錬鈔・玉海を參取す。閏月壬戌の朔、日、之を食することあり玉海・源平盛衰記。源義仲が將足利義清・海野幸廣、平氏と水島に戰ひて克たず、義清・幸廣、戰死す源平盛衰記。十五日丙子、義仲、京師に還る玉海・一代要記。十一月辛卯の朔、日、南至し、羣臣、表賀す玉海・吉記。八日戊戌、備前守源行家、兵を帥ゐて平氏を討つ。十八日戊申、車駕、潛に法住寺殿に幸して、戒嚴す玉海・吉記・百錬鈔。法住寺殿は、百錬鈔に據る。十九日己酉、源義仲反し、兵を擧げて法住寺殿を犯し、火を縱ちて之を燒く。攝政基通遁れ玉海。官軍潰えて、死するもの百餘人、圓慧法親王、及び延暦寺座主明雲、亂兵の爲に害せらる玉海・百錬鈔・歷代皇紀・源平盛衰記。百餘人は、吉記・百錬鈔に據る。天皇、皇母の七條第に遷御し百錬鈔〇歷代皇紀に曰く、義仲が兵、天皇を擁して、七條の民舍に入る。義仲、車を奉じて、之を閑院に遷すと。源平盛衰記に曰く、天皇、船に御して兵を宮池に避くと。法皇は、攝政基通が五條第に幸す玉海・吉記・百錬鈔〇一代要記・歷代皇紀に、並に曰く、法皇、宮を出でゝ、新日吉の妙音堂に至るとき、義仲、之を迎へて五條東洞院の攝政の家に遷すと。愚管鈔に曰く、法皇、淸淨光院に逃る。義仲が兵士、之を六條信成が家に遷す。今の六條殿是なりと。源平盛衰記に曰く、法皇、五條内裏に遷さると。姑く附して考に備ふ。二十日庚戌、天皇、閑院に御す百錬鈔。二十一日辛亥、源義仲、法皇に請ひて、攝政基通を罷め公卿補任・源平盛衰記。權大納言藤原師家を以て内大臣となし、攝政せしむ玉海・公卿補任・百錬鈔・源平盛衰記。二十八日戊午、源義仲、法皇の親臣中納言藤原朝方、及び文武の諸司・諸國守數十人を罷む吉記・百錬鈔・源平盛衰記。文武の諸司諸國守は、吉記・盛衰記、及び玉海所載の解任姓名に據る。二十九日己未、源行家、平氏と室山に戰ひて、敗績す玉海・室山は、源平盛衰記に據る。十二月十日庚午、法皇、左馬權頭大江業忠が六條西洞院第に遷

御す吉記・源平盛衰記。大江は、長門本平家物語に據る。　法皇、院宣を源義仲に下して、源頼朝を討たしむ吉記・百錬鈔。　十五日乙亥、法皇、義仲が請を以て、藤原秀衡に敕して、源頼朝を討たしむ吉記。　二十二日壬午、地震ふ玉海・吉記。　二十五日乙酉、蛙、蛇と、鳥羽宮の南門の外に鬪ひて、蛇死す百錬鈔。　是の歳、關東飢ゑたり玉海。

元暦元年正月辛卯の朔、日忌にて小朝拜・院拜禮を罷め玉海・源平盛衰記。　亂を以て腹赤贄を獻ぜず百錬鈔。　是の夜、大風雷ありて玉海・百錬鈔。　將軍塚鳴動す百錬鈔。　十日庚子、源義仲を以て征夷大將軍となす東鑑・帝王編年記○百錬鈔・源平盛衰記に、十一日に係けたり。按ずるに、玉海・百錬鈔には、征夷を征東に作れり。然れども、東鑑に、義仲が履歴を載せて最も詳に、盛衰記・職原鈔と合へり。故に、之に從ふ。　二十日庚戌、是より先、源頼朝、其の弟範頼・義經を遣はし、兵を將ゐて源義仲を討たしめたりしが、是の日、宇治・勢多に戰ひて、大に之を敗り、義仲、誅に伏す東鑑・源平盛衰記。　二十二日壬子、攝政內大臣師家罷む、基通が攝政、藤原實定が內大臣を復す玉海・一代要記。　二十三日癸丑、地震ふ。　二十六日丙辰、源頼朝に敕して、平氏を討たしむ玉海。　是の日、義仲が首を梟す百錬鈔・源平盛衰記・東鑑。　己未の晦、源頼朝に敕して、義仲が餘黨を捜捕せしめ玉海。　源範頼・源義經を遣はして、平氏を討たしむ玉海・東鑑。　法皇、範頼・義經に敕して、神器を奉還せしむ平家物語。　二月庚申の朔、是より先、伯耆の美德山に男子あり、自ら法皇の子と稱して兵を聚め、伯耆・美作を寇掠したりしが、是の日、入りて法皇に見え且つ平氏を擊たんことを請ふ玉海○按ずるに、本書に、詳に此の事を載せて曰く、事情奇異なりと。而して、朝廷の處分及び其の終局を載せず。其の他の諸書、考ふる所なし。　七日丙寅、源範頼・源義經、平氏を一谷に攻めて、大に之を破り玉海・歷代皇紀・東鑑・源平盛衰記。　平通盛・平忠度等を斬り、平

重衡を虜にし、殺獲甚だ多し。平宗盛、養和帝を奉じて讃岐に走る東鑑・源平盛衰記。十三日壬申、平通盛等が首を梟す玉海・東鑑・源平盛衰記。十五日甲戌、平重衡に敕して、平宗盛を諭し、養和帝、及び神器を奉還せしむ東鑑。十九日戊寅、武士驕縱にして、非理徵發し、神社・佛寺の供、院・宮・諸司の所領を侵奪するを以て、敕を五畿七道に下して、之を禁遏せしむ○東鑑・源平盛衰記に、並に十八日に係け、百錬鈔には、前年十月に係けたり。二十二日辛巳、諸國司に敕して、兵糧を公田・莊園に徵することを停む玉海。三月十一日庚子、法皇、日吉社に幸して、留ること七日天台座主記。四月二日庚申、法皇、日吉社に幸す。十一日己巳、雨水あり玉海。十五日癸酉、是より先、法皇、崇德帝及び贈太政大臣頼長の廟を春日川原に造りたりしが、是に至りて成りぬ吉記・源平盛衰記○愚管鈔に、十六日に係けたり。十六日甲戌、元暦と改元し玉海・吉記・百錬鈔・公卿補任・一代要記・歴代皇紀。法皇、押小路第に移御す玉海・吉記。二十六日甲申、參議源通親を白河帝の陵に、參議藤原經房を鳥羽帝の陵に、參議藤原兼光を待賢門院の陵に遣はして、崇德帝の廟を建てたることを告げしむ吉記。五月四日辛卯、源頼朝が將士、源義仲が黨志太義廣と伊勢に戰ひて、之を斬る東鑑○源平盛衰記に曰く、六月三日、齋院次官親能、義廣を雙林寺に捕ふと。二十一日戊申、賀茂上社の舞殿、故なくして壞る百錬鈔。六月五日壬戌、平頼盛及び子光盛が、官爵を復す公卿補任・東鑑。二十三日庚辰、幣を二十二社に奉りて、神器の京師に還らんことを祈る百錬鈔。是の月、太白、東井を犯す玉海。七月二日戊子、大織冠の像破裂す談峰略記。五日辛卯、大内に御す玉海・山槐記・行類鈔。是の月、出羽守平信兼・平田家繼、兵を伊賀に起す山槐記・東鑑・源平盛衰記を參取す。十九日乙巳、家繼及び富

田家資等、近江に入る。佐佐木秀義、戰死し、大内惟義、擊ちて之を平ぐ（玉海・東鑑を參取す○平家物語には、六月十八日に係けたり。）二十八日甲寅、天皇、位に太政官廳に卽く。時に年五歲（玉海・山槐記・天祚禮祀職掌錄・百錬鈔・源平盛衰記。年は、帝王編年記、及び增鏡・一代要記・源平盛衰記等の諸書の壽永二年四歲の文に據る。）是の月、旱す（玉海。）八月丁巳の朔、閑院に還る（玉海・山槐記。）十一日丁卯、源義經、平信兼を伊勢に擊ちて、之を平ぐ（源平盛衰記○山槐記に、十二日となせり。）二十三日己卯、使を諸山陵に遣はして、卽位を告げしむ（山槐記。）是の月、太白・歲星、相犯す（玉海。）九月二日戊子、參河守源範賴を遣はして、平氏を討たしむ（百錬鈔・源平盛衰記。）十五日辛丑、法皇、日吉社に幸して、留ること七日（玉海・山槐記・歷代皇紀。）是の月、月、東井を犯す（玉海。）十月二十五日庚辰、御禊す（玉海・百錬鈔・增鏡・源平盛衰記。）是の月、太白・辰星・熒惑、相犯す（玉海。）十一月十八日癸卯、大嘗す（玉海・吉記・百錬鈔・增鏡。）十二月七日壬戌、源範賴が將佐佐木盛綱、平行盛と備前の兒島に戰ひて、之を敗る（東鑑。）十二日丁卯、法皇、日吉社に幸す（玉海。）是の歲、盜、宇佐宮を壞りて神寶を竊み（玉海・東鑑。）京師、盜多くして、公に剽掠を行ひ、朝餉所に入りて、官女の衣を褫ぎ、火を法皇の宮に放ちたり。

二年正月乙酉の朔、蚩尤旗、東南に見る（玉海○吉記に、東方に作れり。）十日甲午、源義經を遣はして、平氏を討たしむ（吉記・百錬鈔・源平盛衰記。）十四日甲戌、幣を伊勢・石淸水・賀茂に奉り、諸大寺に敕して、平氏の誅に伏し、神器の京師に還らんことを祈らしむ（源平盛衰記。）二月二日丙辰、院廳、豐後に符して、力を勠はせて平氏を討たしむ。是より先、鎭西、多く平氏に屬し、唯豐後のみ從はざりしが、是に至りて、之を獎

諭せり東鑑。十三日丁卯。月、太微を犯す玉海。十九日癸酉、源義經、兵を率ゐて、牟禮・高松の民舍を燒きしに、平宗盛、養和帝を奉じて遁る。義經、平氏と屋島に戰ひて、之を敗る東鑑・源平盛衰記○平家物語に、十八日に係け、平氏を破るは、盛衰記に、二十日となせり。是の日、住吉社司言す、去る十六日の夜、鳴鏑ありて、住吉の第三神殿より出でて西せりと百錬鈔・東鑑・鎌倉本平家物語。因て御劍・寶器を住吉社に奉る。二十日甲戌、神樂を內侍所に奏す百錬鈔。二十七日辛巳、神樂を賀茂社に奏す東鑑。三月三日丙戌、使を遣はして、位一級を諸社に授けて、平氏を滅さんことを祈る源平盛衰記。二十四日丁未、源義經、大に平氏を壇浦に敗りて玉海・東鑑・源平盛衰記。養和帝、海に投じて崩じ、神鏡。神璽を獲、建禮門院及び二宮を迎へ東鑑・源平盛衰記・百錬鈔。平宗盛。平時忠等を虜にし、餘黨、悉く平ぐ玉海・百錬鈔・東鑑・源平盛衰記。

文治元年乙巳、夏四月二十五日戊寅、權中納言藤原經房。參議藤原泰通。權左中辨源兼忠を遣はして、神鏡。神璽を迎へしめ、太政官の朝所に移す玉海・百錬鈔・源平盛衰記。二十七日庚辰、大內に御し、鏡璽を溫明殿に安じ、神樂を奏すること三日玉海・百錬鈔。三日は、百錬鈔に據る。五月六日戊子、幣を二十二社に奉りて玉海・吉記・東鑑。鏡璽の京に入りたることを告謝し、幷て寶劍を得んことを祈る吉記。七日己丑、源義經を遣はして、平宗盛。平清宗等を押りて鎌倉に赴かしむ玉海・吉記・東鑑・源平盛衰記。十八日庚子、盜、晝御座劍を竊みたれば、之を捕獲せり東鑑。二十日壬寅、平時忠を能登に、平信基を備後に、平時實を周防に、藤原尹明を出雲に流す玉海・東鑑。二十六日戊申、石淸水・平野の怪異を軒廊に卜ふ吉記。

六月十六日丁卯、閑院に還る玉海。二十日辛未、法皇、日吉社に幸す玉海・天台座主記。是の夜、地震ひて、連日止まず一代要記・歴代皇紀・醍醐雜事記。二十一日壬申、平宗盛。平清宗を斬りて、首を梟す百錬鈔・東鑑。二十三日甲戌、平重衡を斬りて、首を奈良に梟す東鑑・玉海○百錬鈔に、二十一日に係けたり。秋七月九日庚寅、地大に震ひて、地拆け水涌き、日華門、閑院の西廊倒れ玉海。官舍。佛寺、多く壞れ玉海・吉記・百錬鈔・一代要記・歴代皇紀。人多く壓死し吉記・醍醐雜事記。月を踰えて止まず百錬鈔・一代要記・歴代皇紀○源平盛衰記に曰く、諸國皆震ふと。然れども、諸書に見る所なし。大般若經を宮中に轉讀せしむること三日百錬鈔。十日、辛卯、地震を軒廊にトひ吉記。一字金輪法を六條殿に修す仁和寺御傳。十二日癸巳、源義經に敕して、京師の盜を逮捕せしむ吉記。二十二日癸卯、左大臣藤原經宗が大炊御門第に移御す山槐記。是の月、月、熒惑を犯す玉海。八月十三日癸亥、地震を以て、幣を九社に奉る百錬鈔○玉海に、十二日に地震を載せたり。今、山槐記を檢するに、前月より地震ひて九月に至るまで止まず。故に取らず。十四日甲子、改元して、赦す玉海・吉記・公卿補任・百錬鈔・東鑑。赦は、玉海に據る○源平盛衰記に、十七日となせるは誤なり。二十五日乙亥、方忌を鳥羽殿に避く百錬鈔。二十七日丁丑、法皇、奈良に幸す。二十八日戊寅、東大寺の大像を慶し、法皇、焉に臨む玉海・山槐記・百錬鈔・源平盛衰記。二十九日己卯、法皇、宮に還る玉海・山槐記。九月四日甲申、大像を開眼するを以て、非常赦す百錬鈔○玉海に、五日となせり。但大神宮。賀茂社の訴ふる所のものは、赦の限に在らず。是の月、鎭星、太微の東蕃上相を守り、歲星、右執法を守る玉海。冬十月十五日甲子、法皇、石淸水宮に謁す百錬鈔。十七日丙寅、源頼朝、土佐房昌俊を京師に遣はして、源義經を襲はしめたるに玉海・百錬鈔・東鑑。義經、捕へて之を斬る東鑑。十八日丁卯、法皇、源頼朝を討つの院宣を源行家。

源義經に賜ふ玉海・東鑑○百鍊鈔に、十七日となせり。

十一月三日壬午、行家・義經、西國に赴く玉海・百鍊鈔・東鑑・源平盛衰記。

十二日辛卯、院宣を下して、行家・義經を捜捕せしむ玉海・源平盛衰記○東鑑に云ふ、六日、院宣を諸國に下すと。又云ふ、十一日、院宣を畿內近國に下すと。今取らず。

十五日甲午、潔子內親王を卜定して齋宮となす玉海・百鍊鈔・貴女鈔。

二十三日壬寅、月、謁者を犯す玉海。

二十五日甲辰、源賴朝に敕して、源行家・源義經を索捕せしむ東鑑。

是の月、賴朝、北條時政を遣はして、京師を護衞せしむ。法皇、賴朝が請を以て、守護・地頭を諸國に置き、以て盜賊に備へ、常賦の外、畝を計りて兵糧を課す。是より、兵權、一に賴朝に歸せり玉海・東鑑・源平盛衰記。

十二月六日乙卯、使を宇佐に遣はして、御劍・神馬・五色絹を奉らしめたるに、明石驛に至り、兵士の爲に劫され、官使、身を脫して逃げ歸りぬ百鍊鈔。

十七日丙寅、大藏卿高階泰經・右馬頭高階經仲・越前守高階隆經、侍從藤原能成・少內記中原信康、源行家・源義經に黨せるに坐して、官を奪はる玉海・東鑑○東鑑に、隆を高に作れり。

二十日己巳、地大に震ふ玉海・醍醐雜事記。

二十五日甲戌、大炊御門第より閑院に還る玉海。

二十八日丁丑、右大臣藤原兼實に敕して、內覽せしむ玉海・公卿補任・愚管鈔・百鍊鈔。

二十九日戊寅、特に右大臣藤原兼實及び內大臣藤原實定・大納言藤原實房・權大納言藤原宗家・藤原忠親・權中納言藤原實家・源通親・藤原經房・參議藤原兼光・藤原雅長に敕して、政事を議奏せしむ。參議平親宗・刑部卿藤原賴經等、源行家・源義經に黨せるに坐して、官を奪はる東鑑。二十九日は、玉海・歷代皇紀・皇帝紀鈔に據る○本書に、二十七日に係けたり。

己卯の晦、高階泰經を伊豆に、藤原賴經を安房に流す玉海○歷代皇紀・皇帝紀鈔に、二十九日となし、東鑑には、二十七日。

是の歲、春夏、大に旱し、秋冬、風

雨洪水ありて、諸國飢えたり源平盛衰記。

二年丙午、春正月七日丙戌、方忌を鳥羽殿に避く吉部秘訓鈔。十七日丙申、幣を石淸水に奉りて、假に宇佐宮の神寶を藏む後愚昧記應安四年。三月十二日庚寅、攝政基通罷む公卿補任。右大臣藤原兼實を以て攝政せしむ公卿補任・百錬鈔・歷代皇紀。夏四月七日甲寅、大炊御門第に行幸して、方忌を避く玉海。十六日癸亥、流人高階泰經・藤原賴經を召し還す百錬鈔。五月三日庚辰、雨を祈る玉海。十二日己丑、北條時定、源行家を和泉に襲ひて、之を斬る玉海・東鑑。十五日壬辰、雨を神泉苑に祈る。金色の蛇ありて、春日社に見る。十八日乙未、夜、春日山に光あり。二十一日戊戌、右兵衞督藤原隆房が萬里小路亭に行幸して、方忌を避く玉海。六月二日戊申、幣を二十二社に奉りて、雨を祈る玉海・百錬鈔。是の日、大に雨ふる。六日壬子、五畿七道に敕して、源義經を索めしむ。十四日庚申、大内に御して、祇園の神輿を避く。二十六日壬申、幣を伊勢以下十二社に奉りて、寶劍を得んことを祈る。二十八日甲戌、白鳥ありて、閑院に見る。秋七月二日丁丑、宇佐神を假殿に遷すを以て、廢朝すること五日。五日庚辰、京師、蝶を雨らす。九日甲申、大内に御して、方忌を避く。十七日壬辰、幣を石淸水に奉りて、盜の宇佐宮を瀆したることを謝す。二十一日丙申、法皇、日吉社に幸す。閏月丙午の朔、使を宇佐宮に遣はして、損壞を實檢せしむ。十八日癸亥、鼠、御衣を嚙む。十九日甲子、之を占ふ。八月六日庚辰、晴を丹生・貴布禰に祈る。十一日乙酉百錬鈔に、十二日に係けたり。法皇、四天王寺に幸して、留ること二十餘日。二十

三日丁酉、大風ありて、春日山の木、多く僵る。九月十七日庚申、咳疾の流行を軒廊に卜ふ。冬十月五日戊寅、法皇、熊野に幸す。玉海。　八日辛巳、諸國の地頭、妄に恩賞と稱して、課役を加徴し、在廳の官人、郡司等を擾すを以て、官符を下して、見在謀反人の故地を除くの外、地頭の進止を禁ず。東鑑。　十七日庚寅、攝政兼實、右大臣を罷む。玉海・公卿補任。　二十一日甲午、使を宇佐に遣はして、神寶を還し藏めしむ。玉海・百錬鈔・後愚昧記・應安四年。　二十五日戊戌、法皇、熊野より至る。玉海。　二十九日壬寅、内大臣藤原實定を以て右大臣となし、權大納言藤原良通を内大臣となす。公卿補任・一代要記・歷代皇紀。　十一月四日丁未、右大臣藤原實定、左近衞大將を辭す。一代要記。　八日辛亥、大内に御し。吉部祕訓鈔。　二十日癸亥、閑院に還る。　二十五日戊辰、又敕して、源義經を索めしむ。玉海○愚管鈔に、二十六日に係けたり。　二十七日庚午、内大臣兼右近衞大將藤原良通、左近衞大將に轉じ、公卿補任○一代要記に曰く、實定、大將を辭するの日、左に轉ずと。大納言藤原實房、右近衞大將を兼ぬ。玉海○公卿補任・一代要記に、二十八日に係けたり。　十二月甲戌の朔、始て孝經を讀む。玉海・百錬鈔・一代要記・増鏡。　三日丙子、盜、太皇太后の宮に入りて、進仲賢等男女若干を殺す。東鑑○仲賢、姓闕けたり。　二十日癸巳、大納言藤原實房を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ。玉海・伊勢公卿敕使例。　二十七日庚子、法皇の壽六十を賀し、諸寺に命じて、經を讀み僧を度せしむ。玉海。

三年丁未、春正月十九日辛酉、雷なる。百錬鈔。　二十四日丙寅、法皇、四天王寺に幸し。玉海。　二十七日己巳、宮に還る。一代要記。　二月三日乙亥、大炊御門第に行幸して、方忌を避く。玉海。　二十八日庚子、復記錄所を置く。玉海・百錬鈔○後白河帝、記錄所を復し、其の後、再び廢したること、諸書に見る所なし。今、考ふべからず。　三月四日丙午、法皇、議奏公卿、及び左

大臣藤原經宗・內大臣藤原良通、及び守覺法親王・前太政大臣忠雅・師長等二十三人をして、各意見を上らしむ。詔に曰く、朕、夙に帝位を踐ると雖も、猶朝政を諮詢すれば、天下の泰平、日として思はざることなし。七八年來、干戈屢起り、人軍旅に苦み、民農桑を忘れたり。茲に因て、諸國の諸司、課役に專にして、神事・佛事、多く以て闕乏せり。誠に知りぬ、祭祀疎にして咎貺遲く、施供闕けて効驗空しきを。衰亂の漸、職として此に之由れり。何に況や、連年變異あり、天譴荐に示すをや。乙巳の秋、地大に震動せり。每に長途の區分を顧み、彌政道の克治を思ふ。近無事なりと雖も、未だ德を修むるに遑あらず。化俗の道、經國の術は、獨治むること能はず、宜しく衆智に憑るべし。堯は、鼓して諫を納れ、舜は、旌して善を進めたり。豈に仰慕せざるべけんや。弘仁・貞觀の聖代、延喜・天曆の明時、亦衆賢に資りて、久しく雍熙を致せり。古、何ぞ淳たらん、今、何ぞ薄たらん。只政教の得失に繇りて、實に國家の治亂を致すのみ。在官奉公の人、盍ぞ諫諍の情を盡さゞる。宜しく嘉謨を陳べ、且つ讜言を進むべし。當時の政務の若き、國に利あらざるものあるに至りては、同じく條貫を勒して、以て聽覽に備へよ。縱ひ觸犯すと雖も、隱す所あること勿れ。國の安からんことを謀るは、豈に茲にあらずやと。十四日丙辰、雹を雨らす。大炊御門第に行幸して、方忌を避く玉海。夏四月三日甲戌、法皇違豫なるを以て、非常赦す玉海・東鑑。六日丁丑、春日山鳴動す。八日己卯、鳥羽殿に蟻の聚り釜の鳴りたるを占ふ玉海。九日庚辰、春日山鳴る。二十三日甲午、養和帝に謚して安

後鳥羽天皇

徳天皇と曰ふ（玉海・百錬鈔。）　二十六日丁酉、押小路第に行幸して、方忌を避く。五月十一日壬子、月、心の太星を犯す。二十三日甲子、公卿、意見十七道を上る。二十四日乙丑、雨を祈る。六月十日庚辰、太白、東井を犯す。十二日壬午、大炊御門第に行幸して、方忌を避け、十四日甲申、閑院に還る。二十五日乙未、雨を祈る。二十六日丙申、省試し、法皇、日吉社に幸す（玉海。）　二十八日戊戌、准母皇后に號を上りて殷富門院と曰ふ（玉海・女院小傳。）　秋七月十一日庚戌、雨を神泉苑に祈る。十三日壬子、源頼朝、前因幡守大江廣元を遣はして、閑院を修めしむ（玉海。閑院を修むるは、東鑑に據る。）　二十日己未、幣を伊勢以下七社に奉りて、寶劍を得んことを祈る（玉海・百錬鈔。）　使を長門に遣はして、嚴島神主安藝介佐伯景弘と、寶劍を海中に求めしむ（百錬鈔。○本書に、介を守に作れり。今、東鑑に從ふ。）　二十五日甲子、大炊御門第に行幸して、方忌を避く。二十八日丁卯、法皇、四天王寺に幸す。八月十一日己卯、大内に御して、方忌を避く。十二日庚辰、將に閑院を修めんとするを以て、大炊御門第に徙御す。十八日丙戌、地震ふ。二十五日癸巳、法皇、宮に還る。二十六日甲午、大内に御して、方忌を避く（玉海。）　是の月、源頼朝に敕して、京師の群盜を捕へしむ。頼朝、千葉常胤・下河邊行平を遣はして、詗察せしむ（東鑑。）　九月五日癸卯、法皇、日吉より至る（○幸日闕けたり。）　十一日乙酉、太白、太微の右執法を犯す。十五日癸丑、伊勢神宮の殿舍、風の爲に壞られたるを軒廊に卜ふ。盜、法皇の六條殿に入りて、護劍等の物を竊む（玉海。）　二十日戊午、前皇太后宮大夫藤原俊成、千載和歌集を上る（千載和歌集序・拾芥鈔。）　冬十月十二日己卯、地大に震ふ（玉海。）　十一月二

日己亥、大織冠の像破裂す（談峯略記）。七日甲辰、石淸水宮に謁す（玉海・百錬鈔・吉部祕訓鈔・鳩嶺年代記）。八日乙巳、法皇に鳥羽殿に覲えて、是の日、大炊御門第に還る。十三日庚戌、閑院成りて、徙御す（玉海）。十四日辛亥、賀茂社に行幸す（玉海・百錬鈔）。十九日丙辰、大風雷あり（百錬鈔）。二十二日己未、大神寶使を發す（玉海）。二十四日辛酉、雷を軒廊に卜ふ（百錬鈔）。十二月十一日戊寅、法皇、熊野に幸す。十三日庚辰、弓場始の儀を復す。二十四日辛卯、雷なりたるを以て、幣を伊勢以下七社に奉る（玉海）。是の月、天下に赦して、殺生を禁ず（東鑑）。

四年戊申、春正月六日壬寅、法皇、熊野より至る。十六日壬子、法皇、日吉社に幸す（玉海）。二月二十日丙戌、内大臣兼左近衞大將藤原良通薨ず（玉海・公卿補任）。二十一日丁亥、陸奧・出羽の國司に敕して、前民部少輔藤原基成及び藤原泰衡をして、源義經を捕へしむ（玉海・東鑑。基成は、東鑑に據る）。是の月、弗豫、祭を修め經を讀ましめて、之を禱ふ。三月十六日壬子、天下に敕して、毎家の門戸に、四天王經・仁王經等を安置せしむ（玉海○東鑑に、諸國に宣下して、四天王の像を作らしむとなせり）。二十日丙辰、法皇、楊柳觀音・般若心經を六條殿に慶して、天下の安靖を禱る（一代要記）。夏四月五日辛未、式部大輔藤原資定、事に坐して淡路に流さる（玉海。名は、東國鑑に據る）。八日甲戌、一千僧をして經を延曆寺に讀ましめ（玉海・百錬鈔）、輕犯を原す（玉海）。十三日己卯、法皇の御する所の六條殿火く（玉海・百錬鈔・東鑑）。十九日乙酉、賀茂祭に近衞使・檢非違使の車馬・僕從の金銀錦繡を用ひて飾となすことを禁ず（玉海）。二十日丙戌、法皇、源頼朝に敕して、六條殿を造らしむ（東鑑）。五月十五

日庚戌、痘瘡の流行を軒廊に卜ふ。二十一日丙辰、幣を伊勢已下十二社に奉る玉海。二十四日己未、三所に大祓して、痘瘡を禳ふ百錬鈔。是より先、源頼朝、所衆藤原信房及び天野遠景を遣はして、鬼界島を撃たしめたりしが、是の月、之を降せり東鑑。六月十三日丁丑、大内に御して、祇園の神輿を避け、十四日戊寅、閑院に還る。二十四日戊子、白虹、心の大星を貫く玉海。秋八月十七日庚辰、申て殺生を禁ず東鑑。九月十五日戊申、法皇、八條院より四天王寺に幸す玉海○還宮の日闕けたり。冬十月十二日甲戌、申て陸奥・出羽の國司に敕して、源義經を捕へしむ東鑑。十四日丙子、大納言右近衛大將藤原實房、左近衛大將に轉じ、權大納言藤原兼雅、右近衛大將を兼ぬ公卿補任・一代要記。十一月二十八日己未、左大臣藤原經宗罷む公卿補任○本書及び尊卑分脈に、並に云ふ、今年職を辭すと。而して、本書明年の條に云ふ、大臣、勞すること二十六年と。經宗、長寛二年を以て右大臣に任じ、明年に至りて二十六年なり。然れども、今、考ふる所なし。

五年己酉、春正月二十日辛亥、法皇、日吉社に幸す玉海。二月辛酉の朔、日、之を食することあり玉海・百錬鈔。十七日丁丑、院宣を源頼朝に下して、大内を繕治せしむ東鑑。二十二日壬午、法皇、四天王寺に幸す玉海・仲資王記・一代要記。二十八日戊子、前左大臣藤原經宗薨ず公卿補任・仲資王記・一代要記。彗星、東方に見る東鑑・一代要記。三月十一日辛丑、藤原頼經を伊豆に流す○東鑑に、十二日に作れり。十四日甲辰、地震ひ、十八日戊申、又震ふ玉海・仲資王記。二十五日乙卯、豐受宮の戸鎖して開かざるを以て、權大納言藤原實家を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ玉海・仲資王記・伊勢公卿敕使例。庚申の晦、白氣、北斗の魁星を貫く東鑑。夏四月十三日癸酉、權大納言藤原朝方及び子出雲守朝經、源義經に黨せるに坐して、官を奪はる仲資王記・百

鈔・東鑑。義經に黨せるに坐すは、東鑑に據る。 閏月八日丁酉、藤原朝經が官を復す仲資王記・百錬鈔。 十五日甲辰、流人平信基及び弟時實、藤原尹明・藤原資定等を召し還し東鑑。 己未の晦、藤原泰衡、源義經を攻めて、之を殺す東鑑・百錬鈔。 五月四日癸亥、法皇、法華經一千部を四天王寺に慶するを以て、非常赦す玉海。 六日乙丑、法皇、四天王寺より至る。 十日己巳、法皇、日吉社に幸す仲資王記。 二十七日丙戌、太白、東井を犯す。

六月二日庚寅、方忌を鳥羽の南殿に避け、三日辛卯、閑院に還る。 十三日辛丑、攝政兼實が大炊御門第に行幸して、祇園の神輿を避け、十六日甲辰、閑院に還る玉海。 秋七月十日戊辰、右大臣藤原實定を以て左大臣となし、大納言藤原實房を右大臣となし、權大納言藤原兼雅を内大臣となす玉海・公卿補任。 十九日丁丑、源賴朝に敕して、藤原泰衡を討たしむ東鑑。 二十日戊寅、上西門院崩ず仲資王記・百錬鈔・女院小傳・後宮略傳。 二十一日己卯、上西門院を葬る仲資王記。 八月二十日丁未、大風ありて玉海・仲資王記。 神社・官舍、多く倒る。 二十六日癸丑、藤原泰衡を討つを以て、神祇官に敕して、禱らしむること七日仲資王記。 九月三日庚申、藤原朝方が官を復す公卿補任。 源賴朝、藤原泰衡を撃ちて、之に克ち玉海・愚管鈔。 泰衡が部下、泰衡を斬りて降る東鑑。 二十日丁丑、法皇、四天王寺に幸す仲資王記。 二十八日乙酉、多武峯鳴動す。 冬十月十六日壬寅○仲資王記に、十五日に係けたり。法皇、宮に還る。 十七日癸卯、押小路第に行幸して、方忌を避く玉海。 二十九日乙卯、春日社に行幸し玉海・仲資王記・一代要記。 丙辰の晦、宮に還る玉海。 十一月三日乙未、法皇、日吉社に幸す仲資王記。 十九日乙亥、皇兄守貞・惟明を以て親王となす仲資王記・吉部祕訓鈔。 十二月十四日己亥、兼

實を以て太政大臣となし、攝政、舊に仍る玉海・仲資王記・吉部祕訓鈔・一代要記・歷代皇紀○公卿補任に、十七日となせり。二十九日甲寅、右大臣藤原實房、右近衛大將を罷む一代要記・帝王編年記。乙卯の晦、權大納言藤原良經、左近衛大將を兼ぬ公卿補任・一代要記・歷代皇紀。是の月、源賴朝に敕して、入朝せしむ東鑑。

建久元年庚戌、春正月三日戊午、天皇、元服を紫宸殿に加へ吉部祕訓鈔・百錬鈔。晝御座劍を用ひて、寶劍に代ふ。七日壬戌、公卿、表賀し、是の日、赦す玉海。十六日辛未、從三位藤原任子を以て女御となす。二十七日壬午、法皇に六條殿に覲ゆ玉海・百錬鈔。二月、是より先、藤原泰衡が將大河兼任、亂を陸奧・出羽に作しゝが、源賴朝、兵を遣はして、擊ちて之を平ぐ東鑑。三月七日辛酉、法皇、熊野に幸す。十八日壬申、押小路第に行幸して、方忌を避く。夏四月七日庚寅、法皇、熊野より至る玉海。十一日甲午、改元す玉海・公卿補任・百錬鈔・東鑑○一代要記に、十六日に係けたり。十八日辛丑、大神宮の心柱の倒れたるを軒廊にトふ玉海。十九日壬寅、攝政兼實、太政大臣を罷む玉海・公卿補任。二十二日乙巳、所生準三宮藤原氏に號を上りて七條院と曰ふ玉海・女院小傳・後宮略傳。二十六日己酉、女御藤原任子を立てゝ中宮となす玉海・百錬鈔・公卿補任・一代要記。法皇、源賴朝に敕して、六條殿を修めしむ東鑑。五月七日庚申、心柱倒れたるを以て、幣を大神宮に奉り、廢朝すること五日玉海・百錬鈔。六月二十六日己酉、雨を神泉苑に祈る玉海。秋七月十七日己巳、左大臣藤原實定罷む。右大臣藤原實房を以て左大臣となし、內大臣藤原兼雅を右大臣となし、大納言藤原兼房を內大臣となす公卿補任・一代要記。二十三日乙亥、法皇、日吉社に幸す。八月三日乙酉、大內に

御して、方忌を避く玉海。十四日丙申、權大納言藤原賴實を伊勢に遣はして、宸筆の宣命、神寶を大神宮に奉らしむ玉海・伊勢公卿敕使例。神寶は、玉海に據る。十六日戊戌、晴を祈る。十七日己亥、風雨洪水あり。是の日、霖雨を卜占し、神祇官に禱り、仁王經を東大・興福・延曆等の寺に讀ましむ。二十七日己酉、伊勢神宮言す、神宮の瑞籬・門、倒れたりと。二十八日庚戌、幣を伊勢已下十社に奉りて、晴を祈る。辛亥の晦、經を十社に讀ましむ玉海。九月十日辛酉、法皇、四天王寺に幸す一代要記○按ずるに、本書に云ふ、二十一日、當に還幸あるべしと。而して、其の還るを記せず。今、考ふる所なし。十三日甲子、東大寺を造るを以て、院宣を五畿七道に下して、苧索を貢せしむ東鑑。辛巳の晦、押小路第に行幸して、方忌を避く。冬十月壬午の朔、始て史記を讀む玉海。法皇、日吉社に幸して、一千僧をして讀經せしめ、非常赦す玉海・百錬鈔。但伊勢・石淸水の訴ふる所のものは、赦の限に在らず。三日甲申、使を佐保山陵に遣はして、東大寺の上棟を告げしむ。十七日戊戌、法皇、奈良に幸す。十九日庚子、東大寺の上梁を以て、赦す。二十日辛丑、法皇、宮に還る玉海。十一月九日己未、源賴朝、入朝す玉海・東鑑。二十四日甲戌、右大臣藤原兼雅、右近衞大將を罷め公卿補任・一代要記。權大納言源賴朝、右近衞大將を兼ぬ玉海・公卿補任・東鑑。二十七日丁丑、平野社に行幸す玉海。十二月四日甲申、權大納言兼右近衞大將源賴朝罷む公卿補任・增鏡・將軍執權次第○百錬鈔に、三日となせり。十四日甲午、大原野社に行幸す玉海。源賴朝、鎌倉に還る玉海・百錬鈔・東鑑。十八日戊戌、白虹、月を貫く。二十一日辛丑、明年、三合厄に當るを以て、幣を二十二社に奉る玉海。是の歲、諸國旱澇して、稼穀登らざりき東鑑。

二年辛亥、春正月二十七日丙子、方忌を六條殿に避け、二十九日戊寅、閑院に還る。二月十七日丙申、仁王講を淸涼殿に修すること七日。二十四日癸卯、大内に御して、方忌を避く玉海。三月六日甲寅、權大納言藤原頼實、右近衛大將を兼ぬ公卿補任・一代要記・歴代皇紀。鎌倉、地震ふ東鑑。二十五日癸酉、權大納言藤原實宗を伊勢に遣はして、宸筆の宣命、神寶を大神宮に奉らしむ玉海・伊勢公卿敕使例。神寶は、玉海に據る。二十八日丙子、内大臣藤原兼房を以て太政大臣となし、大納言藤原忠親を内大臣となす玉海・公卿補任。夏四月十四日辛卯、方忌を鳥羽殿に避く。十九日丙申、法皇、熊野より至る玉海○幸日闕けたり。二十六日癸卯、延暦寺の僧徒、日吉・祇園・北野の神輿を奉じて閑院に詣り、左兵衛尉佐佐木定重が神人・宮仕を殺傷したることを訴ふ百錬鈔。玉海・一代要記・東鑑を參取す○天台座主記に、定重を重綱に作れるは誤なり。法皇、僧徒を諭して山に還らしむれども、僧徒、詔を奉ぜす玉海。神輿を陣頭に棄てゝ去る。二十七日甲辰、祇園・北野の神輿を本社に還し、權に日吉の神輿を祇園に遷す百錬鈔。丁未の晦、佐佐木定重を對馬に、定重が父定綱を薩摩に、兄廣綱を隱岐に○天台座主記に、讃岐に作れり。弟定高を土佐に流し、其の從者五人を獄に下す百錬鈔・東鑑・天台座主記○百錬鈔に、五人を三人に作り、座主記には、六人。五月戊申の朔、僧徒、日吉の神輿を迎へて還る玉海・天台座主記。使を遣はして、幣を三社に奉らしむ玉海・百錬鈔。法皇、四天王寺に幸して、方忌を避く。十日丁巳、幣馬を丹生・貴布禰に奉りて、雨を祈る。十四日辛酉、旱するを以て、經を神泉苑に讀ましむること五日。十五日壬戌、幣を二十二社に奉り、法皇、又四天王寺に幸す玉海。十六日癸亥、雨を神祇官に祈る玉海・百錬鈔。十七日甲子、孔

雀經法を醍醐寺に修す玉海・祈雨孔雀經法記。 二十日丁卯、僧徒の再び訴ふるを以て、流人佐佐木定重を殺す玉海。 二十二日己巳、方忌を鳥羽殿に避く玉海。 是の日、大に雨ふる玉海・祈雨孔雀經法記。 二十三日庚午、法皇、四天王寺より至る。 二十七日甲戌、如說仁王會を太政官廳に修して、三合厄を禳ふ玉海。 六月十日丁亥、法皇の六條萱御所火く玉海・百錬鈔。 十二日己丑、雨を丹生・貴布禰に祈る。 是の夜、大に雨ふる。 十三日庚寅、大內に御して、祇園の神輿を避け、十四日辛卯、宮に還る。 二十三日庚子、晴を丹生・貴布禰に祈る玉海。 二十六日癸卯、準三宮覲子內親王に號を進めて宣陽門院と曰ふ玉海・女院小傳、院號定部類記に山丞記を引ける〇百錬鈔に、二十七日に係け、帝王編年記には、二十五日。 秋七月四日庚戌、晴を祈る。 九月十日丙辰、法皇、四天王寺に幸す。 二十一日丁卯、熒惑、軒轅に入り、閑院の櫻、華さき、及び三合厄を以て、幣を石淸水已下七社に奉る。 法皇、宮に還る玉海。 冬十月九日甲申、七條朱雀の女子、一產三子百錬鈔。 十一月四日己酉、熒惑、太微の上將を犯す玉海。 十一日丙辰、八十島祭す百錬鈔。 十二月八日壬午、松尾社に行幸し、十三日丁亥、北野社に行幸す玉海・百錬鈔。 十六日庚寅、法住寺殿成りて、法皇、六條殿より徙御す東鑑。十六日は、玉海に據る〇本書に、十七日に係けたり。蓋し賴朝をして之を修めしめたるならん。而れども、其の之を命ずるの月日は、今、考ふる所なし。 十七日辛卯、攝政兼實を以て關白となす玉海・百錬鈔・公卿補任・歷代皇紀。 二十二日丙申、鹿島宮鳴動す東鑑。 是の月、法皇、違豫。 閏月十六日庚申、前左大臣藤原實定薨す〇公卿補任に、二日に係け、百錬鈔には、十七日。 十八日壬戌、法皇違豫なるを以て、非常赦す。 二十九日癸酉、幣を崇德帝の廟に奉り、讚岐の御影堂に陵戶を奉り、佛寺を長門に造りて、安德帝の冥福を薦め、

後鳥羽天皇

以て法皇の疾を禱ふ。玉海。

三年壬子、春正月十二日乙酉、法皇、中納言源通親を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ。玉海・百錬鈔。十七日庚寅、孔雀經法を法皇宮に修すること七日。玉海・孔雀經御修法記。癸卯の晦、押小路第に行幸して、方忌を避く。玉海。二月十三日丙辰、法皇、臨時祭を日吉社に修し。玉海・百錬鈔。十列東遊を奉りて、疾を禱ふ。十八日辛酉、六條殿に覲して、法皇の疾を視る。○按ずるに、法皇、六條殿に還るの日は、考ふる所なし。三月十三日乙酉、法皇崩ず。十五日丁亥、後白河天皇を葬る。玉海。夏四月二十九日庚午、鎌倉、大流星あり。東鑑。是の月、熒惑、右執法を犯す。明月記。五月二日癸酉、輕囚を原す。玉海。秋七月二日壬申、方忌を避く。吉部秘訓鈔○本書に、地あらず。今、考ふる所なし。十二日壬午、前權大納言源頼朝を以て征東大將軍となす。公卿補任・東鑑。九月三日壬申、熒惑、天江を犯す。玉海。冬十月十八日丁巳、孔雀經法を閑院に修して、彗星を禳ふ。孔雀經御修法記○本書に、彗星の見れたる日及び方位を載せず。他に考ふる所なし。十二月十六日甲寅、三所に大祓して、疱瘡を禳ふ。二十九日丁卯、天皇、疱瘡を患ふ。百錬鈔。

四年癸丑、春正月己卯の朔、諒闇なるを以て小朝拜を罷む。百錬鈔。三日辛未、天皇疱瘡を患ふるを以て、不空羂索法、天曹地府・泰山府君の祭を修す。四日壬申、幣を伊勢以下十二社に奉る。五日癸酉、幣を粟田宮に奉る。八日丙子、七佛藥師法を禁内に修す。十五日癸未、一千僧をして經を延暦寺に讀ましめ、輕囚を原す。二十日戊子、疾瘳ゆ。二十六日甲午、始て吉書を覽、除

目に臨む。二月七日甲辰、尊勝陀羅尼供養を法勝寺に修す。八日乙巳、八講を祇園に修す玉海。三月九日丙子、佛堂を蓮華王院に慶す歴代皇紀・帝王編年記。十三日庚辰、曼陀羅供を六條殿に修す百錬鈔○本書に、丙辰に作れり。今、干支を推して之を訂す。夏五月八日癸酉、大内に御して、方忌を避く玉海。秋七月、淡路、九足の馬を出す東鑑。八月、敕して、粟田宮祭を修す帝王編年記。冬十月十一日甲辰、日吉社に行幸す玉海・百錬鈔・吉部祕訓鈔。十一月十七日庚辰、武藏の鷲宮の神座の前に血流る東鑑。十二月十三日丙午、使を宇佐に遣はす玉海・百錬鈔。二十二日乙卯、一千僧をして藥師經を延暦寺に讀ましむ百錬鈔。

五年甲寅、春正月六日戊辰、齋院の五辻第に行幸して、方忌を避け玉海・仲資王記。二月十九日辛亥、又五辻第に行幸す仲資王記。二十七日己未、樂所を置く玉海。三月十六日丁丑、鎌倉、日に光なし。二十八日己丑、盜あり、大内に入りて火を放ちたれば、之を捕獲せり東鑑。二十九日庚寅、法華八講を長講堂に修し、著して永式となす年中行事。夏四月三日甲午、法金剛院に行幸して、方忌を避く園太暦貞和三年。五月十九日己卯、八條院に行幸して、方忌を避く。六月五日甲午、晴を祈る。七日丙申、晴を神祇官に祈ること七日仲資王記。己未の晦、後白河帝の廟鳴動す百錬鈔。秋七月十二日辛未、五辻第に行幸して、方忌を避く玉海・仲資王記。十五日甲戌、廣田夷宮鳴動す仲資王記。十六日乙亥、孔雀經法を神泉苑に修す玉海。十九日戊寅、雨を丹生・貴布禰に祈る百錬鈔。二十日己卯、宇都宮朝綱、私に公田を占めたるに坐して、土佐に流さる東鑑。二十三日壬午、使を後白河帝の廟に遣はし百錬鈔。幣を廣田社に奉る。二十六日

乙酉、五辻第に行幸して、方忌を避く仲資王記。二十八日丁亥、夷宮の鳴動を卜ふ仲資王記・百錬鈔。八月三日辛卯、松尾の社司言す、靈木、故なくして僵れたりと。十一日己亥、五辻殿に行幸して、方忌を避く仲資王記。是の月、内大臣藤原忠親罷む公卿補任。十七日乙巳、八條院の居る所火く玉海・仲資王記・百錬鈔。閏月十五日壬申、天變怪異あり、及び厄に直るを以て、幣を伊勢以下十三社に奉る玉海。十六日癸酉、幣を粟田宮に奉る。二十七日甲申、地震ふ玉海・仲資王記。九月九日丙申、大雷あり百錬鈔。二十二日己酉、興福寺を慶するを以て、天下に大赦す。冬十月十九日丙子、五辻第に行幸して、方忌を避く。十一月二十三日庚戌、押小路第に行幸して、方忌を避く。十二月丁巳の朔、晴を祈る。二日戊午、稻荷・祇園に行幸す。十七日癸酉、法金剛院に行幸して、方忌を避く仲資王記。

六年乙卯、春正月十七日癸卯、押小路第に行幸して、方忌を避く玉海。二月乙酉の晦、大内に御す玉海・百錬鈔。權大納言藤原良經を伊勢に遣はして、東大寺を慶することを告げしむ玉海・伊勢公卿敕使例。東大寺を慶することを告ぐるは、百錬鈔に據る。三月丙戌の朔、日、之を食することあり玉海・百錬鈔。四日己丑、源頼朝、入朝す百錬鈔・東鑑・愚管鈔。十日乙未、東大寺に行幸す玉海・百錬鈔・東鑑。十二日丁酉、東大寺を慶す玉海・百錬鈔・東鑑・一代要記。前内大臣藤原忠親薨ず公卿補任・皇帝紀抄・一代要記。十三日戊戌、車駕、宮に還る玉海・百錬鈔。夏六月二十五日戊寅、源頼朝、鎌倉に還る一代要記・愚管鈔・東鑑。秋七月九日辛卯、中宮身めることあるを以て、幣を十三社に奉る百錬鈔。九月六日丁亥、大風ありて、成勝寺・延勝寺の門倒る。是の月、太白・熒惑、太微に入る玉海。冬十月十

日辛酉、幣を十社に奉りて、天變を禳ふ。三長記。 十一月十日辛卯、權大納言藤原良經を以て內大臣となす。三長記・公卿補任・一代要記・歷代皇紀。 十一日壬辰、方忌を避く。○本書に、地あらず。考ふる所なし。 十九日庚子、大內に御し、十二月九日己未、閑院に還る。 二十八日戊寅、五辻第に行幸して、方忌を避く。三長記。

七年丙辰、春三月二十二日壬寅、千手供三十壇を蓮華王院に修して、天變を禳ふ。 二十三日癸卯、大內に御す。玉海。 是の日、左大臣藤原實房罷む。公卿補任・尊卑分脈・愚管鈔。 二十六日丙午、初て賭射を大內に觀る。玉海○按ずるに、本書に、還宮の日闕けたり。 夏五月九日戊子、方忌を避く。明月記○本書に、地あらず。考ふる所なし。 十一日庚寅、大北斗法を禁中に修して、天變を禳ふ。一代要記。 六月二十五日癸酉、平知忠、亂を作す。擊ちて之を平ぐ。○長門本平家物語に、十月七日となせり。 是の月、物ありて、髡首の如く、法性寺・清水寺に見る。明月記。 秋七月戊寅の朔、如法仁王會を法勝寺に修して、天變を禳ふ。一代要記。 二十一日戊戌、朱雀・藻壁・偉鑒の三門を造る。百錬鈔。 冬十月二十五日庚午、石清水宮に謁す。玉海・鳩嶺年代記・百錬鈔。 十一月五日庚辰、賀茂社に行幸す。玉海・三長記・百錬鈔。 二十三日戊戌、大內に御して、方忌を避く。三長記。 二十五日庚子、關白兼實罷む。 前攝政基通を以て關白となす。公卿補任・百錬鈔・一代要記。 二十九日甲辰、使を宇佐に遣はす。百錬鈔・三長記。 十二月九日甲寅、太政大臣兼房罷む。 二十一日丙寅、閑院に還る。三長記。

八年丁巳、春正月十日甲申、蓮華王院に行幸して、方忌を避け、園太曆貞和三年○本書に、又曰く、二月二十五日、方忌を閑院に避くと。然れども、玉海の前後の文に據れば、是の時、天皇、閑院に在り。故に取らず。 三月十六日庚寅、閑院より齋院の大炊御門第に還御す。玉海○本書に、還宮の日闕けたり。

是の月、藏人橘兼仲夫妻妖言したるを以て、兼仲を隱岐に、妻を安房に流し、僧歡心を囚ふ皇帝紀抄。國名は、愚管鈔に據る。　夏四月二十二日乙丑、七條院に覲ゆ玉海別記・百錬鈔。　閏六月二十五日丁酉、大風ありて、東大寺の廻廊倒る百錬鈔。　是の夏、天下、疫疾流行せり一代要記。　冬十二月十八日丙戌、明年元正、日、食すべきを以て、幣を二十二社に奉る百錬鈔。

九年戊午、春正月己亥の朔、日、之を食することあり玉海・百錬鈔・明月記。　九日丁未、大炊御門第に徙御す玉海・三長記・明月記。　十一日己酉、皇子爲仁を立てゝ皇太子となし明月記。　即日、位を皇太子に傳ふ玉海・明月記・毘沙門堂所藏記・愚管鈔・三長記。　尊號を上りて太上天皇と曰ふ百錬鈔・皇年代略記・皇胤紹運錄。　帝、位に在ること十五年、齡、未だ二十に滿たず、諸皇子、尙幼なし。而して、施爲、意の如くにすることを得ず、遂に脱屣の志あり增鏡。　權大納言源通親、之を贊成して、帝の意、乃ち決せり愚管鈔。　然れども、機務を聽斷すること、一に在位の如くす增鏡。　二條殿に徙り明月記・百錬鈔。　後、賀陽院に御し明月記・百錬鈔・承久記。　或は鳥羽・白河の宮に御す。又離宮を水無瀨に造りて、泉石の勝を極む。土御門帝、位を去るに及びて、本院と稱し增鏡。　屢宇治・熊野・四天王寺に幸し明月記・百錬鈔。　常に關東の專權を惡み、四天王院を白河に建てゝ、源實朝を詛へり承久記。　承久元年正月、實朝、殺さる。實朝が母北條氏、及び其の宰北條義時、雅成・賴仁二皇子を擇び、立てゝ將軍となさんことを奏請す。上皇、以爲らく、兄、旣に天位に登りぬ。而して、弟、又關東に專制せば、是地に二王あるなりとて、許さず承久記・愚管鈔を參取す。　義時、乃ち藤原道家が

子頼經を迎へて、之を立てたれば承久記・愚管鈔・東鑑。朝權、下に移りぬ承久記。上皇、謂らく、頼朝、兵權を握りしより、當時、既に其の制し難きを患へたり。今幸に其の嗣絶えぬ。義時、何爲る者ぞ、身は、家人たりながら、詔旨を廢格す。今にして圖らずんば、王道、地に墜ちんと保暦間記。會義時、信濃人仁科盛遠が食邑を收む。上皇、敕して、之を還さしめ承久記。又攝津の長江・倉橋の二莊を以て、倡龜菊に賜ひしに、地頭、龜菊を侮慢し、領主を以て之を待たざれば、龜菊、之を訴ふ。因て敕を下して、地頭を停めしむれども、義時、皆命を奉ぜず。上皇、怒を蓄へ、意を決して之を討つ承久記。東鑑を參取す。三年五月、城南寺の流鏑馬に託して、山城・大和等十四國の兵士を集め、罪を聲らして義時を討つ承久記。義時、遂に反き、弟時房・子泰時等を遣はして、兵十九萬を將ゐて、京師を犯さしむ。六月、官軍、連に敗る承久記・東鑑。上皇、憂迫して、計、出づる所なく承久記。賀陽院より四辻殿に遷る。既にして、泰時等、京師を陷る。七月、上皇、鳥羽殿に遷り、薙髪して戒を受く承久記・東鑑。法名は良然皇胤紹運錄・皇年代略記○按ずるに、一代要記に、一説に、金剛理とす。然れども、灌頂の文なく、且つ諸書に、見る所なし。故に取らず。未だ幾ならずして、隱岐海部郡苅田郷に遷され承久記・東鑑。巖穴に依りて宮となし、茅茨松椽、僅に風雨を蔽ふのみ增鏡。隱岐に在ること十九年○增鏡に、十七年に作れり。今、前後の年數を推して之を訂す。世に隱岐院と稱す百錬鈔・皇年代略記。延應元年二月、隱岐に崩ず。年六十百錬鈔・增鏡・東鑑・一代要記。苅田の山中に火葬す增鏡。遺詔して、國忌・山陵を置かず百錬鈔。故北面藤原能茂、御骨を收めて、京師に還り百錬鈔・增鏡。大原の西林院に藏め一代要記。稱して顯德院と曰ふ平戶記・百錬鈔・增鏡・一代要記。仁治二年二

月、法華堂を大原に造りて、御骨を安ず一代要記。後嵯峨帝の登極に及び、改めて後鳥羽院と稱す平戸記・增鏡・百錬鈔・一代要記・紹運要略。寶治元年四月、北條時頼、祠を鎌倉鶴岡の西北の山に建て東鑑。稱して今宮と曰ふ神明鏡。

帝、敏慧多能にして、最も和歌に妙なり增鏡。讓位の後、和歌所を禁中拾芥鈔。及び水無瀨宮に置き清家鈔。又源通具・藤原有家等に命じて、新古今和歌集を撰ばしめ、親しく臨みて裁定せり新古今和歌集序・明月記・增鏡。又好みて故實を講究せり古今著聞集。嘗て羣臣と、節會・除目の儀を習ひ、帝、自ら内辨となりて、筆を執れり百錬鈔。古今著聞集・皇帝紀鈔を參取す。琵琶を藤原定輔に學びて、深く精微に造りぬ古今著聞集・玉蘂を參取す。蹴鞠を善くす。藤原泰通・藤原宗長・藤原雅經等、嘗て上表して蹴鞠長者と稱したり承元御鞠記・古今著聞集。又善く劍を相す增鏡。刀を造るごとに、親ら之を淬ぎたれば、世に、御所鍛と謂ひ、多く武人に賜ひて、之を佩かしめたり承久記。膂力ありて、武技を好み古今著聞集・承久記を參取す。最も弓馬を善くせり六代勝事記。始て西面を置き、以て北面に配したり愚管鈔・承久記。關東に命じて、射藝に練達し、材力絶倫なるものを選貢せしめたり承久記。是より先、今津に盜ありたれば、西面を遣はして之を捕へしめたるに、盜、多力にして、捕獲すること能はざりしかば、帝、船に駕して往き觀、櫂を擧げて指揮せしに、盜、乃ち縛を受けたり。帝、問ひて曰く、健兒、何ぞ輙く縛せられたると。曰く、大家の櫂を執ること扇を揮ふが如くなるを見て、覺えず慴伏せりと。帝、赦して奴となし、遊幸するごとに、必ず從へたり古今著聞集。帝、位に在るの日、王室の陵替を憤り、恢張の志ありき。嘗て和歌を作りて曰く、奧山のおどろが下もふみわけて道ある

世ぞと人に知らせんと増鏡。而して、志業就らず、遂に播遷の禍に遭へり。

譯文大日本史卷の五十四終

譯文大日本史卷の五十五

本紀第五十五

土御門天皇

土御門天皇、諱は爲仁、後鳥羽帝の第一子なり。母は承明門院（皇胤紹運錄・百錬鈔・一代要記・神皇正統記。）建久六年十二月二日壬子、生れ（皇胤紹運錄・歴代皇紀・皇年代略記○一代要記に、十一月二日に係け、帝王編年記には、十一月朔。）九年正月十一日己酉、立ちて皇太子となり（明月記。）卽日、閑院に受禪し（明月記・百錬鈔・毘沙門堂所藏記。）關白基通を以て攝政せしむ（公卿補任・百錬鈔・一代要記。）右大臣藤原兼雅・内大臣兼左近衞大將藤原良經・權大納言兼右近衞大將藤原賴實、並に故の如し。十九日丁巳、内大臣藤原良經、左近衞大將を罷め、權中納言藤原家實、左近衞大將を兼ぬ（公卿補任・歴代皇紀。）二十日戊午、後鳥羽帝を尊びて太上天皇と曰ふ（三長記・一代要記・歴代皇紀○百錬鈔に、十九日に係けたり。）二月二十日戊子、大内に御す（明月記・三長記。）三月三日庚子、天皇、位に太政官廳に卽く。時に年四歳（百錬鈔・一代要記・歴代皇紀。）準母前齋院範子内親王を尊びて皇后と曰ふ（歴代皇紀・女院小傳。）冬十月二十七日辛卯、御禊す（纏歷記・百錬鈔・一代要記・歴代皇紀・增鏡。）十一月十四日丁未、右大臣藤原兼雅を以て左大臣となし、權大納言藤原賴實を右大臣となす（公卿補任。）二十二日乙卯、大嘗す（一代要記・歴代皇紀○百錬鈔に、二十三日に係けたり。）

正治元年己未、春正月癸巳の朔、日、食に當れども、陰雨して見えず、雷なり、地震ふ

玉海・明月記。 十三日乙巳、征夷大將軍源頼朝薨ず明月記・業資王記・公卿補任・百錬鈔・鎌記將系抜萃。 十九日辛亥、山科山陵・鳴動す百錬鈔。 二十日壬子、右大臣藤原頼實、右近衛大將を罷め、權大納言源通親、右近衛大將を兼ぬ公卿補任・明月記。 二十六日戊午、山陵の鳴動を軒廊に卜ふ百錬鈔。 左近衛權中將源頼家に敕して、諸國の守護を總督せしむ東鑑。 三月十九日辛亥、僧文覺を佐渡に流す百錬鈔・帝王編年記。 夏四月二十七日戊子、改元す公卿補任・百錬鈔・業資王記・一代要記・帝王編年記。 五月二十一日壬子、前左馬頭源隆保、事に坐して土佐に流され明月記・百錬鈔・帝王編年記。 僧有慶を淡路に流す百錬鈔。 是の月、京師、大水あり明月記。 六月十三日癸酉、大內に御す明月記・百錬鈔○按ずるに、此蓋し祇園の神輿を避けたるなり。本書に、閑院に還ることを載せず。今、考ふる所なし。 二十二日壬午、右大臣藤原頼實を以て太政大臣となす。左大臣藤原兼雅罷む。內大臣藤原良經を以て左大臣となし、權大納言藤原家實を右大臣となし、權大納言源通親を內大臣となす公卿補任。 庚寅の晦、經を神泉苑に讀ましめて、雨を祈る百錬鈔。 秋七月十二日壬寅、雨を淸瀧に祈る祈雨御讀經記。 十六日丙午、金剛童子法を園城寺に修す東寺長者補任。 八月三日癸亥、經を神泉苑に讀ましめて、雨を祈る東寺長者補任・百錬鈔。 十六日丙子、權大納言源通資を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ業資王記・伊勢公卿敕使例。 二十日庚辰、上皇、熊野に幸す。是の月、越後、大水あり明月記。 九月八日丁酉、上皇、熊野より還る。 十九日戊申、幣を七社に奉りて、晴を祈る業資王記○百錬鈔に、二十日、幣を十社に奉るとなせり。 二十六日乙卯、東大・興福・延暦の三寺に詔して、仁王經を讀ましめて、晴を祈る百錬鈔。 冬十月二十六日乙酉、明年三合厄に直るを以て、六十僧をして大般若經を紫宸

殿に讀ましめて、之を禳ふ。百錬鈔。　十一月二十七日乙卯、上皇に二條殿に覲ゆ。玉海別記・百錬鈔・業資王記○按ずるに、明月記・三長記等の書に、讓位の後、仍大炊殿に御せり。而して、二條殿に徙ることは、月日考ふる所なし。　二十八日丙辰、大神寶使を發す。業資王記○百錬鈔に、二月二十五日に係けたり。　二年十二月十六日甲戌、皇弟長仁・守成を以て親王となす。明月記・百錬鈔。　二十四日壬午、肅子內親王を以て齋宮となす。歴代皇紀・皇帝紀鈔。

二年庚申、春正月戊子の朔、日忌を以て小朝拜を罷む。玉海。　三月二十一日丙子、上皇、春日社に幸す。明月記・百錬鈔。　夏四月十五日庚子、守成親王を立てゝ皇太弟となし、皇胤紹運錄・百錬鈔・一代要記・東鑑。內大臣源通親を傅となす。公卿補任。　五月十日甲子、幣を二十二社に奉りて、國家の安靖を祈る。百錬鈔。　六月二十八日壬子、上皇の中宮に號を上りて宜秋門院と曰ふ。玉海・女院小傳・歴代皇紀、院號定部類記に帥入道記及び重長記・外記日記を引ける。　秋七月十六日庚午、前左大臣藤原兼雅薨ず。明月記○公卿補任に、十八日に係けたり。　十九日癸酉、雨を神泉苑に祈る。百錬鈔。　冬十一月七日己亥、方忌を避く。明月記○本書に、地あらず。考ふる所なし。　二十八日庚辰、上皇、熊野に幸す。百錬鈔○還宮の日闕けたり。

建仁元年辛酉、春正月二十三日甲戌、上皇に二條殿に覲ゆ。玉海別記・百錬鈔。　越後人城長茂、兵を率ゐて小山朝政が第を圍みて、克たず、二條殿に入りて、源頼家を討たんことを請ふ。上皇、聽さず。百錬鈔。東鑑を參取す○一代要記・歴代皇紀・保曆間記に、並に十三日に係けたり。　二月十三日甲午、改元す。百錬鈔・一代要記・歴代皇紀・皇年代略記・帝王編年記・東鑑。　二十一日壬寅、孔雀經法を閑院に修して、辛酉厄を禳ふ。孔雀經御修法記。　二十二日癸卯、城長茂、誅に伏す。東鑑。　二十三日甲辰、皇太弟の疾をトふ。三長記。　夏四月十九日戊戌、鳥羽の南殿に徙御す。　二十一日庚子、

上皇、鳥羽の北殿に徙御す百錬鈔。 五月七日丙辰、雨を清瀧に祈る祈雨御讀經記。 六月二十七日乙巳、一千僧をして經を法勝寺に讀ましむ百錬鈔。 秋七月十九日丁卯、雨を神泉苑に祈る東寺長者補任。 二十八日丙子、雨を祈る。 八月十日丁亥、方忌を避く三長記○本書に、地あらず。考ふる所なし。 十一日戊子、鎌倉、大風雨ありて、鶴岡の宮寺、及び堂塔舍宅、多く倒れ、下總葛飾郡、海溢れて、千餘人を漂沒せしむ東鑑。 十五日壬辰、晴を祈る三長記。 二十日丁酉、春日社に行幸す一代要記。 二十二日己亥、又晴を祈る。 二十三日庚子、太政官廳を修む。 二十八日乙巳、大内に御して、方忌を避く三長記。 九月二十日丁卯、四天王寺の塔を慶す。 冬十月五日壬午、上皇、熊野に幸す。 二十六日癸卯、上皇、熊野より至る。 十一月三日庚戌、雷なる百錬鈔。 十二月二日戊寅、二條殿火く園太暦文和二年。 四日庚辰、權中納言藤原公繼を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ伊勢公卿敕使例。 二十二日戊戌、始て孝經を讀む一代要記・歷代皇紀。 二十四日甲子、太皇太后藤原氏崩ず公卿補任・帝王編年記○葬闕けたり。 二十七日癸卯、齋宮の疾を軒廊に卜ふ百錬鈔。

二年壬戌、春正月十五日辛酉、所生準三宮源在子を號して承明門院と曰ふ明月記・百錬鈔・一代要記・歷代皇紀。 二十八日甲戌、鎌倉、兩日並び出づ東鑑。 二月六日辛巳、孔雀經法を二條殿に修して、彗星を禳ふ孔雀經御修法記○按ずるに、彗星の見れたる日、及び方位、考ふる所なし。 夏五月二十三日丙寅、雹を雨らす、大さ寸餘歷代皇紀・皇年代略記。 是の月、京師、盜多し。 六月十二日乙酉、大内に御し明月記。 十六日己丑、閑院に還る明月記・百錬鈔。 秋七月二十二日甲子、左衛門督源頼家を以て征夷大將軍となす公卿補任・東鑑○將軍執權次第に、元年七月二十三日に係け、增鏡には、元年六月二十二日。 冬十月十九

土御門天皇

日庚寅、京極殿成りて、上皇、徙御す百錬鈔○歴代皇紀に、春日殿に作れり。　二十日辛卯、內大臣兼右近衛大將皇太弟傅源通親薨ず公卿補任・歴代皇紀○百錬鈔・一代要記・帝王編年記に、並に二十一日となせり。　閏月二十日辛酉、大納言藤原隆忠を以て內大臣となす公卿補任・一代要記。　十一月辛未の朔、日、南至し百錬鈔・皇年代略記・歴代皇紀。　公卿、表賀す皇年代略記・歴代皇紀。　三日癸酉、權大納言藤原忠經、右近衛大將を兼ぬ公卿補任・一代要記○歴代皇紀に、十月に係けたり。　十二月二十四日甲子、鎌倉、雷なる東鑑。　二十五日乙丑、攝政基通罷む。　左大臣藤原良經を以て攝政せしむ公卿補任・一代要記・帝王編年記。　太政大臣頼實、皇太弟傅を兼ぬ公卿補任。

三年癸亥、春正月三日癸酉、雷なる平戸記寛元三年。　二十六日丙申、大に風ふき雷なりて明月記・百錬鈔。　木を折り屋を發く。　二十九日己亥、方忌を避く明月記○本書に、地あらず。考ふる所なし。　二月十九日戊午、上皇、日吉社に幸す百錬鈔。　三月十日己卯、上皇、熊野に幸す明月記・百錬鈔。　十二日辛巳、大內に御す明月記。　夏四月己亥の朔、日、之を食することあり百錬鈔・明月記。　十一日己酉、上皇、熊野より還る。　五月二十七日甲午、太白、晝見る明月記。　上皇、八萬四千塔を法勝寺に慶す明月記・業資王記・一代要記・百錬鈔。　二十八日乙未、僧淨戒・見光が聖德太子の墓を發きたるを以て、淨戒を備前に、見光を周防に流す。　六月二十三日己未、晴を六社に祈る。　秋七月九日乙亥、上皇、熊野に幸す百錬鈔○還宮の日闕けたり。　十二日戊寅、雨を神泉苑に祈る東寺長者補任。　二十二日戊子、大風、木を折り屋を發く明月記。　八月丙申の朔、延暦寺の西塔・釋迦堂の學生、堂衆と協はずして、城を築き、堂衆に逼る。　六日辛丑、堂衆、莊官を率ゐて、學生を攻む。　院宣して、

之を喩したれば、堂衆、解き去りぬ。九月二日丁卯、北條時政、源賴家が子一幡を殺す。七日壬申、源賴家が母北條氏、賴家を廢して、其の弟實朝を立つ東鑑。詔して、實朝を以て征夷大將軍となす明月記・業資王記・公卿補任・東鑑○保曆間記に、二十七日となし、愚管鈔には、十二月八日。冬十月六日辛丑、雷なる。九日甲辰、大內に御す明月記○本書に、閑院に還ることを載せず。十五日庚戌、延曆寺の堂衆、金子山に據る。佐佐木經高・佐佐木盛綱を遣はして、學生を援けて之を攻めしむ。官軍、多く死し、堂衆、引き去る東鑑○明月記に、經高を定綱に作れり。二十七日壬戌、大內に御して、方忌を避く明月記。甲子の晦、京師火く明月記・百錬鈔。十一月五日己巳、日吉の八王子・三宮火く明月記・歷代皇紀○一代要記に、十月となせり。二十五日己丑、幣を日吉に奉りて、三宮の火けたることを謝す。二十六日庚寅、上皇、春日社に幸す百錬鈔・明月記。甲午の晦、東大寺を慶す百錬鈔・業資王記○一代要記に、二十日となせり。十二月二日丙申、二條殿火く明月記・百錬鈔・一代要記。四日戊戌、上皇、宇治の離宮に徙る百錬鈔・業資王記。十五日己酉、上皇、日吉社に幸す百錬鈔・明月記。二十六日庚申、方忌を三條殿に避く明月記。

元久元年甲子、春正月九日癸酉、皇弟雅成を以て親王となす明月記・百錬鈔。十九日癸未、赤氣ありて、東北に見れ、二十一日乙酉、赤氣、又見る明月記。二月二十日甲寅、改元す百錬鈔・愚管鈔・明月記・一代要記。二十五日己未、上皇、四天王寺に幸す明月記・東鑑。二十七日辛酉、上皇、宮に還る明月記。三月二十二日乙酉、是より先、平氏の族富田基度・三浦盛時等、亂を伊賀・伊勢に作したれば、武藏守源朝雅を遣はして、討ちて之を平げしむ東鑑○本書に、二十三日に係けたり。今、明月記・一代要記・仲資王記に從ふ。二十五日戊子、方忌を避く○本書に、地あらず。考ふる所なし。

五月十日壬申、安井殿に行幸す明月記。六月十三日甲辰、雨を丹生・貴布禰に祈り、大内に御して、祇園の神輿を避く仲資王記。二十日辛亥、雨を淸瀧に祈る祈雨御讀經記。二十三日甲寅、禮子内親王を卜定して、齋院となす百錬鈔・明月記・仲資王記・歷代皇紀。秋七月二日壬戌、雨を神泉苑に祈る東寺長者補任。十八日戊寅、北條時政、前征夷大將軍源賴家を殺す承久記・保曆間記。月日は、愚管鈔・東鑑に據る○愚管鈔・增鏡に、時政を義時に作り、保曆間記に、十九日に係けたり。二十二日壬午、雨を東寺に祈る東寺長者補任。八月八日戊戌、上皇、五辻殿に徙御す明月記・仲資王記・百錬鈔。二十三日癸丑、權大納言藤原公房を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉り明月記・伊勢公卿敕使例。御衣劒戟を獻ぜしむ。是の日、延曆寺の堂衆を流す○一代要記に、二十五日に係けたり。九月十三日壬申、上皇に五辻殿に覲ゆ明月記。十七日丙子、上皇、熊野に幸す。冬十月六日乙未、上皇、熊野より至る明月記・仲資王記。是の日、鎌倉、地震ふ東鑑。十一月三日辛酉、石淸水宮に謁し明月記・仲資王記・百錬鈔・鳩嶺年代記。四日壬戌、宮に還る明月記・仲資王記。十三日辛未、賀茂社に行幸す明月記・仲資王記・百錬鈔。十六日甲戌、攝政良經、左大臣を罷む。十二月七日乙未、太政大臣賴實罷む。十四日壬寅、良經を以て太政大臣となし、攝政、舊に仍る。右大臣藤原家實を左大臣となし、內大臣藤原隆忠を右大臣となす公卿補任・帝王編年記。二十七日乙卯、大内に御す明月記・百錬鈔・皇年代略記。地震ふ仲資王記。二十九日丁巳、赤氣ありて、東方に見れ、地震ふ明月記。

二年乙丑、春正月三日辛酉、天皇、元服を紫宸殿に加ふ明月記・百錬鈔・毘沙門堂所藏記・一代要記・歷代皇紀。殿名は、毘沙門堂所藏記に據る。十九日丁丑、上皇に京極殿に覲ゆ明月記。京極殿は、百錬鈔に據る。二月十一日己亥、權中納言源通光が中院第

に行幸す百錬鈔。　三月二十六日癸未、新古今和歌集成る本書序・明月記・増鏡。　夏四月三日庚寅、大内に御す。明月記・百錬鈔。　十三日庚子、藤原麗子を以て女御となす百錬鈔・歴代皇紀・女院小傳。　十七日甲辰、中院第に行幸す。六月乙卯の晦、閑院を修むるを以て、前太政大臣頼實が大炊御門第に遷御す明月記・百錬鈔。閑院を修むるは、明月記に據る。秋七月十一日丙寅、女御藤原麗子を立てゝ中宮となす明月記・歴代皇紀・女院小傳。　雨を神泉苑に祈る百錬鈔〇東寺長者補任に、十二日に係けたり。　二十二日丁丑、雨を東寺に祈る百錬鈔・東寺長者補任。　閏月三日戊子、上皇の宇治の離宮火く明月記・百錬鈔・皇年代略記。　七日壬辰、雨を東寺に祈る東寺長者補任。　二十六日辛亥、源實朝、武藏守源朝雅を京師に殺す明月記・東鑑。　甲寅の晦、方忌を避くる明月記〇本書に、地あらず。考ふる所なし。　八月十三日丁卯、上皇、水無瀬殿に徙る。二十八日壬午、天皇、閑院に徙御す。　癸未の晦、八十島祭使を發す明月記・百錬鈔。　冬十月二日乙卯、延暦寺火く明月記・百錬鈔・一代要記・東鑑。　二十六日己卯、幣を日吉に奉りて、延暦寺の火けたることを謝す百錬鈔。十一月二十四日丙午、大納言藤原實宗を以て内大臣となす公卿補任・一代要記・歴代皇紀。　十二月二日甲寅、上皇、賀陽院に徙る明月記・百錬鈔。　八日庚申、使を宇佐に遣はす百錬鈔。　二十四日丙子、上皇に覲ゆ明月記。

建永元年丙寅、春正月二十二日甲辰、幣を十二社に奉りて、疱瘡を禳ふ百錬鈔。　二月壬子の朔、日、之を食することあり百錬鈔・三長記。　二十八日己卯、熊野本宮火く一代要記・帝王編年記・皇帝紀鈔。　是の月、太白・歳星・熒惑、相犯す愚管鈔。　三月七日戊子、攝政太政大臣良經薨ず公卿補任・愚管鈔・百錬鈔・一代要記。　十日辛卯、左大臣藤原家實を以て攝政せしむ。　十三日甲午、内大臣藤原實宗罷む。　二十八日己酉、大納言藤原忠經

を以て內大臣となす公卿補任・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。攝政家實、左近衛大將を罷む歷代皇紀・帝王編年記。夏四月二十七日戊寅、改元す備記・公卿補任・百錬鈔・愚管鈔。詔に曰く、皇雄革故の文、早く初九の道を述べ、帝鴻甲子の制、先上元の基を正せり。爾降、經都緯俗の主、朝日夕月の君、或は德化を施して、正朔を改め、或は徵驗に因りて、曆年を開けり。朕、徵眇の質を以て、謬りて皇王の尊に居れども、惠澤潤を隔てゝ、四海の波未だ淸からず、仁風聲を謝して、百姓の叢靡くことなし。何に況や、去歲の冬より今茲の夏に曁ぶまで、疱疫流行して、老壯夭折す。誠に是朕が不德、民其何の辜かある。夙宵己に克ち、慙慨聊きことなし。宜しく元號を替へて、以て時雍の俗を化し、敎令を敷きて、以て秋戒の威を寬くすべし。蓋し、天より休を降すは、物と更始するの義なればなり。其元久三年を改めて、建永元年となし、天下に大赦す。但常赦の免さゞる所、及び神社の訴ふる所の者は、赦の限に在らず。老人・僧尼に、穀を給ふこと差あれ。庶はくは、渥恩を諸夏の露に灑ぎ、永く餘殃を萬極の塵に禳はんと。庚辰の晦、晴を祈る三長記。五日辛巳の朔、上皇、熊野に幸す三長記・仲資王記・明月記。四日甲申、幣を二十二社に奉りて三長記・仲資王記。疱瘡を禳ふ百錬鈔。十六日丙申、上皇、熊野より還る三長記・仲資王記。六月十二日癸亥、大內に御して三長記・明月記。祇園の神輿を避け三長記。十五日乙丑、閑院に還る三長記・明月記。十六日丙寅、權中納言藤原道家、左近衛大將を兼ぬ公卿補任・歷代皇紀。二十二日壬申、齋院の疾を軒廊にトひ、幣を賀茂に奉りて、之を禳ふ百錬鈔。秋七月十日己丑、月、南斗を犯す。十五日甲午、歲星、東井の鉞星を犯

す。二十六日乙巳、方忌を五辻殿に避く。八月庚戌の朔、伊勢・平野・北野の怪異を卜占す。二日辛亥、晴を祈る三長記。 三日壬子、上皇、鳥羽殿に徙御す三長記・仲資王記・百錬鈔。 五日甲寅、月、心の後星を掩ふ。六日乙卯、熒惑、輿鬼を犯す三長記。 二十四日癸酉、宜秋門院の居る所の九條殿火く三長記・仲資王紀・明月記。 九月二日庚辰、準母皇后に號を上りて坊門院と曰ふ三長記・百錬鈔・女院小傳・一代要記・歴代皇紀、院號定部類記に外記記を引ける。 八日丙戌、方忌を五辻殿に避く三長記。 十八日丙申、參議藤原公定、事に坐して佐渡に流さる三長記・仲資王記・公卿補任。 二十五日癸卯、太白、太微に入る明月記。 二十六日甲辰、神馬を七社に奉る仲資王記。 二十七日乙巳、延暦寺の堂衆、徒を大津に聚めて亂を圖りたれば、兵を遣はして、捕へて之を斬らしむ明月記・仲資王記。大津は、仲資王記に據る。 冬十二月八日甲寅、攝政家實、關白となる公卿補任・歴代皇紀・帝王編年記。 九日乙卯、上皇、熊野に幸す仲資王記○還宮の日闕けたり。

承元元年丁卯、春正月二日戊寅、上皇に賀陽院に覲ゆ明月記・百錬鈔。 二十日丙申、關白家實、左大臣を罷む公卿補任。 二月十日丙辰、右大臣藤原隆忠を以て左大臣となし、內大臣藤原忠經を右大臣となす公卿補任・一代要記。 三月二十二日丁酉、上皇、高野に幸す明月記・百錬鈔・仲資王記。 二十七日壬寅、上皇、高野より還る。夏四月五日庚戌、前關白兼實薨ず愚管鈔・明月記・仲資王記・公卿補任。 京師火く。九日甲寅、地震ふ明月記・仲資王記。 十日乙卯、右大臣藤原忠經、右近衞大將を罷め、大納言藤原公繼、右近衞大將を兼ぬ公卿補任。 二十三日戊辰、雨を淸瀧に祈る祈雨御讀經記。 六月七日辛亥、準三宮藤原重子を號して修明門院と曰ふ明月記・一代要記。

十三日丁巳、大内に御して明月記・仲資王記。祇園の神輿を避け仲資王記。十四日戊午、閑院に還る明月記・仲資王記。秋七月五日己卯、大風、木を折り屋を發く明月記。十九日癸巳、大風あり明月記・仲資王記。上皇、日吉社に幸す明月記・百錬鈔。八月二十一日庚午、方忌を避く明月記○本書に、地あらず。考ふる所なし。二十七日庚午、天皇、疱瘡を患ふ。九月四日丁丑、雨水あり明月記。七日庚辰、幣を二十二社に奉りて、疱瘡を禳ふ百錬鈔。二十日癸巳、中宮の居る所火く。冬十月癸卯の朔、上皇、熊野に幸す仲資王記・百錬鈔。八日庚戌、大内に御して、方忌を避く仲資王記。二十四日丙寅、上皇、熊野より還る仲資王記・百錬鈔。二十五日丁卯、改元す編記・愚管鈔・仲資王記・百錬鈔・歴代皇記。十二月十九日庚申、上皇、賀茂社に幸す百錬鈔。

二年戊辰、春二月二十八日戊辰、專修念佛宗を禁じ、僧源空を土佐に配す歴代皇紀。三月五日甲戌、土御門殿に行幸す明月記。二十五日甲午、幣を二十二社に奉りて、三合厄を禳ふ。夏四月二十七日丙寅、鼠の吉田社の神衣を嚙みたることを軒廊に卜ふ。閏月八日丁丑、稲荷社の神輿所、故なくして倒れたることを軒廊に卜ふ。十一日庚辰、六十僧をして大般若經を紫宸殿に讀ましめて、三合厄を禳ふ百錬鈔。十五日甲申、京師火く明月記・東鑑。戊戌の晦、方忌を京極殿に避く明月記。五月十五日癸丑、法勝寺に震して、九層塔災あり愚管鈔・明月記・百錬鈔・一代要記。二十八日丙寅、右大臣藤原忠經罷む明月記・公卿補任・一代要記。六月三日辛未、上皇、熊野に幸す明月記・百錬鈔。十三日辛巳、大内に御す明月記。秋七月五日壬寅、上皇、熊野より還る明月記・百錬鈔・東鑑。九日丙午、内大臣藤原道經を以て右大臣となし、權大納言藤原良

輔を內大臣となす公卿補任・一代要記。八月戊辰の朔、大內に御す。是の日、上皇、日吉社に幸す明月記。二日己巳、皇弟寬成を以て親王となす釋家官班記。三日庚午、閑院に還る明月記。八日乙亥、皇姉準三宮昇子內親王を尊びて皇后と曰ふ女院小傳、院號定部類記に外記記を引ける。九月十三日庚戌、北山、雪ふる明月記。十九日丙辰、權中納言藤原隆衡を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ百錬鈔・伊勢公卿勅使例。二十七日甲子、朱雀門火く明月記・百錬鈔・一代要記・東鑑。冬十月七日癸酉、皇弟朝仁を以て親王となす百錬鈔。十一月二十七日癸亥、閑院火けたれば、天皇、之を大內に避け明月記・百錬鈔。十二月丙寅の朔、大炊殿に徙御す百錬鈔。十七日壬午、賴實を以て、再び太政大臣となす公卿補任・一代要記。二十二日丁亥、八條殿に行幸す。二十三日戊子、大內に御す百錬鈔。二十五日庚寅、皇太弟、元服を加ふ明月記・百錬鈔・增鏡。二十九日甲午、大炊殿に行幸す百錬鈔。

三年己巳、春正月二十一日乙卯、太政大臣賴實罷む公卿補任・帝王編年記。三月六日己亥、上皇、春日に幸し、九日壬寅、春日より還る百錬鈔。二十六日己未、右大臣藤原道經罷む公卿補任・一代要記。夏四月十日癸酉、內大臣藤原良輔を以て右大臣となし、大納言藤原公繼を內大臣となす公卿補任・歷代皇紀。二十五日戊子、皇姉皇后に號を上りて春華門院と曰ふ百錬鈔・女院小傳、院號定部類記に番記・外記記を引ける。九月六日癸亥、上皇、石淸水宮に謁す百錬鈔。十三日乙亥、上皇、日吉社に幸す百錬鈔・歷代皇紀。十八日庚辰、朱雀門、故なくして倒る百錬鈔〇一代要記に、十九日に係けたり。秋七月十一日壬寅、權中納言藤原隆衡が冷泉萬里小路第に行幸す百錬鈔。八月十二日癸酉、皇太后藤原氏崩ず帝王編年記〇諸書に、葬斂けたり。二十三日甲申、幣を七社に奉りて、晴を祈る。冬

土御門天皇

十一月十日庚子、大炊殿に徙御す。百錬鈔。

四年庚午、春正月十二日辛丑、内大臣藤原公繼、右近衛大將を罷め、十四日癸卯、大納言藤原公房、右近衛大將を兼ぬ。公卿補任。　二月戊子の晦、賀陽院の馬場殿火く。百錬鈔・園太暦文和二年・東鑑。　三月二日庚寅、皇弟頼仁を以て親王となす。百錬鈔。　十九日丁未、中宮麗子を號して陰明門院と曰ふ。百錬鈔・女院小傳、院號定部類記に番記・外記記を引ける。　夏四月十二日己巳、坊門院崩ず。百錬鈔・女院小傳○一代要記に、十三日に係け、歴代皇紀には、十一日、東鑑には、四日。諸書に、葬闕けたり。　五月六日癸巳、火を行ちたる盜を獲たり。　二十二日己酉、上皇、熊野に幸し、六月十四日庚午、熊野より還る。百錬鈔。　秋八月二十日乙亥、春日社に行幸す。百錬鈔・仁和寺日次記。　九月乙卯の晦、彗星、西方に見る。玉蘂・一代要記・東鑑○百錬鈔に、十月二日となせり。　冬十月十三日戊辰、大内に御し、十六日辛未、大炊殿に還る。　上皇、熊野に幸す。百錬鈔。　二十五日庚辰、經を紫宸殿に讀ましめて、彗星を禳ふ。玉蘂。　十一月十一日乙未、彗星、又見る。愚管鈔。　十八日壬寅、孔雀經法を押小路殿に修す。仁和寺御傳・孔雀經御修法記。　二十五日己酉、天皇、位を皇太弟に傳ふ。玉蘂・毘沙門堂所藏記・愚管鈔・百錬鈔・宮槐記。　尊號を上りて太上天皇と曰ふ。皇胤紹運錄・百錬鈔・歴代皇紀・增鏡。　帝、濕醇淵懿にして、仁慈物を矜み、施爲耀かさず。後鳥羽帝、深く順德帝を愛して、亟に位を傳へしむ。帝、心懌ばずと雖も、幾微だにも色に形すことなく、此より閑に居り、和歌を詠じて自ら娛む。增鏡。　後鳥羽帝の北條氏を討たんとするとき、帝、謂らく、時未だ至らずとて、屢之を諫止したれども、後鳥羽帝、聽かざりき。保暦間記。　王師敗れて、北條義時、二帝を海外に遷すに及び、帝、軍事に預らざりしを以て、獨

及ばざりき。然れども、京師に留るに忍びずして増鏡・承久記。攝政道家をして旨を鎌倉に諭さしめしかば承久記。義時、帝を土左に徙しぬ。世に、土左院を稱せり。居ること一年、義時、以爲らく、倘遠しとて、改めて阿波に徙せり増鏡・東鑑を參取す。世、又阿波院と稱せり皇胤紹運錄・保暦間記。寛喜三年十月、薙髮す一代要記。法名は行源一代要記・皇年代略記。十二日甲子、阿波に崩ず。年三十七百錬鈔・一代要記・東鑑○増鏡に、十一月十一日に係けたり。火葬して御骨を京師に送り、西山の金原の法華堂に藏めて、土御門院と稱す紹運要略。西山は、一代要記に據る。初め後鳥羽帝、長仁親王を立てゝ儲貳となさんと欲して未だ決せざりしが、將に脫屣せんとするに及び、齋戒すること七日、大神宮に禱りて、籌を探り、首として帝を得たれば、意甚だ樂まず、食を上るに及び、箸を擲めて御せず、沈吟すること久之して曰く、之を如何ともすることなし、之を如何ともすることなしと。左右、故を知らず。承明門院、倘嬪侍に列して傍に在り、顧みて曰く、往きて乃父に告げよ、今宮の膳羞、宜しく意を加ふべしと。門院、旨を悟り、趨りて其の父通親に告げたり。今宮は、即ち帝なり。帝、遂に大統を承くることを得たり五代帝王物語。

譯文大日本史卷の五十五終

譯文大日本史卷の五十六

本紀第五十六

順德天皇

順德天皇、諱は守成、後鳥羽帝の第三子なり神皇正統紀・皇帝紀鈔・皇年代略記・明月記○百錬鈔・一代要記・六代勝事記に、第二子となせり。母は修明門院にして、建久八年九月十日庚戌、生れ皇胤紹運錄・一代要記・帝王編年記・皇代記。正治元年十二月、親王となり明月記・百錬鈔・皇胤紹運錄・一代要記。建仁三年十二月、始て孝經を讀み三長記・明月記。承元二年十二月、冠す明月記・百錬鈔・增鏡。四年十一月二十五日己酉、皇太弟、押小路殿に受禪す玉蘂・毘沙門堂所藏記。關白家實・左大臣藤原隆忠・右大臣藤原良輔・內大臣藤原公繼・權大納言兼左近衞大將藤原道家・大納言兼右近衞大將藤原公房、並に故の如し公卿補任・一代要記。十二月乙卯の朔、日、之を食することあり。五日己未、土御門帝を尊びて太上天皇と曰ふ百錬鈔。二十日甲戌、大內に御す百錬鈔・仁和寺日次記・行類鈔。二十八日壬午、天皇、位に太政官廳に卽く百錬鈔・歷代皇紀・皇年代略記・帝王編年記○一代要記及び百錬鈔の一說に、朔に係けたり。時に年十四一代要記・帝王編年記。二十九日癸未、藤原立子を以て女御となす百錬鈔・仁和寺日次記○歷代皇紀・女院小傳に、十九日となせるは誤なり。

建曆元年辛未、春正月乙酉の朔、元會、日忌を以て殿に御せず百錬鈔・皇帝紀鈔・帝王編年記。十三日丁酉、方忌を八條殿に避く仲資王記・業資王記。十九日癸卯、本院に覲ゆ業資王記・百錬鈔○仲資王記に、十八日となせり。二十二日丙午、女

御藤原立子を立てゝ中宮となす仲資王記・業資王記・百錬鈔・女院小傳〇愚管鈔に、二十五日となせり。二十七日辛亥、鎌倉、日に光なく、地大に震ふ東鑑。二十八日壬子、方忌を大炊御門殿に避く仲資王記。閏月五日戊午、大に雪ふる業資王記・百錬鈔。癸未の晦、本院、熊野に幸す仲資王記・帝王編年記・百錬鈔。二月二十三日丙午、本院、熊野より還る仲資王記。三月九日辛酉、改元す玉蘂・業資王記・百錬鈔・公卿補任。夏四月二十八日己酉、大奉幣使を發す三長記・仲資王記・業資王記・百錬鈔。五月十日辛酉、方忌を八條殿に避く玉蘂。六月二日壬午、雨を丹生・貴布禰に祈る三長記・業資王記。七日丁亥、雨を祈る。十四日甲午、經を神泉苑に讀ましむ三長記。十七日丁酉、大神宮に數穢あることを軒廊に卜ふ玉蘂。十八日戊戌、經を清瀧に讀ましむ祈雨御讀經記。二十一日辛丑、五龍祭を修す百錬鈔。二十五日乙巳、方忌を七條殿に避く玉蘂。二十八日丙午、準母八條院崩ず百錬鈔・後宮略傳。秋七月三日壬子、鎌倉、地大に震ふ東鑑。六日乙卯、幣を九社に奉りて、雨を祈る三長記・業資王記。九日戊午、方忌を七條殿に避く。十二日辛酉、孔雀經法を修して、雨を祈る玉蘂〇百錬鈔に、十三日に係けたり。八月四日癸未、大風雨あり百錬鈔。六日乙酉、方忌を避く明月記〇本書に、地あらず。今、考ふる所なし。九月四日癸丑、使を宇佐に遣はす三長記・明月記・仲資王記・業資王記・百錬鈔。二十二日辛未、左大臣藤原隆忠罷む一代要記・百錬鈔。冬十月四日壬午、右大臣藤原良輔を以て左大臣となし、内大臣藤原公繼を右大臣となし、權大納言藤原信清を内大臣となす公卿補任・一代要記。五日癸未、瀧口陣、故なくして倒る明月記・東鑑。七日乙酉、藤原道家が一條第に行幸して、方忌を避く玉蘂。十九日丁酉、大内に御す。二十二日庚子、御禊す。是の日、朱雀門、故なくして倒る明月記・三長記・業資王記・百錬鈔。十一月己酉の

順徳天皇

朔、太白、房の上將を犯す東鑑。八日丙辰、春華門院崩ず業資王記・仲資王記・百錬鈔。十三日辛酉、方忌を避く仲資王記○本書に、地あらず。今、考ふる所なし。十六日甲子、春華門院を葬る仲資王記・百錬鈔。十九日丁卯、大嘗を停む百錬鈔・一代要記・仲資王記・業資王記。二十三日辛未、三條殿に遷る仲資王記・百錬鈔。戊寅の晦、本院、熊野に幸す三長記・業資王記・百錬鈔・帝王編年記○仲資王記に、二十八日となせり。十二月十三日辛卯、萬機旬して、始て紫宸殿に御す皇帝紀鈔・帝王編年記。二十三日辛丑、本院、熊野より還る業資王記。

二年壬申、春二月二十七日甲辰、盜、蓮華王院の寶藏に入りて、御物を取る百錬鈔。三月二十二日己巳、新制二十一條を頒つ玉蘂・業資王記・百錬鈔。夏四月丁丑の朔、日、之を食することあり玉蘂。百錬鈔。五月十一日丙辰、詩歌合す帝王編年記・百錬鈔・皇帝紀鈔。十四日己未、晴を祈る業資王記・百錬鈔。六月五日己卯、大内に御す百錬鈔。二十日甲午、内大臣藤原信清罷む公卿補任・一代要記○玉蘂に、二十一日に係けたり。二十七日辛丑、閑院を修む東鑑。本院、七佛藥師法を修するを以て、輕繫を免ず百錬鈔。二十九日癸卯、權大納言藤原道家を以て内大臣となす公卿補任・一代要記・業資王記・百錬鈔。秋八月甲戌の朔、雨を神泉苑に祈る業資王記。六日己卯、本院、日吉社に幸す百錬鈔・帝王編年記。七日庚辰、方忌を七條殿に避く玉蘂。二十四日丁酉、本院、熊野に幸す玉蘂・業資王記・百錬鈔。九月十五日戊午、方忌を七條殿に避く玉蘂。冬十月三日乙亥、月、歲星を犯す明月記。本院、熊野より還る業資王記・仁和寺日次記。十九日辛卯、方忌を白河殿に避く玉蘂。二十三日乙未、賀陽院に覲ゆ明月記・玉蘂・百錬鈔。二十五日丁酉、大内に御す百錬鈔。二十八日庚子、御禊し玉蘂・業資王記・百錬鈔・一代要記。十一月十三日乙卯、大嘗す明月記・百錬鈔・一代要記・増鏡。十二月十四日丙戌、方忌を賀陽院に避く玉蘂。

建保元年癸酉、春二月二十七日戊戌、閑院成りて、徙御す百錬鈔・仁和寺日次記・帝王編年記・園太暦貞和二年・東鑑。三月十日辛亥、石淸水宮に謁し園太暦文和三年・鳩嶺年代記・百錬鈔。還るとき鳥羽に過りて、本院に覲え明月記・百錬鈔○園太暦に、本院に覲ゆることは、十一日に係けたり。十三日甲寅、閑院に還る百錬鈔・園太暦文和三年。十五日丙辰、賀茂社に行幸す百錬鈔・皇帝紀鈔・仁和寺日次記・帝王編年記。夏四月八日己卯、龍華口に行幸す明月記。九日庚辰、賀陽院に覲え百錬鈔。十四日乙酉、閑院に還る明月記。二十六日丁酉、法勝寺に行幸して、九層塔を慶するを觀て、赦す明月記・百錬鈔・帝王編年記・仁和寺日次記。赦は、百錬鈔に據る。二十七日戊戌、賀陽院に覲え明月記・百錬鈔。五月二十四日甲子、閑院に還る明月記・百錬鈔。是の月、和田義盛、北條義時を源實朝が第に攻めて、敗れ死す明月記・東鑑。六月十三日壬午、賀陽院に覲え明月記・百錬鈔。十六日乙酉、閑院に還る百錬鈔。二十九日戊戌、流星、東南に行く明月記。秋七月七日丙午、鎌倉、地大に震ふ東鑑。十六日乙卯、三條坊門殿に如き、十八日丁巳、閑院に還る明月記・百錬鈔。二十五日甲子、權大納言藤原師經を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ仲資王記・皇帝紀鈔・伊勢公卿敕使例・仁和寺日次記。八月己巳の朔、幣を丹生・貴布禰に奉り、經を神泉苑に讀ましめて、雨を祈る百錬鈔。三日辛未、淸水寺の僧徒、延暦寺の僧徒と、地を爭ひ、城を築きて將に戰はんとす。使を遣はして、城を毀ち兵を罷めしむれども、延暦寺の僧徒、命を奉ぜずして、使者を慢罵したれば、官兵、捕へて之を斬る。六日甲戌、延暦寺の僧徒、中堂に釘し、三昧堂の燈を滅し、七社の簾鏡を破り、諸門を鎖して、祠官を逐ふ明月記・東鑑。朝廷、之を患へ、行事の西面を罪して、之を解き明月記・皇帝紀鈔・平記・百錬鈔。約するに日吉祭を以て賀茂祭に準じ、六月の會費を給ひ、學

頭一人、歲ごとに律師に任んぜことを以てす。僧徒、乃ち定る明月記・一代要記。　八日丙子、請雨經法を神泉苑に修す明月記・一代要記・仁和寺日次記。　二十五日癸巳、賀陽院に覲ゆ百錬鈔・園太曆觀應二年。　九月十七日甲寅、地震ひて、聲あり百錬鈔・皇帝紀鈔。　二十八日乙丑、幣を日吉・祇園・北野に奉りて、延曆寺・清水寺の鬪爭を謝す皇帝紀鈔。閏月十六日癸未、閑院に還る百錬鈔。　二十七日甲午、本院、熊野に幸す仲資王記。　冬十月十四日庚戌、雷なる明月記。　十五日辛亥、京師、大火ありて明月記・仲資王記。白河泉殿・悲田院、災に罹る明月記。　二十二日戊午、本院、熊野より還る仲資王記。　二十六日壬戌、賀陽院に覲ゆ百錬鈔。　十一月十日丙子、賀陽院に覲ゆ仲資王記・百錬鈔。　十七日癸未、興福寺の僧徒、清水寺の地を割きて延曆寺に入れたるを怒り、將に延曆寺を燒かんとし、二萬人を率ゐて、春日の神木を奉じ、宇治に至り、小倉を燒かんとす。檢非違使を遣はして、之を遏めしめ明月記・一代要記を參取す。　十八日甲申、權中納言藤原光親を宇治に遣はして、之を諭さしめ明月記。　延曆寺座主公圓を罷め、僧綱を罪し歷代皇紀。　幣を春日・大原野・吉田の社に奉りて、興福寺の僧徒の擾亂を告ぐ百錬鈔。　是の日、日吉臨時祭し、東遊・走馬・神樂を設け、使を遣はし、幣を奉り、永く例となす杜史鈔。　二十日丙戌、春日の神木、歸座す仲資王記・歷代皇紀○一代要記に、十七日に係けたり。　二十八日甲午、使を宇佐に遣はし、大神寶使を發す明月記・仲資王記。　十二月六日壬寅、改元す明月記・仲資王記・帝王編年記・百錬鈔。　九日乙巳、前內大臣藤原實宗薨ず園太曆延文四年。　十三日己酉、建禮門院崩ず歷代皇紀・女院小傳○後宮略傳に、建曆元年となし、平家物語には、建久二年、源平盛衰記には、貞應三年、及び諸異本に、各異同あり。今盡く註せず。諸書、葬闕けたり。　是の月、京師、數火く明月記。

二年甲戌、春正月三日己巳、本院に賀陽院に覲ゆ百錬鈔・園太暦康永三年。賀陽院は、百錬鈔に據る。　二月七日壬寅、鎌倉、地震ふ東鑑。　十四日己酉、七條院に行幸して、佛堂を慶するを觀る百錬鈔・仁和寺日次記。　二十四日己未、賀陽院に覲ゆ百錬鈔。　三月二十六日辛卯、春日社に行幸す百錬鈔・皇帝紀鈔・一代要記・帝王編年記・仁和寺日次記。　夏四月三日丁酉、地震ふ百錬鈔・皇帝紀鈔・東鑑。　十五日己酉、延暦寺の僧徒、園城寺の僧徒が將に日吉社の日御供の神田を奪ひ、新羅社に屬せしめんとするを怒りて一代要記。　火を園城寺に行ちたれば、堂舍盡く焚けたり一代要記・百錬鈔・帝王編年記・仁和寺日次記・東鑑。　二十日甲寅、車駕、閑院に還る百錬鈔○本書に云ふ、賀陽院より閑院に行幸すと。而して、賀陽院に覲えたる日を載せず。今、考ふる所なし。　五月七日辛未、延暦寺の六月會を御齋會に準ず百錬鈔・皇帝紀鈔・帝王編年記。　十六日庚辰、幣を日吉社に奉る百錬鈔。　六月十日癸卯、準三宮禮子内親王を號して嘉陽門院と曰ふ百錬鈔・女院小傳・歴代皇紀、院號定部類記に番記・外記記を引ける。　二十四日丁巳、大内に御す。　秋七月四日丁卯、幣を春日・大原野・吉田の三社に奉りて、僧徒の擾亂を靖せんことを祈る。　十一日甲戌、賀陽院に覲え、十三日丙子、閑院に還る百錬鈔。　八月七日己亥、興福寺の僧徒、將に園城寺を援けて延暦寺を攻め、神木を奉じて京師に入らんとす。　是の日、官兵を宇治・勢多・淀に遣はして、之を遏めしむ皇帝紀鈔。興福寺、園城寺を援くることは、一代要記に據る○百錬鈔・東鑑に、並に四日に係けたり。要記には、七月二日。　十日壬寅、大風、廬舍を破る皇帝紀鈔・百錬鈔。　九月壬戌の朔、日、之を食することあり百錬鈔・東鑑。　二十日辛巳、本院、熊野に幸す百錬鈔○還宮の日闕けたり。　二十二日癸未、鎌倉、地震ふ東鑑。　冬十月二十二日癸丑、石清水宮に謁す鎌嶺年代記。　十一月十三日癸酉、和田義盛が餘黨、故征夷大將軍源頼家が子僧榮實を挾みて、六波羅を攻めん

ことを謀りしに、大江廣元、兵を遣はして掩捕せんとしたれば、榮實自殺せり東鑑○帝王編年記に、九月の事となせり。二十二日壬午、熊野新宮火く百錬鈔・皇帝紀鈔・帝王編年記。　庚寅の晦、新院の居る所の大炊御門の京極殿火く百錬鈔、仁和寺日次記・園太暦文和二年。　三年乙亥、春正月十日庚午、方忌を鳥羽殿に避く。十七日丁丑、大炊殿に如く。三月十日己巳、賀陽院に覲ゆ百錬鈔。　十四日癸酉、熙子内親王を卜定して齋宮となす百錬鈔・歷代皇紀・仁和寺日次記。　十五日甲戌、園城寺の僧徒、東坂本を燒く百錬鈔・皇帝紀鈔。　夏四月二十三日壬子、平野社に行幸す。二十六日乙卯、大原野社に行幸す百錬鈔・仁和寺日次記。　五月二日庚申、幣を丹生・貴布禰に奉り、經を清瀧に讀ましめて、並に雨を祈る百錬鈔。　五日癸亥、雨を神泉苑に祈る百錬鈔・一代要記・東寺長者補任。　二十七日乙酉、旱を軒廊に卜ふ。六月三日辛卯、幣を七社に奉りて、雨を祈る百錬鈔。　六日甲午、請雨經法を神泉苑に修す百錬鈔・祈雨日記。　十二日庚子、五龍祭を修す。十四日壬寅、賀陽院に覲ゆ。十五日癸卯、幣を二十二社に奉りて、雨を祈る百錬鈔。　秋七月十二日己巳、神泉苑の池を浚ふ仁和寺日次記。　八月戊子の朔、幣を丹生・貴布禰に奉りて、雨を祈る百錬鈔。　九月、鎌倉、地數震ふ東鑑。　冬十月八日癸巳、本院、熊野に幸す百錬鈔○還宮の日闕けたり。　九日甲午、右大臣藤原公繼罷む。十二月十日甲午、内大臣藤原道家を以て右大臣となし、大納言藤原公房を内大臣となす公卿補任・一代要記。　二十二日丙午、京師火く仁和寺日次記。
四年丙子、春正月七日辛酉、左獄・滋野井泉殿・桂宮火く仁和寺日次記。　二月五日戊子、盜、東寺の佛舍利及び寶器を取る。詔して、大に天下に索む東寺長者補任・帝王編年記・仁和寺日次記・東鑑。　二十三日丙午、權中納言

藤原光親を伊勢に遣はして、盗を獲んことを祈らしむ（帝王編年記・仁和寺日次記・東鑑。）二十九日壬子、盗を獲たり（東寺長者補任・帝王編年記・仁和寺日次記、東鑑。）三月七日庚申、鎌倉の海水、赤に變ず（東鑑。）十四日丁卯、前内大臣藤原信清薨ず（百錬鈔・仁和寺日次記・東鑑。）夏四月二日乙酉、準母殷富門院崩ず（百錬鈔・一代要記・仁和寺日次記・東鑑〇女院小傳・歴代皇紀に、朔となせり。）四日丁亥、殷富門院を葬る（仁和寺日次記。）六月二十七日己酉、舞樂を淸涼殿に觀る（百錬鈔・帝王編年記。）閏月十五日丁卯、本院、日吉社に幸す（百錬鈔〇帝王編年記に、七月に係けたり。）秋七月十日辛卯、大風ありて、紫宸殿の櫻折る（仁和寺日次記。）十七日戊戌、齋宮の野宮の棟の墮ちたるを軒廊に卜ふ（百錬鈔。）八月十六日丁卯、本院・修明門院、熊野に幸す（百錬鈔・帝王編年記・仁和寺日次記。）十九日庚午、熱田社の怪を軒廊に卜ふ（百錬鈔。）二十八日己卯、大風、木を折り屋を發く（百錬鈔・一代要記・仁和寺日次記。）太政官廳の南門、東院、大炊寮の門倒る。晴を二社に祈る（百錬鈔〇東院は、仁和寺日次記に據る。）九月八日戊子、本院・修明門院、熊野より至る（光臺院御室傳。）冬十二月七日乙卯、使を宇佐に遣はす（仁和寺日次記。）

五年丁丑、春正月二十六日甲辰、内大臣藤原公房、右近衞大將を罷む。二十八日丙午、權大納言源通光、右近衞大將を兼ぬ（公卿補任・一代要記。）三月二十二日己亥、中宮身めることあるを以て、輕繫を免ず。二十四日辛丑、本院、春日社に幸す。二十五日壬寅、車駕、閑院に還る（百錬鈔〇本書に、幸する所を載せず。今、考ふる所なし。）二十八日乙巳、前太政大臣兼房薨ず（公卿補任〇尊卑分脈に、二十六日に係けたり。）夏六月四日庚戌、月、太白を犯す。秋七月丙子の朔、日、之を食することあり（百錬鈔。）十日乙酉、本院、瘧を患ふ（東鑑。）十七日壬辰、本院違豫なるを以て、非常赦す。二十一日丙申、諸社の怪異を軒廊に卜ふ（百錬鈔。）二十三日戊戌、神樂を石淸水

宮に奏して、本院の疾を禱ふ鳩嶺宮寺縁事鈔。　二十九日甲辰、春日社の塔を慶す仁和寺日次記。　八月四日己酉、本院、疾愈ゆ百錬鈔。　九月三日丁丑、大風雨ありて、朱雀門・左近衛府の南門倒る百錬鈔・皇帝紀鈔・仁和寺日次記。　四日戊寅、鎌倉、大風ありて、廬舍多く倒る東鑑。　甲辰の晦、本院・修明門院、熊野に幸し、冬十月二十六日庚午、熊野より還る百錬鈔。　十一月十五日己丑、五辻殿に如く明月記。　十二月甲辰の朔、松尾社に行幸す。　八日辛亥、北野社に行幸す百錬鈔・仁和寺日次記。

六年戊寅、春二月二十六日戊辰、右大臣藤原道家、左近衛大將を罷む公卿補任。　三月六日丁丑、權大納言源實朝、左近衛大將を兼ぬ公卿補任・一代要記・東鑑。　十一日壬午、日吉社に行幸す百錬鈔・仁和寺日次記。　夏四月二十一日壬戌、京師火く○皇帝紀鈔に、二十三日となせり。　二十五日丙寅、淸涼殿に御して、童舞を觀る仁和寺日次記。　五月九日己卯、本院、日吉社に幸す百錬鈔。　六月八日戊申、鎌倉、白虹見る。　十一日辛亥、鎌倉、五色の虹見る。　二十八日戊辰、鎌倉、流星あり、大さ月の如し東鑑。　秋七月庚午の朔、日、食に當りたれども、陰雨して見えず仁和寺日次記・光臺院御室傳。　八月二日辛丑、七條院、冥福を逆修するを以て、輕繫を免ず。九月十四日癸未、祇園社、鳴動して光あり仁和寺日次記。　二十日己丑、之を軒廊に卜ふ百錬鈔。　二十一日庚寅、是より先、筥崎宮の留守、大山寺の神人を殺したれば一代要記・仁和寺日次記・東鑑。　罪を議して、留守を獄に下したるに、延暦寺の僧徒服せず、是の日、日吉・祇園・京極寺・北野の神輿を奉じて闕に詣り京極寺は、百錬鈔・皇帝紀鈔に據る。管主石淸水別當僧宗淸を流し及び筥崎宮を以て本寺に屬せしめんことを請ふ。　官兵、之を遏め、誤り

て駕輿丁を傷けたるに、僧徒、神輿を棄てゝ去りぬ東鑑。冬十月六日甲辰、幣を七社に奉る業資王記・百錬鈔。九日丁未、內大臣藤原公房を以て太政大臣となし、權大納言源實朝を內大臣となす公卿補任・一代要記・東鑑。十三日辛亥、神輿、歸座す百錬鈔・皇帝紀鈔。十五日癸丑、本院、日吉社に幸す帝王編年記・東鑑。二十三日辛酉、本院、熊野に幸す百錬鈔○還宮の日闕けたり。十一月十日戊寅、左大臣藤原良輔薨ず業資王記・百錬鈔○公卿補任・仁和寺日次記・一代要記に、十一日となせり。二十一日己丑、皇子懷成を以て親王となす百錬鈔・皇帝紀鈔・增鑑。二十六日甲午、懷成親王を立てて皇太子となし業資王記・百錬鈔・愚管鈔・帝王編年記・歷代皇紀○一代要記に、二十三日となせり。右大臣藤原道家を以て傅となす公卿補任・仁和寺日次記。十二月二日庚子、右大臣藤原道家を以て左大臣となし、內大臣源實朝を右大臣となし、權大納言藤原道家を內大臣となす公卿補任・仁和寺日次記・一代要記。二十一日己未、本院、日吉・稻荷・祇園の社に幸す百錬鈔・仁和寺日次記。

承久元年己卯、春正月八日乙亥、雷なる平戸記寛元三年。十五日壬午、本院に賀陽院に覲ゆ百錬鈔。二十七日甲午、故征夷大將軍源賴家が子僧公曉、征夷大將軍右大臣兼左近衛大將源實朝を殺す百錬鈔・皇帝紀鈔・增鏡・東鑑○愚管鈔に、二十八日に係けたり。閏二月二十五日辛卯、內大臣藤原家通、左近衛大將を兼ぬ。三月四日己亥、藤原家通、右大臣に轉じ、大納言源通光、內大臣となる公卿補任。六日辛丑、地震ふ皇帝紀鈔。二十二日丁巳、經を神泉苑に讀ましめて、雨を祈る仁和寺日次記。二十六日辛酉、內大臣源通光を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ百錬鈔・伊勢公卿敕使例。宸筆の宣命は、仁和寺日次記に據る。夏四月二日丁卯、京師、大火あり百錬鈔・仁和寺日次記。八日癸酉、請雨經法を神泉苑に修す東寺長者補任・仁和寺日次記。十二日丁丑、改元す編記・公卿補任・百錬鈔・愚管鈔・一代要記。

十六日辛巳、雨ふる。五月十四日戊申、日前國懸社の戸の自ら開きたることを軒廊に卜ふ。二十七日辛酉、星、晝見る。六月三日丙寅、北條義時、左大臣藤原道家が子三虎を迎へて之を奉ぜんことを請ふ、之を許す（愚管鈔・承久記・保曆間記・東鑑。）七日庚午、幣を二十二社に奉りて、疾疫を禳ふ（百錬鈔。）秋七月十三日丙午、大内守護右馬權頭源頼茂、亂を謀りたれば、官兵を遣はして之を討ちしに（愚管鈔・一代要記・仁和寺日次記。）頼茂、火を仁壽殿に縱ちて自殺し（一代要記・愚管鈔・皇帝紀鈔。仁壽殿は、東鑑に據る。）殿舍の寶物、多く焚く（百錬鈔・仁和寺日次記・皇帝紀鈔。）十四日丁未、大内火けたるを以て、廢朝すること三日（百錬鈔。）經を神泉苑に讀ましめて、雨を祈る（仁和寺日次記。）二十一日甲寅、大風ありて、神祇官の南廳、右近馬場の官舍倒る。二十七日庚申、殿上に百番歌合す（百錬鈔。）八月十六日己卯、本院、違豫。是の日、熊野の訴を以て、前左兵衛尉紀宗光を對馬島に流す。九月十二日甲辰、孔雀經尊星法を修して、本院の疾を禱ふ（仁和寺日次記。）冬十月五日丁卯、稻荷、祇園の社に行幸す（百錬鈔・皇帝紀鈔。）十六日戊寅、本院、熊野に幸す（百錬鈔〇還宮の日闕けたり。）十一月癸巳の朔、大原野社の竈神殿火く（百錬鈔・皇帝紀鈔。）三日乙未、舞樂を觀る（百錬鈔。）十三日乙巳、大納言藤原公經、右近衛大將を兼ぬ（公卿補任・歷代皇紀。）二十七日己未、靫負廳、延勝・成勝・最勝の三寺、證菩提院火く（百錬鈔・皇帝紀鈔。）二十九日辛酉、本院、日吉に幸して、留ること七日（百錬鈔・一代要記。留ること七日は、要記に據る。皇帝紀鈔に、二十八日に係けたり。）十二月五日丁卯、使を宇佐に遣はす。九日辛未、大原野社の火けたることを軒廊に卜ふ（百錬鈔。）十八日庚辰、彗星、西北に見る（一代要記。）

二年庚辰、春正月八日己亥、方忌を大炊殿に避く玉藥。十六日丁未、月、太微に入る東鑑。二月二十一日壬午、幣を二十二社に奉りて、星變を禳ふ皇帝紀鈔・帝王編年記。三月五日乙未、本院、熊野に幸す玉藥・帝王編年記・皇帝紀鈔。二十二日壬子、大内を造る玉藥・帝王編年記・皇帝紀鈔・東鑑。夏四月二日辛酉、本院、熊野より還る。九日戊辰、是より先、興福寺の僧忠慶、藥師寺の別院を燒けり。是の日、敕して、天下に索む玉藥。十三日壬申、祇園社火く玉藥・百錬鈔・仁和寺日次記・一代要記・帝王編年記・東鑑。二十一日庚辰、祇園の火けたることを軒廊に卜ふ玉藥。二十七日丙戌、陽明門、左近衛府・左兵衛府の門火く百錬鈔・皇帝紀鈔。五月十二日辛丑、仁和寺に行幸して、方忌を避け、十四日癸卯、閑院に還る玉藥。二十四日癸丑、一千僧をして經を延暦寺に讀ましめて、彗星を禳ふ玉藥・東鑑。二十七日丙辰、仁和寺に行幸して、方忌を避く玉藥。戊午の晦、舞樂を校書殿に觀る玉藥・百錬鈔。秋七月丁巳晦、鎌倉、大風雨あり。冬十一月二十一日丁未、鎌倉、雷なる東鑑。二十七日癸丑、八十島祭使を發す百錬鈔・仁和寺日次記。

三年辛巳、春正月四日己丑、本院、熊野に幸す皇帝紀鈔・帝王編年記。五日庚寅、方忌を大炊殿に避く玉藥。十日乙未、鎌倉、雷なる東鑑。十七日壬寅、賀陽院に覲ゆ百錬鈔。二月十日乙丑、七條院の居る所の三條烏丸宮火く百錬鈔・皇帝紀鈔・東鑑。三月十日乙未、宗像社火く百錬鈔。二十日乙巳、賀茂社に行幸す百錬鈔・皇帝紀鈔・帝王編年記。夏四月二日丙辰、幣を伊勢・石淸水・賀茂に奉る百錬鈔。十六日庚午、大炊殿に徙御す毘沙門堂所藏記。二十日甲戌、天皇、位を皇太子に讓る百錬鈔・帝王編年記・歴代皇紀。尊號を上りて太上天皇と曰ふ一代

皇年代略記。要記・歷代皇紀・

帝、英敏にして開朗なり。典籍を好み、最も和歌を能くす。親ら撰ぶ所の八雲鈔、增鏡。禁祕鈔、仁和寺書籍目錄・あり。修明門院寵あるを以て、特に後鳥羽帝の爲に鍾愛せられたるが故に、蚤く位を踐むことを得たり。其の北條氏を討つや、專ら謀謨に參し、增鏡。京師陷るに及びて、佐渡に遷さる。世に佐渡院と稱す。仁治三年九月十二日、佐渡に崩ず。年四十六。增鏡・帝王編年記。寬元元年、御骨を大原の法華堂の側に奉安し、建長元年、順德院と追稱す。百錬鈔・紹運要略。

譯文大日本史卷の五十六終

譯文大日本史卷の五十七

本紀第五十七

仲恭天皇

仲恭天皇、諱は懐成、順德帝の第三子なり皇代記〇歴代皇紀等の諸書に、皆第一子となせり。今、生年を推して本書に從ふ。説、皇子傳に詳なり。母は東一條院にして、建保六年十月十日戊申、生れ、十一月、親王となり、遂に立ちて皇太子となり百錬鈔・一代要記・帝王編年記。承久二年十一月、袴を著る玉蘂・百錬鈔・皇年代略記。三年四月二十日甲戌、皇太子、閑院に受禪す百錬鈔・毘沙門堂所藏記・德大寺相國記。時に年四歳一代要記・帝王編年記・愚管鈔。關白家實罷む。左大臣藤原道家を以て攝政せしむ。太政大臣公房、右大臣兼左近衛大將藤原家通、内大臣源通光、大納言兼右近衛大將藤原公經、並に故の如し公卿補任。二十三日丁丑、順德帝を尊びて太上天皇と曰ふ百錬鈔・一代要記・歴代皇紀。五月甲申の朔、日、之を食することあり百錬鈔。三日丙戌、惟明親王薨ず。十四日丁酉、本院、將に北條義時を討たんとし、鳥羽の城南寺の流鏑馬と稱して、兵を山城・大和・近江・丹波・美濃・尾張・伊賀・伊勢・河内・和泉・紀伊・丹後・但馬に徵す。將士、來り集ること凡一千七百餘人承久記。大納言藤原公經父子を弓場殿に拘へ、京畿守護大江親廣・藤原光季を召せども、光季、詔を奉ぜす東鑑・承久記。十五日戊戌、院宣を天下に下して曰く、近關東の處置と稱して、天下の政務を亂す。將軍、猶幼稚なれば、彼義時、言を敎命に假

り、斷を都鄙に致し、己が威を耀かして、皇憲を蔑にす。之を政道に論ずるに、謀反と謂ひつべし。須く五畿七道の諸國に下知して、義時を追討せしむべし。諸國莊園の守護人、地頭等、上言することあらば、各宜しく院廳に詣りて奏すべし。狀に隨ひて聽斷せんと狩野氏所藏の詔文。又竊に關東の諸將に諭して、募るに厚賞を以てし東鑑。承久記・佐佐木高重・三浦胤義等を遣はして、藤原光季を討たしむ承久記。光季、誅に伏す百錬鈔・承久記。六角西洞院火く。天皇、之を賀陽院に避け東鑑・皇帝紀鈔。道助法親王を召して、法を修して征討の功あらんことを祈らしむ。十八日辛丑、太白、熒惑を犯す東鑑。十九日壬寅、關を固む百錬鈔。二十二日乙巳、北條義時反し、兵を發して京師を犯す。弟時房・子泰時を遣はし、十萬餘騎を率ゐて東海道よりせしめ、武田信光・小笠原長清には、五萬餘騎を率ゐて東山道よりせしめ、北條朝時・結城朝廣・佐佐木信實には、四萬餘騎を率ゐて北陸道よりせしむ承久記・東鑑。二十六日己酉、檢非違使藤原秀澄、美濃關より急を報じたるに、中外色を失へり。二十九日壬子、參議藤原信成が兵河勾家賢、越後の願文山に據り、佐佐木信實と戰ひて敗る東鑑。癸丑の晦、筑井高重、兵を起して京師に赴かんとし、北條時房が爲に殺さる東鑑・承久記。六月二日乙卯○東鑑に、二日となし、印本承久記に、五月晦となせり。今、姑く杉原本承久記に從ふ。將士を分ちて險要を拒がしむ。檢非違使大内惟信・左衞門尉筑後有長・糟谷久季等二千餘騎を大井戸に、藏人神地頼經等一千餘騎を鵜沼に、判官代朝日頼時・海泉某等一千餘騎を板橋に、判官代土岐某○尊卑分脈に、土岐光行あり、後鳥羽院西面の判官代たり。疑ふらくは、印ち是の人ならん。然れども、他書に考ふべきなければ、姑く之を闕く。左衞門尉關某等一千餘騎を池瀨に○本書に、或は氣瀨に

作れり。訓讀相通ず。能登守藤原秀康・檢非違使三浦胤義・前下總守中條盛綱等一萬餘騎を大豆渡に、阿波某・左衞門尉山田某等○尊卑分脈に、左衞門尉山田重繼あり、承久の難に死せり。疑ふらくは、是の人ならん。然れども、他に考ふる所なし。五百餘騎を食渡に○本書に、或は供御瀨に作れり。音訓相通ず。判官代長瀨某五百餘騎を稗島に、檢非違使藤原秀澄・山田重忠一千餘騎を洲股に、前伊勢守加藤光員○本書に、光定に作れり。今、之を訂す。五百餘騎を市河に遣はす○東鑑に、市脇に作れり。又宮崎定範・糟屋有久・仁科盛遠等を越中に遣はして、北陸道を塞がしむ○按ずるに、承久の亂、東鑑に載せたる所の官軍の將士の姓名及び其の守備の地、承久記と頗る異同あり、且つ兵數を書せず。故に、今官軍の事を書するに、多く承久記に從ひ、北條氏の事は、多く東鑑に從ふ。五日戊午、院宣して、武田信光・小笠原長淸を諭して歸順せしむ。信光、詔使を斬り、承久記。進みて大井戸を攻む。守將大內惟信等、大に敗れ東鑑・承久記。大妻兼澄、之に死す承久記。六日己未、北條泰時、大豆渡を濟れば、官軍敗走して、洲股・市河、皆守らず、右衞門尉鏡久綱、之に死す東鑑・承久記。本院、仁王講を法勝寺に修して、兵の利あらんことを祈る。七日庚申、幣を十一社に奉る百鍊鈔。八日辛酉、宮崎定範・糟谷有久・仁科盛遠等、國人林・石黑等を率ゐて、北條朝時と戰ひて敗れ、林・石黑は、降り、糟谷有久は、之に死す。藤原秀康等、還りて諸道の守を失ひたるを奏すれば、中外震駭す。本院、戎衣して、中院・新院と延曆寺に幸す。道に、法印尊長が宅に過り、戰守を議す。天皇、婦人の輿に駕し、神器を奉じて宮を出で、三院と西坂本の梶井御所に留る○承久記に、三院の行幸を以て九日に係けたり。九日壬戌、本院、延曆寺に御せんと欲すれども、僧徒、命を奉ぜず。十日癸亥、本院、天皇・二院と同に梶井御所より還りて、賀陽院に居る東鑑○百鍊鈔に、九日に係け、賀陽院は、承久記に、四辻宮に作れり。公卿、建議すらく、諸將を分ち

遣はして、要害を備禦し（承久記。）藤原公經父子を釋さんと（東鑑。）十二日乙丑（日は、東鑑に據る。）山田重忠・延暦寺の僧兵二千餘騎を勢多に、藤原秀康・三浦胤義・大江親廣・佐佐木高重・中條盛綱等一萬餘騎を食渡に、前權中納言源有雅・參議藤原範茂・右衞門佐藤原朝俊・佐佐木廣綱、熊野・奈良の僧兵一萬餘騎を宇治橋に、判官代長瀨某・左衞門尉足立親長五百餘騎を牧島に（○本書、一に眞木島に作れり。）參議藤原信能・法印尊長一千餘騎を芋洗に、大納言藤原忠信一千餘騎を淀に、河野通信五百餘騎を廣瀨に遣はす（○東鑑に載せたる所、やゝ此と異なり。然れども、大同小異なれば、盡く註せず。）十三日丙寅、北條時房・宇都宮賴業、勢多に逼る。山田重忠、拒ぎて之を卻く。北條泰時、宇治に抵る（承久記。日は、東鑑に據る。○本書に、十二日に係けたり。）十四日丁卯、北條泰時等、屋を壞ちて筏を縛し、宇治河を濟らんとす。源有雅・藤原範茂、風を望みて潰走し、藤原朝俊・佐佐木氏綱・筑後知尚・萩野成時等、拒ぎ戰ひ、克たずして之に死す。賊兵、火を放つ（東鑑。）食渡・廣瀨・牧島、皆守らず（承久記。）十五日戊辰、三浦胤義・山田重忠・藤原秀康、還りて諸道守を失ひたることを奏せんとするに（東鑑。山田重忠は、承久記に據る。）本院、門を閉ぢて內れず（承久記。）中院・新院、賀茂・貴布禰に遷る。北條泰時等、京師を陷れ、三浦胤義・山田重忠、自殺す（東鑑。山田重忠は、承久記に據る。）十六日己巳、北條泰時等、六波羅に入る。本院、使を遣はして、之を諭し、義時が本官を復し、征伐の院宣を停む。十九日壬申、本院、賀陽院より四辻殿に移り、中院・新院、京師に還る（中院は、東鑑に據る○東鑑に、二十日に係けたり。）院宣を下して、藤原秀康等を討たしむ。二十日癸酉、天皇、閑院に還る。北條朝時、京師に入る（百錬鈔。）二十四日丁丑、本院、前權中納

言藤原光親・源有雅・藤原宗行・參議藤原範茂を收へて、六波羅に送る。二十五日戊寅、權大納言藤原忠信・參議藤原信能を收へて、六波羅に送る。秋七月癸未の朔、泰時、忠信・光親・有雅・宗行・範茂・信能を關東に押送して、之を路に殺す。忠信、獨釋さる東鑑。三日乙酉、內大臣源通光罷む百錬鈔○一代要記に、二日に係けたり。六日戊子、北條時氏、四辻殿を圍む。本院、鳥羽殿に遷る承久記。八日庚寅、本院、薙髮し百錬鈔・承久記・一代要記・東鑑。攝政左大臣道家罷む公卿補任・攝關傳。九日辛卯、天皇、位を九條院に遜れ百錬鈔・皇年代略記・皇代略記・東鑑。神器を閑院に委棄す神皇正統記・皇年代略記。在位七十餘日帝王編年記・神皇正統記・增鏡。文曆元年五月二十日戊午、天皇、九條院に崩ず。年十七百錬鈔・增鏡・皇代略記。九條院は、百錬鈔に據る○帝王編年記に、二十一日に係けたり。九條廢帝と稱し皇胤紹運錄・歷代皇紀。又半帝と曰ふべしといひ帝王編年記○神皇正統記を按ずるに、在位七十七日、日嗣の數に入るべからず、當に飯豐皇女に準ずべしといひ、諸書、往々歷代の數に列せず。惟、皇紀書に曰く、八十五代九條先帝と。編年記にも亦曰く、八十五代後廢帝と號すと。皇年代略記・皇代略記・皇代記、亦廢帝と書して、月日を繫けたり。增鏡に曰く、承久廢帝と。皇胤紹運錄に曰く、九條廢帝と。今之に據る。（明治三年七月、追謚して仲恭天皇と曰ふ）

譯文大日本史卷の五十七終

譯文大日本史卷の五十八

本紀第五十八

後堀河天皇

後堀河天皇、諱は茂仁、高倉帝の孫にして、後高倉院の第三子なり神皇正統記・帝王編年記・歷代皇紀・皇帝紀鈔・皇代記・皇年代略記・一代要記・東鑑に、第二子となせり。母は北白河院百錬鈔・増鏡。建暦二年二月十八日乙未、生る一代要記・皇代記・帝王編年記○皇代略記・皇年代略記に、三月に係けたり。

承久三年七月、北條義時、兵を遣はして京師に入らしむ。九日辛卯、天皇、閑院に踐阼す百錬鈔・増鏡。閑院は、一代要記・皇年代略記・東鑑に據る。前關白家實を以て攝政せしむ百錬鈔・公卿補任・歷代皇紀・一代要記。太政大臣公房、右大臣兼左近衛大將藤原家通、大納言兼右近衛大將藤原公經、並に故の如し公卿補任。北條泰時・北條時房、六波羅に在りて京師を鎮め、泰時は北方に居り、時房は南方に居る帝王編年記・將軍執權次第。兩六波羅、是を始となす太平記。

十三日乙未、本院、出でゝ隱岐に居る百錬鈔・東鑑・六代勝事記○一代要記に、十一日に係けたり。二十日壬寅、新院、佐渡に居る歷代皇紀・一代要記・東鑑・六代勝事記○百錬鈔に、二十一日に係け、承久記には、二十二日。二十四日丙午、雅成親王を但馬に遷し、二十五日丁未、頼仁親王を備前に遷す百錬鈔・六代勝事記○歷代皇紀に、頼仁親王は、二十三日に係けたり。八月十六日丁卯、守貞親王を尊びて太上法皇と曰ふ歷代皇紀・百錬鈔・皇年代略記・皇胤紹運録○一代要記に、十五日に係けたり。九月九日庚寅、大炊殿火く。太上法皇、徙りて賀陽院に居る百錬鈔・歷代皇紀。十二日癸巳、熊野本宮火く歷代皇紀。冬閏十月十日庚寅、中院、出でゝ土佐に居る一代要記・東鑑・承久記。右大

臣藤原家通を以て左大臣となし、前右大臣藤原公繼を右大臣となし、大納言藤原公經を内大臣となす 公卿補任・歴代皇紀・一代要記。 十八日戊戌、雷なる 家光記。 十一日庚戌の朔、日、南至し 百錬鈔・家光記○百錬鈔に、壬午に作れるは誤なり。 公卿、表賀す 百錬鈔。 十二月庚辰の朔、天皇、位に太政官廳に即く。時に年十歳 一代要記・百錬鈔・帝王編年記。 準母邦子内親王を尊びて皇后と曰ふ 一代要記・歴代皇紀・百錬鈔・女院小傳。 二十日己亥、太政大臣公房罷む。家實を以て太政大臣となし、攝政、舊に仍る 公卿補任・後愚昧記永徳元年。 戊申の晦、始て萬機に臨む 百錬鈔。

貞應元年壬午、春正月庚戌の朔、日忌を以て小朝拜を罷む 園太暦貞和五年。 三日壬子、天皇、元服を閑院に加ふ 百錬鈔・一代要記。 二十日己巳、太上法皇に覲ゆ 百錬鈔・教訓鈔。 三月二十五日癸酉、佐渡院の中宮に號を上りて東一條院と曰ふ 公卿補任、院號定部類記に信盛記・外記記を引ける○女院小傳に、六月となせり。 夏四月六日甲申、宣陽門院の居る所の六條西洞院火く 百錬鈔。 十日戊子、攝政家實、太政大臣を罷む 公卿補任○一代要記に、十一日となし、攝關傳には、十三日。 十三日辛卯、改元す 一代要記・帝王編年記・編記。 是の月、中院、土佐より阿波に遷る 東鑑。 五月二十九日丙子、松尾竈神殿供御所の寶藏火く 百錬鈔・仁和寺日次記。 六月十四日辛卯、祇園の神輿を賀陽院に避く 園太暦觀應元年。 秋七月二日戊申、承明門院の居る所の土御門萬里小路火く 百錬鈔。 十一日丁巳、皇母准三宮藤原陳子を號して北白川院と曰ふ 百錬鈔・歴代皇紀・帝王編年記・紹運要略、院號定部類記に番記及び外記記を引ける。 八月丙子の朔、彗星、西北に見る 百錬鈔○東鑑・皇年代略記に、二日となし、歴代皇紀には、八日。 十三日戊子、内大臣藤原公經を以て太政大臣となし、大納言藤原師經を内大臣となす。十六日辛卯、權中納言藤原實氏、右近衞大將を兼ぬ 公卿補任・一代要記。 冬十月二十三日丁酉、御禊し、十一月二十三日丁卯、

大嘗す百錬鈔・一代要記・歴代皇紀・帝王編年記・皇年代略記。二十九日癸酉、松尾社火く皇年代略記。十二月八日壬午、始て孝經を讀む歴代皇紀・皇年代略記。十七日辛卯、從三位藤原有子を以て女御となす女院小傳・五代帝王物語・百錬鈔。

二年癸未、春正月十二日乙卯、賀陽院火く百錬鈔・園太暦文和二年。太上法皇、太政大臣公經が一條第に徙る百錬鈔。二月二十五日戊戌、女御藤原有子を立てゝ中宮となす公卿補任・歴代皇紀・女院小傳。夏四月二日甲戌、太政大臣公經罷む公卿補任・園太暦觀應元年。五月八日庚戌、一條殿に詣りて、太上法皇の疾を視る百錬鈔。十四日丙辰、太上法皇崩ず百錬鈔・帝王編年記・歴代皇紀・皇年代略記・五代帝王物語。北白河に葬る百錬鈔○諸書に、葬日闕けたり。秋八月辛未の朔、彗星、西北に見る一代要記。九月庚子の朔、日、之を食することあり。五日甲辰、鎌倉の女子、一産三子東鑑。二十一日庚申、宇佐宮の屋に筍を生じたることを軒廊に卜ふ。冬十月三日壬申、盜、鴨社の神服を取る。十一月十九日丁巳、熊野那智社火く百錬鈔○皇年代略記に、十日に係けたり。十二月十四日壬午、攝政家實を以て關白となす公卿補任・一代要記・歴代皇紀。

元仁元年甲申、春正月戊戌の朔、諒闇なれば、小朝拜・節會を罷む皇帝紀鈔・帝王編年記。三月二十六日癸亥、盜、大學寮に入りて、文宣王の畫像を裂く百錬鈔・皇帝紀鈔・帝王編年記。夏四月、赤斑瘡流行す。高麗の漂民、來りて京師に居る。北條泰時等に命じて、之を逐はしむ。五月八日甲辰、地震ふ。十八日甲寅、炎旱を卜ひ、經を神泉苑に讀ましめて、水天供を修す。二十五日辛酉、雨ふる百錬鈔。六月十三日己卯、前陸奥守北條義時卒す一代要記・百錬鈔・五代帝王物語・東鑑。是の月、北條時氏、來りて六波羅の北方に居り、北

條時盛、南方に居る將軍執權次第。東鑑を參取す。是の夏、旱す百錬鈔・東鑑。秋八月四日戊戌、準母皇后に號を上りて安嘉門院と曰ふ公卿補任・女院小傳、院號定部類記に外記記を引ける。五日己亥、串て專修念佛を禁ず歴代皇紀。十一日乙巳、左大臣兼左近衛大將藤原家通薨ず公卿補任・一代要記・歴代皇紀。冬十月五日戊戌、參議藤原實雅を越前に流す百錬鈔。十一月二十日壬午、改元す一代要記・百錬鈔・皇代略記・編記。十二月十七日己酉、權中納言藤原敎實、左近衛大將を兼ぬ。二十五日丁巳、右大臣藤原公繼を以て左大臣となし、內大臣藤原師經を右大臣となし、大納言藤原良平を內大臣となす公卿補任。是の冬、疫癘流行し、年を踰えて已まず明月記。

嘉祿元年乙酉、春正月二十一日壬午、天皇、始て除目を視る百錬鈔・明月記。二月二日癸巳、方忌を避く明月記○本書に、地あらず。今、考ふる所なし。二十六日丁巳、盜、神祇官の厨子の鎖及び蘭林坊の雜物を取る百錬鈔。三月壬戌の朔、大風、屋を發く。四日乙丑、攝津廣田の海水、變じて血の如し。盜、蘭林坊に入りて、守者を縛し、文宣王の畫像、北野の神影を裂き、寶物を取る明月記。是の月、太白、天を經る東鑑脫漏。夏四月二十日庚戌、改元す百錬鈔・皇帝紀鈔・編記・東鑑脫漏。秋七月五日甲子、前太政大臣賴實薨ず。八月十七日乙巳、前左大臣藤原實房薨ず公卿補任・歴代皇紀。九月二日庚申、延勝寺火く皇帝紀鈔・帝王編年記。冬十月三日庚寅、盜、七條院の居る所の仁和寺殿に入りて百錬鈔。宿直の士を傷く明月記。二十七日甲寅、廣田社火く百錬鈔・皇帝紀鈔・帝王編年記・明月記。二十九日丙辰、新制三十六條を下す百錬鈔。十一月二十五日壬午、石淸水宮に謁し歴代皇紀。二十六日癸未、宮に還る。十二月八日甲午、賀茂社に行幸す明月記。

後堀河天皇

二年丙戌、春正月二十五日辛巳、歳星・鎭星・太白、相犯す東鑑脱漏。　二十七日癸未、右近衛少將藤原頼經を以て征夷大將軍となす公卿補任・帝王編年記・東鑑脱漏。　二十八日甲申、大雷、日吉社の樹に震す百錬鈔。　夏四月二十七日辛亥、鎌倉、地大に震ふ東鑑脱漏。　五月七日辛酉、大風、屋を發く明月記。　六月四日丁亥、盜、最勝光院を火く百錬鈔・皇帝紀鈔・歴代皇紀・帝王編年記・明月記。　十一日甲申、日吉の十禪師の神體動く。　十三日丙申、祇園の神輿を四條壬生第に避け、十四日丁酉、宮に還る。　秋七月甲寅の朔、藤原長子を以て女御となす明月記○女院小傳に、二十四日となせり。　十四日丁卯、大風雨ありて、左近衞府の南門倒る皇帝紀鈔・皇年代略記。　二十九日壬午、中宮を改めて皇后となし、女御藤原長子を立てゝ中宮となす公卿補任・女院小傳・明月記。　癸未の晦、地震ふ明月記。　八月四日丁亥、小守・勝手の神人、金剛峯寺の僧の藏王堂を燒きたることを訴へんとて、神輿を奉じて將に京に入らんとすれば、兵を宇治に遣はして、之を防遏せしむ皇帝紀鈔・百錬鈔。明月記を參取す○百錬鈔に、六日となせり。　十日癸巳、日吉の十禪師の神體、又動く皇帝紀鈔・明月記。　十一日甲午、月、歳星・鎭星を犯す。　十五日戊戌、肥前、大に風ふき、海溢れて、人畜多く死す明月記。　十九日壬寅、小守・勝手の神輿、歸座す百錬鈔。　十禪師の神體、又動く明月記。　二十六日己酉、太政官の文殿火けて、累代の文書・列見定考の具、多く亡せたり百錬鈔・皇帝紀鈔。列見定考の具は、明月記に據る。　九月七日己未、十禪師の神體の動きたるを卜ふ百錬鈔。　十一日癸亥、盜、民部省の文書圖帳を取る百錬鈔・明月記。　冬十一月三日甲寅、月、太白を犯す東鑑脱漏。　四日乙卯、熒惑、月に入る。　五日丙辰、鎭星、熒惑を犯し、熒惑、歳星を犯し、月、鎭星・熒惑・歳星を犯す。　十二日癸亥、熒

惑、哭の第一星を犯す明月記。十四日乙丑、歳星、熒惑を犯す東鑑脱漏。熒惑、哭の第二星を犯す。十五日丙寅、白虹、西方に見る明月記。二十六日丁丑、利子内親王を卜定して齋宮となす貴女鈔・歴代皇紀・女院小傳・明月記。二十七日戊寅、太白・鎭星、相犯す東鑑脱漏。十二月四日乙酉、月、熒惑を犯す明月記・東鑑脱漏。太白、哭の第一星を犯す。○東鑑脱漏に、太白、歳星を犯すとなせり。五日丙戌、太白、哭の第二星を犯す。七日戊子、太白、歳星を犯す明月記。十二日癸巳、盜、大學寮の文宣王の畫像を裂く百錬鈔。二十四日乙巳、地大に震ひ、二十五日丙午、又震ひ、二十八日己酉、又震ふ明月記。

安貞元年丁亥、春正月三日癸丑、太白、熒惑を犯す。十一日辛酉、太白・熒惑、相犯す東鑑脱漏。二十三日癸酉、左大臣藤原公繼罷む公卿補任。庚辰の晦、前左大臣藤原公繼薨ず公卿補任・歴代皇紀・明月記。是の月、京師、盜多し。二月三日癸未、大風、屋を發き、地大に震ふ明月記。二十日庚子、皇后を號して安喜門院と曰ふ明月記・女院小傳・院號定部類記に番記及び外記記を引ける。三月庚戌の朔、太白、昴を犯す。七日丙辰、鎌倉、地大に震ひて裂く東鑑脱漏。二十七日丙子、盜、内藏寮の禮服・寶器を取る明月記○皇帝紀鈔に、二十六日となせり。二十八日丁丑、盜、陰陽寮の庫を燒く。閏月七日丙戌、内藏寮の盜を獲たり皇帝紀鈔。十三日壬辰、方忌を七條殿に避く明月記。十九日戊戌、尊勝寺の金堂、故なくして倒る百錬鈔。二十日己亥、相模腰越の海水、變じて血の如し東鑑脱漏。夏四月二日庚戌、右大臣藤原師經病む公卿補任・歴代皇紀。九日丁巳、内大臣藤原良平を以て左大臣となし、權大納言藤原敎實を右大臣となし、權大納言藤原兼經を内大臣となす公卿補任○一代要記・歴代皇紀に、七日となせり。二十二

後堀河天皇

日庚午、京師、大火あり、延きて大内に及ぶ 帝王編年記・明月記○歴代皇紀に、二十日となし、百錬鈔には、二十五日。 五月丁未の晦、男山、鳴動す 鳩嶺宮寺縁事鈔。 六月戊申の朔、日、之を食することあり 東鑑脱漏。 秋七月五日壬午、專修念佛僧隆寛を陸奥に、空阿彌陀佛を薩摩に、成覚を壹岐に流す。 七日甲申、東寺の食堂の千手觀音の像倒れたれば、之を軒廊に卜ふ 百錬鈔。 九月丁丑の朔、太白・熒惑、相犯す 明月記。 冬十一月二十九日甲辰、權大納言藤原實宣を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ 伊勢公卿勅使例。 十二月丙午の朔、大風、屋を發く 明月記。 十日乙卯、改元す 一代要記・百錬鈔・皇帝紀略・明月記。 十四日己未、春日社に行幸し 歴代皇紀・明月記。 十五日庚申、宮に還る。 二十一日丙寅、方忌を五辻殿に避く 明月記。

二年戊子、春正月九日甲申、大刀契失せ、十四日己丑、之を得たり。 三月六日己卯、賀茂社に震す 百錬鈔。 二十日癸巳、北白河院に持明院殿に覲ゆ 玉蘂・公卿補任。 夏四月二十三日丙寅、興福寺の僧徒、多武峯の坊舍を燒く 百錬鈔・一代要記○東鑑に、十七日となし、皇紀には、二十四日、皇帝紀鈔には、二十七日。 五月二日甲戌、雨を清瀧に祈る 祈雨御讀經記○百錬鈔に、神泉苑に祈るとなして、日あらず。 四日丙子、雨ふる。 六月六日丁未、延曆寺の僧徒、多武峰の火かれたることを訴へんとして、日吉の神輿を奉じて京に入らんとすれば、兵を遣はして、之を防がしむ。 九日庚戌、日吉の神輿、歸座す。 秋七月六日丁丑、豐後の津江山に銅鉾を獲たることを軒廊に卜ふ。 二十日辛卯、大風雨ありて水いで、鴨河溢れ、賀茂社の瑞籬、貴布禰社の拜殿、壞れ、人民漂溺す 百錬鈔。 九月十六日丙戌、七條院崩ず 百錬鈔・女院小傳・後宮略記・一代要記・歴代皇紀○諸書に、葬闕けたり。 二十九日己亥、盜、法勝寺の寶藏を火く 百錬鈔。 冬

十月七日丁未、大風雨、廬舍を壞る百錬鈔・皇帝紀鈔・歷代皇紀○一代要記に、十日に係けたり。　十二月二十四日癸亥、關白家實罷む公卿補任○歷代皇紀に、十六日に係けたり。　前攝政道家を以て關白となす百錬鈔・公卿補任・一代要記・歷代皇紀。

寬喜元年己丑、春三月五日癸酉、改元す百錬鈔・公卿補任・編記○明月記に、六月に係けたり。　夏四月六日癸卯、四條殿に行幸す明月記。　十八日乙卯、中宮を號して鷹司院と曰ふ女院小傳・明月記、院號定部類記に番記及び外記記を引ける。　是の月、春日の若宮の社樹千株、故なくして折る。　五月二十一日戊子、方忌を避く明月記○本書に、地あらず。今、考ふる所なし。　六月十九日乙卯、左衞門尉三善爲淸・前左兵衞尉大江貞知、日吉の神人と鬪へるに坐して、遠竄せらる皇帝紀鈔・帝王編年記。　乙丑の晦、日吉社の樹、故なくして僵る。　秋七月九日甲戌、方忌を避く明月記○本書に、地あらず。今、考ふる所なし。　八月五日庚子、前右大臣藤原忠經薨ず明月記・公卿補任・歷代皇紀。　二十五日庚申、方忌を避く百錬鈔○本書に、地あらず。今、考ふる所なし。　冬十一月三日丁卯、雷なる明月記。　四日戊辰、鎌倉、雷なる東鑑。　二十二日丙戌、藤原竴子を以て女御となす女院記○女院小傳に、二十三日となせり。　二十六日庚寅、北白河院に持明院殿に覲ゆ明月記。　二十七日辛卯、備後の吉備津社火けて百錬鈔・皇帝記鈔・歷代皇紀・帝王編年記。　神體焚く百錬鈔。　十二月十七日辛亥、孔雀經法を閑院に修して、天變を禳ふ孔雀經御修法記。

二年庚寅、春閏正月五日戊戌、大風あり。　七日庚子、多武峯の墓、淨妙寺の墓、鳴動す。　十三日丙午、地震ふ明月記。　二月十六日戊寅、女御藤原竴子を立てゝ中宮となす公卿補任・女院小傳・歷代皇紀・明月記。　三月十一日癸卯、方忌を避く百錬鈔○本書に、地あらず。今、考ふる所なし。　是の月、北條重時、來りて六波羅の北方に居る帝王編年記・東鑑。

（北方は、將軍執權次第に據る。）夏四月壬戌の朔、日、食に當りたれども、陰雨して見えず。九日庚午、幣を伊勢・石清水に奉る。十七日戊寅、參議藤原隆親が第に行幸して（本書に、別當の家に作れり。今、公卿補任に據りて之を補ふ。）方忌を避く。是の月、京師、盜多し（明月記。）五月二十四日乙卯、嘉陽門院の居る所の四條壬生火く（皇帝紀鈔・明月記。四條壬生は、百錬鈔に據る○歷代皇紀・皇年代略記に、賀陽院に作れるは誤なり。）六月九日己巳、美濃蒔田莊に雪を雨らすこと二寸許（東鑑。二寸許は、百錬鈔に據る。百錬鈔に、八日に係け、蒔田を生津に作れり。）武藏金子郷に雪雹を雨らす（東鑑。）十三日癸酉、權大納言藤原實氏が第に行幸して、祇園の神輿を避け（○還宮の日闕けたり。）十九日己卯、又實氏が第に行幸して、方忌を避く（明月記。）二十四日甲申、米價を定めて、斛ごとに錢壹貫文とす（百錬鈔。）秋七月十六日乙巳、鎌倉、隕霜あり（東鑑。）是の月、阿蘇社の池、故なくして沸騰す（明月記。）八月六日乙丑、關東、大水ありて、人多く死す（東鑑。）八日丁卯、大風あり（歷代皇紀。）關東、大風雨ありて、稼を傷ふ（東鑑。）是の月、園城寺の僧徒、火を放ちて相鬭ひたれば（百錬鈔・皇帝紀鈔・明月記・東鑑。）兵を遣はして、之を止めたるに、僧徒、解き去りぬ（明月記。）九月八日丙申、大風雨ありて（明月記・皇帝紀鈔・東鑑○皇年代略記に、九日に係けたり。）大神宮内外院の殿舍倒れ（皇帝紀鈔・皇年代略記。）諸國、稼を傷ふ（百錬鈔・歷代皇紀・明月記。）十二日庚子、諸國の新に莊を置くことを禁ず（百錬鈔。）二十一日己酉、五壇法を禁内に修す（明月記。）冬十月十六日甲戌、陸奧芝田に石の隕つること雨の如くして、二十里に亘る（東鑑。）二十四日壬午、右大臣藤原敎實、左近衞大將を罷む（公卿補任・歷代皇紀。）二十五日癸未、左大臣藤原良平、左近衞大將を兼ぬ（公卿補任・一代要記。）二十七日乙酉、盜、東大寺の敕封庫を穿ちて、寶物を取る（皇帝紀鈔・帝王編年記。）二十八日丙戌、客星、西方に見る（百錬鈔・歷代皇紀。西方は、明月記に據

る〇東鑑に、十二月五日に係けたり。 十一月十八日乙巳、鎌倉、大風雷あり東鑑。 二十日丁未、非常赦して、客星を禳ふ百錬鈔。是の月、櫻華さき、筍挺んで、麥穂いづ明月記。 十二月六日癸亥、使を遣はして、東大寺の敕封庫を檢せしむ百錬鈔。 十三日庚午、幣を伊勢以下十三社に奉りて、客星を禳ふ。十八日乙亥、經を紫宸殿に讀ましむ。二十五日壬午、北白河院に持明院殿に覲ゆ明月記。 二十八日乙酉、前關白太政大臣基房薨ず百錬鈔・明月記。

三年辛卯、春正月五日壬辰、大風、屋を發く。十九日丙午、大般若經を禁内に讀ましむ。丁巳の晦、中宮身めることあるを以て、幣を十二社に奉る〇百錬鈔に、十三社に作れり。 二月十一日戊辰、方忌を持明院殿に避く。三月二日戊子、大風雨あり。五日辛卯、方忌を中宮に避け〇按ずるに、是の時、中宮身めることあり、出でゝ父道家が第に居る。故に、亦其の第に行幸せるならん。然れども、今、考ふる所なし。 七日癸巳、宮に還る明月記。 十六日壬寅、童子ありて、晝御座劍を竊む、之を獲たり百錬鈔・皇帝紀鈔・明月記。 二十八日甲寅、中宮に如き、二十九日乙卯、宮に還る明月記。 夏四月十一日丁卯、皇子秀仁を以て親王となす百錬鈔・歷代皇紀・皇年代略記。 十八日甲戌、左大臣兼左近衞大將藤原良平罷む公卿補任・一代要記・歷代皇紀。 二十四日庚辰、大臣以下の裾制を定む百錬鈔。 二十五日辛巳、郁芳門火く百錬鈔・皇帝紀鈔。 二十六日壬午、右大臣藤原教實を以て左大臣となし、內大臣藤原兼經を右大臣となし、權大納言藤原實氏を內大臣となす。乙酉の晦、右大臣藤原兼經、左近衞大將を兼ぬ公卿補任・一代要記・歷代皇紀。 是の月、諸國の國分寺に敕して、最勝王經を轉讀して、風雨水旱を禳はしむ東鑑。 五月二十二日丁未、京師の饑民の、富家

に入り強て錢穀を貸ることを禁ず（皇帝紀鈔）。秋七月五日己丑、關白道家罷む。左大臣藤原教實を以て關白となす（公卿補任・百錬鈔）。八月甲寅、尊勝寺の塔火く（明月記・百錬鈔）。九月十九日壬寅、京師の窮民の、屋を壞りて薪となすことを禁ず（百錬鈔）。冬十月九日辛酉、權中納言藤原隆親を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしむ（伊勢公卿敕使例・百錬鈔〇百錬鈔に、權大納言隆範に作れるは誤なり）。十二日甲子、中院、阿波に崩ず（百錬鈔・一代要記・東鑑）。二十八日庚辰、秀仁親王を立てゝ皇太子となし（百錬鈔・歷代皇紀・皇年代略記・皇帝紀鈔・五代帝王物語）、內大臣藤原實氏を以て傅となす（公卿補任）。十二月辛巳の晦、鎌倉、雷なる（東鑑）。是の歲、大に饑ゑたり（百錬鈔・明月記・鳩嶺宮寺緣事鈔）。

貞永元年壬辰、春正月壬午の朔、前年冰なかりしを以て冰樣を奏せず（百錬鈔）。十二日癸巳、北白河院に持明院殿に覲ゆ（東鑑）。二十三日甲辰、晝御座劍失せたり。二月壬子の朔、夜御殿の鏡一枚失せたり（百錬鈔）。三月二日癸未、春日社・東大寺・元興寺の塔に震す（〇百錬鈔に、二月に係けたり）。七日戊子、盜、大學寮の影像二十一鋪を取る（皇帝紀鈔）。夏四月二日壬子、改元す（公卿補任・一代要記・歷代皇紀・編記・東鑑）。五月五日乙酉、石淸水の神殿、鳴動す（歷代皇紀）。六月庚戌の朔、盜、尊勝寺の寶藏を火く（百錬鈔）。秋七月七日丙戌、日吉の大宮の神殿、鳴動す（歷代皇紀・皇代略記）。八日丁亥、太白、東井を犯す（東鑑）。閏九月八日乙卯、彗星、東方に見る（百錬鈔・一代要記・皇代略記）。十七日甲子、孔雀經法を閑院に修す（孔雀經御修法記）。冬十月二日戊寅、權中納言藤原定家、新敕撰和歌集を上る（本書序・增鏡〇敕撰次第に、天福二年の事となせり）。四日庚辰、天皇、位を皇太子に讓る（百錬鈔・五代帝王物語・帝王編年記）。尊號を上りて太上天皇と曰ふ（歷代皇紀・皇年代略記）。冷泉富小路第に徙御す（百錬鈔）。文曆元年八月六日壬申、上

皇、持明院殿に崩ず（百錬鈔・明月記。持明院殿は、一代要記・皇年代略記に據る。）年二十三（百錬鈔・五代帝王物語・一代要記・歴代皇紀・皇年代略記。）東山の觀音寺に葬り（帝王編年記・一代要記。）後堀河院と稱し（一代要記・明月記。）國忌を安樂光院に置く（仁和寺諸記鈔。）帝、容止詳雅にして（增鏡。）喜怒色に形れず（明月記。）資性寛仁にして、政苛酷ならず（百錬鈔。）頗る藻鑑あり。學を好みて、毎に儒臣を召對し、論談刻を移し、凡百の玩好、未だ嘗て意を留めず。嬪御を遇するが如きも、恩眷均一にして、濫幸あることなし。其の心を秉ること、類此の如くなりき（明月記。）

譯文大日本史卷の五十八終

譯文大日本史卷の五十九

本紀第五十九

四條天皇

四條天皇、諱は秀仁、後堀河帝の子なり。母は藻壁門院（百錬鈔・一代要記・歴代皇紀・帝王編年記。）寛喜三年二月十二日己巳、生れ（明月記・皇帝紀鈔・一代要記・皇代記・皇年代略記○百錬鈔に、十五日となし、歴代皇紀には、十一日。）四月、親王となり（百錬鈔・一代要記・歴代皇紀・皇年代略記。）十月、立ちて皇太子となる（百錬鈔・歴代皇紀・皇帝記鈔。）貞永元年十月四日庚辰、袴を著る（平戸記寛元三年。）是の日、閑院に受禪し（百錬鈔・平戸記寛元三年。）關白左大臣教實を以て攝政せしめ、右大臣兼左近衞大將藤原兼經・內大臣兼右近衞大將藤原實氏、並に故の如し（公卿補任。）七日癸未、後堀河帝を尊びて太上天皇と曰ふ（歴代皇紀・皇年代略記・增鏡。）二十四日庚子、內大臣藤原實氏、右近衞大將を罷め、權大納言藤原家嗣、右近衞大將を兼ぬ（公卿補任。）十二月五日庚辰、天皇、位に太政官廳に卽く。時に年二歳（百錬鈔・一代要記・歴代皇紀。）

天福元年癸巳、春正月丙午の朔、日忌を以て四方拜・小朝拜を罷む（帝王編年記。）十二日丁巳、大風、屋を發く。二月二十八日癸卯、使を山陵に遣はして、卽位を告げしむ。是の月、京師、咳嗽流行し、世に夷病と曰ふ（明月記。）三月七日辛亥、盜、安樂壽院の銀塔及び寶物を取る（百錬鈔。）十二日丙辰、室町殿に如く（明月記。）二十九日癸酉、大風ありて、藻壁門倒れ（百錬鈔・帝王編年記。）春日山の樹、多く僵る（百錬鈔。）右

大臣藤原兼經、左近衛大將を罷む歴代皇紀・攝關傳○公卿補任に、二十日に作れり。 夏四月乙亥の朔、金峰山の勝手若宮の神殿震動して、聲、雷の如く、神體・神箭墜ち、三日丁丑、又動き、小守社の神體墜つ明月記。是の日、上皇の中宮に號を上りて藻壁門院と曰ふ明月記・百錬鈔・五代帝王物語。 五日己卯、大奉幣使を發す百錬鈔。 八日壬午、權中納言藤原良實、左近衛大將を兼ぬ公卿補任・攝關傳。 十五日己丑、改元す明月記・編記・百錬鈔。 十七日辛卯、使を宇佐に遣はす百錬鈔。 二十三日丁酉、興福寺の僧徒、多武峯の坊舍を燒き、延暦寺の僧徒、將に清水寺を燒かんとしたれば、敕して、之を禁遏せり歴代皇紀。 二十七日辛丑、最勝王經を諸社に藏む百錬鈔。 二十八日壬寅、日吉、蝶を雨らす。五月七日辛亥、石清水の高良社の神鏡鳴る。是の夜、冷泉に物あり、光を放つ、狀、巨人の如し。十二日丙辰、高良の神鏡、又動く。十七日辛酉、住吉社の第三寶殿、鳴動す。二十一日乙丑、高良社の神鏡の鳴りたるを卜ふ。二十三日丁卯、小守・勝手の社の怪異を卜ふ明月記。 癸酉の晦、前攝政内大臣基通薨ず明月記・百錬鈔・歴代皇紀○明月記に、是の月、熒惑、三星を犯すと。三星、今、考ふべからず。故に取らず。 六月二日乙亥、太白・歲星、相犯す明月記。 四日丁丑、星・月、晝見る帝王編年記。 十一日甲申、住吉社の怪を卜ふ明月記。 十三日丙戌、經を清瀧及び醍醐寺に讀ましめて、雨を祈る祈雨御讀經記。 十七日庚寅、旱を軒廊に卜ひ百錬鈔。 雨を神泉苑に祈る明月記。 二十日癸巳、準母前齋宮利子内親王を尊びて皇后と曰ふ百錬鈔・女院小傳。 二十一日甲午、日吉の大宮社、震動す。二十三日丙申、大風、木を折る。如意寶珠法を修して、雨を祈る明月記。 二十六日己亥、經を神泉苑に讀ましむ百錬鈔。 二十七日庚子、雨ふる明月記・百錬鈔。 秋七月

癸卯の朔、北野の宮寺、自ら倒る。六日戊申、大宮社の怪を卜ふ。九日辛亥、幣を十社に奉る。二十二日甲子、鴨社の獅子、銀花を生ず。八月十五日丁亥、石清水宮に謁す。二十日壬辰、鴨社、北野の宮寺の怪異を卜ふ明月記。二十一日癸巳、始て萬機に臨む明月記・百錬鈔。九月十五日丙辰、熒惑、月に入る明月記。十八日己未、藻壁門院崩ず明月記・百錬鈔・帝王編年記。十九日庚申、諒闇なるを以て大嘗を罷む。辛未の晦、藻壁門院を葬る。冬十月四日乙亥、盜、法勝寺の圓堂を燒き、敕封を發きて佛像を取る百錬鈔。十八日己丑、大風、屋を發く明月記。二十七日戊戌、使を安樂壽院に遣はして、法勝寺の盜を告げしむ百錬鈔。是の月、大内の櫻、華さく。十一月二十一日辛酉、仁王經を東寺に讀ましめて、天變を禳ふ明月記。十二月三日癸酉、將軍塚、鳴動す帝王編年記。二十四日甲午、西寺の塔火く明月記・百錬鈔・皇年代略記。二十八日戊戌、今出川殿に行幸して、方忌を避く百錬鈔。

文暦元年甲午、春正月庚子の朔、諒闇なるを以て小朝拜・節會を罷む百錬鈔・帝王編年記。二月八日丁丑、地大に震ふ歷代皇紀・皇年代略記。十四日癸未、北野社火く百錬鈔・帝王編年記・歷代皇紀・皇年代略記。十七日丙戌、之を軒廊に卜ふ百錬鈔。是の月、奈良に鬼ありて、未來不の三字を民家に書すること千餘宇に遍し東鑑。夏五月二十日戊午、仲恭帝崩ず百錬鈔・歷代皇紀○諸書に、葬日・葬地闕けたり。今、考ふる所なし。秋七月十五日壬子、上皇、違豫百錬鈔。二十一日戊午、經を清瀧及び醍醐寺に讀ましめて、雨を祈る祈雨御讀經記。八月六日壬申、上皇崩ず明月記・帝王編年記・百錬鈔・五代帝王物語。十一日丁丑、後堀河天皇を葬る明月記・百錬鈔・歷代皇紀。是の月、熒惑、鉞星を犯し、海水、淀河に入り、

色、殷黒にして、魚、多く死し、魚を食せるもの亦死す明月記。 九月十日丙午、石清水宮、鳴動す。十六日壬子、地大に震ふ。乙丑の晦、不豫。冬十月七日壬申、客星見る。十五日庚辰、白虹、東方に見る百錬鈔。 十一月五日庚子、改元す編記・百錬鈔〇公卿補任に、十二月に係けたり。 二十八日癸亥、後山階陵、鳴動し、二十九日甲子、又鳴動す百錬鈔。

嘉禎元年乙未、春正月九日癸卯、五辻殿に行幸す明月記・玉蘂。 二月十一日甲戌、後山階陵の鳴動したることを軒廊に卜ふ百錬鈔。 二十三日丙戌、方忌を記録所に避く明月記。 三月四日丁酉、攝政教實、左大臣を罷む玉蘂・公卿補任・歴代皇紀。 十一日甲辰、教實が疾を以て、赦す玉蘂。 二十日癸丑、盗、檜隈大内陵を發きて、寶物を取る百錬鈔。 二十八日辛酉、攝政教實薨ず明月記・玉蘂・公卿補任。 前關白道家を以て攝政せしむ明月記・百錬鈔・公卿補任・五代帝王物語。 是の月、太白、五車に入る明月記。 夏四月、鎌倉、地震ひ、月を踰えて止まず東鑑。 五月四日丙申、雹を雨らして、禾を傷ふ百錬鈔。 六日戊戌、藤原隆親が冷泉第に行幸して、方忌を避く明月記・一代要記を參取す。 六月三日甲子、是より先、石清水の神領薪荘の民、春日の神領大住荘の民と、水を爭ひて之を殺しゝかば、興福寺の僧徒、薪荘を燒きて神人を殺さんとす。是に至り、敕して、兵を遣はして之を拒がしむ百錬鈔・明月記を參取す。 二十九日庚寅、晝御座に犬の矢したることを卜ふ百錬鈔。 是の月、使を檜隈大内陵に遣はす。 閏月七日戊戌、晴を祈る。 十四日乙巳、春日社の第一寶殿の神鏡、故なくして墜つ明月記。 十九日庚戌、使を石清水に遣はして、神人と僧徒との爭闘せし狀を覈問せしめ

たるに、神人、使者を逐へり。二十日辛亥、石清水の神人、神輿を宿院に移し、將に京に入りて、興福寺の事狀を訴へんとしければ、使を遣はして之を諭さしむ。二十一日壬子、伊賀大内莊を石清水宮に奉る百錬鈔・明月記を參取す。　二十三日甲寅、大納言源定通・權大納言源通方を石清水に遣はして、神人を慰諭せしむれども、神人、命を奉ぜず百錬鈔。　二十七日戊午、改めて因幡を石清水宮に奉る。二十八日己未、石清水の神輿、歸座す百錬鈔・明月記。　秋七月十日辛未、鎌倉、雨水あり東鑑。　二十三日甲申、延暦寺の僧徒、日吉の十禪師・客人・八王子の神輿を奉じて京に入り、左衞門尉佐佐木高信が宮仕を傷けたるを訴へんとしたれば、右衞門尉遠政等をして之を近衞河原に拒がしめたるに○遠政、姓闕けたり。　僧徒、神輿を棄てゝ走りぬ。二十四日乙酉、神輿を祇園の祇陀林に遷す百錬鈔。一代要記・東鑑を參取す。　八月五日乙未、僧隆承を遣はして、延暦寺の僧徒を諭さしめたれば、十禪師・客人の神輿、歸座す。八日戊戌、佐佐木高信を豐後に、右衞門尉遠政を備後に流す百錬鈔。　九月辛酉の朔、地震ふ帝王編年記。　十九日己卯、改元す編記・百錬鈔・公卿補任。　冬十月二日辛卯、右大臣藤原兼經を以て左大臣となし、内大臣藤原實氏を右大臣となし、權大納言藤原良實を内大臣となす公卿補任○明月記に、三日に作れり。　三日壬辰、五辻殿に行幸す。八日丁酉、八王子の神輿、歸座す明月記。　十四日癸卯、太政官廳に如く。二十日己酉、御禊百錬鈔・明月記。　禮を行ふに及びて、地震ふ明月記・皇年代略記。　二十一日庚戌、宮に還る。二十六日乙卯、幣を二十二社に奉りて、疱瘡を禳ふ。二十七日丙辰、天皇、疱瘡を患ふ明月記。　二十九日戊午、神樂

を石清水宮に奏す(鳩嶺宮寺縁事抄。) 十一月十七日丙子、太政官廳に如き(明月記。) 二十日己卯、大嘗し(百錬鈔・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。) 二十六日乙酉、宮に還る。 十二月二十二日庚戌、興福寺の僧徒、春日の神人と、神木を奉じて、將に京に入りて薪莊を賜ひ、石清水の別當宗清を流し(○宗清、姓闕けたり。) 神人交野宗成を誅せんことを請はんとすれば、兵を宇治に遣はし、橋を撤して之を拒がしめ(○百錬鈔・一代要記・帝王編年記に、二十五日となせり。) 二十三日辛亥、左少辨藤原兼高を遣はして、僧徒を慰諭せしめ(藤原は、公卿補任に據る。) 二十四日壬子、交野宗成を獄に下したるに、石清水の神人、獄を毀りて宗成を奪ふ(明月記。) 二十五日癸丑、藏人頭左大辨藤原爲經を遣はして、重て僧徒を諭さしむれども(百錬鈔・明月記。) 僧徒、命を奉せず(明月記。) 是の月、神木未だ歸座せざるを以て、京官の除目・定考を罷む。是の歲、夏秋の交、春日山の神木二千四百餘株枯る(百錬鈔。)

二年丙申、春正月己未の朔、元會、神木未だ歸座せざるを以て、殿に御せず、樂を撤し、小朝拜を罷む。是の日、興福寺の僧徒、神木を宇治に棄てゝ去りたれば、春日の神人、之を平等院に安ず(百錬鈔。○一代要記に、二月二日となせり。) 五日癸亥、敍位を罷む。 七日乙丑、白馬節、殿に御せず、樂を撤す(百錬鈔・帝王編年記。) 十四日壬申、內論義を罷む(百錬鈔。) 十六日甲戌、踏歌節、樂を撤す(帝王編年記。) 二月十日丁酉、雨水あり(歷代皇紀。) 釋奠に宴を罷む(百錬鈔。) 十四日辛丑、北條泰時、使を遣はして、興福寺の僧徒を諭したるに、僧徒、畏服せり(東鑑○按ずるに、歷代皇紀に、三月二日に係けて、石清水の神領因幡を除き、及び交野宗成を斬ることを載せ、諸書と合はず。姑く此に附す。) 二十一日戊申、神木、歸座す(百錬鈔・一代要記・帝王編年記・東鑑○歷代皇紀に、三月二日となせるは誤れり。) 熊野社證誠殿に光ありて、金の如し。 二十七日甲寅、神木歸座し

たるを以て、幣を春日・大原野・吉田に奉る百錬鈔。　三月十六日癸酉、權大納言藤原實基を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ百錬鈔・伊勢公卿敕使例。　夏四月八日甲午、大風ありて、雹を雨らす、大さ柑の如し百錬鈔・一代要記。　十五日辛丑、參議藤原爲經を遣はして、檜隈大内陵を檢察せしむ百錬鈔。　十八日甲辰、右大臣藤原實氏罷む。六月九日甲午、内大臣藤原良實を以て右大臣となし、大納言源定通を内大臣となす公卿補任・歴代皇紀。　二十日乙巳、平野社の樹に震す。秋七月二十八日癸未、興福寺の僧徒、請ふ所允されざるを以て、春日の神木を金堂に移す百錬鈔〇一代要記に、二十一日となせり。　八月八日壬辰、北條泰時が請を以て、延暦寺に敕して、前年京に入りたる首惡のものを召せども、僧徒、命を奉ぜず、日吉の神輿を中堂に移す〇百錬鈔に、七日となせり。　九月、興福寺の僧徒、城を築き戰具を修む。冬十月五日己丑、北條泰時、僧徒の莊園を收め、權に大和の守護を置き地頭を補し、道路を塞ぎて出入を禁じ、兵を遣はして、僧徒の侵軼に備ふ。十七日辛丑、僧徒、城を墮ち兵を解く東鑑〇百錬鈔に、十六日となせり。　十一月二日乙卯、神木、歸座す百錬鈔・一代要記。　十四日丁卯、北條泰時、大和の守護・地頭を罷む東鑑。　二十九日壬午、敕して、三位已上を以て春日社使となし、十二月六日己丑、敕すらく、春日若宮祭には宜しく官幣を奉るべしと。並に著して令となす百錬鈔。　二十一日甲辰、準三宮諦子内親王を號して明義門院と曰ふ女院小傳、院號定部類記に番記及び外記記・師光記を引ける。

三年丁酉、春正月三日乙卯、鎌倉、雷なる。二十二日甲戌、鎌倉、又雷なる東鑑〇本書に、二十三日に作れり。今、二十

干支を推して之を訂す。 二月癸未の朔、地震ふ歴代皇紀。 三月十日辛酉、攝政道家罷む。左大臣藤原兼經を以て攝政せしむ公卿補任・玉蘂。 夏四月二十二日癸卯、日、薄く蝕す東鑑。 二十三日甲辰、石清水宮に謁す百鍊鈔・歴代皇紀・帝王編年記。 是の日、日、又薄く蝕し、月の色黄なり東鑑。 五月十九日己卯、孔雀經を清瀧に、仁王經を龍穴に讀ましむること七日、以て雨を祈る夕拜至要鈔。 六月庚辰の朔、地震ふ。己酉の晦、赦を五畿七道の國司に下し、及び征夷大將軍藤原賴經に命じて、延曆寺の凶徒を捕へしむ百鍊鈔。 秋九月二十九日丁丑、鎌倉、流星あり東鑑。 是の秋、將に閑院を修めんとするを以て、中納言藤原隆親が萬里小路第に徙御す。冬十一月十一日戊午、賀茂社に行幸す○帝王編年記に、十七日となせり。 十四日辛酉、北山の西園寺に行幸し、十六日癸亥、宮に還る百鍊鈔。 二十四日辛未、昱子內親王を卜定して齋宮となす百鍊鈔。 十二月戊寅の朔、日、食に當りたれども、陰雨して見えず百鍊鈔・東鑑。 十八日乙未、內大臣源定通罷む。 二十五日壬寅、大納言藤原基家を以て內大臣となす公卿補任・一代要記。 二十九日丙午、始て孝經を讀む百鍊鈔○帝王編年記に、十一月に係けたり。

曆仁元年戊戌、春正月二十六日癸酉、右大臣藤原良實、左近衞大將を罷む公卿補任。 二月六日壬午、權大納言藤原實經、左近衞大將を兼ぬ百鍊鈔・公卿補任・歴代皇紀。 十一日丁亥、閑院成りて、徙御す百鍊鈔・毘沙門堂所藏記。 十七日癸巳、征夷大將軍藤原賴經、入朝す百鍊鈔・玉蘂・東鑑。 閏月十三日己未、日に重暈あり。十五日辛酉、太白、昴を犯す東鑑○本書に云ふ、歲星、坐星を犯すと。坐星、未だ詳ならず。故に取らず。 十八日甲子、盜、晝御座劍を竊む○帝王編

年記に、十九日となせり。乙亥の晦、大風ありて、法成寺の步廊倒る百錬鈔。　三月二十三日戊戌、大風、屋を發く東鑑。　二十八日癸卯、春日社に行幸し玉蘂・百錬鈔・一代要記・帝王編年記・東鑑。　二十九日甲辰、宮に還る玉蘂。　夏五月五日己卯、太白、軒轅の大星を犯す東鑑。　六月七日庚戌、內大臣藤原基家罷む。十八日辛酉、攝政兼經、左大臣を罷む。秋七月二十日癸巳、前左大臣藤原良平を以て太政大臣となし、右大臣藤原良實を左大臣となし、權大納言藤原實親を右大臣となす。權大納言藤原家嗣、內大臣となりて、右近衞大將を罷む公卿補任。九月九日辛巳、太白、太微の右執法を犯し、熒惑、軒轅を犯し、月、歲星を犯し、流星あること無數、色白赤なり東鑑。　冬十月四日乙巳、前攝政師家薨ず公卿補任・歷代皇紀。　十三日甲寅、藤原賴經、鎌倉に還る百錬鈔・東鑑。　十一月六日丁丑、權大納言藤原兼平、右近衞大將を兼ぬ公卿補任○一代要記・攝關傳に、十六日となせり。　十八日己丑、北白河院薨じたるを以て、五節を罷む百錬鈔。　二十三日甲午、改元す百錬鈔・公卿補任・皇年代略記。　十二月五日丙午、七佛藥師法を延曆寺に修して、天變を禳ふ百錬鈔。　二十八日己巳、宜秋門院崩ず一代要記・女院小傳・東鑑○諸書に、葬闕けたり。

延應元年己亥、春正月十九日庚寅、太政大臣良平罷む公卿補任。　二月七日丁未、改元す偏記・百錬鈔・帝王編年記・一代要記。　十一日辛亥、日に暈あり百錬鈔・東鑑。　二十二日壬戌、本院、隱岐に崩ず百錬鈔・一代要記・帝王編年記・增鏡。　二十三日癸亥、盜、宜陽殿の庫の服御の物を取る。夏四月二十七日丙寅、法性寺に行幸して、方忌を避く百錬鈔。　五月戊戌の晦、本院を追稱して顯德院と曰ふ百錬鈔・帝王編年記。　秋九月二十日丙戌、是より先、延曆寺の僧徒、奏して、四天王寺を以て復び延曆寺に屬せしめんことを請へども、報せざりしが、是に

至りて、僧徒、神輿を中堂に移せり百錬鈔・一代要記。冬十月九日乙巳、鎌倉、雷なる東鑑。十日丙午、神輿、歸座す一代要記○百錬鈔に、十一日となせり。二十日丙申、日に兩珥あり。十一月丙寅の朔、鎌倉、雷雨大風あり東鑑。十二日丁丑、準母皇后に號を上りて式乾門院と曰ふ百錬鈔・女院小傳、院號定部類記に外記記を引ける。鎌倉、地大に震ふ東鑑。

仁治元年庚子、春正月四日己巳、彗星、西南に見る平戸記・百錬鈔・帝王編年記・東鑑。七日壬申、彗星、歳星を犯す東鑑。八日癸酉、月、晝見る平戸記。十一日丙子、月、東井に入る。十九日甲申、彗星、奎に入る東鑑。三月十二日丙子、賀茂祭使の車服の奢侈を禁ず平戸記。十五日己卯、權大納言藤原公相を伊勢に遣はし、幣を大神宮に奉らしめて、彗星を禳ふ百錬鈔。彗星を禳ふは、伊勢公卿敕使例・帝王編年記に據る。十七日辛巳、前太政大臣良平薨ず百錬鈔・公卿補任○歴代皇紀に、十日に係け、東鑑に、十五日とせるは誤なり。夏四月三日丁酉、高麗の牒無禮なるを以て、公卿をして議せしむ百錬鈔・帝王編年記。無禮は、平戸記に據る。十七日辛亥、隕霜あり平戸記。五月五日戊辰、熊野社火く百錬鈔。六月十六日己酉、賀茂社の塔を燬し百錬鈔・帝王編年記。雨を醍醐寺に祈る祈雨御讀經記○本書に、二十一日となせり。今、夕拜至要鈔の宣旨の文に據りて之を訂す。二十八日辛酉、熊野の火けたることを軒廊に卜ふ。秋七月三日乙丑、五龍祭を修す百錬鈔。八日庚午、請雨經法を修す請雨經法記。十四日丙子、雨を十一社及び室生・龍穴に祈る百錬鈔。十六日戊寅、改元す偏記・百錬鈔・一代要記・歴代皇紀。九月二十七日丁亥、右大臣藤原實親罷む公卿補任。冬十月九日己亥、内大臣藤原家嗣罷む。二十日庚戌、權大納言藤原實經を以て右大臣となし、大納言藤原家良を内大臣となす公卿補任・歴代皇紀。梟ありて、清涼殿に入る帝王編年記。十一月庚寅の朔、日、南至し平戸記・百錬鈔・帝王編年記。公卿、表賀す平戸記。十七日丙

午、雷なりて、大に風ふく平戸記・歷代皇紀・皇年代略記。　十二月十二日辛未、大神宮の外院火く平戸記・百錬鈔。　十四日癸酉、兼經を以て太政大臣となす、攝政、故の如し公卿補任・平戸記。　二十四日癸未、參議藤原忠高を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大神宮に奉らしめ〇歷代皇紀に、十二日となせるは誤なり。　廢朝すること五日平戸記・百錬鈔。宸筆の宣命は、百錬鈔に據る。是の冬、京師、盜多し平戸記・東鑑。

二年辛丑、春正月三日壬辰、方忌を春日殿に避く玉蘂。　五日甲午、天皇、元服を閑院に加ふ百錬鈔・歷代皇紀・五代帝王物語。閑院は、帝王編年記に據る。　是の夜、彗星見る歷代皇紀・皇年代略記。　八日丁酉、雷なる歷代皇紀・東鑑。　九日戊戌、流星、月に入る歷代皇紀。　十七日丙午、策試す百錬鈔。　二月四日壬戌、鎌倉、白赤の氣見る。　七日乙丑、鎌倉、地大に震ふ東鑑。　八日丙寅、大原の法華堂を廢し、顯德院の御骨を奉藏す一代要記〇歷代皇紀に、延應元年五月十四日となせり。　十二日庚午、鹿島社火く百錬鈔・東鑑。　三月二十七日乙卯、幣を春日・大原野・吉田に奉りて、鹿島の火けたることを告ぐ百錬鈔・帝王編年記。　夏四月三日辛酉、鎌倉、地大に震ふ東鑑。　五日癸亥、內大臣藤原家良罷む公卿補任・歷代皇紀。　十七日乙亥、權大納言藤原兼平を以て內大臣となす百錬鈔・公卿補任。　六月八日甲子、熊野新宮火く百錬鈔〇帝王編年記に、七日となせり。　秋七月二十二日戊申、平野社に行幸す。　二十六日壬子、大野原社に行幸す百錬鈔・帝王編年記。　九月六日辛卯、檢非違使爲季、賀茂の氏人を捕へたるに坐して、阿波に流さる百錬鈔〇爲季、姓闕けたり。　冬十月九日癸亥、鎌倉、大流星あり東鑑。　十日甲子、內大臣藤原兼平、右近衛大將を罷む公卿補任。　十三日丁卯、大納言藤原實基、右近衛大將を兼ぬ公卿補任・歷代皇紀。　十七日辛丑、幣を鹿島・香取の兩社に奉る。　二十六

日庚辰、春日社、鳴動す百錬鈔。十一月八日辛亥、右大臣藤原實經、左近衞大將を罷め公卿補任。十日癸巳、權大納言藤原實有、左近衞大將を兼ぬ公卿補任・歷代皇紀。十三日丙申、大風あり、興福寺の僧舍火け、延きて西寶藏に及ぶ。癸丑の晦、前攝政家實疾めるを以て、非常赦す百錬鈔。十二月七日庚午、藤原彥子を以て女御となす歷代皇紀・女院記・女院小傳。二十日癸酉、攝政兼經、太政大臣を罷む公卿補任。

三年壬寅、春正月五日戊子、不豫五代帝王物語・增鏡○百錬鈔に、七日に係けたり。九日壬辰、幣を十三社に奉り、經を諸社に讀ましめ、非常赦して、疾を禱ふ百錬鈔。非常赦は、後中記に據る○後中記に、十三社を十二社に作れり。是の日、天皇、閑院に崩ず。年十二歷代皇紀・皇年代略記○一代要記に、淸涼殿に崩ずとなせり。泉涌寺に葬り一代要記・皇年代略記・增鏡。四條院と稱す平戶記・百錬鈔・後中記・皇年代略記。帝、幼冲にして嬉戲するとき、宮廊に滑石の末を塗り、嬪御を顚仆せしめて之を調笑せんと欲し、反て自ら誤りて倒れしに、犬、遮繞して之に吠えたれば、人以て不祥となしゝに、偶、京師、怪異數見れ、幾もなくして、帝崩じぬ五代帝王物語。

譯文大日本史卷の五十九終

譯文大日本史卷の六十

本紀第六十

後嵯峨天皇

後嵯峨天皇、諱は邦仁、土御門帝の第七子なり一代要記○按ずるに、天皇の行第、諸書に載する所、互に異動あり。今、諸皇子の薨年を以て之を推すに、尊守・仁助・尊助、皆、天皇に於て兄たり。其の他、生年考ふべからず。則ち宜しく天皇を以て第四となすべし。然れども、諸書、考證すべきなし。今、姑く本書の說に從ふ。母は贈皇太后源氏百錬鈔・一代要記・歴代皇紀・增鏡。承久二年二月二十六日丁亥、生る皇胤紹運錄・皇年代略記・歴代皇紀○一代要記に、三日となせり。土御門帝の南遷に當り、天皇、年甫て二歲にして、外家大納言源通方に依る。通方薨じて後、供奉稍怠りしかば、天皇、之を厭ひて五代帝王物語・增鏡。承明門院の居る所の土御門殿に徙る五代帝王物語。長ずるに及びて、僧とならんと欲せしに五代帝王物語・增鏡。承明門院、之を止めしかば、天皇、意未だ決せず、潛に石清水宮に謁して通宵默禱せしに、夢に壇上に聲ありて曰く、椿葉の影、再び改らんと。天皇、覺めて心に之を喜び、是より精を勵まして學問す。仁治三年正月、四條帝崩じて後なく、時論洶洶として、人疑惑を懷けり增鏡。修明門院及び前攝政道家は、順德帝の皇子忠成王を立てんと欲す神皇正統記。修明門院は、增鏡に據る。忠成王は、五代帝王物語なり。北條泰時は、意、土御門帝の後を立つるに在りて、鶴岡宮に詣で籌を探りたるに、亦協へり。是に於て、意を決し、秋田城介安達義景を京師に遣はして、天皇を立てしめ、謂て曰く、京師、如し新院の皇子を立てば、既に立て

りと雖も、宜しく卽ち之を廢すべしと。義景、京師に入る。承明門院、人をして之を覘はしむ。時に群臣、忠成王の第に造りて、義景が至るを待てるに、獨り前內大臣源定通、天皇に土御門殿に侍せり。義景至れば、門庭荒蕪、闃として人跡なし。義景、定通を見て、具に泰時が意を陳ぶ。是に於て、百官、奔り赴く五代帝王物語・增鏡。二十日癸卯、土御門殿に冠して、親王となり一代要記。卽夜、權大納言藤原隆親が冷泉萬里小路第に踐祚す後中記・百錬鈔・五代帝王物語・增鏡・平戶記。時に、大位を曠しくすること十二日百錬鈔。攝政兼經を以て關白となし、左大臣藤原良實・右大臣藤原實經・內大臣藤原兼平・權大納言兼左近衛大將藤原實有・大納言兼右近衛大將藤原實基、並に故の如し公卿補任・一代要記・歷代皇紀。二十五日戊申、四條天皇を葬る百錬鈔・後中記・四條院御葬禮記・增鏡。三月癸未の朔、權大納言藤原公相が今出川第に行幸して、方忌を避く百錬鈔。十八日庚子、天皇、位に太政官廳に卽く玉蘂・百錬鈔・天祚禮祀職掌錄・平戶記。時に年二十三百錬鈔・增鏡。二十五日丁未、關白兼經罷む。左大臣藤原良實を以て關白となす公卿補任・五代帝王物語・增鏡。夏四月三日乙卯、太政官廳に御す百錬鈔。九日辛酉、權大納言左近衛大將藤原實有罷め、權大納言藤原忠家左近衛大將を兼ぬ公卿補任・一代要記・歷代皇紀。十二日甲子、冷泉萬里小路第に還御す平戶記。二十五日丁丑、使を山陵に遣はして、卽位を告げしむ百錬鈔・平戶記。五月二十八日己酉、今出川第に行幸して、方忌を避く平戶記。六月三日甲寅、洪水あり歷代皇紀・皇年代略記。十日辛酉、藤原姞子を以て女御となす百錬鈔・女院小傳・歷代皇紀。十五日丙寅、前武藏守北條泰時卒す百錬鈔・一代要記・歷代皇紀・平戶記。十七日戊辰、雨水あり歷代皇紀・皇年代略記。是の月、歲星、東井に入

る。五月より雨ふりて、是の月に至り、凍寒冬の如し平戸記。秋七月辛巳の朔、鳥羽の勝光明院火く百錬鈔・一代要記・皇年代略記。八日戊子、使を大原の法華堂に遣はし百錬鈔。顯德院を追改して後鳥羽院と稱し百錬鈔・一代要記・東鑑。十一日辛卯、所生源通子を追尊して皇太后と曰ひて百錬鈔・皇年代略記、國忌を置く。十三日癸巳、是より先、金剛峰寺奥院の僧徒、傳法院の僧徒と爭鬪せしに、使を遣はして之を禁止したりしが、是に至りて、奥院の僧徒、傳法院を燒かんとすれば、復兵を遣はして之を禁止せしむ。八月七日丁巳、將に陣座を修めんとするを以て、內侍所を西中門廊に移す百錬鈔。九日己未、女御藤原姞子を立てて中宮となす公卿補任・女院小傳・平戸記。十四日甲子、陣座成りて、內侍所を奉安す。十九日己巳、大奉幣使を發す。二十二日壬申、使を宇佐に遣はす百錬鈔。九月十二日辛卯、新院、佐渡に崩ず百錬鈔・後中記・一代要記・皇年代略記・增鏡〇平戸記に、二十二日に作れり。冬十月二十一日庚午、御禊し百錬鈔・一代要記・皇年代略記・平戸記。十一月十三日辛卯、大嘗す百錬鈔・皇胤紹運錄・歷代皇紀・皇年代略記・平戸記。是の月、太白、哭星を犯す平戸記。十二月十六日甲子、始て萬機に臨む百錬鈔・平戸記。二十七日乙亥、前關白家實薨ず公卿補任。

寬元元年癸卯、春二月二十二日己巳、後鳥羽帝の忌辰なるを以て、輕囚を原す百錬鈔。二十三日庚午、准三宮藤原彥子を號して宣仁門院と曰ふ百錬鈔・女院小傳、院號定部類記に外記記を引ける。二十六日癸酉、改元す百錬鈔・公卿補任・一代要記・東鑑。三月丁丑、日、之を食することあり。夏五月十日乙酉、前太政太臣公經が今出川第に行幸して、方忌を避く。十三日戊子、新院の御骨を大原の法華堂の側に藏む。十八日癸巳、雹を雨らす

百錬鈔。 二十三日戊戌、鎌倉、地大に震ふ東鑑。 是の月、痘瘡流行す百錬鈔。 六月二十六日辛未、準三宮覺子内親王を號して正親町院と曰ふ百錬鈔・女院小傳、院號定部類記に番記を引けり。 二十八日癸酉、皇子久仁を以て親王となす百錬鈔・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記〔〕皇年代略記に、二十六日に作れり。 秋七月十五日庚寅、方忌を土御門殿に避く。 閏月二十三日丁卯、壺切劒失せたるを以て、改めて之を鑄る。 二十七日辛未、熾盛光法を修して、天變を禳ふ百錬鈔。

八月十日癸未、久仁親王を立てゝ皇太子となし百錬鈔・一代要記・五代帝王物語・增鏡。 右大臣藤原實經を以て傳となす公卿補任・攝關傳。 九月十八日辛酉、陰明門院崩ず百錬鈔・女院小傳・紹運要錄〇一代要記に、十一月となし、諸書に、葬斂けたり。 冬十一月五日丁未、大に雪ふる百錬鈔。 十二月癸酉の朔、石淸水宮に謁す百錬鈔・增鏡〇歷代皇紀に、十一月に係けたり。 五日丁丑、賀茂社に行幸す百錬鈔・歷代皇紀・增鏡。 十四日丙戌、準三宮暲子内親王を號して室町院と曰ふ〇女院小傳に、二十四日に係けたり。 十八日庚寅、珍皇寺を慶す百錬鈔。 辛丑の晦、白虹、日を貫く東鑑〇歷代皇紀に、二年正月朔に係けたり。

二年甲辰、春正月二十七日戊辰、松尾山崩れ、大井川竭く〇歷代皇紀に、山崩ろに作れり。鑑 二十八日己巳、皇子宗尊を以て親王となす百錬鈔〇歷代皇紀に、二十七日に係けたり。 三月十一日辛亥、權中納言藤原顯親を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ百錬鈔・伊勢公卿勅使例・歷代皇紀。 十八日戊午、御書所を置く。 二十六日丙寅、松尾山崩れ大井川竭きたるを軒廊に卜ふ百錬鈔。 夏四月二十八日戊戌、征夷大將軍藤原賴經、職を辭す。 其の子賴嗣を以て右近衞少將征夷大將軍となす公卿補任・百錬鈔・歷代皇紀。 五月六日乙巳、弗豫。 二十日己未、服御常膳を減ず百錬鈔。 六月庚午の朔、關白良實、左大臣を罷む。 十三日壬午、右大臣藤原實經を以て

左大臣となし、內大臣藤原兼平を右大臣となし、權大納言藤原忠家を內大臣となす公卿補任・一代要記・歷代皇紀。經を神泉苑に讀ましめて、雨を祈る百錬鈔。　二十六日乙未、請雨經法を修す。二十七日丙申、雨ふる請雨經法記。　國忌の廢置を廷議す。秋七月二日庚子、地震りて聲あり。五日癸卯、夜、黑雲、西南に起ること五十道。十八日丙辰、贈皇太后の國忌を東寺に置く百錬鈔○按ずるに、本書三年七月十一日の條に曰く、贈皇太后の國忌を定むと。恐らくは誤ならん。　二十六日甲子、閑院に遷る百錬鈔・一代要記・東鑑。　八月二十六日甲午、月、軒轅の女主星を犯し、熒惑、太微の右執法を犯す百錬鈔。　二十九日丁酉、前太政大臣公經薨ず公卿補任・百錬鈔・歷代皇紀・五代帝王物語。　冬十月十日丁丑、雷なる皇年代略記。　十七日甲申、石清水別當紀兼盛等爭鬪して、血、寶殿を汚したることを軒廊に卜ふ。十九日丙戌、方忌を土御門殿に避く。二十五日壬辰、賀茂社の怪を軒廊に卜ふ。二十六日癸巳、黑雲、天に亘る。十一月戊戌の朔、權中納言藤原顯親を石清水宮に遣はし、幣を奉らしめて、寶殿を汚したることを謝す百錬鈔。　三日庚子、鎌倉、洪水あり東鑑○按ずるに、本書に云ふ、十二日己酉、熒惑、弓庫門星を犯すと。弓庫門は、未だ詳ならず。故に取らず。　二十日丁巳、紀兼盛が罪を仗議す百錬鈔。　二十二日己未、歲星、太微に入る東鑑。　十二月十六日壬午、曦子內親王を卜定して齋宮となす百錬鈔・歷代皇紀。　十八日甲申、月、歲星を犯す東鑑。　二十九日乙未、法性寺に行幸して、方忌を避く百錬鈔○一代要記に、二十八日となせり。　丙申の晦、歲星、太微の右執法の上將を犯す東鑑。

三年乙巳、春正月丁酉の朔、鎌倉、雷なる東鑑・平戸記。　十一日丁未、雷電あり百錬鈔・歷代皇紀・皇年代略記・東鑑・平戸記。　二十一日丁巳、鎌倉、雷なる東鑑。　二十六日壬戌、客星、東南に見れ、月を踰えて滅せず百錬

鈔・歷代皇紀・平戸記。是の月、熒惑、天江を犯す。二月丙寅の朔、地震ふ平戸記。九日甲戌、方忌を土御門殿に避く。十五日庚辰、大神宮の東寶殿開かず、石清水の供御所に穢あることを軒廊に卜ふ百錬鈔・平戸記。十八日癸未、孔雀經法を修して、客星を禳ふ百錬鈔・孔雀經御修法記。二十一日丙戌、賀茂社の怪を軒廊に卜ふ百錬鈔・上卿故實。二十五日庚寅、輕囚を免ず百錬鈔。三月丙申の朔、彗星、室・壁の間に見る百錬鈔・一代要記。室壁の間は、東鑑に據る。五日庚子、日、薄く蝕す平戸記。七日壬寅、熾盛光法を禁中に修して、天變を禳ふ。九日甲辰、地震ふ百錬鈔。十二日丁未、宸筆の告文を蓮華王院・大原・金原に奉りて、天變を告ぐ百錬鈔・皇年代略記。十四日己酉、五壇法を禁中に修す百錬鈔。十七日壬子、白虹見る平戸記。二十日乙卯、方忌を土御門殿に避く。二十二日丁巳、稻荷・熊野の怪を軒廊に卜ふ百錬鈔。夏四月五日己巳、地震ひ、七日辛未、又震ふ百錬鈔・平戸記。九日癸酉、幣を二十二社に奉りて、天變及び三合厄を禳ふ百錬鈔。十五日己卯、北野社の神鏡、故なくして墜つ。二十五日己丑、詔して曰く、朕聞く、人、自ら照さんと欲すれば、必ず明鏡を須つ、主、過を知らんと欲すれば、必ず忠臣に藉ると。堯舜禹湯文武の君と雖も、稷契皐陶伊呂の臣に諮る。其の君、諫に從へば聖なり、其の臣、諂ふことなければ直なり。社稷、茲に因りて安全に、寰海、茲に因りて靜謐なり。朕、眇たる身を以て、謬りて元首に備り、萬機の政を親らしてより、四廻の年に迄れども、德、天に合はずして、天、頻に變を示し、化、地に合はずして、地、屢震ふことあり。咎徵間至り、祥瑞聞えず。況や、亦帑藏猶空しく、萬國の貢珍に乏

しく、邦家未だ治まらずして、百姓の凋弊に屬す。熟治績を思ひて、獨襟懐を勞す。朕が逮ばざるを輔くるは、臣の極諫に憑る。宜しく參議已上をして各封事を上らしむべし。凡そ厥の法令の、事に便ならざるものは、諱む所あること勿れ。政教の、化に助を爲すことは、除く所あること勿れ。當に犯すことありて隱すことなきの義に率ひ、唯國を益し民を利するの謀を盡すべしと平戸記。　二十八日壬辰、地震ふ。五月三日丙申、方忌を土御門殿に避く。八日辛丑、地震ふ。十二日乙巳、雨を祈る。二十三日丙辰、前左大臣藤原隆忠薨ず百錬鈔○本書に、乙卯に作りたれども、干支を推して之を訂す。　二十七日庚申、地震ふ平戸記○百錬鈔に、二十六日に作れり。　十九日壬戌、吉田社の怪を軒廊に卜ふ百錬鈔。　六月十三日丙子、土御門殿に如きて、祇園の神輿を避け平戸記。　十四日丁丑、宮に還る百錬鈔・平戸記。　二十日癸未、雨を祈る。二十二日乙酉、春日社の千木の銅具の脱げたることを軒廊に卜ふ百錬鈔。　秋七月癸巳の朔、日、蝕に當りたれども、陰雨して見えず。九日辛丑、幣を奉りて、雨を祈る。是の日、雨ふる百錬鈔・平戸記。　十六日戊申、金剛童子法を禁中に修す百錬鈔。　十九日辛亥、雹を雨らす平戸記。　二十一日癸丑、方忌を六條殿に避く。二十六日戊午、地大に震ふ百錬鈔・平戸記。　紀兼盛を伊豆に流す百錬鈔。　二十七日己未、方忌を土御門殿に避く百錬鈔・平戸記。　八月三日乙丑、晴を祈り、五日丁卯、又、晴を祈る。九日辛未、伊勢・賀茂の怪を軒廊に卜ふ。十一日癸酉、地震ふ。十七日己卯、賀茂社の怪を軒廊に卜ふ。二十一日癸未、幣を石清水に奉りて、再び紀兼盛が寶殿を汚したることを謝す百錬鈔。　九月六日戊戌、熒惑、哭星を犯す平戸記。　十三日乙

巳、方忌を土御門殿に避く。二十日壬子、蘭林坊壞る。百錬鈔。二十三日乙卯、月、軒轅の大星を犯す。東鑑。○按ずるに、本書に又云ふ、是の日、辰星、恒星を犯すと。恒星は、定めて某星となすべからず。故に取らず。冬十月壬戌の朔、七佛藥師法を修して、天變を禳ふ。八日己巳、輕繋を原す。百錬鈔。十九日庚辰、熒惑、羽林を犯す。平戸記。二十四日乙酉、方忌を土御門殿に避く。百錬鈔。十一月五日丙申、鎌倉、雷なる。東鑑。十三日甲辰、大神寶使を發す。百錬鈔・平戸記。十五日丙午、兩月並び出づ。平戸記。二十九日庚申、稻荷上社火く。百錬鈔・皇年代略記・平戸記。十二月六日丁卯、方忌を土御門殿に避く。百錬鈔。二十日辛巳、鎌倉、地震ふ。東鑑。庚寅の晦、幣を稻荷社に奉りて、火を謝し、之を軒廊にトふ。百錬鈔。

四年丙午、春正月六日丙申、地大に震ふ。十一日辛丑、方忌を六條殿に避く。十五日乙巳、幣を奉りて、晴を祈る。十七日丁未、春日社に行幸し、○歷代皇紀に、二月十七日となせり。十八日戊申、宮に還る。百錬鈔。二十八日戊午、關白良實罷む。左大臣藤原實經を以て關白となす。公卿補任・一代要記・歷代皇紀。二十九日己未、冷泉萬里小路第に行幸し、一代要記・毘沙門堂所藏記・讓位部類。位を皇太子に讓る。百錬鈔・公卿補任・一代要記・毘沙門堂所藏記・讓位部類○增鏡に、二十八日となせるは誤なり。二月、尊號を上りて太上天皇と曰ふ。皇胤紹運錄・一代要記・歷代皇紀・皇年代略記。龜山帝の立つに及びて、上皇と稱し、一院と曰ふ。一代要記・百錬鈔・東鑑。文永五年十月、薙髮す。法名は素覺。雅言記・五代帝王物語。法名は、帝王編年記・皇胤紹運錄・一代要記・歷代皇紀・皇年代略記に據る。佛事を東大寺に修して、後福に資す。東大寺要略所載の逆修願文。六年四月、戒を東大寺に受く。圓照上人行狀○皇年代略記に、東大寺を東寺に作れり。七年十月、宸筆の法華經を龜山殿に慶して、八講を修す。宸筆御八講記・宸筆代代記・增鏡。九年二月十七日丙午、龜山別院

の藥草院に崩ず。年五十三。一代要記・歷代皇紀・皇年代略記。龜山別院の藥草院は、皇胤紹運錄・皇年代略記に據る。火葬して○諸書に、地闕けたり。御骨を淨金剛院に奉安す皇年代略記・五代帝王物語。遺詔して後嵯峨院と稱せしむ皇年代略記。十年六月、御骨を法華堂に移し藏む吉續記。帝、性溫柔、仁にして物を愛す。既に北條氏の推戴に賴り、敢て自ら專にせず、朝廷の大事は、皆成を鎌倉に仰ぎぬ五代帝王物語。當時、四方無事なりしかば、逍遙遊歷して、怡然として自適せり。屢熊野・高野に幸し、鳥羽殿を修め、又、宮を嵯峨に造りて龜山殿と稱し、芳野の櫻を移植し、藥草院・如來壽院を建て、檀林寺の故趾に就きて、淨金剛院を造り、淨土宗を置き、四天王寺の金堂に模して多寶院を造れり五代帝王物語・增鏡を參取す。帝、佛宗を研精して、法理を究盡し圓照上人行狀。止觀を僧經海に受け五代帝王物語。眞言・天台・淨土の奧旨に達せり增鏡・圓照上人行狀。屢親ら經論を寫して五代帝王物語・增鏡。石淸水・北野に藏め、毎春、必ず石淸水宮に謁して、齋宿すること七日。尤も和歌に長じ、至る所吟詠し、藤原基家・藤原爲家等に命じて、續古今和歌集を撰ばしめ、親臨して裁定せり增鏡。相傳ふ、龍潛の時、八月朔、近臣、偶糄を土器に盛りて之を進めたりしに、大位に登るに及び、以て嘉瑞と爲し、毎歲、必ず御しければ、後遂に天下に遍くなりぬと公事根源。脫屣の後、二皇子相踵ぎて祚に臨み、帝、政を院中に聽くこと殆ど三十年神皇正統記・增鏡。特に意を龜山帝に屬し、其の胤子をして大統を承繼せしめんと欲し神皇正統紀・增鏡・梅松論・吉續記正安三年。後宇多帝を立てゝ東宮に居らしむ。後、北條時宗、建議して、伏見帝を立てゝ後宇多帝の太子となさしむ。是より後深草・龜山二帝の後、迭に皇統を承け、朝廷益弱し增鏡・梅松論に據するに、五代帝王物語には、帝將に

崩ぜんとするや、宸筆の遺詔を北條時宗に賜ひて曰く、仁治中、泰時、策を定め、朕をして踐祚せしめたり。宜しく例に從ひ、今上新院の後を擇ぶは、關東の處置にあるべしと。吉續記・神皇正統記・増鏡・梅松論と大に異なり。今取らず。

譯文大日本史卷の六十終

譯文大日本史卷の六十一

本紀第六十一

後深草天皇

後深草天皇、諱は久仁、後嵯峨帝の第三子なり増鏡○百錬鈔・帝王編年記・皇代記・東鑑に、第一子となし、神皇正統記・皇胤紹運録・歴代皇紀・皇年代略記には、第二子。母は大宮院、寛元元年六月十日乙卯、生れて百錬鈔・増鏡・五代帝王物語・一代要記。未だ月を閲せずして親王となり百錬鈔・増鏡・一代要記・皇年代略記。八月、立ちて皇太子となり増鏡・歴代皇紀・皇年代略記。三年十月、袴を著る平戸記・百錬鈔・歴代皇紀・皇年代略記。四年正月二十九日己未、皇太子、前右大臣藤原實氏が冷泉富小路第に受禪す百錬鈔・東鑑・毘沙門堂所藏記・辨内侍日記、藤原定嗣記に大外記師光記を引ける。關白左大臣實經を以て攝政せしめ、右大臣藤原兼平・内大臣兼左近衛大將藤原忠家・大納言兼右近衛大將藤原實基、並に故の如し公卿補任・一代要記・歴代皇紀。二月七日丁卯、大原野の釜鳴る百錬鈔。十三日癸酉、冷泉富小路第より閑院に遷る百錬鈔・東鑑・一代要記○歴代皇紀に、十一日となし、要記に、富小路を萬里小路に作れるは誤なり。後嵯峨帝を尊びて太上天皇と曰ふ百錬鈔・毘沙門堂所藏記○一代要記に、十三日を七日となし、歴代皇紀・皇年代略記には、五日。三月四日癸巳、前右大臣藤原實氏を以て太政大臣となす公卿補任・一代要記・歴代皇紀・園太曆觀應元年。十一日庚子、天皇、位に太政官廳に卽く。時に年四歲百錬鈔・辨内侍日記・天祚禮祀職掌錄。年は、一代要記・歴代皇紀・帝王編年記・皇年代略記に據る。十三日壬寅、千日講を修して、後白河・後鳥羽・土御門三帝の冥福を薦む葉黄記。十五日甲寅、冷泉殿に行幸す百錬鈔○還宮の日闕けたり。夏四月二日辛酉、地震ふ百錬鈔。是の日、寛成

親王薨ず葉黄記・歴代皇紀。　七日丙寅、霜霰を隕す。　十日己巳、幣を丹生・貴布禰に奉りて、晴を祈る百錬鈔。　十八日丁丑、霖雨を軒廊に卜ふ。　二十九日戊子、多武峯の墓鳴る葉黄記。　閏月己丑の朔、前武藏守北條經時卒す葉黄記・東鑑・將軍執權次第・百錬鈔・一代要記・帝王編年記。　二日庚寅、三條坊門火く。　之を冷泉第に避け、三日辛卯、閑院に還る百錬鈔。　五月五日壬戌、月、軒轅の大星を犯す東鑑。　十三日庚午、冷泉第に行幸して、方忌を避く百錬鈔。　二十日丁丑、內大臣藤原忠家、左近衞大將を罷め公卿補任・一代要記・歴代皇紀。　二十八日乙酉、中納言藤原道良、左近衞大將を兼ぬ一代要記・公卿補任○歴代皇紀に、二十六日となせり。　六月四日癸卯、大奉幣使を發す。　是の日、雨を祈る百錬鈔。　六日癸巳、京師火けて、六角堂・因幡堂、公卿の第宅數十所に延燒す。　八日乙未、建仁寺火け、九日丙申、織部司火く葉黄記。　十四日辛丑、旱を軒廊に卜ひ、經を龍穴・醍醐・清瀧に讀ましめて、雨を祈る百錬鈔。　十七日甲辰、多武峯の墓に光あることを占ひ、旱するを以て、囚を赦す葉黄記。　十九日丙午、經を神泉苑に讀ましむ百錬鈔・祈雨御讀經記。　二十二日己酉、幣を伊勢以下七社に奉りて、雨を祈る。　二十七日甲寅、太政大臣實氏が第に行幸して、祇園の神輿を避く○還宮の日闕けたり。　二十八日乙卯、經を諸社に讀ましめて、雨を祈る。　秋七月二十八日甲申、前征夷大將軍藤原賴經、北條時賴が爲に逐はれて、京師に還る百錬鈔。日は、東鑑・葉黄記に據る○百錬鈔・將軍執權次第・一代要記・帝王編年記に、二十七日に係けたり。　八月十七日癸卯、山科陵鳴りたるを以て、使を遣はして之を謝せしむ葉黄記。　九月九日甲子、太白、太微の執法を犯し○按ずるに、執法の左右、未だ詳ならず。　十六日辛未、又犯す東鑑。　冬十月丙戌の朔、熒惑・鎭星・歳星、相犯す百錬鈔。　六日辛卯、鎌倉、雷

なる東鑑。　十三日戊戌、北條時頼、京師の篝兵を罷む葉黄記。　二十日乙巳、晴を祈る。歳星・鎮星、太白、相犯す百錬鈔○葉黄記に、十七日に係けたり。　二十四日己酉、御禊す百錬鈔・一代要記・歴代皇紀・皇年代略記。　十一月九日甲子、熒惑、房を犯し、太白、鍵閉を犯す東鑑。　十六日辛未、幣を三社に奉る。二十日乙亥、太政官廳に如き百錬鈔○葉黄記に、二十二日に係けたり。　二十四日己卯、大嘗す葉黄記・百錬鈔・一代要記・歴代皇紀・皇年代略記。　二十七日壬午、鎌倉、地大に震ふ東鑑。　二十八日癸未、閑院に還る葉黄記・百錬鈔。　十二月五日庚寅、地震ふ百錬鈔。　九日甲午、太政大臣實氏罷む公卿補任・百錬鈔・歴代皇紀○一代要記に、四日となせり。　十四日己亥、攝政實經、左大臣を罷む公卿補任・百錬鈔○一代要記に、四日となし、歴代皇紀には、二十四日。　二十一日丙午、方忌を太政官廳に避く百錬鈔・辨内侍日記。　二十四日己酉、前内大臣源通光を以て太政大臣となし、右大臣藤原兼平を左大臣となし、内大臣藤原忠家を右大臣となし、大納言藤原實基を内大臣となす公卿補任・一代要記・歴代皇紀。　二十七日壬子、始て萬機に臨む百錬鈔。

寶治元年丁未、春正月十九日癸酉、攝政實經罷む。前關白兼經を以て攝政せしむ五代帝王物語・一代要記○歴代皇紀に、兼經が攝政となりしを、二十九日となせり。　二十五日己卯、雷なる百錬鈔。　二十六日庚辰、鎌倉、雷なる。二十九日癸未、鎌倉に、羽蟻群り飛ぶ東鑑○百錬鈔に曰く、十七日、螻蟈、鶴岡に盈つと。　二月六日庚寅、方忌を記錄所に避く葉黄記。　二十八日壬子、改元す百錬鈔・一代要記・帝王編年記。　三月十一日甲子、鎌倉の海水、赤きこと血の如し東鑑。　十二日乙丑、大流星あり百錬鈔・東鑑・歴代皇紀・帝王編年記。　十三日丙寅、地震ひて聲あり百錬鈔・帝王編年記。　十七日庚午、鎌倉に、黄蝶群集して、廣さ丈許、長さ數丈東鑑。　十八日辛未、金輪法を修して、天變を禳ふ葉黄記。　夏四月二十五日戊

申、日に暈あり東鑑。石淸水宮に煙氣あり、之を軒廊に卜ふ。五月四日丙辰、方忌を記錄所に避く百鍊鈔。十一日癸亥、陸奥津輕郡の海濱に人魚を獲たり。十八日庚午、鎌倉、光怪ありて、西より東に行き、氣あり、白旗の如し東鑑。二十六日戊寅、經を神泉苑に讀ましめて、雨を祈る百鍊鈔・帝王編年記。辛巳の晦、五龍祭を修す百鍊鈔。六月五日丙戌、三浦泰村等、北條氏を滅さんことを圖りしに、北條時頼、擊ちて泰村を殺す東鑑・五代帝王物語・歷代皇紀。九日庚寅、請雨經法を神泉苑に修し百鍊鈔、又東大寺・延曆寺・興福寺に令して、各一百僧を會し、仁王經を轉讀せしめ帝王編年記。仁王經は、百鍊鈔に據る。○百鍊鈔に、東大寺が東寺に作れり。罪囚を赦す葉黃記。十日辛卯、地震ひて聲あり。十三日甲午、前太政大臣實氏が富小路第に行幸して、祇園の神輿を避け、十四日乙未、宮に還る百鍊鈔。十五日丙申、旱を軒廊に卜ひ、又囚を赦す葉黃記。十七日戊戌、水天供を修す百鍊鈔。二十三日甲辰、山科山陵鳴動したるを以て、中納言藤原良敎を遣はして、之を謝せしむ葉黃記・百鍊鈔。二十九日庚戌、孔雀經法を東寺に修す。秋七月三日甲寅、大に雨ふる葉黃記・百鍊鈔・祈雨御讀經記。八日己未、北方に赤氣あり百鍊鈔・歷代皇紀。野火の如く、白氣數道、其の中に交りて、北斗を蔽ひ、須臾にして滅ゆ歷代皇紀。是の月、北條長時、來りて六波羅の北方に居る東鑑。北方は、將軍執權次第に據る。八月二十八日戊申、法勝寺の阿彌陀堂火く葉黃記・百鍊鈔・一代要記。九月辛亥の朔、鎌倉、大風、屋を發き、二日壬子、又、大風あり東鑑。二十四日甲戌、記錄所に御す辨內侍日記。二十八日戊寅、前內大臣源定通薨ず葉黃記・百鍊鈔。冬十月八日丁亥、鎌倉、地大に震ひ、十一月二十六日乙亥、又震ふ東鑑。十二月二十一日庚子、東一條

院崩ず百錬鈔・園太暦貞和二年、女院小傳・歴代皇紀○諸書に、葬闕けたり。二十四日癸卯、權大納言藤原隆親を遣はして、幣を宇佐に奉らしむ百錬鈔。

二年戊申、春正月十七日丙寅、太政大臣通光罷む。十八日丁卯、前太政大臣通光薨ず公卿補任・歴代皇紀・園太暦觀應二年。三月九日丁巳、内大臣藤原實基、右近衞大將を罷め公卿補任○歴代皇紀に、十日となせり。十日戊午、權大納言源通忠、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・歴代皇紀。夏六月九日乙酉、相模河の水、赤きこと血の如し。十五日辛卯、常陸、雪を雨らす東鑑。十八日甲午、中宮に號を上りて大宮院と曰ふ百錬鈔・女院小傳・五代帝王物語○一代要記に、或は前年に係け、或は是の年の七月に係けたるは誤なり。鎌倉、微雪あり東鑑。秋八月七日辛巳、伊勢及び賀茂社の怪を軒廊にトふ百錬鈔。八日壬午、前齋宮曦子内親王を尊びて皇后と曰ふ百錬鈔・公卿補任・女院小傳・一代要記・歴代皇紀。二十三日丁酉、伊勢の怪を軒廊にトふ。左近衞府火く百錬鈔。九月七日辛亥、鎌倉に、黄蝶群り飛ぶ東鑑。八日壬子、大風雨水ありて、春日社の鳥居倒る百錬鈔。十九日癸亥、鎌倉、黄蝶、又群り飛び、廣さ數丈東鑑。冬十月二十一日甲午、上皇、春日社に幸す歴代皇紀○百錬鈔に、宇治に幸すに作れり。二十二日乙未、内膳司火けて、庭火の釜焚く百錬鈔・増鏡。十一月十九日壬戌、庭火の釜の焚けたることを軒廊にトふ百錬鈔。閏十二月十二日乙卯、今出川殿に行幸して、方忌を避く帝王編年記。二十八日辛未、改めて庭火の釜を鑄る百錬鈔○本書を按ずるに、是の月十六日己未、天變あり。或は云ふ、白虹日を貫くと。或は云ふ、珥ありと。今、考定する所なし。

建長元年己酉、春正月十五日丁亥、長仁親王薨ず百錬鈔。二十三日乙未、多武峰の墓、鳴動す。

二十八日庚子、攝政の直廬に行幸して、方忌を避く。岡屋關白記。二月癸卯の朔、閑院火く。天皇、之を冷泉富小路第に避く。岡屋關白記・百錬鈔・辨内侍日記・増鏡・關太曆觀應元年。二日甲辰、閑院火けたるを以て、廢朝すること三日。五日丁未、閑院の火けたることを軒廊に卜ふ。二十八日庚午、幣を伊勢以下八社に奉りて、閑院の火けたることを告ぐ。○百錬鈔に、十八日となせり。三月三日乙亥、晴を祈る。五日丁丑、方忌を六條殿に避く。岡屋關白記。十八日庚寅、改元す。百錬鈔・公卿補任・一代要記・歴代皇紀・帝王編年記・皇年代略記。詔に曰く、德、天地に侔しきもの、之を皇と稱し、五運を鍾めて曆を馭す。明、日月に合ふもの、之を聖と謂ひ、萬象を鑑みて以て規を成す。朕、繆りて冲幼を以て、忝なく景圖を受け、瑞露未だ霈はず、華平を春王の圃に植ゑず、惠風扇き難く、猶子育を夏裔の郷に憶ふ。帝軒氏殉齊の知、四聰譽を隔て、姬洛公翊周の材、萬樞政を委ぬ。○此の間、疑ふらくは、脱文あらん。是を以て、乾蓋の間、荐に變異を示し、宸襟の底、彌悚兢を増す。宜しく草氓の聽を易へ、以て木囚の寃を解くべし。是則ち德を修め災に勝ち、物と更始するの義なり。其寶治三年を改めて建長元年となさん。今日昧爽以前の大辟已下の罪は、悉く之を釋し、併て敎戒を加へ、自ら新にするを得させよ。但常赦の免さゞる所、幷に神祇の訴に觸るゝものは、赦の限に在らず。寛元二年以往の調庸の未進は、一切免除し、穀を給ひ物を賜ふこと、一に恒典に準ぜよ。庶幾はくは、玄渙を九域に施し、寶祚を億齡に保たんと。岡屋關白記。二十三日乙未、京師、大火あり、延きて蓮華王院に及ぶ。百錬鈔・増鏡・五代帝王物語・歴代皇紀。二十四日丙申、蓮華王院の火けたることを占ふ。岡屋關白記・百錬鈔。夏四月壬寅、

の朔、日、之を食することあり。四日乙巳、播磨の伊和社の火を軒廊に卜ふ百錬鈔。十七日戊午、今出川殿に行幸して、方忌を避く弁内侍日記。二十三日甲子、上皇、宸筆の告文を白河・後白河・後鳥羽の三帝の陵に奉りて、天變火災を謝す百錬鈔・帝王編年記。秋七月二日辛未、藥師法・北斗法を修す帝王編年記。三日壬申、賀茂社に金花の生じたることを軒廊に卜ふ。六日乙亥、弗豫百錬鈔。七日丙子、幣を伊勢以下八社に奉りて、病を禱ふ。二十日己丑、佐渡院を追稱して順德院と曰ふ百錬鈔・帝王編年記。八月十四日壬子、皇弟恒仁を以て親王となす百錬鈔・帝王編年記・皇年代略記。延曆寺の靑蓮院の僧徒、日吉の神輿を中堂に遷して、四天王寺別當職の園城寺に屬したることを訴ふ百錬鈔・一代要記・歷代皇紀。十九日丁巳、前太政大臣公房薨ず歷代皇紀・百錬鈔・尊卑分脈○公卿補任に、十六日となせり。二十四日壬戌、東大寺の大佛の鳴動したることを軒廊に卜ふ百錬鈔・帝王編年記。九月四日壬申、吉田社の鳥居の倒れたることを軒廊に卜ふ百錬鈔。五日癸酉、日吉の神輿、歸座す歷代皇紀○一代要記に、三日となせり。冬十月八日乙巳、沽價法を定む百錬鈔。二十一日戊午、上皇、春日社に幸す百錬鈔・帝王編年記○還宮の日闕けたり。二十六日癸亥、大神宮の戸の開かざることを軒廊に卜ふ。十一月十五日壬午、上皇、富小路殿に觀ゆ百錬鈔○還宮の日闕けたり。

二年庚戌、春正月十一日丁丑、朝仁親王薨ず一代要記。十三日己卯、下野、麥を雨らす。二月四日庚子、御裳濯川、紅なること一日夜東鑑。三月丁卯の朔、豐受宮の遷宮に瑠璃壺を遺れたること、及び西寶殿の汙血を軒廊に卜ふ百錬鈔。四日庚午、權中納言源通成を伊勢に遣はして、宸筆の宣命を大

神宮に奉らしむ。伊勢公卿勅使例・皇年代略記。宸筆の宣命は、百錬鈔に據る。 十一日丁丑、上皇、熊野に幸す。百錬鈔・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。 十三日己卯、賀茂別雷社の戸の鎖して闔かざることを軒廊にトふ。百錬鈔。 夏四月二日丁酉、閑院を造る。 四日己亥、上皇、熊野より還る。○百錬鈔・一代要記に、五日となせり。 二十六日辛酉、方忌を太政官の直廬に避く。岡屋關白記。 二十七日壬戌、内大臣藤原實基罷む。公卿補任・一代要記・歷代皇紀。 乙丑の晦、鼠、吉田社の神衣を噬みたること、及び金峯山の鳴動したることを軒廊にトふ。百錬鈔。 五月十七日壬午、大納言源具實を以て内大臣となす。公卿補任・岡屋關白記・百錬鈔・一代要記。 六月五日己亥、晴を祈り、九日癸卯、又晴を祈る。岡屋關白記。 十日甲辰、霖を軒廊にトふ。百錬鈔・岡屋關白記。 十三日丁未、沽價法を下す。百錬鈔。 十六日庚戌、幣を伊勢以下十社に奉りて、晴を祈る。岡屋關白記・百錬鈔。 秋七月五日己巳、大神宮の怪を軒廊にトふ。百錬鈔。 十三日丁丑、課試す。百錬鈔・歷代皇紀・帝王編年記。 十八日壬午、鎌倉、地震ふ。東鑑。 八月五日戊戌、豐受宮に犬の產して穢れたることを軒廊にトふ。百錬鈔。 冬十月十三日乙巳、上皇に鳥羽殿に覲ゆ。百錬鈔・辨内侍日記・歷代皇紀・帝王編年記。 十一月二十四日乙酉、大納言兼右近衞大將源通忠薨ず。百錬鈔。 二十八日己丑、内大臣源具實罷む。公卿補任・一代要記・歷代皇紀。 十二月十五日丙午、權大納言藤原道良を以て内大臣となす。公卿補任・百錬鈔・一代要記・歷代皇紀。 二十三日甲寅、藤原道良、左近衞大將を罷む。公卿補任○一代要記に、二十九日となし、歷代皇紀には、二十四日。 二十四日乙卯、大納言藤原定雅、左近衞大將を兼ね、權大納言藤原公相、右近衞大將を兼ぬ。公卿補任・一代要記・歷代皇紀。 二十八日己未、賀茂社の怪を軒廊にトふ。百錬鈔。

三年辛亥、春正月二日癸亥、式乾門院崩ず。百錬鈔・歷代皇紀・東鑑○諸書に、葬闕けたり。 十九日庚辰、地震ふ。百錬鈔。 二十日

辛巳、鳥數十あり、諏訪社に集りて死す東鑑。二十七日戊子、皇弟省仁を以て親王となす○仁和寺御傳に、二十一日となし、一代要記には、十七日。　二月七日丁酉、釋奠、式乾門院の崩じたるを以て、宴を罷む百錬鈔。　十四日甲辰、熊野の神倉火く東鑑。　十七日丁未、今出川殿に行幸す。二十四日甲寅、賀茂社の怪を軒廊にトふに、百錬鈔○本書壬辰に作れり。今、干支を推して之を訂す。　二十七日丁巳、熊野本宮火く百錬鈔・歴代皇紀・帝王編年記○一代要記に、二十六日となせり。　三月六日丙寅、伊勢及び廣田社の怪を軒廊にトふ百錬鈔。　武藏の淺草寺に物の牛の如きものありて、見るもの卽ち死す東鑑。　二十七日丁亥、上皇の準母皇后に號を上りて仙華門院と曰ふ百錬鈔・公卿補任・帝王編年記。　二十八日戊子、方忌を避く百錬鈔○本書に、地あらず。今、考ふる所なし。　夏四月十九日己酉、上野の赤城山、自ら焚く。　二十三日癸丑、鎌倉、雨水あり東鑑。　二十七日丁巳、霖を軒廊にトふ。　五月五日甲子、幣を六社に奉りて、晴を祈る。十二日辛未、大納言藤原隆親が第に行幸して、方忌を避く。十五日甲戌、賀茂社の羽蟻の出でたるを軒廊にトふ。十九日戊寅、大風、廬舍を破る。幣を八社に奉りて、晴を祈る。二十四日癸未、不動供を修して、晴を祈る。六月五日甲午、赤雲ありて、南方に見る百錬鈔。　二十七日丙辰、閑院成りて、徙御す百錬鈔・經俊記・五代帝王物語・歴代皇紀・帝王編年記・東鑑。　是の月、鎌倉、寒きこと冬の如くして冰あり東鑑。　秋七月二十二日庚辰、晴を祈る岡屋關白記。　八月二日庚寅、平野社に屍骸ありたるを軒廊にトふ百錬鈔。　熒惑、東井の鉞星を犯す岡屋關白記。　三日辛卯、法勝寺の阿彌陀堂を造る百錬鈔・歴代皇紀・岡屋關白記。　五日癸巳、大納言藤原隆親が第に行幸して、方忌を避く。　六日甲午、熒惑、東井の南轅第一星を犯し、九日丁酉、太白、輿鬼を犯す岡屋關白記。　十日戊

戊、蓮華王院を造る岡屋關白記・百錬鈔。　九月二日己未、太白、軒轅の女主星を犯し、八日乙丑、太白、軒轅の左角星を犯し、十三日庚午、月、歳星を犯す岡屋關白記。　七日甲戌、地震ふ岡屋關白記百錬鈔。　十八日乙亥、太白、太微の西蕃上將を犯す。二十一日戊寅、月、東井に入る。二十五日壬午、太白、太微の右執法を犯し、閏月戊子の朔、左執法を犯し、六日癸巳、東蕃上相を犯し、七日甲午、月、牽牛の中央星を犯し、九日丙申、熒惑、輿鬼を犯し、十三日庚子、積尸を犯す。十四日辛丑、前太政大臣實氏が一條第に行幸して、方忌を避く岡屋關白記。　十七日甲辰、上皇、實氏が吹田の別莊に幸す岡屋關白記・百錬鈔○諸書に、遷宮の日闕けたり。　冬十月二十三日己卯、鎌倉、雷なり地震ふ東鑑。　十一月十三日戊戌、准三宮禮子内親王を號して永安門院と云ふ女院小傳・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。　十四日己亥、太白、鎭星を犯す東鑑。　十二月四日己未、吉田社の怪を軒廊に卜ふ。九日甲子、始て孝經を讀む百錬鈔。

四年壬子、春正月十一日丙申、鎌倉、雷なる。二十七日壬子、鎌倉の海水、赤きこと血の如し東鑑。　二月乙卯の朔、日、之を食することあり百錬鈔。　五日己未、五壇法を修して、國家の平安を禱る歷代皇紀。　二十一日乙亥、前攝政道家薨ず百錬鈔・五代帝王物語・歷代皇紀・東鑑。　二十八日壬午、鎌倉の海水、赤きこと血の如し東鑑。　夏四月甲寅の朔、北條時賴が請を以て、三品宗尊親王を以て征夷大將軍となす百錬鈔・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記・五代帝王物語・東鑑。　十八日辛未、前征夷大將軍藤原賴嗣、北條時賴が爲に逐はれて、京師に歸る保暦間記。五代帝王物語・增鏡を參取す。十八日は、百錬鈔に據る。　五月二日乙酉、幣を奉りて雨を祈り、水天供を修することと二七日。十

八日辛丑、鼠の豐受宮の御衣を噬みたるを軒廊に卜ふ。六月十三日乙丑、前太政大臣實氏が富小路第に行幸して、祇園の神輿を避け、十四日丙寅、宮に還る百錬鈔。秋七月二十日壬寅、右大臣藤原忠家罷む歴代皇紀。内大臣藤原道良を以て右大臣となし、大納言藤原定雅を内大臣となす一代要記・歴代皇紀。二十三日乙巳、鎌倉、地大に震ふ東鑑。八月癸丑の朔、平野社に蛇の出でたることを軒廊に卜ふ百錬鈔。冬十月三日甲寅、攝政兼經罷む。左大臣藤原兼平を以て攝政せしむ百錬鈔・五代帝王物語・一代要記・歴代皇紀。十一月三日癸未、左大臣兼平、太政大臣となり、攝政、舊に仍り、右大臣藤原道良、左大臣となり、内大臣藤原定雅、右大臣となり、權大納言藤原公相、内大臣となる一代要記。百錬鈔を參取す○歴代皇紀に、十二月十三日となせり。十八日戊戌、雷なる百錬鈔。十二月十六日丙寅、鎌倉、日に珥あり東鑑。

五年癸丑、春正月三日壬午、天皇、元服を閑院に加ふ百錬鈔・毘沙門堂所藏記・帝王編年記。二十六日乙巳、石清水宮に謁し、二十七日丙午、鳥羽殿に還御す。二十八日丁未、上皇に覲ゆ百錬鈔・歴代皇紀・帝王編年記。二月己酉の朔、日、食に當りたれども、陰雨して見えず百錬鈔。三日辛亥、賀茂社に行幸す百錬鈔・歴代皇紀・帝王編年記。二十一日己巳、光怪あり百錬鈔。二十五日癸酉、石清水の大塔を慶す百錬鈔・歴代皇紀。鎌倉、地大に震ふ東鑑。三月十二日庚寅、大隅八幡宮火く帝王編年記。十三日辛卯、上皇・大宮院、四天王寺に幸す百錬鈔・帝王編年記。二十四日壬寅、右大臣藤原定雅、左近衞大將を罷む歴代皇紀。夏四月八日乙卯、内大臣兼右近衞大將藤原公相、左近衞大將に轉じ、權大納言藤原公基、右近衞大將を兼ぬ一代要記。丁丑の晦、大隅八

幡宮の火けたることを軒廊に卜ふ。五月八日乙酉、幣を石淸水に奉りて、大隅八幡宮の火けたることを謝す。十三日庚寅、幣を丹生・貴布禰に奉りて、雨を祈る。十四日辛卯、經を龍穴に讀ましむ。十六日癸巳、水天供を修す。二十日丁酉、方忌を四條殿に避く百錬鈔。二十一日戊戌、經を淸瀧に讀ましむ祈雨御讀經記。延曆寺の東塔・五佛院・實相院、火く一代要記。六月四日辛亥、幣を二十二社に奉りて、天變を禳ふ百錬鈔。十日丁巳、鎌倉、地大に震ふ東鑑。十三日庚申、上皇の宮に如きて、祇園の神輿を避く。秋七月十二日戊子、新制十八條を下す○東鑑に、十三條となせり。二十三日己亥、方忌を四條殿に避く。八月七日癸丑、伊勢及び賀茂の怪を軒廊に卜ふ。十一日丁巳、晴を祈る。二十一日丁卯、幣を賀茂に奉りて、貴布禰社に野牛の斃れたることを謝す。九月六日辛巳、方忌を避く百錬鈔○本書に、地あらず。今、考ふる所なし。十四日己丑、鎌倉、雷なる。十六日辛卯、鎌倉、地震ふ東鑑。十七日壬辰、地震ふ。冬十月十三日戊午、豐受宮の怪を軒廊に卜ふ。二十一日丙寅、今出川殿に行幸して、方忌を避く百錬鈔。十一月五日庚辰、丹生王子の寶殿火く帝王編年記。八日癸未、攝政兼平、太政大臣を罷む。二十四日己亥、前内大臣藤原實基を以て太政大臣となす百錬鈔・一代要記・歷代皇紀。十二月乙巳の朔、省試す百錬鈔。二十日甲子、上皇、法勝寺の阿彌陀堂を慶し、二十二日丙寅、車駕、臨幸す百錬鈔・一代要記・歷代皇紀○帝王編年記に、十一月に係けたり。

六年甲寅、春正月九日癸未、前太政大臣實氏が北山の別業に行幸して、方忌を避く。癸卯の晦、大神宮の心柱の傾きたることを軒廊に卜ふ百錬鈔。二月十一日甲寅、太政大臣實基罷む歷代皇紀。十

七日庚申、內大臣藤原公相が今出川第に行幸して、方忌を避く。三月壬寅の晦、方忌を記錄所に避く。夏四月十一日癸丑、霖を軒廊に卜ふ百錬鈔。十三日乙卯、幣を二十二社に奉りて、三合厄を禳ふ百錬鈔・帝王編年記。二十五日丁卯、大神宮の怪を軒廊に卜ふ百錬鈔。閏五月十一日壬子、地、大に震ふ歷代皇紀・皇年代略記。二十六日丁卯、方忌を記錄所に避く。六月十三日癸未、今出川殿に行幸して、祇園の神輿を避け、十四日甲申、宮に還る百錬鈔。十七日丁亥、東大寺の敕封の寶藏に震す帝王編年記。秋七月辛丑の朔、鎌倉、大風ありて、廬舍を壞り、穀稼を傷ふ東鑑。五日乙巳、使を遣はして、東大寺の寶藏を檢せしむ○帝王編年記に、六日に係けたり。二十三日癸亥、今出川第に行幸して、方忌を避く百錬鈔。六月より雨ふらずして、是の月に至る歷代皇紀・皇年代略記。八月三日癸酉、皇弟雅尊を以て親王となす○一代要記に、十四日に係けたり。五日乙亥、賀茂社・祇園社の怪を軒廊に卜ふ百錬鈔。十日庚辰、鎌倉、白虹見る東鑑。十四日甲申、大神宮の御衣の破れたることを軒廊に卜ふ百錬鈔。冬十月四日癸酉、鎌倉、雷なる東鑑。九日戊寅、賀茂社の怪を軒廊に卜ふ。二十九日戊戌、廣田社の怪を軒廊に卜ふ百錬鈔。十一月十日己酉、內大臣藤原公相、左近衞大將を罷め、十一日庚戌、右大臣藤原定雅罷む一代要記。十二月二日庚午、攝政兼平を以て關白となす百錬鈔・歷代皇紀。二十日戊子、前太政大臣實氏が冷泉第に行幸して、方忌を避く百錬鈔。二十五日癸巳、內大臣藤原公相を以て右大臣となし、權大納言藤原公基を內大臣となす一代要記・歷代皇紀。二十六日甲午、使を宇佐に遣はす百錬鈔○帝王編年記に、十一月に係けたり。

七年乙卯、春二月十日丁丑、三品雅成親王、但馬に薨ず百錬鈔・歷代皇紀。三月八日乙巳、上皇・大宮院、熊野に幸し百錬鈔・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。夏四月丁卯の朔、上皇・大宮院、熊野より至る百錬鈔・一代要記。十二日戊寅、内大臣右近衞大將藤原公基、左近衞大將に轉じ、權大納言藤原公親、右近衞大將を兼ぬ一代要記。二十四日庚寅、雨を神泉苑に祈る。二十八日甲午、男山の鳴動を軒廊に卜ふ。六月十三日戊寅、富小路第に行幸して、祇園の神輿を避く百錬鈔○還宮の日闕けたり。十五日庚辰、大流星ありて歷代皇紀・皇年代略記。西北より東北に行く歷代皇紀。二十日乙酉、大神宮の怪を軒廊に卜ふ百錬鈔。秋七月二十五日己未、群狐あり、七條堀河に出で、廬舍を壞る歷代皇紀。八月二十八日壬辰、法勝寺の九層塔に震す百錬鈔・一代要記・歷代皇紀・皇年代略記。冬十月十九日壬午、春日社に行幸し百錬鈔・帝王編年記○歷代皇紀に、二十九日となせり。二十一日甲申、宮に還る百錬鈔。十二月四日丁卯、内大臣藤原公基、左近衞大將を罷め百錬鈔・一代要記。十三日丙子、權中納言藤原基平、左近衞大將を兼ぬ一代要記・歷代皇紀。

康元元年丙辰、春正月癸巳の朔、方忌を太政官の直廬に避く百錬鈔。二月七日己巳、準三宮體子内親王を號して神仙門院と曰ふ百錬鈔・女院小傳・帝王編年記。二十一日癸未、北野社の神體、自ら墮ちて光あり歷代皇紀○皇年代略記に、正月二十一日に係けたり。三月二十三日甲寅、北野宮寺の訴を以て、檢非違使章國を越前に流す百錬鈔○章國、姓闕けたり。夏四月八日己巳、熒惑、逆行して太微に入る帝王編年記。九日庚午、幣を北野社に奉りて、神體の墮ちたることを謝す百錬鈔。是の月、北條時茂、來りて六波羅の北方に居るに東鑑○將軍執權次第六月となせり。六

月十三日壬申、冷泉第に行幸して、方忌を避け、十四日癸酉、宮に還る（深心院關白記。方忌を避くは、百錬鈔に據る。）石淸水宮鳴動して（百錬鈔・歷代皇紀・皇年代略記。）黑雲、社を覆ふ。流星あり（歷代皇紀。）鎌倉に、光怪晝見れ、初め白鷺の如く、旣にして火の如く、後白布の如し（東鑑。）戊子の晦、太白、天關を犯す（帝王編年記。）秋七月三日辛卯、大宮殿成りて、上皇、徙御す。二十八日丙辰、平野社の怪を軒廊に卜ふ（百錬鈔。）八月六日甲子、鎌倉、大風雨水あり、山崩れて人死す（東鑑。）十三日辛未、河合社の盜を軒廊に卜ふ（百錬鈔。）十七日乙亥、盜、粟田宮を火く（帝王編年記。）是の月、赤斑瘡流行し、月を踰えて止まず。九月五日壬辰、天皇、赤斑瘡を患ふ（百錬鈔。）十二日己亥、歲星、太微の上將を犯し、熒惑、天江を犯す（帝王編年記。）二十四日辛亥、伊勢・賀茂・平野・感神院・粟田宮の災異を軒廊に卜ふ（百錬鈔。）是の日、前征夷大將軍源頼嗣薨ず（東鑑・保曆間記。）二十五日壬子、天皇、疾瘳ゆ。幣を粟田宮に奉りて、火を謝す。雅尊親王薨ず（百錬鈔。）冬十月五日壬戌、改元す（深心院關白記・百錬鈔・一代要記・帝王編年記。）十一月十八日乙巳、鎌倉、雷なる（東鑑。）二十三日庚戌、藤原公子を以て女御となす（深心院關白記・百錬鈔・女院小傳。）

正嘉元年丁巳、春正月二十九日乙卯、女御藤原公子を立てゝ中宮となす（百錬鈔・女院小傳・歷代皇紀〇一代要記に、二十七日となし、五代帝王物語には、二月に係けたり。）二月十日丙寅、太政官廳火く（百錬鈔・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記〇五代帝王物語に、康元元年に作れるは誤なり。）二十六日壬午、太政官廳の火けたることを軒廊に卜ふ。二十八日甲申、使を山陵に遣はして、太政官廳の火けたることを告げしむ（百錬鈔。）是の日、大宮殿火く（百錬鈔・園太曆文和二年・歷代皇紀。）三月二日戊子、太政官

廳を造る。百錬鈔。 十四日庚子、改元す。經俊記・百錬鈔・一代要記・帝王編年記・東鑑。 二十日丙午、上皇、金剛峯寺に幸す。五代帝王物語。閏月二十五日庚辰、灰を雨らす。帝王編年記。 夏四月十三日戊戌、三條坊門殿成りて、上皇、徙御す。百錬鈔。五月乙卯の朔、日、蝕に當りたれども、陰雨して見えず。百錬鈔・東鑑。 十八日壬申、鎌倉、地大に震ふ。東鑑。六月十三日丙申、上皇に三條坊門殿に覲ゆ。百錬鈔。 是の月、旱す。東大寺圓照上人行狀。 秋七月五日丁巳、承明門院崩ず。百錬鈔・増鏡・一代要記・女院小傳。 八月癸未の朔、鎌倉、地震ふ。二十三日乙巳、鎌倉、地大に震ひて聲あり、山崩れ地裂け、水湧き火出づ。東鑑。 九月十三日甲子、熒惑、太微に入る。帝王編年記。 十九日庚午、幣を春日社に奉る。百錬鈔。 冬十月十三日甲午、鎌倉、雷なる。東鑑。 十九日庚子、皇弟貞良を以て親王となす。百錬鈔・一代要記。 十一月八日己未、右大臣藤原公相罷む。一代要記・百錬鈔○歷代皇紀に、十月に係けたり。 鎌倉、地大に震ふ。東鑑。 二十六日丁丑、内大臣藤原公基を以て右大臣となし、權大納言藤原實雄を内大臣となす。一代要記・歷代皇紀。 十二月二日壬午、使を宇佐に遣はす。十五日乙未、加茂社の怪を軒廊にトふ。百錬鈔。

二年戊午、春三月九日己未、富小路殿に行幸し、十月庚申、宮に還る。百錬鈔。 二十日庚午、上皇、金剛峯寺に幸す。百錬鈔・一代要記・帝王編年記。 夏四月十三日壬辰、上皇の居る所の大炊御門殿火く。百錬鈔。 十七日丙申、延暦寺の僧徒、日吉の神輿を奉じて閑院に詣り、園城寺の、戒壇を建てたることを訴へ、百錬鈔・帝王編年記・東鑑。閑院に詣るは、一代要記に據る。 神輿を棄てゝ去る。一代要記・東鑑。 五月庚戌の朔、園城寺の戒壇を建つることを罷め、百錬鈔。日吉の神輿、歸座す。百錬鈔・帝王編年記・東鑑。 四日癸丑、住吉社の第一寶殿、鳴動す。帝王編年記。 十日己未、幣を日吉。

後深草天皇

祇園・北野に奉りて、神輿の京に入りたることを謝す百錬鈔・帝王編年記。六月十三日辛卯、祇園の神輿を三條坊門殿に避く。十五日癸巳、霖雨を軒廊に卜ふ百錬鈔。是の月、鎌倉、寒きこと冬の如し東鑑。秋八月丁丑の朔、大風百錬鈔・帝王編年記・東鑑。穀稼を傷ひ帝王編年記・東鑑。安嘉門倒る百錬鈔。七日癸未、皇弟恒仁親王を以て皇太弟となす百錬鈔・一代要記・帝王編年記・皇年代略記〇歷代皇紀に、正元元年となせり。二十八日甲辰、熒惑、南斗の第五星を犯し、大流星ありて、東南に行く東鑑。冬十月二十二日丁酉、右大臣藤原公基罷む百錬鈔・歷代皇紀。十一月丙午の朔、内大臣藤原實雄を以て右大臣となし一代要記・百錬鈔・歷代皇紀。皇太弟傅を兼ねしめ一代要記。權大納言藤原基平を内大臣となす一代要紀・百錬鈔・歷代皇紀。十二月十二日丁亥、鎌倉、雷なり、十六日辛卯、又雷なる。是の年、穀稼稔らざりき東鑑。

正元元年己未、春正月五日己酉、押小路殿に行幸して、方忌を避く百錬鈔。九日癸丑、法勝寺に行幸して、修正を觀る百錬鈔・一代要記・帝王編年記。太白、熒惑を犯す帝王編年記。十五日己未、前右大臣藤原師經薨ず百錬鈔〇尊卑分脈に、八月に係けたり。三月五日己酉、大宮院、大藏經を前太政大臣實氏が北山の別業に慶し、天皇・上皇、焉に臨み百錬鈔・増鏡。諸國の殺生を禁ずること三日帝王編年記。九日癸丑、宮に還る百錬鈔。二十六日庚午、改元す百錬鈔・五代帝王物語。是の春、疫癘流行す五代帝王物語。夏四月五日戊寅、五畿七道の諸國をして、最勝王經を轉讀して、飢疫を禳はしむ帝王編年記。十一日甲申、日吉の十禪師社火く歷代皇紀・皇年代略記。二十七日庚子、幣を二十二社に奉り、仁王經を諸社に讀ましめて、飢疫を禳ふ百錬鈔。五月四日丁未、

前關白兼經薨ず五代帝王物語・攝關次第・一代要記。 七日庚戌、如法北斗法を禁中に修す百錬鈔。 二十二日乙丑、閑院火け百錬鈔・五代帝王物語・歷代皇紀。天皇、三條坊門殿に避く。二十七日庚午、上皇、宸筆の般若心經を嵯峨殿に慶讃して、疫を禳ふ。二十八日辛未、三條坊門殿より富小路殿に遷御す百錬鈔。 是の月、一條壬生に小尼ありて、死人を食ふ百錬鈔・五代帝王物語・帝王編年記。 秋七月八日庚戌、幣を日吉に奉りて、火を謝す百錬鈔。 八月十一日壬午、大宮殿成りて、上皇、焉に徙る百錬鈔・一代要記。 二十二日癸巳、大宮殿に覲ゆ百錬鈔。 二十八日己亥、皇太弟、元服を大宮殿に加へ百錬鈔・帝王編年記・皇年代略記。 辛丑の晦、富小路殿に還御す百錬鈔。 九月十三日甲寅、熒惑、太微に入る。二十三日甲子、太白、熒惑及び太微の執法を犯す帝王編年記○執法の左右、未だ詳ならず。 冬十月二日壬申、參議藤原伊頼を後白河帝の陵に、參議藤原顯雅を後鳥羽帝の陵に遣はして、宸筆の告文を奉らしめて、天變・弗豫を禱ふ百錬鈔・後愚昧記・帝王編年記。 十一月己巳の朔、日、南至す百錬鈔。 八日丙子、左大臣藤原道良薨ず。十四日壬午、前右大臣藤原公相を以て左大臣となす百錬鈔・一代要記。 十五日癸未、遷りて萬里小路殿に居る百錬鈔○一代要記に、十四日となせり。 二十六日甲午、天皇、位を皇太弟に讓る。尊號を上りて太上天皇と曰ふ百錬鈔・皇代記・一代要記・皇年代略記・增鏡。 後嵯峨上皇の在すを以て、上皇を稱して新院と曰ひしが一代要記・百錬鈔。 後宇多帝立つに及び、改めて本院と曰ふ一代要記。 正應三年二月、剃髮して戒を龜山殿に受く。法名は素實一代要記・歷代皇紀・皇年代略記・東寺長者補任。戒を受くるは、增鏡に據る○增鏡・異本太平記に、四年に係けたり。 四年十一月、戒を東大寺に受け皇年代略記・歷代皇紀。永仁二年五月、戒を延曆寺に受く帝王編年記○歷代皇紀に、元年十月となせり。 嘉元二年七月十六日丙寅、富小路殿に崩ず。

龜山天皇

年六十二増鏡・歴代皇紀・皇年代略記。御骨を法華堂に藏め伏見帝御中陰記○後深草院と稱す増鏡・皇胤紹運錄・一代要記・歴代皇紀。帝、孝友和順にして、脱屣の後、毎に後嵯峨法皇に侍し、宴遊あるごとに必ず從ひ、愉色婉容、意を承けて違はず。法皇崩じて、時人、皆謂らく、萬機當に帝より出づべしと。而して、龜山帝、親ら庶政を決し、後院別當を置き、院中の事を管し、帝は預る所なし。後宇多帝の登祚するに及びて、帝、益憂欝す。北條時宗、以爲らく、上皇、身、正嫡に居り、雅より失德なければ、宜しく其の胤をして天位を踐ましむべしと。遂に議して、上皇の第一皇子を以て後宇多帝の儲貳となす。是に於て、帝の意釋けたり。伏見帝の登祚するや、淺原爲頼、逆を謀り、衆論喧然たり。以謂らく、實は龜山法皇のせしむる所ならんと。權大納言藤原公衡、帝に勸めて法皇を六波羅に遷さんとす。帝、潸然として曰く、浮言信じ難し、何ぞ遽に此に至らんや。先帝にして知り給ふことあらば、將朕を何とか謂はんと。事亦尋で釋けぬ増鏡。

譯文大日本史卷の六十一　終

譯文大日本史卷の六十二

本紀第六十二

龜山天皇

龜山天皇、諱は恒仁、後嵯峨帝の第六子にして、後深草帝の同母弟なり。五代帝王物語○歴代皇紀・皇年代略記・一代要記に、並に第三子となせり。今、生年を推して、本書の說に從ふ。百錬鈔・增鏡等の諸書に、第二となせるは、蓋し皇后の所生なるを以てなり。 建長元年五月二十七日戊戌、外祖前太政大臣實氏が今出川第に生れ 百錬鈔・一代要記・歴代皇紀。實氏が第は、帝王編年記に據る。 八月、親王となり 百錬鈔・皇胤紹運錄・一代要記・歴代皇紀。 五年十月、袴を著く 皇胤紹運錄・皇年代略記。 正嘉二年八月、立ちて皇太弟となり 百錬鈔・增鏡・五代帝王物語。 正元元年八月、冠す 百錬鈔・一代要記・歴代皇紀。

十一月二十六日甲午、皇太弟、冷泉富小路殿に受禪す 百錬鈔・歴代皇紀・帝王編年記。冷泉富小路殿は、毘沙門堂所藏記・一代要記に據る○五代帝王物語に、十月六日となせり。 關白兼平○一代要記に云ふ、是の日、詔して攝政となすと。攝關次第・歴代皇紀、及び公卿補任の弘長元年四月、關白を罷むるの文に據れば、兼平、政を攝せず。故に取らず。 左大臣藤原公相。右大臣藤原實雄。內大臣兼左近衛大將藤原基平。大納言兼右近衛大將藤原公親、並に故の如し 一代要記・歴代皇紀。

十二月二日庚子、後深草帝を尊びて太上天皇と曰ふ 百錬鈔・一代要記・毘沙門堂所藏記・增鏡。 十九日丁巳、中宮に號を上りて東二條院と曰ふ 百錬鈔・女院小傳・五代帝王物語。 二十八日丙寅、天皇、位に太政官廳に卽く。時に年十一 百錬鈔・一代要記・五代帝王物語・天祚禮祀職掌錄。 是の歲、春より夏に及ぶまで、京師諸國、疾疫ありて、餓殍、道に盈てり 歴代皇紀。

文應元年庚申、春正月四日壬申、太政官、符を園城寺に下して、戒壇を建つることを許す。

六日甲戌、延暦寺の僧徒、日吉の神輿を奉じて京に入り、園城寺の戒壇を建つることを訴へ、神輿を棄てゝ去る一代要記・天台座主記・東鑑○今出河内相府記に、五日となせり。之を祇園社に遷す一代要記・天台座主記。七日乙亥、白馬節、神輿京に在るを以て、樂を徹す帝王編年記。十四日壬午、鎌倉、雷なる東鑑。十九日丁亥、戒壇の官符を追奪す歴代皇紀・天台座主記○一代要記・東鑑に、二十日となせり。二十一日己丑、神輿、歸座す一代要記・帝王編年記・天台座主記○東鑑に、二十二日となせり。二月六日甲辰、幣を日吉・北野・祇園に奉りて、神輿の動座を謝す帝王編年記。三月七日甲戌、貞良親王薨ず一代要記。十四日辛巳、日、色赤く、十五日壬午、又赤し東鑑。二十四日辛卯、使を山陵に遣はして、即位を告げしむ帝王編年記。二十五日壬辰、鎌倉、地震ふ東鑑。夏四月十二日己酉、一院の居る所の大炊御門殿火く一代要記・歴代皇紀・皇年代略記。十三日庚戌、改元す公卿補任・一代要記・歴代皇紀・帝王編年記・皇代記。十九日丙辰、歳星、天江の第四星を犯す帝王編年記。六月丁酉の朔、鎌倉、大風雨水ありて、山崩れ人死す東鑑。十五日辛亥、一院、違豫、二十日丙辰、五壇法を修して之を禱ふ一代要記・天台座主記。秋七月二十一日丁亥、仙華門院崩ず○一代要記・歴代皇紀・女院小傳に、弘長二年八月となし、諸書に、葬闕けたり。八月五日庚子、鎌倉、地震ひ、大風雨、屋を破る東鑑。冬十月二十一日乙卯、御禊し、十一月十六日己卯、大嘗す一代要記・歴代皇紀・帝王編年記・皇代記。鎌倉、雷なる東鑑。十二月二十一日甲寅、始て萬機に臨む帝王編年記。二十五日戊午、藤原佶子を以て女御となす後宮略傳・女院小傳○増鏡に、日あらず。一代要記に、二十六日となせり。

弘長元年辛酉、春正月六日戊辰、鎌倉、雷なる東鑑。十二日甲戌、盜、孔廟七十二賢の畫像を裂く帝王編年記。二十三日乙酉、内大臣藤原基平、左近衞大將を罷め一代要記・歴代皇紀。二月五日丁酉、權大納言

藤原基忠、左近衞大將を兼ぬ公卿補任・一代要記・歷代皇紀。　八日庚子、女御藤原信子を立てゝ中宮となす一代要記・後宮略傳・女院小傳○歷代皇紀に、正月となせり。　二十日壬子、改元す公卿補任・一代要記・帝王編年記・皇代記。　二十七日己未、左大臣藤原公相罷む公卿補任・歷代皇紀。　三月八日庚午、准三宮義子內親王を號して和德門院と曰ふ女院小傳。　二十七日己丑、右大臣藤原實雄を以て左大臣となし、內大臣藤原基平を右大臣となし、大納言藤原公親を內大臣となす公卿補任・歷代皇紀。　夏四月二十四日乙卯、關白兼平罷む公卿補任○歷代皇紀に、二十九日となせり。　二十八日己未、日に暈あり東鑑。　二十九日庚申、前關白良實を以て關白となす公卿補任・歷代皇紀・五代帝王物語。　六月二十日庚戌、藤原瑄子を以て女御となす後宮略傳・女院小傳○歷代皇紀に、十日となせり。　二十五日乙卯、幣を二十二社に奉りて、辛酉厄を禳ふ。　秋七月七日丁卯、出雲の杵築社、鳴動す帝王編年記。　八月二十日庚戌、中宮を改めて皇后となす一代要記・後宮略傳・女院小傳○歷代皇紀に、二十五日となせり。　女御藤原瑄子を立てゝ中宮となす歷代皇紀・後宮略傳・女院小傳。　九月庚申の朔、一院、大宮院・東二條院と倶に興福寺に幸す一代要記。　五日甲子、赤山權現祭を置く歷代皇紀。　八日丁卯、一院、宮に還る一代要記。　二十三日壬午、內大臣藤原公親、右近衞大將を罷め歷代皇紀。　二十六日乙酉、大納言藤原冬忠、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・一代要記・歷代皇紀。　冬十一月七日乙丑、鎌倉、雷なる東鑑。　十二月九日丁酉、權中納言藤原隆行を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ伊勢公卿敕使例。　十五日癸卯、前左大臣藤原公相を以て太政大臣となす公卿補任・歷代皇紀。　二十八日丙辰、熊野那智山火く帝王編年記。

二年壬戌、春正月五日壬戌、宣仁門院崩ず女院小傳○諸書に、葬闕けたり。　八日乙丑、方忌を五條殿に避く

帝王編年記。二十日丁丑、内大臣藤原公親罷む。二十六日癸未、權大納言藤原基忠を以て内大臣となす公卿補任・歷代皇紀。三月二十七日癸未、一院に鳥羽殿に覲ゆ一代要記・帝王編年記・園太曆康永三年。六月十三日丁酉、祇園の神輿を萬里小路殿に避く園太曆康永三年。十四日戊戌、左衞門尉大江賴重を太宰府に流す一代要記。二十一日乙巳、日吉の八王子社火く天台座主記○歷代皇紀に、五月となせり。秋七月二日丙辰、太政大臣公相罷む公卿補任。十三日丁卯、内大臣藤原基忠、左近衞大將を罷む公卿補任・歷代皇紀。十六日庚午、大納言兼右近衞大將藤原冬忠、左近衞大將に轉じ、權大納言藤原通雅、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・一代要記・歷代皇紀。冬十二月四日丙辰、愷子内親王を卜定して齋宮となす一代要記・類聚大補任○歷代皇紀に、三年に係けたり。

三年癸亥、春正月十七日戊戌、鎌倉、光ありて火の如く、日を經て滅えず東鑑。二月十三日癸亥、一院に龜山殿に覲え、十九日己巳、宮に還る一代要記・歷代皇紀・園太曆文和三年。三月二十日庚子、左大臣藤原實雄罷む公卿補任。秋七月二十七日乙巳、準三宮綜子内親王を號して月華門院と曰ふ歷代皇紀・女院小傳。八月十二日己未、前左大臣藤原實經を以て左大臣となす公卿補任・歷代皇紀。十四日辛酉、京師。諸國、大風、屋を發き稼を傷ふ一代要記・東鑑。九月十二日己丑、鎌倉、雷なる東鑑。冬十一月二十二日己亥、前相模守北條時賴卒す歷代皇紀・東鑑。二十四日辛丑、熊野本宮火く歷代皇紀・帝王編年記。二十五日壬寅、月、房の第三星を犯す東鑑。是の歲、五節の風流棚を罷めたり歷代皇紀。

文永元年甲子、春二月二十八日癸酉、改元す一代要記・皇年代略記・帝王編年記・公卿補任。三月二十三日戊戌、是より先、

前權大納言藤原實藤、延暦寺の宮仕・法師を殺しゝかば、僧徒、實藤を流さんことを請ひ、又四天王寺別當職の永く園城寺に屬するを訴ふるに、朝議決せざりしが、是に至りて、僧徒、自ら講堂・四天王院・戒壇院・常行堂・法華堂等を火く（一代要記・天台座主記。） 二十五日庚子、僧徒、日吉の神輿を奉じて、皇居二條東洞院、及び一院・新院の宮に入らんとするを、官兵、之を拒ぎたれば（歷代皇紀・天台座主記○皇紀・今出河內相府記に、二十六日となせり。今、一代要記・帝王編年記に從ふ。） 僧徒、神輿を棄てゝ走りぬ（一代要記・帝王編年記。） 二十六日辛丑、神輿を祇園社に遷す。 二十七日壬寅、藤原實藤を淡路に流し（一代要記・天台座主記。） 四天王寺別當職を改めて延暦寺に屬せしむ（歷代皇紀。） 夏四月十三日丁巳、羽蟻、日吉社に起る。 十五日己未、小比叡社の寶殿、震動す。 十七日辛酉、八王子の寶殿、震動す（天台座主記。） 十八日壬戌、神輿、歸座す（一代要記。） 五月二日乙亥、延暦寺の僧徒、園城寺の戒壇を燒きて、堂塔・房舍、悉く亡ぶ（一代要記・歷代皇紀・五代帝王物語・帝王編年記・天台座主記。） 六月二十六日己巳、彗星、東北に見れ（歷代皇紀・皇代略記・一代要記。） 連月、滅せず（五代帝王物語。） 二十七日庚午、金峰山の藏王堂に震して、災あり（帝王編年記。） 秋七月十六日戊子、熾盛光法を萬里小路殿に修して、彗星を禳ふ（天台座主記。） 二十日壬辰、五大虛空藏金輪法を禁中に修して、天變・疾疫を禳ふ（園太暦康永四年。） 辛丑の晦、春日山、鳴動す。 八月六日丁未、春日社の怪を軒廊に卜ふ（帝王編年記。） 九月十日辛巳、前內大臣藤原家良薨ず（公卿補任。） 冬十月二十六日丁卯、一院・新院、日吉社に幸し、二十七日戊辰、兩院、宮に還る（一代要記・天台座主記。） 是の歲、北條時輔、來りて六波羅の南方に居る（將軍執權次第。）

二年乙丑、春正月辛未の朔、日、蝕に當りたれども、雨ふりて見えず深心院關白記・歷代皇紀・帝王編年記・東鑑。二月十二日壬子、筑前の筥崎社火く歷代皇紀・帝王編年記。　二十八日戊辰、晴を祈る深心院關白記。　三月戊寅、鎌倉、地震ふ東鑑。　夏四月十八日丁巳、關白良實罷む。　左大臣藤原實經を以て關白となす公卿補任○一代要記・歷代皇紀に、並に實經を以て關白となすを閏月に係けたり。　五月七日甲辰、大宮殿に徙御す帝王編年記。　冬十月二日丁卯、無品幸仁親王薨ず皇胤紹運錄○歷代皇紀に、九年五月二十日に係けたり。　五日庚午、關白實經、左大臣を罷め、右大臣藤原基平を以て左大臣となし、內大臣藤原基忠を右大臣となし、大納言藤原冬忠を內大臣となす。十一月藤原冬忠、左近衞大將を罷む公卿補任・歷代皇紀○冬忠、大將を罷むる日闕けたり。　八日壬寅、權大納言藤原家經、左近衞大將を兼ぬ公卿補任・一代要記・歷代皇紀。　十二月十日甲戌、彗星、東方に見る五代帝王物語○歷代皇紀に、十一日となし、一代要記には、十二日。　二十六日庚寅、續古今和歌集成る本書序・拾芥鈔。

三年丙寅、春二月乙丑の朔、鎌倉、泥を雨らす東鑑。　二十三日丁亥、七佛藥師法を萬里小路殿に修して、彗星を禳ふ天台座主記。　三月五日戊戌、鎌倉、雹を雨らす、大さ李の如し東鑑。　七日庚子、一院、日吉社に幸す歷代皇紀。　夏四月二十七日庚寅、天皇・一院・新院、蓮華王院を慶す一代要記・五代帝王物語。　六月十九日庚辰、前權大納言藤原實藤を淡路より召し還す公卿補任。　二十四日乙酉、鎌倉、地震ふ。　秋七月三日癸巳、歲星、五諸侯の第三星を犯す東鑑。　二十日庚戌、征夷大將軍宗尊親王、北條時宗に逐はれて、京師に歸る一代要記・五代帝王物語・帝王編年記・東鑑。保曆間記を參攷す○保曆間記に、二日となし、增鏡には、八日、歷代皇紀には、二十一日。　二十四日甲寅、惟康王を以て征夷大將軍となす公卿補任・一代要記・歷代皇紀・五代帝王物語○增鏡に、二十七日となせり。　八月十八日戊寅、大風雨ありて、明堂・陰陽寮・守護社・延曆寺

の諸堂、多く壞れ、西國、害を被ること殊に甚し増鏡○本書に、四年となせり。今、天台座主記・一代要記に從ふ。冬十一月十六日甲辰、一院、春日社に幸す五代帝王物語○還宮の日闕けたり。

四年丁卯、春正月十九日丁未、內大臣藤原冬忠罷む。二月二十三日辛巳、權大納言藤原家經を內大臣となす公卿補任・歷代皇紀。夏五月丁亥の朔、日、蝕に當りたれども、雨ふりて見えず。十五日辛丑、晴を丹生・貴布禰に祈る。十九日乙巳、盜、大學寮に入りて、孔子十哲の畫像を裂きたれば、使を遣はして、之を檢せしむ。二十三日己酉、如法經十種供養を修し、輕繫を原す。六月五日辛酉、晴を祈る。十三日己巳、方忌を三條坊門殿に避く。十七日癸酉、晴を祈る。秋八月四日戊午、吉田社の怪を軒廊にトふ吉續記。十三日丁卯、鷲の內侍所に集りたるをトふ。十九日癸酉、知仁親王薨ず帝王編年記○皇胤紹運錄に、二十日薨ずとなせり。二十七日辛巳、晴を祈る吉續記。九月十四日戊戌、一院、四天王寺に幸す帝王編年記○還宮の日闕けたり。冬十月十一日甲子、輕囚を免ず吉續記。十二日乙丑、前太政大臣公相薨ず公卿補任・帝王編年記・增鏡。十二月九日辛酉、關白實經罷む。左大臣藤原基平を以て關白となす公卿補任・歷代皇紀・攝關傳。

五年戊辰、春正月十四日丙申、京師、大火あり一代要記。二月六日丁亥、北條時宗奏すらく、蒙古、高麗に因て通好を求め、高麗、書を奉り、使に附して方物を獻ずと。朝議、答書を草す。時宗、蒙古の書辭不遜なるを以て、抑めて遣らず、其の使を却く五代帝王物語○一代要記に、閏正月五日となし、日蓮書には、閏正月十八日。二十五日丙午、幣を二十二社に奉りて、蒙古の難を弭めんことを禱る。三月二十八日己卯、住吉社の怪を軒

廊にトふ帝王編年記。夏四月十三日甲午、蒙古の難を以て、權大納言藤原通雅を伊勢に遣はして、宸筆の宣命及び幣を大神宮に奉らしむ五代帝王物語・伊勢公卿敕使例を參取す。五月五日甲寅、地大に震ふ。六日丙辰、天曹地府祭を修して、地震を禳ふ吉續記・帝王編年記。七日丁巳、北斗法を修す。十八日戊辰、晴を祈る。六月五日乙酉、法勝寺の九層塔に震す。十三日癸巳、祇園の神輿を萬里小路殿に避く。關白基平、意見十二條を上る。十五日乙未、宮に還る。二十二日壬寅、使を盾列・池上・山階・大內山・圓宗寺・法住寺・大原・金原の陵に遣はして、蒙古の難を告げしむ吉續記。二十五日乙巳、皇子世仁を以て親王となす吉續記・歷代皇紀・帝王編年記・皇年代略記○增鏡に、二十六日となせり。秋七月七日丙辰、孔雀經を神泉苑に讀ましめて、雨を祈る。十七日丙寅、經を淸瀧・龍穴に讀ましむ吉續記。十八日丁卯、彗星、北方に見る歷代皇紀。八月十五日甲午、詩歌合す吉續記。二十五日甲辰、世仁親王を立てゝ皇太子となし吉續記・五代帝王物語・歷代皇紀・帝王編年記。右大臣藤原基忠を以て傅となす公卿補任・攝關傳。冬十月五日壬午、一院、薙髮す增鏡・雅言記・五代帝王物語。十一月九日丙辰、關白基平、左大臣を辭す公卿補任。十一日戊午、是より先、梶井の門徒、訴ふる所あれども許さゞれば、一院、將に戒を青蓮院に受けんとするに及び、梶井の門徒怒れり。是に至りて、青蓮院の門徒を襲ひて、日吉の聖眞子に客人の神輿を奪ふ一代要記。十九日丙寅、關白基平薨ず公卿補任・五代帝王物語○歷代皇紀に、十二月に係けたり。二十七日甲寅、右大臣藤原基忠を以て左大臣となし、內大臣藤原家經を右大臣となし、權大納言藤原通雅を內大臣となす吉續記○公卿補任・一代要記・歷代皇紀に、十二月二日となせり。十二月六日壬午、中宮を號して今出川院と曰ふ一代要記・貴女鈔・女院小傳。十日丙戌、左大臣

藤原基忠を以て關白となす公卿補任・攝關傳○歷代皇紀に、二十日となせり。 二十七日癸卯、北條時宗、梶井・青蓮院の兩門跡を沒して、天台座主慈禪に付す一代要記・天台座主記を參取す。

六年己巳、春正月十日丙辰、梶井・青蓮院の門徒、八王子・客人等の神輿を奉じて京に入り、座主慈禪を訴ふ。兵を遣はして、之を禦ぐ一代要記○今出河内相府記に、九日となし、帝王編年記には、十九日。 十九日乙丑、内大臣藤原通雅、右近衞大將を罷む公卿補任・歷代皇紀。 二月八日甲申、大宮院・東二條院、春日社に詣づ帝王編年記。 十六日壬辰、梶井・青蓮院の兩門跡を復す。二十日丙申、神輿、歸座す一代要記。 三月丙午の朔、月華門院崩ず女院小傳・增鏡○後宮略傳に、六月に係け、諸書に、薨闕けたり。 關白基忠、左大臣を罷む。二十七日壬申、權大納言藤原師忠、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・歷代皇紀・攝關傳。 夏四月二十三日戊戌、右大臣藤原家經を以て左大臣となし、内大臣藤原通雅を右大臣となし、大納言源通成を内大臣となす公卿補任・一代要記○歷代皇紀に、十二日となせり。 六月二日丙子、歲星・熒惑、太微の右執法を犯す五代帝王物語。日は、帝王編年記に據る。 七日辛巳、前太政大臣實氏薨ず公卿補任・帝王編年記・一代要記。 秋九月四日丁未、法皇・新院・大宮院・東二條院、四天王寺に幸す帝王編年記。 是より先、蒙古の使黑的・殷弘、書を奉じて來り、答書を求むれども、對馬島、拒みて納れざれば、蒙古、島人二人を虜にして去りたりしに五代帝王物語。使者の名は、元史に據る。 是の月、高麗をして之を送り還さしむ關東評定傳。 冬十一月九日庚戌、内大臣源通成罷む公卿補任○一代要記に、十日となせり。 二十八日己巳、權大納言藤原師忠を以て内大臣となす公卿補任・一代要記・歷代皇紀・攝關傳。

七年庚午、春正月二日壬寅、安藝の嚴島社、出雲の杵築社火く帝王編年記・一代要記を參取す。 三月十四日癸

丑、春日社に行幸す一代要記・歷代皇紀。　夏四月二十日己丑、東寺の塔火く一代要記・帝王編年記。　是の月、天皇、瘧を患へ、宮殿、怪多し五代帝王物語。　五月二十六日乙丑、幣を石淸水宮に奉りて、香椎廟の火けたることを謝し、廢朝すること五日帝王編年記○香椎廟の火けたること、月日考ふる所なし。　六月十三日辛巳、祇園の神輿を萬里小路殿に避け、十五日癸未、宮に還る園太曆康永三年。　秋八月十五日壬午、詩歌合す。十六日癸未、賀茂社の怪を卜ふ吉續記。　二十一日戊子、五條殿火く吉續記・歷代皇紀・皇代略記・帝王編年記。　天皇、之を萬里小路殿に避けて、廢朝すること三日吉續記。　九月七日甲辰、二條殿に徙御す園太曆文和二年。　丁卯の晦、詩歌合す帝王編年記。　閏月九日丙子、詩歌合す吉續記。　冬十月七日癸卯、龜山殿に如きて、法皇宸筆の法華八講に臨む歷代皇紀・五代帝王物語。　十一月乙未の晦、前關白良實薨ず公卿補任・攝關傳。

八年辛未、春三月十日癸酉、右大臣藤原通雅罷む公卿補任。　二十七日庚寅、內大臣藤原師忠を以て右大臣となし、權大納言藤原師繼を內大臣となす公卿補任・一代要記。　夏四月十五日戊申、大風ありて、延曆寺の常行堂・法華堂火く歷代皇紀。　五月七日己巳、方忌を六條殿に避く園太曆康永三年。　六月、旱す僧日蓮書。　秋八月壬辰の朔、日、之を食することあり。　九月二日癸亥、北條時宗奏すらく、高麗、書を奉りて、蒙古の來寇を圖るを告げたりと。　五日丙寅、熒惑、天江星を犯す。十五日丙子、法皇、四天王寺に幸す○一代要記に、十六日に作れり。　二十一日壬午、熒惑、天江星を犯す吉續記。　庚寅の晦、法皇、宮に還る一代要記。　冬十月二十三日癸丑、北條時宗奏すらく、蒙古の使趙良弼、高麗の使と俱に來りて、通好を求め、

國書を寫して之を進めたれども、報ぜずと吉續記。報ぜずは、五代帝王物語に據る○五代帝王物語に、九月の事となせり。十一月二十二日壬午、熾盛光法を修して、蒙古の難を弭めんことを祈る吉續記。十二月十六日丙午、權中納言藤原公守を遣はして、蒙古の難を大神宮に告げしむ伊勢公卿勅使例。吉續記を參取す○吉續記に、十一日に作れり。十九日己酉、皇姪滿仁を以て親王となす仁和寺御傳○本書一說に云ふ、十年に在りと。此の月、北條義宗、來りて六波羅の北方に居る關東評定傳・五代帝王物語。

九年壬申、春正月十一日庚午、法皇、違豫なり。十六日乙亥、法皇の疾を以て、國栖奏を罷む。二十六日乙酉、幣を九社に奉りて、法皇の疾を禱ふ帝王編年記。二月十一日庚子、龜山殿に如きて、法皇の疾を視、十三日壬寅、宮に還る增鏡。十五日甲辰、北條時宗、六波羅南方の北條時輔を殺す一代要記・五代帝王物語。十七日丙午、法皇崩ず一代要記・歷代皇紀・帝王編年記・增鏡。十九日戊申、後嵯峨天皇を葬る帝王編年記・皇年代略記。秋八月九日甲午、皇后崩ず一代要記・歷代皇紀・帝王編年記・後宮略傳・女院小傳。十三日戊戌、京極院に葬る後宮略傳・一代要記。

十年癸酉、春正月乙卯の朔、日、之を食することあり吉續記。十六日庚午、彗星、西方に見る一代要記・歷代皇紀。二月十四日丁酉、前太政大臣實基薨ず公卿補任。三月二十二日乙亥、客星見る歷代皇紀。夏四月十二日甲午、右大臣藤原師忠、右近衞大將を罷め、權中納言藤原家基、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・一代要記。二十三日乙巳、詔して曰く、我が朝の聖代を言ふ者は、延喜の治を歌ひ、天曆の政を稱せざるはなし。然れども、猶、明を屈して化を問ひ、思を淳素の風に焦し、心を虛しくして規を求め、耳を守文の日に側てたり。朕、不敏を以て、謬りて洪緒を受く、譬へば、猶、淵水を渉らんと欲して、未だ濟る

所を知らざるが如し。爰に、彗客、春見れて、奇合の徵を示し、坤儀、夏震ひて、厚德の應を觀す。是、朕が政の闕くることあるか、若くは民心の未だ慊らざるか。況や、頃者、陰陽節を失ひ、水旱時ならず。帑藏の名ありと雖も、更に貢賦の實なく、庶官、常に榮辱の主に乏しく、兆民、併せて游惰の輩となる。但帝道を行はゞ卽ち帝たり、王道を行はゞ則ち王たらん。澆訛の時と謂ふことなく、脣を聚めて之を議せよ。疲弊の國と謂ふことなく、力を勠はせて之を救へ。古云はずや、天の時は地の利に如かず、地の利は人の和に如かずと。宜しく公卿大夫重官外國の五位已上にして職に官長に居り、秀才明經、課試に及第し、名けて儒士たるものをして、各封事を上りて得失を極陳せしむべし。凡そ號令の時に便ならざるは、言て諱むことなく、政化の國に益あるは、犯して隱すこと勿れ。庶はくは、忠讜を得て、以て政術を匡さんと(吉續記。) 五月五日丙辰、關白皇太子傅基忠罷む。前右大臣藤原忠家を以て關白となす(公卿補任・歷代皇紀・攝關傳。) 十四日乙丑、七佛藥師法を修して、天變を禳ふ(天台座主記。) 閏月十九日己亥、左大臣藤原家經を以て皇太子傅を兼ねしむ(公卿補任。) 六月十八日戊辰、經を神泉苑に讀ましめて、雨を祈る。二十四日甲戌、經を淸瀧・龍穴に讀ましむ。秋七月十日己丑、請雨經法を神泉苑に修す。十二日辛卯、方忌を龜山殿に避く(吉續記○還宮の日闕けたり。) 閏月より雨ふらずして、是の月に至る(歷代皇紀・帝王編年記。) 八月二日辛亥、方忌を龜山殿に避け、三日壬子、宮に還る(吉續記。) 十六日乙丑、前左大臣藤原實雄薨ず(公卿補任・吉續記。) 冬十月十二日庚申、京師火け(一代要記・歷代皇紀。) 延きて六條殿・六條院・若宮

の長講堂に及ぶ。一代要記・帝王編年記。十五日癸亥、尊星王法を修して、地震を禳ふ。増鏡。二十日戊辰、皇居大炊御門殿火く。一代要記・歴代皇紀・寺社雑事記・増鏡・

十一年甲戌、春正月二十五日癸卯、押小路殿に遷る。増鏡。二十六日甲辰、天皇、位を皇太子に譲る。歴代皇紀・帝王編年記・皇胤紹運錄・増鏡。尊號を上りて太上天皇と曰ひ、皇年代略記・皇代略記。新院と稱す。伏見帝登極するに及び、改めて中院と稱す。一代要記。正應二年九月、薙髪す。吉續記・一代要記・皇胤紹運錄・皇年代略記・皇代略記○増鏡に、三年となせり。法名は金剛眼。御製南禪寺梁牌・法皇外紀・仁和寺諸記鈔○増鏡に、眼を覺に作り、諸書、或は源に作れり。嘉元元年四月、戒を東大寺に受く。皇年代略記・興福寺略年代記。二年九月十五日己未、法皇、龜山殿に崩ず。年五十七。皇胤紹運錄・龜山帝御葬禮記・一代要記・皇代略記。火葬して、御骨を淨金剛院・法華堂・南禪寺・金剛峯寺に分ち藏む。文應皇帝外紀。法華堂は、増鏡に據る。遺詔して、龜山院と稱せしむ。皇代略記・皇年代略記。帝、天資英鋭にして、材藝多し。大炊御門殿の火けたるとき、大宮院・皇太子、倉皇として宮を出でんとし、門鑰を求むれども得ず、火、已に車蓋に及べり。帝、雅より多力なれば、足もて蹋みて之を開き、皆恙なきことを得たり。禪位の後、政を院中に聽くこと十餘年。弘安中、蒙古、來寇す。帝、深く之を憂へ、願文を御書して、大神宮に奉り、身を以て國難に代らんことを祈れり。増鏡。伏見帝の立てることは、固より帝の本意にあらず。是を以て、樂まずして日を涉りしが、適〻狂賊淺原爲頼、入りて宮闈を犯しゝかば、時論、帝のせしむる所ならんと疑へり。帝、甚だ安せず、誓書を北條貞時に賜ひて、以て白せり。増鏡・異本太平記。帝、深く佛法を信じ、最も禪法を崇び、禪林寺の離宮を捨てゝ南禪寺を創め、願文

の梁牌を御製す（増鏡・普門禪師行狀）。嘗て達磨忌の偈に和して曰く、江浪激奔嵩雪寒、栖栖南北不ニ安間一、當時若親得ニ相見一、不レ在ニ魏梁庸主間一と（法皇外紀）。

譯文大日本史卷の六十二終

譯文大日本史卷の六十三

本紀第六十三

後宇多天皇

後宇多天皇、諱は世仁、龜山帝の第二子なり（皇年代略記・皇代略記・皇代記・五代帝王物語〇一代要記・帝王編年記・歷代皇紀に、第一子となせり。）母は京極院。文永四年十二月癸丑の朔、生れ（皇胤紹運錄・歷代皇紀・帝王編年記・皇年代略記。）五年六月、親王となり、八月、皇太子となり（一代要記・皇年代略記・皇代略記・增鏡。）六年十月、袴を著、十年十二月、始て孝經を讀む（皇年代略記・皇代略記。）十一年正月二十六日甲辰、皇太子、二條殿に受禪し（皇胤紹運錄・一代要記・毘沙門堂所藏記。）關白忠家を以て攝政せしむ。左大臣兼左近衛大將藤原家經。右大臣藤原師忠。内大臣藤原師繼。權大納言兼右近衛大將藤原家基、並に故の如し（公卿補任・一代要記・歷代皇紀。）二月二日己酉、龜山天皇を尊びて太上天皇と曰ふ（皇胤紹運錄・歷代皇紀・皇年代略記。）三月二十六日癸卯、天皇、位に太政官廳に卽く。時に年八歳（一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。太政官廳は、皇年代略記・天祚禮祀職掌錄に據る。東寺長者補任に、二十八日に作り、興福寺略年代記には、二十三日。）夏四月十二日戊午、關東、大風ありて、木を殺らす（關東評定傳。）六月二十日甲子、攝政忠家罷む（公卿補任。）左大臣藤原家經を以て攝政せしむ（帝王編年記・公卿補任・興福寺略年代記〇一代要記・歷代皇紀に、二十一日に作れり。）秋七月十三日丁亥、水天供を修す（天台座主記。）十七日辛卯、攝政家經、左近衛大將を罷む（公卿補任・一代要記〇歷代皇紀に、八月三十日に係けたり。）癸卯の晦、前征夷大將軍一品中務卿宗尊親王薨ず（皇胤紹運錄・歷代皇紀・將軍執權次第〇長曆に據るに、七月は小盡なり。而るに、帝王編年記に、三十日に作り、一代要記に、八月朔に作れるは、並に誤なり。）九月十

後宇多天皇

日、癸未、權大納言藤原忠教、左近衞大將を兼ぬ公卿補任・一代要記・歷代皇紀。　冬十月五日丁未、蒙古、來りて對馬に寇す一代要記・皇年代略記・保曆間記・關東評定傳・八幡愚童訓・東寺長者補任・日蓮注畫讚○帝王編年記に、三日となし、興福寺略年代記には、六日。　守護代右馬允惟宗助國、之に死す。十四日丙辰、壹岐に寇す。守護代平景隆、之に死す八幡愚童訓・日蓮注畫讚。　十九日辛酉、筑前に寇し一代要記・日蓮注畫讚。　沿海の郡邑を掠む日蓮注畫讚。　二十日壬戌、太宰府の兵、之を拒ぎて利あらず。既にして賊船二百餘漂殁し、餘賊、宵遁る歷代皇紀・一代要記・東寺長者補任を參取す○關東評定傳に、二十四日、蒙古、太宰府を侵して敗北すとなし、日蓮注畫讚に、二十二日、大に戰ふとなし、八幡愚童訓には、十一月、蒙古、引き歸るとせり。　十一月七日己卯、金輪法を延曆

二十二日甲子、御禊す皇胤紹運錄・一代要記・帝王編年記・皇代記・增鏡○皇年代略記・興福寺略年代記に、二十三日に作れるは誤なり。

寺に修し天台座主記。　幣を十六社に奉り、十三日乙酉、幣を三社に奉りて、並に蒙古の難を平げんことを祈る帝王編年記。　十九日辛卯、大嘗す皇胤紹運錄・一代要記・皇代記・皇年代略記。　二十日壬辰、蒙古、將に復び來寇せんとするを以て、五節を罷む一代要記・增鏡。　二十二日甲午、淸暑堂の神樂を罷め、猶廻立殿の節會を修す增鏡。　十二月七日己酉、七佛藥師法を延曆寺の根本中堂に修して、蒙古の難を禳ふ天台座主記。　十四日丙辰、賀茂社・石淸水宮の鳴動を軒廊に卜ふ帝王編年記。　前右大臣藤原公基薨ず公卿補任・一代要記。　二十九日辛丑、是より先、盜、柏原山陵を發きしかば、此に至りて、使を遣はして之を檢せしむ仁部記。

建治元年乙亥、春二月六日丁未、賀茂社の鳴動を軒廊に卜ふ帝王編年記。　十一日壬子、鷹司院崩ず仁部記・女院小傳・園太曆貞和二年○一代要記に、文永十一年十一月十一日に作れるは誤なり。諸書に、葬闕けたり。　列見、宴を罷む園太曆貞和二年。　三月二十八日己亥、準三宮藤原位子を號して新陽明門院と曰ふ歷代皇紀・帝王編年記○貴女鈔に、二十四日に作り、一代要記に、四月に係けて、日あらず。諡號雜記には、前年三月二十四日。　夏四月十三日甲寅、

六條殿成りて、新院、移御す歴代皇紀。　十五日丙辰、内大臣藤原師繼を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ伊勢公卿勅使例・一代要記・歴代皇紀・皇年代略記。　蒙古、國號を改めて元と曰ふ。其の臣、杜世忠・何文著・撒都魯丁等をして、長門の室津に至らしむ關東評定傳。　二十三日甲子、長講堂を慶す歴代皇紀・帝王編年記・一代要記。　二十五日丙寅、改元す一代要記・歴代皇紀・東寺長者補任・園太暦文和元年。　五月十六日丙戌、興福寺の僧徒、事を訴ふるを以て、春日の神木を移殿に遷す興福寺略年代記。移殿は、一代要記に據る○要記に、十五日に作れり。　六月庚子の朔、日、之を食することあり東寺長者補任。　九日戊申、前攝政右大臣忠家薨ず公卿補任・一代要記・攝關傳。　二十二日辛酉、興福寺の僧徒、神木を金堂の前に遷す一代要記・興福寺略年代記。　秋七月三日辛未、法勝寺の八講を罷む園太暦貞和元年。　八月二十日戊午、春日の神木、歸座す興福寺略年代記。　二十七日乙丑、前右大臣藤原通雅を以て太政大臣となす公卿補任・歴代皇紀・帝王編年記・園太暦觀應元年。　九月七日甲戌、北條時宗、元使杜世忠・何文著等五人を鎌倉に斬り○帝王編年記に、六日に作り、保暦間記に、二年に係けたり。　公私の用費を減省し、權に京師の大番兵を停め、武幹の士を選びて鎭西の諸國に分ち遣はし、以て元寇に備ふ關東評定傳。　冬十月二十一日戊午、攝政左大臣家經罷む。　前關白兼平を以て攝政せしむ公卿補任・一代要記・歴代皇紀・帝王編年記。　二十七日甲子、皇從兄凞仁を以て親王となす一代要記・帝王編年記・皇代記・皇代略記○歴代皇紀・皇年代略記に、十四日となせり。　十一月五日辛未、凞仁親王を立てて皇太子となし一代要記・歴代皇紀・皇胤紹運錄・帝王編年記・皇代記○増鏡に、十月五日に作れるは誤なり。　右大臣藤原師忠を以て傳となす公卿補任・攝關傳。　二十三日己丑、使を柏原山陵に遣はす。　是の月、北條時宗、北條實政を以て筑紫探題となし、以て元寇に備ふ帝王編年記。　十二月八日甲辰、内大臣藤原師繼罷む公卿補任・一代要記。　二十二日戊午、右大臣藤原師忠

を以て左大臣となし、權大納言藤原忠教を右大臣となし、權大納言藤原家基を內大臣となす公卿補任・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。是の月、北條時國、來りて六波羅の南方に居る帝王編年記・平氏系圖○將軍執權次第に、三年に係けたり。

二年丙子、春正月二十八日甲午、新院、春日社に幸し、二十九日乙未、宮に還る一代要記。三月二十九日甲午、太政大臣通雅罷む公卿補任・園太曆觀應元年。閏月五日庚子、孔雀經法を修して、元寇を禳ふ孔雀經御修法記。二十一日丙辰、三條坊門殿火く歷代皇紀・皇年代略記・園太曆文和二年。夏五月四日戊戌、前太政大臣道雅薨ず公卿補任・一代要記○園太曆觀應元年に、八日に作れり。六月十四日丁丑、祇園の御靈會に、神人、近衛行清と爭鬪して○行清、姓闕けたり。三條の篝屋を燒き、神輿を棄てゝ去る。上皇、敕して、之を本社に還さしむ天台座主記。一代要記を參取す。冬十二月十四日甲戌、攝政兼平を以て太政大臣となし、職、舊に仍る公卿補任・一代要記・歷代皇紀。二十三日癸未、方忌を六條殿に避く園太曆貞和三年。

三年丁丑、春正月三日癸巳、天皇、元服を加ふ一代要記・帝王編年記・皇年代略記・皇代略記・增鏡。二十二日壬子、新院に龜山殿に觀え一代要記・歷代皇紀・園太曆文和三年・增鏡。舟を大井川に泛べて、鸕鶿を放ち增鏡。二十四日甲寅、宮に還る一代要記・園太曆文和三年。元寇を弭めんことを十二社に祈るに、是の月より始めて、月ごとに一社とす興福寺略年代記。二月二十一日庚辰、右大臣藤原忠教、左近衛大將を罷む○歷代皇紀に、二十二日に作れり。夏四月二十六日乙酉、攝政兼平、太政大臣を罷む公卿補任○一代要記に、二十八日に作れり。五月八日丙申、春日の神木、遷座す興福寺略年代記○歸座闕けたり。今、考ふる所なし。秋七月十四日辛丑、京師、大に火け、延きて六條殿に及ぶ一代要記・歷代皇紀・帝王編年紀・興福寺略年代記・園太曆文和二年を參取す。十五日壬寅、常盤井殿

火く一代要記・歴代皇紀・園太暦文和二年。 二十六日癸丑、興福寺に震して、災あり一代要記・歴代皇紀・帝王編年記・興福寺略年代記〇皇年代略記・皇代略記に、二年に係けたるは誤なり。 八月戊午の朔、左大辨藤原經長を遣はして、之を檢せしむ帝王編年記。 冬十月丙辰の朔、日、食に當りたれども、陰雨して見えず東寺長者補任。 十四日己巳、嵯峨第に幸し〇本書に、準后の嵯峨第と云ひて、其の名を載せず。今、考ふべからず。十六日辛未、宮に還る園太暦文和三年。 十二月六日庚申、秋より疫多きを以て、仁王經を法勝寺に轉讀せしむ園太暦貞和元年。 十九日癸酉、皇太子、元服を清涼殿に加ふ歴代皇紀・帝王編年記・皇年代略記。清涼殿は、增鏡に據る。 二十九日癸未、五畿七道に敕して、仁王經を轉讀して疫を禳はしむ園太暦貞和元年。

弘安元年戊寅、春正月、北條時村、來りて六波羅の北方に居る關東評定傳・將軍執權次第。 二月二十五日戊寅、内大臣兼右近衞大將藤原家基、左近衞大將に轉じ、權大納言源通基、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・一代要記。 二十九日壬午、改元す一代要記・帝王編年記・興福寺略年代記・園太暦貞和元年。 夏四月十日癸亥、競馬を觀る帝王編年記。 五月十二日甲午、延暦寺の僧徒、日吉の十禪師・八王子・客人の三神輿を奉じて闕に詣り、園城寺の金堂を慶すること御齋會に準ずるを訴へ、神輿を省中に棄てゝ去る一代要記。歴代皇紀・帝王編年記を參取す。 十五日丁酉、園城寺の宣旨を收む一代要記。 十六日戊戌、日吉の神輿、歸座す帝王編年記〇一代要記に、十五日に作れり。 十八日庚子、一百僧をして等身十一面觀音の像を興福寺に慶せしめて、疫を禳ふ興福寺略年代記。 二十六日戊申、疫を軒廊に卜ふ園太暦貞和元年。 二十七日己酉、奈良の僧徒の訴を以て、前參議藤原賴親を安藝に流す公卿補任〇一代要記に、十三日に作れり。 六月二十二日甲戌、幣を二十二社に奉りて、疫を禳ふ園太暦貞和二年。 秋八月二十三日甲戌、内大臣藤

後宇多天皇

原家基、左近衞大將を罷む公卿補任・一代要記○歷代皇紀に、二十四日に作れり。 是の月、萬里小路殿成りて、新院、徙御す增鏡。 冬十月二十一日辛未、新院、春日社に幸し一代要記・興福寺略年代記。 二十三日癸酉、宮に還る一代要記。 閏月十三日壬辰、二條殿火く一代要記・歷代皇紀・帝王編年記・皇年代略記。 天皇、之を萬里小路殿に避く增鏡。 十二月七日乙酉、攝政兼平を以て關白となす公卿補任・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。 九日丁亥、啓仁親王薨ず皇胤紹運錄・一代要記・歷代皇紀。 二十七日乙巳、續拾遺和歌集成る敕撰次第・尊卑分脈・增鏡○拾芥鈔に、二年に係けたり。 是の月、車服の僭侈を禁ず增鏡。

二年己卯、春正月十日戊午、權大納言藤原兼忠、左近衞大將を兼ぬ公卿補任・一代要記。 夏五月四日庚戌、石清水の神人、神輿を奉じて京に入り、神人を殺したる者を罪せんことを請ふ。 兵を遣はして之を禦がしめたるに、神輿を五條東洞院に棄てゝ去る。 敕して、之を東寺の八幡宮に遷し仁部記・帝王編年記・善法寺文書・東寺雜鈔。 廢朝すること五日仁部記・歷代皇紀。 七日癸丑、石清水の訴を以て、檢非違使別當藤原親朝が官を奪ふ公卿補任・歷代皇紀○一代要記に、五日に作れり。 八日甲寅、石清水の神輿、歸座す仁部記・一代要記・善法寺文書○帝王編年記に、九日に係けたり。 儀、放生會に準ず仁部記。 二十四日庚午、幣を石清水宮に奉る善法寺文書。 六月二日戊寅、藤原賴親を赦す公卿補任。 二十五日辛丑、元將夏貴・范文虎が使を博多に斬る關東評定傳。 冬十月、北條時宗、兵を筑紫に遣はして、元寇に備ふ帝王編年記。 十二月十八日辛卯、京畿諸國に敕すらく、每年八月一日より十五日に至るまで、嚴に殺生を禁ず。 神社の祭に供ふるものは、制の限りに在らずと鳩嶺雜錄。 是の歲、興福寺を造りき一代要記・興福寺略年代記。

三年庚辰、春三月四日乙巳、新院、日吉社に幸し一代要記・歷代皇紀。 五日丙午、宮に還る。 十四日乙卯、長

谷寺火く一代要記。 夏五月十二日壬子、北白川殿に行幸す帝王編年記。 十六日丙辰、長谷、水暴に溢れて、居民を漂溺せしむ。六月二十四日甲午、延暦寺の僧徒、園城寺の金堂を慶するに將に御齋會に準せんとするを聞き、衆を率ゐて之を攻め、衞兵と戰ふ一代要記。 秋七月十一日庚戌、前内大臣藤原家基薨ず公卿補任・一代要記。 九月十二日辛亥、繼仁親王薨ず歴代皇紀。 二十四日癸亥、筥碕八幡宮火く歴代皇紀・皇年代略記。 冬十月二十八日丙申、鎌倉、大火あり關東評定傳・園太曆貞和五年。 十一月六日甲辰、幣を石清水宮に奉りて、筥碕宮の火けたることを告ぐ帝王編年記。 二十七日乙丑、毘沙門堂火く歴代皇紀。

四年辛巳、春二月十六日壬午、新院、熊野に幸し一代要記・帝王編年記。 三月九日乙巳、宮に還る一代要記。 夏四月九日甲戌、前内大臣藤原師繼薨ず公卿補任・一代要記。 五月二十一日丙辰、元兵、大擧して來り寇す歴代皇紀・皇年代略記・一代要記。 諸寺に敕して、經を誦して寇の平がんことを禱らしむ增鏡。 六月四日戊辰、經を石清水宮に讀ましむ八幡愚童訓。 五日己巳、元兵、太宰府を侵す歴代皇紀。 十三日丁丑、元兵を破りて、千餘人を殺獲す八幡愚童訓。是の日、孔雀經法を修す東寺長者補任。 十八日壬午、最勝王經百部を石清水宮に轉讀せしむ。 二十日甲申、新院、石清水宮に謁して、精禱すること一夜、從臣をして神樂を奏せしむ。 太宰府言す、本月六日より十三日に至るまで、元兵と日夜會戰して、千餘人を殺したるに、賊兵少しく卻きたりと。 二十三日丁亥、百僧をして法華經一千部を石清水宮に轉讀せしめて、十日を限る。 秋七月甲午の朔、大般若經を石清水宮に轉讀せしめ、及び七社に禱る八幡愚童訓。 十一日甲辰、新院、春日社に幸し、十三日

丙午、宮に還る。十九日壬子、又日吉社に幸し、二十日癸丑、宮に還る（一代要記。）二十六日己未、持戒の僧數百口を石淸水宮に會し、七日夜を限りて、尊勝陀羅尼を誦し（一代要記・歷代皇紀・八幡愚童訓。）大般若經を轉讀せしむ（歷代皇紀。）閏月甲子の朔、日、食に當りたれども、陰雲ありて見えず（東寺長者補任。）是の日、大に風ふき、黑雲ありて石淸水宮を覆ひ、白羽の鳴鏑ありて、宮を出でゝ西に去る（增鏡。）二日乙丑、大納言藤原經任を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしめ、元寇を弭めんことを祈る（伊勢公卿敕使例・一代要記。寇を弭めんことを禱るは、帝王編年記・增鏡に據る。）四日丁卯、六百僧をして大藏經を石淸水宮に轉讀せしむること三日（一代要記○八幡愚童訓に、五日となせり。）十四日丁丑、太宰府、驛奏す、本月朔、大に風ふき、元の軍艦、悉く肥前鷹島に歿したりと（一代要記・歷代皇紀・八幡愚童訓・皇年代略記・皇代略記・保曆間記・增鏡を參取す。十四日は、皇紀に據り、鷹島は、愚童訓及び關東評定傳に據る○要記に、太宰府の驛奏を九日となせり。）八月、北條貞時、北條時光を佐渡に流す（保曆間記・北條系圖を參取す。）冬十月四日丙申、興福寺の僧徒、春日の神木を奉じて京に入り、石淸水の神人の、春日の神人を傷けたることを訴ふ（歷代皇紀。）兵士をして之を禦がしめたるに、僧徒、神木を棄てゝ去りたれば（帝王編年記・興福寺略年代記。）六月戊戌、之を法成寺に移す（一代要記・帝王編年記。）十五日丁未、金峯山の僧徒、藏王の神輿を奉じて京に入り、之を法成寺に置く（一代要記○帝王編年記に、十八日に係けたり。）十一月十八日庚辰、神木の京に入りたるを以て、五節に平座を設くることを罷む（帝王編年記。）

五年壬午、春正月壬戌の朔、神木の京に入りたるを以て、元會に殿に御せず（園太曆貞和元年。）吹笛を奏せず。七日戊辰、白馬節、簾を垂れ、樂を徹す。十四日乙亥、御齋會を罷む（帝王編年記。）十六日丁丑、

踏歌節、殿に御せず園太暦貞和元年。是の月、敍位を罷む園太暦文和元年。三月己丑の晦、五壇法を修すること七日。一代要記。夏、大に疫す園太暦貞和元年。秋七月戊午の朔、日、之を食することあり東寺長者補任。三日庚申、法成寺の八講を罷む園太暦貞和元年。冬十月二十五日辛亥、延暦寺の僧徒、八王子・十禪師・客人の三神輿を中堂に遷して、四天王寺別當職の復び園城寺に屬したることを訴ふ一代要記・歴代皇紀。十一月二十六日壬午、常盤井殿火く一代要記・歴代皇紀・園太暦貞和元年。十二月十四日庚子、興福寺の訴を以て、因幡守賴重を越後に流す一代要記○賴重、姓闕けたり。十六日壬寅、毘沙門堂火く歴代皇紀。十九日乙巳、興福寺の訴を以て、權中納言源具房を安藝に、前權中納言源資平を越前に公卿補任・一代要記・帝王編年記。彈正忠職直を土佐に流す一代要記○職直、姓闕けたり。二十日丙午、石清水の神人、源資平・源具房を流したるを以て、神輿を大渡に棄つ帝王編年記。二十一日丁未、春日の神木、歸座す一代要記・歴代皇紀・皇代略記・興福寺略年代記。

六年癸未、春正月六日辛酉、延暦寺の僧徒、祇園・赤山・京極寺の訴を聽かざるを以て、祇園・京極寺・八王子・十禪師・客人の神輿を奉じて京に入る帝王編年記・公卿補任・歴代皇紀・皇代略記・園太暦觀應元年を參取す○一代要記・今出河内相府記に、五日に作れり。六波羅の兵を遣はして、之を禦ぐ増鏡。僧徒、禁闕に闌入して、諸神輿を紫宸・清涼等の殿に納れ一代要記・増鏡。御簾を截ち、年中行事障子を破る一代要記。天皇、之を西小御所に避け園太暦觀應元年。腰輿に御して、内大臣藤原家基が近衛第に幸し歴代皇紀・帝王編年記。尋で故内大臣源通成が三條坊門第に幸せしに、狐妖あるを以て、萬里小路殿に遷御し増鏡。神輿を祇園社に遷す帝王編年記。乙酉の晦、頃年疾疫ある

を以て、五畿七道の社寺に敕して、仁王經を轉讀せしむること三日。園太暦文和二年。是の月、日吉の神輿京に入りたるを以て、敍位を罷む。園太暦文和二年○本書に、神木に作れり。今之を訂す。二月二十五日庚戌、大炊御門殿に遷幸す。園太暦觀應元年。是の月、日吉の神輿京に入りたるを以て、仁王會の御讀經を罷む。一代要記。三月十一日丙寅、源具房・源資平を召し還す。公卿補任・一代要記。夏五月壬午の晦、霖及び疫を軒廊に卜ふ。園太暦貞和元年。六月、祇園會及び走馬を罷む。一代要記。二十日壬寅、幣を伊勢已下五社に奉る。二十二日甲辰、大般若經を紫宸殿に轉讀せしめ、以て疫を禳ふ。園太暦貞和元年。秋七月三日乙卯、法勝寺の八講を罷む。一代要記。八月、釋奠の宴穩座・竪義、及び、御讀經を罷む。帝王編年記。御讀經は、一代要記に據る。九月四日乙卯、安嘉門院崩ず。一代要記・女院小傳・園太暦貞和二年○諸書に、葬闕けたり。冬十月二十一日辛丑、二條東洞院の新宮に徙る。歷代皇紀・皇年代略記○一代要記に、二十日となせり。日吉の神輿、歸座す。十二月七日丁亥、新院、春日社に幸して、留ること七日。一代要記。

七年甲申、春正月十五日乙丑、前大納言源基具、大臣に準ぜらる。公卿補任。二月二十七日丙午、宇治河の網代を廢す。帝王編年記。二十八日丁未、準三宮悅子内親王を號して延政門院と曰ふ。歷代皇紀、院號定部類記に藤原經長記を引ける。三月十八日丁卯、新院、四天王寺に幸し、二十二日辛未、宮に還る。帝王編年記○一代要記に、二十四日、住吉社に幸し、二十五日、宮に還ると作れり。夏四月四日壬午、相模守北條時宗卒す。帝王編年記・關東評定傳・保暦間記・興福寺略年代記。秋七月十八日甲午、前關白左大臣實經薨ず。公卿補任・一代要記・興福寺略年代記。冬十二月、北條兼時、來りて六波羅の南方に居る。將軍執權次第。

八年乙酉、春二月癸酉の晦、車駕、大宮院と北山第に臨みて、準三宮藤原貞子の壽九十を賀し

歴代皇紀・一代要記・園太暦文和三年・増鏡を參取す○皇年代略記に、三月四日に作れるは、蓋し誤ならん。三月甲戌の朔、宮に還る園太暦文和三年・増鏡。十八日辛卯、松尾社火く一代要記・歴代皇紀○皇年代略記に、十一日に作れり。夏四月二十五日丁卯、前關白左大臣基忠を以て太政大臣となす公卿補任・歴代皇紀・帝王編年記。秋七月二十一日辛卯、延暦寺の大講堂を慶す一代要記・歴代皇紀・帝王編年記。八月十九日己未、姈子内親王を立てゝ皇后となす女院小傳・後宮略傳。冬十月十四日癸丑、新院・新陽明門院、四天王寺・住吉社に幸し帝王編年記・一代要記を參取す。二十六日乙丑、宮に還る一代要記。十一月十七日乙酉、北條貞時、前陸奥守安達泰盛を殺す一代要記・歴代皇紀・帝王編年記・保暦間記。

九年丙戌、春二月六日癸卯、安嘉門院崩ず歴代皇紀・女院小傳○諸書に、葬闕けたり。三月二十七日甲午、春日社に行幸し一代要記・興福寺略年代記。美豆の頓宮に至るとき、雷電ありて、雹を雨らし、大さ橘子の如く、從官、儀を失ふ諸書に、還宮の日闕けたり。夏六月十二日戊申、新院、日吉社に幸す。大風雨水あり一代要記。冬十月二十五日戊午、皇子邦治を以て親王となす一代要記・皇年代略記・皇代記・皇代略記。十一月十九日壬午、西大寺の僧叡尊、宇治橋を慶す。本院・新院、焉に臨む一代要記。二十七日庚寅、興福寺の僧徒、春日の神木を移殿に遷して、造寺の期に後れたるを訴ふ帝王編年記。

十年丁亥、春正月二日癸巳、新院に覲ゆ一代要記。二十四日乙卯、幣を大神宮に奉りて、月讀宮の壞れたることを謝す帝王編年記。三月五日乙酉、夜、光怪あり、長さ五尺許、西南より飛びて東南に向ふ。夏五月、霖雨洪水あり。興福寺の僧徒、命を奉せざるを以て、最勝講を罷む一代要記。六月五日甲子、

大納言源通基、右近衛大將を罷め、征夷大將軍中納言源惟康、右近衛大將を兼ぬ一代要記・歷代皇紀・公卿補任〇帝王編年記に、六日に作れるは誤なり。十五日甲戌、大神宮の心柱及び感神院の事、鴨社の廻廊の火、粟田宮の樹の僵れたることを軒廊に卜ふ帝王編年記。秋八月十一日己巳、關白兼平罷む。左大臣藤原師忠を以て關白となす公卿補任・一代要記・歷代皇紀。十三日辛未、太政大臣基忠罷む公卿補任・歷代皇紀。冬十月四日辛酉、中納言兼右近衛大將源惟康を以て親王となす。征夷大將軍、故の如し公卿補任・一代要記。大納言源通基、右近衛大將を兼ぬ歷代皇紀・一代要記。二十一日戊寅、天皇、位を皇太子に禪る歷代皇紀・帝王編年記・皇年代略記・皇代略記・皇代記。尊號を上りて太上天皇と曰ひ伏見院御記・皇胤紹運錄・皇年代略記。新院と稱す。常盤井殿に居り、或は大覺寺に御す增鏡。後二條帝の登阼するに及び、一院と稱して、政事を預り聞く神皇正統記・增鏡。一院と稱するは、繼塵記・增鏡に據る。德治二年七月、薙髮す。法名は金剛性皇胤紹運錄・一代要記・皇代記・皇年代略記。十一月、戒を東大寺に受け一代要記・歷代皇紀・興福寺略年代記・東寺長者補任。婦女を屏け絕つ增鏡。延慶元年正月、東寺に灌頂して、眞言の奧祕を仁和寺の僧禪助に受け增鏡・仁和寺御傳・興福寺略年代記。一堂を大覺寺の側に築きて、人事を謝絕し、思ひを密教に專くし增鏡。躬ら大阿闍梨となり神皇正統記。後、皇子性圓法親王をして、大覺寺に住みて永く眞言の流を傳へしむ增鏡。又元僧一寧を徵して屢禪要を問ひ、死するに及び、國師の號を贈り、親ら宸奎を灑ぎて其の像に贊し、前權大納言源有房に命じて、文を作りて之を祭らしむ濟北集。後醍醐帝、位に卽くに及び、徙りて恒明親王の大炊御門第に居り增鏡。專ら萬機を聽くこと三年神皇正統記・增鏡。羣臣の奏請、動もすれば薰修を妨ぐるを以て、大納言藤原定房を遣はし、北條

高時に諭さしめて、復預らず増鏡。諸門跡譜を參取す。正中元年六月二十五日己卯、大覺寺に崩ず。年五十八皇胤紹運錄・一代要記・皇代記〇皇年代略記に、二十六日に作れり。蓮華峯寺に葬る。遺詔して、後宇多院と稱せしむ皇年代略記。帝、學を好み、博く衆藝を綜べたれば、時論、帝の文學は後三條帝に亞ぐと謂へりき神皇正統記。嘗て前權大納言藤原爲世に詔して、新後撰和歌集・續千載和歌集を撰ばしめたり拾芥鈔・尊卑分脈・冷泉家系圖。

譯文大日本史卷の六十三終

譯文大日本史卷の六十四

本紀第六十四

伏見天皇

伏見天皇、諱は熙仁、後深草帝の第二子なり（歷代皇紀・皇年代略記・皇代略記〇一代要記・帝王編年記・神皇正統記に、第一子に作れるは誤なり。）母は玄輝門院。文永二年四月二十三日壬戌、生れ（歷代皇紀・帝王編年記・皇年代略記〇一代要記・皇代記に、七月十六日に作れり。）八年八月、袴を著（皇年代略記・皇代略記。）建治元年十月、親王となり、十一月、立ちて皇太子となり、二年六月、始て孝經を讀み（皇年代略記・皇代略記。）三年十二月、冠す（皇代記・皇代略記。）弘安十年十月二十一日戊寅、皇太子、富小路殿に受禪す（伏見院御記・皇胤紹運錄。富小路殿は、一代要記・毘沙門堂所藏記に據る。）關白左大臣師忠・右大臣藤原忠教・內大臣藤原家基・權大納言兼左近衛大將藤原兼忠・大納言兼右近衛大將源通基、並に故の如し（公卿補任・一代要記・歷代皇紀。）十一月十五日壬寅、後宇多天皇を尊びて太上天皇と曰ふ（伏見院御記・一代要記・歷代皇紀。）十二月二十五日辛巳、權大納言藤原實兼が西園寺第に行幸して、方忌を避く（伏見院御記。）

正應元年戊子、春正月十一日丁酉、大神宮の心柱蠹みて損じ、大に雪ふりて寶殿の門垣の千木を壓倒したることを軒廊に卜ふ。二月十三日戊辰、西園寺第に行幸して、方忌を避く（伏見院御記。）是の月、北條盛房、來りて六波羅の南方に居り、北條兼時、移りて北方に居る（將軍執權次第。）三月十五日庚子、

天皇、位に太政官廳に卽く伏見院御記・一代要記・天祚禮祀職掌錄・增鏡。 時に年二十四一代要記・歷代皇紀・皇年代略記。 夏四月十日甲子、東大寺・興福寺・延暦寺・園城寺・法勝寺に敕して、金剛般若經を轉讀せしむること三日、疫を禳ふ園太暦貞和元年。 十二日丙寅、方忌を鳥羽殿に避く一代要記。 二十日甲戌、本院、春日社に幸して、宸筆の唯識論を慶し、三十講を修し後深草院御願文・一代要記・興福寺略年代記。 二十六日庚辰、宮に還る一代要記。 二十八日壬午、改元す一代要記・帝王編年記・皇年代略記・皇代略記・東寺長者補任。 六月八日辛酉、從三位藤原鏱子を以て女御となす女院記・女院小傳。 二十六日己卯、關白師忠、左大臣を罷む。 秋七月十一日甲午、右大臣藤原忠敎を以て左大臣となし、內大臣藤原家基を右大臣となし、大納言源通基を內大臣となす公卿補任・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。 二十八日辛亥、奈良、大風ありて、興福寺の講堂倒る一代要記・興福寺略年代記。 八月十日癸亥、皇子胤仁を以て親王となす一代要記・歷代皇紀・帝王編年記・皇年代略記。 二十日癸酉、女御藤原鏱子を立てゝ中宮となす歷代皇紀・後宮略傳・增鏡。 九月二十五日丁未、本院、春日社に幸して、留ること七日一代要記。 冬十月三日乙卯、權大納言藤原實兼が北山第に行幸して、方忌を避く帝王編年記。實兼は、尊卑分脈・公卿補任に據る。 二十一日癸酉、御禊す伏見院御記・帝王編年記・皇年代略記・皇代記。 二十七日己卯、內大臣兼右近衞大將源通基罷む。 權大納言藤原兼忠を以て內大臣となす。 十一月八日己丑、藤原兼忠、左近衞大將を罷め、大納言兼右近衞大將藤原信嗣、左近衞大將に轉じ、大納言藤原實兼、右近衞大將を兼ぬ一代要記・歷代皇紀・公卿補任。 十八日己亥、太政官廳に御し一代要記。 二十二日癸卯、大嘗す一代要記・帝王編年記。 二十三日甲辰、宮に還る一代要記。 十二月十六日丁卯、所生準三宮藤原佶子を號して玄輝門院と曰ふ歷代皇紀・女院小傳・

後宮略傳。

二年己丑、春正月六日丙戌、方忌を玄輝門院宮に避く帝王編年記。　二月十九日己巳、京師火く一代要記。三月二十三日壬寅、本院に鳥羽殿に覲え、二十六日乙巳、宮に還る增鏡・園太曆文和三年。　夏四月十二日辛酉、本院に鳥羽殿に覲えて、方忌を避く一代要記。　十三日壬戌、關白師忠罷む。　右大臣藤原家基を以て關白となす公卿補任・歷代皇紀・帝王編年記。　十四日癸亥、宮に還る一代要記。　二十五日甲戌、胤仁親王を立てゝ皇太子となし公卿補任・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記・皇代記。　內大臣藤原兼忠を以て傅となす公卿補任。　二十八日丁丑、七大寺・延曆寺に敕して、大般若經を轉讀せしむること七日、疫を禳ふ。　五月二十六日甲辰、輕繫を免ず。　六月九日丁巳、幣を二十二社に奉る園太曆貞和元年。　二十七日乙亥、孔雀經法を修す仁和寺御傳・一代要記・園太曆貞和元年。　秋八月十七日甲子、本院、日吉社に幸して、留ること七日帝王編年記。　丙子の晦、準大臣源基具を以て太政大臣となす公卿補任・歷代皇紀・帝王編年記。　九月七日癸未、中院、薙髮す皇年代略記。　十三日己丑、東二條院、春日社に幸す帝王編年記。二十八日甲辰、關白家基、右大臣を罷む公卿補任・歷代皇紀・帝王編年記。　冬十月丁未の朔、征夷大將軍惟康親王、北條貞時が爲に逐はれて、京師に還る興福寺略年代記。貞時に逐はるは、增鏡に據る○帝王編年記・保曆間記に、九月十四日に係け、將軍執權次第には、十三日。蓋し、鎌倉を發したる日に係けたるならん。增鏡には、三年に作れり。然れども、下文に云ふ、文永三年より今年に至る二十四年なりと。則ち二年たること明なり。　本院の皇子久明を以て親王となす。　九日乙卯、久明親王を以て征夷大將軍となす帝王編年記・將軍執權次第○增鏡に、二十五日となせるは、蓋し、鎌倉に至るの日に係けたるなり。興福寺略年代記に、十日に作れり。一代要記・保曆間記、並に日あらず。　十八日甲子、內大臣藤原兼忠を以て右大臣となし、大納言藤原實兼を內大臣となす公卿補任・歷代皇紀・帝王編年記。　十二

月十日乙酉、準三宮懌子内親王を號して五條院と曰ふ一代要記・歷代皇紀。十二日丁亥、内大臣藤原實兼が北山第に行幸して、方忌を避く帝王編年記。實兼は、尊卑分脈・公卿補任に據る。

三年庚寅、春正月二十六日庚午、内大臣藤原實兼、右近衞大將を罷む公卿補任・歷代皇紀。二十七日辛未、新院、春日社に幸して、留ること七日帝王編年記。二十九日癸酉、北山第に行幸して、方忌を避く伏見院御記。二十一日乙酉、本院、薙髪す一代要記・歷代皇紀・帝王編年記・興福寺略年代記。三月四日丁未、紫宸殿の木獅子裂けたれば、之をトふ增鏡。十日癸丑、賊淺原爲頼、宮に入りて亂を作す。天皇、之を春日殿に避け、衞兵、赴き討ちたるに、爲頼、自殺して事定りたれば、宮に還る一代要記・歷代皇紀・帝王編年記・神皇正統記・皇年代略記・皇代略記・增鏡・興福寺略年代記を參取す○保暦間記に、三日に作れり。十三日丙辰、太政大臣基具罷む公卿補任○歷代皇紀・帝王編年記に、十五日に係けたり。二十六日己巳、天皇、始て政事を親らす帝王編年記。夏四月八日辛巳、前參議藤原實盛・侍從藤原公久、淺原爲頼が事に坐して、六波羅に逮捕せらる歷代皇紀・尊卑分脈。二十五日戊戌、内大臣藤原實兼罷む公卿補任○歷代皇紀・帝王編年記に、二十六日に係けたり。六月八日己卯、大納言藤原信嗣を以て内大臣となす。秋七月二十一日壬戌、藤原信嗣、左近衞大將を罷め、權大納言藤原公守、左近衞大將を兼ね、權大納言藤原公孝、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。八月二十五日乙未、石清水の放生會に、第三神輿の璽筥・寶劒の地に墜ちたることを軒廊にトふ善法寺文書・園太暦貞和二年。九月九日己酉、新院、四天王寺に幸し、十八日戊午、宮に還る帝王編年記○歷代皇紀に、十九日に作れり。二十五日乙丑、幣を石清水宮に奉る善法寺文書・園太暦貞和二年。冬十一月二十一日辛酉、權大納言兼右近衞大將藤原公孝罷め、權

大納言藤原兼基、右近衞大將を兼ぬ 公卿補任・一代要記。 十二月四日癸酉、石淸水宮に謁す。八日丁丑、賀茂社に行幸す 帝王編年記。 二十日己丑、內大臣藤原信嗣罷む 公卿補任・歷代皇紀・帝王編年記。 二十五日甲午、權大納言藤原公守を以て內大臣となす 公卿補任・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。

四年辛卯、春正月三日壬寅、本院に常盤井殿に覲ゆ 歷代皇紀・帝王編年記を參取す。 十七日丙辰、興福寺の僧徒、吉田莊傳敎院の事を訴へて、春日の神木を金堂に遷せるを以て、十八日丁巳、敕して、之を許す 興福寺略年代記。 十九日戊午、興福寺の僧徒、造寺の猶緩なるを訴へて、神木を和泉の木津に遷す 歷代皇紀・皇年代略記・興福寺略年代記を參取す○帝王編年記に、二十日に係けたり。 二月二日辛未、熱田社火く。七日丙子、本院に常盤井殿に覲ゆ。藤原氏の公卿は、神木の遷座せるを以て、駕に從はず 帝王編年記。 二十三日壬辰、興福寺の訴を聽し、神木、歸座す 歷代皇紀・帝王編年記・興福寺略年代記。 三月二十三日辛酉、內大臣藤原公守、左近衞大將を罷む 歷代皇紀・帝王編年記。 二十五日癸亥、權大納言兼右近衞大將藤原兼基、左近衞大將に轉じ、權大納言藤原實重、右近衞大將を兼ぬ。夏五月二十七日癸亥、關白家基罷む。左大臣藤原忠敎を以て關白となす 公卿補任・歷代皇紀・帝王編年記。 六月八日甲戌、等身十一面觀音の像を興福寺に慶して、雨を祈る。十五日辛巳、大般若經を興福寺に頓寫せしめて、千僧をして之を慶讚せしめ 興福寺略年代記。 水天供を東寺に修す 東寺長者補任。 是の日、雨ふる 興福寺略年代記・東寺長者補任。 秋七月二日丁酉、內大臣藤原公守罷む 公卿補任・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。 二十九日甲子、權大納言藤原兼基を以て內大臣となす 公卿補任・歷代皇紀○一代要記に、二十日となし、帝王編年記には、二十五日。 八月四日己巳、上皇の皇后に號を上りて遊義門院と曰ふ 女院小傳・後宮略傳○歷代皇紀

に、十一日に係け、帝王編年記には、十二日。冬十一月二十四日戊午、本院、春日社に幸し興福寺略年代記・歴代皇紀。二十六日庚申、宮に還る興福寺略年代記。十二月二十一日乙酉、關白忠教、左大臣を罷む公卿補任・帝王編年記〇歴代皇紀に、二十二日に係けたり。二十五日己丑、前內大臣藤原實兼を以て太政大臣となし、右大臣藤原兼忠を左大臣となし、內大臣藤原兼基を右大臣となし、前權大納言藤原公孝を內大臣となす公卿補任・一代要記・歴代皇紀・帝王編年記。二十七日辛卯、興福寺の僧徒、改めて大藏經檢校を龍華院に補せしを訴ふるを以て、春日の神木を移殿に遷す興福寺略年代記・園太曆貞和三年を參取す〇歴代皇紀に、二十八日に作れり。

五年壬辰、春正月甲午の朔、日、之を食することあり園太曆貞和三年。神木遷座したるを以て、元會に殿に御せず園太曆貞和元年。二日乙未、節會、殿に御せず、樂を徹し、小朝拜・國栖奏を罷め、諸司奏を內侍所に付す。五日戊戌、敍位を罷む。七日庚子、白馬節會、簾を垂る。十一日甲辰、除目を罷む園太曆貞和三年。十三日丙午、興福寺の僧徒、延曆寺の僧永源が御齋會の講師となれるを訴へて、春日の神木を金堂に遷し興福寺略年代記・歴代皇紀〇園太曆貞和三年に、十四日に係けたり。且つ參議藤原敦經・藤原冬季・藤原宗冬・藤原資高・右中辨藤原光泰が神木の歸座を待たずして朝會に與りたるを訴へ、五人の姓氏を除き朝參を罷めんことを乞ふ、之を許す公卿補任。興福寺略年代記を參取す。十四日丁未、內論義・右近衞陣饗を罷む。十六日己酉、蹈歌節、簾を垂れて、殿に御せず、樂を徹す園太曆貞和三年。二月甲子の朔、興福寺の僧徒、參議藤原冬良・藤原宗嗣・右兵衞督藤原長相・左中辨藤原俊光・權右中辨藤原顯家・左少辨藤原爲行・治部大輔藤原雅俊が朝會に與れるを訴ふるを以て、姓を除きて朝參を罷む公卿補任・興福寺略年代記を參取す。十五日戊寅、五壇法

を禁中に修す 帝王編年記。 夏四月二十一日癸未、龍華院の院務を大乘院に還したれば、神木、歸座す 興福寺略年代記○歴代皇紀に、二十二日に係け、圓太曆には、貞和三年二十日。 二十二日甲申、敎經・冬良・宗冬・宗嗣・資高・長相・俊光・顯家・爲行が姓を藤原氏に復して、朝參を許す 公卿補任・興福寺略年代記を參取す。 五月十五日丙午、右大臣藤原兼基、左近衞大將を罷め ○歴代皇紀に、三月二十三日となせり。 權大納言藤原家敎、左近衞大將を兼ね、權大納言藤原實重、右近衞大將を罷め、權大納言藤原公衡、右近衞大將を兼ぬ 公卿補任・歴代皇紀。 閏六月十六日丙午、權大納言兼右近衞大將藤原公衡罷め、權大納言兼左近衞大將藤原家敎、右近衞大將となり、權大納言藤原實重、左近衞大將を兼ぬ。 秋八月八日丁酉、內大臣藤原公孝罷む 公卿補任・一代要記・歴代皇紀・帝王編年記。 二十一日庚戌、冬季・光泰・雅俊、姓を復し、朝參を許さる 興福寺略年代記。 九月五日癸亥、前大納言源定實、大臣に準ず 公卿補任。 九日丁卯、大宮院崩ず 歴代皇紀・興福寺略年代記○諸書に、葬闕けたり。 十一日己巳、例幣を罷む 帝王編年記。 冬十月二十四日壬子、兼良親王薨ず 尊卑分脈。 十一月五日壬戌、權大納言藤原實重を以て內大臣となす。 十二月二十五日壬子、藤原實重、左近衞大將を罷め、權大納言源通雄、左近衞大將を兼ぬ 公卿補任・一代要記・歴代皇紀・帝王編年記を參取す。 是の日、石淸水の神人、神宮寺に據る 圓太曆貞和三年○本書に、其の故を載せず。 二十八日乙卯、太政大臣實兼罷む 公卿補任・一代要記・歴代皇紀・帝王編年記。

永仁元年癸巳、春正月二十一日戊寅、內大臣藤原實重罷む 公卿補任・歴代皇紀○一代要記に、二十八日に係けたり。 二十八日乙酉、權大納言藤原師敎を以て內大臣となす 公卿補任・一代要記・歴代皇紀・帝王編年記。 二月七日甲午、幣を石淸水宮に奉りて、神人の宮寺に據りたることを謝す 圓太曆貞和三年。 二十五日壬子、關白忠敎罷む。 前關白家基を以て

關白となす公卿補任・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。 三月二十日丙子、伊勢の風社を陞せて風宮となし、蒙古の難の平ぎたるに賽す太平記・伊勢雨神宮末社記を參取す。 二十六日壬午、東二條院、春日社に幸す帝王編年記。 是の月、北條貞時、北條兼時を以て筑紫探題となす。 夏四月十三日己亥、鎌倉、地大に震ひ帝王編年記・將軍執權次第・興福寺略年代記・保曆間記○一代要記に、十二日に係けたり。太平記に、是の歲、始て探題を置くとなせるは誤なり。 山崩れ屋壞れて、死せるもの二萬餘人帝王編年記。 是の月、北條久時、來りて六波羅の北方に居る將軍執權次第。 秋七月八日壬戌、權中納言藤原爲兼を伊勢に遣はして、幣を大神宮に奉らしむ伏見院御記・伊勢公卿勅使例を參取す。 二十日甲戌、雨を伊勢已下八社に祈る。 是の月、水天供を修して、雨を祈る伏見院御記。 八月五日戊子、改元す伏見院御記・改元部類に兼仲記を引ける。 冬十月二十九日辛亥、彗星見る興福寺略年代記○帝王編年記に、八月に係けたり。 十一月十三日乙丑、彗星見れたるを以て、五節の宴を停む帝王編年記・興福寺略年代記。 是の月、一乘院の僧徒、大乘院の僧徒と戰ふ一代要記・興福寺略年代記。 十二月十三日甲午、前攝政左大臣家經薨ず公卿補任○歷代皇紀に、十一日に係けたり。 十八日己亥、北條貞時、近畿の家人をして興福寺を護らしむ興福寺略年代記。 二十二日癸卯、彗星あるを以て、使を蓮華王院・大原・淨金剛院の三法華堂に遣はす帝王編年記・後愚昧別記應安元年。 是の歲、中院、南禪寺を創めたり帝王編年記・南禪寺記○普門行狀に、正應二年に作れり。

二年甲午、春二月七日戊子、準三宮久子内親王を號して永陽門院と曰ふ一代要記・歷代皇紀。 夏五月十九日己巳、本院、延曆寺に幸す帝王編年記○歷代皇紀に、九日に係けたり。 六月庚辰の朔、北條貞時、興福寺を護る兵を罷む興福寺略年代記。 秋七月十三日辛酉、東大寺の僧徒・神人、訴ふる所あり、本寺八幡の神輿を奉じて闕に詣り、神輿を

棄てゝ去りたれば、十四日壬戌、之を東寺の金堂の禮堂に遷す帝王編年記・一代要記・興福寺略年代記・東寺雜鈔・園太曆康永三年を參取す。　八月八日丙戌、前關白太政大臣兼平薨ず歷代皇紀・攝關傳・尊卑分脈。　九日丁亥、神輿京に在るを以て、釋奠に宴穩坐を竪義を罷む園太曆康永三年。　九月七日甲寅、本院、日吉社に幸す帝王編年記。　二十七日甲戌、一乘院總管僧覺昭を罷む興福寺略年代記。　丁丑の晦、盜、神祇官の八神殿の戸を開く帝王編年記。　冬十月五日壬午、興福寺の僧徒、春日の神木を和泉の木津に遷す歷代皇紀・興福寺略年代記・園太曆延文元年。　十日丁亥、興福寺の維摩會を罷む興福寺略年代記。　是の冬、神木の遷座を以て、京官の除目を罷む園太曆延文元年。

三年乙未、春正月丙午の朔、神木の遷座を以て、元會に、簾を垂れ、樂を徹し、國栖奏を罷む。五日庚戌、敍位を罷む。七日壬子、白馬節、簾を垂れ、殿に御せず、樂を徹し、國栖奏を罷む帝王編年記・園太曆延文二年を參取す。　八日癸丑、御齋會を罷む帝王編年記・興福寺略年代記。　十六日辛酉、踏歌節、簾を垂れ、樂を徹す帝王編年記・園太曆延文二年を參取す。　三月、一乘院・大乘院の兩總管を改め補す興福寺略年代記。　夏四月二十四日戊辰、雹を雨らす和漢合運。　五月四日丁丑、使を木津に遣はして、興福寺の僧徒を諭さしめたれば、神木、歸座す興福寺略年代記・園太曆延文元年。　冬十月二十五日丙寅、列見、八幡の神輿の京に在るを以て、宴穩座を罷む。十一月十九日己丑、五節を罷む園太曆康永三年。　二十日庚寅、本院、春日社に幸す興福寺略年代記。　二十二日壬辰、節會を罷めて、平座を設く園太曆康永三年。　二十三日癸巳、本院、興福寺に幸し、二十四日甲午、長谷寺に幸し、二十五日乙未、東大寺に幸す。二十六日丙申、本院、宮に還る。大乘院の僧徒、一乘院の僧徒と春日社に

戰ひ興福寺略年代記。各神木を取り、或は之を放光院に遷し、或は之を興福寺の金堂に遷す歴代皇紀・興福寺略年代記・園太暦貞和三年を參取す○園太暦の一説に、神木を金堂天満宮に遷すとせり。十二月十五日乙卯、醍醐寺火く一代要記・帝王編年記○歴代皇紀・皇年代略記に、十一月十四日に係けたり。十九日己未、東大寺八幡の神輿、歸座す一代要記・東寺長者補任・園太暦康永三年。

四年丙申、春正月庚午の朔、神木の遷座を以て、元會に、簾を垂れ、樂を徹し、小朝拜・國栖奏を罷む。七日丙子、白馬節、簾を垂れ、樂を徹し、國栖・坊家の奏を罷む園太暦貞和三年。八日丁丑、御齋會を罷む興福寺略年代記・園太暦貞和三年。十一日庚辰、除目を罷む園太暦貞和三年。十三日壬午、土御門殿成りて、本院、徙御す歴代皇紀。十六日乙酉、踏歌節、簾を垂れ、殿に御せず、樂を徹す園太暦貞和三年。二十二日辛卯、新陽明門院崩ず歴代皇紀。二月十六日乙卯、盜、大學寮の孔廟の杉木障子を取る帝王編年記。三月己巳の朔、三島社火く歴代皇紀。二十六日甲午、玄輝門院に衣笠殿に覲ゆ。夏四月二十二日庚申、盜、日吉の神輿の裝飾を取る帝王編年記。六月十八日乙卯、關白家基罷む公卿補任・歴代皇紀。十九日丙辰、家基薨ず一代要記・帝王編年記・公卿補任。秋七月三日庚午、神木の故を以て、法勝寺の八講を罷む園太暦貞和三年。二十四日辛卯、左大臣藤原兼忠を以て關白となす公卿補任・一代要記・歴代皇紀・帝王編年記。八月十一日丁未、準三宮喜子内親王を號して昭慶門院と曰ふ歴代皇紀。二十八日甲子、内侍所の臨時神樂す。丙寅の晦、安樂壽院の法華堂火く帝王編年記。九月十六日壬午、大乘院の僧慈信が檢校職を奪ひて、之を一乘院の僧覺意に付す興福寺略年代記。二十三日己丑、將に本殿を修めんとして、別殿に遷御す帝王編年記。冬十二月二十五日己未、關白兼忠、左大臣を罷む。二十七日辛酉、右大

臣藤原兼基を以て左大臣となし、內大臣藤原師敎を右大臣となし、準大臣源定實を內大臣となす公卿補任・帝王編年記。

五年丁酉、春正月乙丑の朔、神木の遷座を以て、元會に、殿に御せず、樂を徹し、小朝拜・國栖奏を罷む。五日己巳、敍位を罷む。七日辛未、白馬節、樂を徹し、國栖・坊家の奏を罷む圓太曆貞和三年。興福寺の僧徒、大乘院慈信が檢校職を奪ひて、一乘院覺位に付したるを以て、神人をして藏人平信忠が宅を毀たしむ興福寺略年代記。八日壬申、御齋會を罷む興福寺略年代記・圓太曆貞和三年。十四日戊寅、內論義を罷む。十六日庚辰、踏歌節、簾を垂れ、殿に御せず、樂を徹し、國栖奏を罷む圓太曆貞和三年。二月十五日戊申、法金剛院を慶す歷代皇紀。興福寺、常樂會を罷む興福寺略年代記。夏四月癸巳の朔、日、之を食することあり東寺長者補任。十八日庚戌、冷泉富小路殿火く一代要記・歷代皇紀・皇年代略記。天皇、之を春日殿に避け帝王編年記・歷代皇紀。是の夜、土御門東洞院殿に遷り歷代皇紀。廢朝すること三日。二十日壬子、吉田祭を罷む帝王編年記。二十八日庚申、二條高倉殿に遷御す歷代皇紀。五月十二日甲戌、奈良、雹の圍八寸許なるを雨らす興福寺略年代記。十七日乙卯、夜、盜、禁中に入る、之を捕獲す歷代皇紀。六月五日丙申、禁中火けたるを以て、幣を十三社に奉る帝王編年記。十四日乙巳、北條貞時、地頭を一乘院の領地に置く歷代皇紀・興福寺略年代記。十九日庚戌、多武峯の神人、一乘院の領地に地頭を置きたるを訴ふるを以て、神寶を奉じて京に入る皇年代略記・皇代略記○歷代皇紀に、神寶を神木に作れり。神寶の歸座は、今、考ふる所なし。是の月、北條宗方、來りて六波羅の北方に居る。秋七月、北時宗宣、來りて六波羅の南方

に居る將軍執權次第。　八月十二日癸卯、權大納言兼右近衞大將藤原家教罷む公卿補任○歷代皇紀・帝王編年記に、十三日に係けたり。　二十一日壬子、春日の神木、歸座す興福寺略年代記・歷代皇紀・園太曆貞和三年。　二十五日丙辰、大納言藤原公衡、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。　冬十月十六日丙午、內大臣源定實罷む。權大納言源通雄を以て內大臣となし、前權大納言源通賴を大臣に準ず公卿補任・帝王編年記を參取す○一代要記に、通雄を五月の任に作れるは誤なり。　十八日戊申、北條貞時、一乘院の領地の地頭を罷む興福寺略年代記。　閏十一月己丑の朔、日、南至す、宴を羣臣に賜ふ歷代皇紀・皇年代略記。　二十七日乙卯、富小路殿を造る歷代皇紀。　十二月十七日乙亥、內大臣源通雄、右近衞大將を罷め、右大臣藤原師教、左近衞大將を兼ぬ公卿補任・帝王編年記。

六年戊戌、春正月七日乙未、六波羅、前權中納言藤原爲兼・八幡執行聖信・白毫寺妙智房を捕ふ興福寺略年代記。　三月十六日癸卯、六波羅、藤原爲兼を佐渡に流す公卿補任・一代要記○保曆間記に、二月に係けたり。　夏四月二十九日乙酉、右大臣藤原師教、左近衞大將を罷む。五月二十三日戊申、權大納言藤原冬平、左近衞大將を兼ぬ。六月十二日丁卯、內大臣源通雄罷む。二十三日戊寅、大納言藤原公衡を以て內大臣となす公卿補任・歷代皇紀。　秋七月十九日甲辰、衣笠殿に如く帝王編年記。　二十二日丁未、天皇、位を皇太子に讓る。尊號を上りて太上天皇と曰ふ帝王編年記・皇年代略記・皇胤紹運錄・皇代記・皇代略記。　二條高倉殿に徙御す園太曆貞和四年。　帝、北條時宗が力を藉り、次を踰えて立つことを得たり增鏡。　後復詭詞を以て北條貞時を嚇す。是に由りて、富仁親王も亦立ちて儲貳となることを得たり梅松論。　後伏見帝位に卽きて、上皇、政を院中に聽く神皇正統記。

後伏見天皇

後二條帝の登極に及びて、中院と稱す。増鏡。延慶元年、富仁親王、踐祚す、是を花園帝となす。上皇、再び政を聽く。神皇正統記・歷代皇紀。應長元年正月、常盤井殿に徙る。歷代皇紀。正和二年十月、機務を後伏見上皇に屬し、増鏡・神皇正統記。移りて伏見殿に居り、幽間にして日を度る。増鏡。薙髮す。法名は素融。一代要記・歷代皇紀・帝王編年記・皇年代略記。乾元元年三月、持明院に徙り、歷代皇紀。文保元年九月丙寅、持明院に崩ず。伏見帝御中陰記・帝王編年記・皇代記・皇胤紹運錄・醍醐報恩院文書。年五十三。帝王編年記・神皇正統記に、五十に作れるは誤なり。○深草に火葬して、伏見帝御中陰記・皇年代略記。御骨を後深草帝の法華堂に祔し。伏見帝御中陰記。伏見院と稱す。一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。帝、和歌を善くし、書に工なり。増鏡。藤原爲兼に命じて、萬葉集以下の和歌を選ばしめて、伏見帝御記・増鏡。玉葉和歌集と曰ふ。増鏡・拾芥鈔。初め、帝、北條時宗が爲に援立せられたり。因て、時宗が子貞時と謀りて、後伏見帝を立てしに、後宇多上皇、其の先帝の詔に違ふを譏む。貞時、遂に議定して、後深草・龜山二帝の後を迭立せしめ、限るに十年を以てしたれば、終に元弘の亂を馴致せりと云ふ。神皇正統記・梅松論を參取す。

譯文大日本史卷の六十四終

譯文大日本史卷の六十五

本紀第六十五

後伏見天皇

後伏見天皇、諱は胤仁、伏見帝の第一子なり。母は準三宮藤原氏神皇正統記・一代要記・歴代皇紀・帝王編年記。正應元年三月三日戊子、生れ帝王編年記・一代要記・皇代記・増鏡○皇胤紹運錄一本・歴代皇紀・皇年代略記に、二月に作れり。永福門院の爲に子養せられ皇胤紹運錄・帝王編年記・皇年代略記・増鏡。八月、親王となり、二年四月、立ちて皇太子となり皇胤紹運錄・一代要記・歴代皇紀・皇代記。三年十月、袴を著皇胤紹運錄・皇年代略記・皇代記。永仁二年六月、始て孝經を讀む皇年代略記・皇代記。六年七月二十二日丁未、皇太子、二條富小路殿に受禪し一代要記・帝王編年記・公卿補任・増鏡。富小路殿は、毘沙門堂所藏記・園太暦貞和四年に據る。關白兼忠を以て攝政せしむ。左大臣藤原兼基・右大臣藤原師教・内大臣兼右近衞大將藤原公衡・權大納言兼左近衞大將藤原冬平・並に故の如し公卿補任・一代要記。八月三日丁巳、伏見天皇を尊びて太上天皇と曰ふ皇胤紹運錄・帝王編年記・歴代皇紀・皇代記。十日甲子、皇從祖兄邦治親王を立てゝ皇太子となし一代要記・歴代皇紀・皇代記・増鏡○帝王編年記に、七月に作れるは誤なり。左大臣藤原兼基を以て傅となす公卿補任・一代要記。十七日辛未、二條高倉殿に遷御す園太暦貞和四年。二十一日乙亥、上皇の中宮に號を上りて永福門院と曰ふ公卿補任・女院小傳・歴代皇紀○帝王編年記に、七月に係けたるは誤なり。九月十九日癸卯、延暦寺火く歴代皇紀・皇年代略記・皇代略記。二十一日乙巳、内大臣藤原公衡・右近衞大將を罷め公卿補任。二十五日己酉、權大納言藤原内實、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・一代要記・歴代

後伏見天皇

皇紀。冬十月十三日丁卯、天皇、位に太政官廳に卽く。時に年十一天祚禮祀職掌錄・帝王編年記・一代要記・歷代皇紀・皇年代略記。二十五日己卯、御禊し、十一月二十日癸卯、大嘗す帝王編年記・一代要記・歷代皇紀・皇年代略記・皇代記。十二月二十日癸酉、攝政兼忠罷む。左大臣藤原兼基を以て攝政せしむ公卿補任・帝王編年記・一代要記・歷代皇紀。是の月、彗星見る興福寺略年代記。

正安元年己亥、夏四月十四日甲子、攝政兼基、左大臣を罷む公卿補任・帝王編年記・歷代皇紀。二十五日乙亥、改元す帝王編年記・一代要記・歷代皇紀・皇年代略記・皇代記。二十六日丙子、右大臣藤原師敎を以て左大臣となし、內大臣藤原公衡を右大臣となし、權大納言藤原冬平を內大臣となす公卿補任・一代要記・帝王編年記○歷代皇紀に、二十四日に作れり。六月二日辛亥、前內大臣藤原公守を以て太政大臣となす。秋八月二十九日丁丑、內大臣藤原冬平、左近衞大將を罷む。冬十月十三日辛酉、太政大臣公守罷む公卿補任・帝王編年記・歷代皇紀。十九日丁卯、右大臣藤原公衡が北山第に行幸す帝王編年記。十一月二十一日戊戌、兼基を以て太政大臣となし、攝政は、舊に仍る公卿補任・一代要記。二十七日甲辰、攝政兼基が二條第に行幸す帝王編年記○歷代皇紀に、本月五日、玄輝門院、二條殿に移ると。此に據れば、則ち二條殿は門院の居る所にして、本書と異なり。十二月二十日丁卯、右大臣藤原公衡罷む公卿補任・帝王編年記○歷代皇紀に、二十三日に作れり。二十七日甲戌、前內大臣藤原公孝を以て右大臣となす公卿補任・帝王編年記・一代要記・歷代皇紀。是の年、元僧一寧、博多に來りたれば、伊豆に編置す濟北集。

二年庚子、春正月三日庚辰、天皇、元服を加ふ歷代皇紀・皇胤紹運錄・帝王編年記・一代要記・增鏡○公卿補任に、十三日となせり。五日壬午、權大納言兼右近衞大將藤原內實、左近衞大將に轉じ、權大納言藤原家平、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・帝王編年記・一代要記・歷代皇紀。十一日戊子、本院・新院に富小路殿に覲ゆ帝王編年記・一代要記・歷代皇紀。二月丁未の朔、日、之

を食することあり帝王編年記。三月八日甲申、新院の居る所の常盤井殿火く歴代皇紀・皇年代略記・園太暦文和二年〇一代要記に、九日に作れり。夏五月三日戊寅、攝政兼基、太政大臣を罷む公卿補任・一代要記〇歴代皇紀に、四月十九日に係け、帝王編年記には、九月三日。六月十日甲寅、四隅四界祭を修す。二十二日丙寅、幣を伊勢以下五社に奉りて、疾疫を禳ふ園太暦貞和元年。秋閏七月三日丙午、西大寺の僧叡尊に號を興正菩薩と賜ふ東大寺尊勝院所藏敕書・帝王編年記・皇代記。菩薩の號を賜ふこと、此に始る〇按ずるに、元亨釋書行基傳に曰く、號を大菩薩と賜ふと。然れども、續日本紀に據るに、時人の稱せし所にして、朝に出でしにあらざれば、今、此を始となす。冬十一月二十一日壬戌、興福寺を慶するを以て、幣を三社に奉る帝王編年記。十二月十六日丁亥、攝政兼基を以て關白となす公卿補任・一代要記・歴代皇紀。

三年辛丑、春正月壬寅の朔、雨ふりて、朝を受けず歴代皇紀。二十一日壬戌、天皇、位を皇太子に禪り帝王編年記・一代要記・歴代皇紀・皇年代略記・公卿補任。二條富小路殿に徙御す毘沙門堂所藏記・園太暦貞和四年。尊號を上りて太上天皇と曰ひ帝王編年記・皇年代略記・增鏡。新院と稱す。後醍醐帝、位に卽くに及びて、更に本院と稱す增鏡。正和二年、伏見帝、薙髮し一代要記・歴代皇紀。上皇、專ら政事を裁す歴代皇紀・增鏡。初め上皇在位の時、北條貞時、後深草・龜山の兩宗迭立の策を定め、限るに十年を以てせり梅松論。元亨元年十月に至り、上皇、石淸水宮に祈りて、皇子量仁親王を以て東宮に居かんとす。嘉暦元年、量仁、立ちて皇太子となる。上皇、又賀茂社に祈るに、皇太子早く大統を承けんことを以てす御伏見帝御願書。元弘元年、後醍醐帝、笠置山に幸するや、北條高時、皇太子を奉じて踐祚せしむ。上皇、常盤井殿に御して增鏡・太平記。又政事を決す神皇正統記・增鏡。三年三月、赤松則村、後醍醐帝の詔を奉じて、來り攻む。上皇、光嚴帝・花園帝と、六波

羅に徙御し、敕して、諸方の兵を徵す。五月、足利尊氏、京師に到る。上皇、以爲らく、我を助くるならんと。既にして、尊氏、後醍醐帝の詔を奉じて、六波羅を攻む。上皇、大に驚き、圍を突きて東に出で増鏡・太平記。伊吹の太平護國寺に幸し、留ること十八日にして、京師に歸る皇年代略記。六月、持明院に薙髮す。法名は理覺、後、行覺と改む皇代記・皇年代略記。延元元年四月六日壬午、法皇、持明院殿に崩ず。年四十九皇胤紹運錄・皇年代略記・皇代記・帝王編年記。嵯峨野に火葬して、遺骨を深草法華堂に奉安す皇代記・皇年代略記。遺詔して、後伏見院と稱せしむ皇年代略記・皇代略記。

譯文大日本史卷の六十五終

譯文大日本史卷の六十六

本紀第六十六

後二條天皇

後二條天皇、諱は邦治、後宇多帝の第一子なり。母は西華門院〔神皇正統記・一代要記・歴代皇紀・皇年代略記。〕弘安八年二月二日乙巳、生れ〔一代要記・皇代記・帝王編年記○歴代皇紀・皇年代略記・皇代略記・皇胤紹運錄に、三月一日に作れり。〕九年十月、親王となり〔一代要記・歴代皇紀・皇年代略記。〕永仁六年六月、冷泉萬里小路殿に冠す。七月、後伏見天皇、登祚し、八月、立ちて皇太子となる〔一代要記・歴代皇紀・皇代記・皇年代略記・增鏡。冷泉萬里小路殿は、皇代記に據る。〕正安三年正月二十一日壬戌、皇太子、二條高倉殿に受禪す〔一代要記・歴代皇紀・皇年代略記・公卿補任。二條高倉殿は、毘沙門堂所藏記・園太曆貞和四年に據る。〕關白兼基・左大臣藤原師敎・右大臣藤原公孝・內大臣藤原冬平・權大納言兼左近衞大將藤原內實・權大納言兼右近衞大將藤原家平、並に故の如し〔公卿補任・一代要記・歴代皇紀。〕二十八日己巳、後伏見天皇を尊びて太上天皇と曰ふ〔歴代皇紀・帝王編年記・皇年代略記○繼塵記に、二十九日に作れり。〕二月十二日壬午、前右大臣藤原公衡が北山第に行幸して、方忌を避く〔行幸部類記。公衡は、尊卑分脈・公卿補任に據る。〕十七日丁亥、最勝光院火く〔帝王編年記。〕三月十九日己未、準三宮藤原瑛子を號して昭訓門院と曰ふ〔女院小傳・後宮略傳、院號定部類記に藤原實躬記を引ける。〕二十四日甲子、天皇、位に太政官廳に卽く。時に年十七〔天祚禮祀職掌錄・一代要記・歴代皇紀・皇年代略記。〕夏四月五日甲戌、興福寺の僧徒、大和國の民と爭ふを以て、春日の神木を金堂に遷す〔興福寺略年代記。〕六月二日庚午、前內大臣

後二條天皇

源定實を以て太政大臣となす（公卿補任・一代要記・歷代皇紀。） 是の月、北條基時、來りて六波羅の北方に居る（將軍執權次第。） 秋七月三日庚子、法勝寺の八講を罷む（園太曆・貞和三年。） 八月十五日辛巳、皇從祖弟富仁を以て親王となす（一代要記・歷代皇紀・皇代記・增鏡。） 二十四日庚寅、富仁親王を立てゝ皇太子となし（一代要記・歷代皇紀・皇代記・萬一記・增鏡。） 左大臣藤原師敎を以て傳となす（公卿補任・一代要記。） 二十五日辛卯、前攝政兼忠薨ず（公卿補任・歷代皇紀。） 九月二十日丙辰、大和國の民、二上山に據りて亂を作したれば、兵を發して之を討ちしに、賊逃走せり。 丙寅の晦、神木、歸座す。 冬十月二十五日丁卯、大和國の民、春日四社の神鏡各二、若宮の神鏡十を掠めて、又二上山に據る。 官符して、大和の兵士及び興福寺の僧徒を發して之を討ちしに、賊、誅に伏しぬ（興福寺略年代記。） 二十八日甲午、御禊し（一代要記・歷代皇紀・皇年代略記・增鏡。） 十一月二十日乙卯、大嘗す（一代要記・吉續記・歷代皇紀・皇年代略記・東寺長者補任。） 十二月丙寅の朔、春日の神鏡を竊めるものを索め、幣を春日社に奉る。 十日乙亥、北條貞時奏すらく、元兵、薩摩の子敷島に寇せりと（吉續記。） 二十七日壬辰、悉く神鏡を獲て、春日社に還し藏む（興福寺略年代記。）

乾元元年壬寅、春正月二十日乙卯、準三宮瑞子女王を號して永嘉門院と曰ふ（女院小傳・貴女鈔・歷代皇紀、院號定部類記に藤原實躬記を引ける○後宮略傳に、五月に係けたり。） 三月十五日己酉、準三宮瑛子內親王を號して陽德門院と曰ふ（歷代皇紀・女院小傳、院號定部類記に藤原實躬記を引ける。） 興福寺の僧、事を訴ふるを以て、春日の神木を金堂に遷す（歷代皇紀・興福寺略年代記を參取す。） 二十六日庚申、中院、持明院に徙御す（歷代皇紀。） 僧徒、神木を奉じて泉の木津に至る（歷代皇紀・興福寺略年代記。） 夏六月十六日己卯、禪林寺法皇に龜山殿に覲え（增鏡。） 皇弟尊治・皇子邦良を以て親王となす（歷代皇紀・皇代記・皇年代略記。邦良は、紹運要略に據る○公卿補任に、

十七日に作れり。 二十八日辛卯、神木、歸座す歷代皇紀・興福寺略年代記。 秋七月八日庚子、大風雨水ありて、泉の木津橋、長谷寺の堂舍、漂流す興福寺略年代記。 二十七日己未、玄輝門院の居る所火く歷代皇紀。 是の月、太政大臣定實罷む公卿補任○一代要記に、四月六日に作れり。 金澤貞顯、來りて六波羅の南方に居る平氏系圖・將軍執權次第。 八月二十八日己丑、藤原忻子を以て女御となす女院小傳・歷代皇紀。 冬十月五日乙丑、北條貞時が子菊壽麻呂が死を以て、事を奏せざること七日吉續記・園太曆貞和元年。 十一月二十一日庚戌、改元す吉續記・公卿補任・一代要記・皇年代略記・皇代記。 二十二日辛亥、右大臣藤原公孝を以て太政大臣となし、內大臣藤原冬平を右大臣となし、權大納言藤原內實を內大臣となす吉續記・公卿補任・一代要記・歷代皇紀。 十二月二十九日戊子、興福寺の僧徒、事を訴ふるを以て、春日の神木を移殿に遷す興福寺略年代記・園太曆貞和二年○吉續記に、晦に係けたり。

嘉元元年癸卯、春正月庚寅の朔、天皇、疱瘡を患へ、神木京に在るを以て、元會に、殿に御せず、樂を撤し、小朝拜・國栖奏を罷む吉續記。公卿補任・園太曆貞和三年を參取す。 五日甲午、敘位を罷む吉續記・公卿補任・園太曆文和二年。 七日丙申、白馬節、殿に御せず、樂を撤し、國栖奏を罷む。 八日丁酉、御齋會を罷む。 十六日乙巳、踏歌節、樂を徹し、國栖奏を罷む園太曆貞和三年。 十九日戊申、神木、歸座す吉續記・園太曆貞和三年・興福寺略年代記。 二月二十三日壬午、日吉の八王子・三宮火く今出河內相府記・日吉叡山行幸記。 夏四月三日辛酉、禪林寺法皇、東大寺に幸す。 四日壬戌、春日社に幸し、遂に興福寺に幸す興福寺略年代記○還宮の日闕けたり。 十一日己巳、興福寺の僧徒、事を訴ふるを以て、春日の神木を金堂に遷す園太曆貞和四年○興福寺略年代記に、十日に作れり。 閏月五日癸巳、內大臣藤原內實、左近衛大

將を罷め、權大納言兼右近衛大將藤原家平、左近衛大將に轉じ、權大納言藤原道平、右近衛大將を兼ぬ。公卿補任。　十六日甲辰、神木、歸座す。興福寺略年代記。　是の月、藤原爲兼を召し還すに、公卿補任・冷泉家系圖○一代要記二月十一日還任に作れり。六月丙辰の晦、春日社の神廚火けて、第四殿の神鏡を失ふ。興福寺略年代記。　秋七月三日己丑、法勝寺の八講を罷む。園太曆貞和三年。　六日壬戌、大般若經を興福寺に頓寫せしめて、雨を祈り、十三日己巳、又祈る。興福寺略年代記。　八月五日庚寅、改元す。一代要記・皇年代略記・皇代記・東寺長者補任・將軍執權次第。　十七日壬寅、春日社の第四殿の神鏡の失せたることを占ひ、使を遣はして、社庫に藏めたる所の神鏡を以て之に代へしむ。　十九日甲辰、興福寺の僧徒、春日の神木を遷して、延曆寺の僧の河內・坂田の二莊の稅を侵奪したるを訴へたれば、敕して、延曆寺の僧慈俊・賴俊等を流す。女院小傳・歷代皇紀○後宮略傳。　九月十四日己巳、神木、歸座す。興福寺略年代記。　二十四日己卯、女御藤原忻子を立てゝ中宮となす。公卿補任に、二十八日に作れり。　冬十二月十九日壬寅、新後撰和歌集成る。尊卑分脈・冷泉家系圖○拾芥鈔に、二年に作れり。

二年甲辰、春正月二十一日甲戌、東二條院崩ず。公卿補任・一代要記・園太曆延文二年○諸書に、葬闕けたり。　三月十三日乙丑、太政大臣公孝罷む。公卿補任・一代要記・歷代皇紀。　夏六月六日丁亥、祇園の神輿を萬里小路殿に避け、八日己丑、宮に還る。園太曆康永三年。　二十八日己酉、興福寺の僧徒、生駒莊の地頭を逐ふ。北條貞時、首事者を流し、地頭を補す。興福寺略年代記。　秋七月三日癸丑、法勝寺の八講を罷む。園太曆貞和三年。　十六日丙寅、本院崩ず。公卿補任・東寺長者補任・石淸水善法寺文書・興福寺略年代記。　十七日丁卯、後深草天皇を葬る。增鏡。　是の月、春日山の木、多く枯る。八月七日丁亥、夜、

大風雨して光怪あり、日の如きもの五、春日山より出で、西北に向ひて飛ぶ興福寺略年代記。二十四日甲辰、石清水の神人宗永等、姓闕けたり。神宮寺に據りて、衆を聚む石清水善法寺文書・園太暦貞和三年。二十七日丁未、釋奠、大喪なるを以て宴穩座・竪義・百度座を罷む園太暦貞和三年。九月十三日壬戌、石清水の社務妙清、宗永等を捕へたるに、神人五人、廊内に自殺せり石清水善法寺文書。日は、園太暦貞和三年に據る○本書に、三日に作れり。二十五日甲戌、興福寺の請を以て、生駒莊の地頭職を罷む歴代皇紀・興福寺略年代記に、二十六日に作れり。二十八日丁丑、夜、葛城山に光あり歴代皇紀○興福寺略年代記に、二十九日に作れり。冬十月二十五日甲辰、公卿を春日社に遣はして、神樂を奏せしむ興福寺略年代記。戊申の晦、準大臣源通頼罷む公卿補任。十一月北條時範、來りて六波羅の北方に居る平氏系圖。十二月十七日乙未、内大臣藤原内實薨ず公卿補任・一代要記・歴代皇紀。

三年乙巳、春正月十六日癸亥、禪林寺法皇、興福寺に幸し、十九日丙寅、宮に還る興福寺略年代記。二十九日丙子、權大納言藤原家平を以て内大臣となす公卿補任・一代要記・歴代皇紀。二月丙午の晦、京師に酒を沽ることを禁ず興福寺略年代記。三月五日辛亥、二條殿に覲え○本書に、某上皇と曰はず。今、考ふる所なし。蓋し大覺寺上皇ならん。六日壬子、群書治要を講ずるを聽き、七日癸丑、蹴鞠・詩歌合し、八日甲寅、宮に還る園太暦康永三年。九日乙卯、地震ふ一代要記。十三日己巳、中院、春日社に幸す○還宮の日闕けたり。夏四月六日壬午、興福寺の僧徒、火を放ちて達磨寺を燒く興福寺略年代記。十二日戊子、關白兼基罷む。左大臣藤原師教を以て關白となす公卿補任・歴代皇紀。二十三日己亥、北條宗方、征夷大將軍久明親王の命を矯めて、北條時村を殺す。五月四日己酉、北條貞時、

後二條天皇

北條宗方を誅す一代要記・歴代皇紀・保曆間記・興福寺略年代記・園太曆觀應二年を參取す。 秋七月十二日丁巳、前太政大臣公孝薨ず公卿補任・一代要記・歴代皇紀。 九月十五日己未、禪林寺法皇崩ず皇年代略記・龜山帝御葬禮記・公卿補任・增鏡・興福寺略年代記○東寺長者補任に、十四日に作れるは誤なり。 十七日辛酉、龜山天皇を葬る龜山帝御葬禮記・增鏡。 冬閏十二月十七日己未、關白師教、左大臣を罷む。 二十一日癸亥、右大臣藤原冬平を以て左大臣となし、內大臣藤原家平を右大臣となし、準大臣藤原實家を內大臣となす公卿補任・歴代皇紀。

德治元年丙午、春三月庚子の晦、前太政大臣定實薨ず。 夏四月十四日甲寅、右大臣藤原家平、左近衞大將を罷め公卿補任。 權大納言兼右近衞大將藤原道平、左近衞大將に轉じ、大納言源具守、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・一代要記。 五月、等身十一面觀音の像を興福寺に慶して、雨を祈る興福寺略年代記。 六月六日乙巳、祇園の神輿を萬里小路殿に避け、七日丙午、宮に還る園太曆康永三年。 是の月、內大臣藤原實家罷む公卿補任。 秋九月十二日庚辰、龜山天皇の周忌なるを以て、非常赦す繼塵記。 冬十一月八日乙亥、熊野社火く一代要記。 十二月六日壬寅、前內大臣藤原實家を以て太政大臣となし、權大納言藤原道平を內大臣となす公卿補任・一代要記○歴代皇紀に、二十六日に作れり。 十四日庚戌、改元す一代要記・歴代皇紀・皇年代略記・興福寺略年代記・東寺長者補任。 二十二日戊午、奬子內親王を卜定して齋宮となす後宮略傳・女院小傳。 關白師教、皇太子傅を罷む。 左大臣藤原冬平を以て傅を兼ねしむ公卿補任。 二十九日乙丑、二條富小路殿火く園太曆文和二年○公卿補任に、二十八日に作れり。

二年丁未、春正月十二日戊寅、結緣灌頂を石淸水宮に修し、著して式となす仁和寺御傳・東寺長者補任。

三月二日丙寅、關東、地大に震ふ一代要記。 夏四月三日丁酉、內大臣藤原道平、左近衞大將を罷め、權大納言藤原經平、左近衞大將を兼ぬ公卿補任・歷代皇紀。 六月二十二日乙卯、准三宮譽子內親王を號して章義門院と曰ふ後宮略傳、院號定部類記に藤原實躬記を引ける○歷代皇紀に、四月に作れり。 秋七月二十四日丙戌、遊義門院崩ず公卿補任・女院小傳・園太曆文和元年○後宮略傳に、二十六日に作り、一代要記・東寺長者補任には、二十五日。 二十六日戊子、遊義門院を葬る園太曆文和元年。 二十七日己丑、一院、薙髮す仁和寺御傳○公卿補任・一代要記・興福寺略年代記に、二十六日に係けたり。 冬十一月二十日辛巳、一院、東大寺に幸す歷代皇紀・東寺長者補任○一代要記・興福寺略年代記に、二十一日に作れり。 二十二日癸未、春日社に幸し、遂に興福寺に幸し、二十三日甲申、宮に還る。 十二月十五日丙午、興福寺の僧徒、春日の神木を奉じて、前備中守賴綱姓闕けたり。達磨寺の僧仙海等が事を訴ふ。 兵を宇治に遣はし、橋を撤して之を防がしむ。 十九日庚戌、前權中納言藤原雅藤を遣はし、院宣を下して、防禦の兵を罷めしむ興福寺略年代記。 二十日辛亥、神木、法成寺に入る歷代皇紀・興福寺略年代記。 公卿、相率ゐて奉迎す興福寺略年代記。

三年戊申、春正月、神木京に在るを以て、敍位・御齋會を罷め歷代皇紀。興福寺略年代記を參取す。 宸筆の敕諭を興福寺の僧徒に下す興福寺略年代記。 二月三日癸巳、東寺の故僧正益信に號を本覺大師と賜ふ一代要記・東寺長者補任、仁和寺諸院家傳に德治記を引けるを參取す。 秋七月十二日己巳、是より先、興福寺の訴を以て、前備中守賴綱を尾張に、僧仙海を參河に流し、院宣を下して、僧徒を諭す興福寺略年代記。 是に至りて、神木、歸座す公卿補任・歷代皇紀・興福寺略年代記。 八月四日庚寅、征夷大將軍式部卿久明親王、北條貞時が爲に逐はれて、京に歸る歷代皇紀・皇年代略記・皇代略記○

將軍執權次第に、七月十九日に作れるは、蓋し鎌倉を發したる日ならん。十日丙申、守邦王を以て征夷大將軍となす歴代皇紀〇保暦間記に、二十七日に作れり。二十三日乙酉、日吉の聖眞子・客人の社火く歴代皇紀・皇年代略記。是の月、不豫歴代皇紀・增鏡。二十三日庚戌、大漸增鏡。二十五日辛亥、天皇、二條高倉殿に崩ず。年二十四一代要記・歴代皇紀・皇年代略記〇皇代略記・東寺長者補任・保暦間記・將軍執權次第に、二十六日に作れり。北白河殿に葬り一代要記・皇代記。後二條院と稱す歴代皇紀・皇胤紹運錄・公卿補任・增鏡。帝、卽位の日、右近衛中將藤原家定、御劍を奉じ、倒に內侍に授けしを、世以て不祥となせり增鏡。

譯文大日本史卷の六十六終

譯文大日本史卷の六十七

本紀第六十七

花園天皇

花園天皇、諱は富仁、伏見帝の第三子なり神皇正統記○一代要記・歷代皇紀・皇年代略記・保曆間記・增鏡に、第二子に作れり。蓋し、立ちて皇太子となり、兄寛性法親王を越えたるを以て第二となせるならん。母は顯親門院歷代皇紀・皇胤紹運錄・興福寺略年代記・增鏡。永仁五年七月二十五日丙戌、生れ歷代皇紀・皇代記・皇年代略記○一代要記に、二十六日に作れり。後伏見帝、養ひて子となす公卿補任・皇代略記・增鏡。正安三年八月、袴を著皇年代略記。親王となり、遂に立ちて皇太子となり皇年代略記・皇代略記。嘉元元年十二月、始て孝經を讀む皇年代略記。德治三年八月、後二條帝崩ず。二十六日壬子、皇太子、土御門東洞院殿に踐祚し公卿補任・毘沙門堂所藏記・園太曆貞和四年○增鏡に、正親町殿に踐祚すに作れり。關白師教を以て攝政せしむ。太政大臣實家・左大臣藤原冬平・右大臣藤原家平・內大臣藤原道平・權大納言兼左近衞大將藤原經平・大納言兼右近衞大將源具守、並に故の如し公卿補任・一代要記・歷代皇紀。二十八日甲寅、後二條天皇を葬る皇代記。九月十九日甲辰、皇從祖兄三品太宰帥中務卿尊治親王を立て、皇太子となし皇代記・皇年代略記・增鏡○歷代皇紀に、或は十月に作れり。左大臣藤原冬平を以て傅となす一代要記。冬十月九日甲子、延慶と改元す公卿補任・一代要記・興福寺略年代記・園太曆文和元年。十九日甲戌、征夷大將軍守邦王を以て親王となす歷代皇紀。二十四日己卯、延曆寺の訴を以て、益信が賜號を罷む一代要記。十一月十日乙未、攝政師教罷む公卿補任・歷代皇紀○一代要記に、九日に作れり。左大臣藤原

冬平を以て攝政せしむ歷代皇紀・興福寺略年代記○公卿補任に、十一日に作れり。　十六日辛丑、天皇、位に太政官廳に卽く一代要記・歷代皇紀・天祚禮祀職掌錄・興福寺略年代記○增鏡に、十二日に作れり。　時に年十二一代要記・歷代皇紀。　二十九日甲寅、前內大臣源通基薨ず公卿補任・歷代皇紀。

十二月丙辰の朔、上皇の所生準三宮源基子を號して西華門院と曰ふ貴女鈔、院號定部類記に藤原實躬記を引ける○後宮略傳に、四日に作り、歷代皇紀には、二日。　是の月、北條貞房、來りて六波羅の北方に居る武家補任○將軍執權次第に、十一日に作れり。

二年己酉、春正月十三日丁酉、準母藤原寧子を號して廣義門院と曰ふ女院小傳・貴女鈔・歷代皇紀、院號定部類記に藤原實躬記を引ける。　二十一日乙巳、宇佐八幡宮火く歷代皇紀。　二月三日丁巳、準三宮永子內親王を號して章善門院と曰ふ歷代皇紀、院號定部類記に藤原實躬記を引ける。　癸未の晦、東大寺の僧徒、八幡の神輿を奉じて、二條萬里小路殿に至り、益信が大師號を復せんことを請ふ園太曆康永三年。　之を東寺に遷す歷代皇紀・園太曆延文元年。　三月甲申の朔、太宰府言す、元兵、將に復入寇せんとすと歷代皇紀。　十四日丁酉、攝政冬平、左大臣を罷む。　十九日壬寅、前右大臣藤原公衡を以て左大臣となす公卿補任・歷代皇紀。　夏六月二十七日戊寅、準三宮瑺子內親王を號して朔平門院と曰ふ女院小傳・歷代皇紀、院號定部類記に藤原實躬記を引ける。　秋七月二十日庚子、益信が大師號を復す東寺長者補任○一代要記に、十九日に作れり。　二十八日戊申、延曆寺の僧徒、日吉の神輿を奉じて京に入る歷代皇紀・皇年代略記○本書に、其の故を載せず、且つ歸座を書せず。蓋し、益信が大師號を罷めんことを請へるならん。　八月七日丁巳、釋奠、宴穩座・竪義を罷む。　十一日辛酉、定考、宴穩座を罷む園太曆康永三年。　十五日乙丑、左大臣藤原公衡罷む歷代皇紀○公卿補任に、六月に作れり。　九月五日乙酉、東大寺八幡の神輿、歸座す歷代皇紀・東寺長者補任・園太曆康永三年。　冬十月六日乙卯、北條貞時が女の死したるを以て、事を奏せざること五日園太曆貞和元年。　十五日甲子、

太政大臣實家罷む公卿補任・歷代皇紀。 前内大臣藤原信嗣を以て太政大臣となす。右大臣藤原家平、左大臣に轉じ、内大臣藤原道平、右大臣となり、權大納言藤原經平、内大臣となる公卿補任・一代要記・歷代皇紀。 二十一日庚午、御禊す一代要記・歷代皇紀・皇胤紹運錄・皇年代略記○增鏡に、二十二日に作れるは誤なり。 二十四日癸酉、内大臣藤原經平、左近衞大將を罷め、大納言兼右近衞大將源具守、左近衞大將に轉じ、大納言藤原實泰、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・歷代皇紀。 十一月二十四日癸卯、大嘗す一代要記・歷代皇紀・皇年代略記・皇代略記・皇胤紹運錄○增鏡に、前月の御禊の下に係けたるは誤なり。 十二月五日甲寅、延暦寺の僧徒、日吉の七社の神輿を奉じて京に入り、益信が大師號を罷めんことを請ふ東寺長者補任○歷代皇紀に、九日に作れり。 十七日丙寅、方忌を避く毘沙門堂所藏記○本書に、地あらず。

三年庚戌、夏四月二十四日辛未、大納言源具守、左近衞大將を罷む公卿補任。 二十八日乙亥、前權大納言藤原兼敎、大臣に準じ、大納言兼右近衞大將藤原實泰、左近衞大將に轉じ、權大納言藤原公顯、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・歷代皇紀。 是の月、疾疫流行す。五月二十七日甲辰、四隅四界祭を修して、疾疫を禳ふ園太曆貞和元年。 六月二十八日甲戌、皇弟吉永を以て親王となす釋家官班記。 秋七月、北條時敦、來りて六波羅の南方に居る平氏系圖・將軍執權次第○系圖に曰く、後、北に移ると。然れども、年月を書せず。故に取らず。 冬十一月甲戌の朔、益信が大師號を罷む一代要記。 六日己卯、鎌倉、大火あり將軍執權次第。 癸卯の晦、日吉の神輿、歸座す歷代皇紀。 十二月十三日丙辰、太政大臣信嗣罷む公卿補任・歷代皇紀。 十五日戊午、冬平を以て太政大臣となす。攝政、舊の如し公卿補任・一代要記・歷代皇紀。 十九日壬戌、後二條中宮に號を上りて長樂門院と曰ふ女院小傳・後宮略傳・公卿補任○歷代皇紀・貴女鈔に、二月に作れり。 是の歲、

金澤貞顯、來りて六波羅の南方に居る将軍執權次第。

應長元年辛亥、春正月三日丙子、天皇、元服を紫宸殿に加ふ一代要記・歴代皇紀・増鏡。紫宸殿は、毘沙門堂所藏記に據る。五日戊寅、大風、屋を壞り沙を揚ぐ。七日庚辰、元服を加ふるを以て、輕繫を原す毘沙門堂所藏記。十四日丁亥、中院、常盤井殿に移御す歴代皇紀。三月十五日丁亥、攝政冬平を以て關白となす公卿補任・一代要記・歴代皇紀。二十日壬辰、前太政大臣信嗣薨ず公卿補任・園太曆。夏四月二十四日丙寅、關白冬平、太政大臣を罷む公卿補任・歴代皇紀。二十五日丁卯、使を伊勢已下九社に遣はして、疾疫を禳はしむ園太曆貞和元年。二十八日庚午、改元す公卿補任・一代要記・歴代皇紀・皇年代略記・園太曆貞和元年。秋九月二十三日辛酉、盜、鳥羽の寶藏の物を取る一代要記。二十六日甲子、相模守北條師時卒す将軍執權次第〇一代要記に、二十一日に作れり。冬十月二十六日癸巳、前相模守北條貞時卒す一代要記・歴代皇紀・保曆間記。十一月十一日戊申、宇治橋火く歴代皇紀。

正和元年壬子、春二月十三日己卯、權大納言兼右近衞大將藤原公顯罷む公卿補任・歴代皇紀〇一代要記に、三月に係けたり。三月二十日丙辰、改元す公卿補任・一代要記・皇年代略記・皇代略記。二十八日甲子、玉葉和歌集成る増鏡〇拾芥鈔に、二年八月に作れり。夏四月十二日丁丑、伊豆・駿河・武藏・下總の海水、赤きこと血の如く、數日にして故に復す濟北集。秋八月十日癸酉、權大納言藤原公茂、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・一代要記・歴代皇紀。二十五日戊子、興福寺の僧徒、事を訴ふるを以て、春日の神木を奉じて京に入る一代要記・歴代皇紀・皇年代略記。

二年癸丑、春正月五日丙申、神木京に在るを以て、敍位を罷む歴代皇紀。二月四日甲子、法琳寺

火く東寺長者補任。 三月十七日丁未、彗星、西方に見る歴代皇紀・皇年代略記。 秋七月十二日庚子、關白皇太子傅冬平罷む公卿補任・一代要記○歴代皇紀に、七日に作れり。 左大臣藤原家平を以て關白となす公卿補任・一代要記・歴代皇紀。 八月七日乙丑、大覺寺法皇、高野に幸す一代要記○歴代皇紀に、六日に作れり。 十六日甲戌、興福寺の訴を聽したるを以て、神木、歸座す一代要記・歴代皇紀・皇年代略記。 二十日戊寅、法皇、宮に還る一代要記。 九月十三日庚子、永嘉門院の居る所の鷹司萬里小路第火く歴代皇紀・皇年代略記。 冬十月十七日甲戌、中院、薙髪す公卿補任・一代要記・歴代皇紀。 十一月七日癸巳、右大臣藤原道平、皇太子傅を兼ぬ公卿補任・一代要記。 十二月二十日乙亥、關白家平、左大臣を罷む公卿補任・歴代皇紀。 二十六日辛巳、右大臣藤原道平を以て左大臣となし、內大臣藤原經平を右大臣となし、前大納言源具守を內大臣となす公卿補任・歴代皇紀・一代要記。

三年甲寅、春正月二日丁亥、中院・新院に常盤井殿に覲ゆ歴代皇紀・園太曆。 二月十四日戊辰、尊勝寺・最勝寺火く歴代皇紀。 三月十一日乙未、興福寺の僧徒、春日の神木を金堂に遷す○一代要記に、十二日に作り、歴代皇紀には、十三日。 十三日丁酉、後白河帝の忌辰なるを以て、輕繫を免ず園太曆貞和四年。 十七日辛丑、春日の神木、京に入る一代要記・歴代皇紀。 閏月四日戊午、石淸水の神人事を訴ふるを以て、神輿を奉じて富小路殿に至る。 天皇、之を常盤井殿に避け、神輿を東寺に遷して、廢朝す歴代皇紀・東寺雜鈔を參取す。 夏四月十三日丙申、神輿、歸座す歴代皇紀・皇年代略記・東寺雜鈔。 秋八月十三日乙未、神木、歸座す歴代皇紀・皇年代略記○一代要記に、十四日に作れり。 冬十二月二日壬午、內大臣源具守罷む公卿補任○歴代皇紀に、四年三月十三日に作れり。

花園天皇

四年乙卯、春正月二十二日辛未、富小路殿を造る園太暦貞和二年。二月二十四日壬寅、准三宮延子内親王を號して延明門院と曰ふ歴代皇紀。三月八日丙辰、鎌倉、大火あり一代要記・歴代皇紀・將軍執權次第。十三日辛酉、大納言藤原實泰を以て内大臣となす公卿補任・一代要記・歴代皇紀○園太暦觀應二年に、二十三日に作れり。夏四月戊寅の朔、日、蝕に當りたれども、陰雲ありて見えず歴代皇紀。五月二十一日戊辰、晴を丹生・貴布禰の社に祈る園太暦貞和三年。秋七月十五日辛酉、前相模守北條熙時卒す將軍執權次第○歴代皇紀に、十八日に作れり。二十日丙寅、内大臣藤原實泰、左近衞大將を罷む公卿補任・歴代皇紀。二十一日丁卯、權大納言兼右近衞大將藤原公茂、左近衞大將に轉じ、權大納言藤原家定、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・一代要記・歴代皇紀。是の月、疾疫流行す園太暦貞和三年。八月、北條維貞、來りて六波羅の南方に居る平氏系圖・將軍執權次第。九月二十一日丙寅、關白家平罷む。二十二日丁卯、前關白冬平を以て關白となす公卿補任・一代要記○歴代皇紀に、二十一日に作れり。二十五日庚午、前左大臣藤原公衡薨ず歴代皇紀・園太暦觀應二年。冬十二月十八日壬辰、東大寺の僧徒、八幡の神輿を奉じて禁中に至る、之を東寺に遷す。二十五日己亥、列見、宴穩座を罷む。二十六日庚子、神輿、歸座す園太暦康永三年。二十八日壬寅、北條高時、前權大納言藤原爲兼を六波羅に拘ふ一代要記・歴代皇紀。

五年丙辰、春正月五日己巳、敍位を罷む園太暦文和二年○本書に云ふ、神木の入洛を以て之を罷むと。然れども、前後に神木入京の文を見ず。今、考ふべからず。十九日癸亥、前内大臣源具守薨ず公卿補任。二月十五日戊子、大覺寺中の御所火く歴代皇紀・皇年代略記。秋八月二十三日癸巳、關白冬平罷む。左大臣兼皇太子傅藤原道平を以て關白となす公卿補任・一代要記・歴代皇紀。冬十月二十

一日庚寅、關白道平、左大臣を罷む公卿補任○一代要記に、二十二日に作れり。二十二日辛卯、右大臣藤原經平を以て左大臣となし、內大臣藤原實泰を右大臣となし、前權大納言藤原公顯を內大臣となす公卿補任・一代要記・歷代皇紀。閏月二十四日壬戌、盜、玄上を竊む歷代皇紀・皇年代略記。十一月戊辰の朔、日、南至し、公卿、表賀す朔旦冬至記に大外記貞校記を引ける。

文保元年丁巳、春正月三日辛未、地大に震ひ一代要記・歷代皇紀・東寺長者補任。五日癸酉、又震ひ、九日丁丑、又震ひ、戊戌の晦、又震ふ歷代皇紀。二月三日庚子、改元す歷代皇紀・皇年代略記・公卿補任・東寺長者補任。三月二日己巳、地震ひ、八日乙亥、又震ふ。丙申の晦、善統親王薨ず。夏四月十七日癸丑、又震ふ歷代皇紀。十九日乙卯、富小路殿成りて、二條殿より遷御す一代要記・園太曆貞和二年。五月十五日庚辰、地震ふ歷代皇紀。乙未の晦、興福寺の訴を以て、大納言藤原師信が姓を除く。六月十二日丁未、師信が姓を復す公卿補任。二十一日丙辰、右大臣藤原實泰罷む。內大臣藤原公顯を以て右大臣となし、權大納言藤原公茂を內大臣となす公卿補任・歷代皇紀○園太曆觀應二年に、二十六日に作れり。秋七月四日戊辰、地震ひ、二十二日丙戌、又震ふ。八月二十四日戊午、內大臣藤原公茂、左近衞大將を罷め歷代皇紀。權大納言藤原內經、左近衞大將を兼ぬ公卿補任・一代要記・歷代皇紀。九月三日丙寅、中院崩ず伏見帝御中陰記・一代要記・歷代皇紀・皇年代略記・增鏡。四日丁卯、伏見天皇を葬る伏見帝御中陰記・皇年代略記。冬十月二十三日丙辰、地震ふ歷代皇紀。十二月十日癸卯、右大臣藤原公顯罷む公卿補任○歷代皇紀に、十三日に作れり。

二年戊午、春二月二十六日戊午、天皇、位を皇太子に禪る一代要記・歷代皇紀・皇年代略記・公卿補任・增鏡。尊號を上り

て太上天皇と曰ひ（公卿補任・歴代皇紀・年代略記・皇胤紹運錄・皇年代略記。）新院と稱す。後伏見帝と倶に持明院殿に居り、情愛最も厚し（増鏡。）元弘三年三月、後伏見帝に從ひて、六波羅に徙御す。五月伊吹の太平護國寺に幸し、留ること十八日にして京師に還る（皇年代略記。）建武二年十一月、薙髮す。法名は遍行（皇年代略記・皇胤紹運錄。）萩原殿に居て、萩原法皇と稱す（妙心寺記・皇代記・保暦間記。）正平二年八月、不豫（園太暦。）三年十一月十一日甲辰、法皇、萩原殿に崩ず（園太暦・皇年代略記。）年五十二（○歴代皇紀・皇年代略記・皇胤紹運錄に、五十三に作れるは誤なり。）十樂院の山上に葬る（園太暦。）遺詔して、花園院と稱せしむ（皇年代略記・皇代略記。）帝、學を好み、詩歌を善くし（園太暦。）親ら風雅集を撰びたり（風雅集序・園太暦。）深く禪法を好みて、僧妙超・慧玄を以て師となせり。花園の離宮を捨てゝ妙心寺となし、慧玄を居き、一室を方丈の側に創めて、玉鳳院と號し、之に徙御したりしが、遺像、尚存せり（妙心寺六祖傳。）

譯文大日本史卷の六十七終

譯文大日本史卷の六十八

本紀第六十八

後醍醐天皇 上

後醍醐天皇、諱は尊治、後宇多帝の第二子なり。母は談天門院 神皇正統記・増鏡・太平記。 正應元年十一月二日癸未、生る 歴代皇紀・皇胤紹運錄・皇年代略記・紹運要略。 龜山帝、其の穎悟なるを愛して、常に左右に置き、嘗て其の位を獲んことを石清水宮に祈れり。然れども、後二條帝、長にして且つ過失なきを以て、越えて立つることを得ず 神皇正統記・増鏡。 乾元元年六月、親王となり、嘉元元年十二月、冠して、三品に叙す 歴代皇紀・皇年代略記・皇代記・皇胤紹運錄・紹運要略。 二年三月、太宰帥となり、德治二年五月、中務卿を兼ぬ 歴代皇紀・皇年代略記・皇代記。 延慶元年八月、花園帝、踐祚す。時に後二條帝の皇子邦良、當に立ちて儲嗣となるべきに、後宇多法皇曰く、朕、思ふ所あれば、宜しく先づ尊治を立てゝ、次に邦良に及ぶべしと 神皇正統紀。 九月、立てゝ皇太子となす 歴代皇紀・皇年代略記・皇胤紹運錄・紹運要略・増鏡。 文保二年二月二十六日戊午、皇太子、冷泉萬里小路殿に受禪し 園太暦・毘沙門堂所藏記・歴代皇紀・皇年代略記。 法皇、萬機に臨む 増鏡。 關白道平。左大臣藤原經平。內大臣藤原公茂。權大納言兼左近衞大將藤原內經。權大納言兼右近衞大將藤原家定、並に故の如し 公卿補任・歴代皇紀。 是の日、地震ひ、三月六日丁卯、又震ひ、七日戊辰、又震ふ 歴代皇紀。 九日庚午、皇姪邦良親王を立てゝ皇太子となし

（歴代皇紀・紹運要略・公卿補任。）仍て元服を加へ（皇胤紹運錄・皇年代略記・紹運要略。）左大臣藤原經平を傳となす（公卿補任。）十日辛未、花園天皇を尊びて太上天皇と曰ふ（皇年代略記・公卿補任。）二十九日庚寅、天皇、位に太政官廳に卽く（天祚禮祀職掌錄・歴代皇紀・皇代略記・公卿補任。）時に年三十一（歴代皇紀・皇代略記・公卿補任。）夏四月七日戊戌、地震ふ（歴代皇紀。）十二日癸卯、所生準三宮藤原忠子を號して談天門院と曰ふ（女院小傳・後宮略傳・歴代皇紀・公卿補任。）二十五日丙辰、今出川院崩ず（女院小傳・歴代皇紀○諸書に、葬闕けたり。）延曆寺の僧徒、園城寺を燒く（皇年代略記。）六月二十五日甲寅、左大臣兼皇太子傅藤原經平薨ず（公卿補任・歴代皇紀○尊卑分脈に、二十四日に係けたり。）七月十五日癸酉、幣を丹生・貴布禰等の社に奉りて、雨を祈る（園太曆。）二十八日丙戌、藤原禧子を以て女御となす（女院小傳・後宮略傳。）八月二日庚寅、大納言藤原師信、皇太子傅を兼ぬ。十五日癸卯、內大臣藤原公茂罷む。二十四日壬子、前內大臣藤原實重を以て太政大臣となし、前右大臣藤原實泰を左大臣となし、權大納言藤原家定を右大臣となし、權大納言藤原內經を內大臣となす（公卿補任。）冬十月九日丙申、日吉社火く（歴代皇紀・皇年代略記。）二十七日甲寅、御禊し（皇胤紹運錄・歴代皇紀・皇年代略記・皇代記・園太曆・公卿補任。）十一月二十二日己卯、大嘗す（皇胤紹運錄・皇代記・皇代略記・公卿補任○皇年代略記に、二十三日に作り、增鏡には、二十七日。）二十四日辛巳、盜、前參議源有時を郁芳門に殺す（尊卑分脈・歴代皇紀・公卿補任。郁芳門は、分脈に據る○增鏡に、十月十七日に作れり。）十二月十日丁酉、右大臣藤原家定、右近衞大將を罷め、權大納言藤原房實、右近衞大將を兼ぬ。丙申の晦、關白道平罷む。內大臣藤原內經を以て關白となす（公卿補任・歴代皇紀。）

元應元年己未、春正月十九日乙亥、東大寺の僧徒、事を訴ふるを以て、八幡の神輿を奉じて

京師に入る。兵をして之を拒がしめたるに、僧徒、輿を棄てゝ走りたれば、勅して、權に之を蓮華王院に安ず萬一記・歷代皇紀・園太曆康永三年・東寺長者補任・大乘院文保三年記。二月丁亥の朔、日、之を食することあり歷代皇紀。十一日丁酉、釋奠、八幡の神輿京師に在るを以て、宴穩座を停む園太曆康永三年。十八日甲辰、前權中納言源忠房を以て親王となす公卿補任・歷代皇紀。三月十四日庚午、石清水臨時祭、八幡の神輿京師に在るを以て、樂を徹す園太曆康永三年。二十七日癸未、皇姊前齋宮奬子內親王を尊びて皇后と曰ふ後宮略傳・歷代皇紀。皇姊は、生年を推して之を書す○女院小傳に、二十九日に作り、皇紀も、亦一に二十九日に作れり。夏四月九日甲午、右大臣藤原家定罷む公卿補任。十三日戊戌、園城寺成る。兵を遣はして防護せしむ。十八日癸卯、園城寺を慶す。二十五日庚戌、延曆寺の僧徒、又園城寺を燒く大乘院文保三年記。二十八日癸丑、改元す歷代皇紀・皇年代略記・皇代略記・公卿補任。五月六日辛酉、前朝失ふ所の玄上琵琶を搜し得たり大乘院文保三年記。二十八日癸未、關白內經、左近衞大將を罷む。六月十四日戊戌、權大納言兼右近衞大將藤原房實、左近衞大將に轉ず。二十七日辛亥、關白內經、內大臣を罷む。二十八日壬子、前權大納言源有房を以て內大臣となす。秋七月二日乙卯、內大臣源有房薨ず。閏月二十八日庚戌、權大納言藤原房實を以て右大臣となし、前大納言源通重を內大臣となす公卿補任・歷代皇紀。八月五日丁巳、釋奠、八幡の神輿京師に在るを以て、宴穩座を停む園太曆康永三年。七日己未、女御藤原禧子を立てゝ中宮となす公卿補任・女院小傳・後宮略傳・歷代皇紀○按ずるに、太平記に、文保二年八月三日に作れるは誤なり。十三日乙丑、權大納言藤原實衡が北山第に行幸す。八幡の神輿京師に在るを以て、樂を御せず。十六日戊辰、宮に還る園太曆康永三年。實衡は、尊卑分脈・公

卿補任に據る。　二十一日癸酉、右大臣藤原房實、左近衞大將を罷め、大納言藤原冬氏、左近衞大將を兼ね、權大納言藤原兼季、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・歴代皇紀。　九月二日癸未、冷泉萬里小路殿火く歴代皇紀。　十六日丁酉、方忌を常盤井殿に避く。　八幡の神輿京師に在るを以て、樂を御せず。　二十五日丙午、列見、八幡の神輿京師に在るを以て、宴穩座を停む園太曆康永三年。　冬十月十八日己巳、太政大臣實重・內大臣源道重、皆罷む公卿補任。　前內大臣源通雄を以て太政大臣となし、大納言藤原師信を內大臣となす公卿補任・歴代皇紀。　十一月十五日丙申、皇姉皇后を號して達智門院と曰ふ〇後宮略傳に、十二日に作れり。　是の日、談天門院崩ず女院小傳・後宮略傳・歴代皇紀〇諸書に、葬闕けたり。　二十日辛丑、八幡の神輿京師に在るを以て、權に五節を停む。　十二月、八幡の神輿を東寺に遷す園太曆康永三年。

二年庚申、春三月二十六日丙午、準三宮藤原頊子を號して萬秋門院と曰ふ女院小傳・後宮略傳〇歴代皇紀・貴女鈔に、二月に作れり。　夏四月十二日辛酉、大納言藤原冬氏、左近衞大將を罷め歴代皇紀。　權大納言藤原冬敎、左近衞大將を兼ぬ公卿補任・歴代皇紀。　十九日戊辰、前權大納言藤原爲世、續千載和歌集を上る增鏡〇拾芥鈔・冷泉家系圖に、元年に作れり。　秋七月七日甲申、前攝政左大臣師敎薨ず公卿補任。　八月二十三日己巳、準三宮媄子內親王を號して壽成門院と曰ふ歴代皇紀。　冬十月二十六日辛未、宸筆八講を二條富小路殿に修し、以て談天門院の冥福を薦む御八講記。　十二月丙午の朔、本院の皇子寧永を以て親王となす仁和寺御傳。

元亨元年辛酉、春正月、元會・白馬・蹈歌、八幡の神輿京師に在るを以て、並に樂を徹す園太曆康

永三年。二月八日壬子、前右大臣藤原公顯薨ず公卿補任・歴代皇紀・園太暦。二十三日丁卯、改元す皇代記・東寺長者補任・興福寺略年代記・公卿補任○皇年代略記に、三月に作れり。夏六月癸卯の朔、日、之を食することあり歴代皇紀・東寺長者補任。八日庚戌、八幡の神輿、歸座す園太暦康永三年。秋七月二十三日乙未、石清水の神輿、京師に入る東寺長者補任。八月十五日丙辰、安福殿に歌合す増鏡。九月二日壬申、前內大臣源通重薨ず公卿補任。冬十一月庚午の朔、內大臣兼皇太子傅藤原師信薨ず公卿補任・歴代皇紀○常樂記に、十月二日に作れり。十四日癸未、石清水の神輿、歸座す東寺長者補任。是の月、常葉範貞、來りて北條時敦に代り、六波羅の北方に居る鎌記將系拔萃・將軍執權次第。十二月九日戊申、法皇、政を還す歴代皇紀・皇年代略記・増鏡。是の歳、記錄所を復して、親ら訟を聽く神皇正統記・保暦間記。太平諸の新關を廢し、特に大津・葛葉の關を存す太平記。

二年壬戌、春正月三日辛未、法皇に常盤井殿に覲ゆ増鏡○歴代皇紀に、二日に作れり。夏四月五日壬寅、右大臣藤原房實、皇太子傅を兼ぬ。六月二十九日乙未、大納言藤原冬氏を以て內大臣となす公卿補任。是の夏、大に旱して、米價躍貴す。乃ち詔して、膳を減じ、檢非違使別當源親房をして、都下の富戸を喩して糴を發せしめ、場を置きて監賣す今川家本・毛利家本・北條家本・西源院本・南都本・天正本太平記。源親房は、公卿補任に據る○按ずるに、見行本に、元年となし、東寺執行日記に、元德二年となせるは、蓋し誤なり。秋八月八日癸酉、內大臣藤原冬氏罷む○歴代皇紀に、十一日に作れり。十一日丙子、左大臣藤原實泰罷む。右大臣藤原房實を以て左大臣となし公卿補任。大納言藤原兼季を右大臣となし○皇紀に、十二日に作れり。權大納言藤原冬敎を內大臣となす。二十三日戊子、右大臣藤原兼季、右近衞大將を罷む公卿補任・歴代皇紀。九月

十日乙巳、前太政大臣實兼薨ず園太暦〇常樂記に、十一日に作れり。冬十二月二十一日甲申、大納言藤原定房が吉田第に行幸して、方忌を避く歴代皇紀。

三年癸亥、春正月十一日癸卯、内大臣藤原冬敎、左近衞大將を罷め、十三日乙巳、權大納言藤原經忠、左近衞大將を兼ね、大納言藤原實衡、右近衞大將を兼ぬ。三月二十九日庚申、關白内經罷む。左大臣藤原房實を以て關白となす公卿補任・歴代皇紀。夏五月二日癸巳、太政大臣通雄罷む公卿補任。六月十四日甲戌、關白房實、左大臣を罷む公卿補任・歴代皇紀。十五日乙亥、前左大臣藤原實泰を以て左大臣となす。秋七月、右大臣藤原兼季罷む〇本書に、日闕けたり。九月二十八日丁巳、關白房實、皇太子傅を罷め、内大臣藤原冬敎、皇太子傅を兼ぬ。冬十一月九日丁酉、前關白冬平を以て太政大臣となす公卿補任〇本書に、九日を或は十九日に作れり。

正中元年甲子、春正月九日丙申、前内大臣藤原公茂薨ず尊卑分脈。十九日丙午、羣臣と紫宸殿に宴して、詩を賦し樂を奏す晴御會部類及び中殿御會部類記に後照念院記を引ける。三月丁亥の朔、日、之を食することあり東寺長者補任。二十三日己酉、石淸水宮に謁し増鏡・東寺長者補任・天正本太平記。二十四日庚戌、宮に還る増鏡。夏四月十七日壬申、賀茂社に行幸す増鏡・東寺長者補任・天正本太平記。二十七日壬午、内大臣藤原冬敎を以て左大臣となし、權大納言藤原經忠を右大臣となし、大納言藤原實衡を内大臣となす増鏡・歴代皇紀。五月十四日己亥、前關白家平薨ず尊卑分脈。六月十六日庚午、法皇に大覺寺に覲え、二十二日丙子、宮に還る園太暦貞和元年。二十五日己卯、法皇崩ず皇胤紹運錄・皇代記・常樂記・東寺長者補任。二十八日壬午、後宇多天皇を葬る皇年代略記。秋八月十七日辛未、前

内大臣藤原冬氏薨ず（尊卑分脈○常樂記に、十六日に作れり。）　二十三日丁丑、大覺寺に如き、二十五日己卯、宮に還る（園太暦貞和元年。）　九月十九日壬寅、是より先、天皇、常に北條氏を討たんの意ありて、中納言藤原資朝・藏人藤原俊基等、計議に參豫し、竊に諸國の武士を徵しゝに、土岐頼兼・多治見國長、徵に應じて先至れり。既にして事洩れたり。是の日、北條高時、頼兼・國長を京師に殺す（今出川家本・毛利家本・西源院本・南都本太平記。増鏡を參取す○見行本太平記に、元德元年となし、神明鏡に、十八日となし、保暦間記に、二十三日となせり。）　二十三日丙午、六波羅の兵、藤原資朝・藤原俊基を執へて、鎌倉に送る（見行本太平記に、五月十日となし、今出川家本・西源院本・南都本、並に正中二年となせり。蓋し、皆誤なり。今、姑く歴代皇紀・藏人補任の俊基職を罷めたる月日に據りて之を書す。）　二十四日丁未、天皇、中納言藤原宣房を鎌倉に使はして、誓誥を高時に賜ふ（北條高時に綸旨を賜ふは、増鏡を參取す○按ずるに、太平記に、七月七日の事となせるは誤なり。）　冬十一月、金澤貞將、來りて六波羅の南方に居る（將軍執權次第。）　十二月九日辛酉、改元す（皇年代略記・皇代記・皇代略記・公卿補任。）　二十七日己卯、關白房實罷む。太政大臣冬平を以て關白となす（歴代皇紀。）　是の歲、大風水ありき（皇年代略記・皇代略記。）

二年乙丑、秋九月戊申の朔、日、之を食することあり（東寺長者補任。）　冬十二月二日戊寅、前關白内大臣内經薨ず（公卿補任○尊卑分脈・常樂記に、十月朔に作れり。）　八日甲申、參議藤原爲定、續後拾遺和歌集を上る（拾芥鈔・冷泉家系圖○系圖の一に、二月十八日となし、尊卑分脈には、十二月十八日となせり。）　是の歲、地大に震ひ（皇代記。）　北條高時、藤原資朝を佐渡に遷し（公卿補任・増鏡・太平記。）藤原俊基を釋して、京師に還したり（増鏡・太平記。）

嘉暦元年丙寅、春二月七日壬午、准三宮藤原季子を號して顯親門院と曰ふ（歴代皇紀・女院小傳・後宮略傳。）　三月

二十日乙丑、皇太子薨ず歴代皇紀・皇年代略記・常樂記・公卿補任・増鏡○皇胤紹運錄に、正中二年に作れり。　夏四月、大に疫す。二十六日庚子、四角四界祭を修し園太暦貞和元年。　是の日、改元す皇年代略記・皇代記・皇代略記・東寺長者補任・園太暦貞和元年。　五月二十七日庚午、宸筆の仁王經を祇園社に慶す園太暦貞和元年。　秋七月二十四日丙寅、本院の皇子量仁親王を立てゝ皇太子となし歴代皇紀・皇胤紹運錄・皇代略記・島津家本太平記。　右大臣藤原經忠を以て傅となす公卿補任。　是より先、皇太子邦良薨じたり。天皇、因て諸皇子を選びて之を立てんと欲せしに、北條高時、兩宗迭立の議を執る。天皇、中納言藤原定房を鎌倉に遣はして、後嵯峨帝の遺詔により、高時を責讓せしめたれども、高時、遂に詔を奉ぜず神皇正統記・増鏡・梅松論を參取す。　九月壬寅の朔、日、之を食することあり東寺長者補任。　冬十月二十三日甲午、内大臣兼右近衛大將藤原實衡罷む歴代皇紀。　辛丑の晦、前征夷大將軍惟康親王薨ず常樂記。　十一月壬寅の朔、權大納言藤原基嗣を以て内大臣となす。三日甲辰、右大臣藤原經忠、左近衛大將を罷む。四日乙巳、大納言藤原季衡、左近衛大將を兼ね、大納言藤原公賢、右近衛大將を兼ぬ公卿補任・歴代皇紀。　十八日己未、前内大臣藤原實衡薨ず公卿補任・園太暦觀應二年・尊卑分脈。

二年丁卯、春正月十九日己未、關白太政大臣冬平薨ず公卿補任・歴代皇紀・尊卑分脈。　二月十二日壬午、前關白道平を以て關白となす公卿補任・歴代皇紀。　三月十三日壬子、前關白左大臣房實薨ず公卿補任・尊卑分脈。　是の春、興福寺の僧徒、私鬪して、諸堂宇を焚く太平記。　僧圓觀・文觀等を內に召して、中宮の產の安からんことを祈らしむ。實は、北條高時を咒咀せしむるなり増鏡・島津家本・今川家本太平記を參取す○太平記に、元亨二年に作れり。　陸奥人藤原

季長、兵を起して、族人と相攻む。高時、兵を遣はして之を討たしめたれども、克たず結城文書○保暦間記に、元亨二年に係けたり。秋七月、大納言藤原季衡、左近衛大將を罷む。十六日癸丑、內大臣藤原基嗣、左近衛大將を兼ぬ公卿補任。八月十五日辛巳、前左大臣藤原實泰薨ず公卿補任・尊卑分脈。冬十月二十六日辛酉、法勝寺に行幸して、大乘會に臨み、二十八日癸亥、宮に還る園太曆貞和元年。

三年戊辰、秋九月十日己巳、前權大納言藤原宣房を遣はして、幣を大神宮に奉らしむ伊勢公卿敕使例。冬十月十四日癸卯、前征夷大將軍久明親王薨ず將軍執權次第・常樂記。二十七日丙辰、法勝寺に行幸し、戊午の晦、宮に還る園太曆貞和元年。十二月五日癸巳、石淸水の神輿、京師に入る東寺長者補任○歸座は、考ふる所なし。

元德元年己巳、夏六月二十六日壬子、前太政大臣實重薨ず尊卑分脈。秋八月二十八日壬子、改元す公卿補任・皇年代略記○皇代記・皇代略記、共に二十九日に作れり。九月二十六日庚辰、內大臣藤原基嗣、左近衛大將を罷め、權大納言源長通、左近衛大將を兼ぬ。冬十二月十一日癸巳、前太政大臣通雄薨ず公卿補任○尊卑分脈に、二十一日に作れり。二十八日庚戌、皇太子、元服を紫宸殿に加ふ皇胤紹運錄・歷代皇紀・紹運要略・公卿補任。紫宸殿は、皇代略記・皇年代略記に據る。

二年庚午、春正月九日辛酉、權中納言藤原公宗が第に行幸して、方忌を避く東寺執行日記。二十六日戊寅、關白道平罷む。右大臣藤原經忠を以て關白となす公卿補任・歷代皇紀。二月二十六日戊申、關白經忠、右大臣を罷む歷代皇紀。內大臣藤原基嗣を以て右大臣となし、權大納言源長通を內大臣となす公卿補任○歷代皇紀に、二十二日に作れるは誤なり。是の月、和歌會を淸涼殿に行ふ太平記・新續古今和歌集。三月五日丙辰、內大臣兼左近衛大將源

長通罷め、大納言藤原公賢、內大臣となり、權大納言藤原經通、左近衞大將を兼ぬ公卿補任・歴代皇紀。　八日己未、春日社及び東大寺・興福寺に行幸し増鏡・東寺執行日記・太平記を參取す。　十一日壬戌、宮に還る東寺執行日記。　二十一日壬申、關白經忠、皇太子傅を罷む。二十二日癸酉、右大臣藤原基嗣、皇太子傅を兼ね、內大臣藤原公賢、右近衞大將を罷め、權大納言藤原道敎、右近衞大將を兼ぬ公卿補任。　二十七日戊寅、日吉社に行幸し、遂に臨みて延暦寺の大講堂を慶し太平記・毛利家本太平記・園太暦貞和元年。　二十九日庚辰、宮に還る園太暦貞和元年。　是の月、春日社に行幸す増鏡○本書に、日あらず。神明鏡に、二月四日に作れり。　秋八月二十五日癸酉、關白經忠罷む、左大臣藤原冬敎を以て關白となす公卿補任・歴代皇紀。　是の月、北條時益、來りて六波羅の南方に居る平氏系圖○將軍執權次第に、七月となせり。　九月十八日丙申、太宰帥世良親王薨ず常樂記。　冬十二月、北條仲時、來りて六波羅の北方に居る平氏系圖・將軍執權次第。　十九日乙丑、懽子內親王を卜定して齋宮となす女院小傳。　是の冬、北野社・平野社に行幸す増鏡。

元弘元年辛未、春正月丙午の晦、關白冬敎、左大臣を罷む。二月丁未の朔、內大臣藤原公賢罷む。右大臣藤原基嗣を以て左大臣となし、前內大臣源長通を右大臣となし、前大納言藤原季衡を內大臣となす公卿補任・歴代皇紀。　三月四日己卯、權大納言藤原公宗が北山莊に行幸して、花を觀舞御覽記。公宗は、尊卑分脈・公卿補任に據る。　九日甲申、宮に還る増鏡。　夏四月十三日戊午、延暦寺火く西源院南都本太平記。　是の月、天皇、不豫増鏡・毛利家本・天正本太平記。　五月十一日癸酉、北條高時、兵を遣はして、僧圓觀・文觀・忠圓を執へて、鎌倉に致す○本書に、前年に係けたり。今、前後の文に據りて、此に係く。　秋七月三日丁丑、諸國、地大に震ひ、紀伊の千里濱、地出づるこ

と二十餘町。七日辛巳、地震ひて、富士山崩るゝこと數百丈太平記。十一日乙酉、六波羅の兵、禁内に就きて右中辨藤原俊基を執へ、鎌倉に送り毛利家本・天正本太平記○按ずるに、辨官補任に、日あらず。増鏡に、月日に係けず。見行本太平記に、元德二年に作れり。新院も、亦密に使を鎌倉に遣はして、變を告げしむ。十三日丁亥、北條高時、文觀を硫黄島に、忠圓を越後に徙し、圓觀を陸奥に拘ふ太平記。八月十日癸丑、改元す公卿補任・皇代記・辨官補任・興福寺略年代記○皇年代略記・皇代略記・將軍執權次第に、八日に作り、元弘日記裏書に、九日に作れり。二十二日乙丑、北條高時、二階堂貞藤等を遣はし、兵三千餘を率ゐて京師に至らしむ二階堂貞藤は、毛利家本・天正本に據る○増鏡に、二十四日となせり。二十四日丁卯、尊雲法親王、高時が將に廢立を行はんとするを知りて、遽に之を奏す太平記。其の夜、天皇、神器を奉じて婦人の車に駕し、陽明門より出で、大納言藤原師賢・中納言藤原藤房、之に從ふ。三條河原に至るころ、中務卿尊良親王及び大納言藤原公敏・中納言源具行・左近衞少將源忠顯、追ひ至る。藤原師賢に敕して、御衣を著御輿に乘じて延暦寺に如かしむ。權中納言藤原隆資・左近衞中將藤原爲明・源定平、之に從ひ、車駕、延暦寺に幸すと揚言し、以て賊兵を綴め、且つ僧徒の向背を試みる増鏡・太平記を參取す。二十五日戊辰、遲明、行きて古津に次り、御膳を進め、奈良に至りしに太平記。東大寺の僧聖尋、奉迎し、松嶺寺に御す毛利家本・天正本太平記。北條時益・北條仲時、天皇出でゝ幸すと聞き、兵を遣はして、宮中を索め太平記。大納言藤原宣房・中納言藤原公明・左衞門督藤原實世・前參議平成輔を執ふ公卿補任・増鏡・光明寺藏書殘篇。二十六日己巳、車駕、奈良を發して、鷲峯山に次り興福寺略年代記・太平記○増鏡に、二十七日となせり。二十七日庚午、笠置山に至る増鏡・興福寺略年代記・太平記。北條時

益・北條仲時、車駕、本院・新院及び皇太子を迎へ、六波羅に御せしむ增鏡・太平記。　二十八日辛未、北條時益・北條仲時、車駕、延暦寺に在るを聞き、兵を遣はして之を攻めしめたるに、尊雲法親王・尊澄法親王、僧徒を督して之を辛崎に破る。其の夜、僧徒、眞天子に非ざるを覺り、相率ゐて離叛したれば、藤原師賢等、奔りて行在に歸る太平記。　伊賀・伊勢・大和・河内の兵、多く行在に至る增鏡。　中納言藤原藤房を遣はし、河内人楠正成を召し見て、委ぬるに興復を以てす〇本書に、日あらず。姑く此に係く。　二十九日壬申、尊澄法親王、笠置に奔り、尊雲法親王、奈良に奔る。　九月三日丙子、北條時益・北條仲時、兵を遣はして、笠置を犯さしむ太平記。　二十日癸巳、北條高時、皇太子を以て帝を京師に稱せしむ毘沙門堂所藏記・皇胤紹運錄・皇年代略記・歷代皇紀〇按ずるに、太平記に、十月十三日に作れるは誤なり。　二十三日丙申、金剛峯寺に敕して、亂の平がんことを祈らしむ高野山金剛峯寺所藏文書。　二十七日庚子、賊將大佛貞直・金澤貞冬・足利高氏、大軍を率ゐて笠置に逼る元弘日記裏書。　二十八日辛丑、六波羅の兵、行在を陷る光明寺藏書殘篇。　判官代錦織俊政・飛驒守石川義純及び子義右、之に死す太平記。義純・義右は、尊卑分脈に據る〇本書に、貞直等、笠置に逼る以下此に至るまで、並に晦に係けたり。恐らくは誤ならん。　天皇、徒歩して、圍を突きて出で、大納言藤原師賢・中納言藤原藤房・權中納言源具行、扶け行くこと三日夜、有王山下に至るとき、賊兵、追及し、親王以下文武官僚、悉く執へらる增鏡・太平記を參取す。　是の月、楠正成、河内の赤坂城を築き、備後人櫻山茲俊、一宮城を築き、並に義兵を起す太平記。　冬十月二日甲辰、六波羅の兵、天皇を奉じて平等院に行幸せしめ太平記〇今川家本・西源院本・天正本太平記に、朔となし、毛利家本に、四日となし、增鏡に、九月晦に作れり。　大佛貞直等、神器を新主に傳へ

んことを請ふ。天皇、藤原藤房をして宣傳せしめて曰く、神器は、歷朝相承け、親ら受授する所にして、時に或は亂臣ありと雖も、未だ恣に相與奪したることを聞かず。且つ璽鏡は、之を笠置に遺し、唯寶劍のみ自ら隨ふることあり。若し、强て之を得んと欲せば、朕、將に先づ親ら之を用ひんとすと。貞直、復奏する所なし。三日乙巳、又六波羅に幸せんことを請ふ。敕して、鹵簿儀仗を備へしむ。乃ち逗留すること三日、袞衣法駕を具ふること儀の如くして、遂に六波羅に幸し、南方に御す 南方に御するは、皇年代略記・光明寺藏書殘篇に據る○六波羅に幸するは、本書に、日あらず。皇年代略記・歷代皇紀・皇胤紹運錄に、二日に作り、增鏡に、三日に作り、天正本には、四日、毛利家本には、六日。未だ孰か是なるを知らず。 六日戊申、赤神器を傳へんことを請ふ。乃ち授くるに新器を以てす 六日は、元弘元年劔璽渡御記・皇胤紹運錄・皇年代略記・神明鏡に據る○光明寺藏書殘篇に、四日に作り、毘沙門堂所藏記には、五日、本書には、九日。按ずるに、神器を以て新物となすは、諸書に言はざる所なり。然れども、增鏡に云ふ、帝、親ら神器を奉じて隱岐に如き、京師收復し、車駕、宮に還るに及び、特に藤原道平が議を用ひ、巡狩還都の議を用ふと。此に據れば則ち授けたる所は、是新物にして、眞の神器にあらざること明なり。 是の冬、大佛貞直等、赤坂を圍みしかば、楠正成、城を焚きて逃れ、櫻山茲俊、行在の守らざるを聞きて自殺したり 太平記。

二年壬申、春正月、天皇、六波羅の南方に在す。北條高時、天皇を諷して薙髮せしめんと欲す。因て僧衣を獻せしに、天皇、之を卻けたり 太平記。 三月七日丙子、天皇、隱岐に遷さる 增鏡・太平記・梅松論。 左近衞中將藤原行房・左近衞少將源忠顯、之に從ふ 增鏡・太平記。 備前人兒島高德、車駕を途に候ひ、將に天皇を奉じて賊を討たんとして成らず 太平記。 高時、中務卿尊良親王を土佐に、尊澄法親王を讚岐に 增鏡・太平記○梅松論に、尊良は讚岐に、尊澄は土佐に作れり。增鏡・西源院本太平記に、八日となし、北條家南都本には、十七日。 恒良親王を但馬に遷す ○本書に、日あらず。姑く此に係く。

夏四月二日辛丑、車駕、隱岐に至り太平記○增鏡に、朔となせり。國分寺を以て宮となす增鏡。北條高時、佐佐木淸高に命じて護衞せしむ○淸高、或は貞淸に作れるは誤なり。三日壬寅、楠正成、赤坂城を復し、兵を率ゐて和泉・河內を徇ふ太平記。二十八日丁卯、新主、正慶と改元す公卿補任・增鏡○皇年代略記に、二十日に作れり。五月三日辛未、高時、足助重範を殺す天正本太平記。二十一日己丑、楠正成、六波羅の兵と四天王寺に戰ひて、大に之を敗る太平記。二十二日庚寅、高時、參議平成輔を殺し公卿補任・常樂記。尋で大納言藤原師賢を下總に、前權大納言藤原公敏・參議藤原季房を下野に、中納言藤原藤房を常陸に增鏡○太平記に、公敏を上總に、季房を常陸に遷すとなせり。僧聖尋を下總に○南都本に、下野となせり。僧俊雅を長門に遷す太平記○本書、或は筑前に作れり。六月二日庚子、高時、中納言藤原資朝を殺し公卿補任○常樂記に、五月二十五日に作り、太平記には、元弘元年。三日辛丑、右中辨藤原俊基を殺し常樂記○太平記に、元弘元年に作れり。十九日丁巳、權中納言源具行を殺す公卿補任・太平記・增鏡。是の冬、楠正成、千劒破城を築き增鏡・梅松論。是の冬は、梅松論に據る。尊雲法親王、還俗して名を護良と更め梅松論。吉野城を築く。赤松則村、護良親王の令に應じて、兵を播磨に起し、苔繩に築き、以て山陽・山陰の兩道を絕つ太平記○護良親王、吉野城を築きたる年月詳ならず。姑く此に係く。

三年癸酉、春正月、天皇、隱岐に在す太平記。二月、北條高時、阿曾時治を遣はして、赤坂を圍ましめ、大佛高直をして千劒破を圍ましめ、二階堂貞藤をして吉野を圍ましむ太平記・神明鏡○按ずるに、太平記に曰く、高直・貞藤は、正月晦を以て京師を發すと。又曰く、正月十六日、貞藤、吉野を圍むと。其の說矛盾せり。蓋し、東兵、晦を以て京師を發すれば、則ち城を圍むは、應に二月に在るべし。且つ吉野吉水院眞遍言上狀に、閏二月朔、道蘊、吉野山を陷ると。今、之に從ふ。十二日丙午、伊豫入土居通治・得能通言、義兵を起して、長門探題北條時直と伊豫の星岡に戰ひて、大

に之を敗る太平記。十九日癸丑、北條高時、皇子恆性を越中に遷しゝに、守護名越時有、之を害す諸門跡記。是の月、赤坂城陷る太平記。閏月乙丑の朔、吉野城陷り太平記・吉野吉水院眞遍言上狀。左馬權頭村上義光及び子義隆、之に死し、護良親王、高野山に走る。阿曾時治・二階堂貞藤、遂に兵を併せて千劒破を圍む。楠正成、拒ぎ戰ひて、數之を破る。赤松則村、苔繩より出でゝ、山陽道を徇へ、進みて攝津の摩耶山に屯し、六波羅の兵と戰ひて、之を敗る○按ずるに、則村、苔繩より出づるは、本書に、月日詳ならず。姑く此に係く。此の時、所在、義軍並び起りて、兵勢大に張る太平記。護良親王、密に之を行宮に疏奏す増鏡。北條高時、駕を奪ふものあらんことを懼れて、益〻警衞を嚴にす太平記。而して、衞士、稍〻心を天皇に歸す増鏡・太平記。天皇、夜、侍姬をして酒を中門番直の衞士富士名義綱に賜はしめたるに、義綱、竊に誠款を致して、天皇に潛に出雲・伯耆の間に幸せんことを勸む。天皇、乃ち義綱を遣はして、往きて其の族出雲守護鹽冶高貞を諭さしむ。二十四日戊子、曉、天皇、潛に宮を出で、源忠顯、之に從へるに、途闇くして嚮ふ所を知らざりしが、一人あり、天皇を負ひて千波港に至れり。適〻商舟を得て之に御したるに、佐佐木淸高、檝を迅めて天皇を追ひたれば、天皇、忠顯と倶に船底に隱れたり太平記。月日は、皇年代略記・増鏡・元弘日記裏書・伯耆巻に據る○太平記に、三月二十三日となせるは誤なり。二十八日壬辰、伯耆の大坂港に至る賜名和長年宸翰・伯耆巻○太平記に、大坂を名和に作れり。名和長年、奉迎して、行宮を船上山に造り、兵を聚めて衞護す○増鏡・元弘日記裏書、並に二十六日に作り、公卿補任に、大山寺に幸すとなせるは、並に誤なり。癸巳の晦、佐佐木淸高、兵を率ゐて船上山を犯す。名和長年、拒ぎて之を郤けしに、鹽冶高貞・富士名義綱等、兵を率ゐて來り歸

す。太平記。乃ち詔を諸國に下して、北條高時を討たしむ。增鏡。是に於て、山陽・山陰・南海・西海の兵士、並び起りて王に勤む。太平記・梅松論を參取す。三月十日癸卯、赤松則村、六波羅の兵と瀨河に戰ひ、十一日甲辰、復進みて桂河に戰ひ、累に之を破り、長驅して京師に入る。太平記。十二日乙巳、本院・新院・新主、六波羅に入る。增鏡・太平記。月日は、歷代皇紀に據る。赤松則村・左衛門佐○一に督に作れり。藤原忠俊○忠俊が名は、金勝院本に據る。一に、宗鎭に作れり。六波羅の兵と戰ひて利あらず。太平記。十三日丙午、左近衛中將源忠顯に敕して、山陽・山陰二道の兵を帥ゐて、赤松則村を援けしむ。太平記・伯耆卷。日は、伯耆卷に據る。菊池武時、兵を起して九州探題北條英時を博多に討ち、克たずして之に死す。太平記。十四日丁未、賊を平げんことを出雲の杵築社に禱る。出雲日御碕小野尊範文書。十五日戊申、赤松則村、左近衛中將源定平を以て、聖護院宮と詐り稱せしめ○定平、本書に、貞能に作れり。今、本書上文及び西源院本・天正異本に據りて之を訂す。男山・山崎に營して、西海道を塞ぐ。六波羅の兵、之を攻めたれども、則村、逆へ擊ちて之を破る。二十八日辛酉、延曆寺の僧從、復護良親王の令を奉じて、六波羅の兵と法勝寺に戰ひて、利あらず。太平記。是の月、天皇、親ら金輪法を修して、戰勝を禱る。但馬守護太田守延、恒良親王を奉じて、左近衛中將源忠顯と丹波に會す。夏四月二日乙丑、源忠顯、恒良親王を奉じて、兵二十萬を率ゐて、峰堂に陣す。太平記・神明鏡。三日丙寅、赤松則村、源定平・僧良忠と六波羅を攻めて、利あらず。太平記。八日辛未、源忠顯、六波羅の兵と京師に戰へるに、官軍、敗績し。太平記・神明鏡。太田守延、之に死し、忠顯、恒良親王を奉じて男山に走る。結城親光、歸順す○親光が歸順は、本書に、日あらず。姑く此に係く。十六日己

卯、北條高時、名越高家・足利高氏を遣はし、兵を率ゐて京師に入らしむ。二十七日庚寅、赤松則村、名越高家を久我畷に撃ちて、之を斬る。是より先、足利高氏、竊に款を納れたりしが、是に至りて、遂に歸順せり（太平記）。　五月三日乙未、條制を源忠顯に下して曰く、朕、諸院に於ける崇奉の意、或は渝易することとなし。特に諸軍に敕す、敢て仙洞の近側及び諸莊園を侵暴すること勿れ。犯すものは、處するに重科を以てせん。北條仲時・北條時益が誅に伏するを待ち、兩院・新主を本所に奉還せんに、嚴に震驚を戒めよ。其の扈從の卿士に至りては、具に名を以て聞せよ。其の罪を決するに至りては、合に後日に在るべし。軍を行り師を用ふること、要は和調に在り。前軍進み戰ふに、後軍繼がずんば、罰、三勳を奪はん。諸將、素より仇怨ありと雖も、陣に臨みて報復を圖ること勿く、務て效を立てんことを期せよ。凡そ糧糗を給するは、務、周均に在り、私に増減すべからず。功を建つるの徒は、本領の外に重賞を加へて、子孫世襲せしめん。死傷者は、狀を具して申上せよ。陣亡者は、子孫如くは支親を擇び、授くるに舊領を以てせん。朝士・武人及び僧徒・祠官の歸順せんものは、本領の外、更に推恩あらん。若し躬ら至ること能はずして、能く策を獻じ、糧を輸し、軍國を助くるものあらば、亦賞格之に準ぜん。降伏の人は、一に宥貸に從ひ、其の功を建て自ら效すを竢ちて、而後に錄用せん。凡そ賊軍の過ぐる所は、剽刧焚燒し、無辜を斬艾すること、甚だ暴逆なりとす。天討の致す所、專ら此が爲の故なり。諸軍の主帥、宜しく朕が意を體すべし。軍の在る所は、則ち士卒を禁戢して、抄掠

を恣にせしむること莫れ。軍機に預るに非ずんば、火を放つことを得る勿れ。糧米を課取し、以て刻虐を致すこと勿れ。此叛亂を伐ちて、平民を擾さゞれ。庶はくは、天地神祇の祐を得、宗廟社稷の靈に頼り、以て克捷の功を致さん。其四方に宣布して明かに知聞せしめよと光明寺藏書殘篇。七日乙亥、源忠顯。足利高氏・赤松則村、兵を併せて六波羅を攻む太平記。北條仲時・北條時益、本院・新院・新主を挾みて東奔せしが、時益、誅に伏し、官軍、京師を收復す太平記・梅松論。八日庚子、源忠顯、神鏡を權大納言藤原公宗が北山第に得て、之を禁中に安ず皇年代略記〇按ずるに、當時、帝、親ら神器を奉ぜり。此に得る所の神鏡は、疑ふらくは、新主に授くる所の物ならん。是の日、上野人新田義貞、護良親王の令を奉じて、義兵を擧げしに、關東の豪傑、先を爭ひて響應す。九日辛丑、守良親王、兵を起して、北條仲時を近江の番馬に要擊したるに、仲時、誅に伏し、本院・新院・新主、及び授くる所の劍璽を得たり守良親王は、金勝院本に據る。十日壬寅、大佛高直・阿曾時治・二階堂貞藤、千劍破の圍を解きて、奈良に走る。十二日甲辰、源忠顯・足利高氏・赤松則村等、使を船上に馳せて、京師を收復せしことを奏す。天皇、羣臣を召して還幸を議す。勘解由次官藤原光守、建言すらく、六波羅亡びたりと雖も、餘黨、猶熾なり。陛下、宜しく暫く驛を船上に駐め、諸將に命じて進取を圖らしめ、關東の捷聞を竢ちて而後發し給ふべしと。天皇、猶豫す。乃ち親ら周易を以て之を筮したるに、師上六を獲て、吉なり。乃ち敕して、嚴行す。新田義貞、鎌倉の兵と久米河に戰ひて、之を破り、十五日丁未、進みて分陪に戰ひしに、利あらず、十六日戊申、又戰ひて、大に之を破る太平記〇按ずるに、梅松論に、十

六日の戰を以て十五日の事となせり。 十七日己酉、詔を下して、關白冬敎・左大臣藤原基嗣が官を停め、左大臣藤原通平・權大納言左近衞大將藤原經通・權大納言右近衞大將藤原通敎が官を復す。公卿補任。 二十二日甲寅、新田義貞、攻めて鎌倉を破りたれば、北條高時、誅に伏し、鎌倉、平ぐ。太平記・梅松論。 征夷大將軍守邦親王、僧となる。皇胤紹運錄。 二十三日乙卯、車駕、船上山を發す。大和守金持景藤、旗を執りて左となり景藤の名、金勝院本に據る。 伯耆守名和長年、劒を帶びて右となり、鹽冶高貞、前驅し、朝山義連、後拒す。義連が名は、天正本に據る。 左近衞中將藤原行房・勘解由次官藤原光守、文服し、其の餘の文武百官、戎衣して扈從す。太平記。 二十五日丁巳、詔して、新主を廢す。歴代皇紀。 二十七日己未、書寫山に幸し、太平記・書寫山行幸記。 安室鄕を以て不斷如法經料に充つ。 二十八日庚申、法華山に幸す。太平記。 二十九日辛酉、新田義貞、北條高時が子邦時を獲て、之を斬り、壬戌の晦、兵庫に次り、赤松則村・土居通治・得能通言、奉迎す。天正本太平記。 是の月、平泉寺の僧徒、兵を發して、賊將淡河時治を越前に誅す。能登・越中の兵、越中守護名越時有を攻め、時有、誅に伏し、長門探題北條時直、僧俊雅に就きて降る。 時に、車駕、途に在りて、鎌倉の捷聞未だ至らざれば、上下、猶危懼を懷けり。 六月癸亥の朔、新田義貞が使、兵庫に至りて捷書を上る。是に於て、始て高時誅に伏し、關東悉く平ぎたることを知り、衆、歡呼せざるはなし。太平記。 敕して、使者三人に官を授く。天正本太平記。 二日甲子、楠正成、兵七千を將ゐ、兵庫に至りて、謁見す。 天皇、之を勞慰し、其の衆を以て前導せしむ。 四日丙寅、京師に還りて、東

寺に御し、廷臣百官、奉迎す（太平記。日は、公卿補任・神皇正統記・皇年代略記・保曆間記に據る○太平記に、五日に作れり。）時議、或は疑へり、當に重祚の禮を用ひらるべしと。左大臣藤原道平、奏言すらく、陛下、外に在すこと久しかりしかども、然れども、躬ら神璽を奉じ給へり。臣、以爲らく、宜しく巡狩還宮の儀を用ひ給ふべしと。制可す（增鏡。）五日丁卯、車駕、宮に還り（皇胤紹運錄・公卿補任・保曆間記○歷代皇紀・神皇正統記に、四日に作り、皇年代略記・太平記・增鏡には、六日、元弘日記裏書には、七日。）正慶の號を去りて、悉く新主の署する所の官爵を削り（皇年代略記・神皇正統記・公卿補任。）關白を廢し、特に左大臣藤原道平・右大臣藤原經忠に詔して、庶政を參輔せしむ（增鏡・天正本太平記を參取す○按ずるに、二書、月日詳ならず。姑く此に係く。）七日己巳、菊池武重等、驛して言す、北條英時、誅に伏し、九國、悉く平ぎたりと（太平記。）十二日甲戌、詔して、源長通が右大臣、藤原公賢が內大臣を復す（公卿補任。）十三日乙亥、護良親王を以て征夷大將軍となし（日は、增鏡に據る。）中務卿尊良親王・尊澄法親王・中納言藤原藤房及び僧圓觀・文觀・忠圓等、遷所より至る（太平記○本書に、月日詳ならず。姑く此に係く。）二十六日戊子、本院、薙髮す（皇代記・皇年代略記。）是の月、源定平・楠正成に詔して、北條高時が餘黨を奈良に討たしめ、宇都宮公綱を招きて之を降す。是に由て、降るもの相踵ぎ、阿曾時治・大佛高直・二階堂貞藤等、剃髮して出で降る。秋七月九日庚子、時治・高直等十五人を阿彌陀峯に斬り、特に貞藤を宥す（太平記○按ずるに、保曆間記・梅松論に、並に云ふ、建武元年、本間・澁谷、亂を作す。因て命じて時治等を誅すと。今、取らず。）二十六日丁巳、詔すらく、兵革始て收まりぬ、民、宜しく堵に安ずべし。日者、遠近の士民、走りて闕下に集り、徒に農業を妨ぐ。其之を禁止せよ。凡そ賊黨を除くの外、將士の有する所の食田領職は、一に皆故を襲がしむ。更に

請ふことを須ひざれ。特旨の予奪する所の如きは、此に準ずるを得ること勿れと藥丸氏所藏綸旨・相馬家傳・野上文書。八月三日甲子、軍士の賞を議す太平記。　五日丙寅、左兵衛督足利高氏に名を尊氏と賜ふ公卿補任。　九月、二階堂貞藤、陰に不軌を圖りて、誅に伏す太平記。　冬十月十二日壬申、中宮崩ず。後京極院と追號す女院小傳・後宮略傳・公卿補任○按ずるに、太平記に、八月二日に作り、歴代皇紀には、十月六日。諸書に、葬闕けたり。　是の月、參議源顯家を以て陸奥守となし、上野介結城宗廣と、皇子義良を奉じて、出でゝ陸奥・出羽を鎮めしめ、前大納言源親房をして之を輔けしむ。顯家、任重く戎事に練れざるを以て、固辭す。詔して曰く、古者、皇子皇孫及び執政大臣の子、內、朝政を輔け、外、戎旅を總べたり。方今、海內統一して、朝野倶に治る。文武の道、何ぞ二揆となさん。其れ速に往きて、爾が藩屏を守れと神皇正統記・元弘日記裏書を參取す。　十一月、四大寺に敕して、大藏經を寫さしめ、之を法勝寺に慶し、以て戰亡士卒の冥福を薦む太平記。　十二月七日丁卯、珣子內親王を立てゝ中宮となす女院小傳・歴代皇紀・後宮略傳。　十日庚午、詔して、廢主を號して太上天皇となす。詔すらく、朕、忝しく帝系を承け、叨に神符を握る。王道覃び難く、德を姬周の賢に謝し、庸昧恥づべく、化を夷夏の俗に宣す。而して、皇太子、謙讓道に合ひ、惠澤普く及べり。今、儲位を靑闈の月に避け、仙遊に射岫の雲に伴へり。準的の舊蹤なしと雖も、加ふるに禮制の崇敬を以てせん。宜しく尊號を上りて太上天皇となすべし。普く遐邇に告げて、朕が意を知らしむと皇年代略記。　二十八日戊子、祥子內親王を卜定して齋宮となし、藤原榮子を立てゝ女御となす歴代皇紀。　是の月、成良親王を以て上野太守となし、出で

て鎌倉を鎭めしめ、左馬頭足利直義を以て相模守となして、之を輔けしむ神皇正統記。

譯文大日本史卷の六十八終

譯文大日本史卷の六十九

本紀第六十九

後醍醐天皇 下

建武元年甲戌、春正月十二日辛丑、大内を營むに、安藝・周防の租賦を以て其の料費に充て、又諸國地頭の所入二十分の一を徴し、始て楮幣を用ふ(太平記。) 二十三日壬子、恒良親王を立てゝ皇太子となし(元弘日記裏書・皇年代略記・皇代略記○歴代皇紀に、二十四日に作れり。)左大臣藤原道平を以て傅となす(公卿補任。) 戊午の晦、改元す(公卿補任・元弘日記裏書・皇年代略記・東寺長者補任○太平記に、元弘三年七月に作れるは誤なり。) 二月十八日丙子、太白、昴を犯す(皇年代略記。) 二十二日庚辰、右大臣源長通罷む。二十三日辛巳、前關白經忠を以て右大臣となす(公卿補任○歴代皇紀に、二十五日に作れり。) 二十八日丙戌、詔して曰く、國家、錢あること尙し。天平寳字より天德に至るまで、改め鑄たること十次、近古、外境の貨、民間に濫布せしより、國錢行はれず、甚だ彝典に違へり。玆に庶政方に始るに當り、新に官鑄を命じ、以て用を濟し民に便せんと欲す。文に乾坤通寳と曰ふ。其銅楮並び用ひて、交易滯ること莫らしめよと(建武二年記。) 三月九日丁酉、北條高時が餘黨、本間某・澁谷某、反きて鎌倉を襲へるを、相模守足利直義、討ちて之を平ぐ(將軍執權次第。) 是の春、高時が餘黨規矩高政・絲田貞義、亦兵を筑紫に起し、僧憲法、河内の飯盛山に據り、赤橋重時、伊豫の立烏帽子山に據りたれば、詔して、安鎭法を紫宸

殿に修す（太平記○本書に、元弘三年に作れり。今、元弘日記裏書・三善資連高野山寄進狀・毛利家本太平記に從ふ。）　夏四月戊午の朔、日、之を食することあり（東寺長者補任。）　五月九日丙申、權大納言藤原公宗が北山第に行幸す（行幸部類記。）　出雲守護鹽谷高貞、千里馬を進る（太平記○本書に、日に係けず。）　是の夏、皇子義良を以て親王となす（神皇正統記。）　秋八月十七日壬申、鳥あり、人首蛇身にして、夜、紫宸殿の上に鳴けるを、藤原廣有、射て之を獲たり（太平記。）　二十七日壬午、地震ふ（皇年代略記。）　九月九日甲午、內大臣藤原公賢罷む（公卿補任。）　準大臣藤原定房を以て內大臣となす（公卿補任・歷代皇紀。）　二十一日丙午、石淸水宮に謁す（太平記。年月日は、東寺長者補任・略年代記鈔に據る○太平記に、三月十一日に作り、而して、年詳ならず。西源院本・天正本に、二年に係け、保曆間記には、是の歲に係けて、日あらず。）　二十三日戊申、東寺に行幸し（東寺長者補任。）　二十七日壬子、賀茂社に行幸す（略年代記鈔。）　冬十月五日庚申、權中納言藤原藤房、官を棄てゝ去る（公卿補任・歷代皇紀。）　七日壬戌、右大臣藤原經忠罷む。　九日甲子、前關白冬敎、右大臣となる（公卿補任。）　十四日己巳、笠懸を北山殿に觀る（建武二年記。）　二十二日丁丑、征夷大將軍護良親王を馬場殿に禁ふ（保曆間記に、二十九日に作れり。）　是の月、河內守楠正成、僧憲法を攻め（是の月は、元弘日記裏書に據る。）　土居通治・得能通言、赤橋重時を誅し、少貳貞經・大友貞宗、規矩高政・絲田貞義を誅し、並に首を京師に傳ふ（太平記○按ずるに、本書に、月日詳ならず。姑く此に係く。）　十一月十五日己亥、護良親王を鎌倉に流す（元弘日記裏書。梅松論を參取す○太平記に、二年五月三日に作れり。）　二十八日壬子、南禪寺に行幸し、甲寅の晦、宮に還る（園太曆貞和元年。）　是の月、津輕の賊時如・高景、降る（元弘日記裏書○二人、姓闕けたり。）　十二月十三日丁卯、地震ふ（皇年代略記。）　是の歲、上野太守成良親王を以て征夷大將軍となす（神皇正統記・職原鈔○按ずるに、成良の將軍となれるは、蓋し、護良幽せられたる後に在らん。而して、本書に、月日を書せず。今、姑く此に係く。）　關東廂番・奧州評定衆を置きて、其の方の事を

治むることを掌らしめ、新決所を郁芳門の側に置き、卿相を以て頭人となして、五畿七道の事を分治せしめ、其の大事は、天皇、親ら記錄所に臨みて裁斷す。卿相及び太史・外記・判事・河內守楠正成・伯耆守名和長年等、焉に預る。凡そ事を聽くは、一月に六日とし、上直は、分ちて三番となし、武者所を置き、新田氏の族を以て頭人となす（建武二年記・太平記・梅松論を參取す○按ずるに、時に、又窪所を置く。何の爲に設けたるを詳にせず。今、之を略す。梅松論に、記錄所・窪所を以て一となし、建武記と合はず。）諸國の將士、悉く京師に朝す。參議足利尊氏を以て武藏・常陸・下總の守護となし、相模守足利直義を遠江守護、左馬助新田義貞を上野・播磨の守護、新田義顯を越後守護、兵庫助脇屋義助を駿河守護、楠正成を、攝津・河內・和泉の守護（和泉は、攝津兵庫廣嚴寺楠正成の靈牌に據る。）名和長年を因幡・伯耆の守護、赤松則村を播磨守護となす。尋で則村が職を奪ひ、授くるに佐用莊を以てす。災異を以て、神泉苑を修治し、以て時災を禳ふ（太平記。）

二年乙亥、春正月、和歌會を清涼殿に行ふ（太平記。）二月二日乙卯、准三宮懽子內親王を號して、宣政門院と曰ふ（女院小傳・歷代皇紀。）四日丁巳、左大臣兼皇太子傅藤原道平薨ず。十六日己巳、內大臣藤原定房罷む。右大臣藤原冬教を以て左大臣となし、前內大臣藤原公賢を右大臣となし、權大納言藤原經通を內大臣となす。三月五日戊子、藤原公賢、皇太子傅を兼ぬ（公卿補任。）夏六月二十二日壬申、權大納言藤原公宗、謀反す。左近衞中將源定平・左衞門尉結城親光・伯耆守名和長年をして、之を收へしめ、定平が宅に禁へて鞫問す（月日は、公卿補任に據る。）秋七月、北條時行、其の餘孽を嘯聚して亂を作し、族人名越時

兼、之に應ず（太平記。月は、元弘日記裏書に據る。）　時行、進みて鎌倉を攻む。相模守足利直義、刑部大輔澁川義季・岩松經家・下野守小山秀朝をして邀撃せしめたるに、全軍覆沒せり（太平記・天正本太平記・梅松論を參取す。）　直義、出で、井出澤に戰ひて、又敗る（太平記。）　二十三日癸卯、足利直義、護良親王を害し、征夷大將軍成良親王を奉じて走る（太平記・梅松論。日は、天正本太平記・鎌倉理智光寺牌に據る。）　大江時古、成良親王を奉じ、逃れて京師に歸る（元弘日記裏書。）　二十八日戊申、北條時行、鎌倉に入る（保暦間記。）　八月二日辛亥、藤原公宗、誅に伏す（公卿補任・尊卑分脈・神皇正統記。月日は、補任分脈に據る。）　參議足利尊氏を以て征東將軍となし、往きて北條時行を討たしむ（尊卑分脈・吉野軍書案。）　尊氏、辭せずして發す（梅松論。）　三日壬子、勅して、大威德明王法を西大寺に修せしめて、賊を平げんことを禱る（毛利家本太平記。）　鎌倉、大風ありて、大佛殿壞れ、賊、壓死するもの五百餘人。八日丁巳、足利尊氏、北條時行が兵と橋本に戰ひて、大に之を破る（太平記。）　十九日戊辰、時行、戰敗れて逃竄し、尊氏、鎌倉に入る（梅松論。）　越前人瓜生保・加賀人敷地・上木・山岸（○名闕けたり。）等、名越時兼を大聖寺に攻めて、之を斬る（太平記○本書に、月日詳ならず。姑く此に係く。）　藏人頭源具光を遣はし、足利尊氏を召して京師に還らしめんとすれども、尊氏、詔を奉ぜず（保暦間記・梅松論。）　冬十月、足利尊氏、自ら征夷將軍東國管領と署し、鎌倉に據りて反き、新田義貞を誅するを以て名となす（太平記。）　閏月十五日壬辰、神護寺に行幸して、灌頂し、十七日甲午、宮に還る（園太暦。）　十一月戊申の朔、日、南至し、公卿、表賀す（朔旦冬至記に大外記頼元記を引ける。）　十二日己未、參議源顯家を以て鎮守府將軍となす。十九日丙寅、左大臣藤原冬敎罷む。前右大臣藤原經忠を以て左大臣となす（公卿補任。）

中務卿尊良親王を以て東國を管領せしめ、節刀を左兵衛督新田義貞に賜ひ、兵部少輔脇屋義助・治部大輔宇都宮公綱・千葉貞胤・肥後守菊池武重・左近衛將監大友貞載・鹽冶高貞等を率ゐて、尊良親王を奉じ、以て足利尊氏を討たしむ。義貞は、東海道よりし日は、元弘日記裏書、今川家本・毛利家本・北條家本・西源院本・南都本太平記に據る。○本書に、入日に作れり。大智院宮○名闕けたり。・彈正尹忠房親王・權中納言藤原實世・修理亮江田行義・左京大夫大館氏明等は、五千餘騎に將ゐて○諸異本に、六千に作れり。東山道よりし、信濃國司藤原光繼、二千餘騎を發して○諸異本に、三千に作れり。之に會す。義良親王・鎭守府將軍源顯家に詔して、陸奥・出羽の兵を發して、並に大軍と會せしむ。太平記。　二十二日己巳、新院、薙髮す皇年代略記・皇胤紹運錄。　二十五日壬申、新田義貞、足利尊氏が兵と矢矧に戰ひて、之を走らす。二十六日癸酉、細川定禪、兵を讚岐に起して、尊氏に應ず。高松の守將舟木頼重、之を討ちて克たず頼重が名は、舟木系圖に據る。備前人飽浦信胤・田井信高、叛きて福山城に據る。兒島高德・淺山條就、之を討ちて克たず太平記。條就が名は、金勝院本に據る。　二十七日甲戌、詔して、足利尊氏等が官爵を削る公卿補任。　越中守護普門利清叛きて、能登國司近衛中將源定清、之に死す太平記。近衛中將は、天正本に據る。

十二月五日壬午、新田義貞、足利直義と手越河原に戰ひて、大に之を破る梅松論・太平記。　十二日己丑、新田義貞、進みて、足利直義と箱根に相持す。脇屋義助・大友貞載・鹽冶高貞等、尊良親王を奉じ、足利尊氏と竹下に戰ひて、敗績す。左近衛中將藤原爲冬、之に死し、貞載・高貞、尊氏に降る。官軍、大に潰え、退きて尾張に屯す○梅松論に曰く、十一日、義助、竹下に戰ひ、十二日、大友貞載降ると。未だ孰か是なるを詳にせず。　十九日丙申、是より先、赤松則

村叛き、丹波人久下時重・波波伯部爲光・中澤玄甫、足利尊氏に應じて、守護碓井盛景を攻めしに、盛景、攝津に走れり。是に於て、新田義貞を召して、京に還らしむ。足利尊氏、官軍の後を躡みて西上し、諸道の兵を招誘して、並に京師に入る（太平記。）

延元元年丙子、春正月戊申の朔、朝拜・節會を罷む（園太暦貞和三年・太平記。）七日甲寅、白馬節、笛を徹す（園太暦貞和三年。）延暦寺の僧徒、足利尊氏を伊岐洲に拒ぎて、大に敗る（太平記〇梅松論に、去年十二月晦に作れり。）左兵衛督新田義貞をして大渡を守らしめ、權大納言藤原公泰・兵部少輔脇屋義助をして山崎を守らしめ、河内守楠正成をして宇治を守らしめ、參議源忠顯・伯耆守名和長年・左衛門尉結城親光等をして勢多を守らしめ、權大納言藤原師基をして峯堂を守らしむ（太平記・梅松論を參取す。）八日乙卯、久下時重等、峯堂を攻めしに、師基敗走し、時重等、進みて大江山に據る。九日丙辰、兵部大輔江田行義、久下時重等を擊ちて、之を走らす。尊氏、大渡を攻めて克たず（〇保暦間記に、七日に作れり。）十日丁巳、細川定禪・赤松範資、山崎を攻めしに、官軍、敗れ退き、宇都宮公綱・大友氏泰、足利尊氏に降り、新田義貞、退きて京師に還り、天皇、神器及び法皇を奉じて延暦寺に如き、大宮彼岸所に御す（太平記。）細川定禪、京師を陷れ、火を放ちて宮闕を燒く。十一日戊午、足利尊氏、京師に入る（太平記・梅松論を參取す〇尊氏京師に入るは、元弘日記裏書に、十日に作り、保暦間記には、十三日。）結城親光、尊氏を刺さんと欲し、克たずして之に死す。尊氏、細川定禪を遣はして、園城寺に據らしむ（太平記。）十三日庚申、鎮守府將軍源顯家、義良親王を奉じ、足利尊氏に尾して近江に至り（太平記・神皇正統記を

參取す。日は、正統記に據る。○太平記に、十二日に作れり。佐佐木氏頼を觀音寺城に攻めて、之を拔く太平記。十四日辛酉、顯家、坂本に至り、官軍、大に振ふ神皇正統記○元弘日記裏書に、十二日に作り、保曆間記・太平記には、十三日。十五日壬戌、源顯家・新田義貞、園城寺を攻め、千葉宗胤、戰死す。官軍、繼ぎ進みて火を縱つ。細川定禪、敗走して、將に足利尊氏が軍と合はんとするを、義貞、追擊して又之を敗り○本書に、十四日の事となし、元弘日記裏書・梅松論、並に十六日に作れり。然れども、前條の顯家坂本に至るは、神皇正統記に、十四日に係けたり。則ち其の園城寺を攻めしは、十五日なること明なり。十六日癸亥、進みて尊氏と戰ひしに、尊氏、潰走せり。其の夜、義貞、定禪に襲はれ、軍を引きて坂本に還りたれば、尊氏、又京師に入れり。二十日丁卯、大智院宮・彈正尹忠房親王・權中納言藤原實世・信濃國司藤原光繼等が師二萬、東山道より還りて坂本に至る。二十七日甲戌、藤原實世・源顯家・新田義貞・楠正成・名和長年・前上野介結城宗廣等、足利尊氏を擊ちて、之を走らす。丁丑の晦、官軍、又尊氏と京師に戰ひしに、尊氏、大に敗れて遂に西走せしかば、京師を收復して太平記。日は、梅松論・元弘日記裏書・西源院本太平記に據る○本書に、二十九日に作れり。車駕、成就護國院に還御し神皇正統記・皇年代略記。二月二日己亥、前右大臣藤原家定が華山院第に移居す○歷代皇紀・皇年代略紀・太平記○公卿補任に、四日に作れり。治部大輔宇都宮公綱・式部大輔武田某、來り降る。六日癸未、源顯家・新田義貞・楠正成、足利尊氏を追ひて攝津に至り、足利直義と豐島に戰ひ、破りて之を走らす太平記。是より先、正成、族人左近衞將監正家を常陸に遣はして、郡邑を徇へしめたりしが、是の日、尊氏が別將佐竹義冬と久慈の西に戰ひて之を斬る常陸榮王院文書・常陸清音寺文書を參取す。七日甲申、義貞、直義を湊川に破る太平記。十一日戊子、義貞、細川和氏等を瀨川に破る

梅松論。十三日庚寅、足利尊氏・足利直義、筑紫に走り神皇正統記・元弘日記裏書○太平記に、日詳ならず。諸異本に、八日に係け、梅松論には、十二日。源顯家・新田義貞等、振旅して京師に還る太平記・神皇正統記を參取す○太平記に、八日に作れり。二十九日丙午、改元す元弘日記裏書・東寺長者補任・皇年代略記○太平記に、二十五日に作り、公卿補任には、三月二日、元祕別錄には、三月二十九日。義良親王を以て陸奥太守となし神皇正統記。源顯家を鎮守府大將軍となして職原鈔○本書に、日詳ならず。姑く此に係く。結城宗廣と、奉じて以て鎮に歸らしむ神皇正統記。元弘日記裏書を參取す○太平記に、三月に係けたり。少貳貞經叛きしを、菊池武敏、討ちて之に克つ梅松論・太平記。是の月、仁木頼章、高山寺城に據り、赤松則村、白旗峯に據り、美作人菅・江見・弘戸の諸族、奈義・能仙・菩提寺等の城に據り、備前人石橋和義、甲斐川・三石等の城に據り、備中人莊・眞壁氏等、勢山に據りて、叛く太平記。三月二日己酉、内大臣藤原經道、左近衛大將を罷め、權大納言兼右近衛大將藤原道敎、左近衛大將に轉じ、權大納言藤原師平、右近衛大將となる公卿補任。菊池武敏、足利尊氏を多多良濱に攻めて克たず、阿蘇大宮司宇治惟直・筑前權守秋月種道筑前權守及び種道が名は、秋月系圖に據る。之に死す。四日辛亥、右近衛中將新田義貞に詔して、山陽・山陰十六國を管領せしめ、往きて足利尊氏を討たしむ。義貞、會疾あり、江田行義及び左馬助大館氏明、先發す。六日癸丑、江田行義等、赤松則村が兵と播磨の室山に戰ひて、之を敗る太平記。十六日癸亥、結城宗廣、相馬光胤と陸奥の熊野堂に戰ひて、利あらず。二十二日己巳、修理亮廣橋經泰、相馬光胤を小高城に攻めて克たず相馬家傳。是の月、新田義貞、京師を發して、赤松則村を白旗城に圍み、右衛門佐脇屋義助を遣はして、山陽道を略定せしむ太平記。夏四月二日戊寅、準三宮璜子内親王を號

して章德門院と曰ふ女院小傳・後宮略傳○歴代皇紀に、朔に係けたり。　六日壬午、本院崩ず歴代皇紀・皇年代略記・太平記。　八日甲申、後伏見天皇を葬る皇代記・皇年代略記。　十八日甲午、備後守兒島範長及び子高德、兵を備前の熊山に擧げ、脇屋義助と約し、船坂を攻めて之を拔く。義助、進みて三石城を圍み、江田行義、進みて奈義・能仙・菩提寺の三城を圍み、式部大輔大江田氏經、進みて福山城に據る。二十六日甲辰、足利尊氏、兵を率ゐて東上す太平記。　五月六日辛亥、石淸水宮、鳴動す皇年代略記。　十六日辛酉、足利直義、福山城を陷れ、大江田氏經、退き走る。十八日癸亥、脇屋義助、三石の圍を解く。二十日乙丑、兒島範長、赤松則村が兵と播磨に戰ひて、之に死す日は、毛利家本に據る。本書に、十日に作れり。　二十三日戊辰、新田義貞、白旗の圍を解き、退きて兵庫に屯したれば、楠正成に詔して、赴き援けしむ太平記。日は、金勝院本に據る○本書に、十三日に作れり。　二十四日己巳、源顯家、相馬光胤を討ちて之を斬る相馬家傳。　二十五日庚午、新田義貞、足利尊氏と兵庫に戰ひて、利あらず、河内守楠正成、之に死す太平記・梅松論。　二十七日壬申、天皇、又神器を奉じて延曆寺に如き公卿補任・神皇正統記、天正本・毛利家本・今川家本・北條家本・南都家本太平記○見行本太平記に、十九日に作り、歴代皇紀・皇年代略記には、二十五日。　廢主、疾と稱して京師に留る。甲戌の晦、足利尊氏、京師を陷る元弘日記裏書。　六月二日丙子、足利尊氏、直義を遣はして、延曆寺を犯さしむ太平記。直義は、梅松論に據る○梅松論に、五日に作れり。　三日丁丑、足利尊氏、法皇・廢主・豐仁親王を迎へて、男山に遷す公卿補任、北條家本・西源院本・南都本太平記。　七日辛巳、足利尊氏が兵、西坂を犯す。新田義貞・宇都宮公綱、拒ぎて之を破り、參議源忠顯・近衞少將藤原雅忠、之に死す○忠顯が死は、梅松論に、五月に作れり。　八日壬午、足利尊氏が兵、東坂を犯す。脇屋義

助。名和長年等、拒ぎて之を破る。太平記。 十四日戊子、足利尊氏、法皇・廢主・豐仁親王を奉じ、移りて東寺に營す。皇年代略記、北條家・西源院・南都本太平記を參取す○公卿補任に、十五日に作れり。 十七日辛卯、足利尊氏が兵、西坂を犯す。諸將、拒ぎて之を破る。十八日壬辰、延暦寺の僧光澄叛き、賊を導きて山に登れるを、官軍、撃ちて之を殲す。二十日甲午、諸將、撃ちて尊氏が兵を破り、其の將高師重を虜にして、之を斬る。太平記。 足利直義、退きて京師に營す。梅松論。 甲辰の晦、新田義貞、足利尊氏と京師に戰ひて、利あらず。梅松論・太平記。伯耆守名和長年、之に死す。名和系圖・梅松論・常樂記○太平記に、七月十三日に係けたり。 秋七月五日己酉、前權大納言藤原師基、北國の兵を率ゐて、延暦寺に至り、官軍、又振ふ。八日壬子、藤原師基及び新田義貞、進み戰ひて利あらず。○本書に、十八日に作れり。蓋し、十の字衍ならん。 十七日辛酉、延暦寺の僧徒、興福寺に牒し、力を戮せて賊を討たんとせしに、興福寺、之に應ず。權中納言藤原隆資を男山に遣はして、川尻路を絶たしめ、近衞中將源定平を宇治に遣はして、大和路を絶たしむ。額田爲綱、大覺寺宮を奉じて○按ずるに、諸門跡譜・皇胤紹運錄に、大覺寺宮は天皇の子恒性なりと。然るに、恒性は、元弘三年を以て越中に流され、尋で害せらる。此に謂ふ所、未だ何人なるを知らず。 長坂に屯して、丹波路を絶ち、延暦寺の僧兵、鞍馬路を守り、愛智・信樂の兵、勢多を扼す○按ずるに、隆資を遣はす以下、本書に、日あらず。姑く此に係く。 十八日壬戌、延暦寺に詔して、永く近江國衙を領せしめ、七社・九院の封戸を增し進め、僧徒の軍粮を輸せるもの八百餘人に邑を賜ふ。日は、西源院本に據る○本書に、十七日に作り、牒狀を、六月に係けたり。 二十三日丁卯、藤原隆資・新田義貞に命じて、軍を進めしめ、天皇、親臨して勞慰し、御する所の紅袴を剪り、以て將士に頒ち賜ふ。隆資・義貞、期を剋し道を分ちて並び進みし

に、隆資、差誤し、先進みて大に敗れたれば、義貞、血戰すれども、遂に利あらずして、諸路の軍、並に引き還る（太平記。日は、毛利家本に據る〇本書に、十三日に係けたり。）八月十五日戊子、足利尊氏、豐仁親王を以て帝を京師に稱せしむ。是を光明院となす。建武の號を用ふ（歴代皇紀・皇年代略記・公卿補任・天正本太平記〇補任に、建武の號を用ひしを六月十五日に係けたるは、蓋し誤なり。）九月十七日庚申、是より先、興福寺の僧徒叛き、足利高經、北陸道を絕ち、小笠原貞宗、野路・篠原に屯して、並に延曆寺の餉道を扼したれば、官軍、大に困みたりき（太平記。）是に於て、延曆寺の僧徒、小笠原貞宗を攻め、二十三日丙寅、復之を攻めたれども、並に利あらず。佐佐木高氏、近江に至りて、延曆寺の糧道を梗ぐ（諸異本太平記・梅松論を參取す〇見行本太平記に曰く、高氏、詐り降り、近江守護となりて、貞宗を討たんことを請ふ。之を聽す。高氏、近江に至りて叛けりと。）壬申の晦、脇屋義助、之を討ちて克たず（日は、金勝院本に據る。）冬十月、足利尊氏、上書して、降り且つ車駕を京師に迎へんことを請ふ。天皇、之を聽す。九日辛巳、新田義貞に敕して、皇太子を奉じ、專ら軍國の事を勾當し、北國に徃きて、更に經略をなさしむ（太平記。）十日壬午、車駕、京師に還りて、華山院に御す（皇年代略記・元弘日記裏書・太平記〇按ずるに、梅松論に、十一月二十二日に作り、保曆間記に、十一月に係けて、日あらず。）足利尊氏、兵を置きて監衞し、公卿以下の官職を奪ひ、諸將士を拘ふ。新田義貞、藤原實世等と皇太子及び尊良親王を奉じて北國に赴き、尊澄法親王は、遠江に走り、式部卿懷良親王は、吉野に走り、藤原隆資は、紀伊に走り、藤原師基・藤原光繼・源定平は、河內に走り、準大臣源親房は、伊勢に走る（師基・光繼及び親房以下は、金勝院本に據る。）十一日癸未、皇太子、近江の鹽津に至り、土居通綱・得能通言、後にありしが、敵に遇ひて戰沒し、千葉貞胤、叛き降る。十

三日乙酉、皇太子、越前に至りしを、氣比社司氣比氏治、奉迎して金崎城に入る。是の月、足利高經・仁木頼章・高師泰等、金崎城を圍む。十一月二日甲辰、足利尊氏、神器を新主に傳へんことを請ひしかば、新造の劍・璽・鏡を以て之に授く（太平記。十一月二日は、毘沙門堂所藏記・歷代皇紀・皇年代略記に據る○按ずるに、本書に、十月十日に係けたるは誤なり。）十四日丙辰、新主、成良親王を以て其の太子となす（神皇正統記・歷代皇紀。月日は、皇紀に據る。）是の月、左近衛少將源顯信、兵を伊勢に起す（保暦間記。）十二月二十一日癸巳、天皇、夜、神器を奉じ、華山院を出でゝ、吉野に幸し、刑部大輔大江景繁、之に從ひしに（太平記。月日は、元弘日記裏書・皇胤紹運錄・皇年代略記に據る○本書に、八月二十八日に係け、公卿補任には、二十四日、歷代皇紀には、二十二日。）赤雲ありて、路を燭らせり。二十二日甲午、內山に至る（吉野拾遺○按ずるに、太平記に曰く、內山の東南の山上に光あり、終夕滅えず、賀名生に至ると。）吉水院僧宗信、兵を率ゐて來り迎へ、吉野に入る。帶刀楠正行・和田正朝・眞木定觀・三輪西阿・恩地・牲河・志貴・湯淺等、兵を率ゐて迎へ衞る（太平記。）二十九日辛丑、高野山に詔して、難の平がんことを禱らしめ、且つ其の地に幸せんことを約すれども（高野山に賜ひし詔書。）僧徒、詔を奉ぜず（足利尊氏高野山に寄せたる狀。）是の月、行宮を吉野に造る（神皇正統記。）新田義貞に詔して、北國の兵を以て京師を經略せしむ。越前人瓜生保、兵を杣山に起し、式部大輔脇屋義治を以て將となす。足利高經、兵を分ちて之を攻めしに、瓜生保、擊ちて之を走らせ、又高經を新善光寺城に攻めて、之を拔く（○本書に、瓜生が兵を起すを以て、十一月の事となせり。今、前後の文に據りて之を考ふるに、宜しく明年正月に在るべし。然れども、他書に證を取るものなし。姑く此に書す。）足利尊氏、成良親王を幽す（太平記○本書に、月日を詳にせず。今、姑く此に書す。）

二年丁丑、春正月癸卯の朔、朝拜・節會を罷む。七日己酉、白馬節、笛を徹す（園太暦貞和三年。）八日

庚戌、陸奥、賊起る。鎮守府大將軍源顯家、之を討ちて利あらず、義良親王を奉じて、伊達郡の靈山を保つ太平記・結城文書・保暦間記・元弘日記裏書を參取す。月日は、元弘日記裏書に據る。十一日癸丑、伊賀守里見時成及び瓜生保・僧義鑑、兵を率ゐて金崎を援け、克たずして之に死す。二月五日丙子、權中納言藤原實世・左近衛中將新田義貞・右衛門佐脇屋義助、金崎城を出で〻杣山に往き、援兵を招く太平記。日は、毛利家・北條家・南部・天正本に據る○本書に、三月五日に係けたり。是の月、足利尊氏、前參議藤原公量・源親光を拘へ、前參議藤原宗兼を殺す公卿補任。三月六日丁未、金崎城陷りて、皇太子執へられ、中務卿尊良親王・左近衛中將藤原行房・越後守新田義顯・大炊助里見時義・氣比氏治・氣比齊晴等、之に死す太平記。齊晴が名は、金勝院本に據る。夏五月十二日壬子、中宮崩ず女院小傳○後宮略傳に、正月十三日となせり。按ずるに、二書、並に云ふ、建武四年正月十六日、號を進めて新室町院と曰ふと。蓋し、此光嚴院の爲す所なり。故に取らず。諸書に、葬日闕けたり。六月五日甲戌、星ありて、北極を孛ふ皇年代略記。十三日壬午、東寺の塔に震す東寺長者補任。是の夏、前治部大輔宇都宮公綱、吉野に至り、宗良親王、兵を遠江の井伊城に起し、大館氏明、伊豫に起り、兵部大輔江田行義、丹波の高山寺城を守り、治部大輔金谷經氏、丹生山を守る。北條時行、使を遣はして、足利尊氏を討ちて自ら贖はんと奏請したれば、詔して、之を許す。秋八月十九日丁亥、源顯家、義良親王を奉じ、兵を率ゐて西上し、足利義詮が兵と利根河に戰ひて、之を破る義良親王を奉ずるは、神皇正統記・元弘日記裏書に據る。冬十二月二十八日甲午、左近衛少將宇都宮公綱・新田義興・北條時行等、兵を發して源顯家に會し、進みて鎌倉を攻めて、之に克ち、足利義詮、出で〻走る。是の冬、新田義貞、杣山を保ちて、足利高經と相持す太平記。

三年戊寅、春正月八日庚辰、鎮守府大將軍源顯家、鎌倉を發す。宗良親王・熱田大宮司尾張昌能・美濃守堀口貞滿、途に顯家と會し、土岐頼遠・桃井直常等と青野原に戰ひて、之を敗る太平記。宗良親王は、李花集に據る。　二十三日己未、内大臣藤原定房薨ず公卿補任。　二月十四日庚申、源顯家、高師泰と雲津川に戰ひて之を破り三刀屋文書・難太平記を參取す。　進みて奈良に屯す太平記。　是の月、源顯家、桃井直常と奈良及び四天王寺に戰ひ、敗績して河内に走り、義良親王・宗良親王、吉野に赴く元弘日記裏書・太平記・李花集を參取す。　左近衛中將新田義貞、越前府城を拔き、足利高經、走りて足羽城を保つ。三月、源顯家、師を和泉に出し、左近衛少將源顯信を遣はして、男山を守らしめしに、高師直、之を圍む三月は、元弘日記裏書に據る。　夏四月十三日戊寅、足利尊氏、皇太子及び成良親王を弑す。五月二日丙申、新田義貞、足羽を攻めて克たず太平記。　二十二日丙辰、鎮守府大將軍源顯家・檢非違使名和義高、高師直と堺浦に戰ひて、之に死す公卿補任・元弘日記裏書・太平記・伯耆卷を參取す。　二十八日壬戌、左近衛少將源持定・源家房等、男山を援く元弘日記裏書。　是の夏、手詔して、新田義貞を促し、男山を救はしむ。義貞、脇屋義助を遣はし、兵を率ゐて赴き援けしむ。秋七月三日丙申、彈正少弼大井田氏經等、普門利淸を越中に、富樫高家を加賀に破り、遂に進みて新田義貞が軍と合ふ太平記。高家が名は、金勝院本に據る。　六日己亥、高師直、石淸水宮を焚く太平記・石淸水回祿記・皇年代略記。　八日辛丑、源持定・源家房、戰ひ敗れて、出で走る院家雜雜跡文。　十一日甲辰、源顯信、男山を棄てゝ河内に走る日は、元弘日記裏書・院家雜雜跡文に據る。○本書に、六月二十七日に係けたり。　脇屋義助、敦賀に至り、男山陷ると聞きて、師を班す太平記。　十

九日壬子、地大に震ひ、二十二日乙卯、又震ふ。皇年代略記。　閏月二日甲子、左近衛中將新田義貞、藤島を攻めて、之に死す。十一日癸酉、脇屋義助、兵を收めて、越前府を保つ。太平記。　二十五日丁亥、鎭守府將軍源顯信及び前上野介結城宗廣を遣はし、義良親王を奉じて、往きて陸奥を鎭め、東北諸軍事を節度せしめ、准大臣源親房をして、之を輔けしむ。神皇正統記・元弘日記裏書・太平記を參取す。　宗良親王・左兵衞佐新田義興・左馬權頭北條時行、東國を經略せんとして、並に海路に由り、太平記。宗良親王は、李花集に據る。　九月十一日壬申、進みて伊豆崎に至り、颶風に遇ひ、義良親王の船、漂ひて篠島に至れるに、顯信、焉に從へり。神皇正統記・元弘日記裏書・太平記を參取す〇正統記に、日詳ならず。太平記に、十二日となせり。　源親房、常陸に到り、遂に關城に入りて、義旅を糾合す。神皇正統記・元弘日記・關城書裏書を參取す。　前上野介結城宗廣、安濃津に卒す。太平記。　是の月、懷良親王を以て征西大將軍となし、九州節度を掌らしむ。阿蘇社文書〇後醍醐院系圖に、二年に係けたり。

四年己卯、春三月、義良親王、吉野に還る。神皇正統記・太平記。年月は、正統記に據る。　秋七月十六日癸酉、右衞門佐脇屋義助、足利高經を黑丸城に攻めて、之を破り、高經、加賀に走る。太平記。　八月九日乙未、不豫。吉野拾遺・太平記。日は、太平記に據る。　義良親王を立てゝ皇太子となす。新葉和歌集。本書に、日あらず。姑く此に係く。　十五日辛丑、天皇、位を皇太子に讓り。神皇正統記・吉野拾遺。　十六日壬寅、吉野の行宮に崩ず。年五十二。神皇正統記・吉野拾遺・關城書裏書・元弘日記裏書・常樂記・東寺長者補任・皇年代略記・天正本太平記〇按ずるに、歴代皇紀・保暦間記に、興國二年に係け、李花集に、延元五年に作り、太平記に、延元三年に作れるは、並に誤なり。　遺詔して、後醍醐天皇と稱せしむ。神皇正統記〇太平記に曰く、帝、在位のとき、延喜の風を慕ひたれば、羣臣、相議して諡を奉れりと。　河内守楠正行等、宿衞戒嚴す。太平記。　天皇、天資英毅にして、博く書史に渉り、

篤く釋氏を信じ、密宗禪旨に於て、特に研究する所ありき（神皇正統記。太平記を參取す。）又心を典故に留め、年中行事を著せり（建武年中行事。）治を爲すに、延喜の風を慕ひ（太平記。）闕に還りてより、關白を廢して躬ら庶務を攬り、更革したる所多し。曰く、今日の舊例は、乃ち往日の新制なり。安ぞ朕が新制にして、復後日の舊例たらざることを知らんやと（梅松論。）其の謚を記錄所に聽くにも、亦後三條天皇の制に效へり。元德中、元僧楚俊を正殿に引きて、法を問へり。楚俊、善く相す。退きて曰く、天皇、亢龍の悔あらん、然れども、必ず再び登極することを得んと。其の六波羅に幽せらるゝや、席を淨めて石灰壇に擬し、日に大神宮を拜すること、在位の時の如くなりき。崩ずるに臨み、口づから敕すらく、妻子珍寶及王位、及命終時不隨者、彼の穆公が三良を殉へ、始皇が寶玉を藏めたるが若きは、素より取らざる所なり。但逆賊平がずして、四海未だ安からず、惟此を恨となすのみ。太子、位に卽かば、其賢に任じ能を使ひ、義貞・義助が功を錄し、務て恢復を成し、以て朕が志に稱へよ。朕が身は、南山に瘞ると雖も、而も、神は、常に北闕を望まん。若し、命を墜すものあらば、子は繼體に匪ず、臣は藎忠に乖かんと、言訖りて、左に法華經を把り、右に劒を按じ、以て崩ぜり。群臣、亦其の言を奉じ、服御を改めず、北面して藏王堂の塔尾に葬れり（太平記。塔尾は、天正本に據る。）

譯文大日本史卷の六十九終

譯文大日本史卷の七十

本紀第七十

後村上天皇

後村上天皇、諱は義良、初の名は憲良神皇正統記。後醍醐帝の第八子なり神皇正統記・太平記○按ずるに、本書の一說及び天正本に、並に第七子に作れるは誤なり。母は新待賢門院、日を抱くを夢みて身めることあり神皇正統記。嘉曆三年、生れ○按ずるに、諸書に、生年なし。元弘日記裏書延元四年、踐阼の年十二、鳩嶺雜事記正平二十三年、崩年四十一の文に據る。元弘三年十月、出でゝ陸奧・出羽を鎮め、參議陸奧守源顯家、之が輔となり元弘日記裏書・神皇正統記。建武元年夏、親王となる神皇正統記。二年十月、足利尊氏反く。詔して、兵を發して難に赴かしむ。延元元年正月、陸奧・出羽の兵を帥ゐ、尊氏が後を躡みて西上す神皇正統記・太平記を參取す○按ずるに、太平記に、帝の事を載せず。今、正統記に據りて、之を帝に係く。下、皆此に倣ふ。二月、省中に冠し、三品に敘し、陸奧太守となりて、鎮に還る神皇正統記・元弘日記裏書。二年正月、國人、多く離叛す。因て鎮守府大將軍源顯家と靈山城を保つ元弘日記裏書・太平記を參取す○保曆間記に云ふ、賊、靈山を陥れ、顯家、宇都宮に逃ると。國人、車駕吉野に幸すと聞きて、又歸順す。八月、源顯家を率ゐて陸奧を發し、十二月、進みて足利義詮を鎌倉に討ちて、之に克ち。三年正月、京師に赴かんとし○神皇正統記に、二月に作れり。青野原に至りて、足利尊氏が兵と戰ひて、之を走らせ太平記。二月、奈良に赴きて、戰利あらず元弘日記裏書・太平記。遂に吉野に入る元弘日記裏書。五月、源顯家、戰沒し元弘日記裏書・太平記○保曆間記に、四月に係けたり。閏七月、鎮に還らん

とするとき（神皇正統記・元弘日記裏書・太平記を參取す。）密に詔して、儲貳となさんことを許す（神皇正統記・吉野拾遺。）前大納言源親房、之が輔となり（元弘日記裏書。）左近衞中將源顯信、鎭守府大將軍陸奥介となり、東國、皆其の節度を受く（神皇正統記。）九月、伊豆崎に至るとき（元弘日記裏書・神皇正統記・關城書裏書○太平記・李花集に、天龍灘に作れり。）會大風暴に起り、船皆飄蕩して、御する所、幾ど沒せんとす。既にして、風忽ち變ぜしかば、還りて伊勢の篠島に至る（元弘日記裏書・神皇正統記・太平記・關城書裏書。篠島は、新葉和歌集に據る○篠島は、太平記に、神風濱に作れり。）敕して、僧賴意を遣はして、慰問せしむ（新葉和歌集。）四年三月、吉野に還り（神皇正統記。）立ちて皇太子となる（新葉和歌集○月日闕けたり。然れども、僧賴意が和歌に據るに、蓋し、是の月に在り。）八月十五日辛丑、皇太子、左大臣藤原經忠が第に受禪す（元弘日記裏書・神皇正統記・關城書裏書・吉野拾遺。經忠が第は、吉野拾遺に據る○舊記殘缺し、攝關三公大將、考ふる所なし。）十六日壬寅、帝崩ず（歷代皇紀・關城書裏書・神皇正統記・元弘日記裏書・東寺長者補任。）是の月、後醍醐天皇を葬る（太平記、毛利家本・天正本太平記。）九月、足利高經、杣山城を陷る。右衞門佐脇屋義助、美濃に走りて、根尾城を保つ。北國の諸城、皆陷り、畑時能、鷹巣城を守る（太平記。）冬十月五日庚寅、天皇、位に吉野の行宮に卽く。時に年十二（關城書裏書。元弘日記裏書を參取す。）權中納言藤原隆資、權大納言藤原實世、機務を對掌す（太平記。）時に軍國多故、行宮湫隘にして、諸儀行はれず（太平記・關城書裏書。）僅に使を伊勢に遣はし、幣を大神宮に奉りて、卽位を告げ、且つ神器を拜して止む。二十二日丁未、畑時能、足利高經と伊地山に戰ひて、之に死す。是の月、土岐賴遠、土岐賴康、根尾城を陷れ、脇屋義助、吉野に走る。十二月十七日辛丑（十七日は、異本に據る。）遺詔を宣して、王に勤めしむ。是の時、楠正行、和田正朝、並に兵を率ゐて行宮を警衞す。征東將軍中務卿宗良親王、遠江に在り、征西大將

軍式部卿懷良親王、筑紫に在り、鎭守府大將軍源顯信・左近衞少將新田義宗・左兵衞佐新田義興、其の宗族江田・大館及び土居・得能・菊池・三角・櫻山氏等、並に國郡に據りて恢復を圖る。是の歲、故征夷大將軍護良親王の子陟良を以て征夷大將軍となす（太平記。陟良の名は、細細要記に據る。）是の月、京師、水銀を雨らす（如是院年代記。）

興國元年庚辰、春二月、高師泰、遠江の井伊城を陷る（鶴岡社務記。）三月、伊豫の義徒、奏して將帥を請ふ。適〻備前人飽浦信胤が歸順するに會ひ、道路始て通ず。刑部卿脇屋義助を遣はして、四國・九國の諸軍を總督せしむ。夏四月二十三日丙午、脇屋義助、伊豫に至り、官軍、大に振ふ（太平記。）二十八日辛亥、改元す（元弘日記裏書つ關城書裏書に、改元を以て、延元四年十月五日庚寅即位の下に係け、和漢合運にも、亦延元四年に係けたり。）五月五日丁巳、刑部卿脇屋義助卒す（印本尊卑分脈つ太平記に、五月四日病み、七月を經て卒すに作れり。）十九日壬寅、鎭守府大將軍源顯信、鎭に赴く（元弘日記裏書。）二十七日庚戌、高師冬、下總の駒城を陷る（元弘日記裏書・鶴岡社務記・保曆間記。）二十八日辛亥、源顯信、駒城を攻めて、大に之を破りしかば、高師冬、營を燒きて逃れたり（結城文書。）是の月、修理大夫金谷經氏、鞆城を拔き、細川賴春、河江城を陷る。經氏、賴春と千町原に戰ひて敗る。秋九月三日癸丑、賴春、世田城を陷れ、左馬助大館氏明、之に死す（太平記。）

二年辛巳、春二月、准大臣源親房、職原鈔を上る（關城書裏書。）夏六月十六日丙辰、高師冬、源親房・近衞中將源顯時を小田城に攻む（關城書・結城文書・常陸稅所文書を參取す。）二十三日癸亥、源親房、兵を出し、

高師冬を擊ちて、之を敗る。結城文書。是の月、大に旱す。釋林諸祖傳。冬十一月、小田治久、高師冬に降り、源親房、走りて關城を保ち、源顯時、走りて大寶城を保ち、援を修理權大夫結城親朝に請ひて、果さず。結城文書・關城書を參取す。

三年壬午、春三月二十日辛卯、法勝寺火く。太平記・和漢合運・東寺長者補任・興福寺略年代記鈔出・皇年代略記。夏五月七日丁丑、永福門院崩ず。歷代皇紀・女院小傳〇諸書に、葬係けたり。六月十九日己未、征西大將軍懷良親王、島津貞久を薩摩に討ちて、之を破る。阿蘇社文書。是の歲、變災荐に見れ、疱瘡流行したりき。皇年代略記・和漢合運・公卿補任。

四年癸未、秋七月、旱す。祇園修行日記。是の歲、關・大寶の城陷り、准大臣源親房等、走りて吉野に至り別府文書・常陸稅所文書。結城親朝、足利尊氏に降れり。結城文書。

五年甲申、夏五月、河內の觀心寺火く。觀心寺文書。秋九月丁亥の朔、日、之を食することあり。冬十一月二十日丙午、石淸水宮、鳴動す。園太曆。

六年乙酉、春、伊豆の三島社火け、下野、石を雨らし、鎌倉、光怪ありて、鶴岡宮、鳴動す〇本書に、月日あらず。今、考ふる所なし。秋七月、彗星、東北に見る。園太曆。八月十七日戊辰、京師、地震ふ。皇年代略記。是の歲、兒島高德・荻野朝忠、式部大輔脇屋義治を上野より迎へて、兵を起す。朝忠、山名時氏と丹波に戰ひて敗れ、朝忠、出でゝ降る。義治・高德、京師に入りて、足利尊氏を討たんことを謀り、事敗れて、信濃に走る。太平記。

正平元年丙戌、秋八月四日庚戌、京師、羽蟻ありて、中御門堀河に起り、大宮大路に至る。九月十三日戊子、京師、大風ありて、屋を發く園太暦。是の歲、改元したり太平記。

二年丁亥、春正月十五日戊午、京師、地震ふ。二十日癸亥、辰星・歲星、相犯す園太暦○按ずるに、本書に云ふ、二月二日乙亥、太白、星を犯すと。疑ふらくは、脫誤あらん。故に取らず。　夏五月六日戊申、京師、地大に震ふ園太暦・皇年代略記。　秋八月八日戊寅、太白、軒轅の女主星を犯し、九日己卯、又犯す。九日庚子の朔、太白、太微の右執法を犯し、熒惑、輿鬼に入りて、積尸を犯す。十一日庚戌、太白、太微の左執法を犯し、十三日壬子、又東蕃の上將を犯し、十四日癸丑、又犯す園太暦。　十七日丙辰、河内守楠正行、細川顯氏と譽田林に戰ひて、之を敗る太平記藤井寺の戰の條に、明年八月十四日に作り、住吉の戰の條に、明年九月十七日に作れり。今、今川家本・毛利家本・天正本太平記、園太暦・佐佐木系圖に從ふ。　冬十一月二十六日甲子、楠正行、山名時氏・細川顯氏を瓜生野に邀擊して、大に之を敗る園太暦・太平記。

三年戊子、春正月五日壬寅、高師直・師泰、入寇す。河内守楠正行及び楠正時・和田正朝・和田賢秀、四條畷に拒ぎ戰ひて、之に死す。天皇、師直が兵を避けて、穴太に幸す太平記。日は、天正本・毛利家本、及び園太暦に據る○本書に、賀名生皇居の條を明年に係けたるは誤なり。　二十五日壬戌、師直、火を吉野の行宮に縱ちたれば、神社佛寺、蕩盡せり園太暦・太平記。日は、園太暦に據る。　楠正儀、師泰と石川に相持す太平記。　夏五月、旱す園太暦。　紀伊の官軍、足利直冬と戰ひて敗る園太暦・太平記を參取す。　秋八月甲午の晦、太白、房の第二星を犯し、九月二日丙申、心の前星を犯し、三日丁酉、心の大星を犯す園太暦。　冬十月二十七日庚寅、光明院、位を太子興仁に讓る。是

を崇光院となす園太暦・公卿補任・皇胤紹運錄・皇年代略記。　十一月四日丁酉、京師、雷なる園太暦。　十一日甲辰、花園天皇崩ず園太暦・公卿補任・皇胤紹運錄・常樂記。

四年己丑、春正月、客星見る。二月二十六日丁亥、將軍塚鳴動して、空中に兵馬の聲あり太平記。　二十七日戊子、清水寺火く園太暦・如是院年代記・太平記・皇年代略記。　夏六月十九日己卯、京師、地震ふ皇年代略記。　二十六日丙戌、太白・歲星・辰星、相犯す○太平記に、十日に作れり。　二十八日戊子、月・太白・歲星・辰星、東井に聚る園太暦。　閏月三日壬辰、石淸水宮鳴動して、鳴鏑の聲あり、宮を出でゝ北に飛び園太暦・毛利家本太平記○見行本太平記に、六月三日に作れるは誤なり。空中に光あり、電の如くにして、相鬪ふ園太暦○太平記に、五日に作り、毛利家本太平記に、二十五日に作れり。　是の年、畠山國淸、高師泰に代りて石川に屯し、楠正儀と相持す太平記。

五年庚寅、春正月十六日壬申、京師、雷なりて、雹を雨らす祇園執行日記。　二月二十三日戊申、京師、物の狀貝子の如くにして赤色なるを雨らす園太暦。　夏五月二十日甲戌、京師、地大に震ふ天正本太平記。　二十三日丁丑、京師、地大に震ひ醍醐雜錄・祇園執行日記。　二十五日己卯、又大に震ふ。二十八日壬午、京師、大水あり祇園執行日記。　癸未の晦、京師、地震ひ祇園執行日記・皇年代略記。　六月十日癸巳、又震ひ、十一日甲午、又震ひ、二十日癸卯、又震ひ、二十二日乙巳、又大に震ひ、二十五日戊申、又震ひ祇園執行日記。　秋七月二日乙卯、又震ひ、將軍塚鳴動す皇年代略記。　八日辛酉、京師、大風あり。八月十一日甲午、京師火く祇園執行日記。　十七日庚子、春日社及び若宮の神殿の柱に金花・銀花を生ず園太暦。　冬十一月六日丁巳、京師、雷な

る祇園執行日記十二月九日庚寅、足利直義、歸順す。是に由て、將士歸降するもの衆し太平記。十三日甲午、桃井左馬頭足利直義に詔して、足利尊氏を討たしむ太平記・醍醐雜錄・吉野事書案。畠山國清、石川の圍を棄て、桃井直常、兵を越中に起して、皆之に應ず太平記・園太曆。是の月、京師、地震ふ皇年代略記。

六年辛卯、春正月七日丁巳、左馬頭足利直義等、兵を將ゐて進みて男山に據り、桃井直常、直義と謀を通じ、北國の兵を率ゐて延曆寺に至り、足利尊氏に京師に逼る。十三日癸亥、上杉朝定、足利直義に應じ朝定は、園太曆に據る。備後・備中・安藝・周防の兵を以て、高師泰と備中の勢山に戰ひて敗る太平記。十五日乙丑、足利義詮出奔し、桃井直常、京師に入る。義詮、足利尊氏と倶に還りて直常を攻む。直常、敗走す。十六日丙寅、足利尊氏が師潰えて、遂に義詮と西に奔り園太曆・太平記・東寺長者補任。桃井直常、還りて京師を守る。十七日丁卯、上杉能憲、兵を上野に起して、遙に宮軍に應じ、高師冬を甲斐に攻めて、之を殺す十七日は、常樂記に據る。二月四日甲申、石塔賴房等、軍を光明寺に駐めたるに、尊氏、來りて攻めたれば、賴房等、連戰して之を敗る。足利直義、石塔義基・畠山國清等を遣はして、賴房を救はしむ。十七日丁酉、石塔賴房・畠山國清、足利尊氏と御影濱に戰ひて、之を敗る太平記。十九日己亥、京師、地大に震ひ、將軍塚、鳴動す皇年代略記。己酉の晦、足利直義・畠山國清、復叛く園太曆・太平記・東寺長者補任を參取す。三月十七日丙寅、京師、地震ひ、夏四月十一日庚寅、又震ふ皇年代略記。五月己酉の朔、日、食に當りたれども、陰雨ありて見えず。六月六日癸未、寒きこと冬の如し。秋七月、伊勢神宮の松樹、故な

くして倒れ、賀茂社の松樹、數千株枯る園太暦。赤松則祐歸順し、征夷大將軍陸良を奉じて兵を起し、足利尊氏を討たんことを請ふ、之を聽す太平記。八月、伊勢外宮、鳴動し、空中に聲ありて、馬銜の鳴るが如く、外宮及び荒祭宮に鳴鏑の聲あり續神皇正統記。足利尊氏、降を請へども、聽さず園太暦。九月七日癸丑、賀茂御祖社、震動して、鳴鏑の聲あり。冬十月、足利尊氏及び義詮、復降を請ふ、之を許す。二十四日庚子、足利尊氏に詔して、足利直義を討たしむ園太暦・太平記。二十四日は、園太暦所載の綸旨に據る○東寺長者補任に、二十五日に作り、異本太平記には、二十三日。十一月四日庚戌、足利尊氏、兵を將ゐて關東に赴く園太暦・東寺長者補任○見行本太平記に、十四日に作り、異本太平記には、二十四日。義詮、京師を留守し、車駕の闕に還らんことを請ふ。詔して、之を許す太平記。七日癸丑、足利義詮、崇光院及び太弟直仁を廢して、觀應の號を去り、正平の號を奉ず公卿補任・歷代皇紀・東寺長者補任・續神皇正統記を參取す。九日乙卯、多武峰火く園太暦。十三日己未、是より先、藤原公賢、崇光院に事へて、嘗て太政大臣たりしが、是の日、左大臣に任ず公卿補任。十九日乙丑、京師、地屢震ふ。二十四日庚午、今年は方忌なるを以て、定めて明年春を待ち、車駕、京師に還らんことを議す。是の月、藤原敎忠、左近衞大將を兼ね、中納言源顯能、右近衞大將を兼ぬ園太暦。顯能が本官は、吉野拾遺・祇園執行日記に據る○敎忠が本官闕けたり。考ふる所なし。十二月二十三日戊戌、左近衞中將源具忠に敕して、新劍璽鏡を收めて、行宮に送らしむ園太暦・皇年代略記・皇胤紹運錄○太平記に、明年閏二月二十三日に作り、公卿補任に、二十五日とせるは誤なり。二十六日辛丑、日吉臨時祭を修す○按ずるに、天皇卽位のとき、軍國多故にして、朝廷の恒典、曠廢して行はれず、此に至りて、京師將に復せんとし、諸儀僅に行はる。例、書せざる所なれども、今、特に書す。下之に效ふ。二十八日癸卯、內侍所神祭を修す園太暦。准三宮藤原廉子を號して新待賢門院と曰ひ園太暦。

(女院小傳・太平記。) 光嚴院・崇光院を號して並に太上天皇と曰ふ(歷代皇紀・皇年代略記。) 前左大臣藤原師基を以て關白となし(園太曆・公卿補任。) 源親房、三宮に準じ、賞を從駕の群臣に頒つこと差あり(太平記。) 是の月、崇光院の署したる所の關白藤原良基以下、公卿百僚、皆行宮に詣る(太平記・公卿補任。) 敕して、官爵各一等を降す(太平記。) 是の歲、疾疫流行せり(園太曆。)

七年壬辰、春正月丙午の朔、四方拜を修む(太平記・園太曆。) 京師、地震ふ。五日庚戌、敍位す(園太曆。) 八日癸丑、法を眞言院に修す(太平記。) 十五日庚申、京師、地震ふ(園太曆。) 足利義詮、黃金三千兩・馬十匹を獻じ、金帛・馬匹を後宮百僚に贈ること差あり(太平記。) 二月辛亥の朔、長樂門院崩ず(女院小傳。) 五日乙卯、大原野祭を修す。十三日丁亥、京師に釋奠す。二十三日丁酉、詔して、京師の地子錢を課することを停む(園太曆。) 二十三日庚子、車駕、賀名生を發して、東條に至り、百僚、戎衣す(園太曆・太平記。) 是より先、穴生を改めて賀名生となせり(園太曆。) 二十八日壬寅、住吉に至りて、神主津守國夏が家に御す(園太曆・太平記○太平記に、二十七日に作れり。) 左衞門尉楠正儀・和田正忠及び眞木野・三輪・湯淺・山本氏・熊野八莊司・吉野十八鄉の兵七千餘人、警衞す(左衞門尉は、園太曆に據る。) 甲辰の晦、幣馬を住吉社に奉る。社前の松樹、故なくして折る。是の月、由良信阿・兒島高德、並に密旨を奉じて東國に赴き、左近衞少將新田義宗・左兵衞佐新田義興・式部大輔脇屋義治等をして、兵を起して足利尊氏を討たしむ(太平記。) 閏月十五日己未、四天王寺に行幸す(祇園執行日記・太平記○園太曆に、十六日に作れり。) 右近衞大將源顯能、伊賀・伊勢の兵を率ゐて、行在

所に至る太平記・園太暦。新田義宗・新田義興・脇屋義治、兵を發して上野・武藏を狥ふるに、將士、響のごとく應ず○太平記。日は、園太暦に據る○本書に、八日に作れり。十九日癸亥、車駕、男山に至り園太暦・太平記・祇園執行日記。法印定淸が家に御し、兵を以て赤井・大渡を塞がしむ太平記・園太暦・祇園執行日記・五壇法略記鈔。定淸が名は、天正本太平記に據る○善法寺文書に、十五日に作れり。二十日甲子、源顯能は、鳥羽よりし、近衞少將源顯經は、唐櫃越よりし、楠正儀・和田正忠の諸將は、桂川よりして、倶に京に入り、細川顯氏・細川頼春と戰ひて之を破り、頼春を斬る。足利義詮、近江に走る日は、今川家本・北條家本・毛利家本・金勝院本・西源院本太平記、及び園太暦・東寺長者補任・祇園執行日記・常樂記・五壇法略記鈔に據る○本書に、二十七日に作り、天正本太平記には、二十二日。準三宮源親房に敕して、源顯能と京師の諸務を總決せしむ。征東將軍宗良親王、兵を信濃に起しゝに、會新田義興・新田義宗・脇屋義治等、足利尊氏と武藏の金井原に戰ひて、大に之を破れり金井原は、鶴岡社務記・喜連川系圖に據る○本書に、小手差原に作れり。二十一日乙丑、源顯能・右衞門權佐藤原光資をして、左大臣藤原公賢に詔し、光嚴院・光明院・崇光院及び直仁親王を迎へて、男山の行宮に抵らしむ二十一日は、園太暦・東寺長者補任・祇園執行日記・五壇法略記鈔に據る○本書に、二十七日に作り、椿葉記・皇代略記には、二十日に作れり。二十三日丁卯、新田義興・脇屋義治、鎌倉を攻め、破りて足利基氏を走らす二十三日は、北條家本・南都本に據る。二十八日壬申、足利尊氏、宗良親王・新田義宗を笛吹嶺に襲ひしに太平記。宗良・義宗、小手差原に逆へ戰ひて、敗績す太平記・新葉和歌集を參取す。是の月、陸奧國司源守親、兵を將ゐて白河に至る園太暦。姓名は、新葉和歌集・結城文書に據る。三月三日丙子、光嚴院・光明院・崇光院・直仁親王を東條に徙す園太暦・皇年代略記○皇代記・東寺長者補任に、三日を四日に作り、太平記に、東條を賀名生に作れり。四日丁丑、新田義興・脇屋義治、鎌倉を棄て、河村城を保つ太平記。十五日戊子、

足利義詮、東山に屯して男山に逼りたれば、源顯能、退きて淀河に軍し、橋を撤して之を拒ぐ[太平記・皇代記・東寺長者補任・五壇法略記鈔・天正本太平記を參取す。] 二十一日甲午、足利義詮、東寺に據り、源顯能、退きて男山に軍したるに、赤松則祐、叛きて義詮に降れり[太平記。日は、祇園執行日記に據る○本書に、十七日に作れり。] 二十四日丁酉、斯波氏經・斯波氏頼・斯波詮經、東條の路を塞ぎて、男山に逼る[毛利家本太平記・天正本太平記。] 二十七日庚子、楠正儀・和田正忠、細川清氏・細川顯氏・土岐康貞と荒坂山に戰ひ、正忠、康貞を斬り、遂に退きて男山を保つ[太平記。] 是の春、飢ゑたり[園太暦。] 夏四月二十一日癸亥、左兵衞督藤原康長、山名師氏と淀河に戰ひて利あらず[日は、園太暦に據る。] 二十五日丁卯、足利義詮、男山を犯し、源顯能・楠正儀・和田正忠等、園殿口・佐羅科に防ぎ戰ふに[太平記。] 敵、火を民舍に縱ちたれば、官軍、引き還す[園太暦・太平記を參取す。] 二十七日己巳、宗良親王、信濃より發し、新田義宗は、越後より、桃井直常は、越中より、吉良滿貞・石塔義房は、駿河より、土居・得能は、伊豫より、兵を率ゐて王に勤む[太平記。] 二十九日辛未、春日山の木、多く枯る[園太暦。]

五月四日丙子、藤原康長、夜、細川顯氏が營を襲ひて、之を敗る。 楠正儀・和田正忠、河内に還り、兵を集めて男山の敵を攘はんことを圖る。 和田正忠卒す[○本書に、日あらず。姑く此に係く。] 十日壬午、矢野某・湯川莊司等[○祇園執行日記に、湯川莊司を湯淺入道に作れり。] 二百餘人、叛きて足利義詮に降る[園太暦・太平記。矢野某は、太平記に據り、二百は、園太暦に據る○太平記に、二を三に作れり。] 十一日癸未、夜、天皇、甲を被、馬に御り、圍を潰して奈良に幸せんとするに、敵、前後より來り逼りたれば、權大納言藤原隆資等三百餘人、之に死せり[園太暦・太平記を參取す○按ずるに、太平記に曰く、業富及び圓明院大納言・三條中納言雅賢、皆死せりと。]

然れども、圜太暦に、藤原公泰が書を引きて曰く、隆資の外、更に命を失へる人なしと。此に據れば、太平記は、蓋し誤ならん。一宮有種、天皇に逼りしを、藤原康長、撃ちて之を踣し、木津川に至りしに、敵、又圍みて之を射たるに、矢、御鎧に及ぶ。康長、單騎防ぎ戰ひしに、忽ちにして、兵百餘ありて來り、敵を撃ちて之を走らす太平記。十二日甲申、招提寺を道りて賀名生宮に還る圜太暦・太平記・細細要記。是の月、宗良親王・新田義宗等、男山陷りたりと聞き、兵を引きて還れり太平記。

六月二日癸卯、光嚴院・光明院・崇光院・直仁親王を賀名生の別宮に幽す圜太暦・太平記を參取す○吉野拾遺に、春に作れり。秋八月十二日壬子、豈尤旗、西方に見る圜太暦。十七日丁巳、足利義詮、光嚴院の子彌仁親王を奉じて、帝を京師に稱せしむ。是を後光嚴院となす圜太暦・皇胤紹運錄・歷代皇紀、今川家本・毛利家本太平記○太平記に、二十七日に作れるは誤なり。九月、山名時氏・山名師義、兵を伯耆に起し、出雲・因幡・隱岐を徇へて歸順す太平記。冬十一月、楠正儀・吉良滿貞・石塔頼房、攝津守護代某を撃ちて、之を走らす。足利直冬、歸順す圜太暦○太平記に、正平九年に作れり。

八年癸巳、春三月二十三日辛卯、吉良滿貞・石塔頼房等、土岐頼康と吹田に戰ひて利あらず。是の月、鎭西の諸將、右兵衞佐足利直冬に應じて、兵勢大に振ひ、伊豆守山名時氏、美作を收む圜太暦。夏四月五日壬寅、京師、大風ありて、眞言院壞る東寺長者補任。五月七日癸酉、山名時氏等、伯耆を發したれば、大納言藤原敎忠・大納言藤原隆俊・左兵衞督藤原康長・左馬頭楠正儀・和泉守和田正武・彈正少弼赤松氏範等に敕して、和泉・河內・大和・紀伊の兵を率ゐて時氏に會せしむ太平記。敎忠は、圜太暦に據る。六月九日乙巳、諸將、足利義詮と神樂岡に戰ひ、破りて之を走らせ、官軍、京師を收む圜太暦・太平記・東寺長者補任・常

樂寺記○皇年代略記に、六日に作り、今川家本・北條家本・南都本太平記には、七日、續神皇正統記には、二日。十三日己酉、掃部助堀口貞祐、足利義詮を眞野浦に邀撃して太平記。其の將佐佐木秀綱を斬る園太暦・太平記。十七日癸丑、詔して、公卿、後光嚴院の踐祚に預り、及び其の東走に從へるものは、一切官を解き、居第を沒し、中納言藤原宗房・前大藏卿師治姓闕けたり。を遣はして之を按檢せしむ園太暦。秋七月二十四日己丑、足利義詮及び赤松則祐、進みて京師に逼り園太暦・太平記。二十四日は、園太暦に據る。山名時氏、引きて伯耆に還り太平記。諸軍、皆退く園太暦・太平記・東寺長者補任○皇年代略記に、二十五日に作り。二十六日辛卯、足利義詮、京師に入る園太暦。九月二十一日乙酉、足利尊氏、後光嚴院を以て京師に入る東寺長者補任・歴代皇紀・皇年代略記・園太暦。二十四日戊子、羽蟻ありて、石淸水宮に起る。是の月、右兵衞佐足利直冬を以て總追捕使となす。是の歳、旱霖洪水ありき園太暦。

九年甲午、夏四月十七日己酉、准三宮源親房薨ず常樂記。冬十一月戊子の朔、日、南至す園太暦・公卿補任。四日辛卯、太白、哭星を犯す園太暦。十二月十三日庚午、右兵衞佐足利直冬・伊豆守山名時氏、伯耆の兵を發して、足利尊氏を討ち、足利高經、播磨守桃井直常と北國の兵を率ゐて、直冬に應ず。二十四日辛巳、足利直冬等、進みて丹波に到りしに、足利尊氏、後光嚴院を以て近江に走る太平記○二十四日は、歴代皇紀・皇年代略記・東寺長者補任、毛利家本・天正本太平記に據る○本書に、明年正月十二日に係けたり。

十年乙未、春正月十日丁酉、播磨守桃井直常、京師に至る園太暦○太平記に、十三日に作り、天正本太平記・東寺長者補任には、十六日。十六日癸卯、尾張守足利高經、京師に至る天正本太平記。二十二日己酉、右兵衞佐足利直冬・伊豆守山名時氏、

京師に至り（園太曆・東寺長者補任。時氏は、毛利家本太平記に據る○見行本太平記に、九年に係けたるは誤なり。）足利尊氏、延曆寺に據る（東寺長者補任○太平記に、二月四日に係けたり。）二月四日辛酉、足利直冬・足利高經・桃井直常等、東寺に據る。大納言藤原隆俊・左兵衞督藤原康長を遣はして、男山に據らしむ。山名時氏・右衞門佐山名師氏、足利義詮と神南山に戰ひて、敗績す。是の月、足利高經・桃井直常等、數京師に戰へり。三月十二日戊戌、諸軍、足利尊氏と大に七條に戰ひて、敗績す（太平記。十二日は、園太曆・東寺長者補任、北條家本・西源院本・南都本・天正本太平記に據る○本書に、十三日に作れり。）十三日己亥、足利直冬及び諸將、退きて住吉・四天王寺・界浦を保ちしが、遂に各引き還る（園太曆・東寺長者補任・太平記を參取す。）二十二日戊申、足利尊氏・足利義詮、京師に入る。是の月、羽蟻ありて、興福寺の金堂に起る。夏六月十九日己酉、京師、大風ありて、屋を發く。是の月、神泉苑の池水涸る（園太曆。）秋八月八日辛酉、光明院の京師に還ることを聽す（園太曆・皇年代略記。）是の月、征東將軍宗良親王、兵を信濃に起しゝに、諏訪祝某・仁科某等、之に應せり（園太曆。）

十一年丙申、春正月九日庚寅、京師、大風雷あり。足利高經、叛きて足利尊氏に降る（園太曆。）二月十七日戊辰、興福寺に震して、東金堂及び塔、災あり（園太曆・興福寺略年代記。）秋七月三日辛巳、京師、地大に震ふ（園太曆。）八月十四日壬戌、京師、大風（皇年代略記・歷代皇紀。）洪水ありて、太政官廳の門倒れ、宇治橋壞る（園太曆・東寺長者補任。）是の歲、京師、盜多かりき（園太曆。）

十二年丁酉、春二月十八日癸亥、光嚴院・崇光院・直仁親王の京師に還ることを聽す（園太曆・太平記・皇年代略記・皇胤紹運錄を參取す。）秋閏七月二十二日甲午、廣義門院崩ず（歷代皇紀・常樂記○後宮略傳に、二十一日に作り、諸書に、葬日闕けたり。）冬十一月二十二日壬

戊、太白、哭星を犯す。二十五日乙丑、熒惑、天江の第二星を犯し、二十九日己巳、仍犯す。十二月八日戊寅、太白・歳星、相犯す圜太暦。是の月、方忌を前關白師基が第に避く新葉和歌集。

十三年戊戌、春、肥前守菊池武光、一色直光等と戰ひて、之を走らす太平記。五月二十四日壬戌、京師、地大に震ふ歴代皇紀。六月戊辰の朔、日、食に當りたれども、陰雲ありて見えず圜太暦・東寺長者補任。秋八月十九日乙酉、左大臣藤原實世薨ず〇按ずるに、正平七年、藤原公賢、左大臣に任ぜらる。而して、實世代任の年月、考ふる所なし。九月四日庚子、京師、地大に震ふ圜太暦。冬十月十日乙亥、左兵衛佐新田義興、足利基氏に誘殺せらる太平記・井伊系圖。

十四年己亥、春正月十日甲辰、京師、雷なる圜太暦。三月、肥前守菊池武光、畠山國久を撃ちて、三股・六笠の二城を拔き、少貳頼尙・阿蘇大宮司宇治惟時、叛きしかば、武光、攻めて其の九寨を拔く太平記。年月は、今川家本・毛利家本・北條家本・金勝院本・西源院本・南都本に據る〇本書に、十三年十一月に作れるは、蓋し誤ならん。夏四月二十九日辛卯、新待賢門院崩ず源通冬願文・女院小傳〇太平記に、前年四月十八日に係け、諸書に、葬日闕けたり。帝・諒闇三年新葉和歌集。六月、春日社の鳥居の前の地、陷ること十五丈ばかり、興福寺の佛像の左脇に血を流す。秋七月二十三日甲寅、眞木島の河水竭き、二十四日乙卯、舊に復す圜太暦。是の月、征西大將軍懷良親王、菊池武光等を率ゐて、少貳頼尙を討ち、八月十六日丙子、大に大原に戰ひ、權大納言藤原親弘以下、卿相將士、多く戰死したれども、菊池武光、奮戰して遂に大に之を敗りしかば、頼尙、走りて寶萬嶽を保つ太平記。冬十一月、畠山國清、關東の兵を率ゐて、京師に入る月は、圜太暦に據る。十二月、足利義詮、兵を發して國清と南侵す。是の冬、賊將に行宮を犯さんと

するを以て園太暦・太平記。車駕、天野より遷りて金剛山に入り、觀心寺に御す太平記○按ずるに、是より先、賀名生より天野に徙りたる年月、諸書に、考ふる所なし。

十五年庚子、春正月、左馬頭楠正儀・和泉守和田正武、赤坂に城き、福塚某・河邊某等、平石に城き、眞木野某・酒邊某等、八尾に城き、大和・河内の兵、龍泉峯に城き、大納言藤原隆俊、紀伊の最初峰を守る。二月十三日辛未、畠山國淸、進みて津津山に屯せしに、丹下・股野・譽田・酒勾・水速・湯淺・志貴の諸氏、叛きて國淸に降る。夏四月五日辛酉、藤原隆俊、畠山義深と龍門山に戰ひて、大に之を敗り、紀伊守護代伊勢守鹽谷某、戰死す。十一日丁卯、藤原隆俊、畠山義熈等と又龍門山に戰ひて敗績し、走りて阿瀨川城を保つ。十二日戊辰、住吉社鳴動し、社前の楠樹、故なくして折れたれば、住吉・日吉の神を行宮に祀りて、法を修すること百日、以て之を禳ふ。征夷大將軍陸良親王に敕して、彈正少弼赤松氏範等を率ゐて、畠山國淸を討たしむ○敕以下、本書に、日あらず。而して、藤原隆俊が敗れたる後に出せり。故に、此に係く。　二十五日辛巳、陸良親王、反きて賀名生の行宮及び公卿の第宅を焚く。二十六日壬午、前關白師基を遣はして、之を討たしめたるに、陸良親王・赤松氏範、敗走せり。閏月乙卯の晦、土岐直氏・細川淸氏・赤松範實、龍泉城を陷れ、今川範氏・佐佐木氏賴・佐佐木信詮、平石城を陷れ、八尾の守將眞木野某等、城を棄てゝ走る。五月三日戊午、畠山國淸等、軍を合はせて赤坂城を攻む。八日癸亥、和田正武、夜、敵營を襲ひて利あらず。正武・楠正儀、退きて金剛山

を保つ。秋七月、楠正儀、杉原某を水速城に攻めて之を拔き、恩地某・牲川某、根來の僧徒を春日山城に攻めて之を破り、阿瀬川定佛・山本某・田邊別當某・湯川莊司を鹿瀬・蕪坂に擊ちて之を走らせ、伊豆守山名時氏、赤松貞範を攻めて、其の六城を拔き、仁木義長、歸順す。太平記。 九月、住吉社に行幸す。新葉和歌集・李花集。 征東將軍宗良親王に詔して、兵を率ゐて敵を討たしめたるに、北道の地凍れるを以て果さず。李花集。 刑部卿石塔賴房、仁木義住と伊賀・伊勢の兵を率ゐて、佐佐木氏賴を近江に擊ちて敗れ、義住、叛きて足利義詮に降る。是の歲、旱して飢ゑ、疾疫流行し、道殣、相望みたりき。太平記。

十六年辛丑、春三月庚辰の晦、京師火く。太平記。 夏四月辛巳の朔、日、食に當りたれども。陰雲ありて見えず。後愚昧記。 六月二十日己亥、地大に震ひ、後愚昧記・皇年代略記○太平記に、十八日に作れり。 阿波の雪港、海溢れて、居民の廬舍一千七百餘家を漂沒せしめたり。太平記。 二十一日庚子、京師、地大に震ふ。後愚昧記。 二十二日辛丑、京師、雪を雨らして、人畜凍死せり。太平記。 二十四日癸卯、京師、地大に震ひ、二十五日甲辰、又震ひ。後愚昧記。 二十七日丙午、又大に震ひて、四天王寺の金堂及び奈良の堂舍、多く壞れ、如是院年代記・皇年代略記・歷代皇紀。日は、後愚昧記に據る。 秋七月三日壬子、又大に震ひ、二十四日癸酉、又大に震ひ、後愚昧記。 難波浦、海溢れて、死者數百人、阿波の鳴戶、潮涸れ、巨鼓ありて、石上に見れたり。是の月、伊豆守山名時氏、美作の入城を降せり。但馬人長信綱、阿保信禪と時氏に應じて、兵勢、復振ふ。太平記。 八月乙卯の朔、京師、

地震ふ後愚昧記。六日甲申、肥前守菊池武光、松浦黨と飯盛山に戰ひ、破りて之を走らす。七日乙酉、菊池武光、香椎の營を攻め、大友氏時・少貳賴尙、潰え走る太平記。十九日丁酉、京師、大風あり○歷代皇紀北條家本・南都本太平記に、十七日に作れり。二十四日壬寅、地大に震ひ、紀伊、地裂け、諸國の堂舍、多く倒る。四天王寺の金堂を修造す○按ずるに、本書に云ふ、二龍あり、飛びて四天王寺に入り、金堂壞れたれば、敕して、法を修して之を禳はしむと。今、取らず。後愚昧記に據るに、金堂の壞れたる月日、亦異なり。九月二十八日丙子、左馬頭楠正儀・和泉守和田正武、佐佐木秀詮・佐々木氏詮を攝津に擊ちて之を斬る太平記。

冬十月、細川淸氏、歸順し後愚昧記・太平記。冬十月は、後愚昧記に據る。細川氏春、淡路を徇へ、松山某、攝津の香下城に據りて、官軍に應ず。十一月四日辛亥、山名時氏、倉懸城を拔く太平記。十四日辛酉、京師、地大に震ひ、月、畢を犯す後愚昧記。前關白師基・大納言藤原隆俊・中納言藤原邦光・刑部卿石塔賴房・相模守細川淸氏。楠正儀・和田正武等に敕して、大擧して足利義詮を討たしむ。十二月三日庚辰、細川氏春、淡路の兵を率ゐて界浦に至る。是より先、赤松範實、歸順せしが、是に至り、兵を率ゐて官軍に會す藤原邦光は、毛利家本・天正本太平記に據る。八日甲申、諸將、並び進む。佐佐木高秀・今川貞世等、風を望みて走り太平記、足利義詮、後光嚴院を以て近江に走りたれば太平記・皇年代略記・東寺長者補任。官軍、京師に入りて○東寺長者補任に、七日となせり。義詮が家を焚く。右京大夫仁木義長、土岐賴康と伊勢に戰ひ、中務少輔仁木賴夏、仁木義住を丹波に攻め、並に敗れて退く。山名時氏、美作より軍を引きて、伯耆に還り、赤松範實、又叛きて播磨に還りたれば、東西路塞りて、諸將至らず、足利義詮が兵、又熾なり。二十六日癸卯、足利義詮、勢多に

至り、赤松氏範、水路より將に行宮を犯さんとせしかば、前關白師基、諸將を率ゐて軍を旋す。二十九日丙午、足利義詮、京師に入る太平記。

十七年壬寅、春正月十三日庚申、東大寺に震して、災あり興福寺年代記。十四日辛酉、相模守細川清氏、阿波に至りて、伊豫・土佐・讃岐を徇ふ。二月、彗星・客星、並び見る。夏六月、伊豆守山名時氏、兵を分ちて備前・備中を徇へ、高師秀、潰え走る。時氏、富田直貞をして備後を略せしむ○直貞、今川家本に、眞貞に作れり。右兵衞佐足利直冬、兵を率ゐて之を援け、宮兼信と宮内に戰ひて敗走し、直貞、引き還る。右衞門佐山名師義、丹波・但馬の兵と相持したるに、糧乏しくして引き還り、播磨守桃井直常、越中を徇へて敗走す。秋七月二十四日丁卯、相模守細川淸氏、細川頼之と讃岐の白峰に戰ひて敗死し、伊豫・土佐・阿波・讃岐、又陷る。八月十七日庚寅、左馬頭楠正儀・和泉守和田正武・佐佐木高氏が兵と神崎に戰ひ、破りて之を走らす。九月十六日己丑、楠正儀・和田正武・刑部卿石塔頼房、赤松光範を多田部城に攻め、兵庫を火きて還る。二十七日庚子、菊池武義、斯波氏經と長者原に戰ひ、破りて之を走らせ、遂に菊池武光と進みて豐後に至り、大友氏時・少貳頼尙等を圍む。是の歲、大に旱し、冬十一月、近江の湖涸れ○按ずるに、天正本に、涸るゝこと四五尺に作り、本書には、三丈餘に作れり。未だ孰か是なるを知らず。諸國、大に飢ゑたり太平記。

十八年癸卯、秋八月十六日壬子、法華八講を莊嚴淨土寺に修す新葉和歌集。是の歲、河野通直、歸順したり豫章記。

長慶天皇

十九年甲辰、春三月、住吉社に行幸す新葉和歌集。是の春、大內弘世、周防・長門を以て叛き、足利義詮に降りしに、肥前守菊池武光・厚東某、弘世と豐後に戰ひて、之を破る。是の歲、山名時氏・山名師義・仁木義長・石塔賴房・上杉憲顯、皆相繼ぎて叛きたり太平記。賴房・憲顯は、毛利家本・天正本に據る○二書皆云ふ、桃井直常も亦降れりと。今、取らず。說、本傳に見ゆ。

二十年乙巳、春正月二十六日乙酉、前關白師基薨ず。是の月、京師、數火け、疱瘡流行せり大乘院年代記。夏五月二十四日壬午、四天王寺の金堂を慶す新葉和歌集○皇代記に、前年に係けたり。秋八月十七日癸卯、行宮火く。冬十一月、疾疫流行せり大乘院年代記。

二十一年丙午、春二月十七日己巳、法華八講を莊嚴淨土寺に修す新葉和歌集。夏六月十三日甲子、京師、大風ありて、眞言院壞る皇代記・大乘院年代記。是の月、京師、飢疫して、死者、街に盈ちぬ大乘院年代記。

二十二年丁未、春三月三日己卯、北野社火く如是院年代記。

二十三年戊申、春三月十一日辛巳、天皇、住吉殿に崩ず花營三代記・鳩嶺雜事記○按ずるに、住吉殿に遷御の年月、考ふる所なし。年四十一。觀心寺に葬り、後村上院と稱す鳩嶺雜事記○本書に、葬地闕けたり。然れども、廟陵記に據れば、觀心寺の山陵、見に存せり。帝、幼にして東藩を鎭め、入りて大統を纘ぎ、吉野に偏安したりと雖も、粗舊典を修め、恒に恢復を以て心となし、親ら艱危を蹈み、將士、力を竭して强敵を控制したり。臨御三十年、征戰殆ど虛日なかりき諸書の大意を參取す。

譯文大日本史卷の七十終

譯文大日本史卷の七十一

本紀第七十一

長慶天皇
後龜山天皇

長慶天皇、諱は寛成、後村上帝の第一子なれども、（帝王系圖。）所出を知らず。正平二十三年三月、後村上帝崩ず。天皇、位に行宮に卽き、（諸書に、受禪・卽位を載せず。然れども、後村上帝崩じて、統を承けたるものは、天皇なり。故に、此に書す。其の餘、例、書すべくして書せざるものは、南遷以後、載籍備らずして、考證する所なければなり。）皇弟熙成親王を以て皇太弟となす（新葉和歌集・嘉喜門院集に、正平二十三年八月、東宮、門院と唱和の歌あり。新葉集の福恩寺關白、後龜山帝と唱和の歌にも、亦東宮の字あり。則ち其の皇太弟たること知るべし。今、之に從ふ。）夏四月、彗星、東北に見る。五月十一日庚辰、石清水、雹を雨らす（鳩嶺雜事記。）秋七月新田義宗・脇屋義治、兵を越後・上野に起し、上杉憲將等と戰ひて克たず、義宗、戰死し、義治、出羽に走る（喜連川系圖。）

正平二十四年己酉、春正月二日戊戌、楠正儀、足利義滿に降る（花營三代記。）是の月、石清水、雹を雨らす（皇年代略記。）三月、楠氏の族、正儀を討つ（後愚昧記・花營三代記。）夏四月十二日丙子、桃井直常、松倉殿を拔く（花營三代記。）秋七月二十八日庚申、京師、地大に震ふ（後深心院關白記・後愚昧記・東寺長者補任。）九月二日甲午、大風あり（後愚昧記。）辛酉の晦、桃井直常、戰ひ敗れて、退きて松倉城を保つ。冬十月十日辛未、赤松則祐・赤松光範、

彈正少弼赤松氏範を攝津の中島に攻めしに、氏範が兵、敗れて四天王寺に走る花營三代記。十一月二十二日癸丑、雷なる後深心院關白記。是の歲、河野通直、伊豫を復したり豫章記。

建德元年庚戌、春正月、脇屋義治等、軍を武藏・上野に出し、上杉朝房等と戰ひ、克たずして信濃に走る喜連川系圖。三月十六日乙巳、桃井直和、越中に軍し、斯波義將と長澤に戰ひて、之に死し、餘衆、潰散す花營三代記。秋八月二十日丙子、駿河以東の諸國、大風ありて、禾稼を損ひ、相模國、洪水ありて、飯島の人家三百餘宇を漂沒せしむ後愚昧記。冬十月八日癸亥、赤氣ありて、北方に見る。十一月七日壬辰、白黑の氣ありて、又北方に見れ、光あり鳩嶺雜事記。是の月、和田が族、楠正儀が城を攻む花營三代記。是の歲、改元したり和漢合運。

二年辛亥、春二月、肥後守菊池武光、征西大將軍懷良親王を奉じて兵を起し、筑紫を復せんことを謀りて、今川貞世と鎭西に戰ふ花營三代記・吉川家傳を參取す。三月十九日癸卯、京師、地大に震ひ鳩嶺雜事記。二十三日丁未、又震ふ後愚昧記・後深心院關白記。後光嚴院、位を子緒仁親王に讓る。是を後圓融院と謂ふ後深心院關白記・後愚昧記・花營三代記・歷代皇紀・椿葉記・鳩嶺雜事記。夏五月六日戊午、大水あり後深心院關白記。秋七月、桃井直常、越中に戰ひて利あらず。八月、兵を發して楠正儀を討ちしに、細川賴元、正儀を援く花營三代記。九月、赤氣ありて見る鳩嶺雜事記。冬十一月、官軍、引き還り、湯淺が族百餘人、戰死す花營三代記。

文中元年壬子、春正月二十六日乙亥、熒惑・歲星、相犯す後愚昧記。二月、菊池武政、今川貞世と

肥後に戰ひて、之を敗る菊池武朝申狀○本書に、唯文中年中と曰ひて、某年月と指言せず。花營三代記を考ふるに、是の年二月、屢九州に事あり。蓋し、此の役ならん。故に、此に係く。 夏四月二十八日乙巳、天野山金剛峯寺に敕して、亂の平がんことを祈らしむ天野山金剛寺文書。 六月二十七日癸卯、京師、地震ふ後深心院關白記。 是の歲、改元したり和漢合運。

二年癸丑、春正月二十八日辛未、京師、雷なる後深心院關白記。 三月、細川氏春、來りて行宮を犯す花營三代記。 夏四月癸酉の朔、地大に震ふ後深心院關白記。 五月十一日壬子、京師、雹を雨らす後深心院關白記・和漢合運。 是の夏、疾疫流行せり大乘院年代記。 秋八月二日辛未、天皇、位を皇太弟に讓りて、吉野に遜れ花營三代記。玉川宮に徙御す古本帝王系圖・諸門跡譜。 稱して太上天皇と曰ふ。 元中二年、願文を親書して高野山に納ることあり高野山所藏文書。 明年、猶院宣を以て紀伊の將士に號令す吉野二見氏所藏文書。 薙髮して、法名は覺理。 長慶院法皇と號し皇胤紹運錄。 其の崩じたる處を知らず。

後龜山天皇、諱は熙成、後村上帝の第二子なり皇胤紹運錄。 母は嘉喜門院○按ずるに、嘉喜門院集・新葉和歌集の後龜山帝・嘉喜門院の唱和數首、孝愛併見れ、或は姑射山を以て門院を祝し、或は後村上帝の崩ずるを以て、圓月半を失ふとなせり。則ち其の母氏たること疑なし。 幼にして放鷹を菜摘川に觀るとき、巨石の松を負へるあり。侍臣を顧みて曰く、持ちて內廷に致せ、將に以て上に獻せんとすと。還るに及びて、之を索め、泣きて且つ止まず。侍臣、一小石を采りて、著くるに松枝を以てし、舁き至りて之を進むるに、重くして任へざるが如くせり。帝曰く、是ならずと。侍臣、詭きて曰く、向に此の石を致すとき、阨に當りて通せざるを、修驗者ありて、過ぎて之を咒りしに、石忽ち小に變じたれば、臣、復再び咒

りて舊の如くせんことを請ひしに、修驗者曰く、前路阨多ければ、大にしては乃ち通じ難からんと。臣、其の言を然りとし、且く持ちて至れるのみと。帝、色解けて曰く、憾むらくは、復び修驗者を喚び來り、咒りて以て汝が大虛言を小にせざるをと。衆、其の慧に復し、皆謂ふ、德業期すべしと（吉野拾遺。）

長慶帝、位に卽き、立てゝ皇太弟となす（嘉喜門院集・新葉和歌集。） 文中二年癸丑、八月二日辛未、皇太弟、行宮に受禪し（花營三代記。） 長慶帝を尊びて太上天皇と曰ひ（高野山所藏長慶帝願文。） 皇弟太宰帥泰成親王を以て皇太弟となす（宗良親王千首和歌の跋に曰く、天授二年、天皇・東宮、千首を詠ずと。帝王系圖に、泰成を以て東宮となせり。今、之に據る。） 十日己卯、內大臣藤原隆俊、天野に屯し、夜、細川氏春が營を襲ひ、克たずして之に死す（花營三代記。內大臣は、新葉和歌集に據る。） 九月二日庚子、大風、屋を發く（後深心院關白記・歷代皇紀・皇年代略記に、十月二日に作れり。） 冬十月五日癸酉、賀茂の奈良社火く（大乘院年代記。） 六日甲戌、伊豆の三島社火く（花營三代記。） 閏月二十二日己未、京師、地震ふ（後深心院關白記・大乘院年代記。） 十一月丁卯の朔、日、南至す（後深心院關白記・後愚昧記・皇年代略記。） 三日庚子、賀茂の神宮寺、災あり（大乘院年代記。） 是の歲、大館氏淸、仁木義長と鈴鹿に戰ひて之を敗り、仁木義信を斬りたり（關岡家始末。）

三年甲寅、春正月二十五日辛卯、彗星見る（大乘院年代記○後深心院關白記に、晦となせり。） 是の月、疱瘡流行せり（皇年代略記。） 夏五月二十六日辛卯、菊池武政卒す（花營三代記。）

天授元年乙卯、春二月九日己亥、延曆寺火く（歷代皇紀。） 夏六月二十一日庚戌、太白・歲星、相犯す。二十六日乙卯、大織冠の像、破裂す。秋七月己未の朔、日、之を食することあり（後深心院關白記。） 八月、

和泉の土丸城の守將宮内少輔橋本正督、足利義滿に降りて、紀伊を攻む。九月二十五日壬午、橋本正督、紀伊の諸城を陷る花營三代記。是の歳、行宮に歌合し新葉和歌集。改元したり和漢合運。

二年丙辰、春三月十一日乙丑、如意輪寺に行幸して、法會を設け、後村上天皇の冥福を薦む新葉和歌集・嘉喜門院集。夏六月二十三日丙午、彗星、東北に見る花營三代記・鳩嶺雜事記。是の歳、菊池武朝、今川貞世と鎭西に戰ひたり古川家傳・阿蘇宮文書。

三年丁巳、春二月十八日丙寅、御靈社火く後愚昧記別記。秋七月七日癸未、七夕宴す新葉和歌集・嘉喜門院集。八月六日壬子、京師火く後愚昧記別記・花營三代記。十二日戊午、征西大將軍懷良親王、大内義弘と鎭西に戰ひて敗績し、菊池が族百餘人、戰死す。二十日丙寅、大風、屋を發く後愚昧記別記。

四年戊午、秋七月、疾疫流行す。八月十三日癸丑、大風、木を折る後愚昧記。九月、征西大將軍懷良親王・菊池武朝・左近衞將監清原親善、今川貞世と託磨原に戰ひて、之を破る菊池武朝申狀・清原親善申狀を參取す。冬十一月二日辛未、民部大輔橋本正高、兵を紀伊に起して正高は、天野金剛寺文書に據る。細川業秀を討つ花營三代記・闕岡家始末を參取す。七日丙子、足利義滿、將士を遣はして、業秀を援く花營三代記。大館氏清、兵を起して正高に應じ、赤松義則と戰ひて、之を破る闕岡家始末〇本書に、日闕けたり。十七日丙戌、官軍、敗れ退く花營三代記。

五年己未、春正月二十二日庚寅、山名義理・山名氏清・山名時義、土丸城を攻め、二十三日辛卯、城陷る。二月九日丁未、義理等、紀伊に入りて、藤波城を陷れ、十一日己酉、石垣城を陷

る（花營三代記。）三月二十一日戊子、阿波の日置莊を熊野新宮に奉りて、亂の平がんことを祈る（熊野山新宮文書。）冬十一月六日己亥、河野通直、細川頼之と伊豫に戰ひて、敗死す（豫章記。）十二月四日丁卯、東寺の西院火く（後深心院關白記・東寺長者補任・皇年代略記。）是の歳、彗星見れ、天下、大に飢ゑたり（和漢合運。）

六年庚申、夏五月五日丙申、下野人小山義政、兵を起す（鎌倉大艸子。）十六日丁未、義政、宇都宮基綱と裳原に戰ひて、之を斬る（花營三代記・鎌倉大艸子。）六月十三日壬申、官軍、土岐某・原某等と伊勢に戰ひて、之を破る。秋七月十七日乙巳、民部大輔橋本正高、山名氏淸を攻め、克たずして之に死す。八月二十三日辛巳、高野政所（姓名闕けたり。）隅田某等、山名氏淸と紀伊に戰ひて、敗走す。九月七日甲午、山名氏淸、生地城を陷る（花營三代記○按ずるに、新葉和歌集に、是の歳冬、帝、狹城山の行宮に在りと。其の事詳ならず。他書に考ふる所なし。）

弘和元年辛酉、冬十月壬子の朔、日、之を食することあり（後愚味記。）十二月三日甲寅、中務卿宗良親王、新葉和歌集を上る（新葉和歌集序。）是の歳、改元したり（和漢合運。）

二年壬戌、春正月二十四日甲辰、是より先、楠正儀、歸順せしが、是に至り、山名氏淸と河内の平尾に戰ひて、敗績す（河内通法寺文書・三刀屋文書・和漢合運暦を參取す。）閏月二十三日癸酉、春日社火く（皇年代略記・和漢合符。）夏四月十一日庚寅、後圓融院、位を太子幹仁に讓る。是を後小松天皇となす（歷代皇紀・皇胤紹運錄・皇年代略記。）十三日壬辰、小山義政、足利氏滿が兵と戰ひて、敗死す（鎌倉大艸子。）是の歳、菊池武朝、族人の反けるものを守山に討ちて、之を平ぐ（菊池武朝申狀。）

三年癸亥、夏四月十九日壬辰、京師、地震ふ。二十四日丁酉、地大に震ひ、二十六日己亥、又震ひ、二十八日辛丑、又大に震ふ。後愚昧記。

元中元年甲子、改元す。和漢合運。

三年丙寅、夏六月、小山若犬丸・田村莊司則義、兵を擧げ、各其の城に據る。秋七月、小山若犬丸・田村則義、足利氏滿と下總の古河に戰ひて、敗死す。喜連川系圖。九月二日乙卯、赤松氏範、足利義滿が兵と播磨の清水に戰ひて敗れ、氏範及び子氏春・家則・祐春・季則、自殺す。赤松系圖。

四年丁卯、春三月、小田五郎、兵を常陸に擧げ、宍戸・男體の城に據る。喜連川系圖。是の歲、疾疫流行したり。和漢合運。

五年戊辰、夏五月、上杉朝宗、攻めて男體城を陷れ、小田五郎、之に死す。喜連川系圖。

七年庚午、秋七月、大雨、月を踰えて止まず。是の歲、疾疫流行したり。和漢合運。

八年辛未、冬十月十六日己巳、京師、地大に震ふ。明德記。是の歲、大に飢ゑ、疾疫流行したり。常樂記・和漢合符を參取す。

九年壬申、冬閏十月二日己卯、是より先、足利義滿、講和を議し、天皇を京師に迎へんとしたりしが、是に至りて、天皇、腰輿に駕して行宮を發し、關白以下、皆從ひ、群臣、多く戎衣し、續神皇正統記に按ずるに、皇年代略記に、鳳輦に駕するに作れり。未だ孰か是なるを知らず。車駕、大覺寺に至る。續神皇正統記・歷代皇紀。五日壬午、天皇、三神器を後小松

後小松天皇

帝に傳ふ續神皇正統記・歴代皇紀・皇年代略記・東寺長者補任。　應永元年二月、尊號を上りて太上天皇と曰ふ皇年代略記。髪薙して、法名は金剛心古本帝王系圖。　三十一年四月十二日丁巳、法皇崩ず。後龜山院と稱す和漢合運○葬地、考ふる所なし。　嘉吉三年九月、前權大納言藤原有光等、兵を起し、禁中に入りて神璽寶劍を取り、王子萬壽寺の僧金藏主といふものを擁して、延暦寺に據る。金藏主・有光、敗死して、寶劍を清水寺の傍に棄つ天地根元歴代圖・續神皇正統記・護正院文書を參取す。吉野の遺民、神璽を奉じ、王子二人を擁して吉野に據り、圓滿院の僧圓胤も亦還俗して、名を義有と更め義有は、薩戒記永亨九年八月八日の條に據る。　兵を紀伊に起す。長祿元年十二月、赤松が家士、佯りて吉野に降り、二王子を殺し、神璽を取りて京師に還りたりと云ふ諸門跡譜・上月記・赤松略譜・應仁外記○按ずるに、二王子の名諱・昭穆、今、考ふる所なし。吉野高峰山福源寺に、一古牌あり、記して曰く、一宮は、自天親王、二宮は、忠義大禪定門と。紀伊色川氏所藏の文書に曰く、色川郷は先皇の舊地にして、其の龍孫、既に大河內行宮に幸す。宜しく速に錦幡の下に赴くべし。乙亥八月六日忠義と。那智山實方院所藏の文書に、亦曰く、乙亥七月十八日忠義と。蓋し、忠義は、所謂二宮、乙亥は、康正元年にして、吉野、再び建元に及ばず。故に、甲子を以て行ひしか。並に未だ詳ならず。楠氏系圖正理が下に、亦曰く、此の時の南帝は、後醍醐帝四代の孫なり。赤松反して神器を取りて後、十津川の皇居破れ、北山高野の上高福寺に崩ずと。此の所謂南帝は、一宮を指したるか。系圖脱略して、據となすに足らずと雖も、今、姑く此に附し、以て參考に備ふ。

譯文大日本史卷の七十一終

譯文大日本史卷の七十二

本紀第七十二

後小松天皇 上　紀首北朝五主紀を掲ぐ

後小松天皇、諱は幹仁。皇曾祖光嚴帝、諱は量仁、後伏見帝の第一子なり。母は廣義門院皇胤紹運錄・續神皇正統記・皇年代略記。正和二年七月九日乙未、花園天皇、養ひて子となし、八月、親王となす歷代皇紀に、九月に作れり。後醍醐天皇登阼して、嘉暦元年七月、立てゝ皇太子となす。元德元年十二月二十八日庚戌、元服を加ふ皇胤紹運錄・皇年代略記。元弘元年秋八月、天皇、三神器を擁して、出で、笠置山に幸す太平記。九月二十日癸巳、皇太子、花園上皇の詔を以て、土御門殿に踐阼す皇胤紹運錄・皇年代略記○按ずるに、太平記に、踐阼を以て十月十三日に係けたるは誤なり。今、本書及び歷代皇紀・公卿補任に從ふ。儀、後鳥羽天皇の故事に遵ひ皇年代略記・皇代略記。仍元德の號を用ふ元弘日記裏書・將軍執權次第。關白冬教・左大臣藤原基嗣。右大臣源長通。內大臣藤原季衡。權大納言兼左近衞大將藤原經通。權大納言兼右近衞大將藤原通教、並に故の如し公卿補任・歷代皇紀。冬十月、天皇、笠置山より還る歷代皇紀・皇年代略記・皇胤紹運錄・光明寺藏書殘編。六日戊申、帝、劒・璽・鏡を天皇に受く太平記。日は、元弘元年劒璽渡御記・皇年代略記・皇胤紹運錄に據る。二十五日丁卯、故皇太子邦良の子康仁を以て親王となす歷代皇紀。是の日、禖子內親王を號して崇明門院と曰ふ女院小傳・歷代皇紀。十一月八日己卯、康仁親王を立てゝ皇太子となし歷代皇紀・皇年代略記・增鏡○元弘日記裏書に、八日を七日に作れるは、蓋し誤ならん。右大臣源長通を以て傅となす公卿補任・增鏡。

後小松天皇

正慶元年三月七日丙子、天皇を隱岐島に遷す增鏡・太平記・梅松論。　二十二日辛卯、帝、位に太政官廳に卽く。年二十歷代皇紀・皇年代略記〇太平記に、年十九となせり。今、本書正和二年七月生の文に據りて之を訂す。　四月二十八日丁卯、改元す公卿補任・增鏡・元祕別錄・天正本太平記。　五月二十日戊子、中宮に號を上りて禮成門院と曰ふ女院小傳・歷代皇紀。　七月十三日辛巳、右大臣兼皇太子傅源長通罷む公卿補任。　十月十四日庚戌、內大臣藤原季衡を右大臣となし、大納言藤原通顯を內大臣となす公卿補任・歷代皇紀。　二十八日甲子、御禊す歷代皇紀・皇胤紹運錄・太平記。　十一月八日甲戌、前右大臣藤原兼季を太政大臣となす公卿補任・歷代皇紀。　十三日己卯、大嘗す歷代皇紀・皇年代略記・增鏡・太平記。　二年閏二月二十八日辛卯、天皇、伯耆の船上山に幸す後醍醐帝、名和長年に賜へる宸翰。　三月十二日乙巳、赤松則村、來りて六波羅を攻む。鎭將北條時益・北條仲時、之を拒ぎて利あらず。帝及び皇太子・後伏見・花園の二上皇、六波羅に幸す。帝、親臨して軍士を勞ふ。五月、六波羅の兵、足利尊氏等と戰ひて敗る。七日己亥、北條時益・北條仲時、帝及び二上皇・皇太子を奉じ、劍璽及び歷世の寶器を齎して東駕す太平記。　宮人、神鏡を奉じて、權大納言藤原公宗が北山第に安ず皇年代略記〇太平記に、帝、三器を以て東すとなせるは誤なり。　北條時益、敵の爲に射殺され、流矢ありて、帝の左肱に及ぶ。九日辛丑、近江の番馬に至るとき、守良親王、兵を出して駕を要したるに、北條仲時及び從兵、悉く自裁す。帝、二上皇・皇太子と太平護國寺に御し、劍璽及び諸寶器を以て、出して守良親王に付す皇代記・皇代略記・神皇正統記・皇胤紹運錄・太平記・梅松論を參取す。　二十二日甲寅、北條高時、新田義貞と鎌倉に戰ひて、敗死す增鏡・太平記・梅松論。　二十五日丁巳、帝、位を遜る歷代皇紀。　二十八日庚申、帝及び二上皇・皇太子、太平寺より京師に還り

たれば、兵を置きて護衞す皇年代略記。後伏見上皇、帝に勸めて薙髮せしめんとすれども、帝、敢て命を奉ぜず增鏡。六月五日丁卯、天皇、宮に還る皇胤紹運錄・公卿補任。十二月十日庚午、尊びて太上天皇と曰ふ歷代皇紀・皇胤紹運錄。延元元年四月六日壬午、後伏見上皇崩ず皇胤紹運錄・帝王編年記・神皇正統記。是より先、足利尊氏反き、軍敗れて西奔したりしが、是の月、筑紫より兵を擁して東上す。二十七日壬申、天皇、出でゝ延曆寺に幸し、檢非違使太田全職を遣はして、帝及び花園法皇・豐仁親王を迎ふるに、帝、北白河に至りて不豫なれば、駕を停むること、之を久しうす。足利尊氏が迎兵至る。乃ち法皇及び豐仁親王と六條殿に還幸す太平記。六月三日丁丑、男山に幸す。十四日戊子、足利尊氏が東寺の營に幸す皇年代略記・諸異本太平記○見行本太平記に、帝、自ら還りて東寺に居るとなせるは誤なり。八月、太弟豐仁親王、踐祚す。帝、庶務を總攝し、徙りて持明院に居る神皇正統記・皇胤紹運錄・歷代皇紀・皇年代略記・天正本太平記を參取す○見行本太平記に、光明帝重祚に作れるは誤なり。崇光院、登祚し、光明院と稱し、新院と曰ふ皇代記・續神皇正統記。帝、更に一院と稱し、政事を與り聽くこと、舊の如し毛利家・今川家・天正本太平記。正平七年八月、帝、賀名生に在りて薙髮す公卿補任・園太曆。法名は勝光智。十一年、勝字を去りて光智となす。是の歲、天野の行宮に赴き、明年、京師に還りて伏見殿に居り皇胤紹運錄・皇年代略記。僧疎石を師として、禪旨を究む。是より、益〻世故を厭ひ、復人間に接することを欲せず、小倉山の下に屛居す。既にして、復伏見に還りて、光嚴院に御す。其の京師に密邇し、臣僚の候問絕えざるを以て、乃ち盡く侍從を屛け、獨僧順覺を從へて○順、一に道に作れり。四方に雲遊す。而して、時人、始め之を知ることなし。行きて當時戰爭の地を歷て、深く生靈の爲に

罪を悔い、慙慨する所多し。紀伊川に抵るに及び、危橋ありて、輙く渡るべからず。躊躇すること、之を久しうす。會武人數輩、踵ぎて至り、訶叱して、帝を排して水に墜す。順覺、身を投じ、掀げて之を出したるに、被服透濕して、肢體毀傷せり。順覺、涕を掩ひ、扶けて野亭に入りて、衣を更へ、往きて高野山に至る。一僧ありて追ひ至り、拜跪して罪を謝し、役を執り自ら贖はんことを請ふ。蓋し前日、帝を排擠して水に墜しゝものなり。帝、喩して之を遣り還へせども、固く請ひて肯て去らず。夜に及び、帝、二人を遣はして水を汲ましめ、順覺と急に出で丶伏見に還る。途に賀名生の行宮を過り、後村上天皇に謁し、共に語りて戰爭の間に及びしに、上、爲に涙を攬ひて悵然たり。辭して出づるに及び、給ふに廐馬を以てすれども、受けず。已にして、還りて復光嚴院に居るに、來候するもの尙多きを以て、出で丶丹波の山國に至り、庵を構へて居る。貞治三年七月己巳、崩ず。年五十二。卽ち其の地に葬り太平記。年五十二は、皇胤紹運錄・皇年代略記に據る。遺骨を金剛院に藏め、御影を大光明寺に安ず後深心院關白記。遺命して光嚴院と稱せしむ皇胤紹運錄・皇年代略記○諸書に、葬日闕けたり。

光明帝、諱は豐仁、光嚴の同母弟なり。元亨元年十二月二十三日壬戌、生れ。二年二月、親王となり皇胤紹運錄・歷代皇紀・皇年代略記。延元元年八月十五日戊子、元服を加へ、權大納言藤原良基が押小路第に踐祚し皇年代略記・天正本太平記。延元元年を改めて、建武三年を用ふ公卿補任・皇年代略記。左大臣藤原經忠を以て關白となす。右大臣藤原公賢・內大臣藤原經通・權大納言兼左近衞大將藤原通敎・權大納言兼右近衞大將藤原師平、並に故の如し歷代皇紀・公卿補任。二十二日乙未、帝、足利尊氏が東寺の營に幸す。

十一月二日甲辰、帝、劒・璽・鏡を後醍醐天皇に受け、天皇に尊號を上りて太上天皇と曰ふ。皇胤紹運錄・皇年代略記。十四日丙辰、太上天皇の第七子成良親王を立てゝ皇太子となし皇年代略記・歷代皇紀。內大臣藤原經通を以て傅となす。公卿補任。 十二月十日壬子、藤原經通が室町第に幸す。二十一日癸巳、太上天皇、出でゝ吉野に幸し皇胤紹運錄・皇年代略記。 尋で皇太子を廢す。歷代皇紀・皇年代略記。 四年正月十六日戊午、珣子內親王を號して新室町院と曰ふ。二月七日戊寅、壽子內親王を號して徽安門院と曰ふ。貴女鈔・女院小傳。 四月五日乙亥、關白經忠、吉野の行宮に赴く。十六日丙戌、前左大臣基嗣を以て關白となす。七月十二日庚戌、內大臣藤原經通、左大臣に遷り、右大臣藤原公賢罷め、權大納言兼左近衛大將藤原通敎、右大臣となり、權大納言兼右近衛大將藤原師平、內大臣となる。公卿補任・歷代皇紀。 十二月二十八日甲午、帝、位に太政官廳に卽く。年十七。續神皇正統記・皇年代略記・毘沙門堂所藏記。 曆應元年四月甲午の晦、準三宮藤原實子を號じて宣光門院と曰ふ。女院小傳○歷代皇紀・貴女鈔に、二十八日となせり。 五月十九日癸丑、關白基嗣罷め、左大臣藤原經通、關白となる。公卿補任・歷代皇紀。 七月六日戊戌、石淸水宮火く。石淸水回祿記・後愚昧記應安四年。 十七日庚戌、石淸水宮の火けたるを以て、廢朝すること五日。石淸水回祿記。 閏月二十八日庚寅、石淸水宮の火けたることを軒廊に卜ふ。八月十一日癸酉、使を石淸水に遣はす。後愚昧記應安四年。 征東將軍權大納言足利尊氏、征夷大將軍となる。公卿補任・喜連川系圖。 十三日乙亥、皇姪益仁親王を立てゝ皇太子となし歷代皇紀・皇年代略記・皇胤紹運錄。 右大臣藤原通敎を以て傅となす。公卿補任・歷代皇紀。 二十八日庚寅、改元す。皇年代略記・皇代記・公卿補任。 壬辰の晦、右大臣藤原通敎、左近衛大將を罷む。公卿補任。 十月十九日庚戌、內

大臣藤原師平、右近衛大將を罷む。權大納言藤原良基を以て左近衛大將を兼ねしめ、大納言源具親をして右近衛大將を兼ねしむ公卿補任・歷代皇紀。二十八日己未、御禊し歷代皇紀・皇年代略記。十一月十九日己卯、大嘗す公卿補任・歷代皇紀・皇年代略記。二年正月十六日丙子、前右大臣藤原兼季薨ず尊卑分脈・園太曆。八月十六日壬寅、後醍醐天皇、吉野の行宮に崩ず神皇正統記・皇胤紹運錄・常樂記・元弘日記裏書。十月五日庚寅、後村上天皇、位に吉野の行宮に卽く闕城書裏書。十二月二十七日辛亥、關白經通、左大臣を罷め、右大臣藤原通敎、左大臣に轉じ、內大臣藤原師平、右大臣に遷り、大納言源具親、內大臣となる。是の冬、春日の神木長講堂に遷座するを以て、京官の除目を罷む園太曆。三年七月八日己未、內大臣兼右近衛大將源具親罷む。十九日庚午、權大納言兼左近衛大將藤原良基、內大臣となり、大納言藤原實忠、右近衛大將を兼ぬ公卿補任・歷代皇紀。十月六日丙戌、佐佐木高氏、火を放ちて妙法院を焚き、亮仁法親王を擄つ太平記。十月六日は、金勝院本に據る。十二月二十七日丙午、前右大臣源長通、太政大臣となる公卿補任・歷代皇紀。四年四月二十五日壬寅、佐佐木高氏を上總に流す太平記。八月十九日甲子、春日の神木、歸座す。康永元年正月二十六日戊戌、關白經通罷む。二十七日己亥、左大臣藤原通敎、關白となる。三月二十九日庚子、太政大臣長通罷む○歷代皇紀に、二月十九日に係けたり。辛丑の晦、關白道敎、皇太子傅を罷む。內大臣藤原良基を以て皇太子傅となす公卿補任。四月二十七日戊辰、改元す公卿補任・皇代記・毗沙門堂所藏記。九月三日壬申、光嚴上皇、伏見殿に幸して、伏見天皇の冥福を修するに、土岐賴遠、酒を被りて駕を犯す。十月己亥の朔、土岐賴遠、誅に伏す太平記。朔は、常樂記に據る。

十一月己巳の朔、關白道教、左大臣を罷む。十二日庚辰、關白道教罷む○歷代皇紀に、道教、關白左大臣を罷むるは、並に十三日に係けたり。十八日丙戌、右大臣藤原師平、關白となる。十二月二十一日己未、內大臣藤原良基、左近衞大將を罷む。二年三月十九日乙酉、大納言兼右近衞大將藤原實忠罷む。二十七日癸巳、關白師平、右大臣を罷む。四月十日乙巳、前右大臣藤原公賢、左大臣となり、內大臣藤原良基、右大臣に遷り、前大納言藤原實忠、內大臣となり、大納言藤原冬信、左近衞大將を兼ね、大納言藤原公清、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・歷代皇紀○皇紀に、冬信・公清、大將を兼ぬるを以て、三月十九日となせり。今、補任に從ふ。三年八月十五日壬申、東大寺八幡宮の神輿、京に入る。二十日丁丑、神輿の京に在るを以て、釋奠に宴穩座を罷む。十月二十三日己卯、上皇に持明院に朝し、二十六日壬午、宮に還る。貞和元年正月丙戌の朔、元會、七日壬辰、白馬、十六日辛丑、蹈歌、並に樂を徹す。二月二日丁巳、釋奠に宴穩座を罷む。五日庚申、盜、東宮に入りて、內侍局の衣服を取る。十一日丙寅、大學頭紀行親姓は、康永歌合に據る。盜の爲に傷けられて死す。三月七日辛卯、奈良の白乳社、顚倒す。二十九日癸丑、方忌を新殿に避け、甲寅の晦、宮に還る。四月十二日丙寅、延曆寺中堂の長明燈、故なくして滅えたれば、之をトふ園太曆・皇年代略記。七月、彗星、東北に見る。二十六日戊申、五畿七道に令し、仁王・般若の二經を轉讀せしめて、彗星を禳ふ。八月壬子の朔、足利聖王卒したるを以て、廢朝すること七日。八日己未、使を金原・淨金剛院・深草等の五陵に發して、彗星を禳ふ園太曆。聖王が名は、常樂記に據る。是の月、足利尊氏、天龍寺を創めて成りたるを、帝、詔して、敕願に準せん、

としたるに、延暦寺の僧徒の訴を以て、其の命を罷む園太暦・太平記。　九月八日己丑、内大臣藤原實忠罷め、大納言兼左近衞大將藤原冬信、内大臣となる公卿補任・歴代皇紀。　十月二十一日辛未、改元す公卿補任・園太暦・皇代記。

二年正月辛巳の朔、小朝拜を罷め、國栖奏に笛を徹す。七日丁亥、白馬節、笛を徹す。二十一日辛丑、東大寺八幡宮の神輿、歸座す園太暦。　二月十八日丁亥、内大臣兼左近衞大將藤原冬信罷め、大納言藤原公清、内大臣となる。二十九日戊寅、關白師平罷め、右大臣藤原良基、關白となる公卿補任・歴代皇紀。五月二十五日癸卯、前右大臣藤原季衡薨ず園太暦。　六月十一日戊午、左大臣藤原公賢罷む公卿補任。　閏九月十四日己未、持明院に幸し、十五日庚申、廣義門院の新殿に幸し、十六日辛酉、宮に還る園太暦。十月十六日庚寅、内大臣藤原公清、右近衞大將を罷め、權大納言藤原經教、左近衞大將を兼ね、權大納言藤原道嗣、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・歴代皇紀・園太暦。　三年正月四日丁未、前内大臣藤原實忠薨ず尊卑分脈・公卿補任。　二月十三日丙戌、方忌を持明院に避く。五月辛未の晦、方忌を長講堂に避く園太暦。　八月十六日丙戌、内大臣藤原公清罷む。九月十六日乙卯、關白右大臣良基、左大臣に轉じ、權大納言兼左近衞大將藤原經教、右大臣となり、權大納言兼右近衞大將藤原道嗣、内大臣となる。四年三月二十八日乙丑、右大臣藤原經教、左近衞大將を罷む。四月二十八日甲午、内大臣兼右近衞大將藤原道嗣、左近衞大將に轉じ、大納言藤原公重、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・歴代皇紀。　五月十七日癸丑、幣を諸社に奉りて、雨を祈る。二十八日甲子、大雨洪水あり。七月八日癸卯、興福寺の僧徒、春日社の廻廊を修造

するを訴ふるを以て、神木を移殿に遷す園太暦。八月十二日丙子、内大臣藤原道嗣、左近衛大將を罷む公卿補任。九月十九日癸丑、方忌を持明院に避け、二十日甲寅、宮に還る園太暦。十月七日庚午、大納言兼右近衛大將藤原公重、左近衛大將に轉じ、權大納言藤原長定、右近衛大將を兼ぬ。二十二日乙酉、前左大臣藤原公賢、太政大臣となる公卿補任・歷代皇紀。二十七日庚寅、帝、位を皇太子に讓りて、土御門殿に徙御す園太暦・皇胤紹運錄・公卿補任・歷代皇紀・太平記・皇年代略記・皇代略記。土御門殿は、園太暦に據る。十一月、尊號を上りて太上天皇と曰ふ園太暦・皇胤紹運錄・歷代皇紀・皇年代略記・皇代略記。文和元年、崇光院と共に賀名生に遷る。觀應二年十二月、薙髮す。法名は眞常惠椿葉記・園太暦・皇胤紹運錄・皇年代略記・皇代略記。法名は、紹運錄以下の三書に據る。帝、發するに臨み、右近衛大將源顯能に謂て曰く、朕、本卽位せんの情なかりしが、特に武人の爲に迫られたるのみなれば、脫屣の後は、速に京師を辭して、遠く華山の蹤を追はんと欲す。然れども、亦未だ能はず。方今、國家再造し、萬物盡く其の生を遂ぐ。朕、願はくは曲恩を蒙り、緇衣を被、以て窮僻に終ることを得ん。卿、其爲に之を奏せよと。顯能、敢て命を奉ぜず。後、天皇、之を聞きて惻然たり太平記。四年八月、帝、僧服を著、法名を眞惠と改め、天野の行宮に赴き、尋で還りて伏見殿に居り、佛旨を研究し、徙りて大光明寺及び保安寺に居り、又深草の金剛壽院に遷り、後、長谷寺に居り、康曆二年六月、崩ず。年六十。遺命して、光明院と稱せしむ皇胤紹運錄・皇年代略記・皇代略記・園太暦・椿葉記・太平記を參取す○太平記・椿葉記に、帝、光嚴院と同じく京師に還るといへるは誤なり。諸書に、葬地闕けたり。

崇光帝、諱は興仁、初の名は益仁、光嚴の長子なり。母は陽祿門院。建武元年四月二十二日己卯、生れ、光明院位に卽きて、

後小松天皇

暦應元年八月、親王となり、十三日甲午、立ちて皇太子となる皇胤紹運錄・歴代皇紀・皇年代略記・愚昧記に、立太子を十五日となせり。○後貞和四年十月二十七日庚寅、皇太子、關白左大臣良基が押小路第に踐祚す園太暦・公卿補任・皇年代略記・皇代略記。 關白左大臣良基、太政大臣公賢。右大臣藤原經教。內大臣藤原道嗣。大納言兼左近衛大將藤原公重。權大納言兼右近衛大將藤原長定、並に故の如し公卿補任・歴代皇紀。 花園上皇の皇子直仁親王を立て、皇太弟となし歴代皇紀・皇年代略記・園太暦。 內大臣藤原道嗣を以て傅となす公卿補任。 十一月十一日甲辰、花園法皇崩ず園太暦・皇胤紹運錄・皇年代略記・皇代略記・常樂記。 十三日丙午、花園天皇を葬る園太暦。 二十五日戊午、光明帝を尊びて太上天皇と曰ふ園太暦・皇年代略記・皇胤紹運錄○歴代皇紀に、二十八日となせり。 五年正月癸巳の朔、春日の神木移殿に在るを以て、元會に御せず。 九日辛丑、方忌を持明院に避け、十日壬寅、宮に還る園太暦。 七月六日乙丑、前關白道教薨ず公卿補任。 九月十三日辛未、關白良基、左大臣を罷め、右大臣藤原經教、左大臣に轉じ、內大臣藤原道嗣、右大臣となり、大納言兼左近衛大將藤原公重、內大臣となる公卿補任・歴代皇紀。 十二月二十六日壬子、帝、位に太政官廳に卽く。年十六。是の歳、後村上天皇の正平四年なり歴代皇紀・皇年代略記・太平記○公卿補任に、二十七日となせり。 觀應元年二月二十七日壬子、改元す園太暦・公卿補任・皇年代略記。 三月十八日癸酉、太政大臣公賢罷む公卿補任・園太暦。 五月十六日庚午、盜、參議菅原在登を殺す公卿補任・祇園執行日記鈔・太平記・菅原系圖・常樂記。 八月二十七日庚戌、左馬頭足利義詮、土岐頼明を美濃に攻めて、之を殺す園太暦・祇園執行日記鈔。 十一月八日己未、內大臣藤原公重、左近衛大將を罷む公卿補任。 十二月九日庚寅、足利直義、吉野の行宮に歸す太平記。 二十三日甲辰、足利直義が兵、將に京師

に入らんとするを以て、土御門殿に幸し、二十八日己酉、宮に還る。二年正月辛亥の朔、元會、殿に御せず、國栖奏。小朝拜。敍位の諸儀を罷む。十四日戊子、足利直義が兵を避けて、持明院に幸す。十六日丙寅、春日の神木、歸座す（園太暦。）二月二十七日丁酉、征夷大將軍足利尊氏、高師直。高師泰を誅す（東寺長者補任・常樂記○園太暦に、二十五日に係け、太平記には、二十六日。）四月十日己丑、内大臣藤原公重罷む（公卿補任・歴代皇紀。）十六日乙未、權大納言藤原冬通、左近衛大將を兼ぬ（公卿補任。）六月二十六日癸卯、大納言兼右近衛大將藤原長定、内大臣となる。九月十九日乙丑、内大臣兼右近衛大將藤原長定罷む（公卿補任・歴代皇紀。）十一月七日癸丑、左近衛中將足利義詮、帝及び皇太弟直仁を廢して、正平の號を奉ず（皇胤紹運錄・皇年代略記を參取す。）十二月二十三日戊戌、帝、劒。璽。鏡を以て後村上天皇に奉る（園太暦。）二十八日癸卯、後村上天皇、帝を尊びて太上天皇と曰ふ（皇胤紹運錄・皇年代略記・椿葉記。）明年、帝及び光嚴。光明の二上皇。直仁親王、同じく男山の行營に赴く（皇年代略記・椿葉記・園太暦・東寺長者補任。）時に事倉卒に出で、輿の乘るべきものなければ、前太政大臣公賢、一車を進め、四主、同じく一車に載り、近臣北面の扈ふもの僅に三人のみ、夜、東寺に抵る。旦に至れども、未だ食を供せざれば、侍姫、飯を索めて之を上る。男山に駐り、月を踰えて河内の東條に幸し、尋で賀名生に遷る。諸を廢屋の内に幽して、之を塞ぐに棘を以てし、兵士を置きて固く守らしめ、姫妾各一人を縱して之に給事せしむ（園太暦。椿葉記・吉野拾遺・東寺長者補任・太平記を參取す。）延文二年二月、帝、伏見殿に還御す（皇胤紹運錄・皇年代略記・椿葉記・園太暦・續神皇正統記。）明德三年十一月、薙髮す。法名は勝圓心。應永五年正月十三日辛酉、伏見殿に崩

ず。年六十五皇胤紹運錄・皇年代略記。遺命して崇光院と稱せしむ皇年代略記・椿葉記○諸書に葬闕けたり。帝の位に在るや、世の騷亂に遭ひ、御禊・大嘗の儀、遂に行はずして止みぬ皇年代略記・續神皇正統記。後光嚴帝、諱は彌仁、崇光の同母弟なり、曆應元年三月二日丁酉、生れ皇胤紹運錄・皇年代略記・皇代記。貞和二年二月、袴を著る園太曆。觀應二年、崇光帝廢せらるゝや、外祖母藤原氏、帝をして僧となりて跡を晦まさしめんと欲す。廣義門院、北斗堂の僧實算に命じて之を占はしめたるに、天子の兆を得たり。乃ち右大辨藤原時光が家に匿し養へり太平記。文和元年二月二十六日庚子、足利尊氏、弟直義を殺す皇年代略記・常樂記・太平記。閏月二十日甲子、右大臣藤原道嗣、皇太子傅を罷む公卿補任。二十一日乙丑、光嚴・光明・崇光の三帝、及び直仁親王、賀名生に赴く。帝も亦當に同じく赴くべくして果さず。八月、是より先、足利尊氏、京師に主なきを以て、廣義門院に請ひ、帝を奉じて大位に登らしめんと欲せしかども、羣臣、神器を傳へず、且つ命を受くる所なきを以て之を難ぜしに、尊氏、聽かず。前太政大臣公賢、繼體天皇の故事に遵はんと議せしに、之に從へり。十七日丁巳、廣義門院、帝に命じて親王となし、首服を加へ園太曆。土御門殿に踐祚せしむ園太曆。昆沙門堂所藏記・公卿補任・皇胤紹運錄・皇年代略記。關白良基・左大臣藤原經教・右大臣藤原道嗣・權大納言兼左近衞大將藤原冬通、並に故の如し公卿補任・歷代皇紀。九月二十七日丁酉、改元す公卿補任・皇年代略記・園太曆・續神皇正統記。十月二十九日己巳、準三宮藤原秀子を號して陽祿門院と曰ふ園太曆・女院小傳○貴女鈔に、二十七日となせり。十一月二十七日丁酉、前權大納言藤原公秀、內大臣となる公卿補任・歷代皇紀・園太曆。二年二月四日壬寅、持明院火く皇年代略記・園太曆・太平記。三月、京師に厄ありて、連に

小兒數十人を害ひたれば、捕へて之を誅す園太曆。四月五日壬寅、大風ありて、眞言院倒る東寺長者補任。六月九日乙巳、足利義詮、山名時氏と戰ひて敗れ、義詮、帝を奉じて東坂下に幸せしむ。十三日己酉、美濃に如く園太曆・太平記。七月二日丁卯、內大臣藤原公秀、官を棄てゝ僧となる。八月六日乙丑、前關白師平薨ず。二十七日壬戌、前太政大臣長通薨ず公卿補任。九月二十一日乙酉、帝、美濃より還りて、土御門殿に御す園太曆・皇年代略記・皇代略記。十二月十一日甲辰、盜、前參議藤原實益を殺す公卿補任。二十七日辛酉、帝、位に太政官廳に卽く。年十六皇年代略記・皇代略記。三年四月八日庚子、前關白基嗣薨ず公卿補任。十五日丁未、權大納言源通相、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・歷代皇紀。閏十月二十八日丙戌、御禊し、十一月十六日癸卯、大嘗す皇年代略記・皇代略記。十二月二十四日辛巳、帝、足利直冬が兵を近江の武佐寺に避け皇年代略記・皇代略記、毛利家・天正本太平記。四年二月八日乙丑、延曆寺に如き、三月二十八日甲寅、京に還りて、土御門殿に御す皇年代略記・皇代略記・園太曆。詔して、京に留りて吉野の官署を受けたる公卿の封邑を奪ふ。七月二十六日庚戌、盜、掖庭に入りて衣物を偸む園太曆。八月八日辛酉、光明院、賀名生より至る皇年代略記・皇代略記・園太曆。是の月、左近衞中將足利義詮が請を以て、公卿の封邑を復す。九月五日丁亥、春日の神木、移殿に遷座す。延文元年正月壬午の朔、元會、神木の遷座を以て、小朝拜を罷め、國栖奏に樂を徹す。十三日甲午、春日の神木、歸座す園太曆。三月二十八日己酉、改元す公卿補任・歷代皇紀・皇年代略記・皇代略記・園太曆。七月十三日辛卯、興福寺、春日社の封戶を訴ふるを以て、神木を金堂に遷す。十八日丙申、東大寺の僧徒、八幡宮の神輿を奉じて京に入り、

伊勢守護の神人を殺したることを訴ふ（圓太曆○伊勢守護、姓名闕けたり。）二十一日己亥、權大納言兼右近衛大將源通相、內大臣となる（公卿補任・歷代皇紀。）八月十四日壬戌、大風洪水あり。二十一日己巳、幣を諸社に奉りて、晴を祈る。十月丁未の朔、盜、禁中に入りて、服御の物を竊む。二年正月丙子の朔、元會、八幡宮の神輿京に在るを以て、小朝拜を罷め、國栖奏に笛を徹す。十六日辛卯、踏歌節、簾を垂れ、樂を徹す（圓太曆。大風は、東寺長者補任に據る。）二月十八日癸亥、光嚴院・崇光院・直仁親王、賀名生より至る（圓太曆・皇年代略記・皇胤紹運錄。直仁親王は、椿葉記・太平記に據る。）三月四日己卯、春日の神木、歸座す。八日癸未、一乘院の僧徒、大乘院の僧徒と奈良に戰ふ。十月二十五日丙申、一乘院の僧徒、奈良の禪定院を焚き、數百餘宇に延燒す。三年正月庚子の朔、元會、小朝拜を罷め、國栖奏に歌笛を徹す。七日丙午、白馬節、樂を徹し、國栖・坊家の奏を罷む（圓太曆。）四月戊戌の晦、征夷大將軍權大納言足利尊氏薨ず（尊卑分脈・東寺長者補任・常樂記・足利系圖。）十二月十八日壬午、左近衛中將足利義詮を以て征夷大將軍となす（公卿補任・太平記。）二十九日癸巳、關白良基罷む。左大臣藤原經教を以て關白となす（公卿補任・歷代皇紀。）四年正月乙未の朔、元會、諸儀を罷む。四月二十八日庚寅、新千載和歌集成る（圓太曆。）五年四月六日壬戌、前太政大臣公賢薨ず（尊卑分脈。）六月八日癸巳、前內大臣藤原公清薨ず。九月甲申の晦、關白經教、左大臣を罷め、右大臣藤原道嗣、左大臣に轉じ、權大納言兼左近衛大將藤原冬通、右大臣となり、內大臣兼右近衛大將源通相罷め、權大納言藤原公忠、內大臣となる。十一月十七日庚午、右大臣藤原冬通、左近衛大將を罷め、權大納言藤

原實夏、左近衛大將を兼ね、權大納言藤原實俊、右近衛大將を兼ぬ公卿補任○冬通・大將を罷むるは、本書に、日あらず。今、姑く十七日に係く。康安元年三月庚辰の晦、改元す公卿補任・皇年代略記・後愚昧記・太平記。六月二十八日丁未、是より先、京師、地頻に震ひたれば、是の日、最勝講を修し、八月十三日辛卯、熾盛光法を修し、並に地震を禳ふ後愚昧記・太平記。九月二十三日辛未、新熊野に幸し、是の日、宮に還る歷代皇紀・後愚昧記・東寺長者補任。宮に還るは、補任に據る。十一月九日丙辰、關白經通罷め、左大臣藤原道嗣、關白となる公卿補任・歷代皇紀。十二月八日乙酉、細川清氏が兵を近江の武佐寺に避く皇胤紹運錄・皇年代略記・太平記。貞治元年正月五日壬子、延曆寺に幸し、二月十一日丁亥、延曆寺より還りて、權大納言藤原實俊が北山第に御す。四月二十一日丙申、土御門殿に御す皇年代略記。九月二十三日乙丑、改元す公卿補任・皇年代略記・皇代略記。十月四日丙子、關白道嗣、左大臣を罷む公卿補任・歷代皇紀。十二月二十日辛卯、內大臣藤原公忠罷む歷代皇紀・後愚昧記。二十七日戊戌、右大臣藤原冬通、左大臣に轉じ、前內大臣源通相、右大臣となる公卿補任・歷代皇紀。二年三月己亥の晦、權大納言兼左近衛大將藤原實夏、內大臣となる公卿補任・歷代皇紀・後愚昧記。六月十七日乙卯、石清水の神輿、京に入る皇年代略記・後愚昧記・東寺長者補任。二十七日乙丑、關白通嗣罷む。前關白良基を以て關白となす公卿補任・歷代皇紀・後愚昧記。七月十七日甲申、伊勢大神宮の井水涸れ、及び吉田社の神像の失せたることを軒廊に卜ふ後愚昧記。八月二日戊戌、前內大臣藤原公秀薨ず尊卑分脈・後愚昧記。二十九日乙丑、石清水の神輿、歸座す後愚昧記。三年二月七日壬寅、內大臣藤原實夏、左近衛大將を罷む。十九日甲寅、內大臣藤原實夏罷む公卿補任。三月十四日戊寅、權大納言兼右近衛大將藤原實俊、內大臣となる公卿補任・後愚昧記。

二十九日癸巳、權大納言藤原師良、左近衛大將を兼ぬ公卿補任・歴代皇紀。 七月七日己巳、光嚴帝崩ず皇胤紹運錄・歴代皇紀・皇年代略記・後愚昧記。 十二月二十一日庚戌、興福寺の僧徒、春日の神木を舁きて京に入り、越前守護足利高經が春日社の封戸河口莊を奪ひたることを訴ふ。命じて、神木を長講堂に移さしむ太平記。月日は、歴代皇紀に據る。 四年三月十日戊辰、前關白經通薨ず公卿補任・尊卑分脈。 十月九日癸亥、方忌を內大臣藤原實俊が第に避け、十一月四日丁亥、宮に還る後愚昧記。 五年三月十六日戊戌、東大寺八幡宮の神輿、歸座す歴代皇紀。 八月十二日壬戌、春日の神木、歸座す公卿補任・皇年代略記・太平記。 二十三日癸酉、內廷を修繕するを以て、方忌を六條長講堂に避け、二十四日甲戌、宮に還る後愚昧記。 己卯の晦、右大臣源通相を太政大臣となし、內大臣藤原實俊を右大臣となし、權大納言兼左近衛大將藤原師良を內大臣となす公卿補任・後愚昧記。 六年正月十六日癸巳、右大臣藤原實俊、右近衛大將を罷む。 二月十三日庚申、權大納言藤原忠基、右近衛大將を兼ぬ公卿補任。 十四日辛酉、元主の使來りて、我が民の彼の邊境を侵掠するものを禁せんことを請ふ善隣國寶記〇太平記に、五年九月に係けたり。 三月十八日甲午、長講堂に幸して、親ら佛經を誦し、後白河天皇の冥福を修すること三日太平記。 二十六日壬寅、內大臣藤原師良、左近衛大將を罷む公卿補任。 二十九日乙巳、淸涼殿に和歌會す。是の日、天龍寺火く歴代皇紀・太平記。 四月二十六日壬申、左兵衛督足利基氏薨ず太平記・足利系圖。 六月丙午の朔、前內大臣藤原實夏薨ず尊卑分脈・公卿補任。 二十九日甲戌、權大納言兼右近衛大將藤原忠基、左近衛大將に轉ず公卿補任・歴代皇紀。 八月十八日壬戌、興福・延曆・東大の三寺に詔して、最勝講を紫宸殿

に修せしめしに、僧徒、殿庭に相闘ひて、死傷數十人太平記。續神皇正統記を參取す○皇年代略記に、七月となせり。未だ孰か是なるを知らず。二十七日辛未、關白良基罷め、左大臣藤原冬通、關白となる。九月癸卯の晦、右大臣藤原實俊罷め、內大臣藤原師良、右大臣となり、前權大納言藤原實繼、內大臣となる公卿補任。十二月七日己酉、征夷大將軍權大納言足利義詮薨ず公卿補任・皇年代略記・足利系圖。應安元年二月十七日戊午、改元す公卿補任・皇代略記。三月十一日辛巳、後村上天皇崩ず花營三代記・鳩嶺雜事記。二十一日辛卯、太政大臣通相罷む公卿補任。四月、彗星、東北に見る鳩嶺雜事記。五畿七道の神社佛寺に令して、仁王經を讀み、彗星を禳はしむ建內記永享十一年○本書に、月日あらず。今、姑く此に係く。五月十一日庚辰、石淸水、雹を雨らす、大さ桃李の如し。使を法住寺、大原の淨金剛院に遣はして、災異を禳はしむ後愚昧別記。鳩嶺雜事記を參取す。八月二十八日丙申、延曆寺の僧徒、日吉の神輿四基を奉じて京に入り、南禪寺の山門を毀たんことを請ふ皇代記。十二月丙申の晦、左馬頭足利義滿を征夷大將軍となす後愚昧記・後深心院關白記。二年正月、石淸水、雹を雨らす、大さ柚子の如し、之を卜ふ皇年代略記。三月、京師萬里小路に、女子、子を產みたるに、狀三歲の兒の如くして、頭上に肉塊あり、大さ其の首に等し後愚昧記。四月二十日甲辰、日吉の神輿四基、又京に入る。佐佐木氏賴、禦ぎ戰ひ、僧徒、神輿を棄てゝ走る。命じて、諸を祇園社に移さしむ歷代皇紀・皇年代略記・後愚昧記・後深心院關白記・花營三代記を參取す。七月二十八日庚申、詔して、南禪寺の山門を毀つ皇代記・後愚昧記・後深心院關白記○皇年代略記に、八月に係けたり。八月三日乙丑、日吉の神輿、歸座す後愚昧記・後深心院關白記・歷代皇紀○皇年代略記に、四日となせるは誤なり。九月二日甲午、大風ありて、太政官廳の東門倒る後愚昧記。十月辛卯の朔、方忌を長講堂に避け、十一

月壬辰の朔、宮に還る後愚昧記・後深心院關白記。　四日乙未、關白左大臣冬通罷む。右大臣藤原師良を以て關白となす。十二月十九日庚辰、大納言藤原公直、右近衞大將を罷め、權中納言藤原師繼、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・歷代皇紀。　三年三月十六日乙巳、關白右大臣師良、左大臣に轉じ、權大納言兼左近衞大將藤原忠基、右大臣となり、內大臣藤原實繼罷む。前權大納言藤原經顯を以て內大臣となす公卿補任・後愚昧記・後深心院關白記。七月三日庚寅、宸筆の八講會を修して、光嚴帝の冥福を薦むに、後愚昧記○歷代皇紀朔に係けたり。　八月十五日辛未、前關白經教が第に震して、二男子、震死す後愚昧記・花營三代記・常樂記。　十月十七日壬申、石清水の神輿、京に入る皇年代略記・後愚昧記。　十一月十九日甲辰、右大臣藤原忠基、左近衞大將を罷め、權中納言兼右近衞大將藤原師繼、左近衞大將に轉じ、權大納言藤原兼定、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・歷代皇紀。　二十九日甲寅、石清水の神輿、歸座す皇年代略記・後愚昧記。　四年三月二十一日乙巳、權中納言藤原忠光が柳原第に幸す後深心院關白記・後愚昧記。二十三日丁未、位を皇太子緒仁に讓る皇胤紹運錄・皇年代略記・後愚昧記・後深心院關白記。　閏月、尊號を上りて太上天皇と曰ひ皇胤紹運錄・後深心院關白記。　新院と稱して、猶機務を預り決す後深心院關白記・續神皇正統記を參取す。　七年正月二十九日乙未、薙髮す、法名は光融。是の日崩ず。年三十七皇胤紹運錄・花營三代記。　泉涌寺に火葬し、遺骨を深草の法經堂及び金剛院に分ち藏め、後光嚴院と稱す後深心院關白記。皇年代略記を參取す。　帝、屢使を遣はして、卽位を大神宮に告げんと欲せしかども、路梗りたるを以て果さゞりしかば、羣臣、議して他の道を取りて幣を奉らんとせしかども、亦終に果さゞりき園太曆。　後圓融帝、諱は緒仁、後光嚴の第一子なり。母は崇賢門院

皇胤紹運錄・皇年代略記・皇代略記・續神皇正統記。延文三年十二月十三日丁丑、生れ皇年代略記。應安四年三月、袴を著、二十一日、親王となり皇年代略記・皇代略記。二十三日丁未、元服を加へ、權中納言藤原忠光が柳原第に踐祚し、是の日、土御門殿に遷御す皇年代略記・皇代略記・後深心院關白記。關白左大臣師良・右大臣藤原忠基・內大臣藤原經顯・權大納言兼左近衞大將藤原師嗣・權大納言兼右近衞大將藤原兼定、並に故の如し公卿補任・歷代皇紀。閏月六日己未、後光嚴帝を尊びて太上天皇と曰ふ皇年代略記・後深心院關白記。五月五日丁巳、八幡邑の人、石淸水に入りて自盡し、血の神殿を汚したることを軒廊に卜ふ後愚昧記。八日庚申、石淸水宮の穢れたるを以て、廢朝すること五日後愚昧記・後深心院關白記。七月、內大臣藤原經顯罷む〇本書に、日あらず。今、考ふべからず。十四日甲子、前太政大臣通相薨ず公卿補任。十二月二日辛巳、興福寺の僧徒、春日の神木を奉じて京に入り歷代皇紀・皇年代略記。一乘院の僧實玄、大乘院の僧敎信、三寶院の僧光濟、覺王院の僧宋錄を流さんことを請ふ春日神木入洛記・花營三代記を參取す。五年正月庚戌の朔、元會、殿に御せず、國栖奏に歌笛を徹す後愚昧記。五日甲寅、敍位を停む後深心院關白記。二十二日辛未、僧實玄を伊豆に、僧敎信を土佐に流す後愚昧記・後深心院關白記。六年正月五日戊申、前內大臣藤原經顯薨ず公卿補任・歷代皇紀・後深心院關白記。夏四月二十三日乙未、賀茂社の怪を軒廊に卜ふ後深心院關白記。九月二日庚子、大風ありて、太政官廳及び土御門殿の東門倒る皇年代略記・後愚昧記・後深心院關白記。太政官廳は、關白記に據る。二十八日丙寅、天龍寺火く歷代皇紀・鳩嶺雜事記・後深心院關白記・花營三代記。戊辰の晦、盜、新院の柳原殿に入りたるに、悉く捕へて之を斬る後愚昧記。十一月十三日己卯、赤松性準を上總に〇後深心院關白記に、上總を下野に作れり。赤松範顯を越後に流す

後愚昧記・花營三代記。　七年正月、京師、痘瘡流行す。二十九日乙未、新院崩ず。二月二日戊戌、後光嚴帝を葬る後愚昧記・後深心院關白記・花營三代記・皇年代略記。　六月二十日甲寅、日吉の七社の神輿、京に入る歴代皇紀・後愚昧記・後深心院關白記・花營三代記。　十二月十日辛未、前參議平行知を美濃に○公卿補任に、播磨に作れり。、儀俄元奇を遠江に、僧光濟を播磨に、宋錄を備中に流す花營三代記○公卿補任に、十二月九日に作れり。　十七日戊申、春日の神木、歸座す皇年代略記・花營三代記。　二十八日己未、帝、位に太政官廳に卽く。年十七皇年代略記・皇代略記。　永和元年正月十七日戊寅、前參議平行知を美濃より召し還す後深心院關白記。　二月九日己亥、延曆寺火く歴代皇紀。　二十七日丁巳、改元す公卿補任・皇年代略記・皇代記・鳩嶺雜事記・花營三代記。　十月二十八日乙卯、御禊す皇胤紹運錄・皇年代略記・永和大嘗會記・後深心院關白記。　十一月十八日甲戌、關白師良、左大臣を罷め、右大臣藤原忠基、左大臣に轉じ、權大納言兼左近衞大將藤原師嗣、右大臣となり、權大納言藤原兼嗣、內大臣となる公卿補任。　二十三日乙卯、大嘗す歴代皇紀・皇年代略記・皇代略記・後深心院關白記・永和大嘗會記。　十二月二十七日壬子、關白師良罷め、左大臣藤原忠基、關白となる。二年正月丙辰の朔、前關白良基、三宮に準ず。六日辛酉、右大臣藤原師嗣、左近衞大將を罷め、內大臣藤原兼嗣、左近衞大將を兼ぬ公卿補任○師嗣、大將を罷むるは、本書に、日あらず。今、姑く六日に係く。　三年二月十八日丙寅、柳原殿火く歴代皇紀・後愚昧記。　五月二十二日己亥、內大臣藤原兼嗣、左近衞大將を罷む。　四年四月二十七日己巳、權大納言兼右近衞大將藤原兼定、左近衞大將に轉じ、權大納言藤原實時、右近衞大將を兼ぬ公卿補任。　七月庚子の晦、權大納言兼左近衞大將藤原兼定薨ず歴代皇紀・公卿補任・後愚昧記。　八月二十七日丁卯、關白忠基、左大臣を罷め、右大臣藤原師嗣、左大臣に轉じ、內大臣藤原

兼嗣、右大臣となり、前權大納言藤原公直、內大臣となり、權大納言兼右近衞大將藤原實時、左近衞大將に轉じ、征夷大將軍權大納言足利義滿、右近衞大將を兼ぬ公卿補任・歷代皇紀○忠基、大臣を罷むるは、二書に、日あらず。今、姑く二十七日に係く。

康曆元年三月二十二日己丑、改元す公卿補任・後愚昧記・花營三代記。 六月八日壬申、日吉の七社の神輿、歸座す花營三代記。 八月十四日戊寅、春日の神木、京に入る皇年代略記・後深心院關白記。 二十二日丙戌、關白忠基罷む公卿補任。 二十五日己丑、左大臣藤原師嗣、關白となる公卿補任・後深心院關白記。 二年六月二十四日戊子、光明帝崩ず皇胤紹運錄・歷代皇紀・皇年代略記・皇代略記・花營三代記○諸書に、葬日闕けたり。 十二月十五日壬申、春日の神木、歸座す皇年代略記・花營三代記。 永德元年二月二十四日庚辰、改元す皇年代略記・公卿補任・元祕別錄。 七月二十三日丙午、准三宮良基、太政大臣となり、內大臣藤原公直罷め○公直、大臣を罷むるは、本書に、日あらず。姑く此に係く。 征夷大將軍權大納言兼右近衞大將足利義滿、內大臣となる。 九月四日丙戌、前權大納言藤原兼綱、大臣に准ず。 五日丁亥、准大臣藤原兼綱罷む。 二十六日戊申、前准大臣藤原兼綱薨じ、朝を輟むること三日公卿補任。 二年四月十一日庚寅、持明院の北中園第に幸し、位を皇子幹仁に讓る。尊號を上りて太上天皇と曰ひ皇年代略記。 新院と號す歷代皇紀・後愚昧記。 十一日庚寅、關白師嗣罷む公卿補任。 明德四年四月二十六日辛丑、故內大臣藤原經顯が小川第に崩ず。年三十六。泉涌寺に火葬して、遺骨を深草の法華堂に藏む。遺詔して後圓融院と稱せしむ皇年代略記。

後小松天皇は、即ち後圓融帝の長子なり。母は通陽門院皇胤紹運錄・皇代略記・皇年代略記。 永和三年六月二十六日壬申、生れ皇胤紹運錄・皇年代略記。 永德二年四月、袴を著○皇代略記に、四月三日、親王となるとあり。然れども、皇年代略記に曰く、親王とならずと。故に、今取らず。 十一日庚寅、土御門殿に踐阼し皇年代略

後小松天皇

記・皇代略記。太政大臣良基を以て攝政せしむ。征夷大將軍左大臣兼右近衛大將足利義滿・右大臣藤原兼嗣・內大臣兼左近衛大將藤原實時、並に故の如し公卿補任・歷代皇紀。十九日戊戌、前權大納言藤原仲房、大臣に準す公卿補任。二十五日甲辰、後圓融帝を尊びて太上天皇と曰ふ皇胤紹運錄・歷代皇紀・皇年代略記○皇代略記に、二十八日となせり。十二月二十八日壬寅、天皇、位に太政官廳に卽く。時に年六歲歷代皇紀・皇年代略記。是の歲、後龜山天皇の弘和二年なり。三年三月五日己酉、石淸水宮の火けたるを以て、使を宇佐に遣はす後愚昧記。四月二十五日戊戌、準三宮藤原仲子を號して崇賢門院と曰ふ歷代皇紀・後愚昧記。十月二十二日壬辰、御禊し、十一月十六日乙卯、大嘗す皇胤紹運錄・歷代皇紀・皇年代略記。十二月、權中納言藤原爲重、新後拾遺和歌集を上る拾芥鈔。至德元年二月二十七日乙未、改元す歷代皇紀・皇年代略記・公卿補任。三月十日戊申、左大臣足利義滿、右近衛大將を罷む。二十三日辛酉、內大臣藤原實時、左近衛大將を罷め、權大納言藤原經嗣、左近衛大將を兼ね、權大納言源具通、右近衛大將を兼ぬ公卿補任。二年二月十五日丁未、盜、前權中納言藤原爲重を殺す公卿補任・拾芥鈔。嘉慶元年正月三日乙卯、天皇、元服を加ふ皇胤紹運錄・公卿補任・皇年代略記・皇代略記。八日庚申、攝政太政大臣良基罷む公卿補任・歷代皇紀○補任に、攝政を罷むる月日闕けたり。皇紀に、正月に係けて、日あらず。今、二書の太政大臣を罷むるの日に據り、姑く此に係く。二月七日戊子、右大臣藤原兼嗣を以て攝政せしむ公卿補任○歷代皇紀に、四日となせり。八月二十三日甲戌、改元す皇年代略記・公卿補任。十二月八日甲寅、前權大納言源善成、大臣に準す公卿補任。二年三月二十六日庚子、攝政右大臣兼嗣薨ず。四月八日乙丑、前太政大臣良基を以て攝政せしむ。五月二十六日己亥、征夷大將軍足利義滿、左大臣を罷め、內大

臣藤原實時、左大臣となり、權大納言兼右近衛大將源具通、右大臣となり、權大納言兼左近衛大將藤原經嗣、內大臣となる公卿補任・歷代皇紀。　六月二日甲辰、準大臣藤原仲房薨ず公卿補任。　十二日甲寅、攝政良基罷む。藤原師嗣を以て關白となす。十三日乙卯、前攝政良基薨ず。康應元年正月五日乙亥、右大臣源具通、右近衛大將を罷む歷代皇紀○公卿補任に、具通が大將を罷めたるを二月の事となせり。　二月九日己酉、改元す公卿補任・皇年代略記・東寺長者補任。　四月二十日己未、權大納言藤原宗實、右近衛大將を兼ぬ公卿補任・歷代皇紀。　明德元年三月二十六日庚寅、改元す公卿補任・皇年代略記。　四月癸亥の朔、內大臣藤原經嗣、左近衛大將を罷め、權大納言藤原宗實、右近衛大將を罷め、權大納言藤原實直、左近衛大將を兼ね、權大納言藤原通定、右近衛大將を兼ぬ公卿補任。　三年、征夷大將軍前左大臣足利義滿、大內義弘を吉野の行宮に使はして、和を講せしむ應永記。十月二十八日丙子、後龜山天皇、三神器を以て行宮を發す。閏月二日己卯、後龜山天皇、京師に還りて、大覺寺に御す歷代皇紀・皇年代略記・續神皇正統記。

譯文大日本史卷の七十二終

譯文大日本史卷の七十三

本紀第七十三

後小松天皇　下

明德三年冬閏十月五日壬午、天皇、三神器を土御門殿に受く（歷代皇紀・皇年代略記・續神皇正統記。）十二月二十六日壬寅、左大臣藤原實時罷む。征夷大將軍前左大臣足利義滿を以て左大臣となす（公卿補任・歷代皇紀。）

四年癸酉、夏四月二十六日辛丑、新院崩ず（公卿補任・椿葉記。）乙巳の晦、後圓融帝を葬る（東寺長者補任〇皇年代略記に、二十七日となせり。）秋七月、六月より雨ふらずして、是の月に至る（如是院年代記。）八月二十二日乙未、南禪寺火く（歷代皇紀・皇代略記・和漢合符・如是院年代記。）是の月、洪水あり（皇代略記。）九月十七日己未、征夷大將軍足利義滿、左大臣を罷む（公卿補任。）

應永元年甲戌、春二月二十三日癸巳、後龜山天皇を尊びて太上天皇と曰ふ（皇年代略記。）三月二十八日丁卯、右大臣源具通罷む。前内大臣藤原公直を以て右大臣となす。夏六月五日癸酉、前左大臣藤原實時を以て太政大臣となし、内大臣藤原經嗣を左大臣となし、準大臣源善成を内大臣となす（公卿補任。）秋七月五日癸卯、改元す（公卿補任・和漢合符・元祕別錄。）九月二十四日辛酉、相國寺火く（皇代略記・如是院年代記・和漢合符。）冬十一月六日壬寅、關白師嗣罷む。左大臣藤原經嗣を以て關白となす（公卿補任・歷代皇紀。）十二月十七日壬午、前

左大臣足利義滿、征夷大將軍を罷む。左近衞中將足利義持を以て征夷大將軍となす足利家傳。二十五日庚寅、太政大臣實時・右大臣藤原公直・內大臣源善成罷む。前左大臣足利義滿を以て太政大臣となし、權大納言藤原實直を右大臣となし、權大納言藤原通定を內大臣となす公卿補任。

二年乙亥、春正月二十八日癸亥、右大臣藤原實直、左近衞大將を罷め、內大臣藤原通定、右近衞大將を罷め、權大納言藤原公定、左近衞大將を兼ね、權大納言藤原實冬、右近衞大將を兼ぬ。三月二十四日戊午、右大臣藤原實直罷む。內大臣藤原通定を以て右大臣となし、權大納言藤原公定を以て內大臣となす本書に、通定が右大臣となるを二十七日となせり。今、歷代皇紀に從ふ。夏四月、關白藤原經嗣、左大臣を罷む。七日庚午、前右大臣藤原公直を以て左大臣となす公卿補任。二十九日壬辰、京師火く和漢合符。是の月、太政大臣義滿が第に行幸す足利家傳。六月三日乙丑、太政大臣義滿罷む。前右大臣源具通を以て太政大臣となす。六日戊辰、左大臣藤原公直罷む。二十日壬午、前內大臣源善成を以て左大臣となす歷代皇紀に、善成が左大臣となるを三日となせり。二十一日癸未、右大臣藤原通定罷む。秋七月二日甲午、內大臣藤原公定、左近衞大將を罷む。八月二十九日庚寅、左大臣源善成罷む。九月十二日癸卯、內大臣藤原公定を以て右大臣となし、前權大納言藤原公豐を內大臣となす。冬十一月二十八日戊子、內大臣藤原公豐罷む。十二月二十七日丁巳、權大納言藤原實冬、內大臣となりて、左近衞大將に轉ず公卿補任。

三年丙子、春二月三日辛卯、太政大臣具通罷む。夏四月二十日丁未、權大納言藤原教嗣、右近衞

大將を兼ぬ。五月十五日辛未、前右大臣藤原實直薨ず公卿補任○歷代皇紀に、實直が薨ぜしを六月となせり。秋七月二十四日己卯、所生準三宮藤原嚴子を號して通陽門院と曰ふ院號定部類記・歷代皇紀・皇年代略記。右大臣藤原公定を以て左大臣となし、內大臣藤原實冬を右大臣となし、前權大納言藤原嗣房を內大臣となす。冬十月五日庚寅、內大臣藤原嗣房罷む。二十一日丙午、權大納言藤原敎嗣を以て內大臣となす。十二月、右大臣藤原實冬、左近衞大將を罷む公卿補任。

四年丁丑、春三月二十九日辛巳、內大臣藤原敎嗣、左近衞大將に轉じ、權大納言藤原良嗣、右近衞大將を兼ぬ公卿補任。冬十一月十八日丙寅、建仁寺火く如是院年代記。十二月六日甲申、客星、西北に見る東寺長者補任。二十日戊戌、前關白左大臣忠基薨ず公卿補任。

五年戊寅、春正月十三日辛酉、崇光帝崩ず椿葉記・歷代皇紀・皇年代略記○諸書に、葬闕けたり。三月九日丙辰、關白經嗣罷む。前關白師嗣を以て關白となす公卿補任。夏五月、直仁親王薨ず椿葉記。冬十二月、左大臣藤原公定薨ず公卿補任。

六年己卯、春正月、內大臣藤原敎嗣、左近衞大將を罷む公卿補任。二月二十二日癸亥、右大臣藤原實冬を以て左大臣となす。內大臣藤原敎嗣、右大臣となり、權大納言藤原良嗣、內大臣となりて、左近衞大將に轉じ、權大納言藤原滿基、右近衞大將を兼ぬ。夏四月十七日丁巳、關白師嗣罷む。十九日己未、前關白經嗣を以て關白となす公卿補任・歷代皇紀。二十二日壬戌、內大臣藤原良嗣、左近衞大將を罷め、

權大納言藤原滿基、左近衞大將に轉じ、權大納言藤原公行、右近衞大將を兼ぬ〇長嗣、大將を罷むるは、本書に、日あらず。今、姑く此に係く。　六月十五日甲寅、前左大臣藤原公定薨ず公卿補任〇歷代皇紀に、二十五日となせり。　秋九月、客星、南方に見る。冬十月十三日庚戌、大內義弘反き、兵を率ゐて界浦に至る。前太政大臣義滿、細川賴元・京極高詮・赤松義則等を遣はして、之を拒がしむ。十一月八日甲戌、義滿、兵を率ゐて東寺に至り、尋で男山に軍す。二十九日乙未、義滿、諸將を遣はして、大內義弘を擊たしめて、之を破る應永記。十二月二十一日丁巳、義滿が兵、攻めて大內義弘を界浦に破りしに、義弘、自殺す皇代略記・喜連川系圖・應永記・神明鏡。

七年庚辰、夏四月、大和、旱す醍醐枝葉鈔。五月二十一日乙酉、前關白左大臣經教薨ず。冬十一月二十二日癸未、前關白左大臣師嗣薨ず公卿補任。

八年辛巳、春二月二十九日戊子、土御門殿火く歷代皇紀・寺社雜事記〇和漢合符に、二十八日となせり。天皇、之を前太政大臣義滿が室町第に避く皇年代略記・續神皇正統記。秋七月四日辛卯、伏見殿火けて、累代の御記・文書・樂器、悉く亡びぬ椿葉記。八月三日己未、土御門殿を造る歷代皇紀・和漢合符。

九年壬午、春正月十九日癸卯、彗星、西方に見る歷代皇紀・和漢合符。夏六月、大に旱す和漢合運。四日丙辰、雨を祈る仁和寺御傳。秋八月二十二日癸酉、左大臣藤原實冬を以て太政大臣となし、內大臣藤原良嗣を左大臣となし、權大納言藤原公行を內大臣となす公卿補任・歷代皇紀。九月四日甲申、前左大臣源善成薨ず歷代皇紀。十七日丁酉、內大臣藤原公行、右近衞大將を罷め、權大納言藤原公俊、右近衞大將を兼ぬ公卿補任。冬十

一月十九日戊戌、土御門殿成りて、徙御す歷代皇紀・寺社雜記。
十年己未、秋八月十九日甲子、右大臣藤原教嗣罷む。內大臣藤原公行を以て右大臣となし、權大納言藤原滿基を內大臣となす公卿補任○按ずるに、教嗣が罷むるは、是の年に在り。而して、諸書に、月日闕けたり。今、此に附す。
十一年甲申、春二月二十七日己亥、前太政大臣實時薨ず。秋八月十五日甲申、前右大臣藤原教嗣薨ず公卿補任。
十二年乙酉、春二月十三日己卯、若狹、大風ありて、遠敷の二宮の樓門、八幡宮の鳥居、倒る若州守護次第・若州今富名領主次第を參取す。　夏五月二十二日丙辰、春日山の木、枯るゝこと六千餘株。六月九日癸酉、洪水あり和漢合運・和漢合符。　祇園社の鳥居倒れて、壓死せるもの二十餘人和漢合符。
十三年丙戌、春正月十二日癸卯、太白、歲星を犯す醍醐寺應永十三年曆裏書。　十五日丙午、日吉の二宮・十禪師の社火く醍醐寺應永十三年曆裏書・和漢合符。　二十八日己未、雷なる。二十九日庚申、懺法を禁中に修すること七日、後光嚴院の冥福を資く醍醐寺應永十三年曆裏書・後崇光院御記。　秋八月、內大臣藤原滿基、左近衞大將を罷む。十七日甲辰、權大納言藤原公俊、左近衞大將に轉じ、權大納言足利義持、右近衞大將を兼ぬ公卿補任。　二十四日辛亥、大風ありて、北野社の林木僵れ、拱北樓倒る和漢合符○東寺長者補任に、十四年に係けたり。　九月二日戊午、晴を祈る仁和寺御傳。
十四年丁亥、春正月五日庚申、地震ふ和漢合運。　二月六日辛卯、太政大臣實冬罷む公卿補任。　三月五日己未、準三宮藤原康子を號して北山院と曰ふ貴女鈔・院號定部類記・歷代皇紀・尊卑分脈。　冬十一月十八日戊辰、平岡八幡宮火

く和漢合符。

十五年戊子、春二月六日乙酉、蝦蟆ありて、權大納言足利義持が第に鬪ふ和漢合運・和漢合符。三月八日丁巳、前太政大臣義滿が北山第に行幸し北山行幸記・東寺長者補任・和漢合運・和漢合符。二十八日丁丑、宮に還る藤原雅緣・椿庭苑院義滿詞・東寺長者補任。夏四月二十日戊戌、關白經嗣罷む。左大臣藤原忠嗣を以て關白となす公卿補任。五月六日甲寅、前太政大臣義滿薨ず公卿補任・椿葉記・藤原雅緣・椿庭苑院義滿詞、喜連川系圖。六月二十二日己亥、南蠻、黑象・孔雀・鸚鵡を貢ぐ若州今富名領主次第。秋七月二日戊申、熊野本宮火く和漢合符。

十六年己丑、春正月十九日癸亥、關白忠嗣、左大臣を罷む。二月二十一日甲午、關白忠嗣罷む公卿補任。三月四日丁未、內大臣藤原滿基を以て關白となす。二十一日甲子、關白滿基を以て左大臣となす。秋七月二十三日癸巳、權大納言足利義持を以て內大臣となす公卿補任・歷代皇紀。

十七年庚寅、春三月十三日庚辰、鹿ありて、宮に入る和漢合符。冬十二月二十七日己未、關白左大臣滿基薨ず公卿補任。壬戌の晦、前關白經嗣を以て關白となす公卿補任・歷代皇紀。

十八年辛卯、夏四月十一日辛丑、右大臣藤原公行を以て左大臣となし、前權大納言藤原冬家を右大臣となす公卿補任・歷代皇紀。五月六日丙寅、地大に震ふ和漢合符。秋七月二十八日丁亥、征夷大將軍足利義持、兵を遣はして飛驒國司某を擊たしむ和漢合運。冬十一月戊午の朔、日、南至す歷代皇紀。二十五日壬午、皇子躬仁を以て親王となす歷代皇紀・皇年代略記。

後小松天皇

十九年壬辰、夏五月癸丑の晦、内大臣足利義持、右近衛大將を罷む（足利系圖・公卿補任に參取す。）六月二十一日甲戌、南蠻、使を遣はして朝貢す（若州今富名領主次第。）秋七月二十九日壬子、權大納言藤原滿敎、右近衛大將を兼ぬ（公卿補任・歷代皇紀。）八月壬午の晦、天皇、位を躬仁親王に讓る（椿葉記・公卿補任・歷代皇紀・皇胤紹運錄・皇年代略記。）九月、尊號を上りて太上天皇と曰ふ（歷代皇紀・皇代略記。）政を院中に聽き（後小松帝升遐記・椿葉記・續神皇正統記。）薙髮して、法名は、素行智（皇胤紹運錄・皇年代略記。）永享五年十月二十日己未、崩ず（後小松帝升遐記・椿葉記・歷代皇紀・皇年代略記・皇代略記。）年五十七（歷代皇紀・皇年代略記・皇代略記・皇胤紹運錄。）泉涌寺に葬る（後小松帝升遐記・椿葉記・皇代略記。）遺詔して、後小松院と稱せしむ（椿葉記跋・歷代皇紀・皇胤紹運錄・皇年代略記・皇代略記。）初め後醍醐天皇の南巡より明德三年に至るまで、凡そ五十七年、皇統、緒を分ちて、京畿、域を阻てたりしが、帝、神器を受くるに及び、海内、始て一統し、車書、文軌を同じくし、世世相承けて、寶祚疆なし（續神皇正統記。）

譯文大日本史卷の七十三終

譯文大日本史卷の七十四

列傳第一

后妃一

神武媛蹈鞴五十鈴媛皇后

妃吾平津媛

綏靖五十鈴依媛皇后

安寧渟名底仲媛皇后

懿德天豐津媛皇后

孝昭世襲足媛皇后

孝安押媛皇后

孝靈細媛皇后

妃倭國香媛

妃絙某弟

春日千千速眞若媛

后妃一

孝元鬱色謎皇后

妃埴安媛

開化伊香色謎皇后

妃丹波竹野媛

妃姥津媛

鷲媛

崇神御間城媛皇后

妃遠津年魚眼眼妙媛

妃尾張大海媛

垂仁狹穗姫皇后

日葉酢媛皇后

妃淳葉田瓊入媛

妃眞砥野媛

妃薊瓊入媛

迦具夜媛

苅幡戸邊

弟苅幡戸邊

景行播磨稻日太郎姫皇后

八坂入媛皇后

妃水齒郎媛

妃五十河媛

妃高田媛

妃日向髪長大田根

妃襲武媛

妃御刀媛

妃五十琴姫

稻日稚郎姫

迦具漏媛

仲哀神功皇后

妃大中姫

后妃一

妃弟媛

應神仲姫皇后

妃高城入媛

妃弟姫

妃宮主宅媛

妃小甂媛

妃弟姫

妃糸媛

妃日向泉長媛

妃兄媛

迦具漏媛

仁德磐之媛皇后

八田皇后

妃日向髮長媛

履中草香幡梭皇后

妃　黑媛
嬪　大姫郎姫　高鶴郎姫

後宮の制は、其の皇后に亞ぐものを妃と曰ひ、夫人と曰ひ、嬪と曰ふ、皆令の載する所なり。女御と曰ひ、更衣と曰ひ、御匣殿と曰ふ、皆後世の置く所にして、女御、最も貴く、寵の在る所は、從ひて册立せり。其の皇后。中宮、並び立ちて別なきものは、蓋し古に非ざるなり。源親房、既に之を議して、其の實を詳核せり。中宮の號は、古、太皇太后。皇太后。皇后の三宮を通稱せり。而して、中葉以還、獨皇后の別稱となりぬ。一條帝の中宮を立つるに及びて、太皇太后。皇太后の二宮並び存するを以て、故に圓融の中宮を改めて皇后と稱したりき。然れども、是特に一時の權宜として、其の尊稱を別つ所以にして、皇后の號は、名と實と乖けり。尋で更に女御彰子を册して中宮となし、中宮を改めて皇后と稱し、中宮の禮數、一に皇后と異なることなし。是に於て、位號の尊は、皇后に在りと雖も、而も、寵幸の渥きは、實に中宮に歸し、爾後相沿ひて、遂に故事となりぬ。其の皇后。中宮の院號を蒙るものも、亦當時に昉れり。其の他、或は二宮に非ずして院號を授けられ、或は三宮に准せらるゝものあり。蓋し、後世后を立つるは、必ず藤原氏の門に出で、他姓は、與ることを得ず。幼沖を輔任し、鈞衡を秉持し、外戚の權日に重くして、宮闈の寵益隆なり。其の額田部皇后。寶皇后。鸕野皇后の如きは、皆皇胤を以て朝に臨み、褘翟を釋きて袞冕を被たり。事は、本紀に

詳なれば、參互して見るべし。后妃傳を作る。

神武媛蹈鞴五十鈴媛皇后、事代主命の大女なり。母を玉櫛姫と曰ふ。庚申の歲八月、帝、將に正妃を立てんとして、廣く華胄に求む。時に、或ひと奏するに、后の國色の秀でたることを以てす。帝、悅び、九月、納れて正妃となす○古事記に曰く、天皇、立てゝ后となすべきものを求めたるに、大來目命、后を薦めたり。后、偶群女と高佐士野に遊べり。大來目、歌を以て天皇に諷して、自ら擇ばしむ。后、羣女の前に立てり。天皇の答歌、后を悅ぶの意を寓したれば、大來目、此の意を后に通じたるに、后許諾せり。時に、后、狹井河の上に家す。天皇、卽ち其の家に往き、一宿して還る。後、宮に入るに及びて、天皇、歌を作りて曰く、葦原のしけこき小屋に菅たゝみ、彌さや敷きて、我がふたり寢し。帝の卽位元年正月、立ちて皇后となり、彥八井耳命・神八井耳命・綏靖帝を生めり彥八井耳命は、古事記に據る。綏靖帝、位に卽きて、尊びて皇太后と曰ふ日本紀。

妃吾平津媛、日向吾田小椅君が妹なり小椅君は、古事記に據る。帝、太子たりし時、納れて妃となせり。手研耳命・岐須美美命を生めり日本紀。岐須美美命は、古事記に據る。

綏靖五十鈴依媛皇后、事代主命の少女にして、皇太后媛蹈鞴五十鈴媛の妹なり。帝の二年正月、立ちて皇后となり○本書の註に、一說を載せて曰く、磯城縣主の女川派媛を以て皇后となすと。或は曰く、春日の縣主大日諸の女糸織媛なりと。古事記に、亦曰く、河股比賣を娶りて、安寧帝を生めりと。安寧帝を生めり。安寧帝、位に卽きて、尊びて皇太后と曰ふ日本紀。

安寧渟名底仲媛皇后、一名は渟名襲媛、事代主命の孫にして、鴨王の女なり○鴨王は、舊事紀・皇胤紹運錄、並に鴨王に作れり。息石耳命・懿德帝・磯城津彥命を生めり。帝の三年正月、立ちて皇后となり○本書の註に、一說を載せて曰く、磯城縣主葉江の女川津媛を以て皇后となすと。或は曰く、大間宿禰の女糸井媛と。古事記に曰く、河股比賣の兄縣主殿延の女阿久斗比賣と。懿德帝、位に卽きて、尊びて皇太后と曰ふ日本紀。

懿德天豐津媛皇后、息石耳命の女なり。帝の二年二月、立ちて皇后となり〇本書の註に、一說を載せて曰く、磯城縣主葉江男弟猪手の女泉媛を以て皇后となすと。或は日く、磯城縣主太眞稚彥の女飯日媛なりと。孝昭帝・武石彥奇友背命を生めり。孝昭帝、位に卽きて、尊びて皇太后と曰ふ日本紀。

孝昭世襲足媛皇后、又日置姫と名く。天忍男命の女にして又名く以下は、舊事紀に據る。瀛津世襲の妹なり。帝の二十九年正月、立ちて皇后となり〇本書の註に、一說を載せて曰く、磯城縣主葉江の女渟名城津媛を以て皇后となすと。或は曰く、倭國豐秋狹太雄の女大井媛と。天足彥國押人命・孝安帝を生めり。孝安帝、位に卽きて、尊びて皇太后と曰ふ日本紀。

孝安押媛皇后〇古事記に、忍鹿比賣に作れり。天足彥國押人命の女なり。帝の二十六年二月、立ちて皇后となり〇本書の註に、一說を載せて曰く、磯城縣主葉江の女長媛を以て皇后となすと。或は曰く、十市縣主五十坂彥の女五十坂媛なりと。大吉備諸進命・孝靈帝を生めり大吉備諸進命は、古事記に據る。孝靈帝、位に卽きて、尊びて皇太后と曰ふ日本紀〇按ずるに、舊事紀に、孝元紀八年二月、太皇太后を追贈す。此より以下、每紀、必ず太皇太后を載せたれども、日本紀に載せず。故に、今取らず。

孝靈細媛皇后、磯城縣主大目が女なり〇磯城は、古事記に、十市に作れり。帝の二年二月、立ちて皇后となり〇本書の註に、一說を載せて曰く、春日千乳早山香媛を以て皇后となすと。或は曰く、十市縣主等祖の女眞舌媛なりと。孝元帝を生めり。孝元帝、位に卽きて、尊びて皇太后と曰ふ日本紀。

妃倭國香媛、又絙某姉と名く日本紀〇古事記に、意富夜麻登玖邇阿禮比賣に作れり。和知都美命の女にして古事記。倭迹迹日百襲姫命・日子刺肩別命・彥五十狹芹彥命・倭迹迹稚屋姫命を生めり日本紀。日子刺肩別命は、古事記に據る。

妃絙某弟、倭國香媛の妹にして、彥狹島命・稚武彥命を生めり日本紀。倭國香媛の妹は、古事記に據る。

春日千千速眞若媛、千千速媛を生めり古事記。

后妃一

孝元鬱色謎皇后、鬱色雄命の妹なり。帝の七年二月、立ちて皇后となり、大彥命・少名日子建猪心命・開化帝・倭迹迹姬命を生めり（少名日子建猪心命は、古事記に據る。）開化帝、位に卽きて、尊びて皇太后と曰ふ（日本紀。）

妃埴安媛、河內青玉繫が女にして、武埴安彥命を生めり（日本紀。）

開化伊香色謎皇后、大綜麻杵が女なり（○古事記に、內色許男命の女となせり。）后、初め孝元帝の妃となりて、彥太忍信命を生みたるを、帝、之を烝し、崇神帝・御眞津比賣を生めり。六年正月、立ちて皇后となる。崇神帝、位に卽きて、尊びて皇太后と曰ふ（日本紀。御眞津比賣は、古事記に據る。）

妃丹波竹野媛、丹波大縣主由基理が女にして、彥湯產隅命を生めり（日本紀。父の名は、古事記に據る。）

妃姥津媛、天足彥國押人命の女、姥津命の妹にして、彥坐王を生めり（日本紀。父の名は、姓氏錄に據る。）

鸇媛、葛城垂見宿禰が女にして、建豐波豆羅和氣命を生めり（古事記。）

崇神御間城姬皇后、大彥命の女なり。帝、未だ位に卽かざりし時、之を納れ、垂仁帝・彥五十狹茅命・國方姬命・千千衝倭姬命・倭彥命・五十日鶴彥命を生めり（○古事記に、五十日鶴彥命なく、伊賀媛あり。）帝の元年二月、立ちて皇后となる。垂仁帝、位に卽きて、尊びて皇太后と曰ふ（日本紀。）

妃遠津年魚眼眼妙媛、紀伊人（○古事記に、木國造に作れり。）荒河戶畔が女なり（○本書の註に、一說を載せて曰く、大海宿禰が女八坂振天某邊なりと。）豐城入彥命・豐鍬入姬命を生めり（日本紀。）

妃尾張大海媛（○舊事紀に、海を倭に作れるは誤なり。）又葛城高名姬と名く。健諸隅が妹にして（又名く以下は、舊事紀に據る。）大入杵

命・八坂入彥命・渟名城入姫・十市瓊入姫命を生めり日本紀。大入杵命は、古事記に據る。

垂仁狹穂姫皇后、一名は佐波遲媛、彥坐王の女なり一名以下は、古事記に據る。帝の二年二月、立ちて皇后となり、譽津別命を生めり。四年、后の兄狹穂彥謀反し、間に乘じて后に謂て曰く、兄と夫と孰をか愛すると。后、其の意を測らず、輒ち對へて曰く、兄を愛すと。狹穂彥、后を誘ひて曰く、色を以て人に事へなば、色衰へて寵弛まん。今、天下に佳人多ければ、遞に進みて寵を求めん。汝、豈に永く恃むことを得んや。我をして志を得させなば、汝と共に天下に臨まん、亦樂からずやと。乃ち匕首を取りて后に授け、帝の寐ぬるを伺ひて之を刺さしむ○古事記に、八鹽折之紐小刀に作れり。后、大に驚き懼れて、其の輒く諫むべからざるを計り、且く受けて之を衣中に著けたり。五年、帝、來目高宮に在りて、后の膝を枕として晝寢ねたり。后、狹穂彥が言を思ひて、悲泣禁ぜず、淚、帝の面に落ちたり○按ずるに、古事記に曰く、后、帝を刺さんと欲し、刀を擧ぐること三たびにして忍びず、淚、帝の面に落ちたりと。稍本書と異なり。帝、寤めて后に告げて曰く、朕、錦色の小蛇頸を繞り、大雨、狹穂より起りて、朕が面を撲てりと夢みたり。是何の祥ぞやと。后、慄き恐れて地に伏す。因て狹穂彥が反狀を奏し、且つ泣きて曰く、告げなば則ち兄を亡ひ、告げずば則ち社稷を傾けんと、一は懼れ一は悲み、日夜、嗚咽す。今陛下、妾が膝を枕として寢ね給へり。兄の志を成さんは適是の時に在り。妾、兄に違ふこと能はず、亦恩に背くべからず。是を以て悲みて泣けり。蛇は乃ち匕首、雨は乃ち淚ならんと。帝曰く、是汝が罪に非らずと。卽ち八綱田に命じ、急に兵衆を發して狹穂彥を討たし

む。狹穗彥、兵を興して之を距ぎ、俄に稻を積みて城となせるが、堅くして破るべからず。時に、之を稻城と謂へり。之を攻むること月を踰ゆれども、降らず。后、泣きて曰く、吾、皇后たりと雖も、若し兄王を亡はゞ、何の面目ありてか復世に立たんと。乃ち譽津別を抱きて、奔りて稻城に赴く。帝、兵を益して合圍し、城中に諭して皇后・皇子を出さしめんとすれども、從はず。八綱田、火を放ちて城を焚く。后、人をして皇子を抱きて城を出でしめ、因て奏して曰く、妾、嚮に城に入りし所以は、妾と皇子とを以ての故に、兄の罪を免れしめんことを冀ひしなり。今、免るゝことを得ず。乃ち妾に罪あることを知れり。其の面縛せんよりは、寧ろ自ら縊れて死なんのみ。妾、死すと雖も敢て恩を忘れじ。丹波道主王の五女、志並に貞潔なり。宜しく掖庭に納れ、以て後宮に充て給ふべしと。既にして、后、狹穗彥と城中に死せり○古事記に曰く、師、狹穗彥を圍めるとき、后、奔りて其の城に赴く。后、時に身めることあり。帝、之に迫るに忍びず、軍に命じて緩く攻めしむ。既にして、后、男子を生めり。之を奉じて城外に視して曰く、皇子新に誕れ給へり。宜しく帝に告げて來り取るべしと。帝、軍士の多力輕捷なる者に命じて、皇子を取らしめ、戒めて曰く、其の母を併せ得來れと。后も、亦帝の意を揣り知り、執へられんことを慮り、髮を剃り結びて之を戴き、衣服及び纒手の玉緒は、酒に浸して腐壞せしめたり。既にして、親しく皇子を抱き、出でゝ城外に之く。軍士、爭ひ進みて之を取る。后を執へんとするに及び、髮を握れば髮斷ち、衣を曳けば衣壞れ、纒手の玉緒、皆手に隨ひて斷ち、竟に后を獲ること能はざりきと。後、帝、后の言を思ひて、丹波道主王の五女を納れたり日本紀。

日葉酢媛皇后○或は日葉酢根に作れり。丹波道主王の長女なり。狹穗姬皇后の言に因り、十五年二月を以て、后及び四妹、渟葉田瓊入媛・眞砥野媛・莿瓊入媛○本書に、莿を誤りて筋に作り、舊事紀には、薊に作れり。薊は、莿と同じく、並に阿邪美と訓ず。今、古事記の音讀に據りて之を訂す。竹野媛を召して宮に入らしむ○古事記に曰く、皇后の三妹は、弟比賣、次は歌凝比賣、次は圓野比賣と曰ひ、又皇后の妹を沼羽田之入日賣命、次は阿邪美能伊理毗賣命と曰ふと。八月、日葉酢

媛、立ちて皇后となり、三妹並に妃となれるに、獨竹野媛醜ければ、家に歸らしめられたるを、竹野媛、意甚だ慙ぢ、行きて葛野に至るとき、自ら輿より墮ちて死したり。因て其の地を名けて墮國と曰ふ。〇古事記に曰く、歌凝比賣・圓野比賣、醜きを以て還り歸らしめたるに、圓野比賣、甚だ之を愧ぢ、往きて山代國相樂に至り、樹に懸りて自盡せんと欲す。因て、其の地を名けて懸木と云ふ。弟國に至るに及びて、遂に淵に墮ちて死せり。故に、其の地を號して墮國と曰ふと。　三十二年七月、皇后崩ず。是より先、帝、人を以て死に殉ずることを禁じたりしが、此に至りて、土物を作りて殉に代ふ日本紀。時に、建眞利根命、石棺を獻ず姓氏錄。狹木之寺間陵に葬る古事記。　皇后、五十瓊敷入彦命・景行帝・大中姫命・大中津日子命・倭姫命・稚城瓊入彦命を生めり日本紀。大中津日子は、古事記に據る。

妃渟葉田瓊入媛、鐸石別命・膽香足姫命を生めり日本紀。

妃眞砥野媛日本紀〇舊事紀に、祭撞別・祖別命を生めりと載せたれども、今取らず。

妃薊瓊入媛、池速別命・稚淺津姫命を生めり日本紀〇按ずるに、舊事紀に、稚淺津姫命なくして、五十速石別命・五十日足彦命を載せたり。

迦具夜比賣、大筒木垂根王の女にして、袁邪弁王を生めり古事記。

苅幡戸邊〇本書に、刈羽田刀弁に作れり。今、日本紀に從ふ。　山代の大國淵が女にして、祖別命・五十日足彦命・膽武別命を生めり日本紀。

弟苅幡戸邊、苅幡戸邊が妹にして、磐衝別命・兩道入姫命を生めり古事記〇按ずるに、日本紀に、綺戸邊は、山背の大國不遲が女なり。帝の三十四年三月、山背に幸す。時に、左右奏すらく、國に佳人あり、綺戸邊と曰ひ、姿貌絶麗なりと。帝、意に之を得んと欲し、乃ち矛を執りて祝して曰く、朕、佳人を得ば、路に其の兆を見んと。行宮に至るに及びて、大龜、水に浮べり。帝、矛を擧げて之

を攜しし、化して白石となれり。帝、喜びて曰く、此必ず應あらんと。遂に綺戸邊を得て、宮中に納れ、磐衝別命を生む。是より先、山背の刈幡戸邊を納れて、三男を生めりと。是に由りて之を觀るに、刈幡戸邊・綺戸邊は、異族たるに似たり。今按ずるに、刈幡と綺と、訓讀相近し。淵は不遲と訓む。疑ふらくは、日本紀に、遲を誤りて淵となし、遂に異族となし、且つ綺の上に一の弟の字を脫したるならん。今、古事記に從ふ。

景行播磨稻日太郎姬皇后、稚武彦が女なり古事記○按ずるに、稚武彦は、孝靈帝の子なり。孝靈帝崩じてより、景行帝の二年に至るまで二百八十六年を算ふれば、年代邈遠にして、疑なしとせず。今、攷ふる所なし。帝の二年三月、立ちて皇后となり○本書の註に、一說を載せて曰く、稻日稚郎姬を以て皇后となすと。櫛角別王・大碓皇子・小碓尊を生めり○本書の註に、一說に、稚倭根子命を載せて三子となせり。古事記に、亦稚倭根子命及び神櫛王を載せて五子となせり。今、並に取らず。五十二年五月、崩ず日本紀。櫛角別王は、古事記に據る。

八坂入媛皇后、八坂入彦命の長女なり。妹を弟媛と曰ふ。帝、美濃に幸して、弟媛の姿色あることを聞き、之を得んと欲し、其の家に幸せしに、弟媛、之を聞き、避け隱れて出でず。帝、之をして至らしめんと欲し、乃ち泳宮に居て、鯉魚を池に放ち、朝夕戲遊せり。弟媛、密に來りて之を窺へば、帝、留めて之に幸す。弟媛、意樂まずして、帝に白して曰く、妾が性、歡接せらるゝことを好まず、且つ形姿穢陋にして、掖庭に充てらるゝに堪へず。妾に姉あり、八坂入媛と曰ふ。姿貌麗艶にして、志も亦貞潔なり。宜しく後宮に納れ給ふべしと。帝、乃ち八坂入媛を召して妃となし、成務帝・五百城入彦皇子・忍之別皇子・稚倭根子皇子・大酢別皇子・渟熨斗皇女・渟名城皇女・五百城入姬皇女・麛依姬皇女・五十狹城彦皇子・吉備兄彦皇子・高城入姬皇女・弟姬皇女を生めり。稻日太郎姬皇后の崩ずるに及び、立ちて皇后となる。成務帝、位に卽きて、尊びて皇太后と曰ふ日本紀。

妃水齒郎媛、三尾氏、磐城別が妹にして、五百野皇女を生めり日本紀。

妃五十河媛、神櫛皇子・稻背入彦皇子を生めり日本紀。

妃高田媛、阿部氏、木事が女にして、武國凝別皇子を生めり日本紀。

妃日向髮長大田根、日向襲津彦皇子を生めり日本紀。

妃襲武媛、國乳別皇子・國背別皇子・豐戸別皇子を生めり日本紀。

妃御刀媛、日向に居りしが、帝の十三年、熊襲を平げ、還りて高屋宮に在しゝとき、其の美を聞き、納れて妃となし、豐國別皇子を生めり日本紀。

妃五十琴姫、物部膽咋が女なり。帝の三十六年、納れて妃となし、五十功彥命を生めり舊事紀。

稻日稚郎姫、太郎姫皇后の妹にして、眞若王・彥人大兄王を生めり古事記。

迦具漏比賣○按ずるに、本書に、日本武尊の曾孫、須寶伊呂大中日子王の女となしたれども、年期相乖けり。故に取らず。應神帝の妃に、迦具漏媛あり。此、蓋し日本武尊の曾孫ならん。大江王を生めり古事記。

仲哀神功皇后、氣長宿禰王の女なり。母を葛城高額媛と曰ふ。幼にして聰叡、容貌壯麗なり。宿禰王、之を異とす。帝の二年正月、立ちて皇后となり、帝の崩ずるに及びて、后、親しく後事を綢繆し、軍を督して三韓を征す。外國、歸化し、威風大に行はれたり。應神帝を生むに及び、后、朝に臨みて制を稱す。羣臣、尊びて皇太后と曰ふ。政を攝すること凡そ七十年。事、帝紀に詳なり。○按ずるに、仲哀

の崩ずるや、天下主なし。皇后、遺腹を奉じ、以て四海に號令す。稱して胎中帝となせり。然れば、應神既に生れては、宜しく立てて天子となすべし。而して、立てゝ太子となせるは、名實正しからず。皇后眞に卽けるかを疑ふ。後世、徒に其の跡を見て、遂に皇統の世次に列ねたるは、大に舊史の旨を失へり。古事記、帝王の天下を治むることを歷敍するに、直に應神を以て仲哀の後に接し、皇后を數へず。日本紀に至りては、則ち特に書して攝政元年と曰へり。其の義亦嚴なり。且つ女主眞に卽けるは、推古・持統の如き、皆天皇と稱せり。而して、皇后は則ち否らず。其の後、追謚を議定し、亦神功皇后と曰ひ、天皇の號を奉らず。是に由りて之を觀るに、其の帝紀に列ぬべからざるや審なり。然りと雖も、仲哀・應神の際、皇后、制を稱して、實に天子の事を行へり。故に、今、其の實を沒せず、后の擧動は二帝の本紀に傳へて、別に皇后紀を作らず。己丑の歲、稚櫻宮に崩ず。年一百歲。狹城盾列池上陵に葬る池上の二字は、延喜式に據る。

應神帝、追尊して氣長足姬尊と曰ひ、後世、神功皇后と謚す日本紀。

妃大中姬、彥人大兄王の女にして、麛坂皇子・忍熊皇子を生めり日本紀。

妃弟媛、大酒主が女にして、譽屋別皇子を生めり日本紀。

應神仲姬皇后、五百城入彥皇子の孫、品陀眞若王の女なり父の名は、古事記に據る。帝の二年三月、立ちて皇后となり、荒田皇女・仁德帝・根鳥皇子を生めり。仁德帝、位に卽きて、尊びて皇太后と曰ふ日本紀。

妃高城入媛、皇后の姉にして、額田大中彥皇子・大山守皇子・去來眞稚皇子・大原皇女・澇來田皇女を生めり日本紀。

妃弟姬、皇后の妹にして、阿倍皇女・淡路御原皇女・紀菟野皇女・三野郎女を生めり日本紀。三野郎女は、古事記に據る。

妃宮主宅媛○古事記に、宮主矢阿枝比賣に作り、舊事紀に、物部多遲麻が女香室媛に作り、或は山無媛に作れり。和珥日觸使主が女なり日本紀・古事記。帝、近淡海に幸して木幡村に至るとき、路に媛を見て之を悅び、問ひて曰く、汝は誰の子ぞと。媛、對ふるに父の名

を以てす。帝曰く、明日、朕、當に汝が家に往くべしと。媛、歸りて父に語りしに、日觸、室を淸めて以て待てり。明日、帝、幸したるに、日觸、置酒して奉饗す。媛、盞を把りて之を獻ぜしに、帝、喜びて歌を作り古事記。遂に納れて妃となせり。皇太子菟道稚郎子・八田皇女・雌鳥皇女を生めり日本紀。

妃小甂媛、宅媛の妹にして、菟道稚郎姫皇女を生めり日本紀。

妃弟姫、河派仲彥が女にして○古事記に、咋俣長日子王の女、息長眞若中比賣に作れり。稚野毛二派皇子を生めり日本紀。

妃絲媛○古事記に、絲井比賣に作れり。櫻井田部男鉏が妹にして○古事記に、島垂根の女となせり。隼總別皇子を生めり日本紀。

妃日向泉長媛、大葉枝皇子・小葉枝皇子・幡日若郎女を生めり日本紀。幡日若郎女は、古事記に據る。

妃兄媛、吉備武彥命の女なり○本書に、父の名を載せず。說、皇子傳に見ゆ。帝、二十二年三月、難波に幸し、大隅宮に居りて、適〻高臺に登るとき、兄媛侍したりしが、西を望み長歎せり。帝、問ひて曰く、汝、何をか歎くと。對へて曰く、妾、近父母を思ふが故に歎きたるのみ。願はくは暫く歸省せんと。帝、其の志に感じて之を許す。因て淡路御原の海人八十人をして舟を艤して之を送らしむ。四月、大津より發して吉備に歸らんとす。帝、臺に登り、遙に其の舟を望み、歌を作りて曰く、淡路島、いやふたならび、あづきしま、いやふたならび、よろしきしまじま、たがたされあらちし、吉備なる妹を、相見つるものと。九月、帝、淡路島に遊獵し、遂に吉備に幸して、葦守宮に至る。時に、妃の兄御友別、食を獻じ、其の兄弟子孫、皆膳夫となりしかば、帝、大に嘉し、因て吉備國を割き、其の子稻速別を川島

縣に、仲彥を上道縣に、弟彥を三野縣に、其の兄浦凝別を苑縣に、其の弟鴨別を波區藝縣に封じ、特に兄媛を封ずるに、織部縣を以てせり日本紀。

迦具漏媛○按ずるに、景行帝の妃に迦具漏媛あり。說、上に見えたり。 川原田郎女・玉郎女・忍坂大中比賣・登富志郎女・堅石王を生めり古事記。

仁德磐之媛皇后、葛城襲津彥が女なり。帝の二年三月、立ちて皇后となる。七年、帝、爲に葛城部を定む。二十二年、帝、八田皇女を納れて妃となさんと欲し、歌を作りて意を后に諭したるに、后、答歌して之を沮めり。三十年九月、后、將に豐樂せんとして將に豐樂せんことは、古事記に據る。紀國熊野岬に幸して、御綱葉を採りしが、帝、其の亡きを時として、八田皇女を召して宮中に納る。后、還りて難波に至り、之を聞きて大に恚り、御綱葉を海に投じ、肯て船を下らず。因て其の處を名けて葉濟と曰ふ○古事記に、御津前に作れり。 帝、未だ其の情を知らず、大津に幸して、以て后を迎ふるに、后、徑に江を遡り、山脊より倭に赴けり○古事記に曰く、太后、木國より還るとき、水取司の仕丁、難波の大渡に至り、倉人女に遇ひ、語りて曰く、天皇、八田若郎女を納れ給へるに、太后は未だ之を知り給はざるかと。倉人女、其の言を告げしに、太后、恚恨して、肯て宮に還らず、堀江を泝り山代に幸したりと。按ずるに、古事記に、后を稱して太后と曰へるは、蓋し、上世皇后・太后の稱謂、未だ定まらず。故に、古事記の載する所は、凡そ天子の正嫡を尊び、概して太后と稱したるなり。 帝、舍人鳥山をして、后を諭して宮に還らしめんとすれども、后、肯て還らず、宮を山脊の筒城岡の南に營みて居る。帝、口持臣を遣はして、之を諭さしめたれども、后、默して答へず。口持臣、日夜、殿前に伏して、雨雪にも去らざれば、其の妹、國依媛、后に事へたるが、其の狀を見て泣けり。后、其の故

を問ひしに、對へて曰く、今、庭に伏して命を俟てるものは、妾が兄なり。雨雪にも避けず、是を以て泣くなりと。后曰く、汝が兄に告げて速に還らしめよ、吾が意決したりと。十一月、帝、后を見んと欲して、山背に幸し、筒城宮に至りて后を喚べども、后出でず。帝、歌を作りて之を諭したるに、后、人をして奏せしめて曰く、陛下、八田皇女を納れて妃となし給へり。妾、妃と事を共にせんことを欲せず、故に、敢て見えざるなりと。帝、悵然として還る。三十五年六月、后、筒城宮に崩ず。三十七年十一月、那羅山に葬る。后、履中帝・住吉仲皇子・反正帝・允恭帝を生めり。帝、初め宮人桑田玖賀媛を悦びたり。然れども、后の妬まんことを憚りて、敢て召さず、出して侍臣速待に賜へるに、玖賀媛、速待を拒みて曰く、妾は、寡居して以て終へん、何ぞ君の妻とならんやと。帝、命じて媛をして速待と桑田に歸らしめたるに、媛、病を發して道に死せり日本紀。

八田皇后〇古事記に、八田若郎女に作れり。 母は宮主宅媛、初め后の母兄皇太子菟道稚郎子、薨ずるに臨み、帝に託して宮に納れしめたり。帝の二十二年、之を納れて以て太子の志を成さんと欲し、磐之媛皇后に問ひしが、皇后、懌ばず。皇后、紀國に幸するに及び、帝、納れて妃となせり。三十五年、磐之媛皇后崩ず。三十八年正月、立ちて皇后となる日本紀。 帝、爲に八田部を定む古事記。 后に子なきを以て、侍臣物部大別連公に詔して、皇子代を定め、后の號を賜ひて氏となさしめ、以て氏造となし、姓を矢田部連公と改めしむ。履中帝、位に卽きて、尊びて皇太后と曰ふ舊事紀〇按ずるに、古事記に曰く、天皇、八田若郎女を娶り、又宇遲能若郎女を娶りしが、

共に子なしと。然れども、諸書に載せず。故に取らず。

妃日向髪長媛、諸縣君牛諸井が女なり。初め應神帝の時、人ありて奏して曰く、日向國に女子あり、名は髪長媛、國色無雙なりと。應神帝、使を遣はして召し至らしめ、之を桑津邑に居らしむ。帝、時に皇子たり。其の美を見て之を悦べり。應神帝、其の意を知り、以て之を賜はんと欲す。一日、後宮に宴し、髪長媛を召して席に侍せしめ、指して帝に示し、歌を以て意を諭しゝに、帝、大に悦びて答歌し、既にして、髪長媛を得たれば、寵幸殊に渥かりき。大草香皇子・幡梭皇后を生めり日本紀○按ずるに、本書應神紀の一說に曰く、日向の諸縣君牛、仕を致して鄕に歸り、其の女髪長媛を進む。播磨に至る比、譽田天皇、偶淡路島に獵したるに、麋鹿數十、海に泛びて來れり。天皇、之を怪み、人をして往きて視さすれば、則ち皆人にして、悉く鹿の皮を被たり。之を問へば、對へて曰く、諸縣君牛、年老い仕を致したりと雖も、志朝庭に在り、故に、來りて其の女を獻ずと。天皇、之を悅び、卽ち命じて船に上らしむと。古事記に曰く、髪長比賣、日向より至り、難波津に泊りたるに、大雀命、其の國色を聞き、建內宿禰に謂て曰く、我、髪長比賣を得んと欲す。請ふ、爲に天皇に奏せよと。建內、之を奏す。豐明宴の日、天皇、髪長比賣をして大御酒柏を執らしめ、因て歌を作り、之を大雀命に賜へりと。

履中草香幡梭皇后、一名は橘姫日本紀。又の名は長日賣命、又の名は若日下命。仁德帝、爲に若日下部を定む古事記。帝、納れて妃となし、中蒂皇后を生めり。帝の六年正月、立ちて皇后となり、帝崩じて後、再び雄略皇后となれり日本紀。

妃黑媛、葦田宿禰が女なり。帝の元年七月、皇妃となり、市邊押羽皇子・御馬皇子・青海皇女を生めり。五年九月、薨ず。時に、帝、方に淡路島に獵せるに、空中聲あり、曰く、劒刀太子王なりと。又曰く、鳥往來ふ羽田の汝妹は、羽狹に葬り立往ぬと。又曰く、狹名來田蔣津之命は、羽狹に葬り立往

ぬと。俄に訃至れり。帝、大に驚き、即日、駕を廻し、十月、之を葬る○按ずるに、本書に、帝、既に喪を除きて、未だ位に即かず、羽田矢代宿禰の女黒媛を聘して妃となさんと欲し、住吉仲皇子を以て使となしゝに、仲皇子、之を姦せしが、事發覺して、仲皇子、誅に伏せり。元年、葦田宿禰が女黒姫を立てゝ皇妃となすと。蓋し二黒媛は、偶同名ならん。然れども、空中聲あり、所謂羽田之汝妹は、蓋し、羽田矢代の義に近し。矢代宿禰は、武内が子なり。葦田宿禰は、葛城襲津彦が子にして、武内が孫なれば、出自遠からず。且つ水鏡に、仲皇子の姦したる所の黒媛を以て、葦田宿禰が女となせり。疑ふらくは、一人ならん。天皇、皇妃の薨じたるを以て神祟となし、其の咎を訪ひ求めたるに、或人、車持君が筑紫に在ることを告ぐ。悉く車持部を校し、神戸に隷するものを奪ひ、推問して實を得たれば、其の罪を責めて職を停めたり日本紀。

嬪大姫郎姫・高鶴郎姫、共に鯽魚磯別王の女なり。帝の六年二月、並びに納れて嬪となす。二嬪、既に宮に入り、恒に悲嘆を懷けり。帝、聞きて之を問ひて曰く、汝、何をか嘆くと。對へて曰く、妾が兄鷲住王、人となり强力輕捷にして、能く八尋の屋を超ゆ。而して、出遊多日にして、面言ふことを得ず、故に嘆くのみと。帝、其の强力なるを悅び、使を遣はして之を召すこと再びすれども、肯て來らず、恒に住吉邑に居る。是を讚岐國造及び阿波脚咋別二族の始祖となすと云ふ日本紀○按ずるに、本書景行紀に云ふ、神櫛皇子は、讚岐國造の始祖なりと。姓氏錄も、亦此と合へり。然らば則ち鯽魚磯別王は、蓋し神櫛皇子の後ならん。而して、其の世次考ふる所なければ、姑く此に附す。

譯文大日本史卷の七十四終

譯文大日本史卷の七十五

列傳第二

后妃二

反正皇夫人津野媛
弟媛
允恭忍坂大中姬皇后
衣通郎姬
安康中蒂媛皇后
雄略草香幡梭皇后
妃葛城韓媛
妃吉備稚媛
妃童女君
顯宗難波小野皇后
仁賢春日大娘皇后

糠君娘

武烈春日娘子皇后

繼體手白香皇后

妃目子媛

妃稚子媛

妃廣媛

妃麻績娘子

妃關媛

妃倭媛

妃荑媛

妃廣媛

安閑春日山田皇后

妃紗手媛

妃香香有媛

妃宅媛

宣化 橘仲皇后

妃大河內稚子媛

欽明 石姬皇后

妃倉稚綾姬

妃日影皇女

妃堅鹽媛

妃小姉君

妃糠子

敏達 廣姬皇后

額田部皇后

夫人老女君

夫人兎名子

用明 穴穗部間人皇后

嬪石寸名

廣子

崇峻妃小手子
舒明寶皇后
夫人法提郎媛
蚊屋采女
孝德間人皇后
妃小足媛
妃乳娘
天智倭姫王皇后
嬪遠智娘
嬪姪娘
嬪橘娘
嬪常陸娘
色夫古娘
黑媛娘
越道君伊羅都賣

后妃二

宅子娘

弘文妃十市皇女

耳面刀自

天武鸕野皇后

妃太田皇女

妃大江皇女

妃新田部皇女

夫人氷上娘

夫人五百重娘

夫人大蕤娘

額田姫王

尼子娘

穀媛娘

反正皇夫人津野媛、木事が女なり〇木事は、古事記に、丸邇許碁登臣に作れり。帝の元年八月、皇夫人となりて〇皇胤紹運錄に、皇后に作れるは誤なり。香火姫皇女・圓皇女を生めり日本紀。

弟媛、津野媛の妹にして、財皇女・高部皇子を生めり日本紀。

允恭忍坂大中姫皇后、稚野毛二派皇子の女なり。帝の皇子たりし時、納れられて妃となり、木梨輕太子・名形大娘皇女・境黒彦皇子・安康帝・輕大娘皇女・八釣白彦皇子・雄略帝・但馬橘大娘皇女・酒見皇女を生めり。反正帝崩じて、羣臣、帝を奉じて位に卽かしめんことを議せしに、帝、固く辭したれば、后、羣臣の憂懼せんことを知れり。適、盥を帝の前に執る。因て啓して曰く、大王、謙遜にして、天位久しく曠しく、羣臣百僚、爲さん所を知らず。願はくは、大王、勉めて羣望に從ひ給へと。帝、背きて言はず。后、惶恐して退かざること數刻、時方に季冬烈寒、水溢れて腕に凝り、凍寒して幾ど死せんとす。帝、顧みて駭き、扶け起して曰く、位を嗣ぐは重事なれば、輒く就くことを得ず。然れども、羣臣の請ふ所、事理灼然なり、何ぞ終に辭まんやと。后、退きて羣臣に謂て曰く、皇子、將に請ふ所を聽さんとす、當に璽符を上るべしと。羣臣、卽日、璽符を捧げ、再拜して之を上れば、帝、遂に位に卽き、明年二月、立てゝ皇后となし、爲に刑部を定む○古事記に曰く、皇后の妹田井中比賣の御名代として河部を定むと。帝、又后をして女弟衣通郎姫を進めしめ、宮を藤原に造りて之に處らしむ。后、雄略帝を生める夕、帝、始て之を幸す。后、聞きて大に恨みて曰く、妾、結髪してより宮闈に侍せり。今、妾、蓐に在りて、死生測られず。而るに、是の夕を以て藤原に幸するは何ぞやと。乃ち火を縦ちて自ら焚かんと欲す。帝、聞きて大に驚きて曰く、朕が過なりと、慰諭して止む。安康帝、位

に卽くに及び、尊びて皇太后と曰ふ。雄略帝、御馬瀬に獵して、大に禽を獲たり。顧みて羣臣に謂て曰く、獵場の樂、膳夫をして鮮を割かしむるは、自ら割くに孰與と。羣臣、遽に對ふること能はず。帝、怒りて刀を拔きて御者を斬り、駕を促して宮に還る。太后、憂懼して、乃ち倭の采女日媛をして駕を迎へて酒を獻ぜしむ。帝、日媛を悅び、手を攜へて後宮に入り、太后に白して曰く、今日の遊獵、多く禽を獲たり。羣臣と鮮を割き、野饗をなさんと欲し、羣下に歷問したるに、能く對ふるものあること莫し、故に吾之を怒りたりと。太后、之を慰めて曰く、意ふに、陛下、獵場に因りて宍人部を置かんと欲し給へり。而して、羣臣、曉らざるが故に、其の對を難りたるならん。今、之を貢ぐとも、亦未だ晩からじ。請ふ、我を以て始とし給へ。膳臣長野、善く宍膾を作れば、宜しく以て之を充て給ふべしと。帝、跪きて曰く、善い哉、鄙人の所謂心を相知るを貴ぶとは、此の謂ならんと。太后、帝の喜色あるを見、因て更に其の廚人菟田御戶部・眞鋒田高天と云ふものを薦めて、並に宍人部となせり。後大倭國造吾子籠、狹穗子鳥別を貢ぐ。是より臣・連・伴造・國造、相繼ぎて貢ぐ。初め后の母に從ひて家に在すとき、獨園中に遊びたりしに、鬪鷄國造、馬に乘りて籬を窺ひ、戲れて曰く、能く園を治むるかと、因て蘭一莖を求めたり。后、采りて之を授け、其の須ふる所を問ふに、國造曰く、山に往きて蠛を拂はんのみと。后、其の侮慢するを惡みて曰く、首や、吾忘れじと。貴に及びて、其の罪を讓めて之を殺さんと欲せしに、國造、叩頭して曰く、臣が罪、實に萬死に當れり。

然れども、當時、豈に皇后の今日あることを知らんやと。后、之を赦し、其の姓を貶して稻置と曰ふ。日本紀。

衣通郎姫、一名は弟姫、皇后の妹なり。姿容絶妙にして、光艶衣を徹せば、時人、號して衣通郎姫と曰へり。帝、其の美を聞きて、之を納れんと欲す。七年十二月、新室に宴するとき、帝、親ら琴を彈じ、皇后、起ちて舞へり。時俗、宴會ごとに、舞ひ竟るとき、即ち座長に謂て曰く、娘子を奉らんと、以て禮となす。皇后、帝の己を强ひて弟姫を進めしめんとするを悟り、舞ひ竟れども、故に禮詞を陳べず。帝、皇后に謂て曰く、何ぞ常禮を失へるやと。皇后、復起ちて舞ふ。舞ひ竟りて曰く、娘子を奉らんと。帝問ふ、娘子とは誰とかなすと。皇后、已むことを獲ず、乃ち對へて曰く、妾が妹、名は弟姫と。帝懽び、明日、使を遣はして之を召さしむ。時に、姫、母に從ひて近江の坂田に在り、皇后を畏れて敢て至らず。使者七たび還りて猶至らざれば、更に舍人中臣烏賊津に命じて曰く、汝、能く弟姫を將て來れ。朕、必ず厚く賞せんと。烏賊津、坂田に至る。姫の曰く、妾、豈に天皇の命を拒まん、唯皇后の意に違はんことを恐るゝのみ。妾、死すとも敢て召に赴かじと。烏賊津が曰く、天皇、臣に命じて曰く、必ず迎へ得て來れと、然らざれば將に罪を獲んとす。歸りて死を免れずんば、寧ろ庭に伏して死せんのみとて、固く去らず。初め烏賊津、糒を袖中に裹みて往き、密に之を餐ひ、中庭に伏すること七日、之に飮食を與ふれども受けず。姫、以爲らく、既に詔を奉ぜずば、又忠臣を

喪はん、是我が罪を重ぬるなりと。乃ち烏賊津と道に就き、倭の春日に至り、櫟井の上に憩ひ、自ら酒を酌みて以て烏賊津を勞ひ、卽日、京師に入る。烏賊津、姫を倭吾子籠が家に留め、入りて其の狀を奏す。帝、嘉歎して、特に之を褒賞す。后、姫の至れるを知り、色平ならず。帝、之を憚りて、敢て宮中に納れず、宮を藤原に造りて之に處らしむ。明年二月、帝、潛に藤原に幸して之を窺ふに、姫、之を知らず、帝を慕ひて歌ひて曰く、わがせこが來べきよひなり、さゝがにのくものおこなひ、こよひしるしもと。帝、之に感じ、乃ち歌ひて曰く、さゝらがた錦のひもをときさけて、あまたはねずと、たゞひとよのみと。后、之を聞きて、大に怨む。姫、益之を憚り、宮を離れて遠居せんことを願ふ。帝、更に宮を河內の茅渟に造りて、姫をして徙り居らしめ、屢遊獵に託して渟茅に幸す。后曰く、陛下、屢茅渟に幸す。妾、絲髮も之を嫉むに非ず。但恐る、百姓の疾苦する所とならんことをと。帝、之が爲に遊幸稍希なり。初め、姫、藤原に在り。帝、大伴室屋連に謂て曰く、朕、美孃子を得て甚だ之を愛し、其の名を後世に傳へんと欲すと。室屋。旨を承けて、諸の國造に課し、爲に藤原部を定めたりと。〔日本紀○古事記に曰く、忍坂大中津比賣命、輕大郞女を生む。又衣通郞姫と名く。殊色あり、光明、衣を徹すと。按ずるに、輕皇女は、皇后の子にして、衣通姫は、皇后の妹なり。古事記に言へる所、未だ其の故を詳にせず。古事記に、又皇后の妹に、藤原琴節郞女あることを載せたり。按ずるに、衣通姫、藤原宮に居る。則ち所謂琴節郞女は、卽ち其の人か。姑く存して、考に備ふ。〕

安康中蒂姫皇后〔○蒂、或は磯に作れり。〕一名は長田大娘皇女、履中帝の女なり。初め大草香皇子に適きて、眉輪王を生めり。帝の元年、根使主、讒して大草香を殺したるを以て、姫を納れて妃となす。二年正

月、立ちて皇后となる日本紀。

雄略草香幡梭皇后、初め履中の皇后となり、履中帝、崩じて後、母兄大草香皇子に依れり。安康帝、帝の爲に再び之を聘せんと欲し、根使主を遣はして旨を諭さしむ。大草香、喜びて命を奉じ、押木珠縵を以て根使主に授けて信となしゝを、根使主、珠縵を匿して進めず、詐り奏して曰く、皇子、命を拒み給ふと。安康帝、大に怒りて、皇子を殺し、中蒂姫を納れて妃となし、后を以て帝に配す。帝の元年三月、立てゝ皇后となす。五年、帝、葛城山に獵するとき、后從ふ。野猪突き至りしに、帝、舍人に命じて、逆へ射て且つ之を刺さしむ。舍人、懼れて色を失ふ。豬、躍りて將に衝き觸れんとするを、帝、踏みて之を殺せり。獵罷みて舍人を斬らんと欲す。后、諫めて曰く、遠近皆、陛下、畋に荒み獸の故を以て人を殺し給へりと謂はゞ、乃ち不可なることなからんかと。帝、欣然として其の言を納れ、后と車に上りて曰く、獵者は禽を獲、朕、獨善言を獲て還る、樂しき哉と、遂に舍人を赦せり。十四年、帝、根使主に命じて、吳人を石上高拔原に饗し、舍人を遣はして之を視さす。舍人、還りて盛に根使主が珠縵の美を稱す。帝、之を觀んと欲し、臣連に命じて、裝飾を改めず、引きて殿前に見えしむ。后、見て歔欷す。帝、其の故を問ふ。對へて曰く、根使主が著けたる所のものは、妾が兄、穴穗天皇の敕を奉じて、妾を陛下に進むる時、獻じたる所なり。妾、疑なきこと能はず。是を以て、覺えず涕泣したりと。帝、大に怒りて之を責問したるに、根使主、罪に伏したれば、將に之を斬らんとす。

根使主、逃れて日根に至り、稻城を構へて官軍を拒ぐ。官軍、撃ちて之を殺し、其の子孫を分ちて、半は大草香部の民となし、皇后の封戸に隷せしめ、半は茅渟縣主に賜ひて以て負嚢者となす。根使主が子小根使主、竊に人に語りて曰く、天皇の城堅からず、我が父の城堅しと。帝、聞きて之を惡み、人を遣はして之を視さすれば、果して其の言の如し。亦之を誅す日本紀。

妃葛城韓媛、大臣葛城圓が女なり。帝の元年三月、妃となりて、清寧帝・稚足姫皇女を生めり。清寧帝、位に卽きて、尊びて皇太夫人となす日本紀。

妃吉備稚媛、初め吉備田狹臣に適きて、兄君・弟君を生めり。帝の七年、田狹、入りて禁内に侍りしが、同列中に在りて、盛に其の妻の美を稱して曰く、天下の麗人、吾が婦に若くは莫し。曠世儔罕に、當時獨秀でたりと。帝、側に聽きて、心に之を悅び、乃ち田狹を拜して任那國司となし、稚媛を奪ひて妃となし、磐城皇子・星川稚宮皇子を生めり。帝崩ずるに及び、稚媛、密に星川皇子の反を勸めて、事敗れしかば、稚媛・二皇子及び田狹が子兄君、皆焚死せり日本紀○按ずるに、本書雄略帝七年紀の註に云ふ、田狹臣が婦、名は毛媛、玉田宿禰が女なりと。而して、元年、前後納るゝ所の后妃を列ねて云ふ、吉備上道臣が女稚媛なりと。註に曰く、一本に云ふ、吉備窪屋臣が女なりと。稚媛・毛媛、名既に異にして、父の名も亦同じからず。故に今、誰の女たることを書せず。

妃童女君、春日和珥臣深目が女なり。初め釆女となれるを、帝、召して之を幸し、一宵にして身むことありて、春日大娘皇后を生めり。帝、疑ひて以て子となさず。大連物部目、嘗て帝の側に侍り、皇女の庭中に歩めるを見て、顧みて曰く、麗しきかな、女子や、是誰の女ぞと。帝曰く、何が

故に之を問ふと。對へて曰く、臣、女子を觀るに、行歩容儀、甚だ陛下に似たりと。帝曰く、嘗て此の女を見たるものは、咸言ふこと卿が言の如し。然れども、其の母、一宵にして娠めり、是を以て疑なきこと能はずと。目曰く、臣聞く、褌を以て體に觸るとも、猶且つ孕むことありと。況や、通夕寢に侍りたらば、又何ぞ疑を生ぜんと。帝、之を然りとし、乃ち女子を以て皇女となし、童女君を妃となせり日本紀。

顯宗難波小野皇后、磐城王の孫、丘稚子王の女なり日本紀註○古事記に、磐城王の女に作れり。帝の元年正月、立ちて皇后となる日本紀。仁賢帝、龍潛の日、嘗て宴に侍り、將に瓜を割かんとせしとき、帝、刀子を執りて后に命じて之を授けしめたるに、后、立ちて之を皇太子に授け、酒を行らすに及びて、又立ちて之を喚べり日本紀註。仁賢帝の二年九月、后、其の嘗て無禮なりしを懼れて自殺す日本紀。

仁賢春日大娘皇后、一名は高橋皇女○一名は、本書の註に據る。雄略帝の女なり。帝、太子たりし時、納れて妃となせり。元年二月、立ちて皇后となり、高橋大娘皇女・朝嬬皇女・手白香皇后・樟氷皇女・橘仲皇后・武烈帝・眞稚皇女を生めり日本紀。

糠君娘、和珥臣日爪が女なり○本書の註に、一説に和珥日觸が女大糠娘となせり。選ばれて後宮に入り、春日山田皇后を生めり日本紀。

武烈春日娘子皇后、其の父を詳にせず。元年三月、立ちて皇后となる日本紀。

繼體手白香皇后、仁賢帝の女なり。母は春日大娘皇后。帝の元年二月、大連大伴金村、奏し

て曰く、臣聞く、先王の世を治むる、維城の固に非ざれば、以て乾坤を鎮むることなく、掖庭の化に非ざれば、以て趺蕚を繼ぐことなしと。曩者、白髮天皇嗣なかりしとき、臣が祖父室屋を遣はして、州ごとに三種の白髮部を置き、以て名を後世に留め給へり。請ふ、陛下、手白香皇女を納れて皇后となし、神祇伯等を遣はして、皇胤を禱祠し、以て民望に答へ給へと。帝、其の言を納れ、三月、立てゝ皇后となし、欽明帝を生めり。欽明帝、位に卽きて、尊びて皇太后となす日本紀。崩ずるに及びて、大和山邊郡衾田に葬る延喜式。

妃目子媛、一名は色部、尾張連草香が女なり。帝の元年三月、妃となりて、安閑帝・宣化帝を生めり日本紀。

妃稚子媛、三尾角折君が妹なり。帝の元年三月、妃となりて、太郎皇子、出雲皇女を生めり日本紀。

妃廣媛○古事記に、黑比賣に作れり。坂田大跨王の女なり。帝の元年三月、妃となりて、神前皇女・茨田皇女・馬來田皇女を生めり日本紀。

妃麻績娘子、息長眞手王の女なり。帝の元年三月、妃となりて、荳角皇女を生めり日本紀。

妃關媛、茨田連小望が女なり○本書一說に、女或は妹に作れり。帝の元年三月、妃となりて、茨田大娘皇女・白坂活日姬皇女・小野稚郎皇女を生めり日本紀○按ずるに、古事記に、關媛を載せず、白坂・小野二皇女を以て、黑媛の生める所となし、馬來田・茨田大娘の二皇女を載せず。

妃倭媛、三尾君堅楲が女なり○古事記に、妹に作れり。帝の元年三月、妃となりて、大娘子皇女・椀子皇子・耳皇子・赤姬皇女を生めり日本紀。

妃荑媛、和珥臣河内が女なり○和珥は、古事記に、阿倍に作れり。　帝の元年三月、妃となりて、稚綾姫皇女・圓娘皇女・厚皇子を生めり日本紀。

妃廣媛、根王の女なり。帝の元年三月、妃となりて、兎皇子・中皇子を生めり日本紀。

安閑　春日山田皇后、仁賢帝の女なり日本紀。　初め山田大娘皇女と稱し、又赤見皇女とも云へり日本紀註。　帝、太子たりし時、納れて妃となせり。后、嘗て日晏くるまで閤より出でず。帝、異みて入りて之を見れば、后、牀に臥して涕泣せり。其の故を問ひしに、對へて曰く、飛鳥昆蟲すら、樹に巢ひ地に穴し、以て其の子を愛護するを、人にして子なきは、恨孰か焉より大ならん。今、太子、未だ嗣あらず、妾が名も亦且に泯沒せんとす、豈に憂慮せざるを得んやと。帝、感懷して、繼體帝に奏せしに、詔して、匝布屯倉を賜ひ、以て妃の名を後世に表さしむ。帝の元年三月、立ちて皇后となる。四月、內膳卿膳大麻呂、敕を奉じ、使を伊甚に遣はして珠を求めしめたるに、伊甚國造稚子等、京に詣りて遲緩し、時を踰ゆれども進らざれば、大麻呂、將に之を收治せんとしたるに、稚子等、懼れて、亡げて後宮に匿れ、內寢に至る。后、之を見て驚き走り、地に躓きて踣れたれば、稚子等、重て闌入に坐せられんとしけるに、請ひて伊甚屯倉を后に獻じ、以て贖へり。是に由りて、伊甚屯倉を定む。七月、詔して、使を差はして、良田を擇ばしめ、后の爲に屯倉を置く。宣化帝の崩ずるに至り、欽明帝、羣臣をして后に請ひて政を決せしむ、后、辭して聽さず。崩ずるに及びて、舊市

高屋丘陵に合せ葬る日本紀。

妃紗手媛、大臣許勢男人が女なり。帝の元年三月、妃となりて、十月、小墾田屯倉及び諸國の田部を賜る日本紀。

妃香香有媛、紗手媛の妹なり。帝の元年三月、妃となりて、十月、櫻井屯倉〇本書の註に、一説を載せて曰く、茅渟山屯倉を加へ賜ふと。及び諸國の田部を賜る日本紀。

妃宅媛、大連物部木蓮子が女なり。帝の元年三月、妃となりて、十月、難波屯倉及び諸郡の钁丁を賜る日本紀。

宣化橘仲皇后〇本書仁賢紀に、橘皇女に作れり。宣化紀及び古事記・皇胤紹運錄に、皆仲の字あり。今、之に従ふ。仁賢帝の女なり。母は春日大娘皇后、帝、皇子たりし時、納れて妃となす。元年三月、立ちて皇后となり、石姫皇后・小石姫皇女・倉稚綾姫皇女・上殖葉皇子を生めり。崩ずるに及び、身狹桃花鳥坂上陵に合せ葬る日本紀。

妃大河内稚子媛、火焔皇子を生めり日本紀。

欽明石姫皇后、宣化帝の女なり。帝、初め納れて正妃となし、位に卽くに及びて、立てゝ皇后となす。箭田珠勝大兄皇子・敏達帝・笠縫皇女を生めり。敏達帝、位に卽きて、尊びて皇太后となす日本紀。

妃倉稚綾姫、皇后の同母妹なり。帝の二年三月、宮に入りて、石上皇子を生めり日本紀〇按ずるに、古事記に曰く、石姫

皇后の妹小石姫を納れて、石上王を生めりと。而して、倉稚綾姫、石上皇子を生める文なし。

妃日影皇女、亦皇后の同母妹なり。帝の二年三月、宮に入りて、倉皇子を生めり日本紀○按ずるに、古事記に曰く、糠子、倉皇子を生めりと。而して、日影皇女を載せず。

妃堅鹽媛、大臣蘇我稻目宿禰が女なり。帝の二年三月、宮に入りて、用明帝・磐隈皇女・臘嘴鳥皇子・推古帝・椀子皇子・大宅皇女・石上部皇子・山背皇子・大伴皇女・櫻井皇子・肩野皇女・橘本稚皇子・舍人皇女を生めり。後皇太夫人となりて○舊事紀に、或は皇后に作れり。薨ず。推古帝の二十年二月、檜隈大陵に改め葬る。王・臣以下、輕街に誄し、阿倍內臣鳥、敕を承けて之を誄す。奠る所、明器・明衣の屬、凡そ一萬五千種、諸皇子、序に循ひて之を誄す日本紀。

妃小姉君、堅鹽媛の同母妹にして○古事記に、堅鹽媛の姨となせり。茨城皇子・葛城皇子・穴穗部間人皇后・泥部穴穗部皇子・崇峻帝を生めり日本紀。

妃糠子、春日日抓臣が女なり。帝の二年三月、宮に入りて、春日山田皇女・橘麻呂皇子を生めり日本紀○按ずるに、本書に、仁賢の宮人和珥日爪が女、糠君娘、春日山田皇女を生めりと。此と相類せり。疑ふらくは、一の誤あらん。

敏達廣姫皇后、息長眞手王の女なり。帝の四年正月、立ちて皇后となり、十一月、崩ず。押坂彥人大兄皇子・逆登皇女・菟道磯津貝皇女を生めり日本紀。

額田部皇后、欽明帝の女なり。帝の五年三月、立ちて皇后となり、菟道貝鮹皇女・竹田皇子・小

墾田皇女・鸕鷀守皇女・尾張皇子・田眼皇女・櫻井弓張皇女を生めり。崇峻帝崩ずるに及びて、天位に卽く。是を推古帝となす日本紀。

夫人老女君、又の名は藥君娘、春日臣仲君が女なり。帝の四年正月、納れられて夫人となり、難波皇子・春日皇子・桑田皇女・大派皇子を生めり日本紀。

夫人菟名子、伊勢の大鹿首小熊が女なり。初め采女を以て進みしが、帝、之を幸して、太姫皇女。糠手姫皇女を生めり。四年正月、夫人となる日本紀。

用明穴穗部間人皇后○本書欽明紀に、埿部穴穗部皇女に作り、法隆寺金堂釋迦佛銘文に、鬼前太后と稱せり。欽明帝の女なり日本紀。欽明帝の三十一年二月、帝、納れて妃となす聖德太子傳曆。位に卽くに及び、立てゝ皇后となし、廐戸皇子・來目皇子・殖栗皇子・茨田皇子を生めり日本紀。推古帝の二十九年十二月、崩ず法隆寺の金堂釋迦佛銘文。

嬪石寸名○古事記に、意富藝多志比賣に作れり。大臣蘇我稻目宿禰が女なり。帝の元年正月、宮に入りて嬪となり、田目皇子を生めり日本紀。

廣子、葛城直磐村が女にして○帝王編年記に、廣子を以て妃となせり。而して、類聚國史后妃の部に、廣子を載せず。故に、今取らず。麻呂子皇子・酢香手姫皇女を生めり日本紀○古事記に曰く、當麻之倉首比呂が女飯女の子にして、當麻王・須賀志氏古郎女を生めりと。按ずるに、當麻王は、卽ち麻呂子皇子、須賀志氏古郎女は、卽ち酢香手姫皇女なり。

崇峻妃小手子、大伴糠手連が女なり。帝の元年三月、妃となりて、蜂子皇子・錦代皇女を生めり日本紀○按ずるに、舊事紀に曰く、物部尾輿が女布都姫、崇峻帝の夫人となりて、朝政に參すと。又曰く、布都姫、異母兄石上贄古に適き、四子を生めりと。其の說、疑ふべし。且つ本書に載せず。故に取らず。

舒明寶皇后、茅渟王の女なり。帝の二年正月、立ちて皇后となり、天智帝・間人皇后・天武帝を生めり。舒明帝崩ずるに及びて、天位に卽く。是を皇極帝となす日本紀。

夫人法提郎媛、大臣蘇我馬子が女にして、古人皇子を生めり日本紀○皇胤紹運錄・帝王編年記に、並に載す、夫人又布敷皇女を生めりと。二書、又載す、栗田鈴子が女香櫛娘、又の名は狹狹浪娘、夫人となりて、押坂錦間皇女を生めりと。皇胤紹運錄・一代要記に載す、蘇我蝦夷が女手杯娘、夫人となりて、箭田皇女を生めりと。共に日本紀に載せざる所。故に取らず。

蚊屋采女○一代要記に、嬪姉子姫となせり。未だ何に據れることを知らず。蚊屋皇子を生めり日本紀。

孝德間人皇后、舒明帝の女なり。大化元年七月、立ちて皇后となる。白雉四年、皇太子、都を倭の京に遷さんことを奏請したれども、許さず。皇太子、自ら皇祖母尊及び后を奉じ、徙りて飛鳥河の行宮に居る。天智帝の乙丑歲二月、崩ず。爲に三百三十人を度し、丁卯歲、齊明帝の小市岡上陵に祔せ葬る日本紀。

妃小足媛、左大臣阿倍倉梯麻呂が女にして、有間皇子を生めり日本紀。

妃乳娘、右大臣蘇我倉山田石川麻呂が女なり日本紀。

天智倭姬王皇后、古人皇子の女なり。帝、位に卽きて、立ちて皇后となる日本紀。

嬪遠智娘、一名は造媛○本註に曰く、或は云ふ、美濃津子娘と。右大臣蘇我倉山田石川麻呂が女にして、大田皇女・持統帝・建皇子を生めり○本註に曰く、一に曰く、遠智娘、建皇子・大田皇女・鸕野皇女を生めりと。本文の次序と異なることあり。又云ふ、蘇我山田麻呂が女茅渟娘、大田皇女・沙羅羅皇女を生めりと。大化五年、石川麻呂、讒せられて自ら經れたるとき、帝、物部二田造鹽をして其の首を斬らしめたるに、

嬪、之を聞きて悲痛し、此より鹽と言ふことを惡み斥くれば、近侍、爲に食鹽を呼びて幾太志と曰へり。遂に憂を以て卒す日本紀。

嬪姪娘〇本註に曰く、或は云ふ、櫻井姬と。續日本紀に、宗我嬪に作れり。遠智娘の娣にして、御名部內親王・元明帝を生めり日本紀〇按ずるに、本書皇極紀に、天智帝、入鹿を誅せんことを謀り、石川麻呂と婚を結び、力を勠はせんと欲し、其の長女を納れて妃となしゝに、期に臨みて、其の族身狹が爲に偸まれたれば、石川麻呂、憂懼したるを、少女、己を以て代へんことを請ひしに、石川麻呂、悅びて之に從へり。所謂少女とは、蓋し二嬪の一ならん。而れども、今、考ふる所なし。

嬪橘娘、左大臣阿倍倉梯麻呂が女にして、飛鳥內親王・新田部皇女を生めり日本紀。

嬪常陸娘、左大臣蘇我赤兄が女にして、山邊皇女を生めり日本紀。

色夫古娘、忍海造小龍が女にして、大江皇女・川島皇子・泉內親王を生めり日本紀。

黑媛娘、栗隈首德萬が女にして、水主內親王を生めり日本紀。

越道君伊羅都賣、春日宮天皇施基を生めり日本紀。

宅子娘、伊賀の采女にして、弘文帝を生めり日本紀。

弘文帝妃十市皇女、天武帝の女にして日本紀。葛野皇子を生めり懷風藻。帝の兵を徵すに及び、皇女、書を裁して吉野に告げたり水鏡・愚管鈔。天武帝の六年四月、薨ず。赤穗に葬る日本紀。

耳面刀自、內大臣藤原鎌足が女なり皇胤紹運錄。帝の皇子たりし時、鎌足、請ひて納れしが懷風藻。壹志姬王を生めり皇胤紹運錄。

天武鸕野皇后、天智帝の女なり。帝の皇子たりし時、納れて正妃となし、岡宮天皇草壁を生めり。帝の元年、立ちて皇后となり、帝崩ずるに及びて、遂に天位を踐む。是を持統帝となす（日本紀）。

妃大田皇女、天智帝の女なり。帝の太子たりし時、納れて妃となし、大伯皇女・大津皇子を生めり。薨じて、小市岡上陵前に葬る（日本紀）。

妃大江皇女、天智帝の女にして、長親王・弓削皇子を生めり（日本紀）。位淨廣貳を賜り、文武帝の三年十二月、薨ず（續日本紀）。

妃新田部皇女、天智帝の女にして、崇道盡敬皇帝舍人を生めり（日本紀）。文武帝の三年九月、薨ず（續日本紀）。

夫人氷上娘、内大臣藤原鎌足が女にして、但馬内親王を生めり。帝の十年正月、卒す。赤穗に葬る（日本紀）。

夫人五百重娘、氷上娘の娣にして、新田部親王を生めり（日本紀）。

夫人大蕤娘、左大臣蘇我赤兄が女にして、穗積親王・紀皇女・田形内親王を生めり（日本紀）。正三位に敍し、封一百戸を益され、神龜元年七月、薨ず。敕して、使を遣はして葬事を監護せしめ、第に就きて宣詔し、正一位を贈り賻を賜ふ（續日本紀）。

額田姫王、鏡王の女にして、十市皇女を生めり（日本紀）。

尼子娘、胸方君德善が女にして、高市皇子を生めり日本紀。

穀媛娘○穀は、本書に、擬に作れり。今、類聚國史に據る。宍人臣大麻呂が女にして、忍壁親王・磯城皇子・泊瀬部内親王・託基内親王を生めり日本紀。

譯文大日本史卷の七十五終

譯文大日本史卷の七十六

列傳第三

后妃　三

文武藤原皇后

嬪紀竈門娘

嬪石川刀子娘

聖武藤原皇后

夫人縣犬養廣刀自

夫人藤原氏

夫人藤原氏

夫人廣岡古那可知

淳仁後宮粟田諸姉

光仁皇后

高野皇后

后妃三

夫人藤原曹子
尾張女王
縣犬養男耳
島姫
桓武藤原皇后
藤原皇后
妃酒人內親王
夫人藤原吉子
夫人多治比眞宗
夫人藤原小屎
女御紀乙魚
女御百濟敎法
橘常子
橘御井子
坂上春子

紀若子
坂上又子
藤原上子
藤原河子
河上好
百濟教仁
百濟貞香
藤原東子
藤原南子
中臣豐子
橘田村子
多治比豐繼
百濟永繼

文武藤原皇后、諱は宮子娘、淡海公不比等が女なり。帝、位に卽きて、立てゝ夫人となし、聖武帝を生めり。養老七年、從二位を授けられ、尋で正一位に敍せらる。聖武帝、位に卽きて、尊びて

皇太夫人と曰ふ。天平七年、皇太夫人の母正四位上賀茂比賣卒す、葬るに散位の儀を以てす。九年十二月、皇太夫人、皇后宮に就きて、僧玄昉を見るとき、聖武帝も亦造る。皇太夫人、帝を誕みて後、久しく玄昉と相見ず、沈憂して事を廢す。是の日、一見して、惠然として開悟し、適〻帝と相見る。天下、慶賀せざるは莫し。玄昉に絁綿絲布を施し、中宮職の官人に位を賜ふ〇皇后、玄昉を見ること、舊史の文義明かならず。元亨釋書に、或は曰く、釋善珠は、藤太后宮子の孽子なりと。孝謙帝即位の後、太皇太后と稱す。勝寶六年七月、病篤し。詔して曰く、頃者、太皇太后、枕席安からず、稍旬月に延び、百方救療すれども、猶未だ平復せず。朕聞く、皇天、德を輔く、德は、不祥に勝つと。庶はくは、慈令を施し、寶體を奉資し、寢膳をして常の如くならしめ、起居をして穩便ならしめん。宜しく天下に大赦すべしと。是の日、僧一百。尼七人を度す。數日にして、中宮に崩ず。諡して千尋葛藤高知天宮姫之尊と曰ひ、佐保山に火葬す。寶字四年、墓を山陵と稱し、國忌齋を置く續日本紀。

嬪紀竈門娘、帝、位に即きて、嬪となす續日本紀。

嬪石川刀子娘、帝、位に即きて、竈門娘と同日に嬪となす。和銅六年十一月、竈門娘と並に號を貶し、嬪と稱することを得ざらしむ續日本紀。按ずるに、本書に、文武帝即位の年、藤原宮子娘を以て夫人となし、紀竈門娘・石川刀子娘を妃となすと。然れども、位次、妃を以て夫人の下に書くべからず。今、和銅六年の文に據り、定めて嬪となす。

聖武藤原皇后、諱は光明子、淡海公不比等が第三女なり系圖に、第二女に作れり。今、自製願文に從ふ。體貌姝麗にして、

光耀あるに似たり、故に名く高僧傳・元亨釋書。幼にして聰慧なり。帝の儲貳たりしとき、納れて妃となす。時に年十六。天資慈仁にして、志、物を濟ふに在り。妾御を攝引するに、皆其の歡を得たり。雅より禮訓に閑ひ、敦く佛道を崇ぶ。帝、位に卽きて、從三位を授けて夫人となす○按ずるに、淳仁紀天平寶字四年后崩ずるの下に書して云ふ、神龜元年、正一位を授け、太夫人となすと。聖武紀を考ふるに、帝、位に卽きて、所生の宮子娘を尊びて太夫人と曰ひ、而して、光明子を以て夫人となすことを書せず。蓋し闕文ならん。而して、崩ずる下に載せたる所の正一位は、乃ち從三位の誤にして、太夫人の太の字は衍なるべし。今、之を訂す。孝謙帝及び皇太子を生めり。神龜四年、皇太子生れたるを以て、一千戸に封じ、尋いで正三位に敍す。天平元年八月、立てゝ皇后となし、封一千戸を益す。二年正月十六日、帝、大安殿に御し、五位已上を宴し、晩に及びて、皇后の宮に幸するとき、百官主典已上、陪從して踏歌し、且つ奏し且つ行く。引きて宮中に入れて酒食を賜ふ。短籍に書するに仁義禮智信の五字を以てして、之を取らしめ、字に隨ひて物を賜ふ。仁字を得たるものは絁、義は絲、禮は綿、智は布、信は段常布、歡を盡して罷む。旣にして、后、疫に嬰り、歲を度りて愈えず。五年五月、敕して曰く、皇后、枕席安からざること、已に年月を經て、百方すれども效なく、未だ瘥劇を知らず。斯の煩苦を思ひて、寢と食とを忘る。宜しく天下に大赦して此の病を救濟すべしと。是より先、后の母內命婦正三位縣犬養橘三千代薨ぜしかば、從四位下高安王等を遣はして、喪事を監護せしめ、葬儀は散一位に準じ、十二月、又一品舍人親王・大納言藤原武智麻呂等を遣はして、宅に就きて詔を宣べしめ、從一位を贈り、特に敕して、食封・資人を收むること莫らしむ續日本紀。六年、后、先妣の爲に、西金堂を山階寺

に造り水鏡・元亨釋書。釋迦十弟子の像を安ず元亨釋書。后、嘗て帝に勸めて東大寺を建て、諸國に國分寺を創めしめ、又悲田・施藥の兩院を置き、天下の飢病を療養す。十一年二月、后、又病む。詔して、天下に大赦す。孝謙帝、受禪して、皇太后となす。勝寶五年四月、又病む。詔して曰く、頃者、皇太后、寢膳安からず、稍旬月に延び、醫藥を加ふと雖も、猶未だ平復せず。以爲らく、政治宜しきを失ひ、罹罪の徒あれば、天、此の罰を遺り、朕が身を警戒するかと。其母子の愛は、貴賤皆同じ、犯罪の徒、豈に獨親なからんや。庶はくは、悉く洗滌して、其の憂苦を救はん。宜しく天下に大赦すべしと。寶字二年七月、又病む。詔して曰く、皇太后、寢膳安からず。朕思ふに、年を延べ疾を濟ふは、仁慈に若くは莫し。宜しく天下諸國に令して、今日より始めて今年十二月三十日に迄るまで、殺生を禁斷し、猪鹿の類を進むることを得ざらしむべしと。八月、百官及び僧綱、上表して尊號を上りて中臺天平應眞仁正皇太后と曰ふ。四年三月、皇太后、不豫なり。詔して、天神地祇を祭り、諸社の祝部等をして各其の祖に祈らしめ、太神宮の禰宜・內人・物忌より諸社の祝部に至るまで、爵一級を賜ふ。皇太后も亦使を五大寺に遣はして、物を施さしむ。六月、崩ず。年六十。大和添上郡佐保山に葬る。葬儀は、太皇太后藤原氏の故事の如くして、天下、哀を擧ぐること三日、服期三日。帝、七々齋を東大寺及び京師の諸寺に設け、天下の諸國をして阿彌陀・淨土の畫像を造らしめ、僧尼に稱讚淨土經を寫さしめ、各國分金光明寺に於て禮拜供養せしむ。十二月、敕して、墓を山陵と稱し、國忌齋を

置く續日本紀。后、嘗て家に在りしとき、父に告げて市に入り、諸商賈に敎へて、始て唐より得たる所の稱尺を用ひしめしに、父曰く、汝、當に國を助け風を宣ぶべくんば、權衡稱尺、久しからずして天下に流かんと高僧傳。長ずるに及びて、書を善くし文を屬す。屛風の銘を作りて曰く、種好く田良くば、以て穀を得るに易からん。君賢に臣忠ならば、以て豐に至り易からん。諂諛の語は、悅多く情に會ひ、正直の言は、心に倒に耳に逆ふ。正直を心となすは、神明の祐くる所。禍福門無し、唯人の招く所。父母は不孝の子を愛せず、明君は不益の臣を納れず。淸貧は長く樂み、濁富は恒に憂ふ。孝には當に力を竭すべく、忠には則ち命を盡す。君臣信ぜざれば、國政安からず、父子信ぜざれば、家閨睦じからずと。嘗て考妣の冥福の爲に、手づから金字一切經律論を寫し、願文を製して、每卷の後に書せり屛風の銘及び願文は、東大寺の寶藏に在り。銘は、鳥毛を以て織り成せり。今現に存せり。又帝の爲に自ら願文を製し、珍寶・玩好・御帶・牙笏・弓箭・刀劍・樂器等を東大寺に納め、以て供養せり東大寺要錄。天平の初、僧玄昉、唐より還りしとき、帝、紫袈裟を賜ひ、以て僧正となし、內道場に安置せしに續日本紀。后、甚だ寵異して、頗る醜聲ありき今昔物語・源平盛衰記○按ずるに、興福寺所藏の略年代記に、皇后の崩を載せて云ふ、玄昉僧正、密に之に通じたりと。元亨釋書に曰く、后、溫室を建て誓を發し、親しく千人の垢を除きたりと。又曰く、后、釋實忠が容貌端麗なるを聞き、召して之を見、夢に之と交りたりと。今、諸書を考ふるに、后の穢德、自ら掩ふべからず。舊史に據るに、玄昉が榮寵日に盛に、稍沙門の行に乖きたれば、時人、之を惡めり。蓋し、意ふに指す所あらん。而して、諱みて明書せざるのみ。

夫人縣犬養廣刀自、讃岐守唐が女なり○一代要記に、唐を廣に作れるは誤なり。帝の儲貳たりし日、納れて夫人となし、安積親王・井上內親王・不破內親王を生み、正三位に敍せらる。寶字五年、都を保良に遷しゝとき、

稻四萬束を賜へり。明年十月、薨ず（續日本紀。）

夫人藤原氏、左大臣武智麻呂が女なり。天平九年、正三位に敍せられ、二十年六月、薨ず（續日本紀。）

夫人藤原氏、中衛大將房前が女なり。天平九年、正三位に敍せられ、從二位に進み、寶字四年正月、薨ず（續日本紀。）

夫人廣岡古那可智、正四位上橘宿禰佐爲が女なり（一代要記に、諸兄が女に作れるは誤なり。）天平九年、從三位に敍せられ、正二位に進む。寶字元年、姓橘宿禰を改めて、廣岡朝臣を賜り、三年七月、薨ず（續日本紀。）

淳仁後宮粟田諸姉、初め藤原仲麻呂が子眞從に適き、眞從卒して寡居したりしが、帝、諸王たりし時、仲麻呂、諸姉を以て之に妻せ、私第に居けり。帝、位に卽きて、從五位下に敍す（續日本紀。）

光仁皇后井上內親王、聖武帝の女なり。養老五年九月、伊勢齋となり、神龜四年九月、太神宮に侍し、齋宮寮の官人を補すること一百二十一人（○齋を罷めたること、年月闕けたり。）天平十九年、二品に敍せらる。寶字五年、都を保良に遷しゝとき、稻十萬束を賜り、景雲二年、太宰綿一萬屯を賜る。光仁帝、諸王たりし時、納れて妃となし、廢太子他戶を生めり。初め童謠あり、曰く、葛城寺の前なるや、豐浦寺の西なるや、おしとゞ、としとゞ、櫻井に、白壁しづくや、好壁しづくや、おしとゞ、としとゞ。然すれば、國ぞ昌ゆるや、吾家らぞ昌ゆるや、おしとゞ、としとゞと。識者、以爲らく、井は內親王の名、白壁は帝の諱なれば、蓋し帝登極の徵ならんと。稱德帝崩ずるに及び、羣臣、帝を推して位に卽かし

め、内親王を立てゝ皇后となし、果して讖の如くなりき。寶龜三年三月、后、巫蠱に坐して廢せられ、尋で皇太子を廢す。后、又難波内親王を厭蠱せしに、四年十月、内親王薨じたり。帝、乃ち詔して、后と廢太子とを大和宇智郡の沒官の宅に幽す。六年四月、后及び廢太子、同日に卒す○水鏡に曰く、藤原百川、計を以て后及び太子を傾けて之を廢したりと。事、甚だ鄙褻なれば、今取らず。愚管鈔に曰く、百川、將に后を土牢に置かんとせしに、后、龍に化して之を蹴殺したりと。水鏡に、又曰く、七年九月、毎夜、瓦石を京中の屋上に擲ぐるものあり、八年冬、雨ふらずして、井水盡く涸れたるは、皆、后の祟の所爲なりと。九年正月、從四位下壹志濃王・石川朝臣垣守等を遣はして、改めて后を葬らしめ、墳を御墓と稱し、守冢一戸を置く續日本紀○延喜式を按ずるに、后の陵は、宇智郡に在り。延曆十九年、詔して、后位を復し、墓を山陵と稱す類聚國史・日本紀略。　初め右兵衞佐槻本公老といふものあり、光仁帝の舊臣なり。他戶、東宮に在りて、驕虐にして、桓武帝に遇ひて無禮なりしを、老、心を竭して帝を奉じ、陰に補翼せんの志ありき。后、他戶と、老が帝の爲に昵ばるゝことを聞き、數切に之を責めたり。巫蠱の事起るに及びて、老、其の獄を按驗し、多く姦伏を發きたれば、延曆二十二年、老が三子に位階を授けて、其の舊功を賞したり類聚國史。

高野皇后、諱は新笠、本姓は和氏、乙繼が女なり○按ずるに、乙繼が本官、考ふる所なし。　其の先は、百濟武寧王の子純陀太子より出づ。容德淑茂なれば、帝の龍潛の日、聘して焉を納れ、桓武帝・崇道天皇早良・能登內親王續日本紀。　酒人內親王を生めり東大寺要錄に日本後紀を引ける。　寶龜中、姓を改めて高野朝臣となす。從三位を授けられ、尋で夫人となり、桓武帝、位に卽きて、尊びて皇太夫人と曰ひ、中宮職を置く。延曆八年十二月、

病革りしとき、畿内七道の諸寺に敕して、大般若經を讀誦せしむること一七日、以て其の疾を禱ふ。數日にして崩ず。帝、錫紵を服し、正殿を避けて西廂に御し、皇太子及び群臣を率ゐて哀を擧げ、百官及び畿內は、三十日を以て服期となし、諸國は、三日、並に所部の百姓を率ゐて哀を擧げしむ。但神郷は、此の限に在らず。又七七御齋に、天下の國分二寺をして經を誦せしめ、七日ごとに、使を諸寺に遣はして誦經せしめ、明年正月、追尊して皇太后と曰ひ、諡して天高知日之子姫尊と曰ふ。百濟の遠祖都慕王は、河伯の女の日精に感じて生みたる所にして、皇太后は、卽ち其の後なり。故に、諡を上ること此の如し。大枝山陵に葬る。十一月、敕して曰く、中宮の周忌は、來月二十八日に當る。禮制忽ち終り、新歲須く及ぶべし。忌景俄に臨むとも、彌〻罔極の痛に切なり。元正肇めて啓くとも、何ぞ惟新の歡を受けん。興言永く悲み、自ら忍ぶこと能はざれば、賀正の禮は、宜しく停止すべしと。十二月、又詔すらく、外祖父高野朝臣・外祖母土師宿禰、並に正一位を贈り、土師氏を改めて大枝朝臣となさんと。續日本紀。大同元年、追尊して太皇太后と曰ふ。日本紀略。后の姪和家麻呂、桓武の朝に仕へて、內外に歷職し、從三位中納言に至る。公卿補任。又百濟玄鏡・仁貞・鏡仁等、外戚の故を以て、延曆中、詔して、爵位を加へ授く。續日本紀。

夫人藤原曹子〇子、一に司に作れり。左大臣永手が女にして、頗る文筆を好めり。一代要記・系圖。宮に入りて、從三位に敍せられ、寶龜八年八月、夫人となり、延曆二年、正三位に進みたり。續日本紀〇一代要記に、夫人從三位紀宮子が載せ續日本紀を歷考するに、宮子は、寶龜中、

從四位下に敍せられし、延曆五年に至り、始めて從三位となれり。而れども、夫人となれることを書せず。故に取らず。十二年十一月、薨ず一代要記。

尾張女王、湯原親王の女にして、從四位下に敍せられ一代要記。稗田親王を生めり一代要記・皇胤紹運錄。

縣犬養男耳、初め女孺となり、從五位下に敍せられたり。帝の龍潛の日、之を幸し、廣根諸勝を生めり姓氏錄。

島姬、縣主毛人が女にして、彌努摩內親王を生めり皇胤紹運錄。

桓武藤原皇后、諱は乙牟漏、內大臣良繼が女なり。帝の儲宮に在りしとき、納れて妃となせり。延曆二年、正三位を授けられ、夫人となり、四月、立ちて皇后となり、平城帝・嵯峨帝・高志內親王を生めり。后の性、柔婉にして、姿容美しく、女則に閑ひ、母儀の德あり。三年十月、后の母阿部古美奈卒したるとき、帝、使を遣はして喪事を監護せしめたり。十一月、都を長岡に遷すとき、后、喪に居るを以て從はず、皇太夫人も、亦平城に留れり。帝、使を遣はして之を迎へしめたるに、后、遂に皇太夫人に從ひて、平城より至りぬ。明年夏、赤雀、皇后の宮に見る。帝、以て瑞となし、天下の有位者に爵を賜ひ、宮司・主典已上に爵を進む。九年閏三月、后、病革る。赦して、二百僧を度し、又京畿の高年鰥寡孤獨疹疾にして自ら存すること能はざる者に、普く賑恤を加へしむ。崩ず。年三十一。帝、近衞府に移御し、京畿七道に令して、是の月十八日より、素服して哀を擧げ、晦日を以て限となさしめ、諡して天之高藤廣宗照姬之尊と曰ひ○按ずるに、高僧傳に、后を稱して感瑞應祥皇后と曰へり。而して、國史に、見る所なし。故に書せず。長岡

山陵に葬る。續日本紀。平城帝、位に即きて、追尊して皇太后と曰ひ、古美奈に正一位を贈る。日本紀略。天安二年、詔して、荷前幣を奉る。三代實錄○按ずるに、本書淳和紀に、贈太皇太后の尊號を追上したる年月、見る所なし。類聚國史・日本紀略に據るに、淳和帝位に即き、皇太后を尊びて太皇太后と曰ひたれども、時に皇太后なし。所謂贈太皇太后とは、蓋し此ならん。

藤原皇后、諱は旅子、式部卿百川が女なり。延暦四年、從三位を授けられ、明年正月、夫人となりて、淳和帝を生み、七年五月、薨ず。年三十。中納言藤原朝臣小黒麻呂・參議壹志濃王等を遣はして、喪事を監護せしむ。中納言石川朝臣名足・參議紀朝臣古佐美、第に就きて詔を宣べ、妃に正一位を贈る。續日本紀。淳和帝、位に即き、詔して曰く、皇妣、年を享くること永からず、早く昇天に從へり。朕、幼稚に在りて、已に慈顧に違ひたれば、追ひて徽號を上りて皇太后と曰はんと。日本紀略。天長元年、皇太后の忌月なるを以て、詔して、五月節を停む。類聚國史。

妃酒人内親王。一代要記に曰く、内親王、寶字三年十一月、齋王となると。又神祇記を引きて云ふ、寶字二年四月八日、内親王、春日宮に遷る。但大神宮に參らずと。舊史に、見る所なし。故に取らず。寶龜元年、三品に進み、三年、伊勢齋となり、五年九月、伊勢に至り、續日本紀。年長けて還る。容貌姝麗なれば、帝、之を掖庭に納れて、朝原内親王を生めり。操行謹まざれども、帝、禁を加へず、弘仁中に至りて、二品を授けらる。常に東大寺に於て萬燈會を行へり。天長六年八月、薨ず。年七十六。東大寺要錄に日本後紀を引ける。

夫人藤原吉子、右大臣是公が女なり。系圖。延暦二年、從三位を授けられ、夫人となり、續日本紀。伊豫親王を生めり。大同二年、伊豫親王の事に坐して、河原寺に幽せられ、藥を仰ぎて死せり。日本紀略。承和六年

九月、從三位を贈る。詔に曰く、故無位藤原朝臣吉子、屢轗軻に遇ひ、爵位を墜失せり。時移り事貿り、營魂を追悼す。宜しく本班に復して、之を窀穸に照らすべしと。十月、祟あるを以て、又從二位を贈る續日本後紀。

夫人多治比眞宗、參議長野が女にして、葛原・佐味・賀陽・大德の四親王、因幡・安濃の二内親王を生めり葛原親王は、日本紀略・文德實錄に據る。佐味・賀陽・大德の三親王、因幡内親王は、皇胤紹運錄・帝王編年記。安濃内親王は、續日本後紀・皇胤紹運錄。正三位に進み、夫人となり、弘仁十四年六月、薨ず。年五十五、淳仁帝、詔して、正二位を贈る。葬るに及びて、葬司を任ずること、四位二人・五位五人・六位已下十一人日本紀略。

夫人藤原小屎、中務大輔鷲取が女にして、萬多親王を生めり皇胤紹運錄・帝王編年記。

女御紀乙魚、正五位上に敍せられ、承和三年、從四位下を授けられ、七年五月、卒す續日本後紀。

女御百濟敎法、從四位下に敍せられ、承和七年十一月、卒す續日本後紀○按ずるに、一代要記に曰く、藤原仲子は、參議家依が女にして、桓武帝の女御となれりと。藤原系圖に曰く、正子は、式部卿宇合が孫、淸成が女にして、桓武帝の女御となり、皇后を贈らると。皆、他書の載せざる所、故に今、取らず。

橘常子、兵部大輔島田麻呂が女にして、宮に入りて寵あり、大宅内親王を生み、從三位を授けられ、帝崩じて、出家して尼となれり日本紀略。嵯峨帝、位に卽きて、新錢百貫を賜ふ類聚國史。弘仁八年八月、薨ず。年三十續日本紀。

橘御井子、左中辨入居が女にして、加樂内親王・菅原内親王を生めり皇胤紹運錄・一代要記・帝王編年記。入居を左中辨と書するは、橘氏系圖

に據る。從四位下に敍せられ、嘉祥二年、從三位に進む（續日本後紀。）

坂上春子、大納言田村麻呂が女なり。從四位下に敍せられ、葛井親王・春日內親王を生めり（文德實錄。春日內親王は、皇胤紹運錄に據る。）

紀若子（〇若、或は稗に作れり。）大納言船守が女にして（一代要記・皇胤紹運錄。）延曆八年、從五位上に敍せられ、十年、從四位下に進み（續日本紀。）明日香親王を生めり（皇胤紹運錄・帝王編年記。）

坂上又子（〇續日本後紀・三代實錄に、又を全に作れり。按ずるに、又と全とは、訓讀相近し。）左京大夫苅田麻呂が女なり。帝の儲貳たりしとき、選を以て宮に入り、正五位上を授けられ、高津內親王を生めり。延曆九年七月、卒す（續日本紀。）

藤原上子、大納言小黑麻呂が女なり。正五位下を授けられ、滋野內親王を生めり（文德實錄。）

藤原河子、從四位上大繼が女なり。選を以て宮に入り、從五位上に敍せられ（文德實錄・三代實錄。）仲野親王。安敕內親王・大井內親王・紀內親王・善原內親王を生めり（三代實錄。安敕內親王は、文德實錄に據る。）弘仁八年、從四位下に進み（日本紀略。）承和五年正月、卒す（續日本後紀。）

河上好（〇皇胤紹運錄に、川上貞奴に作れり。）外從五位下錦部春人が女なり。從五位上を授けられ、坂本親王を生めり（一代要記。）

百濟敎仁、從五位上武鏡が女なり（一代要記〇本書に、從五位下に作れり。今、續日本紀に據りて之を訂す。）從五位下に敍せられ、太田親王を生めり（一代要記・帝王編年記。）

百濟貞香、從四位下敎德が女なり。從五位下に敍せられ一代要記〇本書に、敎德を敎法に作れり。今、皇胤紹運錄に從ふ。駿河內親王を生めり一代要記・皇胤紹運錄。

藤原東子、中納言種繼が女にして、甘南美內親王を生めり日本紀略・皇胤紹運錄。東子と書するは、紹運錄に據る。

藤原南子、中納言乙叡が女にして、伊登內親王を生めり三代實錄・皇胤紹運錄。南子と書するは、紹運錄に據る。

中臣豐子、正六位上大魚が女にして、布勢內親王を生めり皇胤紹運錄・一代要記。大魚が正六位上と書するは、要記に據る。

橘田村子、入居が女にして、池上內親王を生めり皇胤系圖・一代要記・帝王編年記〇皇胤紹運錄に、池上內親王の母は賀樂に同じと。然らば則ち田村子は、卽ち御井子か。橘氏系圖に、唯御井子ありて、田村子なし。今、要記・編年記に從ふ。又按ずるに、三代實錄に曰く、藤原朝臣眞繩が室は、入居が女にして、名を田村子と曰ふと。蓋し、田村子、初め桓武の宮人となり、後眞繩に嫁げるか。

多治比豐繼、初め女孺となりて、長岡岡成を生めり一代要記・皇胤紹運錄に、多治比豐繼が女に作れり。今、姓氏錄に從ふ。

百濟永繼、正五位上飛鳥部奈止丸が女なり公卿補任。初め藤原朝臣內麻呂に適き、眞夏・冬嗣を生めり公卿補任・尊卑分脈。後、宮に入りて女孺となり、良峰朝臣安世を生み、從七位下を授けらる姓氏錄・公卿補任〇尊卑分脈に、從五位上或は從五位下に作れり。

譯文大日本史卷の七十六終

譯文大日本史卷の七十七

列傳第四

后妃四

平城藤原皇后
妃朝原内親王
妃大宅内親王
尙侍藤原藥子
伊勢繼子
葛井藤子
紀魚員
嵯峨橘皇后
妃高津内親王
妃多治比高子
夫人藤原產子

夫人藤原緒夏
女御大原淨子
女御百濟貴命
更衣秋篠高子
更衣山田近子
更衣飯高宅召
尙侍百濟慶命
笠繼子
大原全子
高階河子
交野女王
文室文子
廣井氏
上毛野氏
安倍楊津

后妃四

田中氏

粟田氏

惟良氏

長岡氏

布勢氏

當麻氏

紀氏

內藏氏

甘南備氏

淳和皇后

皇后

女御永原氏

女御橘氏子

尙藏緒繼女王

大中臣安子

大野鷹子
橘船子
丹墀池子
淸原春子
仁明藤原皇后
藤原皇后
女御滋野繩子
女御藤原貞子
更衣紀種子
更衣三國氏
藤原賀登子
藤原小童子
高宗女王
百濟永慶
山口氏

后妃四

文德藤原皇后

女御藤原古子

女御東子女王

女御藤原年子

女御藤原多可幾子

女御藤原是子

更衣紀靜子

滋野岑子

滋野奧子

藤原今子

藤原列子

伴氏

多治氏

清原氏

菅原氏

布勢氏

平城藤原皇后、諱は帶子、式部卿百川が女なり。帝の儲宮に在りしとき、納れられて妃となれり日本後紀・日本紀略。延曆十三年、病に嬰り、木蓮子院に遷りて薨ず日本紀略。帝、位に卽きて、皇后を追贈す日本後紀・日本紀略。

妃朝原内親王、延曆元年、伊勢齋となる一代要記・齋宮記。四年、桓武帝、親しく齋所に臨みて發遣し、百官、送りて大和の界に至る續日本紀。十五年、罷めて京師に歸り○按ずるに、日本紀略に、是の歲二月、幣を伊勢に奉る。齋内親王の退けるを以てなりと。而して、其の名を載せず。類聚國史・日本紀略に據れば、四年より是の歲に至るまで、齋王の卜定なく、明年、布施内親王を以て齋となせり。一代要記・帝王編年記に、桓武の朝、齋王は、惟朝原・布施の二内親王を載せたり。然らば則ち、是の月退けるものは、朝原たること明かなり。三品に敍せられ日本後紀。十七年、田二百五十町を賜り日本紀略。後、二品に進む○按ずるに、位を進めて妃となしたる年月、考ふる所なし。日本後紀・類聚國史・日本紀略に、並に曰く、弘仁三年四月、妃二品朝原内親王・妃四品大宅内親王、職を辭す、之を許すと。而して、何帝の妃たるを言はず。皇胤紹運錄・歷代皇紀・一代要記に、並に曰く、平城の妃となると。今、之に據る。宮に入りて寵なく皇胤紹運錄・歷代皇紀。弘仁三年、罷め日本後紀・類聚國史・日本紀略。八年、薨ず。年三十九。嵯峨帝、使を遣はして、喪事を監護せしむ日本後紀。

妃大宅内親王、四品に敍せられ、朝原内親王と同時に罷む日本後紀・日本紀略・類聚國史。後、三品に進み、天長五年、薙染し日本紀略。嘉祥二年、薨ず。仁明帝、事を視ざること三日續日本後紀。

尙侍藤原藥子、中納言種繼が女なり。中納言藤原朝臣繩主に適き、三男二女を生めり。帝、太子たりし時、其の長女、選を以て宮に入る。後、藥子、東宮宣旨となりしに、帝、私したれば、桓武帝、

悪みて之を逐へり。帝、位に卽きて、又召して尙侍となし、正三位に敍し、恩寵隆渥なり。藥子、善く媚をなし、以て幸を求め、矯託すること百端なり。帝、其の姦を知らず、言ふ所、聽かれざることなく、百司衆務、吐納自由にして、威福の盛なること四方を熏灼せり。帝、位を禪りて平城に居るとき、藥子、兄仲成と、驕恣益熾にして日本後紀・日本紀略。密に謀りて、帝をして再び阼に莅ましめ、己、后位に居らんとし水鏡。遂に命を矯め、將に都を平城に遷さんとしたれば、京師、騷動せり。嵯峨帝、震怒して、仲成を收へ、詔を下して、藥子が罪狀を暴白し、其の官位を奪ひ、宮外に擯く。帝、怒りて、遂に兵を發し、藥子と輿を同じくして東せしに、大軍路を塞ぎて進むことを得ず、宮に還りて薙髮し、藥子、藥を仰ぎて死せり日本紀略。

伊勢繼子、木工頭老人が女なり三代實錄○老人を木工頭と書するは、續日本後紀に據る。帝、儲宮に在りしとき、之を納れ日本後紀。廢太子高岳親王三代實錄。・巨勢親王・上毛野內親王・石上內親王を生めり皇胤紹運錄・歷代皇紀・一代要記・帝王編年記。四年、田十一町を賜り類聚國史。諄で從四位下に進み、弘仁三年、卒す。年四十一。從三位を贈る日本後紀・日本紀略。

葛井藤子皇胤紹運錄に、葛井を番長に作り、一代要記に、藤子を藤繼に作りて曰く、正五位下葛井宿禰道依が女、後、番長朝臣と改むと。今、續日本後紀に從ふ。正五位下道依が女にして一代要記○紹運錄の一說に、正藤繼道が女となせり。阿保親王を生めり。仁明帝、位に卽きて、從五位下に敍す續日本後紀。

紀魚員、從三位木津魚が女なり。從五位下に敍せられ、叡努內親王を生めり續日本後紀。

嵯峨橘皇后、諱は嘉智子、內舍人清友が女なり。后の未だ笄せざりし時、法華寺に尼禪雲といふ

ものあり、后の臂を把りて謂て曰く、娘子、後當に天子・皇后の母となるべしと。后、資性寛和、風容絶異にして、手を垂るれば膝を過ぎ、髮は地に委す。帝、親王たりしとき、之を納れて寵あり文德實錄。登祚して、進めて夫人となし文德實錄に、弘仁の初、夫人となすとなせり。今、類聚國史・日本紀略に據る。尋で封一百戸を賜ひ、弘仁の初、從三位に進む日本紀略。五年、尾張丹羽郡の田二十四町を賜ふ日本後紀。六年七月七日、后、瓔珞を著け、莊嚴なること佛の如くなることを夢み、數日にして立ちて皇后となれり。位を正して後、專ら化導に務め、宮閫邕穆なりしかば、朝野、之を稱し、帝の敬重すること隆なるを加へたり。仁明帝・淳和皇后文德實錄。秀良親王帝王編年記に、高津内親王の所生となせり。今、續日本後紀承和元年十月の文に據りて、皇胤紹運錄・源氏系圖・一代要記・皇胤系圖に從ふ。秀子内親王皇胤紹運錄・皇胤系圖に、大原淨子の所生となせり。今、續日本後紀に從ふ。俊子内親王皇胤紹運錄・皇胤系圖に、淨子の所生となせり。今、一代要記・帝王編年記に從ふ。繁子内親王皇胤紹運錄・皇胤系圖に、文屋文子の所生となせり。今、文德實錄に從ふ。芳子内親王を生めり皇胤紹運錄・皇胤系圖に、文子の所生となせり。按ずるに、續日本後紀に曰く、太后第五の皇女と。故に今、末に序す。淳和帝立ちて、尊びて皇太后と曰ひ、封一千戸を奉り日本紀略。仁明帝立ちて、尊びて太皇太后と曰ふ。承和三年、平城京の空閑地二百三十町を奉りて、朱雀院に充て、明年、近江の荒田六十四町を奉りて、後院に充つ。九年、冷然院に遷御す續日本後紀。嘉祥三年、仁明帝、不豫、后、之を憂念し、遂に髮を剃りて尼となり、以て冥救を求む○續日本後紀に、帝崩じて後、病に依り入道すとなせり。三月、帝崩じ、后は、五月を以て崩ず。年六十五。深谷山に葬る。遺令して、葬を薄くし、山陵を營まざらしむ○世に后の遺令を傳へて曰く、葬儀を用ひずして、中野に棄てよ。色欲に耽らんものは、我が爛穢を見て、少しく警悟せよと。崩ずるに及び、屍を西郊に棄つ。後、其の拳を拾ひ以て收埋す。因て其の所を號して一拳と曰ひ、又拳宮と曰ふと。今取らず。是より先、民間、訛言すらく、今茲、母子なし、三月三日、以て餻を造るべ

からずと。母子とは、野草の名なり。時俗、用ひて以て餻を造れり。故に云ひしを、識者、聞きて之を惡みけるが、三月に至りて、宮車、晏駕し、未だ幾ならずして、后も亦崩じぬ。后、篤く佛を信じ、檀林寺を建て、比丘尼の律を持するものを置けり。仁明帝、五百戸を施捨し、以て供養に充つ文德實錄。世に檀林皇后と稱す皇年代略記。后、嘗て多く、寶幡及び繡文の袈裟を造り、巧妙を窮盡せり。左右、其の意を知らざりしが、後、沙門慧蕚を唐に遣はし、繡文の袈裟を以て、僧伽及び康僧等に施し、寶幡。鏡奩の具を以て、五臺山寺に藏めしめたり○按ずるに、元亨釋書に、慧蕚は、齊衡の初、橘太后の詔に應じ、幣を齎らして唐に入り、杭州靈池寺に至り、齊安禪師に謁して幣を致し、遂に義空長老を得て歸ると。世に傳ふ、后、嘗て和歌を詠じて曰く、もろこしの、山のあなたに立つ雲は、こゝに燒く火の、烟なりけりと。齊安、聞きて許可して曰く、東域深解の人、誠に婦人にして大丈夫なるものなりと。元亨釋書に、齊衡に係けたるは、其の誤れること、辨證を待たず。世に傳ふる歌、亦確據なし。姑く附して攷に傳ふ。又弟右大臣氏公と議して、學舍を開き、學館院と名け、諸子弟を勸めて、經書を誦習せしむ。時人、以て漢の鄧皇后に比せり文德實錄。

妃高津內親王、業良親王三代實錄。業子內親王を生めり日本紀略・皇胤紹運錄・一代要記・皇胤系圖。踐祚の初、三品に敍し、立てゝ妃となす日本紀略・續日本後紀。未だ幾ならずして廢せられ、承和八年、薨ず。使を遣はして、喪事を監護せしむ續日本後紀。

妃多治比高子、從五位下氏守が女なり一代要記。踐祚の初、夫人となり、一百戸に封ぜらる日本紀略。弘仁元年、從三位に進み、六年、妃となり日本後紀・一代要記。十一年、從二位に進み一代要記。天長三年、薨ず。年三十九。第に就きて從一位を贈る日本紀略。

夫人藤原産子、弘仁の初、掖庭に入りて、從三位に進み日本紀略。後、夫人となりて一代要記。從二位に進み、天長六年、薨ず。年六十九日本紀略。

夫人藤原緒夏、右大臣内麻呂が女なり。弘仁元年、從五位上に敍せられ、三年、從四位下に進み文德實錄。六年、立ちて夫人となり日本後紀・類聚國史○文德實錄に、三年に係けたるは誤なり。從三位に進み日本後紀・文德實錄。齊衡二年、薨ず。正二位を贈らる文德實錄。

女御大原淨子、正六位上家繼が女なり一代要記。正五位下に敍せられ、弘仁五年、從四位下に進み日本後紀。仁子内親王を生み皇胤紹運錄。從三位に敍せられ、承和八年、薨ず續文德實錄。

女御百濟貴命、鎭守將軍俊哲が女なり。貴命、姿質姝麗にして、女工に閑へり。女御となりて文德實錄。基良親王皇胤紹運錄・帝王編年記・皇胤系圖。忠良親王文德實錄。基子内親王を生めり皇胤紹運錄・一代要記・帝王編年記・皇胤系圖。弘仁十年、從五位上に敍せられ、從四位下に進み、仁壽元年、卒す文德實錄。

更衣秋篠高子更衣は、續日本後紀に據る○續日本後紀に、康子或は京子に作り、類聚國史には、京子。今、皇胤紹運錄・一代要記・帝王編年記に從ふ。承和九年、從五位上に敍せられ、嘉祥二年、從四位下を授けられ續日本後紀。後、正四位下に進み皇胤紹運錄・一代要記。源朝臣清を生めり皇胤紹運錄・一代要記・帝王編年記。

更衣山田近子更衣は、續日本後紀に據る○按ずるに、皇胤紹運錄・一代要記・皇胤系圖に、山田を或は山口に作れるは誤なり。帝、晩年に之を納れて寵あり、源朝臣啓三代實錄。源密姫を生めり皇胤紹運錄・一代要記・皇胤系圖。承和九年、從四位上を授けらる續日本後紀。

更衣飯高宅刀自源氏系圖・皇胤系圖。源朝臣常文德實錄。源朝臣明を生めり公卿補任・源氏系圖。

尙侍百濟慶命、鎭守將軍敎俊が女なり一代要記。動くに禮則ありて、帝、甚だ貴重す。源朝臣定三代實錄貞觀五年。源朝臣鎭を生み源氏系圖・一代要記・帝王編年記。從三位に進み、天長七年、特に封五十戶を賜る日本紀略。承和の初、帝、嵯峨院に遷御す。是を大院となし、爲に別宮を築きて、號して小院と曰ふ。其の寵の渥きこと此の如し三代實錄。三年、尙侍となり、八年、從二位に進み、嘉祥二年、薨ず。敕して、從一位を贈り、使を遣はして、喪事を監護せしむ續日本後紀。

笠繼子、源朝臣生を生めり公卿補任・一代要記・帝王編年記○按ずるに、皇胤紹運錄に、生を以て、大原全子の所生となせるは誤なり。嘉祥二年、從三位に進む續日本後紀。

大原全子、源朝臣融續日本後紀・一代要記。・源朝臣勤・源盈姬を生めり皇胤紹運錄・一代要記。嘉祥二年、正五位下に進む續日本後紀。

高階河子○按ずるに、皇胤紹運錄・帝王編年記に、阿子に作り、皇胤系圖に、阿吉に作れるは、並に誤なり。從四位上淨階が女にして、宗子內親王を生み、從五位上を授けらる文德實錄。

交野女王、從五位上山口王の女にして續日本後紀に、幸姬王氏と書せり。今、一代要記・帝王編年記・皇胤系圖に據る。有智子內親王を生めり續日本後紀。弘仁十四年、從五位上を授けらる類聚國史。

文室文子、正五位下久我麻呂が女にして、純子內親王三代實錄・齊子內親王を生めり。從五位上を授けらる文德實錄。

廣井氏、源朝臣信を生めり三代實錄。

上毛野氏、源朝臣弘を生めり三代實錄。

安倍楊津楊津は、一代要記に據る。源朝臣寛を生めり皇胤紹運錄・一代要記。帝王編年記・皇胤系圖。

田中氏、源朝臣澄を生めり皇胤紹運錄・一代要記・帝王編年記・皇胤系圖。

粟田氏、源朝臣安を生めり文德實錄。

惟良氏、源朝臣勝を生めり三代實錄。

長岡氏、源朝臣賢を生めり皇胤紹運錄・一代要記・帝王編年記・皇胤系圖。

當麻氏、正六位上治田麻呂が女にして、源潔姬・源全姬を生めり三代實錄。

內藏氏○按ずるに、續日本後紀に、內藏景子に從四位を授くと。疑ふらくは、此の人ならん。源神姬・源容姬・源吾姬を生めり皇胤紹運錄・一代要記・皇胤系圖。

紀氏、源更姬を生めり皇胤紹運錄・一代要記・皇胤系圖。

甘南備氏、源聲姬を生めり皇胤紹運錄・一代要記・皇胤系圖。

淳和皇后、諱は高志、初め內親王となる。桓武帝、最も鍾愛し、帝に配して以て妃となす。三品に敍せられ、恒世親王日本紀略。・氏子內親王・有子內親王三代實錄。・貞子內親王を生めり續日本後紀○按ずるに、皇胤紹運錄に、氏子・有子・貞子の母は、恒貞に同じとなせり。一代要記には、有子・貞子の母は、大中臣安子、帝王編年記に、貞子の母は、大野鷹子、並に誤なり。大同四年五月、薨ず。年二十一。使を遣はして、喪事を監護せしめ、一品を贈る。帝、位に卽き、詔して、皇后を贈り日本紀略。墓を改めて石作陵と

號し延喜式〇按ずるに、類聚國史・日本紀略に、天長元年二月、將に改葬せんとして果さず。三年、改葬司を任ずと。而して、改葬の月日處所、並に闕けたり。國忌齋を置く三代實錄天安二年の廢國忌文に據る。天長四年、敕して、墾田十町を橘寺に施し、春秋の悔過料となし、藥師悔過を東西二寺に修して、冥福を薦む類聚國史。

皇后、諱は正子、嵯峨帝の第二女なり〇按ずるに、本書に、長女となせり。今、日本紀略に據りて之を訂す。說、皇女傳に見ゆ。姿容美しく、貞婉にして禮度あり。嵯峨帝及び橘太后、之を鍾愛す三代實錄。初め內親王たりしとき日本紀略。帝、禮を備へて之を聘し、掖庭に納れたり。后、母儀の德あり、中表、之に則る。廢太子恒貞三代實錄。恒統親王續日本後紀。基貞親王を生めり三代實錄〇續日本後紀・日本紀略を按ずるに、皇后の所生は、此の三子に止らず。然れども、或は名を載せず、或は夭殤したるが故に、此に列せず。天長四年、立ちて皇后となる日本紀略・三代實錄。八年、亢旱す。帝、深く之を憂へ、祈禱百端せり。后、帝に勸めて、囚を錄し作役を罷めしめしに、朝を終へずして澍雨ありたれば、帝、愈〻之を重ず三代實錄〇按ずるに、類聚國史・日本紀略に、是の年、風雨の災を禳ふこと二たび、亢旱の文なし。明年、疫旱あり、經を轉じて雩を修すと。此に據るに、八年は、疑ふらくは、當に九年に作るべし。九年夏、后、雲林亭に幸し、農業を觀、耕種の男女に物を賜ふ。十年、帝、位を仁明帝に傳へ、敕して、皇后の號を停め、官屬を廢す。仁明帝、尊びて皇太后となす三代實錄。承和二年、仁明帝、封一千戶を奉る。三年、河內の荒廢田を奉りて後院に充つ續日本後紀。七年、淳和帝崩ず。后、落髮して尼となり、毀容骨立す〇按ずるに、續日本後紀に、承和九年十二月乙丑、淳和太皇后、落髮すと。實に二年を差へたり。未だ孰か是なるを知らず。齊衡元年、文德帝、尊びて太皇太后となす。貞觀二年、后、大齋會を淳和院に設け、諸寺の名僧を延きて、法華經を講ぜしめ、裝具嚫施に、財寶を傾盡す。清和帝及び皇太夫人、新錢及び

米鹽醴粿等の物を僧俗男女に施すこと、幾ど三萬人。后、菩薩戒を延暦寺座主圓仁に受く。法名は良祚。十年、后、年六十、六十僧をして經を東京の宮に講ぜしめ、京師の貧民に物を賜ふ。十六年、淳和院火く。后、素車に御して宮を出で、火を松下院に避く。淸和帝、參議藤原家宗を遣はして慰問し、絹絲布錢米鐵を奉らしむ。尋で本院の洞裏殿に還る。元慶三年三月、疾篤し。左右に命じて曰く、天長の天子、遺命すらく、火葬して山陵を置かず、園廟の陪すべきなからしめよ。吾瞑目の日は、棺は朽材を用ひて、嵯峨山に藏め、守家を置くことなく、國忌に配せざること、一に先後の太上天皇の制の如くせよと、語り終りて崩ず。年七十一〇七十一、本文に、一の字を脱せり。今、貞觀十年十一月辛巳の條に據り、而して、年紀を推して以て之を訂す。嵯峨山に葬る。后、慈仁天至にして、務、物を濟ふに在り、東西京の棄兒孤孩を收め、乳母を給し、養育する所多く、封戸の五分の二を割きて、以て其の費に充てたり。貞觀中、嵯峨の舊宮を捨てゝ精舍となし、淸和帝に請ひ、額を賜りて大覺寺と曰ひ、舍を其の側に建て、僧尼の病を癒し、名けて濟治院と曰へり。又淳和院を以て道場となし、平日陪する所の侍尼を置けり三代實錄。后、嘗て、衲・袈裟を製して、唐の國淸寺に施し、以て僧智顗が忌齋の具に充てしめたりき類聚國史。

女御永原氏、宮に入りて寵あり。嵯峨帝、源朝臣定を以て帝の子となさしめしに、帝、女御を以て之が母となせり。亭子女御と稱す三代實錄。

女御橘氏子、從三位永名が女にして一代要記。貞觀五年、從四位上に進む三代實錄。

尙藏〇一代要記に、妃に作れるは誤なり。 緖繼女王、從二位に敍せらる。善く妖媚を作せば、帝、殊に寵幸せり。承和十四年、薨ず。年六十一。遺命して葬使を受けず 續日本後紀。

大中臣安子、從四位上淵魚が女にして、良貞親王を生めり 皇胤紹運錄・一代要記・帝王編年記・皇胤系圖。 齊衡二年、從五位上に敍せらる 文德實錄。

大野鷹子、左近衞中將眞雄が女にして、寬子内親王を生めり 皇胤紹運錄・一代要記・皇胤系圖〇按ずるに、諸書、眞雄を直雄に作れり。今、續日本後紀に據る。

橘船子、從四位上淨野が女にして、崇子内親王を生めり 續日本後紀・一代要記・帝王編年記。

丹墀池子、從五位上門成が女にして 〇池子を、皇胤紹運錄・一代要記・帝王編年記・皇胤系圖に、常子に作れるは誤なり。 同子内親王を生めり 三代實錄。

淸原春子、右大臣夏野が女にして、明子内親王を生めり 文德實錄。

仁明藤原皇后、諱は順子、左大臣冬嗣が女にして、姿色美し。初め家に在りしとき、晨に盥ひしに、氣ありて虹の如くして、降りて盤に亘れり。卜者曰く、此至貴の兆なりと。帝、儲貳たりしとき、宮に入りて寵あり、文德帝を生めり。踐祚の初、從四位下を授けられて、女御となり 三代實錄。女御は、續日本後紀に據る。 承和十一年、從三位に進む 續日本後紀・三代實錄。 文德帝、位に卽きて、尊びて皇太夫人となす 文德實錄・三代實錄。 東五條院に移るとき、儀、乘輿に擬し、左右近衞將監以下を遣はして宿衞せしむ。齊衡元年、詔して曰く、人の至親は、母子より親しきはなし。故に、子の尊位に登ることあれば、則ち貴きこと母に歸す。古先哲王、未だ之に違へるものあらず。朕、不造を以て、夙に閔凶に罹り、憂深く思遠くして、茫として

涯なきが若し。此の時に當り、嵯峨太皇太后・淳和太后の並び存するあり。朕、尊母の典を以て、故實に光らすと雖も、而も、申厭の制は、存亡禮を異にす。故に、所生の藤氏を以て皇太夫人となせり。冀はくは、謙損の美、以て後福を招かん。然れども、今、太皇太后の山陵の事、既に多年を歷たれども、淳和太后は、未だ徽號を進めず、所生の藤氏すら猶夫人と稱せり。人子の禮、何ぞ必しも能く安ぜん。凱風南よりする時、最も長養の恩に感ず。敢て舊章に咨り、尊號を奉崇せんとす。其皇太后を尊びて太皇太后となし、皇太夫人を皇太后となさん。萬邦を戴育し、厚德疆なく、我が四瀛をして、永く賴る所あらしめよと文德實錄。天安二年、文德帝崩じて、清和帝幼冲なれば、后、群臣の請に依りて、帝と輿を同じくして、東宮に遷御し、貞觀二年夏、東五條院に還り、秋、不豫なり。帝、二十人を度して以て之を禱ひ、冬、大齋會を本宮に修す。三年、太政大臣良房が染殿第に臨み、王公以下畢く會し、宴を張り樂を奏し、衣物を賜ふ。大原野社に詣で、藤原氏の六位以下を以て儀從となす三代實錄。大原野の行啓、此に始る江家次第。落髮して尼となり、戒を受く。六年、尊びて太皇太后となす。十三年九月、崩ず。宇治郡後山階山陵に葬り三代實錄。國忌を東寺に置き日本紀略。五條后と稱す。后の性、和厚貞正にして、禮則修備し、母儀比少し。深く釋敎を信じ、安祥寺を建て、年分に僧を度して、大乘の道を修せしむ三代實錄。

藤原皇后、諱は澤子續日本後紀○按ずるに、澤、一に淨に作り、大鏡に、隙に作れるは、並に誤なり。紀伊守總繼が女なり續日本後紀・三代實錄。女御とな

りて、從四位下に敍せられ、寵、後宮に冠たり。宗康親王・光孝帝・人康親王・新子內親王を生めり。承和六年、卒す。帝、哀悼し、中使を遣はして從三位を贈らしめ續日本後紀。山城愛宕郡鳥戶鄕に葬る。光孝帝、位に卽きて、追尊して皇太后と曰ひ、墓を改めて中尾山陵と號し、國忌齋を東大寺に置き、十陵に列し、仁和元年、守陵五戶を置きたり三代實錄。鳥戶鄕及び中尾山陵は、延喜式に據る。

女御滋野繩子、參議貞主が女なり女御は、源氏系圖に據る。心を秉ること和順にして、進退規に中る。帝、殊に恩幸を加へ、本康親王・時子內親王・柔子內親王を生めり文德實錄○皇胤紹運錄に、柔子の母、成康と同じとは誤なり。承和三年、正五位下に敍せられ續日本後紀。從四位上に進む三代實錄。

女御藤原貞子、右大臣三守が女なり。帝、儲貳たりしとき、選ばれて宮に入り、成康親王・親子內親王・平子內親王を生めり三代實錄。按ずるに、本書に曰く、二王女を生めりと。而して、名闕けたり。今、皇胤紹運錄・帝王編年記・皇胤系圖に據る。踐阼の初、從四位下を授けられ三代實錄。承和六年、從三位に進む續日本後紀・三代實錄。資性婉順にして文德實錄。言必ず禮に典る。宮掖、德を仰ぎ、帝、亦之を重ず續日本後紀。后位に登らずと雖も、而も、寵數殊絕し、終始衰へず、後宮、與に比するものなし。文德帝、位に卽きて、正三位に進む。仁明帝崩じて後、哀慕毀戚して、殆ど飮食を廢し、枕席、涕泣の處あり。左右見るもの、皆悲み惻めり。仁壽元年、尼となりて、戒行薫修、道俗、之を稱せり文德實錄。貞觀六年八月、薨ず。敕して、從一位を贈る。仁明帝、嘗て恩あるを以て、深草山陵の兆域に祔せ葬ることを許し、使を遣はして、葬事を監護せしむ。仁和三年、敕して、轉念功德を

嘉祥寺に修せしむ三代實錄。

更衣紀種子、正四位下名虎が女にして三代實錄。更衣は、紀氏系圖に據る○按ずるに、本書に、從四位上に作れり。續日本後紀に據りて之を訂す。常康親王文德實錄・皇胤紹運錄。眞子内親王を生み、正五位下に敍せらる三代實錄。

更衣三國氏、貞登を生めり。承和の初、三國氏、過失ありしとき、貞登、坐して屬籍を削らる三代實錄。

藤原賀登子、肥前守福當麻呂が女にして、國康親王を生めり皇胤紹運錄・一代要記・帝王編年記・皇胤系圖。肥前守は、尊卑分脈に據る。承和九年、正六位上を授けられ續日本後紀。從五位上に進む皇胤系圖に、從五位下に作れり。今、一代要記に從ふ。

藤原小童子、從五位下道長が女にして、重子内親王を生み三代實錄・一代要記。從五位上を授けらる一代要記。

高宗女王、從四位上岡屋王の女にして皇胤系圖。久子内親王を生み一代要記・皇胤紹運錄・皇胤系圖。從五位上を授けらる一代要記。

百濟永慶永慶は、一代要記・皇胤系圖に據る。從五位上敎復が女にして○按ずるに、皇胤紹運錄・一代要記・帝王編年記に、一復を後に作れり。此に據れば則ち鎭守府將軍敎俊が女にして、嵯峨の女御慶命の妹なり。未だ孰か是なるを知らず。高子内親王を生めり三代實錄。

山口氏、源朝臣覺を生めり三代實錄。

文德藤原皇后、諱は明子、太政大臣良房が女にして、淸和帝三代實錄。儀子内親王を生めり皇胤紹運錄・貴女鈔・齋院記。仁壽三年、從三位に進み文德實錄。天安二年、超えて從一位に敍せらる一代要記。淸和帝、位に卽きて、尊びて皇太夫人となし、貞觀六年、尊びて皇太后となす。八年冬、新造の常寧殿に遷る。明年、

春、帝、曲宴を設けて之を慶し、觴を稱げて壽をなし、宮僚に物を賜ふこと差あり。十年冬、太后、年四十、敕して、使を近京の四十寺、平城の四十寺に遣はして、經を轉じて功德を修せしめ、曲宴を本殿に設けて、王公卿士に物を賜ひ、宮僚侍女の位を進め、貧民を朱雀門に集めて、物を賜ふ。十四年秋、染殿宮に遷り、十六年春、職院に遷る。元慶二年冬、太后、年五十、上皇、五十僧をして法華經を清和院に講ぜしめ、王公百官、畢く會す。六年正月、陽成帝、尊びて太皇太后と曰ふ。仁和元年二月、服御を減じ女官に還らんことを請へども、光孝帝、聽かず三代實錄。昌泰三年五月、崩ず。年七十二扶桑略記に、正月に係けたり。今、大鏡裏書・一代要記・帝王編年記に從ふ。七十二は、日本紀略・扶桑略記・大鏡裏書に、並に七十三に作れり。今、帝王編年記及び三代實錄元慶二年年五十の文に據る。愛宕郡白河山陵に葬る延喜式。染殿后と稱す大鏡・一代要記・古今和歌集。

女御藤原古子、左大臣冬嗣が女にして、五條后の妹なり尊卑分脈。嘉祥三年、女御となり、仁壽三年、從三位に進む文德實錄。清和帝、位に卽きて、從一位に進み、貞觀三年、薙髮す三代實錄。

女御東子女王、嘉祥三年、女御となり文德實錄。從四位下に敍せられ、貞觀七年、卒す三代實錄。

女御藤原年子、嘉祥三年、女御となる文德實錄。

女御藤原多可幾子、右大臣良相が長女なり。少くして雅操あり三代實錄。嘉祥三年、女御となり三代實錄に、仁壽の初、掖庭に入り、女御となるとなせり。今、文德實錄に從ふ。仁壽二年、正五位下に敍せられ三代實錄。齊衡元年、從四位下に進み文德實錄・三代實錄。天安二年、卒す三代實錄。

女御藤原是子、嘉祥三年、女御となる 文德實錄。

更衣紀靜子、正四位下名虎が女にして 皇胤紹運錄・一代要記。更衣は、紀氏系圖・作者部類に據る。 惟喬親王・惟條親王・恬子内親王・述子内親王・珍子内親王を生めり 皇胤紹運錄・帝王編年記・皇胤系圖。 天安二年、正五位下に敍せられ 文德實錄。 後、從四位上に進み 一代要記。 貞觀八年二月、卒す 菅家文草。

滋野岑子、攝津守貞雄が女にして、從五位上に敍せられ 三代實錄。 源朝臣本有・源朝臣載有・源淵子を生めり 三代實錄・皇胤紹運錄○按ずるに、三代實錄に曰く、二皇子・二皇女を誕み、並に源姓を賜ふと。而して、一皇女の名闕けたり。今、考ふる所なし。

滋野奥子、參議貞主が女にして、頗る風儀ありて、閫訓克く脩まる。惟彥親王・濃子内親王・勝子内親王を生めり 文德實錄。

藤原今子、參議貞守が女にして 貞守は、一代要記・皇胤系圖に、守貞に作れり。今、帝王編年記に從ふ。 惟恒親王 皇胤紹運錄・一代要記・帝王編年記・皇胤系圖。 禮子内親王・揭子内親王を生めり 皇胤紹運錄○帝王編年記・皇胤系圖を按ずるに、揭子の母は、惟喬に同じ。未だ孰か是なるを知らず。

藤原列子、從五位上是雄が女にして 三代實錄。列子は皇胤紹運錄・帝王編年記・皇胤系圖に據る。 晏子内親王 皇胤紹運錄・帝王編年記・皇胤系圖。 慧子内親王を生めり 三代實錄。

伴氏、源朝臣能有を生めり 皇胤紹運錄・公卿補任・帝王編年記・皇胤系圖。

多治氏、源朝臣每有を生めり 文德實錄。

清原氏、源朝臣時有を生めり 文德實錄。

后妃五

菅原氏、源朝臣定有を生めり皇胤紹運錄・帝王編年記。源富子を生めり三代實錄。

布勢氏、源朝臣行有を生めり三代實錄。

譯文大日本史卷の七十七終

譯文大日本史卷の七十八

列傳第五

后妃　五

清和藤原皇后
女御藤原多美子
女御平寛子
女御嘉子女王
女御源濟子
女御源貞子
女御隆子女王
女御兼子女王
女御忠子女王
女御藤原頼子
女御藤原佳珠子

后妃五

女御源嚴子

女御源暄子

女御源宣子

更衣藤原氏

更衣在原氏

更衣藤原氏

更衣藤原氏

更衣佐伯氏

橘氏

藤原氏

王氏

藤原氏

賀茂氏

大野氏

陽成皇后姉子女王

藤原氏
紀氏
伴氏
佐伯氏
光孝王皇后
女御藤原佳美子
女御平等子
女御藤原元善
更衣讃岐氏
王氏
布勢氏
多治氏
宇多藤原中宮
藤原皇后
女御橘義子

后妃五

女御菅原衍子
女御橘房子
更衣源貞子
尚侍藤原褒子
藤原氏
王氏
藤原氏
醍醐藤原皇后
妃爲子內親王
女御源和子
女御藤原仁善子
女御藤原能子
女御藤原和香子
更衣藤原淑姫
更衣源周子

更衣藤原鮮子
更衣藤原桑子
更衣源封子
更衣滿子女王
更衣源貞子
更衣藤原氏
源氏

清和藤原皇后、諱は高子、中納言長良が第二女なり愚管鈔・貴女鈔・一代要記。初め家に在りしとき、后の兄基經、后が庭中に露臥し、頃之にして腹潰え、氣升り、天に屬して日と成れることを夢みたりしが、後、選を以て宮に入り。○大鏡に曰く、后、家に在りし日、在原業平、密に之に通じ、盜みて夜奔りしを、兄國經・基經、追ひて之を取りたり。後、染殿后の故を以て、宮掖に出入し、遂に恩を受くるに至れりと。所謂、選を以て宮に入るとは、蓋し之を諱めるなり。從五位下を授けられ、貞觀八年十二月、女御となり、九年、正五位下に進み、陽成帝・貞保親王・敦子内親王を生めり○按ずるに、齊院記・皇胤紹運錄に、敦子の母、貞平と同じとなせるは誤なり。十一年、從四位下に進み、十三年、從三位を授けらる。陽成帝、位に卽きて、尊びて皇太夫人となし三代實錄。中宮と稱す大鏡・中右記。元慶六年、尊びて皇太后となす。去歲、太后、壽四十なりしに、大喪を以て慶禮を廢したりしが、三月、宴を清涼殿に設け、樂を張り舞を奏せしに、王卿、悉く會せり三代實錄。寛平八年、東光寺の僧善祐と姦したるを

以て廢せられ扶桑略記・日本紀略。後、封四百戸を賜り大鏡裏書。延喜十年三月、薨ず。年六十九日本紀略・扶桑略記・大鏡裏書。帝、事を視ず日本紀略〇本書に、幾日なることを書せず。天慶六年、本位に追復す大鏡裏書・一代要記。二條后と稱す一代要記・古今集・大鏡。

女御藤原多美子、右大臣良相が女なり。性安詳にして、容色美しく、婦德を以て稱せらる。貞觀五年、從四位下を授けらる。帝冠して、選を以て宮に入り、專房の寵あり、數日にして女御となり、從三位を授けらる。八年、敕して、年ごとに、二分官一人・一分官一人を給ふ。九年、正三位に轉じ、元慶元年、從二位に進み、七年、正二位に至り、仁和二年、薨ず。多美子、德行甚だ高く、中表の依る所となり、帝も、之を重じたりき。帝の薙髮するに及びて、亦尼となり、持齋勤修せり。晏駕の後、平生賜ひし所の宸筆の書を收拾し、以て法華經を書し、齋會を設けて之を慶し、大乘戒を受けて、卽日、薨ず三代實錄。

女御平寛子、貞觀六年、女御となり、八年、正五位下を授けられ、十一年、從四位下に進む三代實錄。

女御嘉子女王、貞觀元年、從四位下に敍せられ、九年、女御となり、十年、從四位上に進む三代實錄。

女御源濟子、貞觀九年、女御となり、十年、從四位上を授けらる三代實錄。

女御源貞子、貞觀九年、女御となり、十年、從四位下を授けられ、十五年、卒す三代實錄。溫明殿の女御と稱す一代要記。

女御隆子女王、元慶元年、正四位下に敍せらる三代實錄。

女御兼子女王、貞觀十五年、女御となり、元慶元年、正四位下に叙せらる三代實錄。

女御忠子女王、貞觀十二年、女御となり三代實錄。從四位下に叙せられ日本紀略・一代要記。延喜四年、卒す日本紀略。

女御藤原賴子、太政大臣基經が女なり。女御となりて尊卑分脈・一代要記。從四位下に叙せらる一代要記。

女御藤原佳珠子、賴子の妹なり三代實錄。皇胤紹運錄・尊卑分脈・一代要記を參取す。貞觀十五年、女御となりて三代實錄。正五位下に叙せられ一代要記。貞辰親王を生めり三代實錄。皇胤紹運錄・一代要記を參取す。

女御源嚴子、右大臣能有が女なり源氏系圖。女御となりて、從四位下に叙せられ、元慶三年、卒す三代實錄。溫明殿女御と稱す一代要記。

女御源暄子、正五位下に叙せられ三代實錄。後、正四位下に進む一代要記。

女御源宜子、參議興基が女なり。貞觀十八年、女御となり三代實錄。正五位下に叙せらる一代要記。

更衣藤原氏、神祇伯良近が女にして、貞平親王・識子內親王を生めり三代實錄。

更衣在原氏、中納言行平が女にして、貞數親王・包子內親王を生めり三代實錄。

更衣藤原氏、齋宮頭諸藤が女にして、貞眞親王を生めり三代實錄○按ずるに、一代要記に、諸藤を説成に作れるは誤れり。

更衣藤原氏、木工權大允直宗が女にして、貞賴親王を生めり三代實錄。

更衣佐伯氏、信濃權介子房が女にして、源朝臣長鑒・源朝臣長賴を生めり三代實錄。

橘氏、治部大輔休蔭が女にして、貞固親王を生めり三代實錄。

藤原氏、參議仲統が女にして、貞元親王を生めり三代實錄。

王氏、中務大輔棟貞王の女にして、貞純親王を生めり三代實錄。

藤原氏、中納言諸葛が女にして、孟子內親王を生めり三代實錄。

賀茂氏、越中守峯雄が女にして、源朝臣長猷・源載子を生めり○按ずるに、皇胤紹運錄に、長猷・載子の母は大野氏、一說に、載子の母、貞平に同じと云へるは、並に誤なり。今、三代實錄に從ふ。

大野氏、石見守鷹取が女にして、源朝臣長淵を生めり三代實錄。

陽成後宮姉子女王、從三位に敍せられ、元長親王・元利親王・長子內親王・儼子內親王を生めり源氏系圖・帝王編年記。

藤原氏、主殿頭遠長が女にして、元良親王・元平親王を生めり一代要記・源氏系圖・皇胤紹運錄。

紀氏、紀君と稱す。源朝臣清蔭を生めり源氏系圖・皇胤紹運錄。

伴氏、源朝臣清鑒を生めり一代要記・帝王編年記。

佐伯氏、源朝臣清遠を生めり源氏系圖・皇胤紹運錄・帝王編年記。

光孝王皇后、諱は班子、仲野親王の女なり。帝、龍潛の日、之を納れたり。從四位下に敍せられ三代實錄。是忠親王・是貞親王一代要記・帝王編年記。宇多帝三代實錄・帝王編年記。源朝臣元長一代要記。忠子內親王皇胤紹運錄・帝王編年記。簡子內親王帝王編年記。綏子內親王・爲子內親王を生めり皇胤系圖・帝王編年記。帝、位に卽きて、從三位に進み、女

御となり、仁和三年、從二位に進む三代實錄。宇多帝、位に即きて、尊びて皇太夫人となし、寛平九年、尊びて皇太后となす大鏡裏書。昌泰三年四月、崩ず。年四十八。葛野郡頭陀寺の側に葬り、洞院太后と稱す日本紀略・扶桑略記。后、初め小松宮に在りしとき、市に出でゝ物を買ひければ、尊きに及びても、日に一たび帳を繞りて、物を買ふの狀をなす。此の如くせざれば、則ち意樂まざりき世繼物語。

女御藤原佳美子、從四位下に敍せられ、元慶八年、女御となり、仁和三年、正四位下に進み三代實錄。寛平八年、從三位に進み一代要記。昌泰元年七月、薨ず日本紀略・一代要記。

女御平等子、元慶八年、女御となり、仁和二年、正五位下を授けられ三代實錄。從三位に進む一代要記。

女御藤原元善、中納言山陰が女なり。更衣となり、從五位上に敍せられ、仁和三年、女御となる三代實錄。

更衣讃岐氏、大判事永直が女にして、源朝臣舊鑒を生めり三代實錄。

王氏、參議正如王の女にして、穆子內親王を生めり皇胤紹運錄・齋院記・貫女鈔○按ずるに、公卿補任・諸系圖に、正如王といふものなし。疑ふらくは、當に正躬王に作るべし。

布勢氏、滋水朝臣清實を生めり三代實錄。

多治氏、綏子を生めり皇胤紹運錄。

宇多藤原中宮、諱は溫子、太政大臣基經が女なり。仁和四年十月、宮に入り、正四位下を授けられて、女御となり一代要記。均子內親王を生めり一代要記・皇胤系圖。寛平五年、正三位に進む一代要記。醍醐帝、位に即きて、尊びて皇太夫人となし、中宮と稱す日本紀略・一代要記。延喜五年五月、落飾し日本紀略・扶桑略記○按ずるに、一代要記に、正月となせるは誤

なり。七年六月、崩ず。年三十六一代要記に、四十六に作れり。今、日本紀略・扶桑略記・中右記永久二年に從ふ。東七條后と稱す日本紀略・扶桑略記。

藤原皇后、諱は胤子、內大臣高藤が長女なり。仁和四年九月、更衣となり、寛平五年正月、從四位下を授けられて、女御となり大鏡裏書。醍醐帝日本紀略・扶桑略記。敦慶親王・敦固親王・敦實親王・柔子內親王を生めり皇胤紹運錄。八年六月、卒す大鏡裏書・一代要記。宇治郡小野に葬る延喜式。醍醐帝、位に卽きて、追尊して皇太后となし日本紀略・大鏡裏書。國忌を置き、荷前幣に列ぬ延喜式。延喜三年八月、帝、親しく法華經を書して、冥福を勸修寺に薦む日本紀略。延長三年八月、繡曼陀羅神筆法を勸修寺に修す日本紀略・扶桑略記。

女御橘義子、參議廣相が女なり皇胤紹運錄・一代要記。寛平五年、女御となり、八年、從四位上を授けられ一代要記。齊中親王・齊世親王・齊邦親王皇胤紹運錄・一代要記。君子內親王を生めり皇胤紹運錄・貴女鈔。

女御菅原衍子、右大臣道長が長女なり一代要記・尊卑分脈。寛平八年、女御となり、從四位下に敍せらる一代要記。

女御橘房子、女御となり、從四位下に敍せられ、寛平五年、卒す一代要記。

更衣源貞子、大納言昇が女なり。從五位上を授けられ、依子內親王を生めり皇胤紹運錄・一代要記。

尚侍藤原褒子、左大臣時平が女にして、雅明親王・載明親王・行明親王を生めり。從二位に進み、京極御息所と稱し皇胤紹運錄・一代要記。又富小路御息所と稱す大鏡。

藤原氏、大和守繼蔭が女なり。初め東七條中宮に侍せしが、時に、繼蔭、伊勢守たり藤原系圖・歌仙傳。因

て伊勢と稱せり藤原系圖。和歌に長け、幸を獲て皇子を生めり伊勢家集・藤原系圖・歌仙傳○按ずるに、家集に曰く、皇子、八歳にして夭せりと。而して、其の名を載せず。今、考ふる所なし。

王氏、參議十世王の女にして、孚子内親王を生めり皇胤紹運錄・一代要記。

藤原氏、參議有實が女にして、誨子内親王皇胤紹運錄・一代要記。季子内親王を生めり皇胤系圖。

醍醐藤原皇后、諱は穩子、太政大臣基經が第四女なり扶桑略記・大鏡裏書。延喜元年、女御となり日本紀略・大鏡裏書。後、從三位に敍せられ大鏡裏書。文獻太子・朱雀帝・村上帝日本紀略・大鏡裏書。康子内親王を生めり皇胤紹運錄・一代要記。延長元年四月、立ちて皇后となる大鏡・扶桑略記・一代要記。承平元年、尊びて皇太后となす日本紀略・一代要記。四年三月、太后、年五十、帝、慶壽の禮を常寧殿に行ひ、諷誦を諸寺に修せしめ、度を賜ふもの五十人。天慶二年十月、不豫、度を賜ふもの六十人。七年、年六十、敕して、諷誦を十三寺に修せしめ、京師の貧民に物を賜ふ。村上帝、位に卽きて、尊びて太皇太后となす日本紀略。天曆八年正月、昭陽舍に崩ず。年七十扶桑略記。宇治陵に葬り、荷前幣に列ね西宮記・江家次第。國忌を東寺に置く江家次第。又毎歲、法華八講を法性寺に修せしめ、以て冥福を薦め、永く恒式となせり公事根源。

妃爲子内親王、光孝帝の女なり。元慶八年、姓源朝臣を賜り三代實錄。寛平三年、内親王となる一代要記。帝、受禪して、宮に入れ、三品を授けて、妃となす日本紀略・一代要記。勸子内親王を生めり皇胤紹運錄。昌泰二年三月、薨ず。帝、事を視ざること三日、中納言藤原朝臣國經を遣はし、家に就きて宣制せしめ、

一品を贈る日本紀略。

女御源和子、光孝帝の女なり。仁和元年、姓源朝臣を賜り三代實錄。後、宮に入りて、正三位を授けられ、女御となりて、承香殿女御と稱す一代要記。常明親王・式明親王・有明親王一代要記・皇胤紹運錄。慶子内親王・韶子内親王・齊子内親王を生めり皇胤紹運錄。天曆元年七月、薨ず日本紀略。

女御藤原仁善子○一代要記に、仁の字なし。今、藤原系圖に據る。右大臣定方が女なり一代要記・藤原系圖・作者部類。正五位下を授けられ日本紀略○一代要記に、正三位に作れるは誤なり。三條御息所と稱す藤原系圖○按ずるに、日本紀略に、仁善子・能子を併せ載せ、共に書して女御となし、後、藤原實賴に嫁すと。事迹、尤も相疑似せり。而して、一代要記に、仁の字なし。則ち善と能と訓讀相同じければ、二人に非ざるに似たり。然れども、紀略・要記・河海鈔、皆二人を併せ載せたり。則ち未だ輙く定めて一人となすべからず。又按ずるに、外記日記天慶八年十二月十五日の條に、正五位下藤原朝臣仁善子卒すと載せたり。仁善子は、故贈太政大臣の第一女、先坊御息所王女御の母なり。此に所謂藤原仁善子は、適ち左大臣時平が女にして、文獻太子の宮に入れるもの、定方が女にして帝の女御たるものに非ず。而して、姓名位階、適同じ。頗る疑ふべしとなす。今、姑く諸書の舊文に據り、此に列ぬ。

女御藤原能子、亦定方が女なり○按ずるに、藤原系圖に、仁善子の妹に、更衣欣子ありて、能子を載せず。河海鈔に載せたる所の能子、一に欣子に作れり。則ち系圖の欣子は、蓋し筆畫相近きを以て誤りたるならん。康保元年四月、卒す日本紀略。

女御藤原和香子、大納言定國が女なり。正五位下を授けられ、延喜三年、女御となり、承平五年十一月、卒す一代要記。

更衣藤原淑姬、參議菅根が女なり、更衣となりて、從四位上に敍せられ公卿補任・一代要記。長明親王・兼明親王一代要記・皇胤紹運錄。英子内親王・源朝臣自明を生めり皇胤紹運錄・皇胤系圖。天曆二年八月、卒す公卿補任。

更衣源周子、右大辨唱が女なり公卿補任・皇胤紹運錄・帝王編年記。更衣となりて、從四位下に敍せられ公卿補任。近江更

衣と稱す源氏系圖○作者部類に、近江を近衞に作れり。 時明親王・盛明親王一代要記・皇胤紹運錄○按ずるに、紹運錄・系圖一說に、藤淑姫、盛明を生めりとなせり。未だ孰か是なるを知らず。 源朝臣高明公卿補任・皇胤紹運錄。 勤子內親王・都子內親王・雅子內親王・源兼子を生めり皇胤系圖。 承平六年、卒す日本紀略・一代要記。

更衣藤原鮮子、伊豫介連永が女なり。更衣となりて皇胤紹運錄。 從五位上に敍せられ扶桑略記。 代明親王・恭子內親王一代要記・皇胤紹運錄。 婉子內親王・敏子內親王を生めり皇胤紹運錄。 延喜十五年四月、卒す日本紀略・扶桑略記。 詔して、絹布を賻る日本紀略。

更衣藤原桑子、中納言兼輔が女にして、章明親王を生めり一代要記・皇胤紹運錄・皇胤系圖。

更衣源封子一代要記○按ずるに、皇胤系圖に、封を對に作れり。未だ孰か是なるを知らず。 左京大夫舊鑒の女にして皇胤紹運錄・源氏系圖。 克明親王一代要記・皇胤紹運錄・源氏系圖○按ずるに、帝王編年記に、仲野親王の女、克明を生めりとなせるは、蓋し誤ならん。 宣子內親王皇胤紹運錄・齋院記。 靖子內親王を生めり皇胤紹運錄・皇胤系圖。

更衣滿子女王、民部大輔輔相王の女にして、修子內親王一代要記・皇胤紹運錄。 普子內親王を生めり皇胤紹運錄・皇胤系圖。

更衣源貞子、大納言昇の女にして尊卑分脈○按ずるに、本書の一說に、和子に作れり。時に光孝の女和子、女御たり。應に名を同じくすべからず。蓋し誤ならん。 重明親王を生めり一代要記・皇胤紹運錄・源氏系圖・帝王編年記。 小八條御息所と稱す作者部類。

更衣藤原氏、參議伊衡が女にして、源朝臣爲明を生めり。少將御息所と稱す尊卑分脈。

源氏、左兵衞佐敏和が女にして、源朝臣允明を生めり皇胤系圖・河海鈔。

譯文大日本史卷の七十八終

譯文大日本史卷の七十九

列傳第六

后妃　六

朱雀女御凞子女王
女御藤原慶子
村上　藤原皇后
女御藤原述子
女御徽子女王
女御莊子女王
女御藤原芳子
更衣　源計子
更衣藤原祐姫
更衣藤原正妃
尙侍藤原登子

冷泉皇后

藤原皇后

藤原皇后

女御藤原怤子

圓融藤原皇后

藤原皇后

藤原皇后

尊子內親王

華山女御藤原忯子

女御藤原姚子

女御藤原諟子

女御婉子女王

平平子

一條藤原皇后

藤原中宮

女御藤原義子

女御藤原元子

女御藤原尊子

朱雀女御熙子女王、文獻太子の女なり（日本紀略・一代要記・中右記大治五年。）正四位下を授けられ（一代要記。）承平七年、女御となり（日本紀略・一代要記。）天暦四年、昌子内親王を生み（皇胤紹運錄・中右記大治五年。天暦四年は、類聚符宣鈔に據る。）從三位に敍せられ（一代要記。）尋で薨ず。王女御と稱す（榮華物語○熙子の薨年詳ならず。按ずるに、昌子内親王は、長保元年、卒す、年五十とあれば、則ち天暦四年を以て生れしなり。而るに、本書に云ふ、昌子、三歳にして、熙子薨ずと。此に據りて之を推せば、熙子は、蓋し天暦六年を以て薨ぜしなり。然れども、他に明文なし。故に取らず。）

女御藤原慶子、太政大臣實頼が女なり（日本紀略・大鏡裏書・一代要記。）正五位下を授けられ（一代要記。）天慶四年、女御となり（日本紀略・一代要記。）天暦五年十月、卒す（一代要記・李部王記。）

村上藤原皇后、諱は安子、右大臣師輔が女なり（日本紀略・一代要記・大鏡。）帝、親王たりしとき、之を納れ、儲宮に居るに及び、皇太弟の妃を以て、從五位上を授け、祚に登りて、女御となし、從四位下を授け、從三位に累遷す。天暦四年、從二位に進み（大鏡裏書に村上御記を引ける。）天德元年四月、飛香舍に置酒して、師輔が壽五十を賀せしに、帝、臨御して宴樂し、物を賜ふこと差あり（日本紀略。）二年十月、皇后となり（日本紀略・一代要記、大鏡裏書に村上御記を引ける。）四年、父の喪を以て、出で、兄伊尹が第に居る（日本紀略・扶桑略記。）康保元年四月、選子を主殿寮に産み、數日にして崩ず。年三十八（日本紀略、大鏡裏書に村上御記を引ける○按ずるに、扶桑略記に、三十五に作れるは誤なり。）愛宕郡の東南の野に葬り（日本

紀略○本書の一説に、神楽岡の西北に作れり。中宇治陵と稱し、國忌齋を西寺に置き、荷前幣に列ぬ江家次第。后、冷泉帝・圓融帝・爲平親王・承子内親王・輔子内親王・資子内親王・選子内親王を生めり皇胤紹運錄・大鏡・榮華物語・中右記大治五年。初め、后、皇女を生み、未だ男子あらず。師輔、鹿島神に祈りしに、未だ幾ならずして冷泉帝を生めり左經記長元七年に九條殿記を引ける。冷泉帝踐祚して、后の母從三位藤原盛子に正一位を贈り日本紀略。后を追尊して皇太后と曰ふ。圓融帝、禪を受けて、太皇太后を贈る大鏡裏書。后、最も友弟に敦く、能く下情に通じ、妃嬪婢妾、皆歡心することを得たり。崩ずるに及び、中外哀惜す。帝、屢政事を問ひしに、后、務て匡救翼贊し、人の疾苦する所を除きて、其の欲する所を慫慂せり。帝、亦之を憚り、言ふところ聽かざることなし。然れども、性頗る嫉妬なり。時に、女御藤原芳子、新に寵を獲て飛香舍に居り、后の居る所の弘徽殿と隣す。后、壁に穴して之を窺ふに、容貌絶だ美しければ、妬心彌熾に、土器を碎きて穴中より之を擲つ。帝、適之を見て大に怒り、以謂らく、是后の兄弟、后をして之をなさしむるならんと。因て、伊尹等を責めて家に還す。后、大に怨怒し、帝に請ひて宮に詣り、伊尹等を宥さんことを乞ひしに、帝、許さずして起たんとせしが、后、衣を牽きて之を留めたれば、帝、已むことを得ずして之に從へり。后崩じて後、芳子の寵弛ぶ。帝、后を念ひ、深く之を過することの薄かりしを悔いたり大鏡。

女御藤原述子、太政大臣實頼が第二女なり尊卑分脈○一代要記・歴代皇紀に、三女となせり。帝、東宮に在りしとき、之を納れ、

位に即くに及びて、女御となす一代要記。天暦元年、身めることあり、疱瘡を患へて墮胎し、東三條第に卒す。年十五日本紀略。弘徽殿女御と稱す日本紀略○尊卑分脈に、四條御息所に作れり。葬るに及び、使を遣はして、從四位上を贈る日本紀略・一代要記。

女御徽子女王、式部卿重明親王の女なり日本紀略・一代要記・皇胤紹運録・齋宮記。承平六年、齋宮となり日本紀略・大鏡裏書・一代要記。天慶八年、母の喪に遭ひて罷め歸り日本紀略。天暦元年、掖庭に納り一代要記・大鏡裏書。三年、女御となり日本紀略・一代要記。五年、從四位下を授けられ、應和二年、從四位上に進み大鏡裏書。規子内親王を生み榮華物語・皇胤紹運録。又一皇女を生みたれども、夭せり日本紀略。寛和元年、卒す。年五十七大鏡裏書。齋宮女御と稱し大鏡・皇胤紹運録。又承香殿女御と稱す大鏡。女王、最も和歌を善くす皇胤紹運録。嘗て長岡の別墅に居りしとき、帝、歌を賜ひて慰問せしに、女王、和し奉りしを、時人、坤位に居らんと欲する意ありと謂ひしかば、女王、之を恥ぢて、乃ち其の稿を削れり十訓鈔。

女御莊子女王、中務卿代明親王の女なり一代要記・歴代皇紀・皇胤紹運録。從四位上を授けられ、天暦四年、女御となり一代要記。具平親王・樂子内親王を生めり榮華物語・皇胤紹運録・皇胤系圖。帝崩ずるに及びて、尼となり、寛弘五年七月、卒す日本紀略・一代要記。年七十八一代要記。麗景殿女御と稱す榮華物語。

女御藤原芳子、左大臣師尹が女なり大鏡・日本紀略・尊卑分脈。天德二年、女御となり、昌平親王・永平親王を生めり皇胤系圖・一代要記。容貌甚だ艶かに、髮鬒くして長く、車に上りて、其の末尚柱下に委ぬ大鏡。初め家に

在りしとき、琴書を學び、古今集を諳誦したりければ、帝、親しく之を試み、基子を以て籌とせしに、篇を終ふるまで一の錯誤なかりしかば、帝、大に之を異めり大鏡。枕草子を參取す。帝、彈箏に妙なりしを、芳子、悉く指法を得たり大鏡・榮華物語。三年、正五位下に敍せられ日本紀略。九暦。後、從四位下に進む日本紀略。帝、甚だ之を寵したれば、爲に皇后に妬娼まれ、末年、寵稍く衰へ大鏡。康保四年七月、卒す日本紀略・一代要記・山槐記治承二年。宣耀殿女御と稱す大鏡・榮華物語・枕草子。

更衣源計子、中納言庶明が女なり歴代皇紀・皇胤紹運錄・皇胤系圖。頗る才識あり。一日、帝、歌を作りて曰く、逢坂もはては往來の關もゐず、尋ねて訪ひ來、來なば歸さじと。蓋し隱語なり。諸を宮人に示し、以て之を試みたるに、皆、解すること能はず榮華物語・十訓鈔。或は召されたりと以爲ひ、盛飾して進むものあるに至りしに榮華物語。獨計子のみ其の意を曉りて、薰衣香を獻じたれば、帝、其の敏慧を嘉せり榮華物語・十訓鈔。計子、帝に勸めて、源順等をして萬葉集を訓解せしむ十訓鈔。理子内親王・盛子内親王を生めり皇胤紹運錄・榮華物語。廣幡御息所と稱す榮華物語・十訓鈔・皇胤系圖○按ずるに、寶物集に云ふ、後出でゝ、左大臣藤原顯光に嫁すと。一代要記・皇胤紹運錄・皇胤系圖に據れば、顯光に嫁せしは、盛子なり。

更衣藤原祐姬、大納言元方が女なり一代要記・歴代皇紀・皇胤系圖○按ずるに、皇胤紹運錄に、祐姬を元子に作れり。更衣となり日本紀略・皇胤紹運錄○按ずるに、榮華物語に、或は女御と稱し、或は御息所と稱せり。廣平親王皇胤紹運錄・榮華物語。緝子内親王を生めり皇胤紹運錄。時に、帝、未だ嗣あらざりしが、廣平親王生るゝに及び、祐姬及び元方、密に喜びて以謂らく、其儲貳たらんと。既にして、冷泉帝生れ、尋で東宮となりたれば、父子、大に望を失ひ、元方、遂に憂を以て死せり榮華物語。世に謂ふ、冷

泉帝の狂疾を得、華山帝の出家し、三條帝の明を失ひしは、皆元方が祟の所爲なりと神皇正統記。帝崩ずるに及びて、尼となる日本紀略。

更衣藤原正妃、左大臣在衡が女なり一代要記・歷代皇紀・皇胤紹運錄・皇胤系圖。正五位下を授けられ日本紀略。致平親王・昭平親王・保子內親王を生めり一代要記・皇胤紹運錄・皇胤系圖・榮華物語。正妃、素より殊寵なかりき。然れども、子多きを以て、恩遇、始終衰へず榮華物語。康保四年七月、卒す日本紀略。按察御息所と稱す榮華物語。

尙侍藤原登子、皇后の同母妹なり尊卑分脈・一代要記・大鏡裏書。初め帝の兄重明親王の繼室となり、皇后の故を以て、宮中に出入したりしが、帝、見て之を悅び、后に請ひて私す。后、初は爲に掩匿したれども榮華物語・大鏡。後、帝、數召して宮中に入るゝより、后、稍懌ばず。親王薨ずるに及び、帝、心に喜び、之を納れんと欲す。然れども、后を憚りて果さゞりしに、后崩じて僅に月を踰え、帝、數書を通ぜしに、登子、物議を憚り、肯て命に應ぜざれば、帝、伊尹等に敕して、之を促し、內藏司に命じて、其の資を給し、遂に召して登華殿に居らしめ、寵幸を專にせり。妃嬪、復進御するもの希なれば、后及び親王の侍女、皆怨忿して、謂らく、后崩じ親王薨じたるは、其の咒詛の致す所ならんと。帝、常に歡狎し、晝も臥內を出でざるに至る。帝、治を爲すこと休明なりしに、是に至りて、政事頗る廢れたれば、中外、之を惜めり。藤原實頼、歎じて曰く、帝、德後世に垂るゝに足れり、而るに、是を以て之を壞てり、惜いかなと。帝、登子を立てゝ后となさんと欲す。然れども、前に子あるを以て、策

立することを得ず榮華物語。 圓融帝、禪を受けて、從四位上に敍し日本紀略に、從五位上に作り。今、大鏡裏書・一代要記に從ふ。尚侍となす大鏡・榮華物語に云ふ、村上帝在すの日、尚侍となすと。今、日本紀略・大鏡裏書に從ふ。 天祿元年、從三位に敍せられ、天延元年、從二位に進み大鏡裏書。三年、薨ず日本紀略・大鏡裏書。 貞觀殿尚侍と稱す大鏡○按ずるに、榮華物語系圖に云ふ、登華殿尚侍と稱すと。未だ孰か是なるかを知らず。

冷泉皇后、諱は昌子、朱雀帝の女なり日本紀略。 天暦四年、内親王となる。 時に年一歳類聚符宣鈔。應和元年、承香殿に笄し、三品を授けらるゝとき、帝、親ら位記を書して之を賜へり日本紀略。 初め、后、幼くして恃を失ひしかば、朱雀帝、唯一の女のことゝて、鍾愛最も甚しく、毎に其の后たらんことを欲したれども、皇女の冊立は、近古例なし榮華物語。 然れども、皇子なきを以て、皇女の種を遺さんことを欲し、崩ずるに臨み、歌を作りて意を寓せり大鏡。 村上帝、之を知りて、東宮の元服を加ふるに及び、羣貴、皆女を納れんことを冀ひしに、村上帝、特に敕して、爲に之を納れしめ榮華物語。 帝の登祚するに及び、立てゝ皇后となす日本紀略・榮華物語。 帝、心疾あれば、后は、多く出でゝ別宮に居る榮華物語。天延元年、皇太后となる日本紀略・扶桑略記・榮華物語。 寛和元年、后、觀音院を比叡山に創め、自ら往きて供養す日本紀略・扶桑略記。比叡山は、略記に據る。 二年、太皇太后となり日本紀略・一代要記。 長保元年十二月、權大進橘道貞が三條の家に崩ず日本紀略。 年五十小右記・扶桑略記・一代要記・帝王編年記○按ずるに、日本紀略に、五十五に作れるは誤なり。 三條太皇太后と稱し榮華物語。 又觀音院太后と稱す中右記大治二年。 親ら遺令を書して後事を條具し、一に儉薄に從ひ、觀音院に葬らしむ小右記・日本紀略・扶桑略記。

藤原皇后、諱は懷子、太政大臣伊尹が女なり榮華物語・大鏡・皇胤紹運錄・一代要記。 安和元年、入内し榮華物語。 康保四

年、女御となり（日本紀略・大鏡裏書。）從四位下を授けられ（大鏡裏書。）天延二年、從二位に進み（日本紀略・大鏡裏書。）三年四月、薨ず。年三十一（日本紀略に、三十に作れり。今、大鏡裏書・歴代皇紀に從ふ。）華山帝・宗子內親王・尊子內親王を生めり（榮華物語・皇胤紹運錄。）華山帝立ちて、追尊して皇太后と曰ひ、國忌・山陵、一に舊典に遵ふ（日本紀略・中右記嘉承二年。）初め后薨ぜしとき、華山帝、尙幼かりしかば、后の母惠子女王、鞠育甚だ至りしが、位に卽くに及び、敕して曰く、漢武、位に卽きて、臧兒、封に遇へるは、眇代の恒規、前史の令典なり。朕が外祖母王氏、禮法、心に在り、閨闈、範を垂る。朕、幼き日に當り、早く先妣を喪ひ、祖母、朕を視ること猶子のごとくなりしを、朕、祖母に報ゆること未だ親の如くならず。其邑土三百戶、幷に年爵內外官の三分等を授け、聊か湯沐の資となし、兼て役從の輩を與へんと（本朝文粹。）

藤原皇后、諱は超子、關白兼家が女なり（大鏡・榮華物語・皇胤紹運錄・一代要記。）安和元年、入內して御匣殿となり（按○ずるに、榮華物語に、入內を以て、帝の讓位後の事となせるは誤なり。）姑忯子と同じく女御となり（日本紀略。）從四位下を授けらる（大鏡裏書○日本紀略に、從四位上に作れり。）時に兼家、藏人頭たり。父、未だ公卿たらずして、女、女御となること、此より始る（一代要記。）三條帝・爲尊親王・敦道親王・光子內親王を生めり（日本紀略・皇胤紹運錄・皇胤系圖。）天元五年正月、諸兄弟、來り會して庚申を守りしに、女御、几に憑りて睡り、旦に達りても寤めざるを、就きて見れば則ち逝けるなり（榮華物語。）此より、其の族、女子をして庚申を守らしめず（古事談。）三條帝、位に卽きて、追尊して皇太后となし（日本紀略・中右記嘉承二年。）詔して曰く、至德要道の訓、孝行長く存し、三傳一旨の文、母儀是貴し。誠に知る、仁義

の基、孝より大なるは莫きを。嗚呼、哀しいかな。朕が先妣、少かりし日に當りて恩愛に乖き、耳、故老の言を悲めり。長年に臨みて哀傷を知り、心、疇昔の思に切に、歳月舊りたりと雖も、戀慕新なるが如し。嘗て天下を內詔に助けし日なければ、今、墳松を椒房の風に變へんとす。其所生藤原氏を以て皇太后となし、國忌・山陵、一に舊典の如くせんと。小右記。

女御藤原芳子、右大臣師輔が女にして大鏡・一代要記・歷代皇紀。村上皇后の同母妹なり大鏡裏書。帝の東宮に在りしとき、納れられて御息所となり大鏡・尊卑分脈。從四位下を授けられ日本紀略。安和元年、女御となり日本紀略・大鏡裏書正四位下に進み日本紀略。天元五年、尚侍となりて、從三位に陞り日本紀略・一代要記。寬和中、正三位に至り、永祚元年、尼となる。一代要記。

圓融藤原皇后、諱は媓子、關白兼通が女なり榮華物語・大鏡・一代要記・尊卑分脈。天延元年、入內し榮華物語に、天祿二年とせり。今、日本紀略・一代要記に從ふ。尋で女御となり一代要記。七月、立ちて皇后となり日本紀略・一代要記・中右記大治五年。天元二年六月、堀河院に崩ず日本紀略・榮華物語・一代要記。年三十三日本紀略・大鏡裏書。堀河中宮と稱す。后、年幼くして父に愛せられず。后、之を患へ、時に徒歩して、稻荷社に詣で、禱りしに、後、兼通、女を進めんと欲するに、年の后より長じたるものなければ、因て選に充てらるゝことを得たり大鏡。

藤原皇后、諱は遵子、關白賴忠が女なり大鏡裏書・一代要記。天元元年、召されて掖庭に納り日本紀略・一代要記・大鏡裏書に按ずるに、榮華物語に、天元二年となせるは誤なり。女御に准じて、輦に乘ることを聽され日本紀略。女御となりて日本紀略・大鏡裏書・一代要記。承

香殿に居り日本紀略。從四位上を授けらる日本紀略・中右記大治五年。后、才姿は東三條院に及ばざれども、帝、特に頼忠が故を以て寵異を加ふ。堀河中宮崩ずるに及び、頼忠、其の后位を踐まんことを冀へり。然れども、后、子なく、加ふるに、東三條院新に一條帝を生みしかば、外議を憚りて、請ふことを果さゞりき。帝、素より仁柔、悦を頼忠に取らんと欲し、乃ち謂て曰く、梅壺に子あり、異時自ら正號を得ば、宜しく先公の女を立つべしと榮華物語。五年三月、立てゝ皇后となし日本紀略・一代要記・帝王編年記。中宮と稱す榮華物語。大鏡裏書・中右記大治五年。時八、其の子なきを以て、呼びて素腹君と曰へり榮華物語。正暦元年、中宮立ちたるを以て、改めて皇后と稱し日本紀略・大鏡裏書・一代要記・帝王編年記。長德三年、戒を受けて尼となる日本紀略・大鏡裏書○一代要記・帝王編年記に、四年に係けたり。長保二年、皇太后となり扶桑略記・大鏡裏書・一代要記。三條帝、位に卽きて、太皇太后となり、寬仁元年六月、崩ず。年六十一日本紀略・一代要記・大鏡裏書。四條宮と稱す大鏡・扶桑略記○按ずるに、貴女鈔に、東北院と稱したれども、他に見る所なし、故に取らず。遺令して、素服して哀を擧ぐることを停め、般若寺に葬らしむ日本紀略。

藤原皇后、諱は詮子、關白兼家が女なり大鏡・皇胤紹運錄・尊卑分脈・女院小傳。天元元年、入りて凝華舍に居り按ずるに、榮華物語に、遵子入内の前に在り。今、日本紀略・大鏡裏書・一代要記に從ふ。正四位下を授けられて一代要記。女御となる日本紀略・一代要記。資性婉順にして、最も寵幸を得たり。帝、關白頼忠が故を以て、四條中宮を重じたれども、意、常に女御に屬せり。三年、出でゝ兼家が第に就き、一條帝を生めり。帝、之を臨み視んと欲すれども、頼忠を憚りて果さず。時に宮闈主なければ、兼家、謂らく、女御、子あり、必ず當に冊立せらるべしと。四條中宮の立つに

及び、意甚だ懌ばず。帝、數女御を召せども、兼家、女御をして辭せしむ。五年、一條帝、袴を著る。是の日、女御、始て宮に入りたれども、三日にして乃ち出で、帝の世を終ふるまで、遂に位を宮闈に正すことを得ざりき。榮華物語。寛和二年、正三位に進む。大鏡裏書。一條帝、阼に登りて、尊びて皇太后となす。扶桑略記・大鏡裏書・榮華物語。初め四條中宮立ち、儀を備へて宮に入るとき、中宮の弟公任、焉に從ひ、路、兼家が東三條第を過ぐ。公任、馬を駐めて曰く、此の家の女御、何の日か復此の如くなるを得ると。女御・兼家、聞きて之を銜めり。號を上られて宮に入るに及び、公任、適〻扈從に在り。辨内侍、車中より公任を喚び、謂て曰く、素腹后、今何如と。公任、大に慚ぢ沮めり。大鏡。永延元年正月、一條帝、后に東三條に覲えて、宮司及び兼家が家司に位を授け、榮華物語。二月、敕して、后の母時姫に正一位を贈る。日本紀略。初め時姫少かりし時、前途の吉凶を卜はんと欲し、二條大路に出で、輿人の誦を聽きしに、一老婆あり、時姫に謂ふ、娘子、後必ず榮え顯れ、事として濟らざることなく、以て廣く以て長きこと、此の大路の如くならんと、果して其の言の如くなりき。大鏡。一條帝、年尚幼ければ、御禊し及び石清水・賀茂に詣づるときは、后、必ず同乘せり。日本紀略・榮華物語。正暦二年、后疾む。一條帝、親しく之を候ふ。后、落髮して、皇太后宮職を停め、東三條院と號す。年官・年爵・封戶、舊の如し。榮華物語に、三年となせり。今、扶桑略記・日本紀略に從ふ。太上皇に准ぜられて女院と稱すること、此に始る。榮華物語・歷代皇紀・愚管鈔。后、天下の母儀となり、崇重世を傾け、諸兄弟、皆外朝を承奉して、政事、多く其の意に決す。會〻關白道兼薨せしか

ば、后、大納言道長を職に居らしめんと欲すれども、帝、聽かず。后、流涕して曰く、媼が言を煩はす所のものは、國のため君のためなり。而るに、聽從し給はずば、今より後、媼、復事を言はじと。帝、已むことを得ずして之を聽けり。后、卽ち藏人頭源俊賢を呼びて、敕を傳へ、道長を以て內覽せしむ。愚管鈔。 長德二年、后、又疾みたるに、帝、天下に大赦して之を救へり。日本紀略・扶桑略記。 后、慈德寺を創め、長保元年八月、落成したれば、御齋會に准じて之を慶し小右記・百錬鈔。 又解脫寺を比叡山に創む扶桑略記。 三年十月、帝、中宮とともに道長が上東門第に幸し、宴を設けて后の壽四十を賀し、又諸寺に命じて、后の壽を祈らしむ。閏十二月、后、疾劇しければ○紀略に曰く、后、落髮して尼となると。然れども、紀略正曆二年の條に、旣に后の尼たるを載せたり。故に、今取らず。 醫を延きて之を視させんとすれども、后、肯かざれば、帝、大に之を憂へ、萬方禱祈し、天下に大赦し、鬼の祟ありといふを以て、藤原行成が第に遷しゝに○榮華物語に、平惟仲が家に遷るとなせり。 尋で薨ず。年四十日本紀略・榮華物語を參取す○按ずるに、大鏡裏書に曰く、崩年四十一と。誤なり。 鳥部野に葬る。遺令して、國忌・山陵を置かしめず、素服して哀を擧ぐることを停む日本紀略・扶桑略記。 帝、甚だ悲慟し、水漿だも口に入らず、親ら佛經を寫して、以て冥福を薦め榮華物語。 忌日ごとに、法華八講を慈德寺に修せり年中行事。

尊子內親王、冷泉帝の第二女なり。康保四年、內親王となり日本紀略・一代要記。 安和元年、賀茂齋となり、天延三年、母の喪に遭ひて罷む日本紀略・一代要記・齋院記。 天元三年、召して麗景殿に納る日本紀略・齋院記。 時に年十五本朝文粹○榮華物語を按ずるに、入內貞元二年に在るは誤なり。 幾もなくして、禁中火けたれば、世呼びて火宮と曰へり大鏡・榮華物語。 四年、

二品に敍せられ日本紀略・一代要記・齋院記。五年、自ら髮を截る。事祕して其の故を知るものなし小右記○按ずるに、本書の註に曰く、承香殿女御と。然れども、他に見る所なし。其の説、未だ詳ならず。寬和元年、戒を受けて尼となり本朝文粹。五月、薨ず。年二十小右記・日本紀略・一代要記・齋院記。

華山女御藤原忯子、太政大臣爲光が女なり日本紀略・一代要記・大鏡。按ずるに、諸書に、忯を誤りて低に作れり。今、尊卑分脈に從ふ。永觀二年、掖庭に入り榮華物語に、忯子の宮に入ることは、諸女御の後に在り。今、日本紀略・大鏡裏書・一代要記に從ふ。女御となりて、弘徽殿に居り日本紀略・榮華物語。寵、後宮を傾く榮華物語。故事に、女御、宮中に修法することを得ざるを、特に忯子に桂芳坊に於て之を修することを聽し、小右記。諸姬、皆之を妬忌し、私に相謂て曰く、寵愛此の如きことは、古より未だ聞かざる所、福長かるべからずと。既にして身むことあり、三月に滿つれば、例、當に宮を出づべきを、帝、遣り出すに忍びず、五月にして、始て出で、爲光が第に就き、疾に罹りて食すること能はず、羸瘦日に甚し。中使踵ぎて至り、昏夜絶えず。或は復命遲緩のものあれば、殿上の簡を削り、又衆僧に分ち命じて、法を修して之を祈らしめ、一菓の味を羞むるごとに、必ず之を賜ふ。帝、尙思ひて措かず、召して宮中に入れ、常に其の側に臥して、或は膳を御せず、留むること八日。爲光、固く請ひて之を出したれども、病增劇しく、帝も、亦之が爲に起居常ならず榮華物語。寬和元年七月、未だ分娩せずして卒す日本紀略・大鏡裏書。弘徽殿女御と稱す小右記。特に從四位上を贈り日本紀略・一代要記。爲に相撲節を停む日本紀略。帝、是より心を佛法に專にして、深く世緣を厭ひ、嬪御、進見するもの少に榮華物語。忯子の書を藏めて、常に身を離さず。身を華山寺に捨つるに及び、偶之を遺れしが、途より還りて之を取れり。其

の惑溺せしこと、此の如くなりき大鏡。

女御藤原姚子、左近衛大將朝光が女なり日本紀略・榮華物語・一代要記。永觀二年、宮に入りて、麗景殿に居り小右記・日本紀略・大鏡裏書○按ずるに、榮華物語に、寛和元年に係けたるは誤なり。女御となり小右記・一代要記。堀河女御と稱す尊卑分脈。朝光、父兼道及び堀河中宮の遺物珍器を得て、悉く其の家に藏めたり。故に、姚子の裝奩極て饒なりき榮華物語。宮に入りて恩寵を專にすること僅に一月、絕て復顧みられざりければ、姚子、意安からず、出でゝ家に還りたるに、帝、終に問はざりき大鏡・榮華物語。朝光、大に恥ぢ、敢て入朝せず。時に、宮中、寵を妬み、竊に計を設けて、帝をして廊を過ぐることを得ざらしめたれば、姚子も亦進むことを得ざりき。故を以て、終に宮を出づるに至れりと云ふ榮華物語。

女御藤原諟子、關白賴忠が女にして、四條中宮の同母妹なり大鏡。永觀二年、入りて承香殿に居り小右記・日本紀略・榮華物語。承香殿は、小右記に據る。姚子と同日に女御となり小右記・一代要記○按ずるに、紀略に、寛和元年に係けたるは誤なり。賴忠が故を以て、榮貴、等を超ゆ。賴忠も亦謂ふ、后位に昇らんものは、必ず我が女ならんと。帝、性輕薄にして、嬪御の寵あるものは、終を保つことを得ず。唯諟子は、殊寵なしと雖も、恩眷、始終渝らず榮華物語。帝の位を避けて後、中宮と同じく四條宮に居りしが、長元八年六月、卒す左經記。

女御婉子女王大鏡裏書に、恭子女王に作れるは誤なり。今、一代要記・皇胤紹運錄に從ふ。爲平親王の女なり一代要記・榮華物語。寛和元年、宮に入りて、女御となる按ずるに、榮華物語に、婉子の入內、姚子の前に在り。今、日本紀略・一代要記・大鏡裏書に從ふ。初め甚だ寵幸せられしが、既にして、漸く疎

せらる。忯子卒するに及び、復召し見んと欲すれども、婉子、疾に託して敢て進まず榮華物語。帝の位を遜りて後、藤原實資に嫁ぎ大鏡。長德四年七月、卒す日本紀略に、九月に係けたり。今、小右記長保元年七月の條に從ふ。年二十七日本紀略。

平平子、若狹守祐忠が女なり。母は中務と曰ひ、帝の乳母の女なり。帝、稍淨業に倦み、華山を出でゝ東院に居り、中務を召して之を幸し榮華物語淸仁親王皇胤紹運錄・尊卑分脈。及び二皇女を生み榮華物語。又平子を幸して、昭登親王皇胤紹運錄・尊卑分脈。及び二皇女を生めり。故に、世に、淸仁親王を稱して母腹宮と曰ひ、昭登親王を女腹宮と曰へり。帝、崩ずるに臨みて曰く、朕、獨死することを欲せず、不日必ず諸女を將て去らんと。中務・平子、皆憂懼せしが、其の年、諸女、相踵ぎて皆夭したりと云ふ榮華物語。

一條藤原皇后、諱は定子、關白道隆が女なり日本紀略・一代要記・尊卑分脈。正曆元年、入內し、尋で女御となり扶桑略記・大鏡裏書。從四位下を授けらる大鏡裏書・一代要記。時に后年十五にして、帝より長ずること四歳榮華物語に、后の年を十六に作り、大鏡裏書・一代要記には、十四。今、崩年を推して、大鏡に從ふ。十月、立ちて中宮となる日本紀略・外記日記・扶桑略記・大鏡裏書・公卿補任○大鏡・榮華物語に、並に六月朔の立后となせり。蓋し、此の時、已に宣旨を蒙りたれども、兼家薨ぜしを以て、十月に至りて之を册せしならん。后の母高階氏、寒微より起りて、宦仕、事を更へしが、后も亦其の風に倣ひ、抑損して下に接す。時に道隆が權重く、卿相の家、復女を納るゝものなし。故を以て、后、寵を專にす。長德二年春、身むことあり榮華物語。出でゝ二條第に居る日本紀略。四月、后の兄伊周及び隆家、罪ありて配流せらる。后、深く憂悶し榮華物語。五月、自ら髮を截りて尼となる。六月、二條第火けたれば、之を亮高階明順が宅に避け日本紀略。既にして、中納言平惟仲が家に徙り榮華物語。十二月、修子

内親王を生みしに日本紀略・榮華物語。帝、之を聞きて、密に右近内侍を遣はして之を視させたり。帝、切に皇女を見んと欲し、數后に命じて宮に入らしめんとすれども、后、肯て敕に應ぜず。后の外祖成忠、后に勸めて曰く、吾が夢吉なり、宜しく急に宮に入るべしと。三年六月、皇女を攜へて、入りて職曹司に居りしに、帝、猶以て遠しとなし、之を別殿に徙して、夜ごとに焉に至り、寵幸すること、舊の如し榮華物語。長保元年、又身むことあり、八月、宮を出でゝ、前但馬守平生昌が家に就く。后の叔父道長、后の父兄と素より相善からず。是の日、道長、故に在廷の諸臣を邀へて、宇治の家に遊びしかば、御輿、將に出でんとすれども、朝に造るものなく、稽延して時を經たり。其の屈に遭へること、此の如し小右記。十一月、敦康親王を生めり按ずるに、榮華物語に曰く、長德三年六月、后、宮に入りて身むことあり、二閏月にして出で、四年三月、敦康を生めり。是に於て、伊周・隆家を赦すと。然れども、敦康の薨年を以て之を推すに、合はず。今、小右記・日本紀略に從ふ。時に、帝、未だ嗣あらざれば、大に喜びて之を見んと欲すれども、道長を憚りて果さず榮華物語。二年、上東門院、立ちて中宮となり、后、改めて皇后と號す日本紀略・扶桑略記・二代要記・榮華物語・大鏡裏書。會中宮、道長が第に出づ。帝、其の亡きを時とし、將に敦康親王を召して之を見んと欲するに、中宮・道長も、亦之を催せば、帝、悦びて、后及び二子を召して宮に入る。后曰く、妾、嚮に引退せしとき、宮に入るの意なかりき。而るに、今、敕に應ずるものは、殊に一たび天日に就きて、今宮をして託することを得させんと欲すればなりと。辭氣、悽惋なり。帝、之を慰諭す。既にして、又身むことあり榮華物語。出でゝ生昌が宅に就き日本紀略。憂鬱して疾を成す。伊周、之を憂へ、法を修して助を求め

んとすれども、一時の高僧、皆、道長を憚りて、肯て來らず（榮華物語）。十二月、媄子内親王を生み、數日にして崩ず。年二十五（日本紀略）。鳥部野に葬る（榮華物語）。后、疾めるとき、歌を作りて懷を述べ、又後事を書して之を帳に繫けたるに、伊周、一に遺意を奉じて事を襄せり（今昔物語・十訓鈔・榮華物語を參取す）。后の母の妹を御匣殿と稱す。后、敦康親王を託して之を鞠育せしむ。后崩ずるに及び、親王を奉じて宮に入りしに、帝、之を幸して身むことあり。伊周・隆家、竊に喜び、福祉を禱り徼めたれども、産するに及び、娩せずして卒す（榮華物語）。

藤原中宮、諱は彰子、攝政道長が女なり（日本紀略・大鏡・歷代皇紀・代要記）。后、美晳豐艶にして、光澤酸漿の如く、髮は、身よりも長きこと二尺許（榮華物語）。道長、撫愛して、常に其の貴からんことを欲す（榮華物語）。長保元年、從三位に敍せられ（一代要記）、入内して女御となり（小右記・日本紀略・扶桑略記・一代要記）、飛香舍に居る。侍女數十人、一時の才色を妙選し、裝奩翫好、珍奇精巧なれば、世に輝く藤壺と稱せり。帝、后の草子、巨勢弘高が畫、藤原行成が書を視て、之に戲れて曰く、尤物心を蕩し、朕、殆ど政を廢すと。時に后年十二。帝曰く、女御幼穉にして、朕は老翁の如し。自ら顧みて忸怩たることありと。帝、笛を吹きしに、侍御、皆聚り觀れども、后のみ獨り視ず。帝曰く、女御、何ぞ視ざると。后、對へて曰く、笛は惟音を聽くのみ、何の視ることか之あらんと。其の敏慧なること、類此の如く、貴寵、後宮に冠たり。東三條院も、亦親待加ふることあり。二年二月、出でゝ道長が土御門第に就き（榮華物語）、立ちて中宮となり（大鏡・日本紀略・一代要記）

○按ずるに、榮華物語に、中宮となるを以て三月に係けたるは誤なり。入りて飛香舍に居る○按ずるに、紀略に曰く、七月二十三日、中宮、土御門第より、源則忠が堀川第に徙ると。飛香舍に居ると、前後詳ならず。故に取らず。寛弘五年、身むことあり、出でゝ土御門第に就き、九月、後一條帝を生む。十月、帝、臨幸して樂を奏し歡を盡し榮華物語。后の母源氏・兄頼通・教通及び中宮司・道長が家司に位を授く日本紀略。道長、嘗て自ら矜りて曰く、后を以て子とすれば、我に於て恥づべきなし、我を以て父とし給へば、后も亦憾み給ふべきことなからん。然らば則ち后の母の良夫を得たるも、亦榮とすべきのみと榮華物語。十一月、后、後一條帝と宮に入り、明年十一月、後朱雀帝を土御門第に生む日本紀略・榮華物語。初め、皇后崩じてより、帝、敦康親王を后に託して之を養はしめたり。八年、帝、位を三條帝に讓り、後一條帝をして東宮に居らしむ。后、素より帝の意の敦康親王に在ることを知れども、道長を憚りて止む。因て其の意を揣り、密に道長に謂て曰く、親王、年長けたれば、宜しく儲貳となすべきに、聖慮、豈に此に及ばざらんや。而るに、彼を舍きて此を立て給ふは、外家を重るに藉るならん。今、之が計を爲すに、當に親王をして先立つを得させ給ふべし。太子は尙幼し、苟くも天命あらば、事晩からじと。道長曰く、善し。然れども、事已に宸衷に決せり、何ぞ可否することを得ん。我桑楡の景迫れり、殘喘未だ盡きざるに及び、光を黼扆に仰がんは、是老夫が至願なりと。后、復言ふことなかりき。后、宮に入りて十餘年、恩寵款密、纖芥の嫌なし。帝崩ずるに及びて、哀戚すること殊に甚しく、出でゝ枇杷殿に居り、敦康親王・修子内親王を撫視して、恩意衰へず榮華物語。長和元年二月、皇太后となる日本紀略・

大鏡裏書・一代要記。寛仁元年、皇太子、青闈を辭す。道長、後朱雀帝を立てゝ皇太弟となさんと欲し私に后に告ぐ。后曰く、曩に式部卿宮を立てざりしは、先帝旨ありて違ふべからざりければなり、今に在りては、宜しく彼の宮を立つべし。然らば則ち、先帝の志も遂げ、彼の宮の意も亦得なんと。道長曰く、式部卿宮、賢なりと雖も、外戚の援なしと。事遂に寢みぬ。榮華物語。二年正月、太皇太后となる。大鏡裏書・今鏡・一代要記。十二月、敦康親王薨ず。后、甚だ悲歎し、物を賻りて喪を助く。榮華物語。萬壽三年、髮を斷ちて戒を受く。法名は、清淨覺。號を上りて上東門院と曰ふ。日本紀略・今鏡・大鏡裏書・女院小傳。門院の號、此に始まる。今鏡・大鏡裏書・女院小傳。太皇太后宮職の官屬を以て、院別當・判官代・主典代となし、年官・年爵・封戸、幷に四時の服御、内膳の御菜は、一に故の如し。日本紀略・左經記。長元四年、后、石清水に詣で、遂に住吉社・天王寺に遊ぶ。關白已下朝臣從行し、儀衞車服、華侈を極む。小右記・日本紀略・榮華物語。長曆三年、尼となり、再び戒を僧明尊に受く。扶桑略記・大鏡裏書。嘗て一堂を法成寺の東北隅に創めて、之を東北院と謂ふ。長久元年、後朱雀帝、后に東北院に覲ゆ。扶桑略記。寬德二年、帝崩ず。后、累に大憂に遭ひて、林丘に閑居せんことを欲し、賴道が白河の別莊に移御し、京極第を以て中宮に與ふ。後冷泉帝、位に卽きて、崇奉衰へず、朝臣造詣して、冠蓋相望む。而るに、別莊は、幽僻にして妖あり、后及び侍女、疾を得、或は死するものさへあれば、賴通、數他所に移御せんことを請へども、后、聽かず。之を久しうして、疾篤く、徙りて美作守某が四條宅に居る。榮華物語。永承五年、帝、始て東北院に覲え、法成寺僧明尊等に封を賜ひ位を授く。

七年、六條院に居て違豫なり。帝、詣りて之を視、天下に大赦す扶桑略記。是の後、多く東北院に居て、大女院と稱し、以て陽明門院・二條院と別てり榮華物語。承保元年十月、法成寺の阿彌陀堂に崩す。年八十七女院小傳に、或は年八十六に作り、又爲房記を引きて八十五に作れり。今、生年を以て甲子を推し、扶桑略記・大鏡裏書・榮華物語・古事談に從ふ。大谷本院に火葬す扶桑略記・大鏡裏書。后、累朝に母儀として、福壽兼ね備る。後世、椒房の貴盛を言ふもの、后を以て稱首となす沙石集。

女御藤原義子、太政大臣公季が女なり日本紀略・一代要記・歴代皇紀・榮華物語。長徳二年、掖庭に入り榮華物語に、元年冬、元子の入内の後に在り。今、日本紀略・一代要記に從ふ。尋で女御となり日本紀略・一代要記。長保二年、從三位を授けられ一代要記。寛弘二年、從二位に進み法成寺攝政記・一代要記。萬壽三年、尼となり日本紀略・一代要記。天喜元年閏七月、薨ず。年八十一代要記。薨年は、本書の五十三歳尼となるの文に據る。弘徽殿女御と稱す榮華物語・法成寺攝政記。

女御藤原元子、左大臣顯光が女なり日本紀略・大鏡・一代要記・尊卑分脈。長徳二年、入りて承香殿に居り榮華物語に、元年冬の事とせり。今、日本紀略・大鏡裏書・一代要記に從ふ。女御となりて日本紀略・大鏡裏書・一代要記。承香殿女御と稱す大鏡・榮華物語・法成寺攝政記。初め顯光、之を宮に入れんと欲したれども、皇后の故を以て果さゞりしが、道隆薨じ、伊周貶せらるゝに及びて、皇后、外に在り、義子入内して、元子も、亦選に預り、宮に入りて寵せられたり。時に、帝、未だ嗣あらず。東三條院、毎に曰く、唯皇子を生まんもののみ、吾、之を重ぜんと。三年冬、元子、腹脹を患へ、以爲らく、身むことありと、出でゝ、顯光が第に就かんとし、輦に乗りて弘徽殿の前を過ぐるに、殿中の婦女、簾を推して爭ひ觀れば、簾腹膨脝せるを、元子の侍兒、之を見て曰く、唯簾のみ身

むことありと。觀るもの、之を愧ぢたり。元子、家に還りて、期を過ぐれども未だ娩せず。顯光、元子をして廣隆寺に詣でゝ之を祈らしむ。留宿すること數日、産に臨める狀の如し。既にして、水出でて愈ゆることを得たり。元子、大に愧ぢて、復宮に入らず。世、謠を作りて之を嘲りぬ榮華物語。長保二年、從三位を授けられ法成寺攝政記・大鏡裏書○按ずるに、一代要記に、長德三年に作れるは誤なり。寛弘二年、從二位に進む法成寺攝政記・大鏡裏書・一代要記。帝の崩後、參議源賴定と姧せしかば大鏡裏書・榮華物語・一代要記。顯光、大に怒り、手ら髠して之を逐ひ、其の乳母の子僧實誓が家に居らしめたるに、賴定、數往來し、遂に髮を蓄へて子女を生めり榮華物語。

女御藤原尊子、關白道兼が女なり。道兼、帝の乳母藤原繁子と私して尊子を生み大鏡・榮華物語・一代要記。道兼が爲に愛せられずして母の家に依りしが、道兼薨じて後、繁子、請ひて尊子を納れしに、道長、爲に資裝を助けたり榮華物語。長德四年、宮に入りて榮華物語に、二年の事となせり。今、日本紀略・大鏡裏書・一代要記に從ふ。御匣殿別當となり、五年、從五位上を授けられ一代要記。長保二年、女御となり日本紀略・扶桑略記。寛弘元年、從四位上に、二年、正三位に大鏡裏書・一代要記。七年、從二位に進み一代要記。帝崩じて後、大藏卿藤原通任が妻となれり榮華物語・大鏡。

譯文大日本史卷の七十九終

譯文大日本史卷の八十

列傳第七

后妃七

三條藤原中宮

藤原皇后

女御藤原氏

尚侍藤原綏子

後一條藤原中宮

後朱雀皇后

藤原中宮

藤原皇后

女御藤原生子

女御藤原延子

後冷泉中宮

藤原皇后
藤原皇后
後三條中宮
女御藤原昭子
藤原皇后
女御源基子
掌侍某氏
藤原氏

三條藤原中宮、諱は姸子、攝政道長が第二女にして、上東門院の同母妹なり日本紀略・大鏡裏書・榮華物語。寛弘元年、正四位下を授けられて、尚侍となり日本紀略・大鏡裏書。尋で從三位に進み日本紀略・一代要記。七年、從二位に進む一代要記。時に、帝、東宮に在りて之を納る大鏡裏書・今鏡・一代要記○按ずるに、榮華物語に、六年に係けたるは誤なり。又按ずるに、紀略三年・七年の條に、姸子の入內、重出せり。而して、三年の條に、東宮に入ると書し、七年、初て東宮に入ると書せり。蓋し、三年は、入內の宣下の日を記しゝならんも、文義明かならず。故に取らず。后、姿容美しく、髮長きこと身を過ぐ。道長、衣服器玩を辨備すること幾ど十年許、華奢、上東門院入內の儀に過ぎたり。是より先、宣耀殿女御、寵を專にせしが、后の入るに及びて、恩意寖く移り、帝、常に后の所に在り榮華物語。八年、帝登極して、女御となる日本紀略・大鏡裏書。時に、中宮の册立未だ決せず、巷議紛然たり。帝、和歌を宣耀殿

女御に贈りて、册立意の如くすること能はざる旨を寓す。帝、妍子を立てゝ后とせんことを欲し、數道長を諭しゝに、道長、奏すらく、宣耀殿女御、多く皇子を生み給ひたれば、宜しく先册立し給ふべし。臣が女の如きは、請ふ、之を緩くし給へと。帝、悅ばず。道長、又奏して、遽に宣旨を下す榮華物語。長和元年二月、立ちて中宮となり日本紀略・榮華物語・大鏡裏書。二年、身むことあり、出でゝ上東門第に就きしに日本紀略・榮華物語。中使、頻に至る榮華物語。七月、陽明門院を生めり日本紀略・榮華物語。明年正月、后、宮に還りしに榮華物語に、二年十一月となせり。今、日本紀略に從ふ。月を踰えて、禁中火けたれば、后、帝とともに太政官の朝所に避け榮華物語に、松下曹司に避けたりとなせり。今、日本紀略に從ふ。遂に京極第に御す。四年、宮、新に成りて、帝、徙御したれども、后、從はず。後、一條院に遷り、既にして枇杷第に徙る。枇杷第火けて、后、帝とともに高倉第に徙御し、遂に三條院に徙れり。帝崩ずるに及び、出でゝ一條第に居る榮華物語。寬仁二年十月、皇太后となり日本紀略・大鏡裏書・一代要記。治安二年、枇杷殿に徙る。萬壽四年三月、違豫なるに、會陽明門院、將に入內せんとすれば、后、疾を力めて事を辨ぜしに、疾遂に篤し榮華物語。九月、髮を截りて尼となり、卽日、崩ず日本紀略・榮華物語。年三十四日本紀略・扶桑略記・大鏡裏書。大峯寺の前の野に火葬し日本紀略・大鏡裏書。骨を木幡に藏め榮華物語。枇杷太后と稱す今鏡・大鏡裏書・徒然草。遺令して、素服・擧哀・國忌・山陵を停めたり日本紀略。

藤原皇后、諱は娍子、大納言濟時が女なり日本紀略・一代要記。村上帝、嘗て箏を濟時に授けしが、后、之を傳へて、妙に祕曲を究む。帝、東宮に在りしとき、屢宮中に出入し、一夕、語、后に

及びしに、帝、意動き、遂に僧をして旨を達せしめしに、濟時、大に喜びて命を奉ず。正暦二年、東宮に嬪となりて、宣耀殿に居る榮華物語。時に年十九。小一條院・敦儀親王・敦平親王・師明親王・當子内親王・禔子内親王を生めり大鏡・榮華物語・皇胤紹運錄。中宮の宮に入るに及び、侍者に語りて曰く、時勢、此の如きは、吾、固より之を知れり、今復何をか怪まん。但當に諸兒を育みて佛乘に歸すべきのみ。然れども、吾が兒の爲に謀るに、憂なきこと能はずと榮華物語。帝、位に卽きて、從四位下を授けられ日本紀略。女御となりて日本紀略・一代要記。宣耀殿女御と稱し大鏡・榮華物語。又堀河女御と稱せり一代要記。長和元年二月、中宮立つ。帝、又后を立てんと欲すれども、道長を憚りて敢て發せず。后、自ら引退して、怨望する所なし。道長、帝に冊立を勸めしに、帝曰く、納言の女の后となること、近古、例なし、物議を遺すこと無きを得んやと。道長曰く、濟時に追贈せば、何の不可か之あらんと。帝、之を善しとし、使を濟時が墓に遣はして、太政大臣を追贈し榮華物語。四月、立てゝ皇后となす小右記・日本紀略・榮華物語・一代要記・大鏡裏書。道長、外議に逼られ、帝に冊立を勸めたれども、實は、其の意に非ざりしなり。是の日、大臣以下、多く中宮に在り。帝、使を遣はして之を召すに、至るものなし。帝、怒れども之を如何ともすること能はず小右記。宮職を置くに及び、皆避けて就かざれば、后、意甚だ樂まざるを、帝、之を憫みぬ榮華物語。長和五年、帝、位を後一條帝に禪り、小一條院を以て東宮に居らしむ。寬仁元年、帝崩ず大鏡裏書・榮華物語。三年、落髮し日本紀略・大鏡裏書。萬壽二年三月、崩ず。西院に葬る日本紀略・榮華物語。遺令して、國忌・山陵・素服・擧哀を停

めたり日本紀略。

女御藤原氏、關白道隆が女にして、一條皇后の同母妹なり大鏡裏書・榮華物語。長德元年、東宮に入りて尙侍となり日本紀略・榮華物語。寵せられて女御となり榮華物語。淑景舍女御と稱せり日本紀略・大鏡裏書・榮華物語。長保四年八月、血を歐きて暴に卒す。世に、皇后、之を毒せりと謂へり榮華物語。

尙侍藤原綏子、關白兼家が第三女なり大鏡裏書・榮華物語・尊卑分脈。永觀二年、尙侍となる大鏡裏書に、永延元年となせり。今、大鏡の、尙侍となる時年十一の文に據る。姿色あり榮華物語。永延元年、東宮に侍し一代要記○按ずるに、大鏡・榮華物語に、帝、元服を加へたる年、宮に入るとなせるは誤なり。麗景殿に居て榮華物語○按ずるに、系圖に、麗景殿女御と稱すとあるは誤なり。寵せらる。帝、幼きより綏子を狎昵せり。夏日、氷を以て綏子に授けて曰く、汝、深く我を愛せば、之を持ちて命を待てと。綏子、捧持して、手色變ずるに至れり大鏡。從二位を授けらる日本紀略。年月、考ふる所なし○按ずるに、一代要記に、長保元年正月、正二位を授くとあり。然れども、元子・尊子の如き、皆從二位に止る。要記、恐らくは誤ならん。後參議源賴定と私して榮華物語・大鏡・一代要記。事露れ、故を以て、宮を出づ。帝、其の身めることありと聞き、攝政道長をして之を驗察せしめしに、事果して實なりしかば、帝、之を惡むと雖も、而も兼家が故を以て、置きて問はず大鏡。寬弘元年二月、薨ず。年三十一日本紀略・一代要記・大鏡裏書。

後一條藤原中宮、諱は威子、攝政道長が第三女小右記・日本紀略・大鏡裏書・榮華物語。上東門院の同母妹なり大鏡裏書。長和元年、尙侍となり、從三位に敍せられ日本紀略・大鏡裏書。長和元年は、大鏡裏書に據る。寬仁二年、掖庭に入りて女御となり小右記・日本紀略・大鏡裏書。飛香舍に居る左經記・今鏡。帝、尙幼く、后の匣奩諸器を玩びて以て戲をなし、日に相

親昵す榮華物語。十月、立ちて皇后となり、中宮と稱す小右記・日本紀略・榮華物語。后の兄敎通、女生子を納れんことを請ひしに、帝、心に悦べり。然れども、后を畏れて敢て許さず。后、性妬忌にして、齡、帝より長ずること九歲、常に寵の移らんことを恐れて、防猜甚だ至る。故を以て、敎康親王の女嫄子、兄賴宗が女延子、皆進むことを得ず榮華物語。萬壽三年、身むことありて宮を出で、十二月、章子内親王を生み日本紀略・一代要記・榮華物語。四年正月、宮に還る。是の歲、道長が喪に遭ひて、復宮を出で、長元元年三月、宮に還り日本紀略。二年二月、馨子内親王を生めり日本紀略・一代要記。九年、帝崩じて、后、鷹司殿に遷り日本紀略。九月、疱瘡を患へ扶桑略記・榮華物語。落飾して尼となり榮華物語。崩ず。年三十八扶桑略記・榮華物語。園城寺の北の櫻本に葬る大鏡裏書。大中宮と稱す扶桑略記。

後朱雀皇后、諱は禎子、三條帝の女なり。長和二年七月、上東門第に生れ、護身刀を賜る。皇女に刀を賜ふこと、是を始となす。帝、臨幸して親しく后を抱き、遂に取りて宮中に育む榮華物語。十月、内親王となり、四年、袴を著る日本紀略。三宮に準ぜられ日本紀略・一代要記。年官・年爵を給り、本封の外千戸を加へらる日本紀略。治安三年、裳を上東門第に著るとき小右記・日本紀略・榮華物語。上東門第は、小右記に據る。太皇太后、爲に親しく之を施し、太后、紀貫之が書の古今集、兼明親王の書の後撰集、小野道風が書の萬葉集を以て之に賜ふ。皆圓融帝の一條帝に傳へたる所の物なり榮華物語。敕して、一品に敍し小右記・日本紀略・一代要記。乳母に位を賜ふ小右記・日本紀略・榮華物語。攝政道長、最も后を重せしが、病革るに臨み、遺言して、子弟を戒めて曰く、我、

一品宮を思ひて忘れず、汝等、我が意を體し、敬事して怠ること莫れと（榮華物語。）萬壽四年、東宮に入りて（小右記・日本紀略・今鏡。萬壽四年は、小右記・紀略に據る。）御息所となり（小右記・今鏡。）後三條帝・良子内親王・娟子内親王を生めり（日本紀略・榮華物語・今鏡。）長暦元年二月、立ちて中宮となり、三月、女御藤原嫄子立ちて中宮となりければ、因て改めて皇后と曰ひ（榮華物語・一代要記。）陽明門院に居る。兩宮並び立ちて、后、平かなること能はずして、復宮に入ることを欲せず（榮華物語。）既にして、中宮崩じ、帝、女御生子を納る。故に、后、外に居ること四年。長久元年、會生子宮を出づ。是に於て、后、後三條帝と宮に入る（春記。）帝の崩後、薙髪して尼となり、永承六年、尊びて皇太后と曰ひ（中右記寛治八年。）治暦四年、太皇太后と曰ひ（中右記寛治八年・女院小傳・公卿補任・一代要記。）延久元年、號を上りて陽明門院と曰ふ（一代要記・女院小傳○按ずるに、今鏡に、治暦二年二月の事となせるは誤なり。）年官・年爵・封戸、故の如し（一代要記。）嘉保元年正月、崩ず。年八十二（中右記・百錬鈔○按ずるに、扶桑略記に、八十五に作れるは誤なり。）

藤原中宮、諱は嫄子、敦康親王の女なり。關白賴通、養ひて子となす（榮華物語・愚管鈔・今鏡。）長暦元年、入りて弘徽殿に居り（扶桑略記・榮華物語。弘徽殿は、今鏡に據る。）寵、後宮を傾く（榮華物語・今鏡。）女御となりて、正四位下に敍せられ（編年殘篇・一代要記。）三月、立ちて中宮となり（扶桑略記・榮華物語・中右記大治五年。）祐子内親王・禖子内親王を生み、三年八月、崩ず。年二十四（扶桑略記・榮華物語・今鏡○榮華物語に、九月に作れり。）弘徽殿中宮と稱す（今鏡。）

藤原皇后、諱は嬉子、攝政道長が第四女にして（歴代皇紀に、第五女に作り、今鏡・一代要記には、第六女。今、大鏡裏書・扶桑略記に從ふ。）上東門院の同母妹なり（大鏡裏書・榮華物語・今鏡。）稟性聰慧にして、髮、身長を過ぐ（榮華物語。）寛仁二年、尙侍となり、三年、從

三位に敍せらる大鏡裏書・一代要記。治安元年二月、皇太子の宮に入りて、御息所と稱し一代要記。道長薙髮せしを以て、賴通が女となりて、登華殿に居る大鏡。登華殿は、榮華物語に據る。萬壽二年八月、後冷泉帝を生み、產を以て薨ず日本紀略・大鏡裏書・榮華物語。年十九。舟岡の西に葬る日本紀略・大鏡裏書〇榮華物語に、石蔭に作れり。帝、和歌を作りて、之を悼み榮華物語・新千載和歌集。正一位を贈る日本紀略・續本朝文粹・大鏡裏書。後冷泉帝阼に登るに及び、追尊して皇太后と曰ひ大鏡裏書・今鏡・中右記。國忌を置く今鏡・中右記嘉承二年。

女御藤原生子、關白敎通が長女なり榮華物語・一代要記・歷代皇紀・尊卑分脈〇按ずるに、今鏡に、第二女となし、印本分脈に、第三女となせるは誤なり。書及び和歌を善くす榮華物語。長曆三年、入りて凝華舍に居て、女御となり扶桑略記・一代要記・榮華物語。凝華舍は、榮華物語に據る〇按ずるに、榮華物語に云ふ、未だ宮に入らずして、已に御匣殿と稱すと。然れども、他書に載せざれば、考定する所なし。長久二年、正二位を授けらる一代要記に、寛德元年、從三位に敍せられ、永承元年、正二位に進むとなせり。今、扶桑略記に從ふ。帝、立てゝ后となさんと欲し、敎通も、亦殊に后を愛し、其の后とならんことを欲す。然れども、事寢みて行はれず。帝崩ずるに及び、退きて敎通が第に居り、追慕して已まず榮華物語。永承五年、從一位に進み一代要記。後、三宮に準じて、年官・年爵を給る榮華物語。天喜元年、尼となり一代要記・今鏡。五年、三井寺の眞如院を廢し扶桑略記・僧綱補任。治曆四年、薨ず今鏡。年五十六本書の治安三年年十一の文に據る。梅壺女御と稱し榮華物語。又弘徽殿女御と稱す今鏡。

女御藤原延子、右大臣賴宗が女なり一代要記・歷代皇紀・榮華物語。幼きより修子內親王に鞠はれて、三條宮に居る。姿色ありて、書・彈箏を善くす。長久三年、內親王、之を宮に納れんことを請ひ、入りて麗景殿に

居り（榮華物語。）尋で女御となり（中右記嘉保二年・扶桑略記・榮華物語・今鏡。）寛德元年、從四位上に敍せられ（中右記嘉保二年・一代要記。）身むことありて、會、帝崩じ、出でゝ頼宗が第に居り、正子内親王を生めり（榮華物語・皇胤紹運錄・今鏡。）永承三年、從三位に進み、五年、從二位に（中右記嘉保二年・一代要記。）康平三年、頼宗、請ひて其の封五百戸を分ちて延子に與ふ。延久五年、尼となり、嘉保二年六月、薨ず。年八十（中右記○按ずるに、本書に、尼となるの下に、年五十四と註せり。此に據れば則ち七十六なり。未だ孰か是なるを知らず。）麗景殿女御と稱し（榮華物語・今鏡。）又高倉女御と稱す（中右記。）

後冷泉中宮、諱は章子、後一條帝の女なり。萬壽三年十二月、中納言藤原兼隆が第に生れ（日本紀略・榮華物語○紀略に、一に正月に作り、今鏡に、九月となせるは誤なり。）四年、内親王となり（日本紀略。）特に別封百戸を賜る（小右記。）帝、后及び馨子内親王を愛し、飛香舍の東西に分れ居らしむ（榮華物語。）長元三年十一月、袴を著、封千戸を加へられ、年官年爵、三宮に準じ、一品を授けらる（日本紀略・榮華物語。）九年四月、後一條帝崩じ、后、母后に隨ひ、出でゝ鷹司殿に居り、九月、母后崩じ、十月、馨子内親王と上東門院に徙る。初め、帝の意、位を後朱雀帝に禪り、后を以て之に配し、后をして早く裳を著けしめんと欲し、藏人善清に敕して、衣服諸器を製せしめ（善清、姓闕けたり。）朝夕親しく視て、精巧を窮極せしが、會、帝崩じて、事寢みぬ（榮華物語。）長曆元年十二月、東宮に入りて（榮華物語・扶桑略記。）飛香舍に居る（榮華物語○女院小傳に、帝の受禪は、女御の爲なりと載せたり。然れども、他書に見る所なし。）上東門院、京極殿を以て后に與ふ。永承元年七月、京極殿に徙り、立ちて中宮となり（榮華物語。）治曆四年、改めて皇太后と曰ふ（今鏡・女院小傳。）延久元年三月、尼となる（一代要記に、承保元年となせり。今、歷代皇紀・帝王編年記・女院小傳に據る。）七月、尊びて、太皇太后と

なし公卿補任・一代要記・女院小傳。承保元年六月、號を上りて二條院と曰ふ榮華物語・一代要記。舊例、天子を生めるものに非ざれば、院號を上らず。事、常典と異なり。故を以て、受領を給はず。上東門院、請ひて院の分を讓る榮華物語。后、後一條帝の爲に、菩提樹院を東山陵の側に造り、御容を安じて、奉事することと怠らず、又堂を其の側に造りて、八講五十講を修して、其の冥福を資く榮華物語・今鏡。長治二年九月、崩ず。年八十百錬鈔・歷代皇紀・女院小傳。

藤原皇后、諱は寛子、關白賴通が女なり扶桑略記・一代要記・榮華物語。永承五年、入内し、尋で從四位下を授けられて、女御となり、六年二月、立ちて皇后となる扶桑略記・中右記大治二年。中宮と並び立ちて、恩數相埒しく、正月の大饗は、兩宮、歳を間て、更行ふ榮華物語。天喜元年五月、母の喪に遭ひて宮を出で、九月、宮に還る。二年、后の母源祇子に從二位を追贈す扶桑略記。治暦四年四月、改めて中宮と曰ふ公卿補任・今鏡・一代要記。是の月、帝崩じ、十二月、尼となる今鏡・帝王編年記。延久元年、尊びて皇太后となし公卿補任・一代要記。承保元年六月、太皇太后となす中右記大治二年・榮華物語。應徳元年九月、住吉社・四天王寺に詣で扶桑略記・榮華物語。大治二年八月、宇治の別業に崩ず。年九十二、四條宮と稱す中右記・一代要記・帝王編年記・歷代皇紀○按ずるに、台記に、大治元年崩ずとなせるは誤なり。

藤原皇后、諱は歡子、關白敎通が第三女なり榮華物語・一代要記・歷代皇紀・今鏡○按ずるに、尊卑分脈に、長女となせるは誤なり。姿色豐艷にして、琵琶を善くし、畫圖に工なり榮華物語。永承二年、入内し扶桑略記・榮華物語・一代要記。三年、女御となる一代要記。五年、關白賴通が女、新に宮に入り、尋で皇后となりしかば、歡子、之を恚りて、出でゝ敎通が第に居

り、帝、召せども入らず、遂に兄僧靜圓が小野山房に寓して、思を佛乘に覃くす榮華物語。六年、三宮に準じて、年官・年爵・封千戸を給り扶桑略記・一代要記。治暦四年、立ちて皇后となる扶桑略記・帝王編年記・中右記大治五年。嘗て二條東洞院亭に居て、最勝王經を書けるとき、雷、其の室に震し、衣裳、皆焦ぐるに至りたれども、后、瞑目危坐して恙なかりき。此より益佛乘に歸せり古事談・十訓鈔・今鏡を參取す。承保元年、尊びて皇太后となす榮華物語・一代要記・帝王編年記。尋で落髮して尼となり一代要記・帝王編年記。宮を以て寺と爲し、常壽院と號し門葉記・元亨釋書。僧慶曜を延きて、眞言止觀を講じ、又親ら五部大乘經を寫す元亨釋書。后の小野に在りしとき、一日、天大に雪ふる。白河帝、出でゝ雪を觀る。近侍、謂らく、帝、或は小野に幸せんと。竊に馳せて后に告げしに、后、從容として供具を陳設せしが、帝、果して至り、雪を車上より觀る。近侍、后の命を奉じ、就きて杯酒を供へんとす。左右、帝の入らざるを疑ひしに、帝曰く、朕、雪を觀るのみ、何ぞ必ずしも入ることを須ひんと、使を遣はして、美濃の莊園を奉り、以て其の草率設くる所を謝せり今鏡・古今著聞集・十訓鈔。康和四年八月、崩ず。年八十二百錬鈔・一代要記・帝王編年記。小野皇太后と稱す古今著聞集・十訓鈔・古事談・東齋隨筆。

後三條中宮、諱は馨子、後一條帝の女なり。長元四年、內親王となり、二品を授けられ、賀茂齋となり、三宮に准じ、封千戸を加へられ、人を任じ爵を賜る日本紀略。后、天資溫順なれば、帝、母后と深く之を愛重し、侍臣進見する毎に、必ず齋院に至れりや否やを問ひ、或は未だ至らずと言ふものあれば、則ち之が爲に憮然たりき。帝崩じて、職を罷め、母后と居り、母后崩じて、上東門院に從る榮華物語。永承

六年、上東門院、后を東宮に納れしに、賴通・敎通等が奉事備に至る 榮華物語。永承六年は、編年殘篇に據る○按ずるに、扶桑略記後三條紀に、女御馨子內親王と書し、榮華物語に、本文には、皆齋院と稱し、目錄には、女御と標せり。然れども、年月、考ふる所なし。 后、皇子・皇女を誕みたれども、皆夭せり 扶桑略記・榮華物語。 延久元年七月、立ちて中宮となり 扶桑略記に、六月となせり。今、公卿補任・中右記大治五年に從ふ。 三年、新宮成りて、后、弘徽・登華の兩殿に居る。五年、帝、薙髮し、后も、亦尼となり、承保元年、改めて皇后と曰ひ 榮華物語。 寛治七年九月、崩ず。年六十五 一代要記・帝王編年記○按ずるに、扶桑略記に、六十二に作れるは誤なり。 尼となりて後、西院に居る 榮華物語。 西院皇后と稱す 一代要記。

藤原皇后、諱は茂子、中納言公成が女なり。后の姑の夫大納言藤原能信、后を愛し、子として之を養ふ。姿色あれば、帝、東宮に在るとき、納れて御息所となし 尊卑分脈・榮華物語を參取す。 白河帝 扶桑略記・百錬鈔・中右記大治四年。 聰子・俊子・佳子・篤子の四內親王を生み 榮華物語・尊卑分脈○皇胤系圖に、基子の所生となせるは誤なり。 康平五年六月、薨ず 扶桑略記・榮華物語。 帝、甚だ之を悼み 榮華物語。 宇治に葬り 江家次第・拾芥鈔。 滋野井女御と稱し 榮華物語。 延久三年、從二位を贈る 扶桑略記・今鏡。 白河帝、位に卽きて、追尊して皇太后と曰ひ 中右記嘉承二年・扶桑略記。 國忌・山陵を置き 扶桑略記・江家次第。 陵を今宇治と稱し 江家次第。 能信に太政大臣正一位を、妻祉子に正一位を贈る 扶桑略記・古事談。

女御藤原昭子、右大臣賴宗が第三女なり 一代要記・歷代皇紀○按ずるに、尊卑分脈一說に、藤原能信が女となせるは誤なり。 治曆二年、東宮に入りて、女御となり 榮華物語目錄。 延久三年、新宮成りて、承香殿に居り、帝崩じて後、尼となりて、堀河院に居る。始め承香殿女御と稱し、後堀河女御と稱す 榮華物語。

女御源基子、參議基平が女なり 扶桑略記・榮華物語・皇胤紹運錄。 初め聰子內親王の侍女となりしに、帝、一見して之を幸し、恩眷優厚なり 榮華物語。 御息所となりて、從五位下を授けられ 扶桑略記。 禮數、內親王に埒し。基子、紫雲の起るを夢み、既にして身むことあり、出でゝ藤原經平が家に就く。帝、屢使を遣はして問慰し、親臣の聰子の家に出入するものは、必ず命じて基子を候はしむ。產に臨みて危篤なりしに、帝、及び內親王、之を憂へ、使者相踵ぐ。延久三年、實仁親王を生みしに、帝、大に喜びて、進めて女御となす。時に、宮中、私に相謂ふ、基子、更衣たるに過ぎじと。命下るに及びて、聞くもの、皆駭けり。或は謂ふ、基子は、小一條院の孫、賴宗が外孫なるが故に、帝、特に之を貴重して、父の官爵を問はざるならんと。後冷泉帝の賴通を憚りしが如き、則ち必ずしも此の擧の爲ならざるなりと。基子、入りて凝華舍に居り、梅壺女御と稱す 榮華物語。 四年、帝、位を白河帝に禪り、實仁を以て皇太弟となす。是に於て、基子、三宮に準じて、年官。年爵。封五百戶を給る。五年、輔仁親王を生めり 扶桑略記・榮華物語。封戶は、扶桑略記に據る。 帝崩ずるに及びて、尼となり 榮華物語。 長承三年七月、薨ず。年八十八 中右記○長秋記に、八十六となせり。

掌侍某氏、美濃守經國が女なり。侍從內侍と稱し、藤原有佐を生めり 尊卑分脈・今鏡。

藤原氏、近江守實經が女なり。帝、東宮に在りしとき、之を幸し、皇子を生みたれども、夭せり 榮華物語。

譯文大日本史卷の八十終

譯文大日本史卷の八十一

列傳第八

后妃八

白河藤原中宮
女御藤原道子
典侍藤原經子
源師子
藤原氏
源氏
藤原氏
源氏
源氏
祇園女御
堀河中宮

女御藤原茨子

王氏

藤原氏

藤原氏

鳥羽藤原中宮

藤原皇后

藤原皇后

橘氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

紀氏

崇德藤原中宮

源氏

藤原氏

近衛藤原皇后
藤原中宮
後白河藤原中宮
平皇后
女御源懿子
女御藤原琮子
藤原氏
高階榮子
藤原成子
坊門局
紀氏
源氏

白河藤原中宮、諱は賢子、右大臣源顯房が女なり。關白師實、養ひて子となす。延久三年、東宮に入りて扶桑略記・一代要記・今鏡・榮華物語。御息所となり今鏡。麗景殿に居る榮華物語。帝、位に即きて、女御となり、從四位下に敍せられ今鏡・一代要記・承保元年六月、立ちて中宮となり扶桑略記・一代要記・今鏡・榮華物語。敦文親王・堀河帝・

郁芳門院・令子内親王・禛子内親王を生めり皇胤系圖・皇胤紹運錄。應徳元年九月、疾篤けれども扶桑略記・榮華物語。帝宮を出づることを許さず、宮中に崩ず。年二十八。帝、哀慟して、屍を抱きて去らず。權中納言源俊明、奏して曰く、王者は、死者を近けず、宜しく別宮に移すべしと。帝曰く、朕より始をなすなりと古事談。年二十八は、扶桑略記・一代要記に據る。備後守經成が四條高倉第に殯し中右記永久二年。備後守は、今鏡に據る○經成、姓闕けたり。十月、鳥部野に火葬す今鏡。圓光院を醍醐山に建てゝ骨を藏め百錬鈔・古事談。廢朝すること三日今鏡。帝、悲哀して殆ど寢食を絕ち扶桑略記・榮華物語。是より復諸節會を見ず百錬鈔・榮華物語。務を廢すること期年扶桑略記。毎月、佛像を作り扶桑略記・榮華物語。圓徳院・勝樂院・常行堂を建てゝ、之を慶す一代要記・今鏡。堀河帝、位に卽きて、追尊して皇太后と曰ふ一代要記・今鏡・中右記。

女御藤原道子、内大臣能長が女なり一代要記・中右記・榮華物語。延久元年、東宮に入りて扶桑略記・一代要記。御息所となり今鏡。五年、女御となり一代要記・今鏡。從四位下に敍せられ一代要記。承香殿に居て今鏡。善子内親王を生み、出でゝ家に居り、復宮に入らず一代要記・今鏡。承保二年、三宮に準ぜられ一代要記。善子内親王、伊勢齋となるに及び、輿を同じくして齋宮に赴き一代要記・今鏡。長承元年八月、薨ず。年九十一中右記。承香殿の女御と稱す中右記・今鏡。

典侍藤原經子、從三位經平が女にして中右記。覺行法親王を生めり皇胤紹運錄・仁和寺御傳・中右記。

源師子、中宮賢子の同母妹なり尊卑分脈。上東門院に侍せしが、帝、竊に之を幸し榮華物語。覺法法

親王を生めり皇胤紹運錄・仁和寺御傳・今鏡・榮華物語。

藤原氏、參議師兼が女にして一代要記・歷代皇紀。聖慧法親王を生めり一代要記・歷代皇紀・皇胤紹運錄・今鏡。

源氏、陸奥守有宗が女なり陸奥守は、今鏡に據り、有宗が姓は、尊卑分脈に據る。備前と稱し、郁芳門院に侍せしが中右記。帝、之を幸して、僧圓行を生めり中右記・今鏡。

藤原氏、木工權頭季實が女にして、恂子內親王を生めり皇胤紹運錄・今鏡・中右記。季實が姓は、尊卑分脈に據る。

源氏、備中守政長が女にして、僧行慶を生めり皇胤紹運錄・今鏡。

源氏、參河守賴綱が女にして、官子內親王を生めり台記久安二年・今鏡・中右記。

祇園女御、姓氏を詳にせず。中宮崩じて、後庭意に當るものなく、女御、宮掖に在りて甚だ卑微なれども、帝、見て之を悅び、寵、後宮を傾け、待賢門院を鞠育して、祇園に居る。故に、宣旨を賜らずと雖も、世に祇園女御と稱し、又白河殿と稱し今鏡。又東御方とも稱せり仁和寺諸堂記。或は云ふ、藏人源仲宗が妻なりしが、帝の脫屣の後、宮に入りて寵あり、仲宗を隱岐に流すと東鑑。藏人は、尊卑分脈に據る○分脈には、隱岐を讚岐に作れり。或は云ふ、女御、祇園に在りて、帝、屢微行せしが、女御、娠むに及びて、平忠盛に賜ふと平家物語。女御、嘗て堂を仁和寺に創めて、佛像百軀を安せり仁和寺諸堂記。賀茂女御も亦微賤より起る。姉を宇禮志岐と曰ひ、妹を伊波比遠と曰ひ、賀茂縣主重助が二女なり。俱に宮に入りて寵あり。世に賀茂女御と稱す今鏡。

堀河中宮、諱は篤子、後三條帝の第四女なり皇胤紹運錄・一代要記・貴女鈔・中右記永久二年〇齋院記に、第七女となせり。陽明門院、養ひて子となす。治暦四年、内親王となり、延久元年、三品に敍せられ中右記。五年、賀茂齋となり中右記・齋院記・貴女鈔・一代要記〇今鏡に、延久元年に係けたり。後三條帝崩じて、職を罷む中右記・一代要記。承暦三年、三宮に準じて中右記・扶桑略記。陽明門院の封邑千戸を給り兵範記仁安二年・扶桑略記。寛治五年、女御となる一代要記・歴代皇紀・中右記。七年二月、立ちて中宮となり扶桑略記・中右記。關白師實を以て假父となし扶桑略記。賀陽院に饗すること三日扶桑略記・後二條關白記。時に年三十四、帝より長ずること十九歲中右記・今鏡。長治元年、堀河院に遷り百錬鈔。嘉承二年、薙髮して尼となり一代要記・中右記〇要記に、一に三年に作れるは誤なり。永久二年十月、堀河院に崩ず。年五十五中右記・百錬鈔・一代要記・帝王編年記・後拾遺往生傳。雲林院の掌侍堂に殯し、廢朝すること五日。遺令して、常に御せし所の車を用ひて、殯所に就き、宮司數人、之に從ひ、擧哀。素服・賻贈・國忌・山陵を停む中右記。中宮、篤く佛法を信じ、阿彌陀經を誦すること四十餘年、崩ずるに至るまで怠らず後拾遺往生傳。毎日、法華經を供養し中右記。證菩提院を建てたり中右記・一代要記・百錬鈔。

女御藤原苡子、大納言實季が女なり一代要記・貴女鈔。承德二年、女御となり本朝世紀・一代要記。三年、從四位上に敍せられ一代要記。鳥羽帝を生めり。初め女御、身むことあるとき、其の母、賀茂社に詣で、男を生まんことを祈りしに、夢に、神、其の衣袂に降り、告げて曰く、生るゝ所、是男、物の間木に在るあり、當に之を取るべしと。驚きて寤め、摸索して銀龍を得たり。後、之を鳥羽帝に上り、祠を四條坊門に建てゝ、神の降りし所の衣を祭れり。又一女子あり、來りて女御の侍女に告げて曰く、孕む所は皇子

にして、貴きこと言ふべからず、右臂に、當に黒痣あるべしと。侍女、后の兄公實に告げゝれば、公實、之を見んと欲せしに、忽ち其の所在を失へり。生るゝに及びて、果して其の言の如くなりき（台記康治元年・續古事談。）康和五年正月、卒す。年二十八（百錬鈔・一代要記。卒年は、本朝世紀に據る。）從二位を贈る（本朝世紀・一代要記・中右記。）鳥羽帝、位に卽きて、皇太后を贈り、天仁元年七月、勅して、國忌を轉輪院に置く（中右記・百錬鈔。）

王氏、神祇伯康資王の女なり（皇胤紹運錄・貴女鈔・齋院記。）後冷泉藤原皇后に侍せしに（今鏡。）帝、之を幸して、悰子内親王を生めり（皇胤紹運錄・貴女鈔・齋院記。）

藤原氏、伊勢守時經が女にして、最雲法親王を生めり（一代要記・今鏡○皇胤紹運錄に、時經を時綱に作れり。）

藤原氏、近江守隆宗が女にして、僧寬曉を生めり（皇胤紹運錄・今鏡。隆宗が姓は、尊卑分脈に據る○紹運錄の一說に、大納言源師忠が女と。未だ孰か是なるか詳にせず。）

鳥羽藤原中宮、諱は璋子、大納言公實が女なり（尊卑分脈・一代要記・貴女鈔・女院小傳。）白河帝、子として宮中に養ふ。旣に長じて、將に藤原忠通に嫁がんとしたれども、故ありて適かず。時に白河帝、帝の爲に配を擇び、忠通が父忠實に勅して、女を納れしむるに、忠實、固辭す。白河帝、之に平ならず、乃ち約を變じ、后を以て帝に配せり（愚管鈔。）永久五年、從三位に敍せられ、女御となり（女院小傳。）元永元年正月、中宮となる（愚管鈔・女院小傳。）寬平以後、大納言の女にして后となりしものは、唯三條藤原皇后と后とあるのみ。二年、身むことありて家に就き、五月、崇德帝を生めり。將に娩せんとするとき、輕囚を赦す（中右記。）詔に曰く、彼の高禖の禮に答へ、其の降誕の期に臨む。書に云はずや、一人慶あれば、兆民之に賴ると。

宜しく罪科を殷網に緩べ、以て聖瑞を堯門に望むべしと載朝野群、又僧寛助に命じて、孔雀經法を西對に修せしむ中右記。尋で禧子内親王中右記長承元年・歷代皇紀・帝王編年記。上西門院を生み一代要記・女院小傳・貴女鈔。大治二年、又身むことありて家に就きしに、白河帝、白河の伊豆堂に幸し、佛像二百餘を慶し、法を仁和寺に修して、之を禱る中右記。九月、後白河帝を生めり。將に娩せんとするとき、囚を赦す源平盛衰記。道仁親王・君仁親王・本仁親王は、皆其の所生なり皇胤紹運錄・百錬鈔。凡そ閑院家の顯達を得たるは、皆后に階緣してなり愚管鈔・今鏡。崇德帝、位に卽きて、號を上りて待賢門院と曰ふ帝王編年記・女院小傳・貴女鈔・今鏡。后、篤く佛法を信じ、法金剛院・圓勝寺を創め、佛堂を興福寺に、塔を圓德院・泉殿・賀茂の數所に建て、又金泥大藏經を法金剛院に置き百錬鈔。屢〻帝及び崇德帝に從ひて熊野に詣づ中右記。康治元年、法金剛院に薙髮す台記・百錬鈔・一代要記。法名は、眞如法一代要記・女院小傳。帝及び崇德帝、焉に臨み台記。仁和寺女院と稱す。后、幼かりし時、白河帝、鍾愛して、之を懷抱に置き今鏡。稍〻長ずるに及びて、遂に之を私し、中宮となりて、猶醜聲あり。帝、頗る之を知りたれば、遂に崇德帝を愛せず、之を謂て叔父子となすに至れり古事談。白河帝崩じて後、寵遂に衰ふ。時に、美福門院、新に寵を得たり今鏡。散位源盛行といふものあり、其の妻津守島子は、后の侍女なり。故を以て、盛行、后の旨を受け、廣田社の巫朱雀を召して、美福門院を呪詛せしめしが、事覺れ、檢非違使を遣はして、盛行等を捕へ、並に銀筥を西宮の神殿に得たり。盛行、流に處せられ台記・百錬鈔。津守は、百錬鈔に據る。后の乳母の子僧信朝も、亦日吉社に呪詛したれば、捕へて檢非違使に付す。

時に以て后の所爲なりとなせり。是に由り、后、遂に薙髪して、崇德帝と同じく三條高倉殿に居る。久安元年四月、違豫、自ら起たざることを知りて、逆め冥福を修す。八月、帝、臨み視れば、卽ち崩ず（台記。）年四十五（一代要記・女院小傳。）帝、磬を擊ちて哭泣し、遺令に遵ひて、石窟に葬り（台記。）廢朝すること五日（園太曆。）帝、佛像三軀を造り、金泥五部大乘經・法華經を寫し、又其の平生の手書を聚め、金泥を用ひて親しく阿彌陀經を紙背に寫す。崇德帝も、亦彌勒像を畫き、親しく彌勒經を書く。近衞帝、百僧を圓勝寺に供養するとき、帝及び崇德帝、之に臨みて、其の冥福を薦めたり（台記。）

藤原皇后、諱は泰子、初名は勳子、關白忠實が女なり（中右記・貴女鈔・女院小傳。）帝の踐祚の初、白河帝、忠實に命じて之を納れしむ。忠實、辭して止む。帝、位を遜るに及び、猶之を納れんことを欲す（愚管鈔。）長承二年に至りて、遂に帝の宮に入る。時に年三十九（愚管鈔・一代要記。年三十九は、女院小傳に據る。）三年、從四位下に敍し、三宮に準ぜらる。敕に曰く、有功必ず酬い、彝範を竹帛に遺し、積德の餘慶、嘉猷を枝葉に傳ふ。從四位下藤原勳子は、三朝輔弼の長女、四德淑美の哲媛なり。今將に恩輝を茅土の貢に分ち、徽譽を椒庭の儀に準ぜんとす。宜しく邑五百戶、並に年爵・內外官の三分を授くべしと（中右記。）尋で立ちて皇后となる（中右記・今鏡。）美福門院進むに及びて、寵稍衰へ（今鏡。）保延五年、號を上りて賀陽院と曰ひ（一代要記・帝王編年記・貴女鈔。）永治元年、宇治の木松に薙髮す（歷代皇記。）法名は、清淨理（女院小傳。）仁平二年、美福門院と、帝に從ひて天王寺に遊び（百錬鈔。）久壽二年、疾に嬰り、十二月、土御門第に崩ず。年六十一（台記・女院小傳。土御門第は、百錬

鈔に據る。福勝院の護摩堂に葬る台記・百錬鈔。

藤原皇后、諱は得子、中納言長實が女なり尊卑分脈・一代要記・女院小傳・今鏡。帝、薙髮して後、其の美を聞きて之を納れ、大に寵あり今鏡。保延二年、從三位に敍せられ一代要記・女院小傳。叡子內親王・八條院・近衞帝・高松院を生めり今鏡。五年、女御となり一代要記・歷代皇紀・女院小傳。永治元年、三宮に準ぜられ女院小傳。近衞帝、位に卽きて、尊びて皇后となし一代要記・女院小傳・今鏡。久安五年、號を上りて美福門院と曰ふ一代要記・女院小傳。二條帝、生れて未だ幾ならずして恃を失ひしかば、后、取りて之を鞠ふ今鏡。近衞帝不豫なるとき、后以爲らく、崇德帝及び藤原賴長の呪詛の致す所ならんと。是に由りて、崇德帝を怨む。近衞帝崩じて、時人、望を崇德の皇子重仁親王に屬したれども、后、前怨あるを以て之を立つることを欲せず、帝に勸めて後白河帝を立てたり保元物語。故を以て、後白河帝、母として之に事へ玉蘂嘉禎元年・今鏡。崇德帝、大に望を失ふ。保元の亂、實に后に起る。保元元年、鳥羽帝、違豫、后、鳥羽の成菩提院に薙髮す保元物語。法名は、眞性定女院小傳○本書に曰く、一に眞淨空に作ると。帝、崩ずるに臨みて、後事を憂念し、北面の士十人をして、誓書を后に奉らしめ愚管鈔○本書に、源爲義・平清盛等十人を載せ、保元物語と合はず、未だ孰か是なるを知らず。鳥羽帝の事を以て、一に后の處分に從はしむ今鏡。亂作りて兵を徵すに及び、源義朝等十人、皆命を奉ず。后、又遺詔を矯めて平清盛を召しゝに、亂尋で平ぎぬ保元物語。后、嘗て觀喜光院・金剛勝院を創め百錬鈔・帝王編年記。金泥大藏經を法勝寺に慶す台記・百錬鈔。初め、帝、后

永曆元年十一月、押小路殿に崩ず山槐記。年四十四百錬鈔・女院小傳。廢朝すること三日山槐記。

の爲に塔を鳥羽の東殿に造りて、藏骨の所となせり百錬鈔・山槐記。而るに、后、竊に堂を高野山に營み、遺令して、骨を藏めしむ。是に至りて、后の弟備後守時通、高野山に往きて之を藏めたり今鏡。

橘氏、修理大夫俊綱が女なり。藤壺女御と稱し、僧眞譽を生めり撰集鈔○本書に、姓闕けたり。今、尊卑分脈に據りて之を補ふ。

藤原氏、左大臣實能が女なり台記・山槐記・今鏡。美福門院に事へて、春日局と稱す台記・山槐記。帝、之を寵して、頌子内親王を生めり台記・山槐記・今鏡。

藤原氏、中納言實衡が女にして、高松宮を生めり皇胤紹運錄・帝王編年記・今鏡を參取す○按ずるに、紹運錄に、一女を載せて、實衡が女の所生となし、而して、稱號なし。編年記・今鏡には、高松宮あれども、母氏を記さず。尊卑分脈を考ふるに、實衡が父及び弟、高松と號す。則ち高松宮は、實衡が女の所生にして、其の母家の稱に因りたるならん。

藤原氏、參議家政が女なり尊卑分脈・一代要記・皇胤紹運錄・今鏡。三條局と稱し、待賢門院に侍せしが百錬鈔・今鏡。帝、之を幸して、妍子内親王を生めり一代要記・皇胤紹運錄・今鏡。保延四年、河内守俊賢が子成賢が爲に普賢堂に殺さる百錬鈔・一代要記・今鏡を參取す○俊賢、姓闕けたり。俊賢、坐して京外に擯けられたり今鏡。

紀氏、石淸水別當光淸が女なり皇胤紹運錄・紀氏系圖・今鏡。美濃局と稱して皇胤紹運錄・紀氏系圖。初め白河帝に侍せしが今鏡。鳥羽帝、之を幸して、道慧法親王。覺快法親王。雙林寺宮を生めり紀氏系圖・今鏡○皇胤紹運錄の一本に、高松院を紀氏の所生となせるは誤なり。

崇德藤原中宮、諱は聖子、關白忠通が女なり。大治三年、從三位に敍せられ一代要記・女院小傳。四年、女御となり、五年二月、立ちて中宮となる長秋記・女院小傳。後冷泉四條后の後、執政の女にして后となるものなかりしこと、蓋し八十年。后の立つや、時人、以て藤氏の中興となせり中右記。后、腹脹を患へ、以

爲らく、身むことありと。産月に及び、法を修して之を禱りしに、既にして、水出でゝ常に復して續古事談。遂に子なければ、近衞帝を鞠養せり今鏡。近衞帝、位に卽きて、尊びて皇太后となし一代要記・女院小傳・今鏡。久安六年、號を上りて皇嘉門院と曰ふ台記・一代要記・女院小傳。帝、讚岐に徙るとき、后、憂戚し、髮を斷ちて尼となる百錬鈔・一代要記・女院小傳・今鏡。法名は、淸淨慧女院小傳〇貴女鈔に、蓮覺に作れり。養和元年、疾に嬰り、自ら起たざることを知りて、毎日、戒を僧湛敎に受く。疾篤きに及び、後白河帝、書を遣りて言はんと欲する所を問ふに、后、唯姪良通を託せるのみ玉海。十二月、九條殿に崩ず一代要記・歴代皇紀。年六十一一代要記・歴代皇紀・保暦間記〇百錬鈔・帝王編年記・女院小傳に、年六十に作れり。最勝金剛院に葬る。后、豫め石浮圖を造り、手ら銘を書し、葬るに及びて焉を建てしむ。遺令して、葬儀及び冥福を修するの式は、皆省約に從はしめたり玉海。

源氏、參河權守師經が女にして、僧元性を生めり皇胤紹運錄・今鏡。

藤原氏、法勝寺執行信縁が女なり台記・尊卑分脈。兵衞佐局と稱して、中宮に侍せしが、帝、之を嬖して、寵、中壺を傾く。然れども、僧の女たるを以て、名位卑微なり。時に、大藏卿源行宗、和歌を善くするを以て、帝の近習たりしが、藤原氏、父として之に事ふ。信縁死するに及びて、久しく依る所なし。既にして、重仁親王を生み、恩幸倍渥し。後、帝に讚岐に從ひたりしが、帝崩じて、京に還りて薙髮せり今鏡。

近衞藤原皇后、諱は多子、右大臣公能が女なり。姑の夫左大臣藤原頼長、子として之を養ふ百錬鈔・

一代要記・歷代皇紀・今鏡。聰慧にして書畫を善くし、音律に曉かに、箏・琵琶に工なり今鏡。久安四年、從三位に敍せられ、六年正月、女御となり台記別記。三月、立ちて皇后となる台記別記・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。久壽二年、帝崩じ、保元元年、頼長が故を以て、近衞河原に幽居す源平盛衰記。是の歲、後白河帝立ち、尊びて皇太后となし帝王編年記。三年、太皇太后となす公卿補任。二條帝、其の美を聞き、旨を公能に諭して之を宮に納れしめんとするに、羣臣、皆以て不可となす。後白河法皇も、亦數爲に言ひしかども、帝、聽かずして曰く、天子に父母なし、何ぞ朕が意の任にならざらんやと。永曆元年、遂に宮に入る。時人、之を二代后と謂へり。治承の末、都を福原に遷しゝに、后、留りて近衞河原に居る。后の兄實定、福原より歸りて、月夜、之を訪ふ平家物語・源平盛衰記。后、琵琶を擁して秋風樂を彈じ、實定、笛を吹き、侍女小侍從、箏を彈せしに、哀音凄切にして、左右、皆泣を垂れたり源平盛衰記。建仁元年十二月、崩ず。年六十二帝王編年記〇本書に、年六十三に作れり。今、台記別記の久安四年九歲、及び本書の六年十一歲の文に據りて之を訂す。

藤原中宮、諱は呈子、太政大臣伊通が女なり台記・一代要記・歷代皇紀・女院小傳・尊卑分脈・今鏡。初め美福門院の爲に子養せられたりしが台記。鳥羽法皇、帝をして之を納れしめんと欲す。時に忠通攝政にして、其の妻は后の姑なり。故を以て、法皇、忠通をして之を子として以て入內せしむ台記・今鏡。久安六年、從三位に敍せられ、女御となり台記・女院小傳・尊卑分脈。尋で中宮となり一代要記・歷代皇紀・女院小傳・尊卑分脈。帝崩ずるに及びて、薙髮す。法名は、清淨觀女院小傳・尊卑分脈。後白河帝、位に卽きて、尊びて皇后となし、保元三年、皇太后となす帝王編年記・女院小傳・尊卑分脈。仁

安三年、號を上りて九條院と曰ひ玉海・女院小傳・尊卑分脈。安元二年九月、崩ず玉海・百錬鈔・顯廣王記。年四十六百錬鈔・顯廣王記

○女院小傳・後宮略傳に、年四十二に作れり。

後白河藤原中宮、諱は忻子、右大臣公能が女にして、近衞皇后の姉なり一代要記・歷代皇紀・今鏡。久壽二年、入内し台記・帝王編年記○女御となること闕けたり。今、考ふる所なし。保元元年十月、立ちて中宮となり、承香殿に居る今鏡。平治元年、改めて皇后となり帝王編年記・今鏡。承安二年、皇太后となり玉海・帝王編年記。承元三年八月、崩ず。年七十六帝王編年記。

平皇后、諱は滋子、兵部少輔時信が女なり女院小傳・平氏系圖。初め小辨と稱し愚管鈔・古今著聞集。後東御方と稱して玉海。殊寵あり愚管鈔・古今著聞集。仁安元年、從三位に敍せられ女院小傳。二年、女御となり玉海・百錬鈔・女院小傳。高倉帝を生む。高倉帝、位に卽きて、尊びて皇太后となし帝王編年記・女院小傳・今鏡・古今著聞集。明年、號を上りて建春門院と曰ふ公卿補任・一代要記・貴女鈔。高倉帝、其の宮に覲し、簾を隔てゝ之を拜せしかば、宮人、盛に其の榮を稱せしに、后曰く、前生の因、吾預らずと。聞くもの、之を稱せり古今著聞集。后、嘗て帝に從ひて、安藝の嚴島、有馬溫泉に幸せしことあり玉海・百錬鈔。篤く佛法を信じて、最勝光院を創め百錬鈔・元亨釋書。安元元年、熊野に詣でゝ宿禱に賽せんとし、鞋を著けて徒歩し、四十日を歷て本宮に至り、親ら胡飲酒を社前に舞ひしに、大雨俄に至り、衣裳悉く沾へども、顧みずして舞を竟へたり長門本平家物語。明年六月、違豫、詔して、天下に大赦し、常赦の免さゞる所のものも、悉く赦す吉記・百錬鈔。后、自ら起たざることを知り

て、院號・年官・年爵・封戸を辭し玉海・吉記。薙髪して戒を受け吉記。七月、法住寺殿に崩ず。年三十五一代要記。嘗て法華三昧堂を蓮華王院の側に創めしが、崩ずるに及びて堂成りたれば、卽ち焉に葬る玉海・百錬鈔。天下に詔して、哀を擧げ、殺生を禁じ長門本平家物語。高倉帝、親しく法華經を寫して、其の冥福を修したり百錬鈔。

女御源懿子、大納言藤原經實が女なり。左大臣源有仁、養ひて子となす尊卑分脈・今鏡。帝、龍潛の日、之を納れて今鏡。女御となせり一代要記・尊卑分脈。康治二年六月、二條帝を生み、數日にして卒す。二條帝、位に卽きて、追尊して皇太后となし今鏡。平治元年、國忌を置けり年中行事。

女御藤原琮子、內大臣公敎が女なり尊卑分脈・一代要記・歷代皇紀・今鏡〇要記一說・皇胤紹運錄に、公能の女に作れるは誤なり。女御となりて、凝華舍に居り、梅壺女御と稱し今鏡。後薙染して尼となる一代要記。

藤原氏、右大臣公能が女にして、中宮の同母妹なり今鏡。惇子內親王を生めり皇胤紹運錄・皇胤系圖。

高階榮子は、僧章尋が女なり帝王編年記。初め相模守平業房が妻たりしが尊卑分脈・女院小傳。宮に入りて丹後局と稱し玉海・女院小傳〇玉海に曰く、丹波、初め娼として宮に入り、六條殿と號すと。又曰く、帝、淨土寺の扁額を丹波に賜ふと。又曰く、丹後が淨土寺の家に幸すと。此に據れば、丹波・丹後は、是同人なるに似たり。本書に、壽永以前は、丹波と書し、文治以後は、丹後と書し、壽永の亂のとき、帝、當に立つべきものをトひしに、寵姬、奏するに夢中の語を以てす。玉海には、丹波に作り、帝王編年記・東鑑・平家物語・源平盛衰記等の諸書には、皆丹後に作れり。則ち榮子、初は丹波と稱し、後に丹後と改めしかも、亦知るべからず。而して、山槐記に曰く、承仁の母は娼、宮に入りて丹波と號すと。歷代皇紀裏書にも、亦曰く、承仁の母六條殿と。則ち丹波及び六條と稱するものは、承仁の母にして、榮子に非ず。今、決を取ることなし。附して以て考に備ふ。從三位に敍せられ玉海。從二位に進み、宣陽門院を生む玉海・皇胤紹運錄・女院小傳〇帝王編年記に云ふ、殷富門院の母は榮子、宣陽門院の母は成子と。按ずるに、宣陽門院は、帝と同じく六條殿に居

て、榮子も、亦六條殿と號せり。故に今、玉海等の説に從ひ、榮子の所生となす。帝、大に之を寵し、其の宅の淨土寺に在るを以て、爲に扁額を賜ふ。世に淨土寺二位と稱せり愚管鈔・源平盛衰記。帝崩じて後、薙髮して尼となる東鑑。榮子、承仁法親王と親昵して、頗る醜聲あり。後鳥羽帝の時に及びて、屢、宮掖に出入す。人となり巧媚にして、善く人主の意に逢ひ、又源賴朝が旨を希ひて、毎に竊に朝廷の消息を鎌倉に報じ、彼此阿順して、以て容れられんことを取る愚管鈔。建久六年、賴朝、入朝して六波羅に居り、榮子を招きて厚く之を遇し、砂金三百兩を贈れり東鑑。

藤原成子、大納言季成が女なり。從三位に敍せられ、高倉三位局と稱し仁和寺御傳。守覺法親王・以仁王・殷富門院・式子內親王・好子內親王・休子內親王を生めり皇胤紹運錄○帝王編年記に、宣陽門院を生めりとなせり。

坊門局、兵衞尉信業が女にして皇胤紹運錄・諸門跡譜○信業の姓闕けたり。皇胤系圖に、信重に作れり。圓慧法親王・定慧法親王・靜慧法親王・僧恒慧を生めり皇胤紹運錄○一代要記に云ふ、定慧・恒慧の母は、備中守大江信忠が女、靜慧の母は、丹波なりと。皇胤系圖にも亦云ふ、靜慧の母は、承仁に同じと。歷代皇紀に云ふ、定慧は、承仁の母の兄と。未だ孰か是なるを知らず。

紀氏、內膳司孝資が女なり。初め娼たりしが、召されて宮に入り、承仁法親王を生めり天台座主記○皇胤紹運錄に曰く、母は仁操が女丹波なりと。其の娼たることを載せず。山槐記に曰く、母は娼丹波局と。歷代皇紀裏書に曰く、母は六條殿と。而して、並に其の仁操が女たることを載せず。玉海に據れば、則ち丹波は又六條と稱し、則ち淨土寺二位榮子なり。諸說紛紜、今、考ふべからず。故に、姑く座主記に從ふ。

源氏、延曆寺僧仁操が女なり皇胤紹運錄・山槐記。三條局と稱し、道法法親王・僧眞禎を生めり皇胤紹運錄○本書に曰

く、承仁の母は、仁操が女丹波なりと。而して、山槐記には則ち曰く、承仁の母は、娼丹波と。玉海に曰く、娼丹波は、六條と號すと。並に其の仁操が女なることを載せず。按ずるに、仁和寺御傳に曰く、仁操は、左大臣源有仁が弟なりと。尊卑分脈に曰く、有仁は、後三條帝の皇子輔仁の子なりと。則ち仁操といふものは、帝の曾孫有仁の姪なり。其の女、當に娼となるべからず。且つ藤原皇后懿子は、有仁が養女なれば、仁操が女は、后に於ても亦姪たり。則ち其の娼となること亦疑ふべし。今、考ふる所なし。

譯文大日本史卷の八十一終

譯文大日本史卷の八十二

列傳第九

后妃九

二條中宮
藤原中宮
伊岐氏
某氏
中原氏
高倉平中宮
掌侍平氏
典侍藤原殖子
典侍藤原氏
藤原氏
藤原氏

葵前

後鳥羽藤原中宮

典侍某氏

藤原重子

源在子

藤原氏

藤原氏

源氏

尾張局

丹波局

土御門藤原中宮

典侍源通子

掌侍高階氏

掌侍源氏

源氏

后妃 九

藤原氏

源氏

藤原氏

源氏

某氏

某氏

某氏

丹波局

某氏

順徳藤原中宮

藤原氏

藤原氏

藤原氏

宰相局

仲恭後宮某氏

後堀河藤原皇后
藤原中宮
藤原中宮
典侍藤原氏
典侍藤原氏
四條女御藤原彥子

二條中宮、諱は姝子、鳥羽帝の女なり皇胤紹運錄・今鏡○女院小傳に、第四女となし、一代要記・百錬鈔には、第五女、紹運錄には、第六女。今、考定する所なし。永治元年十一月、六條殿に生れ今鏡。世に乙姬宮と稱す台記久安二年。久壽元年、內親王となり女院小傳○一代要記に、宮に入る時の事となせり。保元元年、東宮に入りて百錬鈔・女院小傳。昭陽舍に居り今鏡。二年、三宮に準ぜられ一代要記・女院小傳・後宮略傳。平治元年、中宮となる山槐記。后、子なくして、僧尊慧を鞠養す吉記承安四年。永曆元年、疾に因り薙髮して戒を受く百錬鈔・帝王編年記・女院小傳。法名は、實相覺女院小傳○貴女鈔に、覺を觀に作れり。應保二年、號を高松院と進められ貴女鈔・後宮略傳。安元二年六月、押小路殿に崩ず。年三十六歷代皇紀。雲林院に葬る顯廣王記○百練鈔に、香隆寺に作れり。

藤原中宮、諱は育子、左大臣實能が女なり。關白忠通、養ひて子となす尊卑分脈。應保元年、女御となり歷代皇紀・尊卑分脈。二年、中宮となる帝王編年記。后、子なければ、六條帝生るゝに及び、取りて之を養へり今鏡・皇胤紹運錄・愚管鈔・尊卑分脈○今鏡に、育子を以て忠通が女となし、六條帝を實能が女の所生となせるは誤なり。仁安三年、薙髮し百錬鈔。承安二年、改めて皇后と曰ひ

玉海・皇帝紀鈔・一代要記・帝王編年記。三年八月、崩ず。年二十八玉海・一代要記・皇帝紀鈔○尊卑分脈に、年二十七となせり。

伊岐氏、大藏大輔致遠が女にして、六條帝を生めり顯廣王記・貴女鈔を參取す○源平盛衰記に、紀氏に作れるは誤なり。致遠は、皇胤紹運錄・皇年代略記に、並に善盛に作り、神皇正統記には、兼盛。

某氏、右馬助光成が女にして○一代要記に、右馬助光盛が女に作れり。僧尊慧を生めり皇胤紹運錄。

中原氏、大外記師元が女なり一代要記・皇胤紹運錄・貴女鈔・齋院記。春日局と稱し吉記。僖子内親王を生み一代要記・皇胤紹運錄。治承四年六月、卒す吉記養和元年。

高倉平中宮、諱は德子、太政大臣清盛が女なり。後白河法皇、子として之を養ふ玉海・百錬鈔・源平盛衰記。承安元年、從三位に敍せられて、女御となり玉海・女院小傳○後宮略傳の一本に、治承元年二月の入内となせるは誤なり。明年、中宮となる玉海・源平盛衰記。清盛、月ごとに嚴島に詣で〻、后の皇子を生み給はんことを禱る源平盛衰記・平家物語。治承二年、后、身むことあり、出で〻重盛が第に居る重盛の第は、歴代皇紀に據る。帝、使を四十一社・七十四寺に遣はし、僧及び陰陽博士を禁中に召し入れ、以て產の安からんことを禱り山槐記・源平盛衰記。輕囚・流人七十三人を免ず○玉海に、十五人に作り、山槐記には、十三人。產むに及びて甚だ艱めるを、或は言ふ、藤原成親・西光法師・僧俊寛、祟をなすと。清盛、憂、色に見る源平盛衰記。后も、亦使を石淸水・平野・日吉に遣はして、之を禱らしめ山槐記。中使、路に接し、冠蓋相望む。法皇、產室に臨み、親しく千手經を誦して之を禱る。既にして皇子を生む。是を安德帝となす。故事、皇子生る〻とき、屋に升りて甑を投ずること、男は南に女は北にす。是の時、誤

りて北に投じたれば、人皆、之を異めり（平家物語・源平盛衰記。）養和元年、號を上りて建禮門院と曰ふ。壽永二年、西海に赴く（玉海。）初め、后、產に難みしとき、母時子、之を憂へ、親ら一條の反橋に往きて車を駐め、輿人の誦を聽き、以て之を卜ひしに、童子十二人あり、橋を渡りて、手を拍ち同じく唱へて曰く、榻は何榻、國王の榻、八重の潮路の波の寄榻と。時子、還りて兄時忠に告ぐ。時忠曰く、波の寄榻は、未だ何の義たることを知らず。然れども、國王の榻は、蓋し皇子の兆ならんと（源平盛衰記。）安德帝海上に崩ずるに及び、果して輿誦の言へる所の如し。后も、亦海に投じたれども、鐵搭を以て之を鈎け、京師に奉還せられて、吉田の僧房に寓し、薙髮して戒を受く（平家物語・源平盛衰記。）法名は、眞如覺（女院小傳・後宮略傳。）徙りて華山帝の野河の山莊に居り（長門本平家物語。）家族の滅後、自ら輦下に近きを嫌ひて、又大原の寂光院の旁に徙り、艸廬竹牀、僅に風日を蔽ふのみ。帥典侍・阿波內侍等、皆尼となりて、薪水を供す。法皇、往きて之を唁はんと欲すれども、源賴朝を憚りて果さず。文治二年、補陀洛寺に幸するに託して、其の居に至り、相泣きて往事を敍ぶ。后、具に軍中の窘厄、橫に汚辱を受けたることを說き、嗚咽して禁へず（平家物語・源平盛衰記。）建保元年十二月、大原に崩ず（大原は、平家物語・源平盛衰記に據る。）年五十七（歷代皇紀○源平盛衰記に、六十八に作り、紹運要略には、五十八、女院小傳には、五十九。今、后中宮となる十六の文に據りて之を訂す。）后、親しく安德帝の宸翰及び手ら書せし所の故紙を糊して、其の像を造りしが、見に寂光院に在り。

掌侍平氏、宮內少輔義範が女なり（山槐記・皇胤紹運錄。）少將內侍と稱し（一代要記。）惟明親王を生めり（一代要記・皇胤紹運錄。）

典侍藤原殖子、修理大夫信隆が女なり皇胤紹運錄・百錬鈔・女院小傳。初め建禮門院に事へて、兵衛督と稱せしが、帝、之を幸す增鏡。尋で典侍となり、從三位に至りて一代要記・女院小傳。後高倉院・後鳥羽帝を生む皇胤紹運錄・女院小傳。增鏡を參取す。建久三年、三宮に準じ玉海・百錬鈔○一代要記に、建久三年に作れるは誤なり。號を進めて七條院と曰ひ百錬鈔。元久二年、薙髮す明月記・百錬鈔・歷代皇紀・帝王編年記・女院小傳○後宮略傳に、元久四年となせり。法名は、眞如智女院小傳・後宮略傳。北條泰時等、京師を陷れ、後鳥羽帝を鳥羽殿に遷し、逼りて薙髮せしむるに及び、帝、藤原信實をして眞容を寫さしめて、之を七條院に遺る。七條院、修明門院と車を同じくし、鳥羽殿に往きて帝に謁す。帝、簾を掲げて熟視し、手を掉て速に去らしむ。女院、皆悲泣し、宮に入ることを得ずして還る。帝、遂に隱岐に遷さる東鑑・承久記を參取す。安貞二年九月、薨ず百錬鈔・一代要記・女院小傳。年七十二一代要記・歷代皇紀・帝王編年記。

典侍藤原氏、參議頼定が女なり。按察典侍と稱し、潔子內親王を生めり山槐記・貴女鈔を參取す。

藤原氏、右近衛少將公重が女なり。帥局と稱し、功子內親王を生み玉海・山槐記・皇胤紹運錄を參取す。治承三年正月、卒す玉海・山槐記・皇帝紀鈔。

藤原氏、權中納言成範が女なり皇胤紹運錄。小督局と稱し山槐記・平家物語・源平盛衰記○長門本平家物語に曰く、藤原通憲が季女にして、三條の小河に居る。故に、小河殿と號すと。善く箏・琵琶を彈じ、宮に入りて大に寵あり。是に由りて、建禮門院の寵稍く弛ぶ長門本平家物語・源平盛衰記を參取す○平家物語に曰く、葵前卒して、帝、甚だ哀慟し、中宮、小督を納れて之を慰むと。未だ孰か是なるを知らず。初め小督、家に在りしとき、藤原隆房と私通せしが、宮に入るに及び、隆房、眷戀して已まず。隆房は、清盛が女婿なり。清盛、以爲らく、中宮、寵衰へ、隆

房、憂鬱せるは、皆小督に由ると。因て之を殺さんと欲せしかば、小督、潛に宮を出でゝ、嵯峨の民舍に匿る。帝、悲憤し、殆ど寢膳を廢す。清盛、其の情を知り、怒て建禮門院を迎へて、己が第に居らしめ、宮人をして進御することを得ざらしむ。其の意、蓋し帝を窘めんと欲するなり。廷臣も、亦清盛を憚り、入りて直するもの少し。帝、便殿に獨坐して、侍臣を召すに應ふるものなし。之を久しうして、彈正大弼源仲國、遙に其の聲を聞きて進む。帝曰く、聞く、小督、嵯峨に在りと。汝、朕が爲に之を覓めよと。乃ち書を裁して之に賜ふ。仲國、寮馬に駕して出で、遍く索むれども得る所なく、行きて龜山の民舍を過ぐるに、箏を彈ずるものあり。之を聽けば則ち小督なり。仲國、笛を善くし、數內宴に侍して、小督の指法に熟せり。乃ち門を入りて書を致し、具に帝の旨を說く。小督、泣きて曰く、清盛、深く妾を憾むと聞く、如し宮中に在りて、其の毒螫に遭はゞ、君王の累となるならんと。是を以て、身を脫れて此に至りしに、此も亦久しく棲止すべからず。明日、將に大原に往きて佛に事へんとすと。仲國、慰諭して固く之を止め、馳せ還りて之を奏す。帝、悅び、明夜、密に宮に迎へ入れて、寵幸愈渥く、坊門院を生めり。清盛、聞きて益怒り、人をして小督を收へしめ、清閑寺に押送し、髮を截りて之を逐ふ。時に年二十三。平家物語。源平盛衰記を參取す○按ずるに、長門本平家物語に曰く、清盛、宮に入りて、小督を曳き出し、其の美なるを視て心動き、耳語して曰く、汝、肯て我に事へんかと。小督曰く、妾、忝くも宮闈に侍す、曦日、天に在り、豈に敢て二あらんやと。清盛、大に怒り、首を髡し耳鼻を截りて之を放つ。帝、憂憤し、病を發して崩ずと。帝、崩ずるに臨み、遺詔して、清閑寺に葬らしむ。小督、遂に大原に居りしが、源平盛衰記。終る所を知らず。

葵前、中宮の婢なり。帝、之を嬖幸して、寵、後宮を傾く。宮中、呼びて葵女御と曰へり。帝、其の聲を愧ぢて、復進御せず。關白基房、帝の意を察し、間を承けて、養ひて己が子となし、以て嬪御に充てんことを請ふ。帝、聽かずして曰く、請ふ所の如きは、位を去りての後は、間或は之を爲せども、朕、位に在りて之に倣はゞ、後人、其之を何とか謂はんと。然れども、是の後、帝、眷念して已まず、古歌を書して、葵前に賜ふ。葵前、持ちて家に歸り、遂に疾を成して死せり平家物語○源平盛衰記にも、亦此の事を載せたれども、葵を宿禰に作り、基房を忠通に作れり。

後鳥羽藤原中宮、諱は任子、攝政兼實が女なり一代要記・女院小傳・後宮略傳・紹運要略。文治五年、從三位に敍せられ玉海・仲資王記・女院小傳・後宮略傳。建久元年、女御となり、尋で立ちて中宮となる。年十八。帝より長ずること七歲玉海・一代要記・帝王編年記○女院小傳に、年十七に作れり。春華門院を生み一代要記・帝王編年記・愚管鈔。建久七年、出でゝ八條院に居る。初め權大納言源通親、傾巧にして世に阿り、帝の乳母と亂し、其の所生の女を宮に納れんと欲す。上皇の宮人高階榮子も、亦通親と謀り、帝の擧動を窺伺し、陽に賴朝の意を以て、帝に政事を勸め遊豫を省かんことを勸め、密に賴朝に告ぐるに、帝の意に懌ばざるを以てし、因て詭辭を設けて、中宮及び兼實を離間す。是に由りて、中宮、寵衰へ、遂に宮を出づ愚管鈔。正治二年、號を上りて宜秋門院と曰ひ玉海・一代要記。建仁元年、尼となる。法名は、淸淨智一代要記・帝王編年記。法名は、女院小傳に據る○歷代皇紀に、建保元年となせり。建曆二年、院號・年官・年爵を辭し皇帝紀鈔・帝王編年記・女院小傳。曆仁元年十二月、崩ず歷代皇紀。年六十六玉海の中宮となる年十八の文に據る○歷代皇紀・女院小傳

に、六十五に作れるは誤なり。

典侍某氏、少納言典侍と稱し、僧道守を生めり〔一代要記・皇胤紹運錄。〕

藤原重子、式部少輔範季が女にして〔皇胤紹運錄・尊卑分脈・女院小傳を參取す。百錬鈔承元元年に、重子を親子に作れり。〕○　順徳帝〔仲資王記・女院小傳・歷代皇紀。〕雅成親王〔一代要記・帝王編年記・皇胤紹運錄。〕寛成親王を生めり〔仲資王記・百錬鈔・皇胤紹運錄・諸門跡譜。〕初め源在子、甚だ帝に幸せられしが、既にして愛弛び、是に由りて、重子、寵を得たり〔愚管鈔。〕建久九年、從三位に叙せられ、尋で從二位に進み〔女院小傳。〕一條君と稱し〔增鏡。〕承元元年、三宮に準じ、號を脩明門院と進めらる〔歷代皇紀、院號定部類記に外記賴平記を引ける。〕帝、嘗て羣臣を水無瀨殿に集めて賭射せしめ、近習を遣はして賭物を門院に乞はしめ、以て之を試みんとす。門院、乃ち之に韓櫃を與へしに、甚だ重し。啓きて之を視れば、錢なり。使者、意に之を鄙めるに、帝、笑ひて曰く、門院、故事を知れり。殿上の賭射、賭くるに錢を以てするは、是故事なり。顧ふに、汝が曹、之を知らざるのみと〔增鏡。〕承久三年、北條泰時、帝に逼りて薙髪せしめしに、門院も、亦尼となる〔百錬鈔・光臺院御室傳。〕法名は、法性覺。十一月、院號・年官・年爵・封戸・諸司・例給等を辭して〔女院小傳。〕岡碕に屏居す〔明月記・平戸記を參取す。〕後、盜ありて闌入せしに、門院、畏れて之を四辻に避けたりしが〔平戸記。〕文永元年八月、薨ず。年八十三〔歷代皇紀・女院小傳。〕

源在子、法勝寺執行能圓が女なり〔尊卑分脈・五代帝王物語・增鏡。〕壽永の亂に、能圓、西海に奔り、在子、母藤原氏と京師に在り。母、參議源通親と姦し〔愚管鈔。藤原氏は、尊卑分脈に據る。〕通親、在子を視ること己が子の如くせり。

宮に入りて宰相君と稱し、土御門帝増鏡・帝王編年記○女院小傳に、内大臣通親の女に作れり。皇女某を生めり明月記寛喜二年。帝、將に位を禪らんとす。時に、儲貳未だ定らず。帝、意爲仁・長仁の二皇子に在りて、立てん所を疑ひ、齋戒して石灰壇に登り、大神宮を拜すること七日、鬮を探りて之を卜ひ、爲仁を得たり。帝、雅より意長仁に屬し、卜の從はざるを以て、頗る樂まず。食を上るに及び、箸を輟めて御せず、沈吟すること之を久しうして曰く、之を如何ともすることなし、之を如何ともすることなしと。左右、故を知らず。時に、在子、膳に陪したるを、帝、顧みて曰く、徃きて通親に語れ、今宮の膳羞、宜しく意を加ふべしと。在子、其の意を悟り、喜びて自ら持せず、走りて通親に告げしかば、通親も、亦大に喜び、爲仁親王、遂に大位を踐めり。是を土御門帝となす。在子、本姓は藤原、僧の女なるを以て國母となすべからず。因て通親を以て父となし、源姓を冒す五代帝王物語。後、母死するに及び、在子、通親と亂す。是に由りて、寵漸く弛ぶ愚管鈔。土御門帝位に卽きて、從三位に敍せられ、三宮に準じ業資王記・百錬鈔・女院小傳、建仁二年、號を進められて承明門院と曰ひ一代要記・女院小傳、院號定部類記に帥入道記・外記記を引ける。建暦元年、尼となる。法名は、眞如妙女院小傳。後嵯峨帝、龍潛の日、門院に從ひて土御門殿に居り、位に卽くに及びて、屢土御門殿に如きければ、世、以て榮となせり増鏡。正嘉元年七月、薨ず。年八十七増鏡・歴代皇紀・帝王編年記・女院小傳○百錬鈔に、八十六に作り、一代要紀には、八十八。廢朝すること三日園太暦貞和二年。

藤原氏、内大臣信淸が女なり帝王編年記・皇胤紹運錄・諸門跡譜・一代要記○女院小傳には、信隆の妻に作れり。西御方と稱し帝王編年記・平戸記寛元三年。又坊門

局とも稱し帝王編年記・仲資王記・元久元年・一代要記。 長仁親王帝王編年記・皇胤紹運錄・諸門跡譜。 賴仁親王帝王編年記・平戸記寛元三年〇一代要記に、少納言典侍の所生となせるは誤なり。嘉陽門院を生み皇胤紹運錄・女院小傳。 帝に隱岐に從ひしが、帝崩じて、京師に還る平戸記寛元三年。

藤原氏、大納言定能が女なり。 大宮局と稱し、尊圓法親王・僧行超を生めり一代要記・皇胤紹運錄。

源氏、少納言信康が女なり一代要記・帝王編年記・尊卑分脈。 兵衞督局と稱し歷代皇紀〇皇胤紹運錄に、丹波局に作れり。 肅子内親王を生めり皇帝紀鈔。

尾張局、法眼顯清が女にして、朝仁親王を生めり皇胤紹運錄・諸門跡譜・一代要記。

丹波局、名は石、父は簾を織るを業となしゝが、舞女を以て宮に入りて、寵あり明月記。 後、右衞門督と稱し、凞子内親王と生めり皇胤紹運錄。 瀧・姬法師も、亦並に舞女を以て宮に入りしが、瀧は、覺仁法親王を生み一代要記・皇胤紹運錄〇要記に、丹波局と稱す。今、取らず。 姬法師は、僧覺譽一代要記・皇胤紹運錄・諸門跡譜。 僧道伊・僧道緣を生めり皇胤紹運錄。

土御門藤原中宮、諱は麗子、太政大臣實賴が女なり歷代皇紀・一代要記・女院小傳。 元久二年、從三位に敍せられて皇帝紀鈔・百錬鈔・女院小傳。 女御となり一代要記・百錬鈔・女院小傳。 七月、立ちて中宮となり皇帝紀鈔〇一代要記に、四月に作れり。 承元四年、號を陰明門院と進められ歷代皇紀・女院小傳・諡號雜記。 承久三年、尼となり帝王編年記・女院小傳・紹運要略〇歷代皇紀に、二年の事となせり。 寛元元年九月、崩ず。 年五十九百錬鈔・歷代皇紀・女院小傳。

典侍源通子、參議通宗が女にして、後嵯峨帝皇胤紹運錄・貴女鈔。 仁助法親王・靜仁法親王一代要記・帝王編年記・皇胤紹運錄〇諸門跡譜に、靜仁は、治部卿局の所生となせり。 正親町院を生めり歷代皇紀・皇胤紹運錄。 仁治三年七月、追尊して皇太后と曰ひ、山陵・

宮に入りて宰相君と稱し、土御門帝（増鏡・帝王編年記○女院小傳に、内大臣通親の女に作れり。）皇女某を生めり（明月記寛喜二年。）帝、將に位を禪らんとす。時に、儲貳未だ定らず。帝、意爲仁・長仁の二皇子に在りて、立てん所を疑ひ、齋戒して石灰壇に登り、大神宮を拜すること七日、籌を探りて之を卜ひ、爲仁を得たり。帝、雅より意長仁に屬し、卜の從はざるを以て、頗る樂まず。食を上るに及び、箸を輟めて御せず、沈吟すること之を久しうして曰く、之を如何ともすることなし、之を如何ともすることなしと。左右、故を知らず。時に、在子、膳に陪したるを、帝、顧みて曰く、往きて通親に語れ、今宮の膳羞、宜しく意を加ふべしと。在子、其の意を悟り、喜びて自ら持せず、走りて通親に告げしかば、通親も、亦大に喜び、爲仁親王、遂に大位を踐めり。是を土御門帝となす。在子、本姓は藤原、僧の女なるを以て國母となすべからず。因て通親を以て父となし、源姓を冒す（五代帝王物語。）後、母死するに及び、在子、通親と亂す。是に由りて、寵漸く弛ぶ（愚管鈔。）土御門帝位に卽きて、從三位に敍せられ、三宮に準じ（業資王記・百錬鈔・女院小傳、）建仁二年、號を進められて承明門院と曰ひ（一代要記・女院小傳、院號定部類記に帥入道記・外記記を引ける。）建暦元年、尼となる。法名は、眞如妙（女院小傳。）後嵯峨帝、龍潛の日、門院に從ひて土御門殿に居り、位に卽くに及びて、屢土御門殿に如きければ、世、以て榮となせり（増鏡。）正嘉元年七月、薨ず。年八十七（増鏡・歷代皇紀・帝王編年記・女院小傳○百錬鈔に、八十六に作り、一代要記には、八十八。）廢朝すること三日（園太曆貞和二年。）

藤原氏、内大臣信清が女なり（帝王編年記・皇胤紹運錄・諸門跡譜・一代要記○女院小傳には、信隆の女に作れり。）西御方と稱し（帝王編年記・平戸記寛元三年。）又坊門

局とも稱し帝王編年記・仲資王記・元久元年・一代要記。長仁親王帝王編年記・皇胤紹運錄・諸門跡譜。賴仁親王帝王編年記・平戶記寛元三年○一代要記に、少納言典侍の所生となせるは誤なり。嘉陽門院を生み皇胤紹運錄・女院小傳。帝に隱岐に從ひしが、帝崩じて、京師に還る平戶記寛元三年。

藤原氏、大納言定能が女なり。大宮局と稱し、尊圓法親王・僧行超を生めり一代要記・皇胤紹運錄。

源氏、少納言信康が女なり一代要記・帝王編年記・尊卑分脈。兵衞督局と稱し歷代皇紀○皇胤紹運錄に、丹波局に作れり。肅子內親王を生めり皇帝紀鈔。

尾張局、法眼顯清が女にして、朝仁親王を生めり皇胤紹運錄・諸門跡譜・一代要記。

丹波局、名は石、父は簾を織るを業となしゝが、舞女を以て宮に入りて、寵あり明月記。後、右衞門督と稱し、凞子內親王と生めり皇胤紹運錄。瀧。姬法師も、亦並に舞女を以て宮に入りしが、瀧は、覺仁法親王を生み一代要記・皇胤紹運錄○要記に、丹波局と稱す。今、取らず。姬法師は、僧覺譽一代要記・皇胤紹運錄・諸門跡譜。僧道伊。僧道緣を生めり皇胤紹運錄。

土御門藤原中宮、諱は麗子、太政大臣實賴が女なり歷代皇紀・一代要記・女院小傳。元久二年、從三位に敍せられて皇帝紀鈔・百錬鈔・女院小傳。女御となり一代要記・百錬鈔・女院小傳。七月、立ちて中宮となり皇帝紀鈔○一代要記に、四月に作れり。承元四年、號を陰明門院と進められ歷代皇紀・女院小傳・謚號雜記。承久三年、尼となり帝王編年記・女院小傳・紹運要略○歷代皇紀に、二年の事となせり。寛元元年九月、崩ず。年五十九百錬鈔・歷代皇紀・女院小傳。

典侍源通子、參議通宗が女にして、後嵯峨帝皇胤紹運錄・貴女鈔。仁助法親王・靜仁法親王一代要記・帝王編年記・皇胤紹運錄○諸門跡譜に、靜仁は、治部卿局の所生となせり。正親町院を生めり歷代皇紀・皇胤紹運錄。仁治三年七月、追尊して皇太后と曰ひ、山陵・

國忌齋を置く（百錬鈔。皇太后は、神皇正統記・一代要記に據る。）

掌侍高階氏、大舎人頭仲資が女なり（一代要記・帝王編年記・皇胤紹運錄。大舎人頭は、高階系圖に據る。）美作掌侍と稱し（皇胤紹運錄・諸門跡譜。）道仁法親王（帝王編年記・諸門跡譜。）皇女某を生めり（一代要記。）

源氏、貞光が女にして、秀子を生めり（一代要記・皇胤紹運錄を參取す。）

掌侍源氏、贈皇太后の同母妹にして、春子を生めり（一代要記・皇胤紹運錄を參取す。）

藤原氏、中納言範光が女なり。宮内卿局と稱し、知子を生み（一代要記・皇胤紹運錄を參取す。）承元元年五月、卒す（明月記。）

源氏、權中納言有雅が女にして、仙華門院を生めり（歷代皇紀。）

藤原氏、法印定勝が女なり（一代要記。藤原氏は、尊卑分脈に據る。）治部卿局と稱し（一代要記・皇胤紹運錄・諸門跡譜。）道圓法親王（諸門跡譜。）信子を生めり（一代要記・皇胤紹運錄を參取す。）

源氏、僧都證遍が女なり。左京大夫局と稱し（一代要記・尊卑分脈を參取す。）諄子内親王を生めり（一代要記。）

某氏、法眼覺亮が女にして、尊守法親王を生めり（帝王編年記○皇胤紹運錄・諸門跡譜に、法眼を法橋に作り、一代要記には、亮を妄に作れり。）

某氏、法眼圓譽が女にして（○一代要記に、律師兼尊が女に作り、帝王編年記には、譽を基に作れり。）最仁法親王を生めり（一代要記・帝王編年記・皇胤紹運錄・諸門跡譜。）

某氏、法印尋慧が女にして、尊助法親王を生めり（一代要記・帝王編年記・皇胤紹運錄。）

丹波局、法橋雲顯が女にして、是子を生めり（一代要記・皇胤紹運錄を參取す。）

某氏、律師兼尊が女にして、僧増仁を生めり一代要記。

順德藤原中宮、諱は立子、攝政良經が女なり一代要記・歴代皇紀・皇胤紹運錄・女院小傳。承元三年、東宮に入り玉蘂・百錬鈔・一代要記○歴代皇紀に、四年の事となせるは誤なり。四年、從三位に敍せられて皇帝紀鈔・女院小傳。女御となり皇帝紀鈔・歴代皇紀・女院小傳○一代要記に、五年に係けたり。建暦元年、三宮に準ぜられ業資王記。立ちて中宮となり皇帝紀鈔・一代要記・歴代皇紀・帝王編年記。仲恭帝帝王編年記。明義門院を生めり歴代皇紀・貴女鈔・女院小傳○一代要記に、義を喜に作り、藤原信清が女の所生となせるは誤なり。后、天資莊重寡言にして、和歌及び箏を善くし、承久の亂後、山莊に屏居し、居常悽然として、和歌を詠じ、以て懷を寓す増鏡。後堀河帝、位に卽くに及び、號を上りて東一條院と曰ふ帝王編年記・紹運要略・諡號雜記。嘉祿二年、尼となる歴代皇紀・紹運要略。法名は、淸淨觀女院小傳。寶治元年十二月、崩ず。年五十七歴代皇紀・女院小傳。

藤原氏、內大臣信淸が女にして、永安門院を生めり皇胤紹運錄。

藤原氏、權中納言範光が女にして、彥成王・善統親王を生めり尊卑分脈。

藤原氏、從三位淸季が女にして、忠成王皇胤紹運錄・尊卑分脈。尊覺法親王・覺慧法親王を生めり諸門跡譜・尊卑分脈。

宰相局、法印公雅が女にして、皇子某を生めり仁和寺日次記建保五年。

仲恭後宮某氏、法印性慶が女なり。右京大夫と稱し歴代皇紀・女院小傳。性慶が女は、皇胤紹運錄に據る。和德門院を生めり皇胤紹運錄。

後堀河藤原皇后、諱は有子、太政大臣公房が女なり一代要記・歴代皇紀・女院小傳。貞應元年、從三位に敍せら

れて、女御となり女院記・女院小傳。　二年、立ちて中宮となり、嘉祿二年、改めて皇后と曰ふ一代要記・歷代皇紀。　時に、中宮の父關白家實、權を專にせり。故を以て、宮に在ることを得ず、出でゝ淨土寺に居る。后、固より寵あり、帝、愛念輟まず、書問相踵ぐ增鏡。　安貞元年、號を安喜門院と進められ一代要記・歷代皇紀・紹運要略・諡號雜記。寬元四年、尼となる。法名は、眞淸淨女院小傳。　弘安九年二月、崩ず。年八十歷代皇紀・女院小傳。

藤原中宮、諱は長子、關白家實が女なり一代要記・女院小傳。　嘉祿二年、從三位に敍せられて、女御となり女院小傳。　尋で中宮となる。年九歲一代要記・女院小傳・五代帝王物語。　寵なし。會〻家實、職を罷め、前攝政道家、關白となる。道家、女を納れんと欲すれば、后、出でゝ別宮に居る增鏡。　寬喜元年、號を鷹司院と進められ明月記・一代要記・歷代皇紀。　四條帝の準母となり玉蘂嘉禎三年・百鍊鈔。　寬元四年、尼となる百鍊鈔・女院小傳。　法名は、蓮華性女院小傳。建治元年二月、崩ず。年五十八帝王編年記・女院小傳。

藤原中宮、諱は竴子、關白道家が女なり一代要記・歷代皇紀・皇胤紹運錄・女院小傳。　寬喜元年、從三位に敍せられ、尋で女御となり、二年、中宮となり明月記・女院小傳。　四條帝を生む皇胤紹運錄。　天福元年、號を上りて藻壁門院と曰ふ一代要記、院號定部類記に番記及び外記記を引ける。　初め後鳥羽中宮、院號を加へんとするとき、議者、藻壁門を以て之に擬したれども、兼實、以て不吉となし、改めて宜秋門院となしゝが、是に至り、宜秋門院、左右に謂て曰く、前日、以て不吉となしゝに、今、乃ち吉なるかと。蓋し道家が、祖父の議せし所を知らざるを譏れるなり。院號を議するに方りて、藻壁門倒れたれば、世、以て不祥となせり明月記。　九月、皇子を生み、

皇子殤して、后も、亦崩ず。年二十五。明月記・百錬鈔・歷代皇紀・女院小傳。后、容貌姝艶にして、寵遇比なかりき。是より先、帝弗豫なりしが、會后崩じて、悼思已まず、遂に不諱に至れりと云ふ。増鏡。

典侍藤原氏、權中納言家行が女なり。一代要記・歷代皇紀・女院小傳。別當典侍と稱し。一代要記。室町院・神仙門院を生めり。女院小傳○皇胤紹運錄に、藻壁門院の所生となせり。

典侍藤原氏、權大納言兼良が女なり。大納言局と稱し。明月記寛喜三年・尊卑分脈。昱子內親王を生めり。明月記・皇胤紹運錄。

四條女御藤原彥子、攝政敎實が女なり。歷代皇紀・女院小傳。仁治二年、從三位に敍せられて百錬鈔・女院小傳。女御となる。年九歲。増鏡○百錬鈔に、年十四となし、女院小傳には、十五。三年、三宮に準ぜられ歷代皇紀・女院小傳。寛元元年、號を宣仁門院と進められ百錬鈔・歷代皇紀・女院小傳。四年、尼となる女院小傳・紹運要略。法名は、清淨阿。女院小傳。弘長二年正月、薨ず歷代皇紀・女院小傳。年三十。増鏡仁治二年九歲の文に據る○歷代皇紀に、二十となし、女院小傳には、三十六。

譯文大日本史卷の八十二終

譯文大日本史卷の八十三

列傳第十

后妃　十

後嵯峨藤原中宮
更衣藤原氏
典侍平棟子
掌侍藤原氏
御匣殿藤原氏
藤原氏
藤原氏
藤原氏
藤原氏
藤原氏
源氏

後深草藤原中宮
典侍藤原氏
御匣殿藤原房子
三善忠子
藤原愔子
藤原相子
藤原成子
龜山藤原皇后
藤原中宮
女御藤原位子
典侍藤原雅子
典侍藤原氏
典侍平氏
藤原瑛子
藤原禖子

藤原壽子
資子
藤原氏
藤原氏
藤原氏
藤原氏
源氏
廊御方
督局
貫川

後嵯峨藤原中宮、諱は姞子、太政大臣實氏が長女なり（一代要記・歷代皇紀・女院小傳○百錬鈔に、嬉子に作れるは誤なり。）仁治三年四月、從三位に敍せられ（女院小傳・百錬鈔。）六月、宮に入りて女御となる。時に年十八（增鏡・五代帝王物語・女院小傳○平戸記に、十九となせるは誤なり。）風姿溫雅にして、殊寵あり（增鏡。）八月、立ちて中宮となり（一代要記・歷代皇紀・平戸記。）後深草帝（百錬鈔・增鏡・一代要記・歷代皇紀・帝王編年記・皇胤紹運錄。）恒尊親王（尊卑分脈。）龜山帝（百錬鈔・一代要記・皇胤紹運錄。）雅尊親王・貞良親王・月華門院を生めり（皇胤紹運錄・女院小傳・後宮略傳。）寶治二年六月、號を上りて大宮院と曰ひ（公卿補任・歷代皇紀・貴女鈔・紹運要略。）帝崩じて後、薙髮して尼となる（增鏡・女院小傳。）法

名は、遍智覺女院小傳。移りて參議藤原實俊が京極第に居り、尋で禪林寺殿に移り增鏡。正應五年、九月崩ず。年六十八歷代皇紀・帝王編年記・女院小傳。后、貴寵兼ね渥く、帝、位を傳へて後、相共に供佛寫經し增鏡・五代帝王物語。終始變なかりき。出遊するごとに、必ず車を同じくし、二帝に母儀として、隆盛を保全し、豫樂心に從ひ、終始變なかりき。嘗て龜山殿に置酒せしとき、酒闌にして、后、杯を把り、龜山帝に謂て曰く、諺に曰く、天子、父母なしと。然れども、妾、先帝に侍することなかりせば、則ち上、豈に十善の位を踐み給はん。何ぞ一曲の以て報い給ふことなからんやと。龜山帝、歌ひて壽をなせり。初め後嵯峨帝、崩ずるに臨み、密に后に遺命するに、位を龜山帝の子孫に傳へんと欲するの意を以てし、朝廷、舊より坂上田村麻呂が劒を藏めて、傳へて鎭國の寶となしゝが、是に至りて、又后に屬し、竊に之を龜山帝に授けぬ。後深草帝、是に由り后に憾なきこと能はざりきと云ふ增鏡。

更衣藤原氏、大炊助俊盛が女なり皇胤系圖。更衣は、增鏡に據る。二位局と稱し、愷子内親王を生めり皇胤紹運錄・增鏡。

典侍平棟子、木工頭棟基が女なり皇胤紹運錄・帝王編年記。木工頭は、平戸記に據る○增鏡・五代帝王物語に、並に右中辨棟範が女に作れり。初め四條帝の宮に入りて、掌侍となり、從五位上に敍せられ平戸記。兵衛内侍と稱し增鏡・百錬鈔・五代帝王物語。宮に在りて劒璽を守りしが、帝、密に之を幸し增鏡。宗尊親王を生めり一代要記・帝王編年記・皇胤紹運錄・東鑑。帝、位に卽きて、寵幸日に渥く、寛元三年二月、典侍となり平戸記。後三位に敍せられ、宰相三位と稱す增鏡。宗尊、征夷大將軍となりて、棟子、方に從二位に敍せられ、大納言二位局と稱し東鑑。尋で從一位に進み一代要記。三宮に準ぜられたり

皇胤紹運錄・五代帝王物語・增鏡。

掌侍藤原氏、刑部卿孝時が女なり。勾當内侍と稱し尊卑分脈・增鏡。後、刑部卿局と稱し歴代皇紀・皇胤紹運錄・諸門跡譜・女院小傳・後宮略傳。又後坊門局とも稱し帝王編年記・尊卑分脈を參取す。覺助法親王諸門跡譜。五條院帝王編年記・皇胤紹運錄。及び一皇女を生めり皇胤紹運錄。

御匣殿藤原氏、太政大臣公房が女にして、省仁親王・忠助法親王を生みる諸門跡譜。御匣殿は、一代要記に據る○皇胤紹運錄に、忠助の母は太政大臣亘平が女とあり。寶治元年、卒す辨内侍日記。

藤原氏、太政大臣公經が女なり。從三位に敍せられ歴代皇紀・女院小傳。大納言三位局と稱し皇胤紹運錄。慈助法親王諸門跡譜。延政門院を生めり歴代皇紀・女院小傳・後宮略傳。

藤原氏、權大納言隆衡が女なり。從三位に敍せられ、按察三位局と稱し、最助法親王を生めり諸門跡譜。權大納言は、尊卑分脈に據る。

藤原氏、太政大臣兼房が女にして、仁慧法親王を生めり皇胤紹運錄○帝王編年記に云ふ、仁慧の母は、藤原兼亘が女なりと。按ずるに、紹運錄の一說に、兼亘が女、實は法眼證圓が女、則ち兼房が孫女なりと。

藤原氏、中納言能保が女なり皇胤紹運錄・諸門跡譜。左衞門督局と稱し皇胤紹運錄。圓助法親王を生めり皇胤紹運錄・諸門跡譜。

藤原氏、權中納言實世が女にして、淨助法親王を生めり一代要記○皇胤紹運錄に、實世を實通に作れり。帝王編年記に曰く、淨助の母は、太政大臣公經が女と。諸門跡譜に曰く、藤原能保が女と。

源氏、其の父を詳にせず。從三位賴政が曾孫にして、僧勝助を生めり皇胤紹運錄。

後深草藤原中宮、諱は公子、太政大臣實氏が第二女にして、大宮院の母の妹なり女院小傳・歷代皇紀。寛元四年二月、從三位に敍せらる女院小傳。初め前關白實經と婚を約して、行ふに日ありしに、後嵯峨帝、之を聞き、實氏に命じて、納れて帝の女御となす五代帝王物語。康元元年十一月、宮に入る百錬鈔・五代帝王物語・女院小傳○增鏡に、十二月となし、歷代皇紀に、女御となすに作れり。帝より長ずること十一歲。後嵯峨帝、待賢門院の故事に遵ひ、命じて子となさしむ增鏡。正嘉元年正月、立ちて中宮となり百錬鈔・女院小傳・增鏡・一代要記・歷代皇紀。遊義門院歷代皇紀・帝王編年記・皇胤紹運錄・後宮略傳。・貴子内親王を生む增鏡・皇胤紹運錄。正元元年十二月、號を東二條院と進められ貴女鈔・歷代皇紀・諡號雜記。二條富小路第に居り增鏡。永仁元年六月、尼となる歷代皇紀・女院小傳。法名は、圓鏡智女院小傳。嘉元二年正月、疾篤きを以て伏見殿に徙りて增鏡。崩ず。年七十三歷代皇紀・女院小傳・園太曆延文二年。帝、憂へ病みて食はず、數月にして升遐す增鏡。

典侍藤原氏、參議茂通が女なり。別當典侍と稱し、恒助法親王を生めり皇胤紹運錄・諸門跡譜。

御匣殿藤原房子、内大臣公親が女なり尊卑分脈・女院小傳。御匣殿は、分脈・增鏡に據る。久明親王一代要記・帝王編年記・增鏡。行覺法親王皇胤紹運錄。章善門院を生み女院小傳・皇胤紹運錄。後、從二位に敍せらる皇胤紹運錄・尊卑分脈。

三善忠子、康衡が女なり皇胤紹運錄・仁和寺御傳・諸門跡譜○康衡は、諸書に、官位闕けたり。一代要記に、康衡を政平に作り、帝王編年記には、雅衡。從一位に敍し、三宮に準ぜられ皇胤紹運錄・諸門跡譜。深性法親王を生めり仁和寺御傳・諸門跡譜。

藤原愔子、左大臣實雄が女にして、京極院の妹なり女院小傳・尊卑分脈。東御方と稱し增鏡・一代要記。伏見帝女院

小傳・增鏡。滿仁親王仁和寺御傳・諸門跡譜・一代要記・帝王編年記。永陽門院を生み女院小傳・後宮略傳・皇胤紹運錄。弘安三年正月、從三位に敍せらる女院小傳・後宮略傳。伏見帝、位に卽きて、三宮に準し、號を上りて玄輝門院と曰ふ貴女鈔・增鏡・諡號雜記。四年八月、尼となり女院小傳・歷代皇紀。法名は、自性智女院小傳。正安元年、徙りて二條殿に居り歷代皇紀。元德元年八月、持明院の中園殿に薨ず女院小傳・歷代皇紀・常樂記。持明院の中園殿は、後宮略傳に據る。年八十四女院小傳・後宮略傳・歷代皇紀。

藤原相子、太政大臣公相が女なり女院小傳・一代要記。從一位に敍し、三宮に準ぜられ後宮略傳・尊卑分脈。陽德門院を生めり女院小傳・後宮略傳・歷代皇紀。

藤原成子、太政大臣公經が女なり。從二位に敍せられ、大納言二位と稱し、幸仁親王を生めり皇胤紹運錄。

龜山藤原皇后、諱は佶子、左大臣實雄が長女なり○一代要記に、佶を姞に作り、歷代皇紀には、嬉に作れり。文應元年十月、女御代となり女院小傳・尊卑分脈。十二月、從三位に敍せられ女院小傳・後宮略傳。宮に入り、大宮院に養はれて子となり後宮略傳。女御となる。年十六增鏡・女院小傳・一代要記・五代帝王物語。容姿あれば、帝、之を寵し增鏡。弘長元年二月、立てゝ中宮となし女院小傳。八月、改めて皇后と曰ふ仲資王記・歷代皇紀。知仁親王尊卑分脈。後宇多帝女院小傳・後宮略傳・尊卑分脈・園太曆・增鏡。睍子內親王を生み皇胤系圖。文永九年八月、崩ず。年二十八。京極院と稱し女院小傳・一代要記・帝王編年記・歷代皇紀。遺言して、山科に葬らしむ後宮略傳。

藤原中宮、諱は瑄子、太政大臣公相が女なり貴女鈔・一代要記・歷代皇紀。瑄子は、仲資王記に據る○本書に、嬉子に作れり。大宮院、子として之を養ふ增鏡・五代帝王物語。弘長元年四月、從三位に敍せられ女院小傳・後宮略傳。六月、御女となる仲資王記・女院小傳・後宮略傳・五代帝王物語。

年九歳一代要記・八月、立ちて中宮となりたれども仲資王記・女院小傳・一代要記。寵なし。父を喪ふに及び、出でゝ外舍に居て、復進御せず增鏡。文永五年十二月、號して今出川院と曰ひ女院小傳・後宮略傳・紹運要略・歴代皇紀・諡號雜記。弘安六年八月、尼となる。法名は、佛性覺竹林院左相府記・女院小傳・後宮略傳。文保二年四月、崩ず。年六十七女院小傳・歴代皇紀。

女御藤原位子、關白基平が女なり。帝位を禪りて後、宮に入り、建治元年二月、女御となり、從三位に敍し、三宮に準ぜらる女院小傳・後宮略傳。三月、號して新陽明門院と曰ふ女院小傳・後宮略傳・帝王編年記。啓仁親王增鏡。繼仁親王を生みて帝王編年記・增鏡。後、恩寵日に衰へ、進御漸く稀にして增鏡。正應三年四月、尼となる。法名は、覺隆女院小傳。帝薙髮して後、出でゝ禪林寺殿の側に居り、參議藤原兼嗣及び其の子某と姦して、一女を生み增鏡。永仁四年正月、薨ず。年三十五女院小傳・歴代皇紀○園太暦に、四月に係けたり。

典侍藤原雅子、從二位雅平が女なり女院小傳・後宮略傳。典侍は、尊卑分脈・增鏡に據る○諸書に、或は從三位に作れり。今、公卿補任に據りて之を訂す。從三位に敍せられ女院小傳・皇胤紹運錄。中納言典侍と稱し增鏡。又高倉局とも稱し一代要記。昭慶門院を生めり皇胤紹運錄・一代要記・帝王編年記。

典侍藤原氏、正三位實平が女なり皇胤紹運錄。典侍は、增鏡に據る。大納言典侍と稱し增鏡。又三條局とも稱し皇胤紹運錄・諸門跡譜。

良助法親王增鏡・皇胤紹運錄○帝王編年記に云ふ、良助の母は、藤原公親が女なりと。聖雲法親王皇胤紹運錄。覺雲法親王增鏡・帝王編年記。及び一皇女を生めり皇胤紹運錄○增鏡に曰く、母は藤原爲經が女師典侍なりと。

典侍平氏、兵部卿時仲が女なり。師典侍と稱し皇胤紹運錄・帝王編年記・諸門跡譜○增鏡に曰く、太宰帥中納言藤原爲經が女なりと。蓋し其の父太宰帥たりしを以ての故に之を稱せしならんも、疑はしきは、爲經が平氏を養ひて子となしゝことなり。然れども、今、考ふる所なし。順助法親王皇胤紹運錄・諸門跡譜。慈道法親王增鏡・皇胤紹運錄○帝王編年記に云ふ、慈道の母は、藤原公親

が女なりと。 行圓法親王を生めり皇胤紹運錄。

藤原瑛子、太政大臣實兼が女なり増鏡・女院小傳・貴女鈔・後宮略傳○帝王編年記に、瑛子を娛子に作れるは誤なり。 正安三年、召されて宮に入り歷代皇紀。 三月、從三位に敍し、三宮に準ぜられて、昭訓門院と號し女院小傳・後宮略傳。 恒明親王を生み皇胤紹運錄・増鏡。 帝崩じて、尼となる歷代皇紀・女院小傳。 法名は、眞性覺○後宮略傳に、遍照智に作り、一代要記に、性を淨に作れり。 延元元年六月、薨ず女院小傳。 年六十四諸書に、薨年闕けたり。今、女院小傳の嘉元三年尼となる年三十三の文に據る。

藤原䕩子、左大臣實雄が女にして、京極院の妹なり皇胤紹運錄・尊卑分脈・増鏡。 初め京極院、殊寵ありしが、崩ずるに及びて、帝、甚だ悲惜し、後宮、意に當るものなし。 䕩子は、京極院の妹なるを以て、帝、心に之を慕ひ、密に款して宮に入る増鏡。 後、從二位を授けられ一代要記・皇胤系圖。 理子內親王を生めり皇胤紹運錄・増鏡。

藤原壽子、大膳大夫景房が女なり皇胤紹運錄・諸門跡譜・一代要記・増鏡を參取す。 初め大宮院に侍して、讚岐と稱せしが、帝、召して之を幸す。 景房は、太政大臣公相が家臣なり。 帝、讚岐を以て公相が女となし、從二位に敍す。 讚岐二位と稱し増鏡。 又京極局と稱し一代要記・皇胤系圖。 定良親王を生めり諸門跡譜。

資子、姓氏を詳にせず。 從三位に敍せられ、尊珍法親王を生めり皇胤紹運錄。

藤原氏、內大臣公親が女にして、性慧法親王を生めり帝王編年記。

藤原氏、權中納言實任が女にして、守良親王を生めり尊卑分脈○一代要記に、守良の母を實平が女となせり。

藤原氏、權中納言雅藤が女なり。 民部卿局と稱し、道澄法親王を生めり皇胤紹運錄。權中納言は、尊卑分脈に據る。

藤原氏、權中納言公雄が女にして、恒雲法親王を生めり尊卑分脈・園太曆系圖・諸門跡譜。源氏、左近衛少將宣通が女なり皇胤系圖・一代要記。京極院に侍して、權大納言局と稱し尊卑分脈。性覺法親王・性融法親王を生めり皇胤系圖・一代要記○皇胤紹運錄に云ふ、性覺・性融の母は、左近衛少將通能が女なりと。帝王編年記には、性覺の母は通信が女、諸門跡譜には、性融の母は通能が女。

廊御方、僧玄駒が女なり增鏡・帝王編年記。初め北白河院の侍女大納言局の侍兒となりて、下野と稱せしが、帝、假母の故を以て、屢北白河殿に如き、下野を見て之を悅び、宮に召し入れて寵あり。玄駒は、雜戲を業となし、所謂田樂法師といふものなり。父賤しきを以て、太政大臣通雅に敕して、之を子とせしむ增鏡。廊御方と稱し皇胤紹運錄・帝王編年記・增鏡○一代要記に、三條局となせり。兼良親王を生めり一代要記・增鏡。

督局、姓氏を詳にせず。初め帝の外祖母准三宮藤原貞子に侍せしが、帝、之を幸して、僧道性を生めり皇胤系圖○皇胤紹運錄に曰く、母は准后貞子と。誤なり。

貫川、御靈祉の女巫なり。京極院の雜仕となりしが、帝、位に在りしとき、屢召して之を幸し增鏡。一皇女を生む皇胤系圖・增鏡を參取す。帝、早に內を好み、年十三にして、始て子を生み、長ずるに及びて、寵嬖日に多く、幸御度なく、異母の妹に通じて女子を生ましむるに至れり。削髮の初、勉强して精修し、復婦人を近けず、行履一に僧の如くなれば、新陽明門院以下廊御方・讚岐二位、或は削髮し、或は出でゝ家に歸りしが、帝、復德を敗り、淫縱益甚しかりきと云ふ增鏡。

譯文大日本史卷の八十三終

譯文大日本史卷の八十四

列傳第十一

后妃十一

後宇多皇后
典侍藤原忠子
源基子
掄子
瑞子
藤原氏
藤原氏
藤原氏
伏見藤原中宮
藤原經子
藤原季子

藤原氏

藤原英子

掌侍某氏

源氏

藤原氏

治部卿局

西御方

後伏見女御藤原寧子

藤原氏

藤原氏

高階氏

治部卿局

右京大夫局

後二條藤原中宮

尙侍藤原頊子

掌侍平氏
御匣殿藤原氏
藤原氏
藤原宗子
平氏
新大納言局
花園典侍藤原氏
藤原實子
藤原氏

後宇多皇后、諱は姈子〇歴代皇紀に、姈を姶に作れり。後深草帝の長女なり。母は東二條院。文永八年正月、内親王となり女院小傳。弘長八年八月、立ちて皇后となる歴代皇紀。后、子なく、後二條帝の準母となり皇胤紹運録・女院小傳・園太暦文和元年。帝位を禪るに及び、退きて後深草帝の宮に居る増鏡。正應四年八月、號を進めて遊義門院と曰ふ貴女鈔・謚號雜記。永仁の初、龜山法皇、密に之に通じ、徙りて萬里小路殿に居らしむ増鏡・歴代皇紀・女院小傳を參取す。後、嵯峨の今林に居り増鏡。徳治二年七月、崩ず園太暦文和元年。年三十八歴代皇紀・女院小傳。后、殊寵ありて房を顓にせしが、崩ずるに及びて、帝、哀慕已まず、遂に薙髪し、嬪御を屏去して、長齋を持し、法華堂を今林に

建て、遺骨を藏め、日に佛事を修し、忌日ごとに必らず焉に幸し、后の遺髮を以て手ら梵字を繡し、又一字三禮して、法華經を遺書の紙背に寫し、之を攝取院に慶せり増鏡。

典侍藤原忠子、參議忠繼が女なり歷代皇紀・貴女鈔・女院小傳・後宮略傳。典侍は、増鏡に據る。內大臣藤原師繼、養ひて子となす神皇正統記。宮に入りて、典侍となり、中納言典侍と稱し増鏡。後醍醐帝・承覺法親王・性圓法親王皇胤紹運錄。達智門院を生む増鏡・貴女鈔。龜山帝、召して之を幸し、徙りて禪林寺殿に居らしむ増鏡。永仁六年七月、從三位に敍し女院小傳・尊卑分脈○按ずるに、後宮略傳に、五年の事となせるは誤なり。正安三年七月、三宮に準せられ女院記・女院小傳。嘉元元年九月、出家して尼となる。法名は、蓮華智女院小傳・尊卑分脈。文保二年四月、號を談天門院と進められ歷代皇紀・貴女鈔。元應元年十一月、薨ず公卿補任・歷代皇紀・皇代略記・増鏡。年五十二女院記・女院小傳・後宮略傳。

源基子、內大臣具守が女なり。祖父太政大臣基具、養ひて子となす歷代皇紀・女院小傳・後宮略傳・尊卑分脈。初め新陽明門院に侍して、東御方と稱せしが、幸を得て増鏡。後二條帝を生み神皇正統記・女院小傳・増鏡。後二條帝崩するに及び、出家して尼となる。法名は、淸淨法。延慶元年十一月、從三位に敍せられ女院記・女院小傳。十二月、三宮に準せられ歷代皇紀・女院小傳・後宮略傳。號を西華門院と進められ院號定部類記に藤原實躬記を引ける。貴女鈔・女院小傳・後宮略傳。正平十年八月、薨ず。年八十七園太曆。

掄子、中務卿宗尊親王の長女なり増鏡○皇胤紹運錄・尊卑分脈に、並に少女となせり。初め龜山法皇に侍して、寵なく、法皇龜山殿に徙るに及び、留りて禪林寺殿に居りしが、源有房、宿衞して、之と姦し、子を生めり増鏡。

後、帝、亦之を幸し、崇明門院を生めり皇胤紹運錄○歷代皇紀に、永嘉門院の所生となせり。今、增鏡に據れば、永嘉門院、子なく、崇明門院を養ひて子となす。故に今、本書の說に從ふ。

瑞子、宗尊親王の少女なり增鏡・皇胤紹運錄・尊卑分脈に、長女となせり。龜山帝、養ひて子となす後宮略傳。乾元元年正月、宮に入り歷代皇紀。即日、三宮に準ぜられ女院小傳。號を永嘉門院と進められ歷代皇紀。寵あれども子なければ、帝、命じて、皇孫邦良親王及び皇女禖子内親王を子養せしむ增鏡。正中元年六月、帝崩じ、七月、出家して尼となる。法名は、妙法智歷代皇紀・女院記・女院小傳。元德元年八月、薨ず常樂記・園太曆貞和二年。年五十八歷代皇紀・女院小傳。

藤原氏、大納言長雅が女にして、一皇女を生めり一代要記。

藤原氏、參議實俊が女なり皇胤紹運錄・諸門跡譜・尊卑分脈。遊義門院に侍して、一條局と稱し皇胤紹運錄・尊卑分脈。幸を得て、良治親王を生み皇胤紹運錄・諸門跡譜。後、後醍醐帝の宮に入りて、世良親王增鏡・皇胤紹運錄・島津家本太平記・尊卑分脈。靜尊法親王皇胤紹運錄・諸門跡譜。及び一皇女を生めり皇胤紹運錄。

藤原氏、參議宗親が女にして、愉子内親王を生めり皇胤紹運錄。

伏見藤原中宮、諱は鏱子、太政大臣實兼が長女なり一代要記・貴女鈔・女院小傳・後宮略傳・尊卑分脈。長女は、小傳に據る○帝王編年記に、璋子に作れるは誤なり。正應元年四月、從三位に敍せられ女院記・女院小傳。六月、宮に入り一代要記・增鏡。後深草上皇の命によりて子となり增鏡。尋で女御となり、八月、立ちて中宮となる一代要記・女院小傳。子なければ、勅して、後伏見帝を以て子となさしむ增鏡・歷代皇紀・帝王編年記・皇胤紹運錄。永仁六年八月、號を永福門院と進められ貴女鈔・後宮略傳。正和五年六月、尼となる。法名は、眞如源歷代皇紀・女院記・女院小傳○一代要記に、眞を空に作れり。興國三年五月、崩ず。年七十二歷代皇紀・女院小傳・後宮略傳・尊

卑分脈。）

藤原經子、參議經氏が女にして（神皇正統記・増鏡・一代要記・帝王編年記・皇胤紹運錄。）後伏見帝を生み、三宮に準せらる（神皇正統記・一代要記・帝王編年記・皇胤紹運錄。）

藤原季子、左大臣實雄が女にして（歷代皇紀・貴女鈔・女院小傳・後宮略傳。）玄輝門院の異母妹なり。帝、竊に之を幸す（増鏡。異母妹は、歷代皇紀に據る。）永仁五年正月、從三位に敍せられ（女院小傳・後宮略傳。）花園帝（神皇正統記・増鏡・女院小傳。）寬性法親王（皇胤紹運錄・仁和寺御傳・諸門跡譜。）朔平門院・延明門院を生み（皇胤紹運錄・歷代皇紀・女院小傳。）帝崩ずるに及び、出家して尼となる。法名は、圓常覺（女院小傳。）嘉曆元年二月、三宮に準せられ（歷代皇紀・女院小傳。）號を顯親門院と進められ（増鏡・貴女鈔・女院小傳。）延元元年二月、薨ず。年七十二（歷代皇紀・女院小傳。）

藤原氏、權大納言實明が長女にして、宣光門院の異母姊なり。陽德門院に侍して、三條局と稱し、（圓太曆系圖・尊卑分脈。）又東御方とも稱し（歷代皇紀・女院小傳・皇胤紹運錄。）從三位に敍せられ（尊卑分脈。）幸を得て、道熙法親王（皇胤紹運錄・圓太曆系圖〇尊卑分脈に云ふ、尊實法親王を生むと。然れども、其の寬胤・尊實を以て帝の子となせるは、皆誤なり。故に取らず。）進子內親王を生む（〇皇胤紹運錄諸本に、後伏見の皇女となせり。今、一代要記・圓太曆等の諸書に據り、定めて伏見の皇女となす。說は、皇女傳に載す。）後伏見帝も、亦焉を私して、長助法親王（皇胤紹運錄・諸門跡譜・圓太曆。）寬胤法親王・承胤法親王・亮性法親王（皇胤紹運錄。）章德門院を生めり（皇胤紹運錄・歷代皇紀・女院小傳・後宮略傳。）後、出でゝ左大臣藤原公賢に嫁す（圓太曆系圖。）

藤原英子、權中納言公宗が女なり。從三位に敍せられ、章義門院を生めり（圓太曆系圖・女院小傳・後宮略傳・尊卑分脈。）

掌侍某氏、俊衡が女なり〇俊衡は、姓及び官を失せり。播磨内侍と稱し、尊彥親王を生めり皇胤紹運錄・諸門跡譜。

源氏、參議具氏が女なり。權大納言局と稱し、吉永親王を生めり皇胤紹運錄・諸門跡譜。

藤原氏は、參議茂通が女なり。春日局と稱し、尊熙法親王を生めり皇胤紹運錄。

治部卿局、法印任快が女なり。又春日局と稱し、慧助法親王を生めり皇胤紹運錄・諸門跡譜。春日局は、紹運錄に據る。

西御方、姓氏を詳にせず。廣義門院に侍せしが、幸を得て、聖珍法親王を生めり皇胤紹運錄。

後伏見女御藤原寧子、左大臣公衡が長女なり貴女鈔・女院小傳・後宮略傳。長女は、小傳に據る。德治元年四月、選ばれて宮に入り女院記・女院小傳。光嚴院・光明院皇代記・皇年代略記・皇胤紹運錄・後宮略傳。景仁親王皇胤紹運錄。新室町院歷代皇紀・貴女鈔・女院小傳。皇女某を生み皇胤紹運錄。花園帝の準母となる增鏡・貴女鈔・女院小傳・園太曆。延慶二年正月、從三位に敍し女院小傳・後宮略傳。女御となし後宮略傳。三宮に準じ、號を上りて廣義門院と曰ふ女院小傳・後宮略傳。延元元年二月、出家して尼となる歷代皇紀・女院小傳〇後宮略傳に、三月の出家となせるは、蓋誤なり。崇光院、吉野に入りて、京師主なきに當り、足利尊氏、政を門院に奏して之を決す園太曆。後光嚴、位に卽くに及び、尊氏、門院に、仍政務を預り聽かんことを請ひしに、門院、光嚴・光明の猶南に在すを以て、政を爲すの間、或は不利を致さんことを慮り、固く辭して聽かず續神皇正統記。正平十二年閏七月、暴に薨ず園太曆。年六十六女院小傳德治元年年十五の文に據る。

藤原氏、權大納言實明が女なり。對御方と稱し、從三位に敍せられ園太曆系圖・尊卑分脈。尊實法親王皇胤紹運錄〇尊卑分脈に、三條局の所生となせり。今、取らず。尊省親王及び一皇女を生み園太曆系圖・尊卑分脈。文中元年二月、薨ず後深心院關白記。

藤原氏、亦實明が女なり。宣光門院に侍して、廊御方と稱せしが、幸を得て、一皇子・一皇女を生めり園太曆系圖・尊卑分脈。

高階氏、從二位邦經が女なり。堀河局と稱し皇胤紹運錄・諸門跡譜・仁和寺御傳。又別當局とも稱し仁和寺御傳。法守法親王を生めり皇胤紹運錄・仁和寺御傳・諸門跡譜。

治部卿局、尊胤法親王を生めり皇胤紹運錄・諸門跡譜。

右京大夫局、二皇女を生めり皇胤紹運錄。

後二條藤原中宮、諱は忻子、太政大臣公孝が女なり增鏡・貴女鈔・女院小傳・後宮略傳。從三位に敍せられ女院小傳・後宮略傳。乾元元年八月、宮に入りて女院小傳・尊卑分脈。女御となり歷代皇紀・女院小傳・增鏡。恩寵を被り增鏡。嘉元元年九月、立ちて中宮となる公卿補任・歷代皇紀・女院小傳・後宮略傳。公孝が家、未だ嘗て后妃を出さゞりしかば、是に至りて、人、皆、焉を榮とせり。德治三年八月、帝崩ず。后、出でゝ第に就き增鏡。閏月、出家して尼となる。法名は、眞實覺歷代皇紀・女院小傳。延慶三年十二月、號を上りて長樂門院と曰ひ女院小傳・後宮略傳。正平七年二月、崩ず。年七十女院小傳。

尙侍藤原頊子、攝政實經が女なり歷代皇紀・貴女鈔・女院小傳・後宮略傳。帝、內大臣具守が家に御するに當り、召して之を幸し增鏡。嘉元元年三月、尙侍となし、從三位に敍す女院小傳〇後宮略傳に、五月に作れり。帝崩ずるに及びて尼となり增鏡・女院小傳。元應二年三月、三宮に準ぜられ女院小傳〇歷代皇紀に、二月に作れり。號を萬秋門院と進められ女院小傳・後宮略傳。延元三年三月、薨ず。年七十一歷代皇紀・女院小傳・後宮略傳。

掌侍平氏、少納言棟俊が女なり○歷代皇紀に、棟を輔に作れり。勾當內侍と稱し、壽成門院を生めり皇胤紹運錄・女院小傳。

御匣殿藤原氏、內大臣公親が女なり。長樂門院に侍せしが皇胤紹運錄・諸門跡譜。幸を得て、尊濟法親王を生めり一代要記・皇胤紹運錄・諸門跡譜。

藤原氏、權中納言公泰が女なり。權大納言局と稱し、祐助法親王。聖尊法親王。榮子內親王を生めり皇胤紹運錄。

藤原宗子、參議宗親が女なり。後醍醐皇太子邦良一代要記・皇胤紹運錄。邦省親王を生めり皇胤紹運錄。

平氏、參議信輔が女にして、娍子內親王を生めり皇胤紹運錄。

新大納言局、法眼良珍が女にして、珉子內親王を生めり皇胤紹運錄。

花園典侍藤原氏、從三位賴任が女なり。別當典侍と稱し、又中納言局とも稱し、一皇女を生めり皇胤紹運錄・尊卑分脈。中納言局は、分脈に據る。

藤原實子、權大納言實明が女なり園太曆系圖・女院小傳。祖父太政大臣公守、子として之を養ふ女院小傳・尊卑分脈・園太曆觀應二年。宮に入りて、直仁親王園太曆系圖・皇胤紹運錄。業永親王園太曆系圖・仁和寺御傳・諸門跡譜。皇女某皇胤紹運錄。徽安門院園太曆系圖・皇胤紹運錄・女院小傳・後宮略傳。儀子內親王を生む園太曆系圖・尊卑分脈。元弘二年正月、光嚴院、從三位を授け女院小傳。十二月、三宮に準じ女院小傳・尊卑分脈。延元三年四月、光明院、號を進めて宣光門院と曰ふ歷代皇紀・貴女鈔・女院小傳。帝崩ずるに及びて、尼となる。法名は、遍照智園太曆系圖・女院小傳・尊卑分脈。

藤原氏、實子の妹なり。後伏見帝の宮に入りて、一條局と稱せしが、帝、之を私して、覺譽法親王を生めり園太暦系圖・尊卑分脈。

譯文大日本史卷の八十四終

譯文大日本史卷の八十五

列傳第十二

后妃十二

後醍醐藤原中宮

中宮

藤原廉子

女御藤原榮子

典侍藤原親子

藤原爲子

藤原實子

藤原守子

源親子

菅原氏

藤原氏

藤原氏
大納言局
權中納言局
民部卿局
坊門局
左衛門督局
近衛局
某氏
後村上女御
敎子
後龜山中宮
後小松後宮藤原資子
藤原氏

附　北朝の后妃（光嚴後宮壽子內親王　懽子內親王　藤原秀子　藤原氏　崇光女御藤原氏　典侍源資子　後光嚴後宮藤原仲子　內侍橘氏　右衛門佐局　藤原氏　後圓融後宮藤原嚴子　藤原康子　典侍藤原今子）

後醍醐藤原中宮、諱は禧子、太政大臣實兼が女なり花園帝御記・增鏡・女院小傳・歴代皇紀・太平記。帝、太子たりし時、見て之を悦び增鏡。遂に東宮に入れて女院小傳。懽子內親王を生む增鏡・皇胤紹運錄。文保二年四月、從三位を授けられ、七月、女御となり女傳小傳・後宮略傳。元應元年八月、立ちて中宮となる後宮略傳・歴代皇紀○太平記に曰く、中宮、寵なく、終身帝に侍するを得ずと。誤なり。元弘元年、帝、笠置に幸するとき、中宮、懽子の居る所の野宮の傍に匿る增鏡。二年五月、光嚴院、號を上りて禮成門院と曰ふ女院小傳・歴代皇紀・尊卑分脈。初め、中宮、懽子を生み、之を久しうして子なかりしが、帝、方に北條高時を誅せんことを謀り、嘉曆二年、宣言すらく、中宮、復娠むことありと、常盤井殿に移して、大に僧徒を集め、密法を修して以て之を禱らしむ。既にして、年を經れども娩せず。實は、高時を呪詛せしなり增鏡・異本太平記。明年、帝、隱岐に遷る。中宮、六波羅に往きて、帝と訣れ、悲みて自ら勝へず、歌を作りて曰く、このうへのおもひはあらじつれなさの、命よされば何時をかぎりぞと。是の後、憂思して疾を成し增鏡。遂に削髮して尼となる增鏡・女院小傳。元弘三年六月、帝、宮に還り、詔して養髮せしめ、復中宮となしゝに、病增劇しく、五壇法を修して以て之を禱りたれども增鏡。十月、崩ず。後京極院と稱す後宮略傳・歴代皇紀・尊卑分脈。

中宮、諱は珣子○歴代皇紀に、恂子に作り、後宮略傳掏子に作れるは、蓋し誤なり。後伏見帝の長女なり皇胤紹運錄・女院小傳。應長元年六月、內親王となり、文保二年二月、一品に敍せられ女院小傳。元弘三年十二月、立ちて中宮となりて女院小傳・後宮略傳・歴代皇紀。一皇女を生み皇胤紹運錄。延元二年正月、號を新室町院と進められ貴女鈔・女院小傳・歴代皇紀。五月、崩ずに女院小傳○後宮略傳正月崩じ、追ひ

て號を進むとなせり。

藤原廉子、右近衞中將公廉が女なり尊卑分脈・太平記。太政大臣公賢、養ひて子となす女院小傳。才色ありて和歌を善くし、初め後京極院に給侍せしが、帝、見て之を悅び、召して宮に入る增鏡・太平記。元德三年、從三位に敍せられ女院小傳。內侍三位と稱す增鏡。元弘二年、帝に隱岐に從ひ、賊平ぎて從ひ還る。大佛貞直が采地を賜りて、湯沐邑となし增鏡・太平記。建武二年四月、三宮に准ぜらる女院小傳。廉子、天資警穎にして、善く主の意を迎へて、以て時寵を專にし、播蕩幽屛の際と雖も、未だ嘗て從はずんばあらず。而して、賂謁を通じ、外權を招き、陳請あるごとに、有司、奔走して之を奉じ、中外、之を望むこと、正匹にも踰えたり。是に由りて、賞刑紊亂し、羣下憤疾す。足利尊氏、護良親王の勇武を忌みて、之を除かんことを謀り、因て廉子に依附して、進むるに奇議を以てす。廉子、持して帝に訴へ、終に護良を竄せり。尊氏が反を濟せるは、廉子の所爲なり太平記。皇太子恒良及び後村上帝・成良親王神皇正統記・皇胤紹運錄。・祥子內親王・惟子內親王を生む皇胤紹運錄・歷代皇紀。正平六年十二月、號を上りて新待賢門院と曰ひ女院小傳・園太曆・太平記○女院小傳に、興國中、尊びて皇后と曰ふとあれども、年月詳ならず。園太曆には、皇太后先朝皇太后宮職を停むるの文あれども、文義詳ならず。今、皆取らず。十四年四月、吉野に薨ず源通冬願文・女院小傳。吉野は、太平記に據る。年五十九源通冬願文。後村上帝、爲に喪服すること三年新葉和歌集。

女御藤原榮子、關白道平が女なり歷代皇紀・尊卑分脈。元弘三年十二月、女御となる歷代皇紀○按ずるに、本書に、二年となせり。然れども、帝、隱岐に在りて、當に此の事あるべからず。今、定めて三年となす。

典侍藤原親子、參議宗親が女なり。中納言典侍と稱し、滿良親王を生めり（尊卑分脈・古本帝王系圖。）

藤原爲子、權大納言爲世が女なり（增鏡・冷泉系圖・太平記・皇胤紹運錄。）初め後二條帝に事へしが（冷泉系圖。）帝、太子たりし時、召して之を內れ、大に寵幸を被り、權大納言局と稱し（增鏡。）尊良親王・宗良親王（皇胤紹運錄・冷泉系圖・增鏡。）瓊子內親王（作者部類。）欣子內親王及び一皇女を生みて（皇胤紹運錄○增鏡に曰く、爲子、女三宮を生めりと。然れども、名稱事實考ふべからず。）早く卒す。帝、位に卽くに及び、敕して、從三位を贈る。爲子、和歌を能くせしが、爲世、續千載和歌集を撰ぶに、多く其の詠ずる所を採れり（增鏡。）

藤原實子、左大臣實雄が女なり（皇胤紹運錄。）初め後宇多帝の宮に在りしが、後、帝に仕へて（園太曆系圖。）一皇女を生み、從一位に敍せらる（皇胤紹運錄。）

藤原守子、左大臣實泰が女なり。從二位に敍せられ（園太曆系圖。）玄圓法親王を生めり（皇胤紹運錄・諸門跡譜。）

源親子、權大納言師親が女なり（皇胤紹運錄。）初め龜山帝の宮に入りて、皇子某を生み、後、後京極院に侍せしが、帝、見て之を幸し、從三位に敍し、民部卿三位と稱し（增鏡・皇胤紹運錄・太平記。）護良親王・妣子內親王を生めり（皇胤紹運錄。）帝、播遷するに及びて、親子、京に留る。時に、護良親王、十津川に逃れしかば、親子、憂思して自ら勝へず、北野社に詣で、宿留すること七日、以て焉を禱り、和歌を作りて曰く、忘れずば神もあはれとおもひしれ、心づくしのいにしへのたびと。夢に老翁あり、手に梅花一枝を執り、杖に倚りて立てり。親子、其の來る所を問へども、翁、愀然として言なく、梅花を棄てゝ去る。親子、

之を視れば、和歌を繫けたり。曰く、廻りきてつひにすむべき月影の、しばし曇るをなになげくらんと。覺めて之を異み、以て吉兆となしゝが、後、果して驗ありき太平記。

菅原氏、正三位在仲が女なり。少將内侍と稱し、聖助法親王を生めり皇胤紹運錄・諸門跡譜。

藤原氏、大納言隆資が女なり。少納言内侍と稱し、僧尊眞を生めり古本後醍醐帝系。

藤原氏、左近衞中將爲道が女なり冷泉系圖。初め中宮宣旨となり、幸せられて増鏡。法仁法親王増鏡・冷泉系圖・皇胤紹運錄・諸門跡譜。懷良親王按ずるに、本書に云ふ、阿蘇宮の母は法仁に同じと。今、阿蘇宮は、蓋し懷良なり。古本後醍醐帝系に曰く、母は尊眞に同じと。今、姑く本書に從ふ。及び一皇女を生み皇胤紹運錄。權大納言三位局と稱し皇胤紹運錄・冷泉系圖。帝、隱岐に遷るに及びて、尼となる増鏡。

大納言局、一皇女を生めり皇胤紹運錄〇按ずるに、圓太曆系圖に、權大納言公敏が女、後醍醐院大納言局と稱すとあるは、蓋し此の人ならん。

權中納言局、一皇女を生めり皇胤紹運錄〇按ずるに、本書に、後宇多院權中納言局と書して、誰の女なることを載せず。圓太曆系圖に據れば、權大納言藤原公泰が女にして、後醍醐帝の官女となり、後、遁世して尼となれるは、蓋し此の人ならん。

民部卿局、一皇女を生めり皇胤紹運錄。

坊門局、一皇女を生めり皇胤紹運錄。

左衞門督局、爲忠が女なり〇爲忠は、姓氏を失せり。按ずるに、冷泉系圖・勸修寺系圖に、共に爲忠あり。孰か是なるを知らず。遊義門院に侍せしが、一皇女を生めり皇胤紹運錄。

近衞局、昭訓門院に侍せしが、一皇子を生めり皇胤紹運錄。

某氏、基時が女にして〇基時、姓闕けたり。一皇子を生めり皇胤紹運錄。

後村上女御 某、關白某が女なり。宮に入りて女御となり新葉和歌集〇本書を歷考するに、門院、女御たりし時、福恩寺前關白內大臣が家に歌會あり、命じて禁中月を題とす。關白の詠める所、女御の后位に升らんことを期望するの意あり。之に據れば、則ち門院は蓋し福恩寺關白の女ならんか。然れども、福恩寺關白も亦未だ誰たることを知らず。女御后となるの文、諸書に、考ふる所なし。後龜山帝を生み説は、本紀に見ゆ。帝崩ずるに至りて、落髮す。號を上りて嘉喜門院と曰ふ新葉和歌集・嘉喜門院集・後龜山和歌題辭。門院、琵琶を善くしたれども、帝崩じて、哀慕感愴して、復親しく彈ぜず。天授三年七月七日、樂を吉野の行宮に張るとき、門院、入りて之を觀る。樂闋りて、後龜山帝、數門院に琵琶を彈ぜんことを請ひければ、門院、爲に一たび之を彈ぜしに、帝、舊に感じて自ら勝へず、和歌を作りて曰く、かくてのみ絕えず聞かばやそのかみの、秋おもほゆる峰の松風と。門院、和して曰く、あはれとも君ぞ聞きける今ははや、吹きたえぬべき峰の松風と新葉和歌集・嘉喜門院集〇按ずるに、本書に載せたる所の歌詞、各小異あり。今、新葉集に從ふ。宗良親王、新葉和歌集を撰ぶとき、和歌を門院に請ひしに、門院、大納言藤原實爲をして和歌百餘首を書かしめて、宗良に贈る。宗良、之を閱して、其の當に集に載すべきものを批し、書を奉りて之を謝し、且つ曰く、七夕の松風の唱和、人をして目駭き神奪はれ、感愴咏嘆に堪へざらしめ、殆ど歷朝の撰集に媿ぢず。豈に吉野の紅葉と倶に山谿に埋委するに忍びんや。臣、譴怒を顧みずして、屢之を請ひしもの、是に於てか得たりとなすと嘉喜門院集。

敎子、其の姓氏を失せり。從二位に敘せられ、世泰親王を生みしが、世泰薨じて、如意輪寺に葬る。

明年、敎子、如意輪寺に往きて、冥福を修せしとき、後龜山帝、和歌を賜ひて之を慰めしに、敎子、答歌を奉りて、益之を哀めり新葉和歌集。

後龜山中宮、誰が女なることを詳にせず。宮に入りて女御となり新葉和歌集。阿佐殿と稱し嘉喜門院集。建德二年九月、紅葉一枝を嘉喜門院に獻ぜしに、門院、和歌を作りて、之を謝して曰く、君がはや秋の宮居にうつるべき、ほどを紅葉のいろにこそ知れと。帝、代りて之に和して曰く、散らでなほ千年の秋もいろそへよ、藐姑射の山のみねのもみぢばと。帝位に卽きて、中宮となる新葉和歌集○按ずるに、歌詞は、嘉喜門院集に載せたる所と少しく異なり。

後小松後宮藤原資子、贈左大臣資國が女なり貴女鈔・尊卑分脈・歷代皇紀。叔父儀同三司資敎が養女を以て宮に入り、稱光帝・龍樹寺宮を生み、二位に敍し、應永三十二年七月、三宮に準ぜられ、卽日、號を光範門院と進められ尊卑分脈・薩戒記・貴女鈔を參取す。龍樹寺宮は、皇胤紹運錄に據る。永享五年十月、薙髮す。時に年五十尊卑分脈。

藤原氏、家、本衣冠して、吉野の行宮に從ひしが、後、宮に入りて侍婢となり、寵幸あり。後宮、譖して曰く、彼、未だ南方を忘れず、常に白刃を褱めり、將に官家に利ならざらんとすと。帝、惡みて之を逐ひしに、僧宗純を民家に生めりと云ふ一休年譜。

附 北朝の后妃

光嚴後宮壽子內親王、花園帝の長女なり皇胤紹運錄・後宮略傳。幼にして永陽門院の爲に子養せられ、門院薨ずるに及びて、與ふるに封邑を以てす園太曆。後、宮に入りて妃となる皇胤紹運錄・園太曆・諡號雜記。子なし。崇

光院・後光嚴院生るゝに及び、妃に命じて之を子となさしむ（皇胤紹運錄・園太曆を參取す。）建武四年、號して徽安門院と曰ひ（貴女鈔・後宮略傳。）延文二年、出家して尼となり、庵を萩原に構へて焉に住し（園太曆。）明年四月、薨ず（常樂記。）

懽子內親王、後醍醐帝の長女なり（皇胤紹運錄・後宮略傳。）正慶二年、宮に入りて妃となり（歷代皇紀。）建武二年、號して宣政門院と曰ひ（後宮略傳・歷代皇紀○貴女鈔に、三年に作れり。）曆應三年、宮を出でゝ、保安寺に入りて尼となれり（歷代皇紀○祐植記鈔に、二年の事となせり。）時に年二十六（後宮略傳・女院小傳。）

藤原秀子、內大臣公秀が女なり（尊卑分脈・女院小傳。）光嚴院、位に卽き、初め右大臣藤原秀衡が女を召して宮に入れたれども、寵なく、更に秀子を納れて之に代へ、父の家號に因み、目して三條局と曰ふ（增鏡。）幸を得て崇光院を生み（皇胤紹運錄・女院小傳。）建武三年、典侍となり、明年、從三位を授けらる（女院小傳・園太曆。）既にして、後光嚴院を生み（皇胤紹運錄・女院小傳。）文和元年、三宮に準じ、號して陽祿門院と曰ひ、本封の外、特に邑五百戶を加へらる。十一月、疾を以て薙髮し、尋で薨ず。年四十二（園太曆。）

藤原氏、權大納言公蔭が女なり。徽安門院に仕へて、一條局と稱し、又後對御方とも稱し、宮に入りて、義仁親王を生めり（皇胤紹運錄・尊卑分脈。）

崇光女御藤原氏、太政大臣公賢が女なり。初め徽安門院に侍して、東御方と稱せしが（園太曆系圖。）宮に入りて女御となり、安福殿女御と稱し、延文二年、門院と同じく尼となり（園太曆。）名を了覺と改め、仍之に給事して、梅津比丘尼と稱せり（園太曆系圖。）

典侍源資子、權大納言重資が女なり○大、或は中に作れり。宮に入りて典侍となり尊卑分脈・椿葉記。按察典侍と稱し椿葉記。榮仁親王を生み皇胤紹運錄・椿葉記。從三位を授けられ、杉殿と稱せり尊卑分脈・皇胤紹運錄。

後光嚴後宮藤原仲子、贈左大臣兼綱が女なり尊卑分脈・貴女鈔。宮に入りて典侍となり、中納言典侍と稱し後愚昧記。後圓融院皇胤紹運錄・貴女鈔。及び煕永親王・堯仁法親王を生み皇胤紹運錄・諸門跡譜・仁和寺御傳。從三位を授けらる尊卑分脈・院號定部類記。後小松帝位に卽きて、三宮に準せられ、號して崇賢門院と曰ひ貴女鈔・後愚昧記・院號定部類記。本封の外、特に邑五百戶を加へられ院號定部類記。應永五年、薨ず。年九十三尊卑分脈。門院、梅町に居りしかば、世に梅町殿と稱したりき尊卑分脈・後愚昧記。

內侍橘氏、從三位以繁が女なり橘氏系圖・公卿補任を參取す。少納言內侍と稱し後愚昧記。明承法親王を生み後愚昧記別記○天台座主記に云ふ、伯耆殿局、明承を生むと。後光嚴院崩ずるに及び、落髮して尼となる後愚昧記。

右衛門佐局、其の姓氏を詳にせず。亮仁法親王・覺增法親王を生めり後愚昧記。

藤原氏、圓滿院大夫法師長快が女なり後深心院關白記。長快は、尊卑分脈に據る。左京大夫局と稱し尊卑分脈・後愚昧記・後深心院關白記。又伯耆殿局とも稱し後愚昧記・天台座主記。覺叡法親王・久尊親王を生み尊卑分脈。後愚昧記・後深心院關白記・天台座主記を參取す。後光嚴院崩ずるに及びて、尼となる後愚昧記。

後光嚴院、晩に權大納言藤原資名が女を召して之を幸し、命じて後圓融院の保母となし、二位を授け、呼びて二品局と曰へり。二品局、自ら其の寵を負みて、頗る不法多し。嘗て北面士藤原懷國と私通し、請ひて備前守に拜す。懷國、勢を恃みて同列を淩忽しければ、後光嚴、

稍之を惡みて、食邑。給人を收めたり。後光嚴院崩じて、僅に十餘日に及び、懷國、害に遭ひ、二品局も、亦外に出でゝ尼となりぬ後愚昧記・後深心院關白記を參取す。

後圓融後宮藤原嚴子、內大臣公忠が女なり尊卑分脈・貴女鈔。應安四年、宮に入りて後愚昧記。後小松帝皇胤紹運錄・貴女鈔。及び一皇女を生めり後愚昧記。後小松帝位に卽きて、三宮に準せられ、號して通陽門院と曰ひ貴女鈔・院號定部類記。文明五年十二月、薨ず。年六十九尊卑分脈。後圓融院、位を遜りてより、稍淫縱躁狂にして、猜防尤も甚し。門院、初め皇女を產めるを以て、出でゝ公忠が第に居りしに、分娩後僅に十餘日、院、其の外人と姦することあらんことを慮り、急に促して宮に還らしめ、既にして之を召す。門院、適夫人の服飾に乏しくして、未だ輒く進御せざりしに、院、大に怒り、刃を挺きて房に入り、門院を斫りて之を傷く。崇賢門院、其の後禍あらんことを恐れ、公忠と謀り、酒を載せて院に入り、帝に對して共に酌み、其の昏醉して知ることなきを伺ひ、人を馳せて公忠に報じ、輿を遣はして舁き出さしめ、因て免るゝことを得たり。又嬖する所の一宮人、足利義滿と私せるを疑ひて之を罷む。時に、義滿、使を遣はして適至りしに、院、之を聞きて驚悸し、謂らく、其の己を憤りて、駕を海島に遷さんことを謀るならんと。佛屋に入りて將に自殺せんとせしに、崇賢門院、之を諭して止めたりき後愚昧記。

藤原康子、權大納言資康が女なり。宮に入りて寵あり、從二位に敘せられ、後小松帝の準母となり尊卑分脈・貴女鈔。後、出でゝ足利義滿に嫁して尊卑分脈。北山に居る後深心院關白記。後小松帝位に卽くに及びて、三宮に準

せられ、號して北山院と曰ふ尊卑分脈・貴女鈔・院號定部類記。

典侍藤原今子皇胤紹運錄。權大納言隆卿が女なり尊卑分脈・後愚昧記。從三位に敍せられ皇胤紹運錄。帥典侍と稱し後愚昧記。道朝法親王を生めり皇胤紹運錄・尊卑分脈。

譯文大日本史卷の八十五終

譯文大日本史卷の八十六

列傳第十三

皇子一

神武の四子

手研耳命

神八井耳命

彦八井耳命

岐須美美命

安寧の二子

息石耳命

磯城津彦命

懿德の一子

武石彦奇友背命

孝昭の一子

天足彦國押人命

孝安の一子

大吉備諸進命

孝靈の四子

日子刺肩別命

彦五十狹芹彦命

彦狹島命

稚武彦命　孫　吉備武彦命

孝元の四子

大彦命

少名日子建猪心命

彦太忍信命

武埴安彦命

開化の三子

彦湯產隅命

皇子一

彦坐王

建豊波豆羅和氣命

崇神の六子

彦五十狹茅命

倭彦命

五十日鶴彦命

豊城入彦命　子　八綱田　孫　彦狹島王

大入杵命

八坂入彦命

垂仁の十二子

譽津別命

五十瓊敷入彦命

大中津日子命

稚城瓊入彦命

鐸石別命

池速別命
祖別命
五十日足彦命
膽武別命
磐衝別命
袁邪辨王

景行の五十四子

櫛角別王
大碓皇子
日本武尊
五百城入彦皇子
忍之別皇子
稚倭根子皇子
大酢別皇子
五十狹城彦皇子

皇子一

吉備兄彥皇子

神櫛皇子

稻背入彥皇子

武國凝別皇子

日向襲津彥皇子

國乳別皇子

國背別皇子

豐戶別皇子

豐國別皇子

五十功彥命

眞若王

彥人大兄王

大江王

豐門入彥命

稚屋彥命

武國皇別命
眞稚彥命
天帶根命
大曾色別命
五十河彥命
石社別命
大稲背別命
武押別命
不知來入彥命
曾能目別命
十市入彥命
襲小橋別命
色己焦別命
熊津彥命
息前彥人大兄水城命

皇子一

熊忍津彦命（くまおしつひこのみこと）
櫛見皇命（くしみすめらみこと）
武弟別命（たけおとわけのみこと）
草木命（くさきのみこと）
稚根子皇子命（わかねこのみこのみこと）
兄彦命（えひこのみこと）
手事別命（たことわけのみこと）
大我門別命（おほがとわけのみこと）
豐日別命（とよひわけのみこと）
三川宿禰命（みかはのすくねのみこと）
豐手別命（とよてわけのみこと）
倭宿禰命（やまとのすくねのみこと）
豐津彦命（とよつひこのみこと）
五百木根命（いはきねのみこと）
弟別命（おとわけのみこと）

大焦別命

宗室の制、皇子を親王となし、皇孫を二世王となし、以て三世四世五世に至るまで、皆諸王と稱し、各品位あるは、蓋し大寶の令に定められたり。上古の世は、風俗樸質にして、名號未だ備はらざりき。然れども、將帥の任、國縣の治は、多く帝子・王孫を選びて之を爲せり。其の皇家に藩屛となり、天下を鎭撫する所以、豈に盛ならずや。中葉以降に逮びて、相權、日に重く、親王・諸王、復機務に與らず。或は姓を賜りて人臣に列するものあり。或は出家して佛乘に歸するものあり。親王、諸州の大守を領すれば、皆遙授の官となし、釐務は、一に上佐に委ねて之を主らしむ。其の他官を帶ぶるも、亦虛名のみ。後醍醐の朝に至りて、軍國多事、叛亂煽起し、諸皇子、皆元帥上將の寄を受け、克く恢復招討の略を勤め、宗室の貴を以て、特に殊勳を建てたるは、日本武尊以來、未だ嘗て有らざる所、亦以て世變を觀るべし。其の春日・岡宮・崇道盡敬・崇道天皇の如き、皆追尊の徽號に據りて、以て特書の崇重を示す。皇子傳を作る。

神武の五皇子、媛蹈鞴五十鈴媛皇后、彥八井耳命古事記・本書に、日子八井に作れり。今、姓氏錄に從ふ〇按ずるに、舊事紀には、第四子として、母氏を載せず。姓氏錄には、以て神八井耳命の子となしたれども、未だ何の據あるを知らず。神八井耳命・綏靖帝を生み、妃吾平津媛、手研耳命日本紀・古事記。岐須美美命を生めり古事記。

手研耳命、日向に生れ、帝に從ひて東征し、紀伊の熊野邑に至らんとするとき、海中、暴風に遇

ひて、人船、多く漂沒したれども、帝、手研耳命と、獨恙なきことを獲たり。七十六年春、帝、崩じて、太子、諒闇に在り、手研耳の年長けて久しく朝務に與りしを以て、委ぬるに庶事を以てせり。手研耳、性素より僻違なりしかば、是に至りて、威福己に由り、遂に禍心を包藏し、太子及び神八井耳命を害せんことを圖る。太子知りて、密に之が備をなす○古事記に曰く、當藝志美美命、三弟を殺さんことを謀り、伊須氣余理比賣、其の計を知り、歌を以て諸子を悟して曰く、佐韋川ゆ、雲たちわたり、畝火山、木の葉さやぎぬ、風吹かんとすと。又曰く、畝火山、ひるは雲とゐ、夕されば、風吹かんとぞ、木の葉さやげると。諸子、之を聞きて驚き、遂に當藝志美美を殺したりと。會手研耳、片丘の地室に居る。太子、獨神八井耳と謀を協せ、戶を排きて突入せり。時に手研耳、獨大牀に臥せるを、太子、射て之を殺せり。實に大歲己卯の冬十一月なり。帝崩じてより此に至るまで、凡そ四年。明年庚辰、太子、位に卽く。是を綏靖帝となす日本紀。

神八井耳命、手研耳の逆を謀りたるとき、太子、將に之を射殺さんとして、其の獨地室に臥せるを時とし、神八井耳に謂て曰く、今日の事、唯吾と爾と自ら之を行はんのみ。吾、先戶を開かん、爾、其之を射よと。乃ち相隨ひて進み、太子、其の戶を開きしに、神八井耳、手足戰慄して、矢を發つこと能はず。太子、其の弓矢を奪ひ、一發して其の胷に中て、再發して脊に中て、遂に之を殺せり。是に於て、神八井耳、慚服して、太子に謂て曰く、乃兄懦弱にして、果を致すこと能はざるに、汝、克く雄武を奮ひて、自ら元惡を誅せり。宜しく其天位に登りて祖業を承くべきなり。吾、當に汝の輔となりて、神祇を奉典すべしと○古事記に曰く、我、汝を輔けて忌人とならんと。綏靖帝の四年四月、薨ず日本紀。孫の建五百建命と曰

へるは、崇神帝の時、科野國造となり、速瓶玉命と曰へるは、阿蘇國造となれり舊事紀。

彥八井耳命。

岐須美美命。

安寧の三皇子、渟名底仲媛皇后、息石耳命・懿德帝・磯城津彥命を生めり日本紀。磯城津彥命は、本書の註に據る。

息石耳命○本書の註及び古事記には、息石耳を載せざれども、常津彥某兄あり。舊事紀に曰く、息石耳、一名は常津彥、後なしと。附して以て考に備ふ。 女あり、天豐津媛と曰ひて、懿德の皇后となる日本紀。

磯城津彥命、二子あり、曰く某、曰く和知都美命。和知都美、淡路の御井宮に居て、二女を生めり古事記。曰く倭國香媛、曰く絙某弟、共に孝靈帝の妃となる日本紀・古事記。

懿德の二皇子、天豐津媛皇后、孝昭帝・武石彥奇友背命を生めり日本紀○舊事紀に、武石彥奇友背命を以て安寧帝の季子となせり。

武石彥奇友背命。

孝昭の二皇子、世襲足媛皇后、天足彥國押人命・孝安帝を生めり日本紀。

天足彥國押人命○古事記に、天押帶日子に作れり。 男あり、彥姥津命と曰ふ姓氏錄。 女押媛は、孝安の皇后となり、姥津媛は、開化帝の妃となる日本紀。 彥姥津に子あり、伊富都久命と曰へり。彥國押人の三世の孫を彥國葺と曰ひ姓氏錄。 別に傳あり。

孝安の二皇子、押媛皇后、大吉備諸進命古事記。 孝靈帝を生めり日本紀。

大吉備諸進命。

孝靈の五皇子、細媛皇后、孝元帝を生み（日本紀。）妃倭國香媛、日子刺肩別命（古事記。）彦五十狹芹彦命を生み、絙某弟、彦狹島命（古事記に、日子寤間に作れり。）稚武彦命を生めり（日本紀・古事記○按ずるに、舊事紀に、弟稚武彦命あるは誤なり。）

日子刺肩別命。

彦五十狹芹彦命、一名は吉備津彦命（古事記に、大吉備津日子命に作り、姓氏錄に、或は吉備津彦五十狹芹命に作れり。）崇神帝の十年九月、命ぜられて將軍となりて西道に赴かんとするとき、會武埴安彦反き、妻吾田媛と道を分ちて內に向へり。因て、五十狹芹彦を留めて之を討たしむ。五十狹芹彦、吾田媛を大坂に邀へ擊ちて之を斬り、其の餘黨を殲し、尋で西道に往きて、夷俗を綏懷せり。六十年七月、是より先、武日照命の神寶、藏められて出雲大神宮に在り、出雲振根、之を掌りしが、是に至り、帝、焉を見んことを欲し、武諸隅を遣はし、往きて之を求めしめしに、振根、適筑紫に往きたりしかば、其の弟飯入根、命を受けて、弟甘美韓日狹と子鸕濡渟とをして神寶を獻ぜしむ。振根、歸りて、飯入根を責めて曰く、宜しく數日を待つべきに、何の恐ありてか輙く之を許せると。之を久しくして忿恨解けず、遂に之を殺さんと欲す。因て、飯入根を誘ひ、止屋淵に至りて、萎を覩、淵に臨み、飯入根に謂て曰く、淵水清冷なれば、願はくは共に游泳せんと。乃ち與に共に佩刀を解きて水に入る。振根、豫め木刀を裝ひて自ら佩き、先陸に上り、飯入根が刀を拔きて之に迫る。飯入根、驚きて振根が刀を執れば、則ち木刀なり。遂に殺さる。韓日狹・鸕

濡渟、闕に詣りて狀を奏す。帝、乃ち五十狹芹彦及び武渟川別を遣はして、振根を討たしむ。振根、誅に伏す。出雲臣等、恐懼して敢て大神を祭らず。丹波人氷香戸邊、神語を得て、皇太子に啓したるに、皇太子、之を奏したれば、勅して、復之を祭れり（日本紀○按ずるに、孝靈帝崩じてより、崇神帝の六十年に至るまで、凡そ百七十八年、而して、五十狹芹彦の薨、何の時に在ることを知らざるなり。）初め五十狹芹彦、弟稚武彦と共に吉備國を綏撫せしより（古事記）後世、吉備津彦神社を備中に建てゝ之を祀る（續日本後紀・延喜式）。五十狹芹彦、子あり、三井根子命と曰ひ、景行帝の時、葦分國造となれり（舊事紀）。

彦狹島命。

稚武彦命（○古事記に、若建吉備津日子命に作れり。或は若日子建吉備津日子命に作れり。）二女あり、曰く播磨稻日大郎姬、曰く播磨稻日稚郎姬、並に景行帝の宮に入る（古事記○按ずるに、二姬、疑ふらくは、稚武彦の女にあらじ。說、后妃傳に見えたり。）孫吉備武彦命（日本紀）。

吉備武彦命（○父の名闕けたり。古事記に、御鉏友耳建日子に作れり。）景行帝の四十年、日本武尊、東のかた蝦夷を征するとき、帝、吉備武彦と大伴武日とに命じて、副となせり（○按ずるに、孝靈帝崩じてより、景行帝の四十年に至るまで、凡そ三百二十五年、然れば則ち、吉備武彦は、稚武彦が數世の孫ならん。）蝦夷、既に平ぎ、還りて碓日坂に至るとき、日本武尊、將に信濃に出でんとし、別に吉備武彦を越國に遣はして、地形・人民を鑒察せしむ。回りて美濃に出でゝ、日本武尊に會し、從ひて伊勢に至る。日本武尊、疾ありて將に薨ぜんとするとき、乃ち吉備武彦を遣はし、還りて狀を奏せしめたり（日本紀）。吉備武彦が子は、意加部彦命と曰ひ（舊事紀）。御友別命と曰ひ、鴨別命と曰ふ（三代實錄・姓氏錄）。女は、兄媛と曰ひて、

應神帝の妃となる日本紀○按ずるに、本書に、父の名を載せざれども、其の御友別の妹たることを載せたり。故に、此に列す。 意加部彥は、成務帝の時、盧原國造となる舊事紀○姓氏錄に曰く、景行帝の時、吉備健彥を東方に遣はして、毛人を伐ちて、阿倍盧原國に到らしめ、復命の日、賜ふに盧原國を以てせりと。 御友別は、應神帝の二十二年、兄媛が故を以て、吉備國に遊幸し、葦守宮に至りし時、御友別、其の子弟を率ゐて食を獻じ、供給甚だ謹めり。帝、之を嘉し、乃ち吉備國の縣を割きて、其の三子及び弟鴨別等を分ち封ず。 鴨別は、仲哀帝、熊襲を親征し、未だ克たずして崩ぜしとき、神功皇后、鴨別に命じ、討ちて之を平げしむ日本紀。 應神帝、吉備國に幸し、加佐米山に登りしとき、風、御笠を飄しゝに、帝、之を怪めり。 鴨別、奏言すらく、是、神祇、天皇を奉ずるの徵ならんと。因て其の山に獵せしに、獲る所果して多かりければ、帝、大に喜び、名を賀佐と賜へり姓氏錄。 是を笠臣の始祖となす日本紀・姓氏錄。 其の子孫に縣守といふものあり○按ずるに、本書に、笠臣の祖縣守と書して、父の名を載せず。疑ふらくは、鴨別が子ならん。故に、此に附す。 人となり勇悍にして強力なり。仁德帝の末年、吉備中國の川島河に大虬ありて、行人、毒を被りて死亡するもの多ければ、縣守、淵に臨み、三瓠を投じて曰く、汝、毒を吐きて人を害へば、我、將に汝を殺さんとす。汝、能く此の瓠を沈めなば、則ち我、汝を避けん、能はずば則ち汝を殺さんと。時に、虬、鹿と化して、瓠を引きて之を沈めんと欲すれども、瓠沈まず。縣守、水に入り、劒を揮ひて虬を斬り、悉く其の種類を斷ちければ、河水、爲に赤かりき。因て、其の水を號して縣守淵と曰へりと云ふ日本紀。

孝元の五皇子、鬱色謎皇后、大彥命・少名日子建猪心命・開化帝を生み少名日子建猪心命は、古事記に據る○本書の註に、一說に、少彥

男心命に作り、開化帝の母兄となせり。妃伊香色謎、彦太忍信命を生み、埴安媛、武埴安彦命を生めり日本紀。

大彦命、崇神帝の十年九月、印綬を受けて將軍となり、其の子武渟川別及び彦五十狹芹彦・丹波道主と、四方を綏懷し、四道將軍と稱す。大彦、北陸に赴くとき、往きて和珥坂〇本書の註に、一に云ふ、山背の平坂と。を過ぎしに、少女ありて歌を唱へ、歌畢りて忽ち見えざりければ、大彦、意に之を異み、歸りて狀を以て聞す。倭迹迹日百襲姫、帝に言して曰く、此、武埴安彦が將に反かんとする徵ならんと。是に於て、諸將軍を留めて之を議す。武埴安彦、果して反き、妻吾田媛と、軍を分ちて兩道より進めり。帝、大彦及び彦國葺に命じて、之を討たしむ。大彦等、武埴安彦を山背に邀ふ。時に、忌瓮を以て和珥の武鐰坂に鎭坐し、乃ち精兵を率ゐて那羅山に軍し、進みて武埴安彦と輪韓河を夾みて戰を挑む。武埴安彦、河に臨みて矢を發つ。彦國葺、射て武埴安彦を殺したるに、衆潰えぬれば、追ひて之を河北に破りしに、餘衆、悉く降れり。十月、大彦等、詔を奉じて、各四道に往き、戎夷を平定せり日本紀。大彦、子あり、武渟川別と曰ひ、彦背立大稻腰命と曰ひ、波多武彦命と曰ひ〇本書に、或は大彦が孫となせり。紐結命と曰ふ姓氏錄。女は、御間城姫と曰ひて、崇神の皇后となる。武渟川別は、崇神帝の十年九月、將軍となりて東海に赴き日本紀。父大彦と相津に會し古事記。六十年、彦五十狹芹彦と、命を奉じて、出雲振根を誅し、垂仁の朝に大夫となる日本紀。彦背立大稻腰が子を彦屋主田心命と曰ふ。初め、大彦、北征せしとき、坂に到りて、偶孩兒の啼けるを聞き、求めて之を得、大に喜びて、菟田弟媛をして之を乳ましめ、長

ずるに及びて、取りて己が子となし、得彦宿禰と名けたり。大彦が孫磐鹿六雁命（姓氏錄○父の名闕けたり。）景行帝、東巡して上總より淡水門に至りて、覺賀鳥の聲を聽き、其の形を見んと欲し、海濱に出でゝ之を求め、偶白蛤を得たり。六雁、蒲を以て手繦となし、蛤の膾を作りて之を進めたるに、帝、悅びて、姓を膳大伴部と賜ひき。（日本紀。）

少名日子建猪心命。

彦太忍信命、屋主忍男武雄心命（○雄は、一に猪に作れり○按ずるに、皇胤紹運錄及び石淸水祠官紀氏家譜に、屋主忍男武雄心を以て二人となせるは誤なり。）を生み、武雄心、二子を生めり。曰く武內宿禰、曰く甘美內宿禰（日本紀○按ずるに、古事記に、甘美を味師に作り、武內・甘美を以て彦太忍信命の子となし、又甘美を以て武內の異母兄となせり。皆本書と異なり。）武內宿禰は、自ら傳あり。

武埴安彦命、崇神帝の時、山代に居りしが（古事記○按ずるに、本書に、武埴安彦を以て孝元帝の子となし、又崇神帝の言を載せて曰く、吾が庶兄と。一書齟齬せり。今、考ふる所なし。）十年、其の妻吾田媛と、竊に不軌を圖りて、兵を稱げ、道を分ちて內に向へり。帝、彦五十狹芹彦をして、吾田媛を邀擊して之を殺さしむ。武埴安彦、大彦・彦國葺等と、輪韓河を夾みて軍し、彦國葺が爲に射殺されたり。（日本紀。）

開化の四皇子、伊香色謎皇后、崇神帝を生み、妃竹野媛、彦湯產隅命を生み、姥津媛、彦坐王を生み（日本紀。）宮人葛城鸇媛、建豐波豆羅和氣命を生めり（古事記○姓氏錄に、武豐葉類別命に作れり。）

彦湯產隅命、一名は彦蔣簀（日本紀。）二子あり、曰く大筒木垂根王、曰く讚岐垂根王。大筒木垂根王に女

あり、迦具夜比賣と曰ひて、垂仁帝の宮に入る古事記。

彦坐王、十二男三女あり、曰く大股王、曰く小股王、曰く志夫美宿禰王、曰く狹穗彦王〇本書に、沙本毘古王に作れり。今、日本紀に從ふ。曰く袁邪本王、曰く室毘古王、曰く丹波道主命〇本書に、丹波比古多多須美知能宇斯王に作れり。今、日本紀に從ふ〇日本紀の註に、或は彦湯產隅命の子となしたれども、今取らず。曰く水穗眞若王、曰く神大根王、曰く山代大筒木眞若王、曰く比古意須王、曰く伊理泥王。女は、曰く狹穗姫〇本書に、沙本比賣に作れり。今、日本紀に從ふ。曰く水穗五百依比賣、曰く御井津比賣古事記。狹穗姫は、垂仁の皇后となる日本紀・古事記。大股王、二子あり、長は曙立王と曰ひ、次は菟上王と曰へり古事記〇本書に曰く、舉津別命、壯にして言はず、將に往きて出雲大神に禱らんとし、曙立王をトひて副となす。是に於て、屢奇瑞を見る。因て敕して、曙立王を稱して倭者師木登美豐朝倉曙立王と曰ひ、乃ち曙立王及び菟上王をして、舉津別命に從ひ、出雲大神に謁せしむ。既にして、舉津別命、能く言ふことを得たり。帝、大に悅び、又菟上王を遣はして、其の神宮を作らしむと。日本紀と異なり。故に取らず。狹穗彦王の、垂仁帝の五年、反きて誅せられたる事は、狹穗姫皇后傳に在り。丹波道主命は、崇神帝の十年、將軍となりて丹波に赴けり。一男五女あり、男は、朝廷別王と曰ひ、五女は、皆垂仁帝の宮に入る日本紀〇朝廷別王は、古事記に據る。神大根王、一名は八爪入日子王、三野の本巢國造となる〇舊事紀國造紀に、三野前國造に作れり〇按ずるに、日本紀景行紀に、美濃國造神骨あり。蓋し此の人ならん。大根、骨、訓讀相近し。山代大筒木眞若王は、迦邇米雷王を生み、迦邇米雷王、氣長宿禰王〇本書に、氣を息に作れり。今、日本紀に從ふ〇日本紀・舊事紀に、共に氣長宿禰を以て開化帝の曾孫となして、此と異なり。を生み、氣長宿禰王、二男二女を生めり。男は、氣長日子王と曰ひ、大多牟坂王と曰ふ古事記。長女は、氣長足姫と曰ひて、仲哀の皇后となる日本紀・古事記。

建豐波豆羅和氣命。

皇子一

崇神の七皇子、御間城姫皇后、垂仁帝・彥五十狹茅命・倭彥命・五十日鶴彥命を生み、妃遠津年魚眼眼妙媛、豐城入彥命を生み、尾張大海媛、大入杵命・八坂入彥命を生めり日本紀。大入杵命は、古事記に據る○按ずるに、古事記に、伊邪能眞若命ありて、彥五十狹茅命・五十日鶴彥命を載せず。皇胤紹運錄には、併せ載せて以て八子となせり。

彥五十狹茅命。

倭彥命、垂仁帝の二十八年十月、薨じ、十一月、身狹桃花鳥坂に葬り、其の近習を以て生ながら埋めて兆域に立てしに、晝夜號泣すること、數日にして絕えたれども、死屍爛臭して、禽獸聚り噉ふ。帝、其の哭聲を聞き、之が爲に閔惻し、詔して、永く殉死を禁ぜり日本紀○古事記に曰く、是の時、始て陵域に人垣を立つることを停めたりと。

五十日鶴彥命。

豐城入彥命、垂仁帝の皇子たりしとき、豐城入彥、垂仁帝と共に帝の爲に寵せられて、未だ適立する所あらず。四十八年、帝、夢兆を以て之を卜はんと欲し、二皇子に命じて、其の夢みし所を奏せしむ。明日、豐城入彥、奏して曰く、臣、夢に御諸山に登り、東に向ひて刀槍を弄ぶこと、各八たびと。因て出でゝ東國を治めたり日本紀。子を八綱田と曰ふ姓氏錄。

八綱田、垂仁帝の五年十月、狹穗彥反きたるとき、帝、八綱田を以て將軍となして之を討たしむ。狹穗彥、稻城を構へ、月を踰ゆれども降らず。帝、命じて、兵を益し、八綱田、火を縱ちて城を燒きしに、狹穗彥、誅に伏したり。帝、其の功を嘉し、號して倭日向武日向彥八綱田と曰へり。豐城入彥

の孫を彦狹島王と曰ふ日本紀○按ずるに、本書に、其の父を著さゞれども、疑ふらくは、卽ち八綱田の子ならん。

彦狹島王、景行帝の五十五年二月、東山道十五國の都督に拜せられて、春日穴咋邑に至り、病に臥して薨ず。東國の百姓、王の至らざるを悲み、竊に王の尸を盜みて、上野國に葬れり。彦狹島の子を御諸別王○姓氏錄に、或は大御諸別命に作れり。と曰ふ。明年八月、御諸別に詔して曰く、汝が父彦狹島王、任所に赴くことを得ずして、早く薨ぜり。汝、其專ら東國を領せよと。御諸別、命を奉じ、且つ父の業を成さんと欲し、任に赴きて、夙に善政あり。時に、蝦夷、騷動す。卽ち兵を擧げて之を擊ちしに、蝦夷の酋帥足振邊・大羽振邊・遠津闇男邊等、叩頭して罪を請ひ、盡く其の地を獻ず。因て、其の降れるものを免じて、伏せざるものを誅せり。是を以て、東方、事なかりき日本紀。是を上毛野君・下毛野君の祖となす日本紀・古事記。子孫、各居地に因みて、姓を賜り氏を命ぜられたりと云ふ續日本紀延曆十年。豐城入彦の四世の孫を荒田別命と曰ひ姓氏錄。別に傳あり。

大入杵命。

八坂入彦命、美濃に居たり。二女あり、八坂入媛と曰ひ、弟媛と曰ふ。八坂入媛は、景行の皇后となりぬ日本紀。

垂仁の十二皇子、狹穗姬皇后、譽津別命を生み、日葉酢姬皇后、五十瓊敷入彦命・景行帝日本紀。大中津日子命古事記。稚城瓊入彦命を生み、妃渟葉田瓊入媛、鐸石別命を生み○按ずるに、古事記に、伊賀帶日子命あり。蓋し膽香足姬命の訛ならん。

故に取らず。薊瓊入媛、池速別命を生み日本紀。宮人迦具夜媛、袁邪辨王を生み古事記。苅幡戸邊、祖別命。五十日足彥命・膽武別命を生み、弟苅幡戸邊、磐衝別命を生めり日本紀〇按ずるに、本書に、弟苅幡戸邊を綺戸邊に作れり。今、古事記に從ふ。讀、后妃傳に見えたり。

譽津別命〇古事記に、本牟智和氣に作り、智を或は都に作れり。帝、之を愛して、常に左右に居らしむ。五年、皇后の兄狹穗彥反き、皇后、譽津別を抱きて城に入る。帝、城中に、皇后及び皇子を出さんことを諭せども、聽かず。官兵、將に火を放ちて城を燒かんとするに及び、皇后、始て皇子を出せり〇古事記に曰く、城を燒く時に當りて、皇子を生む、其の火中に生れし故を以て、本牟智和氣と名くと。〇按ずるに、本と火と、音訓相通ず。譽津別、歲已に三十、鬚髯八掬なれども、語言すること能はず、猶兒啼をなす。帝、常に之を憂ふ。偶殿前に立てるとき、譽津別侍せり。時に、鵠ありて飛鳴す。譽津別、仰ぎ見て、始て言て曰く、是何物ぞやと。帝、大に喜び、左右を顧みて曰く、孰か能く是の鳥を獲んと。天湯河板擧〇古事記に、山邊大鶙に作れり。曰く、臣、能く之を獲んと。帝曰く、果して此の鳥を獲ば、必ず厚く之を賞せんと。板擧、鵠を望みつゝ追ひ尋ねて出雲に至り、之を獲て以て獻ず。譽津別、之を弄びて、遂に能く言ふことを得たり。因て板擧を賞して、姓を鳥取造と賜ひ〇按ずるに、舊事紀の一說に、譽津別を以て鳥取造等の祖となせるは誤なり。又鳥取部・鳥養部・譽津部を定めたり日本紀〇古事記に曰く、本牟智和氣命、鵠を得て後も、尙言ふこと能はざれば、帝、之を憂ふ。適夢に、神、告げて曰く、吾が宮を修むること皇居の如くせば、則ち皇子、能く言はんと。覺めて之を卜ひたるに、曰く、出雲大神の祟る所なりと。因て、本牟智和氣命をして出雲の宮に謁せしめ、曙立王・菟上王を以て副となし、留止する所ごとに、本牟智部を定め、將に歸らんとして、肥河に次る。出雲國造の祖岐比佐都美、之を饗し、爲に假山を下流に作る。本牟智和氣命、望み見て言を發す。是より能く言ふことを得たり。菟上王等、京に歸りて、具に其の狀を奏す。帝、大に喜び、爲に神宮を造り、鳥取部・鳥甘部・品遲部・大湯坐・若湯坐を定むと。按ずるに、品遲・本牟智、音讀相通ず。

五十瓊敷入彥命、嘗て景行帝と、帝の前に在りて、各欲する所を言ひしに、五十瓊敷、弓矢を得んことを請へり。因て、賜ふに弓矢を以てせり。是に於て、儲位遂に定りぬ。語は、景行紀に詳なり。三十五年、詔を奉じて河內に往き、高石池・茅渟池を作る〔古事記に曰く、血沼池・狹山池・日下高津池を作ると。〕三十九年、茅渟菟砥川上宮に居て〔古事記に、菟砥の鳥取に作れり。〕劍一千口を作れり。因て劍を名けて川上部と曰ひ、又裸伴部とも名けて、之を石上神宮に藏めたり。後、帝、五十瓊敷に命じて、石上の神寶を掌らしむ〔本書の註に、一說に、五十瓊敷命、鍛工河上といふ者を召して、刀千口を菟砥河上に作る。帝、命じて、楯部・倭文部・神弓削部・神矢作部・大穴磯部・泊橿部・玉部・神刑部・日置部・太刀佩部の、凡て十品部を以て之に隷し、其の刀は、悉く忍坂邑に藏め、後、移して石上神宮に藏めたりと。〕八十七年、五十瓊敷、老いて職に堪へざるを以て、妹大中姫をして代りて神寶を掌らしむ〔日本紀。〕

大中津日子命。

稚城瓊入彥命。

鐸石別命〔古事記に、沼帶別命に作れり。今、日本紀に從ふ。〕子あり、稚鐸石別命と曰ひ、稚鐸石別の子を田守別王、一名健眞別と曰ひ、其の子を弟彥王〔弟は、或は茅に作れり。〕一名建結別〔和氣系圖。〕と曰ふ。神功皇后の新羅より還るとき、忍熊皇子等、兵を構へて明石に邀へたれば、皇后、弟彥をして關を針間・吉備の界に設けて之を防がしめたり。是を和氣關となす。功を錄して吉備磐梨縣を賜ひぬ。因て焉に家せり〔姓氏錄。〕

池速別命、幼かりし時、帝、爲に宮室を伊賀の阿保村に築きて、以て封邑となしゝより、子孫、遂に焉に家す。允恭帝の時、因て姓を阿保君と賜へり〔姓氏錄〇二荒山記に曰く、活目入彥五十狹茅帝の第九子池速別命、敕を奉じて伊勢大神を鈴鹿川上に祀りたれども、事に因りて

東國に赴き、病みて一目を失ひ、終に京に還らず、下毛野の室八島に住居して、子孫綿綿たりと。今、取らず。

祖別命。

五十日足彦命。

膽武別命〇本書に、伊登志別王に作れり。今、日本紀に從ふ。子なし。因て伊都部を定めたり古事記。

磐衝別命。

袁邪辨王。

景行の五十五皇子、播磨稻日大郎姬皇后、櫛角別王〇櫛角別王は、古事記に據る。古大碓皇子・日本武尊を生み、八坂入媛皇后、成務帝・五百城入彦皇子・忍之別皇子・稚倭根子皇子〇本書の一說、及び古事記に、大郎姬皇后の所生となせり。大酢別皇子・五十狹城彦皇子〇二皇子は、古事記に載せず。吉備兄彦皇子を生み〇古事記に、若木入日子ありて、吉備兄彦と共に宮人の所生となせり。妃五十河媛、神櫛皇子〇古事記に、大郎姬皇后の所生となせり〇按ずるに、姓氏錄に曰く、讚岐公は、景行帝の皇子五十香足彦命の後、酒部公は、讚岐公と祖を同じくして、神櫛別命の後なりと。此に據れば、神櫛別は、一名五十香足彦なり。而して、神櫛別、神櫛は、固より一人にして、且つ其の母を五十河媛と曰へば、則ち其の五十香足彦の名あるも、未だ必ずしも相證することなしとせず。下に載する所の五十河彦も、疑ふらくは、亦一人なるを、舊事紀に衍り出したるものならん。然れども、日本紀に、神櫛の別名あるを載せざるは、疑ふべし。姑く此に附す。稻背入彦皇子を生み、高田媛、武國凝別皇子を生み、日向髮長大田根、日向襲津彦皇子を生み、襲武媛、國乳別皇子〇舊事紀に、國凝別皇子あり。蓋し重出なり。國背別皇子〇本書の註に、一說に、宮道別皇子に作れり。豐戶別皇子を生み、御刀媛、豐國別皇子を生み日本紀。五十琴姬命、五十功彦命を生み舊事紀。宮人播磨稻日稚郎姬、眞若王。彦人大兄王を生み、迦具漏比賣、大江王を生めり古事記。其の餘、豐門入彦命・稚屋彦命・武國皇別

命・眞稚彦命・天帶根命・大曾色別命・五十河彦命・石社別命・大稻背別命・武押別命、不知來入彦命・曾能目別命・十市入彦命・襲小橋別命・色己焦別命・熊津彦命・息前彦人大兄水城命・熊忍津彦命・櫛見皇命・武弟別命・草木命・稚根子皇子命・兄彦命・手事別命・大我門別命・豐日別命・三川宿禰命・豐手別命・倭宿禰命・豐津彦命・五百木根命・弟別命・大焦別命舊事紀。の三十三人は、皆母氏を失せり。帝、男女八十人あり。其の國郡に封ぜられて、國造及び和氣となり、或は稻置・縣主となりしもの七十餘人國造・和氣・稻置・縣主は、古事記に據る○和氣は、別と音訓相通ず。所謂諸國の別は、皆其の別王の裔なり日本紀。而して、舊史に名を載せたるもの、五十五人。

櫛角別王。

大碓皇子、日本武尊と孖生なり。帝、之を異みて、碓に詰し、因て大碓・小碓と名けたり。四年、帝、美濃國造神骨が女兄遠子・弟遠子、並に國色ありと聞き、大碓に命じて、其の容姿を察せしめしに、大碓、遂に二女に通じたれば○古事記に曰く、自ら其の二女に通じ、詐りて他女を以て之に代へて獻ずと。帝、之を惡めり。四十年、東夷、多く叛く。帝、羣臣に問ふ、誰か當に其の亂を平ぐべきと。日本武尊、奏言すらく、臣、既に西征せり、是の役、必ず大碓に在りと。大碓、慄懼して逃匿す。帝、召して之を責めて曰く、汝、往くことを欲せずば、朕、豈に之を強ひんや。今未だ賊を見ず、何ぞ懼るゝことの甚しきと。因て、出して美濃に封ず日本紀。二子あり、長は押黑兄彦王と曰ひて、兄遠子の所生、次は押黑弟彦王と曰ひて、弟遠

子の所生なり。古事記。

日本武尊、名は小碓命、一名は日本童男○按ずるに、日本武の號は、川上梟帥が上りし所にして、敕賜に出でたるに非ず。故に、本書に、景行帝の詔語を載するときには、小碓王と稱したれども、敍事には、特に書して日本武尊と曰へり。蓋し小碓王、既に梟帥を誅し、威名世に震ひ、朝野敬異して、日本武の稱、遂に世に行はれ、且つ其の仲哀帝の父たるの故を以て、舊史、因て其の號を用ひ、以て崇重表異の義を寓せしなり。幼にして、雄傑の氣あり、壯に及びて、容貌魁偉、身長一丈、力、能く鼎を扛ぐ。二十七年八月、熊襲反き、十月○舊事紀に、二十年十月に作れり。日本武尊をして之を討たしむ。時に年十六。將に發せんとして曰く、我、射を善くするものを得て、之と共に行かんことを欲すと。或曰く、美濃に弟彦公あり、其の人、射を善くすと。日本武尊、葛城人宮戸彦を遣はして之を召す。弟彦、乃ち石占横立、及び尾張田子稻置・乳近稻置を率ゐて偕に來る。十二月、日本武尊、熊襲國に至りて、其の形勢地理を察するに、賊の魁帥取石鹿文、又名は川上梟帥、適其の親族を宴せんとす。日本武尊、髮を被り、飾りて童女の狀を爲し○古事記に曰く、倭建命、將に發せんとするとき、其の姑倭姫命の衣裳を乞ひて行き、遂に之を服して童女の狀をなしたりと。劒を裀中に藏め、密に入りて、其の婦女と雜處す。梟帥、一見して之を悅び、手を執り席を同じくし、杯を屬して戲狎せり。夜闌に衆散じて、梟帥、酒を被れり。日本武尊、劒を拔きて其の胸を刺しゝに、未だ殊せず、曰く、姑く之を待て、吾、言はんとする所あり、汝を誰とか爲すと。曰く、吾は、是大足彦天皇の子、名は日本童男と。梟帥曰く、吾、國中の强力なるものなり、人、懾服せざるものなし。吾、嘗て多く勇武に遇ひたれども、未だ皇子の若きものあらず。吾、賤陋と雖も、願はくは、尊號を上らん、可ならんかと。皇子、許諾す。梟帥、乃ち曰く、今よ

り以後、應に日本武皇子と稱すべしと。言訖れば、刺して之を殺せり。是に由りて、世に日本武尊と稱す〇古事記に曰く、熊曾建に、兄弟二人あり、小碓命、先熊曾が胸を刺して之を斃しゝに、弟建、畏れて逃れしを、小碓命、追ひて其の背皮を執へ、尻より刺しゝに、弟建、白して云云、遂に倭建命と稱すと。既にして、弟彦等を分ち遣はして、醜類を誅殺し、熊襲悉く平ぎたれば、海に浮びて還り、吉備の穴海の惡神、難波の柏濟の惡神を殺せり〇古事記に、又出雲建を殺しゝ事を載せたれども、本書の出雲振根が弟入根を殺しゝ事と類すれば、今、取らず。明年二月、京に還り、奏して曰く、臣、天皇の靈に賴り、一擧して熊襲の魁帥を戮し、西州既に謐し。穴濟・柏濟の神、久しく妖蘖を逞しくして、路人を毒害せり。故に、悉く之を殺して、水陸の道を開けりと。帝、其の功を美して、之を寵異す。四十年六月、東夷、多く叛き、邊境騷動す。七月、帝、羣臣に詔して曰く、東國安からず、暴神、多く起りて、蝦夷、悉く叛けり。誰か能く其の亂を平ぐるものぞと。羣臣、對ふる所を知らず。日本武尊、奏言すらく、臣は、則ち先に西征に勞せり。是の役、必ず大碓に在りと。大碓、之を聞きて懼れ逃る。日本武尊、奮て曰く、熊襲、既に平ぎ、未だ幾年を經ざるに、東夷、又叛けり。知らず、何の日にか太平を睹ることを得ん。臣、敢て勞を言はず、請ふ、自ら行かんと。帝、斧鉞を持ちて之に授けて〇古事記に曰く、天皇、比比羅木八尋矛を賜ふと。曰く、朕聞く、東夷、性強暴にして凌犯を事とし、邑に首長なく、各封疆を貪り、互に相盜略し、邪神姦鬼、害を人民に播すと。東夷の種類、蝦夷、最も強く、冬穴夏巢、毛を衣血を茹りて、山に登ること禽の如く、草を行くこと獸の如く、恩を承くれば則ち忘れ、仇を見れば必ず報ゆ。箭を頭髻に挿み、刀を衣中に藏め、黨類を聚めて邊界を侵し、

農桑を伺ひ以て人民を略し、撃てば則ち草に隱れ、追へば則ち山に入り、往古以來、未だ王化に洽はず。今汝、身體長大にして、猛きこと雷電の如く、向ふ所前なく、攻むる所必ず勝ち、親は則ち朕が子なれども、實は則ち神人なり。蓋し、天、朕が不德を愍み、汝をして天業を經綸せしむるならん。天下は、卽ち汝が天下、位は、卽ち汝が位なり。汝、其深く謀り遠く慮りて、之に視すに威を以てし、之を懷くるに德を以てし、兵甲を煩さず、自ら臣順せしめよと。日本武尊、斧鉞を受け、再拜して奏して曰く、臣、昔西征し、幸に皇威に賴り、三尺の劒を提げて、熊襲國を撃ち、未だ浹辰を經ざるに、賊帥、誅に伏せり。今、亦神祇の靈に賴り、天皇の威に藉り、往きて賊境に臨み、宣ぶるに德敎を以てし、猶伏せざることあらば、卽ち兵を擧げて之を擊たんと、言ひ畢りて又再拜す。帝、吉備武彥・大伴武日連に命じて從行せしめ〇古事記に、吉備臣の祖御鉏友耳建日子に作り、熱田社緣起には、吉備武彥、及び建稻種公に作りて、並に大伴武日連を載せず。又七掬脛を以て膳夫となす。十月、京師を發し、道を枉げて伊勢神宮を拜し、倭姬に告げて曰く、今、敕を奉じて東征し、以て諸の叛けるものを誅せんとす。故に來り辭すと〇古事記に曰く、倭建命、伊勢を過りて大神宮を拜し、泣きて其の姑倭比賣命に告げて曰く、天皇、豈に吾が死を欲し給ふか、曩者、既に西方の賊を討ち、還りて未だ幾ならず、又東方十二道の諸賊を平げしめ、給ふに軍衆を以てせず、此より後、吾、唯死あるのみと。大に本書と異なり。今、取らず。倭姬、神劒を取りて、之を授けて曰く、之を愼みて怠ること勿れと。日本武尊、進みて駿河に至るに〇古事記に、相模に作れり。古語拾遺に亦曰く、相模に至りて、野火の難に遇へりと。土賊、紿きて曰く、野に麋鹿多し、狩せば則ち大に獲んと。日本武尊、其の言を信じて、遂に野に獵すれば、賊、風に乘じて火を縱てり。日本武尊、欺かれたることを知り、卽ち燧を鑽りて火を

取り、逆へ焼きて免るゝことを得〇本書に、一説に曰く、王の佩きたる所の叢雲劒、自ら室を抽けて、傍近の野草を薙ぎ、頼て免るゝことを得たり、故に劒を名けて草薙と曰ふと。古事記に曰く、初め伊勢大神宮に詣でたるとき、倭比賣命、劒及び一嚢を授けて曰く、事若し急ならば、則ち此の嚢を抜けと。賊の火を縦つに及び、嚢を披けば則ち燧なり。是に於て、劒を抜きて草を薙き、燧を用ひて火を取り、逆へ焼きて還り出でたりと。賊衆を撃ちて焉を殲せり。因て其の處を號して焼津と曰へり。進みて相模を歴て、將に上總に往かんとするとき、海を望みて揚言して曰く、是小海のみ、跳りて超ゆべしと。中流にして、暴風忽ち起り、舟漂ふこと危急なり。時に、妃穂積忍山宿禰の女弟橘媛從ひしが、啓して曰く、是、必ず海神祟を爲すならん、妾、願はくは、身を以て之を贖はんと。言ひ訖りて自ら海に投せしに〇古事記に曰く、弟橘比賣海に沒して後七日、其の櫛自ら海に浮びたり。乃ち取りて之を殮り、墳墓を造ると。風止みて岸に著くことを得たり。上總より轉じて陸奥に入らんとするとき、大鏡を掛けて船を飾り、海に浮びて葦浦を出で、横に玉浦を渡りて、蝦夷の境に至る。夷酋島津神・國津神等、兵を竹水門に屯して以て之を拒ぐ。遙に日本武尊の船を望みて驚怖し、皆弓矢を投じ、迎へ拜して曰く、君の容を仰ぎ視るに、人倫に秀づ、豈に神人に非ずや、願はくは、姓名を聞かんと。日本武尊曰く、我は、是現人神の子なりと。蝦夷、震慄して水に入り、船を牽きて岸に到り、面縛して罪を請ふ。因て、其の酋帥を俘にし、以て自ら焉を從ふ。蝦夷、遂に平ぎたれば、日高見國より還り、西南、常陸を歴て甲斐に抵りて、酒折宮に居る。夜、食するに方りて歌を作り、侍者に問ひて曰く、新治筑玖波を過ぎて、幾夜か寐つると。諸の侍者、答ふること能はず。時に、燭を秉るものあり、歌を賡ぎて曰く、かゞなべて、夜には九夜、日には十日をと。乃ち其の敏捷を稱して、厚く之を賞せり。是に

於て、日本武尊、蝦夷已に罪に伏したれども、信濃・越國、尙未だ化に從はざるを以て、卽ち甲斐より、北、武藏・上野を歷て、西、碓日坂に逮ぶ。日本武尊、弟橘媛を顧念し、碓日嶺に登りて、東南を望み、三たび嘆じて曰く、吾嬬者邪と。故に、山東の諸國を稱して吾嬬國と曰ふ。吉備武彥を分ち遣はし、越國に往きて、地形の險易、人情の逆順を察せしむ。日本武尊、遂に信濃に入りて、峻嶺幽谷を踰え、飢ゑて山頂に憩ひて食するとき、白鹿の道に當るあり。日本武尊、之を異み、蒜を以て之を彈けば、眼に中りて斃れたり〇古事記に曰く、足柄の坂本に到りて食し、蒜を彈きて鹿を殺し、坂を登り、三たび嘆じて曰く、阿豆麻波夜と、故に、其の國を號して阿豆麻と曰ひ、卽ち甲斐に入れりと。是より先、信濃坂を過ぐるものは、多く妖氣に中りて病みしが、此よりして後、蒜を嚼みて身及び牛馬に塗るものは、其の患を免るゝことを得たりと云ふ。日本武尊、迷ひて道を失ひ、向ふ所を知らず。時に、白狗ありて前を行きければ、乃ち之に隨ひて美濃に出づることを得たり。時に、吉備武彥、越國より歸りて之に會す。日本武尊、尾張に到りて、尾張氏の女宮簀媛の家に宿し〇古事記に曰く、倭建命、伊勢より尾張に至り、尾張國造の祖美夜受比賣の家に宿りて之を悅び、乃ち再過を約して東し、還るに及び、其の家に入りて之を娶すと。熱田社緣起に曰く、初め日本武尊、東行して、尾張の愛智郡に到りし時、稻種、啓して曰く、本郡氷上邑に桑梓の地あり、請ふ、大王、駕を枉きて偃息し給へと。日本武尊、其の家に抵り、其の妹宮酢姬を見て之を悅び、淹留すること數日。其の啓行して、自ら海道に趣くに及び、稻種をして別に山道より坂東に會せしむ。賊平ぎ、還りて尾張に到りて、適稻種が海路より還り、駿河の海に覆沒するに會す。日本武尊、訃を聞きて哀み、駕を促して宮酢姬の家に入れりと。神皇正統記にも、亦曰く、宮簀媛は、尾張の稻種宿禰が妹なりと。淹留すること月を踰え、近江の膽吹山に暴神ありと聞きて、又之に赴かんとす日本紀。卽ち神劍を解き、宮簀媛に授けて曰く、我、京師に歸らば、必ず應に汝を迎ふべし。敬みて此の劍を持ちて、汝が牀幃を護れと。大伴武日連、諫めて曰く、今、將に暴神を誅せん

とせば、宜しく此の劍に藉るべしと。日本武尊曰く、我、徒手して之を搏ち、足を翹げて蹴殺さんと熱田社縁起。遂に徒行して山に至りしに、大蛇、道に當れり○古事記に曰く、山神、化して白猪となると。日本武尊、謂らく、是、暴神の使令ならん。今、將に其の神を殺さんとするに、使令、豈に問ふに足らんやと。蛇を跨えて行くに、俄に雲霧晦瞑、雨雹大に作りて、咫尺辨ぜざるを、陵ぎ冒して前み、日本紀。玉倉部に至りしに、昏迷して醉へるが如し。因て、山下に憩ひ、泉を飮みて醒めたり。故に、其の泉を號して居醒泉と曰へり。是より、始て身に痛あることを覺え、日本紀。古事記を參取す。乃ち歎じて曰く、我が意、常に謂らく、天翔るべしと。而るに、今歩むことを得ずと。乃ち杖に倚りて漸く進み、古事記。還りて尾張に歸りたれども、復宮簀媛の家に入らず、便ち伊勢に移りて、尾津に到れり。初め東行のとき、尾津濱に到りて食を進め、一劍を松下に遺しけるが、此に至りて、猶存せり。歌を作りて松を賞し、能褒野に到りて、疾甚し。因て、俘にせる所の蝦夷を以て大神宮に獻じ、吉備武彦を遣はして、朝に奏せしめて曰く、臣、命を天朝に受けて、遠く東夷を征し、幸に神恩を被り、皇威に賴りて、叛逆、誅に伏せり。甲を卷き戈を戢め、凱歌して捷を奏せんことを冀へども、天命忽ち至り、獨、曠野に臥せり。臣、敢て自ら惜まず、唯一たび覲ゆること能はざるを恨むるのみと。日本紀。疾革るに及び、歌を作りて曰く、少女の、床の邊に、我が置きし、劍の太刀、其の太刀はやと。古事記。遂に能褒野に薨ず○舊事紀に曰く、尾張に薨ずと。延喜式に曰く、能褒野の墓は、伊勢鈴鹿郡に在りと。年三十。實に景行帝の四十三年なり○按ずるに、景行帝の二十七年、日本武尊、年十六。然れば則ち四十三年に至りては、應に三十二なるべきを、三十に作れるは、蓋し二の字を脫せるなり。帝、

訃を聞き、晝夜悲泣して、寢食常ならず、曰く、我が子小碓王、熊襲叛きし日、師を率ゐて征討し、既にして、恒に左右に在りて、朕が逮ばざるを輔けしに、東夷騷動して、能く討つものなきより、愛を割きて復遣はしけれども、日として顧みざることなかりき。何の禍ぞ倏ち我が子を亡へる。今より以後、誰か與に鴻業を經綸せんと。卽ち羣卿百寮に詔して、之を能褒野に葬りしに、白鳥ありて、兆域より出で、飛び去りければ、棺を開きて之を視たるに、唯明衣在るのみ。是に於て、使を遣はして追ひ尋ねしに、其の鳥、倭の琴彈原に集れり。因て、陵を其の地に造れり。白鳥、又飛びて河內に至りて、舊市邑に止りければ〇古事記に、志幾に作れり。又陵を舊市に造りしに、又飛びて之く所を知らず。時人、三陵を號して白鳥陵と曰へり〇古事記に曰く、倭建命の妃及び諸子、訃を聞きて共に伊勢に往き、陵を匝りて哀歌せしに、其の靈、八尋白智鳥に化して飛び去りぬ。妃及び諸子、痛哭して、歌四首を作れるを、後世、用ひて天皇の挽歌となすと。朝廷、其の功を錄して、爲に武部を定めたり。五十三年、羣臣に詔して曰く、朕、小碓王を顧念して、今、將に其の平げし所の國を巡狩せんとすと。因て、伊勢に幸し、遂に東海の諸國を歷て還る。仁德帝の六十年十月、白鳥陵の瘞葬の地に非ざるを以て、詔して、其の陵守を廢せんと欲し、始て役丁を差び充て、帝、役所に臨みけるに、陵守目杵、忽ち白鹿に化して走れり。帝、見て驚懼し、詔して、陵守を置くこと故の如くして、乃ち土師連等を授けたり。日本武尊、七男一女あり、長は稻依別王と曰ひ、次は仲哀帝、次は稚武王・武鼓王〇本書に、或は武卵王に作り、古事記には、建見兒王に作り、舊事紀には、武養蠶命に作れり。十城別王・稚武彥王・蘆髮蒲見別王・布忍入姫命と云ふ〇古事記に、蘆髮蒲見別を足鏡別に作り、舊事紀には、葦敢竈見別に作れり。音韻相通ず。按ずるに、古事記に、息長田別王あり。舊事紀に、稻入別命・息長

田別命・五十目彥王命・伊賀彥王・武田王・佐伯命を載せ、武卯王・武養蠶命を以て、別に二人となせるは、蓋し誤れり。稻依別王の子を倉見別と曰ひ、麛坂・忍熊二王の兵を擧げしとき、五十狹茅宿禰と之に隷し、共に將軍となりて、東國の兵を發せしが、敗るゝに及びて、終る所を知らず日本紀○本書景行紀に曰く、稻依別王は、犬上君の祖と。神功紀に曰く、犬上君の祖倉見別と。今、年紀を推すに、其の父子たること明かなり。稚武王、須賣伊呂大中日子王を生み、大中日子王、迦具漏比賣古事記○按ずるに、本書景行・應神二帝の妃に、共に迦具漏媛あり。說、后妃傳に見えたり。蘆髮蒲見別王を生めり。仲哀帝の元年十一月、詔して曰く、朕、未だ弱冠に逮ばずして、父王既に崩じて、神靈、白鳥に化したれば、仰望の情、一日も息むことなし。冀はくは、白鳥を得て、之を陵域の池に放ち、時時臨み觀て、以て朕が情を慰めんと。乃ち諸國に令して、白鳥を貢せしむ。閏月、越國、白鳥を獻じ、使人、菟道河邊に宿す。蒲見別、之に問ひて曰く、何處にか將ち去ると。使人、答ふるに皇命を以てす。蒲見別曰く、白鳥は、之を炙れば則ち黑鳥となると。因て之を強奪しければ、使人、以て聞せしに、帝、其の無禮を惡み、兵を遣はして、之を誅せり日本紀。和泉大鳥郡の大鳥神社、常陸那賀郡の吉田神社は、皆日本武尊を祀れり。而して、後世、之を祀典に列せり。

五百城入彥皇子、景行帝、未だ太子を立てず、諸皇子、皆國縣に封ぜられしとき、五百城入彥、成務帝・日本武尊と、倶に朝に在りて、儲位に擬せられたりき。子あり、品陀眞若王と曰ふ。品陀眞若王、三女を生めり古事記。共に應神帝の宮に入る日本紀・古事記。

忍之別皇子。

稚倭根子皇子。

大酢別皇子。

五十狹城彦皇子。

吉備兄彦皇子。

神櫛皇子。

稻背入彦皇子、子あり、御諸別と曰ひ、成務帝の時、針間國を中分して、之に賜ふ。因て、針間別と號せり。御諸別の子阿良都命、一名は伊許自別。應神帝、國界を定めんと欲し、車駕、針間國を巡幸して、神崎郡瓦村の東の崗上に到りし時、青菜、崗邊の水流に浮べり。帝謂らく、上流必ず人あらんと。因て、伊許自別を遣はして之を察させしに、果して居民あり、言て曰く、日本武尊、東征して俘にせし所の蝦夷を、針間・阿蘇・阿波・讚岐・伊豫等の國に散遣せしが、己等は、其の後なり。仍て此に居り、後、佐伯を以て氏となせりと。伊許自別、歸りて其の狀を奏す。帝、伊許自別に詔して曰く、汝、宜しく君として之を治むべしと。卽ち針間別佐伯直の姓を賜へり。古、君を謂て直となせり。故に、是の姓を賜ひしなり。姓氏錄。

武國凝別皇子。

日向襲津彦皇子。

國乳別皇子。

國背別皇子。

豐戸別皇子。

豐國別皇子。

五十功彦命。

眞若王。

彦人大兄王、女を大中姫と曰ひて〇古事記に、大江王の女となせり。仲哀帝の宮に入る日本紀。

大江王、子あり、大名方王と曰へり古事記。

豐門入彦命。

稚屋彦命。

武國皇別命。

眞稚彦命。

天帶根命。

大曾色別命。

五十河彦命。

皇子一

石衝別命。

大稻背別命。

武押別命。

不知來入彥命。

膂能目別命。

十市入彥命。

襲小橋別命。

色己焦別命。

熊津彥命。

息前彥人大兄水城命。

熊忍津彥命。

櫛見皇命。皇の下、疑ふらくは、子の字を脫せるならん。

武弟別命。

草木命。

稚根子皇子命。

兄彥命。
手事別命。
大我門別命。
豐日別命。
三川宿禰命。
豐手別命。
倭宿禰命。
豐津彥命。
五百木根命。
弟別命。
大焦別命。

譯文大日本史卷の八十六終

譯文大日本史卷の八十七

列傳第十四

皇子 二

仲哀の三子

麛坂皇子

忍熊皇子

譽屋別皇子

應神の十子

根鳥皇子

稚野毛二派皇子

額田大中彦皇子

大山守皇子

去來眞稚皇子

皇太子菟道稚郎子

隼總別皇子
大葉枝皇子
小葉枝皇子
堅石王
仁德の二子
住吉仲皇子
大草香皇子　子　眉輪王
履中の二子
磐坂市邊押磐皇子
御馬皇子
反正の一子
高部皇子
允恭の三子
皇太子木梨輕
境黑彥皇子

皇子二

八釣白彥皇子

雄略の二子

磐城皇子

星川稚宮皇子

繼體の六子

大郎皇子

椀子皇子

耳皇子

厚皇子

兎皇子

中皇子

宣化の二子

上殖葉皇子

火焰皇子

欽明の十三子

箭田珠勝大兄皇子
石上皇子
倉皇子
蠟觜鳥皇子
椀子皇子
石上部皇子
山背皇子
櫻井皇子
橘本稚皇子
茨城皇子
葛城皇子
埿部穴穗部皇子
橘麻呂皇子

敏達の六子

押坂彥人大兄皇子

皇子二

竹田皇子

尾張皇子

難波皇子

春日皇子

大派皇子

用明の六子

聖德太子廐戸　子　山背大兄王

麻呂子皇子

來目皇子

殖栗皇子

田目皇子

茨田皇子

仲哀の四皇子、神功皇后、應神帝を生み、妃大中姫、麛坂皇子。忍熊皇子を生み、弟姫、譽屋別皇子を生めり（日本紀○古事記に、譽屋別を以て神功皇后の所生となせり。）

麛坂皇子、忍熊皇子と、並に應神帝の庶兄なり。八年、帝、皇后と熊襲を征し、明年、帝、行宮に

崩ぜしかば、皇后、西のかた三韓を征し、還りて應神帝を筑紫に生めり。辛巳の歳二月、皇后、百僚を率ゐ、梓宮を奉じて、海路より京に歸らんと欲せしに、麛坂・忍熊、之を聞き、密に謀りて曰く、皇后、子あり、羣臣、皆從へり。其必ず幼主を立てん。我、何ぞ兄を以て弟に從はんやと。乃ち山陵を作るに託して、播磨に往き、舟梁を作り、赤石より淡路島に及ぶまで、石を取りて陵を起すと宣言して、乃ち人ごとに兵を持たしめ、以て皇后を要せんとす。時に、倉見別及び五十狹茅宿禰、麛坂に黨したれば、因て以て將軍となして、東國の兵を發せしむ。麛坂、忍熊と菟餓野に狩し、祝して曰く、事若し成るべくんば、必ず大なる獲あらんと。既にして、共に假庋に坐せしに、赤猪ありて暴に至り、麛坂を噬みて殺せり（日本紀○古事記に曰く、麛坂王、歴木に上りて坐せるに、怒れる猪あり、歴木を倒して之を噬み殺せりと。）

忍熊皇子（○姓氏錄に、忍熊別皇子に作れり。）兄麛坂と謀りて、兵を發せしが、會麛坂死して、軍士、恐れ慄けり。忍熊、倉見別に謂て曰く、是大怪なり、此の地、以て敵を待つべからずと。乃ち軍を引き、退きて住吉に屯す。皇后、變を聞き、舟師を帥ゐて難波に到りしに、忍熊、又退きて菟道に軍す。皇后、乃ち紀伊に至り、三月、大臣武內宿禰及び武振熊をして忍熊を撃たしむ。武內等、山背に出でゝ菟道河の北に屯す。忍熊、軍を出して將に戰はんとするとき、其の先鋒熊之凝、歌を作りて高く唱へ、以て其の衆を勵す。武內、兵を解き弦を斷ちて、陽に和を講ぜんとす。忍熊、之を信じ、亦兵を解き弦を斷ちて、之を河に投ぜり。既に河を渡れば、武內が兵、弦を更へて、其の不意を掩ふ。忍熊、倉見別・五十狹茅に謂

て曰く、吾、既に紿かれて、今儲兵なければ、復戰ふべからずと。乃ち衆を引きて退きて逢坂に至り、武内と戰ひ、大敗して走りしに、狹狹浪栗林に及ぶころには、士卒、潰亡して略盡きたり。忍熊、窘迫して悲歌し、乃ち五十狹茅と共に瀨田濟に投じて死せり日本紀。

譽屋別皇子。

應神の十一皇子、仲姬皇后、仁德帝。根鳥皇子を生み、妃高城入姬、額田大中彥皇子。大山守皇子。去來眞稚皇子を生み、宮主宅媛、皇太子菟道稚郎子を生み、弟姬、稚野毛二派皇子を生み、絲媛、隼總別皇子を生み、日向泉長姬、大葉枝皇子。小葉枝皇子を生み日本紀。宮人迦具漏媛、堅石王を生めり古事記○按ずるに、日本紀・舊事紀に、共に曰く、帝、男女二十人ありと。而るに、古事記に曰く、皇子十一人・皇女十五人、凡て二十六人なりと。

根鳥皇子、子あり、中日子王。伊和島王と曰ふ古事記。

稚野毛二派皇子○野は、或は淳に作れり。三男四女を生めり。男は大郎子、一名意富富杼王と曰ひ、取賣王と曰ひ、沙禰王と曰ふ。長女忍坂大中姬命は古事記。允恭帝の皇后となり、季女弟姬は、衣通郎姬と號し、亦允恭帝の宮に入れり日本紀。大郎子、彥主人王を生み、彥主人王、男大迹王を生めり釋日本紀に上宮記を引ける。武烈帝崩ずるに及びて、男大迹王、位に卽きぬ。是を繼體帝となす日本紀。

額田大中彥皇子、帝崩じて、皇太子、仁德帝と相讓りて、位に卽くことを肯ぜず。大中彥、因て倭の屯田・屯倉を領せんと欲し、屯田司淤宇宿禰に謂て曰く、屯田は、本山守の地に屬せり。是を以て、吾、

將に之を治めんとす、汝、掌るべからずと。淤宇、聽かずして、乃ち皇太子に訴ふるに、太子、受けず。仁德帝に稟せども、帝も、亦自ら決せず、倭吾子籠を召して之を問ひ、狀を以て大中彥に告げしに、大中彥、自ら服して止みぬ。仁德帝の六十二年、大中彥、鬪鷄に狩して、野に屋廬の如きものあるを望み、人をして之を視さすれば、則ち窟なり。鬪鷄稻置大山主を召し、問ひて曰く、何の窟ぞと。曰く、氷室なり。土を掘ること丈餘、厚く茅茨を藉きて、氷を其の中に藏め、草を以て之を覆へば、夏に亘りて泮けず。炎熱に當る比、出して之を用ふと。大中彥、乃ち之を帝に獻ず。是より季冬ごとに氷を伐りて之を藏め、春分に至りて之を頒てり日本紀。

大山守皇子、帝、嘗て菟道稚郎子を立て、嗣となさんと欲せり。時に、仁德帝及び大山守の行第、稚郎子の上に在り。帝、試に問を設けて、其の意を諷せしに、大山守の對辭、旨に忤ひて、帝、悅ばず。稚郎子を立つるに及び、大山守に命じて、山川林野を掌らしむ。明年、帝崩ず。大山守、素より嗣となるを得ざりしを恚れるに、重ぬるに倭の屯田の事を以てしたれば、怨を含むこと益々深し。時に、皇太子、仁德帝と相讓り、遜れて菟道に居る。大山守、密に不軌を圖りて、將に太子を襲はんとす。仁德帝、其の計を知りて、太子に告げしに日本紀。太子、乃ち盛に帳帷を山上に張りて、百官環列して往來するの狀を爲し、一舍人をして、佯りて太子の爲して胡床に坐せしめ、太子、自ら布衣を著、楫を操りて舟子の中に雜り、兵を河邊に伏せて以て待つ。大山守、知らず、遲明、河に至り、從士數百、

皆甲を衷み、將に船に上らんとして、山上の帳帷を望み見、以爲らく、太子、焉に在らんと。舟、中流に至りしとき、太子、舟子に命じて、舷を蹈ましむれば、船、卽ち傾き、大山守、水に墮ちて浮沈す。伏兵、矢を發ちて、岸に著くことを得ず、遂に溺死せるを、太子、鈎もて其の屍を求め、之を考羅濟に得て、那良山に收め葬りぬ。日本紀。古事記を參取す。

去來眞稚皇子。

皇太子菟道稚郎子、幼より讀書を好み、百濟人阿直岐及び王仁を師として、博く典籍に通せり。帝、甚だ焉を鍾愛す。二十八年、高麗、上表して曰く、高麗王、日本國に敎ふと。太子、之を讀みて大に怒り、使者を召して、其の無禮を責め、面に表文を裂き棄てたり。四十年正月、立ちて皇太子となる。明年、帝崩ず。皇太子、位を仁德帝に讓りて曰く、夫天下に君として、以て萬民を治むるもの、之を蓋ふこと天の如く、之を容るゝこと地の如くならば、上下相驩び、天下安からん。今、我は弟なり、加ふるに不德を以てす、何ぞ敢て大業を承けんや。大王、天姿岐嶷にして、仁孝遠く聞え、年齒且つ長け給へれば、宜しく天下に君となり給ふべし。先帝の我を立てゝ太子となし給ひしは、豈に才德あるを以てならんや、唯之を愛し給ひしなり。宗廟社稷の重き、我、何ぞ之を奉ずるに足らんや。且つ昆は上にして季は下、聖は君にして愚は臣なることは、古今の常典なり。願はくは、大王、疑ひ給ふことなく、速に帝位に卽き給へ。我、當に臣となりて助けまつるべきのみと。帝曰く、然らず、先

皇、謂ひけるは、皇位は一日も空しくすべからず、豫め明德を撰びて以て貳となし、之に祚するに嗣を以てし。之に授くるに民を以てし、其の寵章を崇げて、聞を萬國に布かんと。我、不賢なりと雖も、敢て先帝の命を棄てんやと、固辭して受けず。太子も、亦立つことを肯ぜずして、菟道に遜れ、宮を作りて以て居り、皇位の空しきこと三歲。時に、海人ありて鮮魚を菟道宮に獻ず。太子曰く、我は、天皇に非ざるなりと、之をして難波に獻ぜしむ。帝も、亦辭し、諭して以て菟道に獻ぜしむ。魚、路に餒れ、更に獲て以て獻ぜしに、讓ること前日の如くなれば、魚、又餒れぬ。海人、之を苦み、魚を棄てゝ泣けり。諺に、海人乎、因己物以泣と曰ふは、此を之謂へるなり。太子曰く、我、兄王の志を奪ふべからざるを知る、豈に久しく生きて以て天下を病ましめんやと。乃ち自決せり。帝、之を聞きて大に驚き、馳せて菟道宮に到れば、時、已に三日なり。帝、標擗して叫哭し、乃ち髮を解きて屍に跨り、三たび呼びて曰く、我が弟太子と。太子、廼ち聲に應じて蘇息して起坐す。帝曰く、何ぞ遽に此に至れる、死者知ることあらば、先帝、其我を何とか謂はんと。太子曰く、天命なり、誰か能く之を留めん。我、先帝に地下に見えて、具に兄王の聖にして且つ讓あることを奏せん。方今、我が死を聞きて急に至る、乃ち勞れ給ふことなからんや。請ふ、八田皇女を掖庭に納れんと。言ひ畢りて絕えたり。帝、素服して哀を擧げ、之を哭して慟し、遂に菟道山上に葬りぬ日本紀〇續日本後紀に曰く、宇治稚彥皇子は、我が朝の賢明、其の死するとき、遺命して骨を散ぜしめたりと。按ずるに、是の時、未だ異敎あらざりき。蓋し後世の釋氏、爲に此の說を作し、以て太子を誣ひしなり。故に取らず。

隼總別皇子、仁德帝の四十年三月、帝、雌鳥皇女を納れて以て妃となさんと欲し、隼總別をして命を通ぜしめしに、隼總別、雌鳥と通じ、久しく復命せず。帝、未だ之を知らずして、親しく雌鳥が室に臨む。時に、雌鳥、縑を織る。侍女、歌ひて曰く、ひさかたの、天かなばた、雌鳥が織るかなばた、隼總別の、みおすひがねと。帝、乃ち隼總別の私に通ぜることを知りて、心に之を銜めり○古事記に曰く、天皇、其の弟速總別王をして媒をなさしむ。雌鳥王、速總別王に謂て曰く、天皇、皇后の妬を難りて、八田若郎女を納るゝこと能はず、故に、吾、之に事ふることを欲せず、願はくは、君の妻とならんと。卽ち相婚し、因て復奏せず。天皇、偶、雌鳥王の室に幸せしとき、雌鳥王、機に上りて織る。天皇、歌を作る。雌鳥王も、亦歌を作りて之に答へたりと。然れども、帝、素より友愛にして、且つ皇后を憚り、隱忍して罪せず。一日、隼總別、雌鳥が膝を枕して臥し、謂て曰く、鷦鷯と隼と孰か捷きと。曰く、隼なるかなと。曰く、是我が先ずる所以なりと。帝、聞きて之を惡む。隼總別の舍人等、歌ひて曰く、隼は、天にのぼり、飛びかけり、五十槻が上の、鷦鷯捕らさねと。帝、聞きて大に怒りて曰く、朕、私怨を以て親を滅すことを欲せず。然れども、彼、反て社稷を危くせんと欲するかと、乃ち之を殺さんと欲す○古事記に曰く、雌鳥王、速總別王の來るを見、歌ひて曰く、雲雀は、天にかける、高行くや、はやぶさわけ、さゞきとらされと。帝、之を聞きて、速總別王を殺さんと欲すと。隼總別、雌鳥と逃れて伊勢神宮に赴く。帝、吉備の品遲部雄鯽、播磨の佐伯阿俄能胡に敕して、之を追はしめて曰く、及ぶ所に卽ち之を殺せと。雄鯽等、伊勢の蔣代野に追ひ及びて、之を殺せり日本紀○古事記に曰く、速總別王、雌鳥王と逃れて倉梯山に入らんとし、行きて宇陀蘇邇に到るとき、官兵の爲に殺されたりと。

大葉枝皇子。

小葉枝皇子。

堅石王〔○本書に、或は加多遲王に作れり。〕子あり、久奴王と曰ふ〔古事記。〕

仁德の五皇子、磐之媛皇后、履中帝。住吉仲皇子。反正帝。允恭帝を生み、妃日向髮長媛、大草香皇子を生めり。

住吉仲皇子、履中帝、既に喪を除きて、未だ位に卽かざりしとき、羽田矢代宿禰が女黑媛を納れて妃となさんと欲し、仲をして往きて期を告げしめたり。仲、乃ち佯りて帝の爲して之を姦し、歸るとき、適手鈴を遺れたり。翌夜、帝、至りて帳を褰げて入らんとするに、牀頭に鈴音あり。帝、怪みて之を問ふ。媛曰く、昨夜、賚しゝ所の鈴に非ずやと。帝、乃ち仲が之を姦せしことを知り、默して去りぬ。仲、誅を恐れて、兵を擧げて宮を圍みければ、平群木菟宿禰等、帝を奉じ、竊に逃れて倭に入れり。仲、火を縱ちて宮を焚き、阿曇連濱子を使はし、淡路の海人に命じて飛鳥山を扼せしむ。帝、已に至り、兵ありと聞きて、便ち龍田を踰ゆ。海人數十、之を追ひしに、反て帝の爲に獲られたり。倭直吾子籠、仲の爲に兵を以て帝を搔食栗林に拒ぎ、官兵の多く集るを見て、乃ち降れり。帝、瑞齒別皇子と平群木菟宿禰とをして、難波に赴きて仲を討たしむ。瑞齒別皇子、仲が親信する所の隼人刺領巾に啗すに重賞を以てせしに、刺領巾、仲を厠の上に刺して、焉を殺せり〔日本紀。〕

大草香皇子〔古事記に、大日下王に作れり。今、日本紀に從ふ。〕一名は波多毗大郎子、帝、爲に大日下部を置けり〔古事記○按ずるに、草香、日下、訓讀通ず。〕

安康帝立ちて、大泊瀨皇子の爲に大草香の妹幡梭皇女を聘せんと欲し、根使主をして其の意を致さ

しむ。大草香、對へて曰く、臣、近、重痾に沈めること、譬へば、物を船に載せて、以て潮の至るを待てるが如し。然れども、死は天命なり、何ぞ惜むに足らん。但孤妹あるを以て、未だ輙く瞑することを能はざるのみ。今、陛下、其の醜陋を嫌ひ給はず、將に荇菜の數に備へ給はんとす。恩命の辱なさ、臣、何ぞ敢て辭せんと。因て、其の私寶押木珠縵といふものを以て、根使主に附して曰く、菲薄の物なれども、願はくは、信契となさん。卿、宜しく爲に奏上せらるべしと。根使主、其の美麗を愛で、私に之を匿し、佯り奏して曰く、大草香皇子、命を奉じ給はず、乃ち臣に謂て曰く、彼、同族なりと雖も、豈に吾が妹を以て妻となすことを得んやと。帝、怒りて兵を遣はして、大草香の第を圍み、攻めて之を殺せり。帝、乃ち幡梭を取りて大泊瀬皇子の妃となせり。初め大草香の難に遭ふや、其の臣難波吉師日香蚊、皇子の頸を抱き、二子、各一足を持ちて、呼びて曰く、悲しきかな、吾が主、罪なし。吾が父子三人、生きて之に事へ、死して殉せざるは、是不臣なりと、卽ち皆自ら刎ねたるに、衆、爲に流涕せり。雄略帝の十四年、根使主、事覺はれて誅に伏し、敕して、日香蚊が後を求めて、姓を大草香部吉士と賜へりと云ふ。大草香の妃中蒂姬、眉輪王を生めり日本紀。

眉輪王○古事記に、目弱王に作れり。安康帝の元年二月、帝、既に大草香を殺し、其の妃中蒂姬を取りて妃となし、尋で立てゝ皇后となせり。眉輪、母の故を以て罪を免されて、宮中に養はる。三年八月、帝、山宮に幸して、樓上に宴し、酒酣にして后に謂て曰く、吾妹よ○本書の註に、古俗、蓋し妻を稱して妹となしたりと。汝、親昵すと雖も、

唯眉輪王長じて後、朕が其の父を殺したることを知らば、必ず仇を報ゆる心あらんことを恐れ、朕、常に以て念と爲せるのみと。因て、后の膝を枕して臥せり日本紀。王長じて後以下、古事記が參取す。　眉輪、時に年七歳書紀・古事記。　樓下に遊戲して、悉く其の言を聽き、遂に樓に登り、帝の醉ひて睡れるを伺ひ、刺して之を弑す〇古事記に曰く、天皇の傍の刀を取りて之を斬ると。　大泊瀨皇子、變を聞き、諸兄、之をせしめしならんと疑ひ、自ら兵を率ゐて賊の由る所を按劾す。眉輪曰く、臣、天位を求めず、唯父の仇を報いたるのみと〇水鏡に曰く、眉輪王、即ち自到して死せりと。　境黑彥皇子、眉輪をして、倶に走りて大臣葛城圓が宅に匿れしむ。大泊瀨皇子、使を遣はして、之を索むれども、圓、之を出さず。乃ち兵を益し、宅を圍みて火を縱ちしに、眉輪等、焚死せり日本紀。

履中の二皇子、妃黑媛、磐坂市邊押磐皇子。御馬皇子を生めり日本紀。

磐坂市邊押磐皇子〇押磐の磐は、一に羽に作り、古事記には、忍齒別王に作れり。　安康帝、嘗て位を押磐に傳へんと欲して、豫め後事を屬せしかば、大泊瀨皇子、之を啣みたりしが、既に眉輪王を誅し、使を遣はして、押磐を誘はしめて曰く、近江の狹狹岐山の韓帒言ふ、來田綿蚊屋野に猪鹿多しと。願はくは、皇子と縱に獵して、同じく娛まんと。押磐、乃ち從ひて獵せるとき、大泊瀨皇子、陽り呼びて曰く、猪ありと、弓を彎きて馳せ、射て押磐を殺せり。帳內佐伯部賣輪一名仲子。　屍を抱き、號哭して去らざれば、又之をも併せ殺して日本紀。　押磐を盛るに槽を以てして之を埋む古事記。　押磐、億計王。弘計王。橘王及び一女を生めり日本紀註〇按ずるに、本書の註に、飯豐女王を收めて二女となしたれども、今取らず。說は、皇女傳に見ゆ。

億計王。弘計王、難を避け、走りて播磨の赤石に至る。

語は、顯宗紀に在り。淸寧帝崩じて、弘計王、位に卽く。是を顯宗帝となす。乃ち哀詔を下して、押磐の屍を訪求し、因て耆老を召し、親しく臨みて之を問ふ。一老嫗、置目と名くるあり。狹狹城山の倭帒が妹なり。進みて言ふ、其の所を識れりと。帝、皇太子と、置目を將て蚊屋野に幸し、果して焉を得たり。壙に臨み哀慟して曰く、古より以來、斯の如く慘なるは莫しと。乃ち之を改め葬らんと欲すれども、押磐、佐伯部賣輪と同じく瘞られて、識別すべからず。押磐の乳母、奏すらく、賣輪は上齒墜ちたりきと。因て、僅に髑髏を辨つことを得たり。是に於て、雙冢を起し、葬儀、異なることなし。乃ち押磐を殺すことに與りしもの狹狹城山の韓帒を誅せんとするに、韓帒、叩頭して哀を乞へば、赦して、其の罪を減じ、籍を削りて押磐の守冢に充て、山部連に隸せしむ。倭帒は、置目が功ありしを以て、赦して其の本姓を賜ひ（日本紀。）特に詔して、置目を宮側に處き、朝夕入りて侍せしめ、賞賚優渥なり。置目、年老いて、行歩甚だ窘めば、詔して、大殿戸より置目が所に至るまで、繩を亘して鐸を繫け、之に緣りて出入せしめ、且つ以て傳謁に代へたり。二年、置目、衰耄を以て家に歸らんことを願ふ。帝、爲に惻然として、御製の歌及び物千段を賜ひて、之を遣り歸す（日本紀。古事記を參取す。）仁賢帝、赦して、諸國の佐伯部を求め、賣輪が後を以て佐伯造となせり（日本紀。）

御馬皇子、三輪君身狹と善し。押磐皇子殺さるゝに至りて、憂懼措くことなし。因て、身狹が許に往かんとするを、大泊瀨皇子、兵を遣はして、之を三輪磐井の側に徼へしに、御馬、與に戰ひて獲ら

れ、死に臨み、井を指して詛ひて曰く、此の井、百姓は飲むことを得とも、王者は飲むこと能はじと。日本紀。
反正の一皇子、弟姫、高部皇子を生めり。日本紀。
高部皇子。
允恭の五皇子、忍坂大中姫皇后、皇太子木梨輕。境黒彦皇子。安康帝。八釣白彦皇子。雄略帝を生めり。日本紀・古事記○按ずるに、日本紀顯宗紀の註に曰く、難波小野王は、雄朝津間稚子宿禰天皇の曾孫、磐城王の孫丘稚子王の女なりと。此に據れば則ち、磐城王は、即ち帝の子なり。然れども、他に考ふる所なし。姑く此に附す。
皇太子木梨輕、帝、嘗て爲に輕部を定めたり。古事記。　二十三年三月、立ちて皇太子となる。容姿佳麗にして、同母の妹輕大娘も亦艶なり。太子、毎に之を姦せんと欲し、罪を懼れて未だ果さゞれども、戀戀として殆ど將に死せんとす。自ら以爲らく、其の徒に死せんよりは、欲する所を遂げて以て罪を獲んには若かじと。是に於て、竊に通せり。明年六月、御膳の羹氷る。帝、之を異みて、命じて卜はしむ。卜者曰く、内亂あり、親親相姦せるかと。人あり、曰く、皇太子、大娘皇女に通じたりと。因て、推問して實を得たり。帝謂らく、太子は儲貳なれば、刑すべからずと。乃ち大娘を伊豫に流せり。四十二年、帝崩ず。太子、暴虐にして、婦女に淫すれば、羣臣、心を穴穗皇子に屬せしに、太子、密に兵を集めて、將に之を襲はんとす。穴穗皇子も、亦之が備を爲し、各器械を造る○各器械を造るは、古事記に據る。穴穗括箭。輕括箭は、此に始れり。太子、人心の背離せるを度り、乃ち物部大前宿禰が家に匿れければ、穴穗皇子、之を圍む。大前、迎へ謁して曰く、願はくは、太子を害し給ふこと勿れ、臣、謀る所

ありと。太子、遂に自殺せり。或は云ふ、伊豫に流されたりと日本紀○古事記に曰く、天皇崩じて、皇太子、未だ位に卽かず、其の妹輕大郎女を姧し、百官民庶、悉く背きて、穴穗皇子に歸す。太子恐れ、逃れて大前小前大臣が家に入る云云。大前小前大臣、太子を捕へて以て降る。是に於て、之を伊余湯に流す。發するに臨みて、輕大郎女追ひ至り、卽ち共に自殺せりと。又按ずるに、水鏡に、以て安康帝元年の事となせるは誤なり。

境黑彥皇子、大泊瀨皇子に逼られて、大臣葛城圓が宅に焚死したるに、坂合部連贄宿禰、其の屍を抱きて、亦同じく焚死したり。其の舍人等、燒けたる所の骨を收むるに、其の辨じ難きを以て、並て之を一棺に盛り、新漢槻本南丘に葬れり日本紀。

八釣白彥皇子、亦大泊瀨皇子に殺されたり日本紀○古事記に曰く、眉輪王、逃れて圓が家に入る。大泊瀨皇子、變を聞き、黑彥が許に到りて、之と謀る。黑彥、以て意となさず。大泊瀨王子、罵りて劒を拔きて之を殺す。則ち白彥が許に到りしに、亦黑彥の如くす。大泊瀨皇子、其の衿を扼し、率ゐて小治田に至り、穴を掘りて立ちながらに之を埋るに、腰を沒する比、兩眼脫けて死せりと。

雄略の三皇子、妃葛城韓媛、清寧帝を生み、吉備稚媛、磐城皇子・星川稚宮皇子を生めり日本紀。

磐城皇子、帝の二十三年、弟星川と焚死せり日本紀。

星川稚宮皇子、人となり悖戾にして行なし。二十三年八月、帝、疾大漸なるとき、大連大伴室屋等に遺詔し、星川をして政事に與らしむること勿らしむ。帝崩じて、母稚媛、竊に星川に謂て曰く、天位に登らんことを欲せば、先大藏の官を取れと。磐城皇子、諫めて曰く、皇太子、弟たりと雖も、既に位を東宮に正し給へり、安ぞ欺くべけんやと。星川、從はず、大藏に據りて外門を鎖閉し、擅に官物を用ふ。室屋等、軍を發し、大藏を圍みて火を縱ちしに、磐城・星川及び之に從へるもの、皆焚死

す。河内三野縣主小根、火を避けて走り出で、草香部吉士漢彦が脚を抱きて哀を求めしに、漢彦、爲に室屋に請ひて之を免せり。小根、乃ち難波の來目邑の大井戸の田十町を以て室屋に納れ、又田地を以て漢彦に與ふ。吉備上道臣等、亂を聞きて星川を援けんと欲し、戰艦四十艘を率ゐて來りたれども、其の敗を聞きて歸りければ、淸寧帝、使を遣はして、之を讓め、其の領せる所の山部を奪へり日本紀。

繼體の九皇子、手白香皇后、欽明帝を生み、妃目子媛、安閑帝・宣化帝を生み、稚子媛、大郎皇子を生み、倭媛、椀子皇子・耳皇子を生み、荑媛、厚皇子を生み、廣媛、兎皇子・中皇子を生めり日本紀。

大郎皇子。

椀子皇子。

耳皇子。

厚皇子。

兎皇子。

中皇子。

宣化の二皇子、橘仲皇后、上殖葉皇子を生み、妃大河内稚子媛、火焰皇子を生めり日本紀。

上殖葉皇子、一名は椀子日本紀。子を十市王と曰ふ。十市王の子を多治比古王と曰ひて、姓を多治比公と賜れり三代實錄貞觀八年。

火焔皇子。

欽明の十六皇子、石姫皇后、箭田珠勝大兄皇子・敏達帝を生み、妃倉稚綾姫、石上皇子を生み、日影皇女、倉皇子を生み、堅鹽媛、用明帝・蠟嘴鳥皇子・椀子皇子・石上部皇子・山背皇子・櫻井皇子・橘本稚皇子を生み、小姉君、茨城皇子・葛城皇子・埿部穴穗部皇子・崇峻帝を生み、糠子、橘麻呂皇子を生めり日本紀。

箭田珠勝大兄皇子、帝の十三年四月、薨ず日本紀。

石上皇子。

倉皇子。

蠟嘴鳥皇子。

椀子皇子。

石上部皇子。

山背皇子。

櫻井皇子、女あり、吉備姫王と曰ひ皇胤紹運錄。茅渟王に適きて、皇極帝を生めり日本紀。

橘本稚皇子。

茨城皇子。

葛城皇子。

泥部穴穂部皇子〇古事記に、三枝部穴太部王に作れり。一名は天香子、又住迹とも曰へり。敏達帝崩じて、穴穂部、竊に覬覦を懷く。時に、羣臣、悉く殯宮に集れり。穴穂部、憤を發し、言て曰く、何の故にか死せる王の庭に事へて、生ける王の所に朝せざると。既にして、用明帝位に卽き、穴穂部、陰に弗軌を謀り、元年五月、炊屋姫皇后を烝せんと欲し、強て殯宮に入らんとするを、三輪君逆、兵衞を麾き、門を鎖して内れず。穴穂部、問ひて曰く、何人か此に在ると。兵衞、答へて曰く、三輪君逆在りと。穴穂部、七たび呼べども終に門を開かず。是に於て、大臣蘇我馬子宿禰、大連物部連守屋に謂て曰く、逆、屢禮なし。前に誄を殯庭に奉りて曰く、朝廷を荒めず淨めまつり、鏡面の如く治め平け仕へ奉らん。今、天皇の子弟多く、且つ兩大臣在るに方り、誰か專ら奉仕を言ふことを得んと。其の禮なきこと此の如し。又、余、殯宮を觀んと欲するを、拒みて入れず、七たび呼べども應へず、願はくは、之を斬らんと。二人共に曰く、唯命のみと。穴穂部、素より守屋と善し。便ち倶に兵を率ゐて磐余池邊を圍まんとす。逆、之を知りて、三諸岳に逃れ、夜半、山を出でゝ潛に炊屋姫皇后の別宮海石榴市に隱れ、族人白堤。横山が爲に告げらる。穴穂部、復守屋を遣はして、逆及び其の二子を撃たしめ、因て又自ら行かんと欲す。馬子、之を聞きて、穴穂部の家に抵り、其の門を出づるに會ひ、乃ち諫めて曰く、王者は刑人に近かず、請ふ自ら往くこと莫れと。穴穂部、肯ぜず。馬子、磐余池邊に從ひ到りて、切に之

を諫めれば、穴穗部、乃ち止み、胡床に踞りて以て守屋が還るを待つ。之を久しくして、守屋、至りて曰く、逆等を誅滅せりと○本書の註に、一說に曰く、穴穗部皇子、自ら行きて射殺せりと。又曰く、逆は敏達帝の寵臣にして、悉く內外の事を委ねられたり。是に由りて、皇后及び馬子、倶に穴穗部を惡めりと。明年四月、用明帝崩じて、守屋、穴穗部を立てんことを圖る。六月、馬子、炊屋姫皇后の詔を奉じ、佐伯連丹經手・土師連磐村・的臣眞嚙を遣はして、穴穗部及び宅部皇子を討たしむ。宅部と穴穗部と、最も相善し。是の夜將に半ならんとするとき、丹經手等、穴穗部の宮を圍み、兵士、樓に登りて穴穗部の肩を撃ちしに、穴穗部、地に墜ち、走りて偏室に入る。乃ち燭を擧げ、索めて之を殺し、明日、宅部を誅せり日本紀○聖德太子傳曆に曰く、穴太部皇子・宅部皇子は、用明帝の兄弟と。皇胤紹運錄にも、亦宅部を以て欽明帝の子となせり。然れども、日本紀の註に曰く、宅部皇子は、檜隈天皇の子、上女王の父ならんと。未だ詳ならずと。今按ずるに、檜隈天皇は、宣化帝なり。欽明帝、檜隈坂合陵に葬ると雖も、未だ檜隈天皇と稱するの文を見ず。日本紀の註に、既に未詳と言へば、則ち考定すべからず。故に取らず。

橘麻呂皇子。

敏達の六皇子、廣姫皇后、押坂彥人大兄皇子を生み、額田部皇后、竹田皇子・尾張皇子を生み、夫人老女君、難波皇子・春日皇子・大派皇子を生めり日本紀。

押坂彥人大兄皇子、又名は麻呂古○按ずるに、日本紀用明紀に曰く、太子彥人皇子と。古事記にも、亦太子と稱せり。然れども、其の立ちて太子となること、他に見る所なし。蓋し追尊して稱せるか。糠手姫皇女を娶りて、舒明帝日本紀。中津王・多良王を生み古事記○按ずるに、姓氏錄に、大原眞人等、敏達帝の孫百濟王の後より出づと載せたり。此に據れば、則ち多良王の上に、疑ふらくは、一の久の字を脫せるならん。百濟・久多良、訓讀相通ず。又茅渟王・山代王・笠縫王及び一女を生みたり古事記・皇胤紹運錄。茅渟王、吉備姫王を娶りて、皇極帝・孝德帝を生めり日本紀。

竹田皇子、一名は小貝。古事記。大臣蘇我馬子宿禰が物部連守屋を伐ちしとき、泊瀨部皇子等と兵を率ゐ、進みて守屋を攻めたり。日本紀。

尾張皇子、女あり、位奈部橘王と曰ひて〇本書に、一に、多至波奈大女郎に作れり。聖德太子の妃となれり。太子薨ずるに及び、橘王、悲哀して、上奏して曰く、我が大王、嘗て告げゝらく、世間は虛假にして、唯佛のみ是眞なれば、其の法を玩味せよと。謂らく、我が大王、應に天壽國中に生れ給ふべしと。而れども、彼の國の形は、眼に看るべからざる所、願はくは、圖像に因りて、大王往生の狀を觀んことをと。推古帝、爲に悽然として、乃ち諸の采女に敕して、繡帷二張を造り、東漢末賢・高麗加西溢等をして畫かしめて、之を賜ひき。法王帝說。

難波皇子、子あり、栗隈王と曰ひて、自ら傳あり。橘氏系圖に、一に、難波皇子、大俣王を生み、大俣王、栗隈王を生むとなせり。今、姓氏錄・公卿補任に從ふ。

春日皇子。

大派皇子、舒明帝の時に當り、蘇我氏、權を弄びて、朝政懈弛せるとき、大派、之を憂へ、蘇我蝦夷臣に謂て曰く、羣卿及び百寮、朝參甚だ晚し、請ふ、今より以後、卯の初に朝し、巳の後に退き、鐘を以て候とせんと。蝦夷、從はざりき。日本紀。

用明の六皇子、穴穗部間人皇后、聖德太子廐戶・來目皇子・殖栗皇子・茨田皇子を生み、嬪石寸名、田目皇子を生み、宮人廣子、麻呂子皇子を生めり。日本紀〇按ずるに、本書推古帝元年の文に、廐戶を以て第二子となせり。蓋し嫡庶に拘らず、年齒を以て次序となせしなり。

聖德太子厩戸〇日本紀に、一説に曰く、一名は豐耳聰聖德と。然れども、日本紀及び法王帝説・聖德太子傳曆、聖德太子傳補闕記に、並に聖德と名づくることを書せず。日本紀の敏達帝五年に、東宮聖德と書したれども、亦名となせるに非ず。神皇正統記には、聖德を以て謚となせり。今、元亨釋書を考ふるに、聖德は、太子の全行を擧げて稱すと。則ち蓋し、時人、尊びて稱せし所、後世、就きて其の號を用ひしのみ。 母は穴穗部間人皇后なり。皇后懷娠し、偶出でゝ宮省を巡視し、馬官の厩戸に至り、勞せずして生めり。因て名けて厩戸と曰へり日本紀・太子傳曆。 生れて能く言ひ、聖智あり日本紀。 年數歳にして、諸皇子と宮中に集り、相戲れて口鬪せしに、帝、聞きて笞を取りて起つ。諸皇子、皆走り避けたれども、太子、獨り袒きて進めり。帝曰く、汝、何ぞ爾すると。對へて曰く、天、階して升るべからず、地、穴して藏るべからず、進みて笞を受くる所以なりと。帝、之を異とせり太子傳曆・太子傳補闕記。 稍長じて、讀書を好む。性最も聰敏にして、十人の訴事を兼ね聽きて、略違錯することなし〇按ずるに、法王帝説・太子傳略補闕記・太子傳曆に、八人、聲を同じくして事を訴ふるに、太子、並に聽きて違錯することなし、故に、八耳皇子と曰へりと。 帝、之を愛し、之を宮の南の上殿に居らしめ、因て號して上宮廐戸豐聰耳皇子と曰へり。太子、釋敎を好み、博く典籍を覽る。大臣蘇我馬子宿禰も、亦佛を信ず。敏達帝の十四年、馬子、疾ありて、佛に禱らんことを奏請す日本紀。 帝、固より佛を好まず。太子に謂て曰く、我が國には自ら神あり。而るに、今、馬子、異域の神を祭らんことを請ふ。之を爲すこと如何と。太子曰く、諸佛の道は、諸神、亦敢て違はじ、今、馬子、佛法を興さんことを請へるは、是、國家の福なりと。帝、乃ち馬子が請を允せり太子傳曆。是の時、天下、疾疫ありて、民、多く死亡す。大連物部弓削守屋・中臣勝海連、奏すらく、是、蓋し馬子が佛法を興行するに由るならんと。是に於て、帝、詔を下して、祠宇・佛像を燒けり日本紀。 太子・馬子、

深く二人の所爲を惡む太子傳曆・太子傳補闕記。是の歲、帝崩じて、用明帝、位に卽き、二年、瘡を患へて彌留なり日本紀。太子、晝夜側に侍して、三寶に祈請し、口、響を絶たず太子傳曆。帝、因て佛に歸せんと欲すれども、是より先、天子、未だ嘗て佛を禮せざりき。是を以て、羣臣を召して會議す。守屋・勝海、極めて不可を陳す。馬子曰く、唯詔に之從はんと、乃ち豐國法師を宮中に引く日本紀。太子、馬子が手を握り、涕を垂れて曰く、三寶の妙理は、人、之を識らずして、妄に異議を生ず。今大臣、心を福田に歸せり、何の喜か之に加へんと。馬子、叩頭して曰く、殿下の盛德に賴りて、佛法を興隆せば、臣死するの日も、猶生ける年の如くならんと太子傳曆。守屋、睥睨して大に怒る日本紀。太子、左右に謂て曰く、大連、因果の理に迷ひ、禍、今將に至らんとす、但未だ覺らざるのみと太子傳曆・水鏡。或、以て守屋に告ぐ。守屋、兵を備へて自ら衞り、勝海、衆を以て守屋を助く。太子、舍人迹見赤檮をして陰に勝海を殺さしむ日本紀。太子傳曆・水鏡を參取す。帝、大漸なるに及びて、太子と誓ひ、寺及び藥師佛像を造りて、以て疾の瘳えんことを禱る法王帝説。旣にして、帝崩ず。時に、繼嗣未だ定らず。守屋、穴穗部皇子を立てんと欲す。馬子、先兵を遣はして、穴穗部を攻めしむ日本紀。太子、頗る言ふことありしかども、聽かずして之を殺し太子傳曆。遂に太子と、守屋を殺さんことを謀る。時に、用明帝の喪、殯に在り。太子、髮を額に束ね○本書の註に曰く、古者、小兒十五六の間には、髮を額に束ね、十七八歲には、分ちて角子となせりと。身ら軍後に隨ふ。守屋が兵强し。太子、自ら度るに、佛力を假るに非ずんば克つこと能はじと。乃ち白膠木を以て四天王像を作りて、頂髮の中に寘き、

誓を發して曰く、今若し我をして敵に勝たしめば、當に護世の四王の爲に寺塔を創建すべしと。既にして、守屋、敗死す。太子、乃ち寺を建てゝ、四天王像を安じ、守屋が奴婢・資財・田宅を收めて、悉く焉に施捨し、田一萬頃を分ちて赤檮を賞せり（日本紀）。崇峻帝立ちて、馬子が驕暴を惡み、密に太子に謂て曰く、馬子、內、私慾を恣にし、外、佛教を矯飾して、實に忠義の情なし、汝、以て如何と爲すと。太子、對へて曰く、馬子は、誠に驕臣なれども、唯陛下、焉を忍び給へと（太子傳曆・水鏡）。帝、剛腸にして惡を嫉み（太子傳曆）。時に忿言あり。馬子、聞きて懼れ、密に不軌を圖る（日本紀）。太子、其の間に處して、兩ながら其の計を知れども、匡濟すること能はず、隱忍して日を累ぬ（愚管鈔）。帝、遂に弑を以て崩ず。太子、聞きて哭して曰く、過去の報ならんと（太子傳曆）。馬子、後に弑を行ひしもの東漢直駒を捕へ、罪を數めて之を殺しければ（日本紀。太子傳曆を參取す。）天下、益之を憎めり（水鏡）。太子も、亦曰く、此の誅ありと雖も、而も、君を弑するの名は、千載雪ぐこと能はじと（太子傳曆）。然れども、復飜て之に卑附し、敢て與に忤ふことなし（愚管鈔）。羣臣、乃ち敏達帝の皇后に朝に臨まんことを勸進す。是を推古帝となす。推古帝の元年、立ちて皇太子となりて政を攝し、萬機を以て委ねらる。二年、太子及び馬子に詔して、佛法を興隆せしむ。是に於て、諸の臣・連等、競ひて佛塔を造り、是を寺と謂ふ。三年、高麗僧慧慈來りたれば、太子、之を師とし（日本紀）。從ひて五戒を受け、浮屠の號に倣ひ、自ら命じて勝鬘と曰ふ（四天王寺手印記）。十一年、太子、始て冠位十二階を制す。事は、職官志に詳なり。明年、憲法十七條を

制す。一に曰く、和を以て貴と爲し、忤ふことなきを宗とせよ。人皆黨あり、亦達者少し、是を以て、或は君父に順はず、乍ち隣里に違ふ。然れども、上和し下睦みて、事を論ふに諧はゞ、則ち事理自ら通じ、何事か成らざらん。二に曰く、篤く三寶を敬へ。三寶とは佛・法・僧なり。則ち四生の終期、萬國の極宗なり。何の世何なる人か、是の法を貴ぶに非ざる。人、尤惡鮮し、能く敎ふれば、之に從ふ。其三寶に歸せずんば、何を以て枉れるを直さん。三に曰く、詔を承けば必ず謹しめよ。君は、則ち之を天とし、臣は、則ち之を地とす、天覆ひ地載せ、四時順行して、萬氣通ずることを得。地、天を覆はんと欲せば則ち壞を致さんのみ。是を以て、君言へば臣承け、上行へば下靡く。故に、詔を承けば必らず愼め、謹まずんば自ら敗れん。四に曰く、羣卿百寮、禮を以て本とせよ。其民を治むるの本は、要は禮に在り。上禮せずんば、下齊はず、下禮なくんば、以て必ず罪あらん。是を以て、君臣禮あらば、位次亂れず、百姓禮あらば、國家、自ら治らん。五に曰く、餮を絕ち欲を棄て、明かに訴訟を辨へよ。其百姓の訟、一日に千事、一日すら尙爾り、況や歲を累ぬるをや。須らく訟を治むべきものは、利を得るを常と爲す。賄を見て讞を聽かば、便ち財あるの訟は、石もて水に投ぐるが如く、乏しきものゝ訟は、水もて石に投ぐるが似くならん。是を以て、貧民は則ち由る所を知らず、臣道も、亦焉に於て闕けん。六に曰く、惡を懲し善を勸むるは、古の良典なり。是を以て、人の善を匿すことなく、惡を見ては必ず匡せ。其諂ひ詐るは、則ち國家を覆すの利器たり、人民を絕つの鋒劍たり。亦

佞しく媚ぶるものは、上に對ひては則ち好みて下の過を說き、下に逢ひては則ち上の失を誹謗す。其此の如き人は、皆君に忠なく、民に仁なし。是大亂の本なり。七に曰く、人、各任あり、掌ること、宜しく濫れざるべし。其賢哲官に任ずれば、頌音則ち起り、奸者官に在れば、禍亂則ち繁し。世に生れながらに知るもの少く、尅く念ひて聖と作る。事大小となく、人を得れば必ず治り、時急緩となく、賢に遇へば自ら寛なり。此に因りて、國家永久に、社稷危きことなし。故に、古の聖王は、官の爲に以て人を求めて、人の爲に官を求めず。八に曰く、羣卿百寮、早く朝して晏く退けよ。公事盬きこと靡く、終日盡しがたし。是を以て、遲く朝すれば急に逮ばず、早く退けば必ず事盡きず。九に曰く、信は是義の本なり、事ごとに信あれ。其善惡成敗は、要するに信に在り。君臣、共に信あらば、何事か成らざらん。君臣信なくば、萬事悉く敗れん。十に曰く、忿を絕ち瞋を棄てゝ、人の違へるを怒らざれ。人、皆心あり、心、各執あり。彼是なれば則ち我非なり、我是なれば則ち彼非なり。我、必ずしも聖に非ず、彼、必ずしも愚に非ず。共に是凡夫のみ。是非の理詎ぞ能く定むべけん。相共に賢愚なること、環の端なきが如し。是を以て、彼の人瞋ると雖も、還て我が失を恐れ、我獨得たりと雖も、衆に從ひて同じく擧へ。十一に曰く、明かに功過を察し、賞罰必ず當らしめよ。日者、賞、功に在らず、罰、罪に在らず。事を執れる羣卿、宜しく賞罰を明かにすべし。十二に曰く、國司・國造、百姓に斂ること勿れ。國に二君あらず、民に兩主なく、率土の兆民、王を以て主となし、

任ぜらるゝ所の官司は、皆是王臣なり。何ぞ敢て公の與に、百姓に賦斂せん。十三に曰く、諸の官に任ぜらるゝものは、同じく職掌を知れ。或は病し或は使して事に闕くるあらん。然れども、知るを得るの日は、和すること曾識の如くせよ。其與聞に非ざるを以て、公務を妨ぐること勿れ。十四に曰く、羣臣百寮、嫉妬あることなかれ。我、既に人を嫉めば、人、亦我を嫉み、嫉妬の患、其の極を知らず。所以に、智、己に勝るれば則ち悦ばず、才、己に優れば則ち嫉妬す。是を以て、五百の後、乃ち賢に遇はしむれども、千載にして以て一聖を待ちがたし。其聖賢を得ずんば、何を以てか國を治めん。十五に曰く、私に背きて公に向ふは、是臣の道なり。凡そ人、私あれば必ず恨あり、憾あれば必ず同はず、同はざれば則ち私を以て公を妨ぐ。憾起れば則ち制に違ひ法を害す。故に、初章に云く、上下和諧せよとは、其亦是の情か。十六に曰く、民を使ふに時を以てするは、古の良典なり。故に、冬月は間あれば、以て民を使ふべし。春より秋に至るまでは、農桑の節なれば、民を使ふべからず。其農らずんば何をか食まん、桑せずんば何をか服ん。十七に曰く、夫事は、獨斷むべからず、必ず衆と論ぜよ。少事は是輕し、必ずしも衆とすべからず。唯大事を論ずるに逮びては、若し失あらんことを疑ふ。故に、衆と相辨ふるときは、辭則ち理を得んと。十三年、移りて斑鳩宮に居る日本紀。十四年、帝、太子をして勝鬘。法華の二經を講ぜしめ、諸名僧を前に引きて論問せしむ。太子、法服して法座に升り、麈尾を揮ひて酬應せり。帝、之を嘉し、詔して、播磨の水田一百町を賜ふ日本紀。太子傳暦を參取す。

子、嘗て法華經に脱字あるを疑ひ、全經を得んことを欲せしが、太子傳曆。　十五年、奏請して、大禮小野臣妹子をして隋に聘せしむ。日本紀。　其の書は、皆太子の詞なり。　明年、妹子、經を獲て歸る。　十九年五月五日、帝、將に菟田に幸して野人の獸を逐ふを觀んとす。　太子、諫めて曰く、佛敎の五戒は、一を不殺生となす。儒の所謂仁なり。　願はくは、陛下、永く此の事を斷ち給はんことをと、帝、之を納る太子傳曆。　是より毎歳、此の日を以て藥を採り、名けて藥獵と曰ふ。日本紀。　二十二年、馬子疾む。太子奏して、馬子が爲に僧尼一千人を度せり。日本紀。太子傳曆を參取す。　二十五年、帝、太子をして重て勝鬘經を講ぜしむ。馬子、因て太子の功德を讃揚し、其の勞を賞せんことを請ふ。　帝、大に喜び、太子の湯沐の邑を益し、東宮の俸を加へ給ひて、常式に二倍す。　太子、皆之を其の創めし所の寺に施せり。太子傳曆。　二十八年、馬子と、天皇記・國記及び臣・連・伴造・百八十部・公民の本記を撰ぶ。日本紀。　二十九年、是より先、太子疾めるとき、帝、田村皇子をして疾を視且つ言はんと欲する所を問はしめしに、太子、便ち田村皇子に附して報奏す。而して、其の言ふ所は、佛法を紹興し、伽藍を造修する事に過ぎざりき。扶桑略記。太子傳曆を參取す。　二月、斑鳩宮に薨ず。日本紀。　年四十九。水鏡・法王帝說・太子傳曆・太子傳補闕記。　磯長陵に葬る。日本紀。　天下、哀惜せざるはなく、哭泣の聲、行路に滿ち、月を踰ゆれども絕えざりき。日本紀。太子傳曆を參取す。　世に傳ふ、太子、生れて身に異香あり。太子傳曆・太子傳補闕記。　手拳啓かず。神皇正統記。　二歳二月、東向して南無佛と稱し。水鏡・太子傳曆。　自ら手を啓きて佛舍利を出せりと云ふ。神皇正統記。　長ずるに及びて、常に梵行を修む。　嘗て片岡山に遊びしとき、飢者を視て、

其の姓名を問へども、言はず。太子、命じて飮食を與へ、自ら衣を解きて之に覆ふ。明日、人を遣はして之を視さすれば、已に死したり。乃ち棺に斂めて其の所に葬る。後數日、太子、左右に謂て曰く、前日の飢者は、是眞人なりと。復人を遣はして、墓を開きて之を視させたるに、棺中唯衣あるのみ、時人、甚だ驚き異めり○按ずるに、太子傳曆・太子傳補闕記に、飢者の歌を載せたれども、日本紀には、太子の歌ありて、飢者の歌なし。今、帝說を考ふるに、巨勢三枝が歌三首あり、其の一に曰く、いかるがの、富の小川の、絕えばこそ、わがおほぎみの、御名わすらえめと。補闕記に、以て飢者の歌となせるは謬なり。初め欽明帝の十三年、百濟、始て佛像・經論を獻ぜしとき、帝、之を疑ひて未だ信ぜず、羣臣に歷問せしに、蘇我稻目宿禰、最も先に其の道を信ぜんとせしかども、物部尾輿連・中臣連鎌子、固く正議を執りて之を排したりき。是を以て、其の法廢れて行はれざりしが、太子と馬子と相得て、守屋・勝海を殺すに及び、其の道始て熾に、數十年ならずして、寺四十六所・僧尼一千三百八十餘人となりぬ日本紀。太子の建てたる所の寺を、四天王・法隆・中宮・橘樹・蜂岡・池後・葛城・元興・日向・定林・法興と曰ふ法王帝說・太子傳曆・元亨釋書を參取す。著す所、勝鬘・維摩・法華經の疏あり、號して上宮疏と曰ひて、皆深義を得たりと云ふ太子傳曆・太子傳補闕記。世に上宮法王と稱し、或は法主王と稱す法王帝說。太子、八男六女あり、長を山背大兄王と曰ひ、次は財王・日置王・長谷王・三枝王・伊止志古王・麻呂古王・白髮部王○按ずるに、皇胤紹運錄・太子傳曆に、多く用明の皇子を以て太子の子となせり。今、法王帝說に從ふ。

山背大兄王、諸子に於て最も賢なり法王帝說。推古帝の大漸なりしとき、田村皇子、入りて遺詔を受けしに、又大兄を召して詔しけるは、汝、肝稚し、意に望むことありと雖も、諠しく言ふことなく

必ず羣議に從へと。帝崩じて、大臣蘇我蝦夷宿禰、乃ち羣卿を私第に會して、二王子の受けし所の遺詔を宣し、羣議、未だ決せず。大兄、之を聞き、三國王・櫻井臣和慈古を遣はし、密に蝦夷に謂はしめて曰く、聞く、舅、田村皇子を以て位に卽かしめんと欲すと。我、之を思ふに、未だ其の理を得ず、願はくは、明かに舅の意を聞かんと。蝦夷、乃ち阿部臣麻呂等をして往きて大兄に啓さしめて曰く、賤臣、何ぞ輙く嗣位を定めん、惟遺詔を擧げて以て羣臣に告げしのみ。群臣、並に言ふ、遺詔の如くんば、則ち田村皇子、自ら當に位を嗣ぎ給ふべしと。是、羣卿の言なり、特に臣が心に非ず。臣、微意ありと雖も、傳へ啓すべからず、願はくは、間を得て面に言さんと。大兄、人をして麻呂等に問はしめて曰く、遺詔如何と。對へて曰く、臣等、其の詳なることを知らざれども、唯大臣が宣する所を聞きしに、曰く、先帝、大漸の日、田村皇子に詔して曰く、國政、輕きに非ず、汝、愼みて之を言へと。次に大王に詔して曰く、汝、肝稚し、諠しく言ふことなく、必ず宜しく羣議に從ふべしと。是乃ち諸女王及び采女等が悉く聞きし所なりと。大兄、又問ひて曰く、遺詔、誰か專ら之を聞けると。曰く、臣等、其の密なることを知らずと。大兄、乃ち麻呂等に告げしめて曰く、我が舅、甚だ思を勞し、啻に介使に命ずるのみに非ず、特に重臣を遣はして、厚く敎諭せられしは、寔に大恩なり。然れども、今、羣卿の遺詔と稱する所のものは、我が聞きし所と小しく異なり。我、竊に先帝の不豫を聞き、馳せて闕下に詣りしに、中臣連彌氣、禁省より出でゝ曰く、天皇、王を召すと。乃ち進みて閤門に向ひけるに、

栗隈采女黑女、庭中に來り迎へて、引きて大殿に入れたり。栗下女王及び女孺鮪女等數十人、帝の側に侍り、田村皇子も亦在せり。帝、大漸にして、我を覩給ふこと能はざれば、栗下女王、奏して曰く、山背大兄王至り給へりと。帝、起ちて詔して曰く、朕、寡薄を以て、久しく大業を承けたれども、今、曆運將に終らんとし、病、諱むべからざらんとす。汝は、本朕が腹心たり、愛寵の情、比をなすべからず。夫國家は大器なり、唯朕が世のみに非ず、古より之を難ず。汝、肝稚しと雖も、愼みて以て言せと。當時の左右近習は、咸く之を知れり。我、此の大恩を蒙りて、一たびは則ち以て喜び、一たびは則ち以て悲みて、爲さん所を知らず。意に謂らく、宗廟社稷は重事なり、我、眇小にして賢ならず、何ぞ敢て此に當らんと。卽ち舅及び羣卿に告げんことを欲せしかども、未だ其の間を得ずして、以て今日に迨べるのみ。我、嘗て舅の病を訊はんとして京師に抵りて、豐浦寺に居りき。是の日、先帝、八口采女鮪女を遣はし、詔を傳へしめて曰く、汝が舅大臣、常に汝が爲に言ふ、百歲の後、位を嗣がんものは、汝に當れるに非ずや、故に愼みて自愛せよと。既に是の事あれば、何ぞ疑はんや。然れども、我、天下を貪るに非ず、唯聞きし所を告ぐるのみ。神祇、之を證す。今、羣卿は、設へば嚴矛を執るものゝ如く○釋日本紀に曰く、嚴矛を取りて地に立つるものは、其の中を執るなりと。能く其の中を取りて、明かに我が舅に復せよと。時に、泊瀨仲王○法王帝說を按ずるに、聖德太子、長谷王を生む、其の母は膳部氏。泊瀨、長谷、訓讀通ず。疑ふらくは、此の人か。然れども、下文に曰く、我等父子、蘇我氏より出づと。此に據れば、大兄、蘇我氏を娶りて泊瀨王を生めるか。今、考ふる所なし。別に中臣連彌氣及び河邊臣を喚びて、之に謂て曰く、我等父子、並に蘇我より出でしは、天下の知る所なり。是

を以て、之を恃むこと高き山の如し。願はくは、嗣位は輙く言ふこと勿れと。乃ち三國王・櫻井臣和慈古と、阿倍臣麻呂等とをして倶に往かしめ、其の答を聞かんことを請ふ。蝦夷、紀臣鹽手・大伴連鯨等をして之に謂はしめて曰く、前日言ひ訖へて、復異なることなし。臣、敢て何の王を輕じ何の王を重ぜんと。數日にして、大兄、又和慈古を遣はして蝦夷に告げしめて曰く、前日の事は、唯聞ける所を陳べたるのみ、寧ぞ舅に違はんやと。是の日、蝦夷、疾ありて見ず。明日、和慈古と麻呂等とを召し、大兄に啓さしめて曰く、磯城島宮御宇天皇(欽明)より、以て近世に逮ぶまで、賢哲、政を輔けしに、今臣、乏を承け、謬りて羣臣の上に居て、以て策を定むることを得ず。而れども、此の事、至重にして、傳へ道ふべからず。唯願はくは、面に啓して、遺敕を誤らざらんのみと。是より先、蝦夷、私に境部臣摩理勢と、立てん所を議するとき、摩理勢、大兄を立てんことを欲せしかば、是に至りて、復摩理勢に問ふに、固く執りて移らず。遂に斑鳩に到りて、泊瀨王の宮に居る〇按ずるに泊瀨王は、蓋し泊瀨仲王ならん。蝦夷、怒りて、羣卿を遣はして、大兄に之を捕へんことを請はしむ。大兄、答へて曰く、摩理勢は、聖王の好せし所なれば、暫く來れるのみ、我、豈に舅の情に違はんや、願はくは、咎むること勿れと。乃ち摩理勢に謂て曰く、汝、先王の恩を忘れずして來りぬ。然れども、汝一人に因りて天下應に亂るべし。先王、歿するに臨み、諸子に敎へて曰く、諸惡作すこと莫れ、諸善奉じ行へと。我、斯の言を承けて、以て永戒となせり。故に、私情ありと雖も、隱忍して言はず、亦以て怨となすこと莫

し、我、切に舅氏に違ふことを欲せず。願はくは、今より心を改め以て羣議に從へと。諸大夫も、亦摩理勢を誨して、此の命に逆ふことなからしむ。是に於て、摩理勢、家に還りぬ。十餘日にして、泊瀨皇子、病みて薨じければ、蝦夷、田村皇子を奉じて位に卽かしめたり。是を舒明帝となす。皇極帝の踐祚するに至り、蝦夷が子入鹿、政を專にし、古人大兄を以て嗣となさんと欲し、大兄等の名の天下に振へるを忌みて、之を除かんことを謀り、二年十一月、軍衆を斑鳩に遣はして、大兄等を襲はしむ。奴三成、舍人數十と、拒ぎ戰ひ、其の將土師連猪手を射て之を殺す。軍衆怖れ退き、相謂て曰く、一人千に當るとは、三成の謂かと。大兄、馬骨を內寢に置き、竊に子弟・妃妾と間に乘じ、逃れて膽駒山に匿る。軍衆、火を縱ちて宮を燒き、燼骨を見て以爲らく、大兄等死せりと、圍を解きて去る。大兄等、山中に在りて、糧を絕つこと數日、三輪文屋君、勸めて曰く、請ふ、深草の屯倉に就きて馬を得、東國に赴きて乳部に賴り、師を興して還り戰はゞ、其必ず之に克たんと。大兄曰く、汝が言、固に然り、但、我、嘗て十年民を役せざらんことを願へり。且つ一身の故を以て、何ぞ百姓を害はん。又民をして、我に由りて其の父母を亡へりと言はしめんことを欲せず。夫身を捐てゝ國を安ずるは、豈に大丈夫ならずや。何ぞ必ずしも戰勝つことを是務めんと。已にして、入鹿、大兄等の山中に在りて、實は未だ死せずと聞きて、大に懼れ、速に兵を遣はして之を索めしめたれども、終に獲ること能はず。大兄等、還りて斑鳩寺に入りしに、兵、復來り圍めり。大兄、文屋をして諸將に謂はしめて曰く、吾、

若し兵を起して入鹿を討たば、勝を取らんこと必せり。然れども、吾、一身の故を以て、百姓を傷り殘はんことを欲せず。故に、今吾が身を以て入鹿に賜はんと。乃ち子弟・妃妾と自ら經れて死せり。時人云ふ、時に幡蓋伎樂、空中に見れければ、指して入鹿に示しゝに、變じて黑雲となりぬと日本紀。大兄、難波麻呂古王・麻呂古王・弓削王・甲可王・尾張王、及び二女を生みしが法王帝說○按ずるに、廐戶の子に麻呂子あり。此疑ふべし。太子傳曆には、難波麻呂古王を難波王に作り、麻呂古王を末呂女王に作れり。蓋し或は實を得たらん。傳曆には、又佐佐王を載せて、八人となせり。大兄等薨ずるに至りて、廐戶の子孫は、男女悉く絕えたり。是より先、童謠あり、曰く、巖の上に、小猿米燒く、米だにも、たげて通らせ、かましゝのをぢと。時人、之を說きて曰く、巖の上には、上宮に喩へ、小猿は、入鹿に喩へ、米燒くは、上宮を燒くに喩へ、米だにも、たげて通らせ、かましゝのをぢは、山背王は頭髮斑雜にして、色山羊毛に似たるに喩へたりと。又曰く、宮を棄てゝ山に匿るゝの兆なりと日本紀。

麻呂子皇子、又名は當麻、推古帝の十一年春、征新羅大將軍來目皇子、道にて病みて薨せしかば、四月、麻呂子を以て之に代らしむ。七月、難波より船を發せしに、妃舍人姬、自ら從ひしが、播磨の赤石に至りて、舍人姬薨じぬ。乃ち之を檜笠岡上に葬れり。是に於て麻呂子も、亦行くことを果さずして、京師に歸る日本紀。麻呂子、嘗て聖德太子の教を受けて、萬法藏院を創めしが、推古帝、敕して官寺となせり。當麻寺是なり古今著聞集・元亨釋書。

來目皇子、麻呂子の異母弟なり。推古帝の十年、征新羅將軍となり、衆二萬五千を將ゐ、以て新羅

を討たんとし、筑紫に到りて島郡に屯し、大に船隻を聚めて、資糧を運び輸す。六月、來目、病に遇ひて發することを得ず、明年二月、遂に筑紫に薨じぬ。帝、聞きて大に驚き、皇太子及び大臣蘇我馬子宿禰に謂て曰く、皇子、方に大事に臨みて、其の功遂げず。朕、甚だ焉を悲むと。乃ち土師連猪手を遣はして、周防の娑婆に殯せしめ、後、河内の埴生山岡上に葬りき。日本紀。

殖栗皇子。

田目皇子、一名は豐浦〇法王帝說に曰く、用明帝の崩後、田目王、穴太部間人皇后を烝して佐富女王を生めりと。然れども、他に見る所なし。故に取らず。

茨田皇子。

譯文大日本史卷の八十七終

12

明治四十五年四月二十二日印刷
明治四十五年四月二十五日發行
大正二年二月二十三日再版
大正三年四月十五日三版

侯爵德川家藏版

《佃製本》

譯文大日本史第二冊

編輯兼發行者　國民文庫刊行會
東京市神田區小川町一番地

右代表者　鶴田久作
東京市神田區雉子町三十二番地

印刷者　中島藤太郎
東京市神田區錦町三丁目一番地

印刷所　神田印刷所
東京市神田區錦町三丁目一番地

12

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03022 6468